



กรมทรัพย์สินทางปัญญา

DEPARTMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY

知的財産局

# 發明特許及び小特許出願審査 マニュアル

2019 年改訂版

仏曆 2562 年（西曆 2019 年）

商務省  
知的財産局  
特許部

## イントロダクション

知的財産局は、発明特許出願及び小特許出願の審査が、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）版の特許法（第 3 版）、省令、局告示、規則、規定、様々な審決に沿って行われるように、特許審査官や関係者が審査の基準として使う事を目的とし、そして、審査の基準が明確で正確で現代的で同じ方向性になるように担当官や審査官の作業方針を説明することに主眼を置いて、この「発明特許出願及び小特許出願の審査マニュアル」の内容を改善した。

また、もう一つの目的としては、特許出願人、小特許出願人、特許代理人及び関係者に、より正しく、公正、良質、世界標準に合う規範に則った発明特許出願及び小特許出願の審査における基準と方法とを理解せしめることにある。

なお、この「発明特許出願及び小特許出願の審査マニュアル仏暦 2562 年（西暦 2019 年）版」は、「発明特許出願及び小特許出願の審査マニュアル仏暦 2555 年（2012 年）版（オリジナル）」から内容を改善されたものであって、審査官の作業が完全、正確、明確になるように各章に審査方針が追加されたものである。さらに、「コンピュータープログラムやコンピューターの作動のためのデータシステム」に関する発明特許出願及び小特許出願の審査である第六章も追加した。

知的財産局は、このマニュアルが様々な分野の関係者に対して理論的な知識の面でも実際に応用する面でも役に立ち、発明特許出願及び小特許出願の審査が効率的になり、より良い効果を生む事を大いに期待するものである。最後に、協力して大きな達成をなし得た事に対し、特許部、法務部、作業チーム及び関係者に感謝申し上げる。

知的財産局

## ◆ マニュアルの使い方

発明特許出願及び小特許出願の審査マニュアルは、知的財産局特許部の審査官の審査において使われるマニュアルであり、以前より利用していた特許出願の審査マニュアルをより明確で詳細なものとなるようにした。また、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）9 月 27 日から施行している仏暦 2542 年（西暦 1999 年）版の特許法（第 3 版）に従うように、また省令や該特許法に従って発出した知的財産局告示、並びに特許委員会の審決や最高裁判所の裁判や関係する規則にも従うように改善されたものである。

この発明特許出願及び小特許出願の審査マニュアルは、特許出願及び小特許出願が同じ方向性で正しく審査できる基準として、審査官が用いる事を目的として作成された。また、特許出願人、小特許出願人、特許代理人及び一般関係者が審査官の発明特許出願と小特許出願の調査における基準と方針とを理解することができるようにするという目的もある。

この発明特許出願及び小特許出願の審査マニュアルは以下の六章が収録されている。

- 第 1 章 発明特許出願
- 第 2 章 発明特許出願の異議申し立て
- 第 3 章 小特許出願
- 第 4 章 国際出願（PCT）の審査
- 第 5 章 化学分野及び医薬品分野における特許出願及び小特許出願の審査
- 第 6 章 コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許出願及び小特許出願の審査

発明特許出願の審査に関するこの**第1章**には以下の3部が含まれている。

- ★第1部：予備審査
- ★第2部：特許情報調査
- ★第3部：発明審査

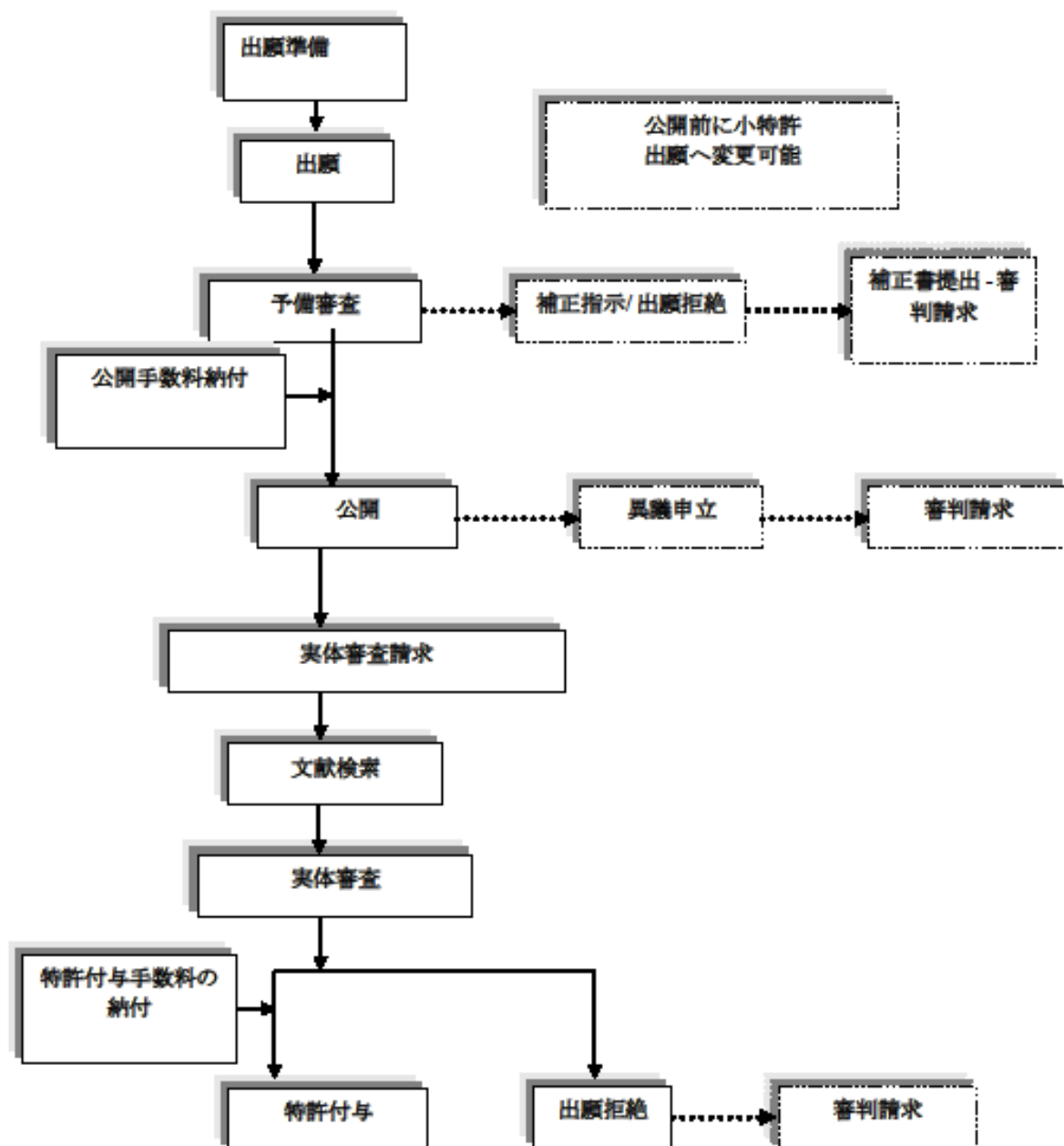
**第1部**における予備審査は出願審査の最初の過程であり、出願人が出願し添付書類も全部提出した後で公開が行われる前に、担当官が特許出願の正確性について審査を行う過程である。

**第2部**における書類調査は、特許出願が公開されてから異議申立等もなく90日経過し、かつ、出願人が公開日から5年以内に審査請求した場合に行う過程である。

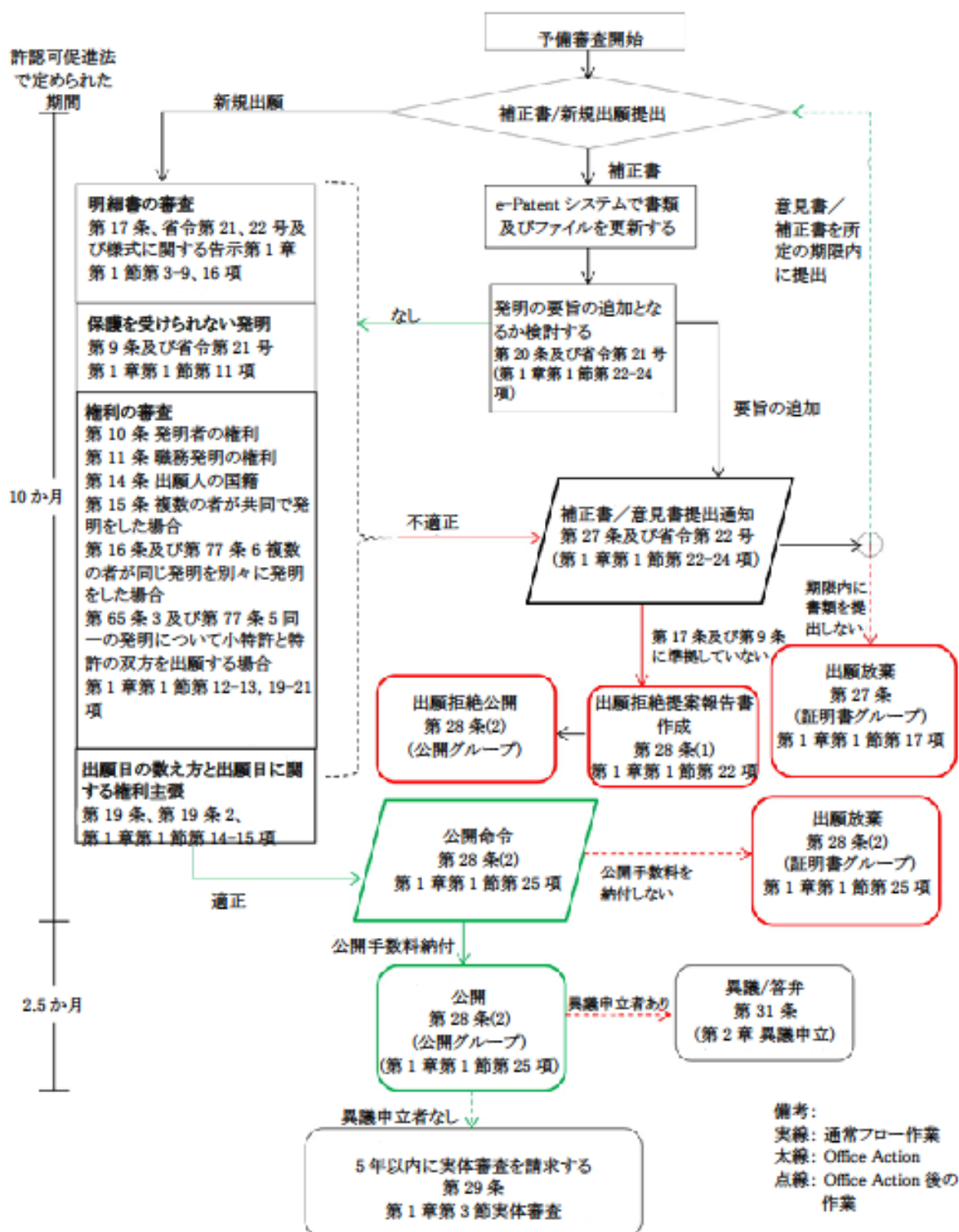
**第3部**における発明審査は審査の最後の過程であり、担当官が発明の審査を行う過程である。特に新規性と進歩性と産業上の利用可能性の点、並びに発明の単一性について審査をする。発明の登録及び特許発行を行う前に、第3節で調査して得た書類を、また外国で先に出願している場合には外国からの審査結果通知書も含めて、検討の参考にして審査する。

第1章における発明特許出願審査は、次のフローチャートで表すことができる。

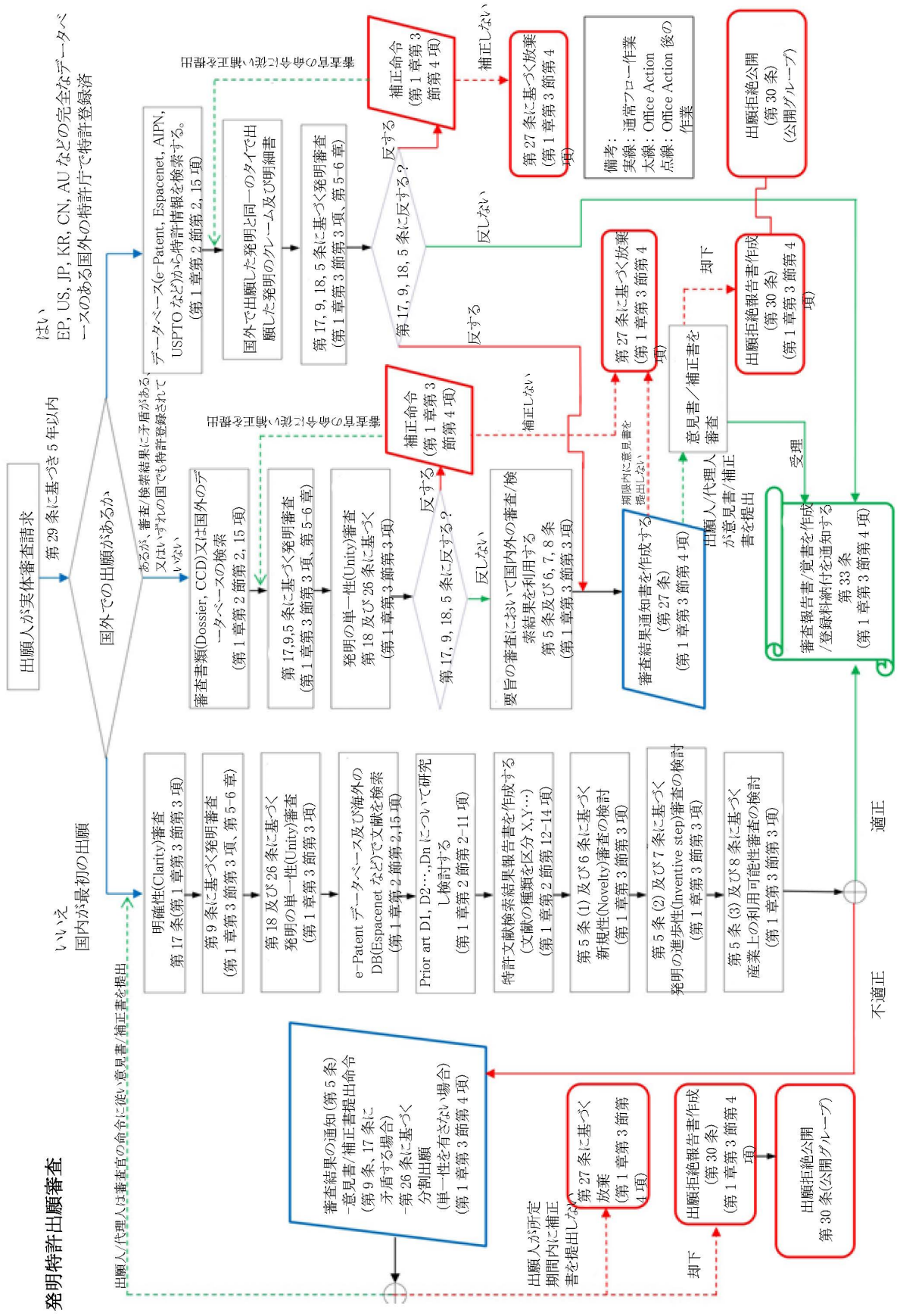
**発明特許出願審査概略フローチャート**



### 発明特許出願予備審査

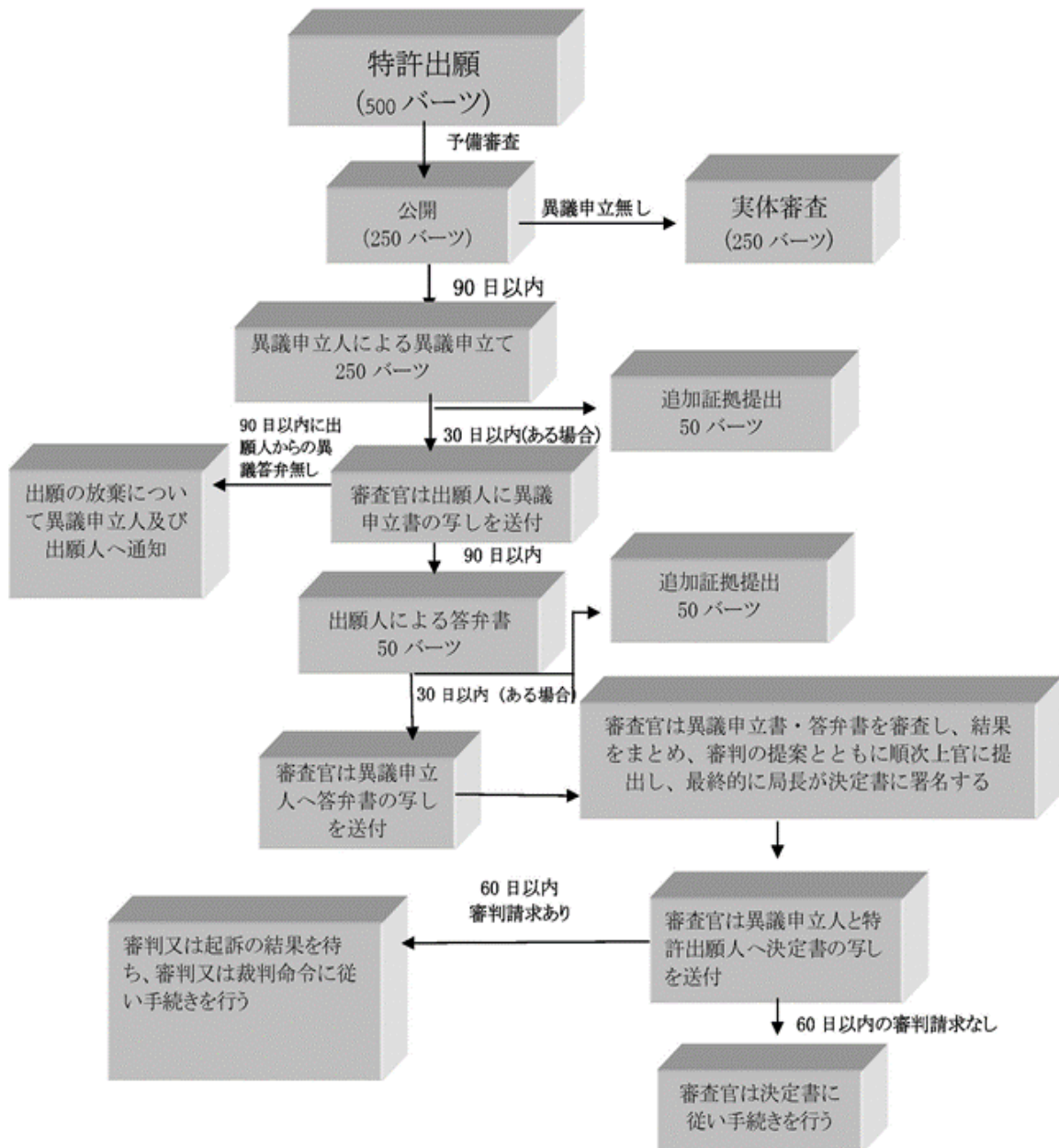


発明特許出願審査



第2章 特許出願の異議申立ては、第三者が公開された特許出願に対し異議を申し立てるプロセスであり、異議申立人は公開日より90日以内に異議申立書を提出しなければならない。第2章における発明特許出願への異議申立ての審査を下記のフローチャートに表す。

**特許出願の異議申立てのフローチャート**





第3章は、小特許出願の審査に関するもので、主に以下の3部で構成される。

- ★第1節 予備審査
- ★第2節 発明の審査
- ★第3節 小特許の検索

**第1節**における予備審査とは、小特許の付与及び公開を行う前の出願の審査プロセスであり、審査官は、出願人が小特許出願書及び全ての付属書類を提出した後に、その出願を審査する。

**第2節**における発明の審査とは、小特許の付与及び公開が行われた後に、利害関係人が、小特許付与及び公開より1年以内に当該発明の審査を請求した後の、当該小特許の発行の正当性の有無、又は当該小特許の取消しを行うべきかを審査するための審査プロセスである。

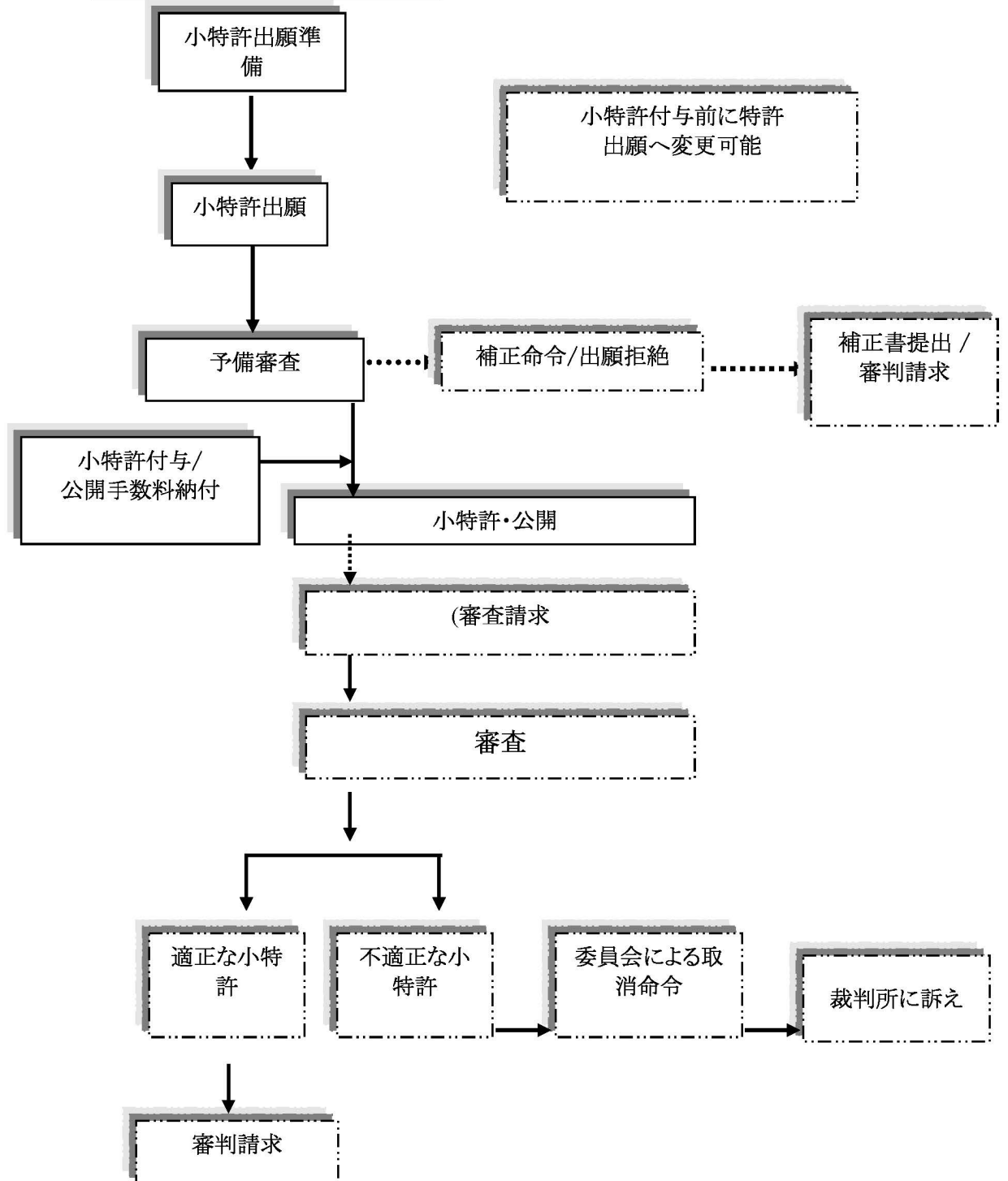
**第3節**における検索とは、小特許出願又は小特許を付与された発明と類似する先行技術に関する文献検索であり、上述の文献を用いて小特許出願の権利を検討する、又は小特許の付与及び公開が行われた後に、小特許の新規性及び産業上の利用可能性について検討する目的で行い、小特許出願における予備審査・発明の実体審査において必要なプロセスである。

文献検索は、小特許登録前の予備審査で行われる。(第16条及び第65条の10に基づく権利に関連する重複を検索するため、タイ国内のデータベース(TH e-Patent)のみを検索する)

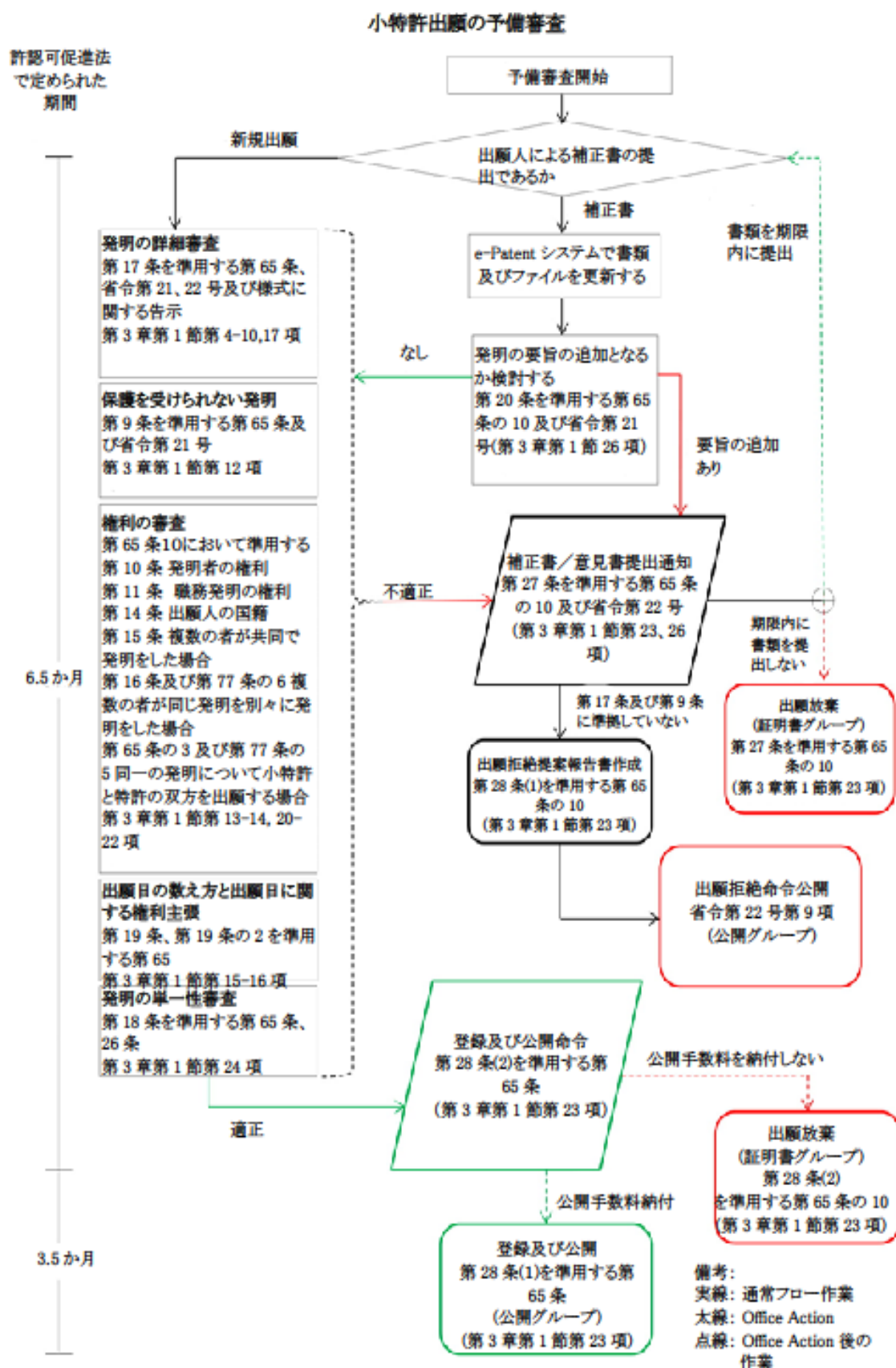
文献検索は、利害関係者が小特許の付与及び公開より1年以内に、小特許の実体審査を請求した場合に行われる。(小特許の付与及び公開が行われた後に行われ、タイ国内外のデータベースで信頼できる文献を検索する。)

第3章における小特許出願は、次の小特許出願審査概略フローチャートに表すことができる。

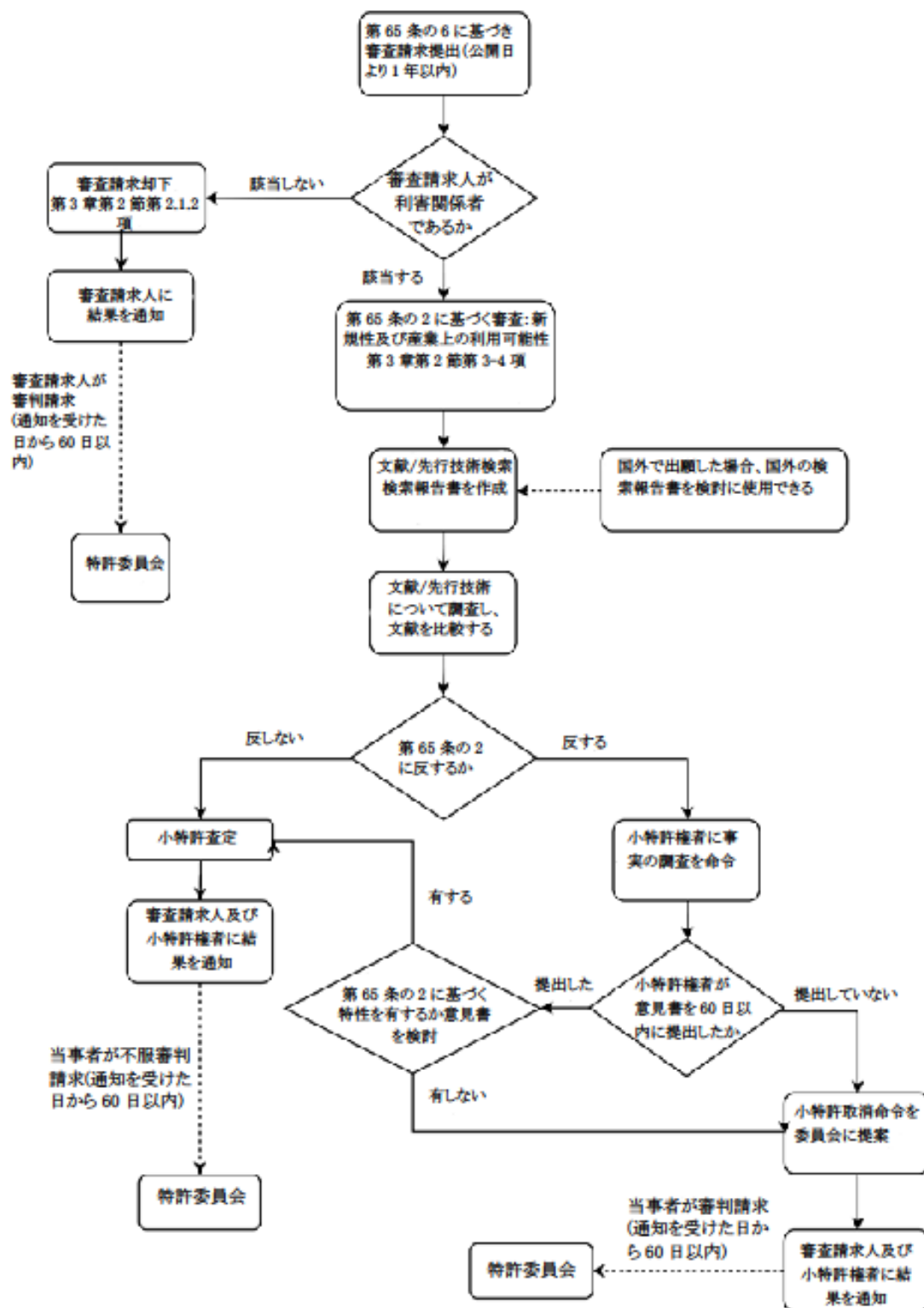
**小特許出願審査概略フローチャート**



備考 ※第65条の6 発明の登録及び小特許付与の公開日から1年以内に、利害関係者は、小特許を付与された発明が第65条の2の条項（新規性及び産業上の利用可能性）に基づいているかの審査を請求することができる。



## 小特許実体審査プロセスまとめ



本審査マニュアルにおける各章では、関係する仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）、省令及び知的財産局告示などを条項の左側に略語で引用し、様々な法律及び規則に基づき特許又は小特許出願の審査における原則及びガイドラインについて言及している。各種略語の意味は、下記の通りである。

略語	意味
条	第〇条
省	省令
告示	知的財産局告示
号	第〇号

（訳注：省、告示については日本語だとわかりにくいので省令、局告示とした）

## 【目次】

第1章  
発明特許出願

## 第1部 予備審査

## 項目

1. はじめに .....	1
1.1 新規出願に関する審査 .....	3
1.2 特許出願の補正書の審査 .....	3
2. 特許出願のチェックリスト審査 .....	4
3. 特許出願の正確性及び完全性に関する審査 .....	5
4. 特許出願の願書の審査 .....	11
5. 明細書に関する審査 .....	15
5.1 発明の名称 .....	16
5.2 発明の性質及び目的 .....	16
5.3 発明が関連する技術分野 .....	16
5.4 発明の技術的な背景 .....	16
5.5 発明の完全な開示 .....	17
5.6 図面の簡単な説明 .....	17
5.7 発明の最良の形態 .....	17
5.8 手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性 .....	18
6. クレームの審査 .....	18
7. 図面の審査 .....	21
8. 要約の審査 .....	22
9. その他書類の審査 .....	23
10. 保護を受けることができる発明 .....	23

<b>11. 保護を求めることができない発明</b> .....	<b>24</b>
11.1 自然界に存在する微生物及びその構成物、植物又は動植若しくは植物からの抽出物 .....	25
11.2 科学的、数学的な原則及び理論 .....	26
11.3 コンピュータプログラム .....	27
11.4 人間又は動物の疾病を診断、処置又は治療する方法.....	30
11.5 公序良俗、道徳、衛生または福祉に反する発明.....	30
<b>12. 特許を出願する権利に関連する審査</b> .....	<b>30</b>
12.1 発明者は特許出願する権利を有する者である .....	30
12.2 権利の譲受人 .....	31
12.3 他の理由により権利を受けることができる者.....	32
12.4 出願人の国籍及び適格性.....	33
12.5 代理人 .....	34
12.6 発明者／共同発明者の氏名の表示 .....	36
<b>13. 先の出願に関連する特許出願</b> .....	<b>36</b>
13.1 複数の発明を有することによる分割出願.....	36
13.2 権利を有さない出願人による先の出願に対する異議申立.....	37
13.3 特許及び小特許間の権利種別変更申請 .....	38
<b>14. 国外での最初の出願の出願日を国内の出願日とすること（優先権）の主張</b> .....	<b>39</b>
<b>15. 一般向け展示会での発明の展示</b> .....	<b>40</b>
<b>16. 微生物に関する発明</b> .....	<b>41</b>
<b>17. 局長に対する特許出願の公開（※遅延）申請</b> .....	<b>42</b>
<b>18. 外国語による明細書の先の提出</b> .....	<b>42</b>
<b>19. 同一発明の場合の特許出願する権利の審査</b> .....	<b>43</b>
19.1 出願日が異なる場合 .....	45
19.2 出願日が同じ場合 .....	45

20. 特許出願と小特許出願との間の同一発明の特許出願する権利の審査	46
20.1 出願日が異なる場合	47
20.2 出願日が同じ場合	48
21. 単独出願人又は共同出願人が同一発明について特許出願と小特許出願とを出願した場合の権利の審査	48
22. 特許出願の予備審査の実務指針	49
22.1 第9条に基づいた特許出願にかかる発明を有する特許出願に対する実務指針	51
22.2 第10条、第11条、第14条または第15条の段落1または段落2に準拠していない特許出願する権利に関する実務指針	52
22.3 第17条に違反する、保護を求められない発明を有する特許出願の実務指針	53
23. 秘密として保持しなければならない発明	54
24. 特許出願の補正に関する審査	54
24.1 特許出願の補正／意見書提出通知の場合	55
24.2 特許出願が正確であるか又は出願人が提出した補正が正しい場合	56
24.3 発明の要旨の追加にあたらぬ補正	56
24.4 発明の要旨の追加に当たる補正	56
25. 特許出願の公開のための審査の実務指針	58
26. 予備審査書類の記録に関する実務指針	59
27. まとめ	59
添付書類	



## 第1章 発明特許出願

### 第2部 特許情報の調査

#### 項目

1. はじめに .....	1
2. 実体審査手続で用いる先行技術の検索調査 .....	2
3. 先行技術調査の要旨 .....	3
3.1 内容の調査 .....	3
3.2 特許出願又は小特許出願を調査し、競合する可能性がある権利との 関連性が発見された場合 .....	6
4. 調査前の関連先行技術を示す文献の学習 .....	7
5. 出願の国際特許分類 (IPC) の学習 .....	7
6. 関連する他の技術分野の調査 .....	8
7. 調査におけるクレームの分析及び構成要素の特定 .....	9
7.1 全クレームの分析 .....	9
7.2 調査のための構成要素 (Elements) の特定 .....	10
8. 先行技術 .....	11
8.1 調査に関して日付を特定するための指針 .....	12
8.1.1 一般に開示又は展示されている先行技術の調査 .....	13
8.1.2 第19条及び第19条の2の権利主張のための審査の指針 ...	14
8.2 調査の終了 (Termination of Search) .....	16
9. 特別な条件での調査 (Search under Special Circumstances) .....	17
9.1 要旨が複数の技術分野に亘っている特許出願の調査 (Search on an application of which the subject matter covers more than one technical field) .....	17
9.2 一出願に多数の発明が含まれている特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity) .....	18
10. 調査が不要な発明の要旨 (Subject Matters for Which search is Not required) .....	19
11. 補足調査の条件 (Supplementary Search) .....	20
12. 調査報告 (Search Report) .....	20

13. 発明審査の検討のための調査報告 (TH-DIP Search Report) の準備、及び調査に基づく見解書 (Written Opinion) の作成 .....	22
14. 国内特許出願の特許文献の調査の3事例への分類 .....	23
14.1 国内特許出願日より前に国外で出願された特許出願の場合 .....	23
14.2 特許出願人が他の機関に実体審査を委託する場合 .....	23
14.3 特許出願人がタイ国内で特許出願している、又は結果報告が無い、又は審査結果に関連する書類が無い場合 .....	24
15. 主な調査用データベース .....	24
16. まとめ .....	27

添付書類

## 第 1 章 発明特許出願

### 第 3 部 発明の審査

#### 項目

1. はじめに .....	1
2. 出願人による発明の審査請求.....	1
3. 実体審査 .....	2
3.1 関連法.....	2
3.2 実体審査の手続き方法の形態.....	3
3.2.1 優先権主張を伴う発明.....	3
3.2.2 優先権主張を伴わない発明.....	4
3.3 実体審査の基本概念.....	4
3.3.1 第 9 条に定める実体審査 .....	5
3.3.2 第 17 条に従った実体審査.....	6
3.3.2.1 明細書の明瞭性の審査 .....	6
3.3.3 発明の単一性に関する審査.....	11
3.3.4 第 5 条に定める実体審査.....	20
4. 特許出願の意見書又は補正書提出の通知.....	47
4.1 補正通知の要件.....	49
4.2 補正の許可.....	52
4.2.1 クレームの補正.....	52
4.2.2 明細書および要約の補正.....	54
4.3 補正の不許可.....	54
4.3.1 許可されない補正.....	54
4.3.2 許可されない変更.....	54
4.3.3 許可されない削除.....	55

4.4 発明保護のための実体審査の検討.....	57
4.4.1 出願の不明瞭性に関する実務指針.....	57
4.4.2 9条に基づいて発明が保護されない場合の実務指針.....	57
4.4.3 発明が単一性を欠く (Lack of Unity) 場合の実務指針.....	58
4.4.4 第5条に該当しない場合の実務指針.....	59

**添付書類**

## 第2章 特許出願の異議申立て

項目	
1. はじめに .....	1
2. 特許出願の異議申立て.....	1
2.1 特許出願の異議申立ての検討 .....	2
2.2 異議申立書、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の 写しの送付 .....	3
3. 答弁 .....	3
3.1 答弁書の検討 .....	4
3.2 答弁書の写し及び追加証拠又は追加陳述提出申請書写しの送付（あ る場合） .....	4
4. 異議申立書及び答弁書の検討.....	5
4.1 異議申立ての争点のまとめ .....	5
4.2 異議申立ての要旨のまとめ .....	5
4.3 答弁の要旨のまとめ .....	5
4.4 異議申立て及び答弁に関する検討決定のまとめ .....	6
5. 当事者への決定書の送付.....	6
6. 当事者への決定書の送付後の手続き .....	6
7. まとめ .....	8
添付書類	

### 第3章 小特許出願

#### 第1部 予備審査

##### 項目

1. はじめに .....	1
1.1 新規出願に関する審査 .....	3
1.2 補正書の審査 .....	3
2. 小特許出願のリスト審査 .....	4
3. 法律、省令、関連告示に基づく小特許出願の予備審査 .....	5
4. 小特許出願の適正、完全性の審査 .....	7
5. 小特許出願の願書の審査 .....	13
6. 明細書の明瞭性の審査 .....	17
6.1 発明の名称 .....	18
6.2 発明の性質及び目的 .....	18
6.3 発明が関連する技術分野 .....	19
6.4 発明の技術的な背景 .....	19
6.5 発明の完全な開示 .....	19
6.6 図面の簡単な説明 .....	20
6.7 発明の最良の形態 .....	20
6.8 手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性 .....	20
7. クレームの審査 .....	20
8. 図面の審査 .....	26
9. 要約の審査 .....	27
10. その他の項目の審査 .....	27
11. 保護を受けることが可能な発明 .....	28

12. 保護を求めることができない発明.....	29
12.1 自然界に存在する微生物及びその構成物、植物又は動植若しくは植物からの抽出物 .....	30
12.2 科学的、数学的な原則及び理論 .....	31
12.3 コンピュータプログラム.....	32
12.4 人間又は動物の疾病を診断、処置又は治療する方法.....	35
12.5 公序良俗、道徳、衛生または福祉に反する発明.....	35
13. 小特許を出願する権利に関連する審査.....	35
13.1 発明者は小特許出願する権利を有する者である .....	35
13.2 権利の譲受人 .....	36
13.3 他の理由により権利を受けることができる者.....	37
13.4 小特許出願人の国籍及び適格性 .....	38
13.5 代理人 .....	39
13.6 発明者／共同発明者の氏名の記載 .....	41
14. 原出願に関連する小特許出願.....	41
14.1 複数の発明がある出願の分割 .....	41
14.2 小特許及び特許間の権利種別変更申請 .....	42
15. 国外での最初の出願の出願日を国内の出願日とすること（優先権）の主張 .....	43
16. 一般向け展示会での発明の展示.....	44
17. 微生物に関する発明 .....	45
18. 局長に対する小特許出願の公開（※遅延）申請 .....	46
19. 外国語による明細書の先の提出.....	47
20. 同一発明の場合の小特許出願する権利の審査.....	48
20.1 出願日が異なる場合 .....	49
20.2 同日の出願の場合 .....	50
21. 小特許出願と特許出願との間の同一の発明の場合の特許出願の権利の審査 .....	51
21.1 出願日が異なる場合 .....	52
21.2 同日の出願の場合 .....	52
22. 単独出願人又は共同出願人が同一発明について特許出願と小特許出願とを出願した場合の権利の審査.....	53

<b>23. 小特許出願の予備審査指針</b> .....	<b>55</b>
23.1 第9条を準用する第65条の3に基づいて保護を受けることができない発明を有する小特許出願に対する実施指針.....	56
23.2 第10条、第11条、第14条、第15条を準用する第65条の10に準拠しない小特許出願の権利に関する実施指針.....	58
23.3 小特許出願にかかる発明が第65条の10で準用される第17条に従っていない発明を有する小特許出願についての実施指針.....	59
23.4 明瞭な発明.....	60
明細書の明瞭性 (Clarity) .....	60
23.5 実施可能である開示(Enablement) .....	60
<b>24. 単一性の審査(Unity) .....</b>	<b>61</b>
<b>25. 秘密として保持しなければならない発明.....</b>	<b>74</b>
<b>26. 小特許出願の補正に関する審査.....</b>	<b>74</b>
26.1. 小特許出願の補正書/意見書通知の場合.....	75
26.1.1 補正通知の要件 .....	75
26.1.2 補正の許可 .....	78
26.1.3 補正の不許可 .....	80
26.2 小特許出願の補正/意見書の通知 .....	84
26.3 小特許出願が正確であるか又は出願人が提出した補正が正しい場合 .....	84
<b>27. 公開及び登録のための小特許出願の審査指針.....</b>	<b>85</b>
<b>28. 小特許出願の予備審査記録の実施指針.....</b>	<b>86</b>
<b>29. まとめ .....</b>	<b>87</b>
添付書類	



### 第3章 小特許出願

#### 第2部 発明の審査

##### 項目

1. はじめに .....	1
2. 第65条の6に基づく発明の審査.....	4
2.1 小特許審査に関連する法律及び方法.....	4
2.1.1 公開後1年以内に審査請求を提出しているか否か.....	5
2.1.2 審査請求人が利害関係人であるか否か.....	5
2.1.3 小特許に基づく発明が第65条2に従っているか否か.....	5
2.2 審査請求の提出期間 .....	5
2.3 利害関係人 .....	5
2.3.1 審査の結果、利害関係人である場合、審査官は第3項に従い審査する。 .....	6
2.3.2 審査の結果、利害関係人でない場合、第65条の6第3段落に基づき審査官が審査結果を報告及び提出し、局長が決定を行う。その後、審査請求人への通知及び第72条に基づく局長の決定に対する60日以内の審判請求する権利の通知を行う。 .....	6
2.4 第65条の2に基づく新規性及び産業上の利用可能性.....	6
2.5 第65条の2に基づき検討するための先行技術の決定.....	7
2.5.1 先行技術に関する法律及び原則.....	7
2.5.2 先行技術の決定に使用すると定められた出願日の原則.....	11
2.5.3 発明の新規性審査の審査手順 .....	16
3. 発明の新規性(Novelty)の審査.....	21
3.1 新規性の検討手順 .....	21
3.2 新規性の検討例 .....	22
3.3 新規性の審査指針 .....	23
3.3.1 小特許出願前に国内で存在している、もしくは広く使用されている発明 .....	23
3.3.2 小特許出願前に国内外で頒布されている文献や印刷物に要旨や詳細が開示されている発明 .....	24

3.3.3	小特許出願前に国内外で特許もしくは小特許を取得した発明	24
3.3.4	小特許出願の 18 カ月以上前に国外で特許もしくは小特許の出願人がいるが、特許もしくは小特許が付与されていない発明.....	25
3.3.5	国内での特許もしくは小特許の出願前に国内外で特許もしくは小特許の出願人がいて、公開されている発明.....	25
4.	手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性（Industrial Applicability）の審査 .....	26
5.	審査後の手続き .....	27
5.1	新規性があり、産業上利用できる場合.....	27
5.2	新規性がない、又は産業上利用できない場合.....	28
6.	調査 .....	28
7.	第 77 条の 7 に基づく発明の審査.....	28

添付書類

### 第3章 小特許出願

#### 第3部 小特許の調査

##### 項目

1. はじめに.....	1
2. 実体審査手続で用いる先行技術の検索調査.....	2
3. 先行技術調査の要旨.....	3
3.1 内容の調査.....	3
3.2 特許出願又は小特許出願を調査し、競合する可能性がある権利との関連性が 発見された場合.....	6
4. 調査前の関連先行技術を示す文献の学習.....	7
5. 小特許出願の国際特許分類（IPC）の学習.....	7
6. 関連する技術分野の調査.....	8
7. 調査におけるクレームの分析及び構成要素の特定.....	9
7.1 全クレームの分析.....	9
7.2 調査のための構成要素（Elements）の特定.....	10
8. 先行技術.....	11
8.1 調査に関して日付を特定するための指針.....	12
8.1.1 一般に開示又は展示されている先行技術の調査.....	13
8.1.2 小特許出願の先に生じた権利又は遡及的権利のための審査の指針... ..	14
8.2 調査の終了（Termination of Search）.....	16
9. 特別な条件での調査（Search under Special Circumstances）.....	17
9.1 要旨が複数の技術分野に亘っている小特許出願の調査（Search on an application of which the subject matter covers more than one technical field）	17

9.2 一出願に多数の発明が含まれている小特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity) .....	17
9.2.1 一出願に多数の発明が含まれていることが明らかな小特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity Obviously) .....	17
9.2.2 一出願に多数の発明が含まれているか不明な小特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity Nonobviously) .....	17
10. 調査が不要な発明の要旨 (Subject Matters for Which search is Not required)	19
11. 補足調査の条件 (Supplementary Search) .....	19
12. 調査報告 (Search Report) .....	20
13. 発明審査の検討のための調査報告 (IH-DIP Search Report) の準備、及び調査に基づく見解書 (Written Opinion) の作成 .....	21
14. 国内小特許出願の特許文献の調査の3事例への分類 .....	22
14.1 国内小特許出願日より前に国外で出願された出願の場合 .....	22
14.2 小特許出願人が他の機関に審査を委託する場合 .....	22
14.2.1 国外機関に発明の審査を請求する場合 .....	22
14.2.2 国内機関に発明の審査を請求する場合 .....	22
14.3 出願人がタイ国籍であり、第一国としてのタイ国で小特許出願した場合 ..	23
15. 調査用データベース 及び情報 .....	23
16. まとめ .....	27
添付書類	

## 第4章 国際出願（PCT出願）の審査

### 項目

1. はじめに .....	1
2. 出願人による国際出願（PCT出願） .....	1
3. 国内段階における国際出願（PCT出願）受理審査.....	2
3.1 PCT出願受理審査 .....	2
3.2 PCT出願を構成する証拠書類審査 .....	3
4. 国際出願の予備審査 .....	4
5. PCT出願の実体審査 .....	6
6. 発明保護を求める出願を行うPCT出願のタイ国内受付場所 .....	6

添付書類

第5章  
化学と医薬品分野の特許出願  
と小特許出願の審査

第1部 化学分野の特許出願と小特許出願の審査

項目

第1部	1
1. はじめに	1
2. 化学分野の発明形態	2
2.1 化合物(compounds)	2
2.2 組成物(composition)	2
2.3 化学的又は物理的パラメータ値で説明された、又は化学製品の製造工程で説明された最終的な化学製品	3
2.4 化学的工程	3
2.5 使用	4
3. 化学分野の明細書の審査	4
3.1 化学製品	4
3.2 発明が化学的である場合の十分な開示とは	6
3.3 発明が化学製品の使用である場合の十分な開示とは	6
4. クレームの明確さの審査	7
5. 化学分野の産業上の利用可能性の審査	8
6. 化学分野の新規性審査	9
6.1 化合物の新規性審査	9
6.2 組成物の新規性審査	10
6.3 化学的又は物理的パラメータ値又は、製造工程を説明した化学製品の新規性審査	12
7. 化学分野における発明の進歩性審査	13
7.1 化合物の発明の進歩性	13
7.2 化学物質又は化学的工程の組合せによる進歩性	14
7.3 選択発明(selection)	15
7.4 学術分野の転用(Diversion)による発明	16
7.5 構成要素の変更による発明	17

第5章  
化学と医薬品分野の特許出願  
と小特許出願の審査

第2部 医薬品分野の特許出願と小特許出願の審査

項目

1. はじめに .....	20
2. 定義 .....	21
3. 医薬品分野で保護を受けられない発明 .....	22
3.1 自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、動植物の抽出物 .....	22
3.2 人間及び動物の疾病の診断，処置または治療の方法.....	23
3.3 医学的な新しい使用における出願 .....	27
4. 医薬品分野の明細書の審査 .....	27
5. 医薬品発明の産業上の利用可能性の検討規定 .....	29
6. 医薬品関連の発明の新規性検討の基本 .....	30
6.1 医薬品特有の性質がある新医薬品発明、又、その製品の特性を持つ薬を製造するための手順、工程又は使用について.....	30
6.2 機能やパラメータ値を記載するクレームの場合は、以下のように審査される .....	30
7. 医薬品発明の進歩性検討の基本 .....	31

## 第6章

コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許  
および小特許の審査

## 項目

はじめに .....	1
この章で使用される用語の定義.....	2
1. 仏暦 2522 年特許法の規則の下でのコンピュータ関連発明の審査 ...	3
2. コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムに対する情報システムについての発明の審査の基準.....	7
3. コンピュータオペレーションのための情報システムに関連する発明検討のための指針例 .....	10
3.1 コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムのための情報システム関連発明であって、特許出願不可能な、ビジネス実施の手段 .....	10
3.2 特許出願不可能な、コンピュータ運用あるいはコンピュータプログラム及びビジネス方法の情報システムに関連する発明.....	12
3.3 保護されないコンピュータプログラムに関連する発明エラー！ブックマークが定義されていません。	
3.4 保護を求めることのできる要旨である技術効果における結果としての技術的課題を解決するために適用されるコンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムの情報システム関連発明エラー！ブックマークが定義されていません。	
3.5 技術的課題を解決することができないか、あるいは、技術的解決策とは認められず、かつ、保護を求めることのできる要旨ではない、技術的優位性を引き起こさないコンピュータプログラム関連発明エラー！ブックマークが定義されていません。	
4. コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムのための情報システムに関連する発明出願(invention application)に対する発明の詳細な説明及び独立クレームの記述.....	23
4.1 明細書の記述.....	23
4.2 独立クレームの記載.....	24

## 添付書類



# 第 1 章

## 發明特許出願

## 第1章 発明特許出願

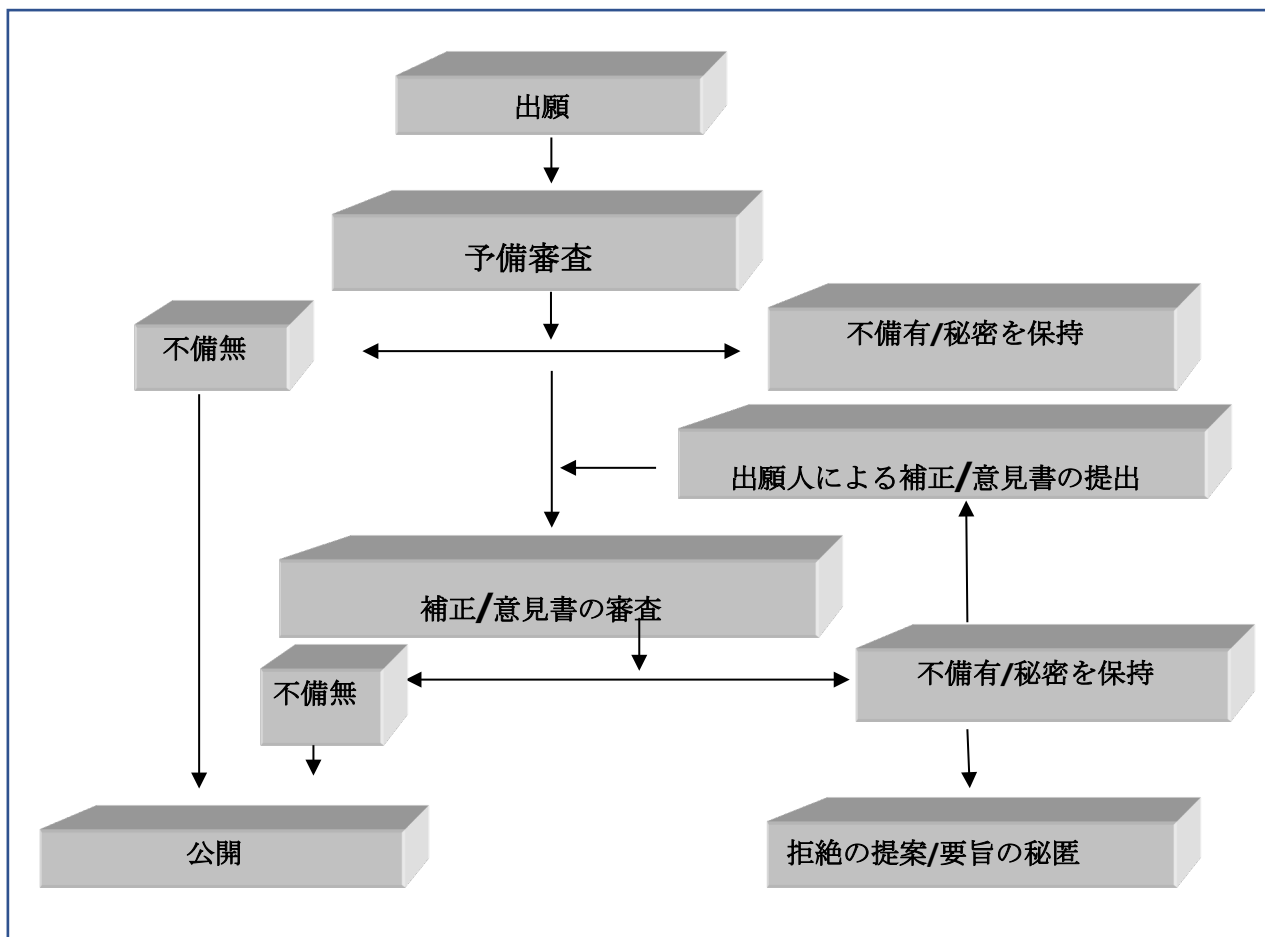
### 第1部 予備審査

#### 1. はじめに

予備審査は発明特許出願の審査段階の一つである。担当官又は審査官は、出願人が、出願及び出願関連書類を提出し、さらに特許出願手数料を納付した後に審査を開始する。担当官は出願が適正かどうかを検討しなければならない。したがって、予備審査において、審査官は保護対象の発明、その概念及び目的を含む特徴を理解するため、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約を多様な科学分野の知識、及び関連法令の要件に照らして検討する。

予備審査について、審査手順及び審査の必要のある事項は仏暦2542年特許法（第3版）、タイ知的財産局の関連省令及び告示において規定されている。

# 予備審査手順



## 審査すべき事項

### 1.1 新規出願に関する審査

- 特許出願のチェックリストによる審査（出願受理部）
- 特許出願の正確性及び完全性に関する審査
- 特許出願の願書の審査
- 発明の内容及び出願書類の正確性及び明確性に関する審査（第17条、省令及び局告示）
- 保護を求めることができない発明に関する審査（第9条及び省令）
- 特許出願することに関連する権利に関する審査（第10条、第11条、第14条、第15条第1段落及び第2段落及び省令）。
- 複数の者が同一発明を個別及び単独になした場合の権利に関する審査（第16条及び省令）
- 同一発明について小特許及び特許の出願した者の権利に関する審査（第65条の3及び第77条の5）
- 発明の出願日及び優先日の主張に関する審査（第19条及び第19条の2、省令及び局告示）
- 秘密として保持しなければならない発明に関する審査（第23条）
- 局告示「手数料」に基づく出願手数料、手数料免除
- 特許出願の予備審査に関する実務指針

### 1.2 特許出願の補正書の審査

- 担当官の命令に基づいてなされた期限内の補正内容（第27条）
- 要旨の追加（第20条）

## 2. 特許出願のチェックリスト審査

### 特許出願を構成する証拠書類に関する審査（出願受理部）

出願人が、知的財産局特許部3階出願受理部に対して特許出願すると、担当官は特許出願の項目及び構成物（例 願書、明細書、クレーム、図面（あれば）、及び要約等）及び出願構成書類の正確性及び完全性についてチェックリスト（Check list）（添付書類1）に基づき検討する。

1. 願書又は証拠書類が不正確・不完全であった場合は、出願受理部担当官は、追加提出の必要がある書類リスト又は証拠書類に基づき欠陥を記録し（出願受理合意記録書）。出願人に、特許出願日から90日以内に補正及び/又は追加書類を担当官に提出するよう求める（仏暦2558年許認可促進法第8条）。出願人が期日までに追加書類を提出しない場合、担当官は出願を出願人に返却し、出願返却理由を通知すると共に審判請求する権利があることを伝える（仏暦2558年許認可促進法第9条）。

上述の場合において、出願人が知的財産局に対して手数料を納付済みの場合、出願人は手数料の返還を申請することはできない。ただし次の場合はこの限りでない。：

(1) 費用払戻しを規定する法令がある場合；

(2) 政府官庁側の過失に起因し、費用支払者の責に因らない支払いの重複又は過払いについては、知的財産局は事案毎に検討する。

2. 出願人が、第1項に定める追加の提出を求める出願受理合意記録書に従い書類又は証拠を提出する場合、全書類又は証拠を同時に提出しなければならない。

3. 証拠書類の写しを提出する必要がある場合、出願人はその証拠書類の写しが適正であることを証明する。

4. 外国語の書類を提出しなければならない場合、出願人は当該書類及び翻訳者の翻訳宣誓書付タイ語翻訳を提出しなければならない。

5. 出願人又は委任を受けた代理人が自身で出願せず、他の個人に出願を委任している場合、当該個人が出願書類を提出し、出願人又は代理人に代わり出願受理合意記録書に署名する権限を与える臨時委任状又は個別委任状が必要である。なぜなら、当該出願に不備がある又は証拠書類に不備がある場合、出願を行う個人が当該記録に署名する権限がなければ、担当官が当該出願を受理することができない可能性があるからである。

### 3. 特許出願の正確性及び完全性に関する審査

特許を出願する際、出願人は第17条に規定する事項、省令に定める規則及び手続き、及び関連する局告示に基づき出願を準備し、局長が定める様式に従い、出願を構成する証拠書類とともに特許出願書類を提出する。

#### 第17条

特許を出願する際には省令に定める規則及び手続きに従って行われなければならない。出願は次の事項を含む。

- (1) 発明の名称
- (2) 発明の目的及び特徴
- (3) その技術又は学術分野における通常の専門知識を有する専門家が、その発明を実施できる程度に完全で、もれがなくかつ明確な発明の明細書また発明者が知りうる最良の実施態様が記載されてなければならない。
- (4) 明瞭なクレーム
- (5) 省令に定めるその他の事項

タイ国が特許に関する国際協定又は国際協力に加盟し、特許出願が前述の国際協定又は国際協力規定に基づく場合、その特許出願はこの法律に基づく特許出願であるとみなす。

出願人は局長が定める願書に従って特許出願しなければならないが、当該出願は明細書及びクレーム、から構成され、発明のより良い理解のために必要であれば、出願に図面（あれば）を同時に添付しなければならないこともあり、そして要約も添付される。

特許出願する発明が新規な微生物に関する発明である場合、明細書は、局長が定める寄託機関発行の当該微生物の寄託証明書及び／又は当該微生物の性質及び特徴を記載した書類を意味する。（局告示「微生物寄託機関の名称リスト」）。

特許出願人が出願と共に提出する書類は少なくとも3部又は局長の指定する数量としなければならないが、5部以下とする。上記以外の書類を提出する場合は、局長から例外として許可された場合を除き同部数提出しなければならない。

出願人の特許出願のための出願の準備、出願受理をする場所の決定及び出願の複写数の規定は、省令第21号第2項（仏暦2542年）が適用される。

## 第1章 第1部

省令第21号  
(仏暦2542年)

## 第2項

発明特許を出願する場合、出願人は、局長が指定する様式による出願を次の何れかの場所の担当官へ提出するか、又は配達証明付書留郵便によってこれにかかる担当官に送付する。

- (1) 商務省知的財産局
- (2) 県商務事務局又は局長が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく出願には明細書、クレーム及び要約を添付しなければならない。出願人は、発明のより良い理解のために必要であれば、出願に図面を添付することができる。

本項において、特許出願にかかる発明が新規な微生物に関する発明である場合、明細書は、知的財産局が随時公表する寄託機関が発行する当該微生物の寄託証明書及び／又は当該微生物の性質及び特徴を記載した書類を意味する。

出願人は、第2段落に記載の書類を3部又は局長が指定する部数で5部以下の部数を提出しなければならない。出願人が上記以外の書類の提出を求められる場合、局長から許可された場合を除き、同部数提出しなければならない。

## 局告示

「願書の規定」  
(仏暦2542年)

## 第6項

明細書、クレーム、図面(あれば)及び要約について、出願人は：

- (1) A4サイズ(21\*29.7 cm)で罫線の入っていない高品質の白色印刷用紙を使用し、図面が水平線を使用していない限り縦方向で片面のみ使用する；
- (2) 全頁に渡って各頁の上部中央に頁番号を記載する；
- (3) 明細書、クレーム及び要約の左側において、5行毎に行番号を記載する；
- (4) 重量その他数量を示す際は国際単位を使用する；
- (5) 当業技術又は技術分野において一般的に使われている所定の用語、記号、及び符号を使用する；
- (6) 担当官が許可した場合を除き、線を引いて消す、消去、変更、追加、又は行間に言葉又は文字を記入する行為をしてはならず、どうしても必要な場合は混乱又は誤解の原因とならないようにする。

出願人は、願書又は特許出願する権利の宣誓書及び関連するその他様式を知的財産局又は県商務事務局に無償で請求でき、書類をコピーし、知的財産局のウェブサイト([www.ipthailand.go.th](http://www.ipthailand.go.th))で各種様式をダウンロードすることができる。

## 第1章 第1部

関連する省令又は局告示に定める、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約又はその他関連書類を含む様式の記載は、タイプライター又はコンピューターによりタイプしなければならない。

特許出願の予備審査において、審査官は出願の正確性、明細書における開示の明確性、法令に定める保護を受けることができない発明ではないか、特許出願する権利を検討する。また、特許又は小特許出願する権利の重複又は競合についても検討する。審査官は省令第22号（仏暦2542年）第2項に基づき検討する。

省令第22号  
（仏暦2542年）  
第2項

特許法第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

(1) 特許出願又は小特許出願は、願書、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約がそれぞれ第17条又は第17条を準用する第65条の10に基づく省令に準拠しているか。

(2) 特許出願又は小特許出願の発明がそれぞれ第9条又は第9条を準用する第65条の10に基づく保護を求めることができない発明ではないか。

(3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか。

(4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

(5) 特許出願又は小特許出願にかかる発明がそれぞれの出願日前に第65条の3に基づき国内で出願された特許出願又は小特許出願と同一発明ではないか。

(6) 特許出願又は小特許出願にかかる発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。



特許出願の予備審査において、審査官は当該出願が以下の事項を正確且つ漏れなく満たしているか検討する：

- 願書
- 明細書
- クレーム
- 図面（あれば）
- 要約

出願を構成する書類。例えば特許出願する権利の宣誓書、譲渡証書、委任状、発明の展示証明書、微生物寄託証明書、外国における最初の出願日に出願したものとみなすことの申請書（訳注：以下、優先権主張申請書とする。）等。出願人が提出すべき出願構成書類は、それぞれの案件毎の条件に依存して決まるものであって、以下の通り検討される。

### 出願を構成する証拠書類の例

1. 特許出願する権利を証明する書類又は「特許／小特許出願する権利の宣誓書」。出願人が発明者と同一の場合であり、発明者が特許出願人であって、如何なる他人も当該特許を出願する権利を有さず、如何なる他人へも権利譲渡が無いことを確認し、特許出願又は小特許出願に記載の詳細及び事実が全て正確で真正であることを証明するものである。

2. 譲渡証書。出願人が発明者と同一ではない場合であり、発明者の同意の下、特許出願する権利及びその他関連する権利を含む当該発明の権利を譲受人へ譲渡し、譲渡人から譲受人への権利の譲渡を証明するものである。譲渡証書原本には発明の名称、譲渡人及び譲受人の署名を記載しなければならない。譲渡の認証のため契約の証人としてその他の人物に署名を受けることが望ましい。

2.1 従前にタイ国内の特許出願のために提出した譲渡証書原本があつて、譲渡人及び譲受人が同一で、他の特許出願の登録を希望する場合は、他の特許出願において、譲渡証書原本の写しを用いることができる。この場合出願人又は代理人はその写しに、原本である譲渡証書が提出された特許出願の番号を明記し、適正な写しであることを宣誓する署名をしなければならない。

2.2 出願人が譲渡証書の写しと、外国の特許庁による認証書、又は当該国の法令により署名の認証を委任された者（公証人）による公証、又は譲渡人及び譲受人が居住する国のタイ大使館若しくはタイ領事館の担当官又は商務省の責任者による署名認証とを有する場合、特許出願において、これらの者により認証済みの譲渡証書写しを用いてもよい。

3. 発明の展示証明書とは、国際的な商品展示会、公式な展示会又は当該国の政府機関が開催又は承認した展示にて発明の要旨又は明細書が開示された発明の展示を証明する書類である。当該証明書は政府が主催又は承認する機関発行のものでなければならない。当該発明について特許出願人が展示の開始日より12か月以内に特許出願を行えば展示の開始日に出願を提出したものと見なされ、出願人は当該発明の展示証明書を特許出願と共に提出しなければならない。第19条に定める通り、当該証明書には展示会の開始日若しくは発明の展示開始日、発明の要旨若しくは詳細の開示日、又は発明が一般向けに開示された日が記載されていなければならない。

4. 委任状とは、出願人が手続きの代理を他人に委任（特許出願人、特許／小特許の審査請求をする者、異議申立人、答弁書の提出者、又は審判請求をする者等）する書類であり、タイ知的財産局局長に対して登録済の特許代理人に委任しなければならない。委任は出願人の居住地により以下の2つに場合分けされる：

**ケース 1** 国内に居住地を有する出願人が他人に代理を委任する場合、タイ知的財産局に登録済の特許代理人に委任しなければならない。

**ケース 2** 国内に居住地を有さない出願人も同様にタイ知的財産局に対して登録済の特許代理人に委任しなければならない。以下の規則に従って委任状を局長に提出する：

●委任が国外でなされた場合、委任状は代理人が居住する国のタイ大使館若しくはタイ領事館の権限者、又は商務省責任者、又は上記人物の代理を委任された担当官、又は当該国の法令により署名を認証する権限を有する人物（Notary public：公証人）により署名の認証を受けなければならない。

●委任がタイでなされた場合、委任時に当該人物が実際にタイに居留していたことを局長に証明する書類として、パスポート、一時的な居住を証明する書類又はその他証拠の写しを提出しなければならない。

また、委任状には代理人1名あたり30パーツ分の印紙を添付する。委任状が外国語で作成されている場合、タイ語翻訳が正確で委任状原本に一致することを証明する翻訳者及び代理人による署名、又は出願人を代理する特許代理人の署名がある翻訳宣誓書をタイ語版委任状と共に提出しなければならない。

## 第1章 第1部

出願の提出又は知的財産局との通信が出願人又は特許代理人ではなくその他委任された人物によって行われる場合、臨時委任状又は個別委任状が求められる。

5. 寄託機関により発行された微生物の寄託証明書及び／又は微生物の性質及び特徴が記載された書類。証明書には寄託の日付/人物/受理番号、その他情報を記載しなければならないが、秘密に保持するものとし、証明書は局長が定める（微生物寄託機関の名称リストに関する局告示）寄託機関が発行したものでなければならない。

6. 優先権主張申請書とは、タイ国内で特許出願をする前にタイ国外で特許出願を行っていることを示し、国外で最初に出願した日に出願したと見なされる権利があることを示すための書類であり、即ち、外国での最初の出願に基づく、「Claiming Priority」と呼ばれる第19条の2に規定する遡及的権利を主張することを意図している。この場合、タイ国外の最初の出願から12か月以内にタイ国内の出願を行わなければならない。（訳注：以下、「外国で最初に出願した日に出願したと見なされる権利」については単に優先権という）

更に、出願人は優先権主張申請書を様式ソーパー／ソーパー／オーソーパー／002-コー（添付書類5）に定める通り、タイ国外における最初の出願の願書写しと共に、タイ国内の出願日において同時に又はタイ国内の特許出願の公開日までに提出しなければならない。但し、タイ国外での最初の出願日より16か月以内に提出する（局告示「特許出願の願書、優先権主張申請書、（略）の様式規定」に従うこと。）

#### 4. 特許出願の願書の審査

審査官は、様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－コー（添付書類2）に従い、特許出願の願書を審査し、出願人が提出された出願関連書類に対応して各種データをすべて適正に選択又は記載していることを確認する。

**特許出願／小特許出願どちらに対する願書**であるか、頁の左側上部に設けられている□に✓印を記入して保護の種類を選択する。例えば発明特許の場合、「発明 製品意匠 小特許」のようにチェックを入れる。以降、以下に示す順でそれぞれ□にチェックを入れて選択する。

##### 第1項 発明の名称

発明の名称は発明の技術的特徴を明確に表すものであって、明細書及び関連書類（譲渡証書、特許／小特許を出願する権利の宣誓書等）に一致しなければならない

##### 第2項 意匠特許出願

同一群に属する複数の意匠について同時に特許出願する場合（複数の意匠からなる組物の意匠特許出願の場合）、チェックを入れる。特許出願である場合には当該番号にチェックを入れない。

##### 第3項 特許／小特許出願人及びその住所（番地、通り、国）

特許／小特許出願人の氏名を記入する。特許／小特許出願人が個人である場合、連絡可能な氏名及び住所を記入すること。

特許／小特許出願人の氏名が法人の場合、連絡可能な会社名及び住所を記入し、国籍を含む出願人の名称、住所は関連書類（譲渡証書、特許出願に関連する証明書等）に記載のものと一致する正確なものでなければならない。複数の出願人住所が記載されている場合、担当官は筆頭出願人に書類を送付又は連絡し、又は特許代理人に委任されている場合はまず特許代理人に送付する。

## 第1章 第1部

## 第4項 特許／小特許出願する権利

特許を出願しようとする出願人の立場を確認し、ボックスを選択して✓印を記入する。

発明者／意匠創作者 譲受人 その他理由による出願人

## 第5項 代理人（居れば）／住所（番地、通り、県、郵便番号）

委任された特許代理人の氏名を記入するものとし、当該特許代理人は知的財産局に登録された者でなければならない。出願人が誰にも委任せずに自身で特許出願する場合、当該ボックスは空白のままとする。

出願人が特許代理人に委任した場合、その氏名を願書第5項に記載する。当該特許代理人が間違いなく知的財産局に登録済であること、特許代理人の氏名及び住所、特許代理人番号、電話番号、ファクス番号、eメールを確認する。願書に記載の情報は委任状に記載のものと一致していなければならない。

## 第6項 発明者及び意匠創作者の住所（番地、通り、国）

共同発明者の氏名も確認し、発明者の氏名及び住所を住所情報（番地、通り、国）も含め願書第6項に定める通りに記入する。それぞれの場合に応じて、特許／小特許出願の証明書又は譲渡証書又は雇用証明書に記載の人物と同一であるか確認する。

## 第7項 原特許出願からの分割出願又は関連出願である特許／小特許出願

原出願に複数の発明が含まれる（第26条）又は出願人が権利を有さないとの理由で異議申立が行われた（第24条）又は権利種別の変更の申請をした（省令第22号第14条）との理由で、当該特許出願／小特許出願を特許出願番号...及び出願日...と同日に申請したことと見なすよう求めている日付が正しく記載されているかを検討する。

## 第8項 外国でなされた出願

これまでになされた他の出願が無い場合は、本ボックスは空白のままとする。但し、これまでに海外で出願された出願がある場合はその詳細を表に正確且つ漏れなく記載する。

願書第8項に記載の外国出願情報に外国出願の出願日、出願番号、国、発明の国際特許分類、及び出願の状況が漏れなく記載され、「優先権主張申請書」に記載の情報と一致しているか、出願日当日又は出願日より後に提出された外国出願の証拠書類が明記されているか検討する。

第9項 政府機関が開催する公式な展示会における特許出願人／小特許出願人による発明又は意匠物品の展示、展示日を明記し、発明展示の証拠を添付する。

出願人が、展示日、展示開始日、主催者名を記載した展示証明書等と、願書第9項に記載の展示日.... 開始日、.... 主催者名.... が一致し、正確且つ漏れなく記載されたか検討する。展示に使われた名称は特許出願した発明の要旨と一致しなければならない。

#### 第10項 微生物関連発明

新規な微生物に関する出願の場合、微生物の寄託に関する詳細を記載し、出願人が記載した寄託の登録番号、寄託日、国際的な微生物寄託機関又は国内の微生物寄託機関が正確であるか、検討のために添付された書類に記載の情報に一致するか検討する。

第11項 特許出願人／小特許が出願時は外国語による書類を先に提出し、その後、当該出願日から90日以内にタイ語特許出願書類又は小特許出願書類を提出する。

特許出願人又は小特許出願人は提出する書類の言語を確認し、  
□内に ✓印を記入する。

英語  仏語  独語  日本語  その他

第12項 特許出願人／小特許出願人による局長に対する特許出願の公開請求、又は小特許出願の登録及び公開請求。

出願人は、当該特許の外国での出願を希望していること又はその他の理由により、外国での特許出願前にタイ特許出願の公開を必要としない場合、出願人は出願公開希望日を明記し、発明の要旨が開示される日より後の出願公開を局長に請求することも可能である。

又、特許出願人が、外国で特許出願する権利への影響を避けるため又はその他理由により願書に記載した年月日より後の出願公開を請求する場合、その請求を検討し、公開に使用される図面の希望についての請求も考慮する。

## 第13項 特許／小特許出願の構成

[ (A) (B) (C) (D) (E) (F) ]の各見出しに記載した特許／小特許出願の各部の頁番号が、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約の頁番号と一致し、正確であるか、又は出願人による各部に対する補正の頁番号が正確か検討する。

## 第14項 出願を構成する書類

各出願において、以下の出願を構成する書類が正確及び完全であるか検討し、□内に✓印を入れる。

- 特許／小特許出願する権利を証明する書類
- 発明／意匠の展示証明書
- 委任状
- 微生物に関する詳細書類
- 優先権主張申請書
- 権利種別変更申請書
- その他書類

## 第15項 発明確認又は改良発明

出願人又は特許代理人が当該発明はこれまで未出願であるか、又は先行技術からの出願であるか（先行技術の出願番号、公開番号又は特許番号を記載可）を□内に✓印を入れて確認したか検討する。

第16項 署名 特許／小特許出願人又は特許代理人として署名し、丸括弧内に氏名を記入し、氏名の前に敬称を付ける。署名者の立場について□内に✓印を入れる。

- 特許／小特許出願人  特許代理人

出願人又は代理人の署名が正確か検討する。署名が特許代理人による場合、当該特許代理人は局長に対して登録された者でなければならない。出願人が法人の場合、署名権者の署名及び法人印が法人証明書と一致する確認する。

### 注意事項

出願人又は代理人又は発明者又は外国人出願人の住所及び氏名等、出願に関する情報が二頁からなる願書に設けられる枠を超える場合、出願人は3頁目又は4頁目として書類を添付することができる。

第28条に基づく特許出願の公開を行うため、第17条に基づいて正確性及び明確性を審査しなければならない。これについて担当官は第17条に基づいて正確に特許出願の審査を行うこととし、審査は省令に定められた原則、方法及び条件に従う。

### 5. 明細書に関する審査

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第3項

明細書には、願書に表示される発明の名称を記載し、更に次の事項を記さなければならない。

- (1) 発明の性質及び目的の記述
- (2) 発明が関連する技術分野の特定
- (3) 発明の理解及び審査のために有益と思われる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用（もしあれば）
- (4) 当業者が発明を作成及び実施できる程度に完全、明瞭かつ正確な開示
- (5) 図面（もしあれば）の簡単な説明
- (6) 発明者が知り得る最良の実施形態を必要に応じ、用例、関連する背景技術又は図面を引用して述べたもの
- (7) 発明の性質から推定できない場合は、工業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の産業上の利用可能性の表示

また、発明の理解を高めるため並べ替えるべき場合を除き、第1段落で述べた項目は上記の形式及び順序のまま記載するものとする。ただし、如何なる場合でも適切な表題を記載しなければならない。



発明の審査を検討する指針として、審査官は出願人が記載した前述の項目における説明を読まなければならない。審査官は、以下の各項目の説明を読んで検討することにより、特許出願される発明を理解し把握することができる。

### 5.1 発明の名称

発明の名称は、「燃料加熱装置を有する気化器」又は「折畳み自転車」又は「癌治療用薬品生産方法」又は「小児用アレルギー治療チョコレート被覆錠剤」等、発明の技術的特徴を明確に示すものでなければならない。

発明の名称は、「Chaiyuth（訳注：タイ人の人名）式気化器」、「素晴らしい自転車」、「オーラ 美白化粧品」、「XXX オートバイ」等、特定の個人名、自分で作成した名称、ブランド名、型番又は性能を誇張する名称であってはならない。

### 5.2 発明の性質及び目的

本項目では発明の目的及び性質の概要を記載する。本項目で審査官は当該発明がどのような発明であるか、小特許出願人が何の目的で本発明を行ったかを理解しなければならない。発明の性質及び目的とは、先行技術の問題及び欠陥を解決するためになされた発明の特徴の説明であり、先行技術とは異なる部分又は発展若しくは改良した部分の発明の構造又は技術の特徴を簡潔に説明することができる。

### 5.3 発明が関連する技術分野

審査官は、特許出願する発明がどの技術分野に該当するか、また特許出願人が正しく記載しているかを審査しなければならない。

発明の技術分野が不明な場合、発明の分野は工学等、当該発明に関連する所定の技術を記載（発明の名称を記載）することができる。

### 5.4 発明の技術的な背景

本項目で審査官は出願された発明の動機は何か、特許出願の発明前にだれかが発明していたことがあるか検討しなければならない。特許出願人は自身の発明の開発について明確に説明しなければならない。

この他、審査官は本項の説明から、先行発明又は先行技術の不利な点又は欠陥と、特許出願をしている発明の課題を解決するための手段又は不利な点若しくは欠陥とを合わせて審査できることに留意する。

更に、本項目の記載は、出願人が当業者の理解及び審査の利益のために発明の背景を明確に示すもので、先行技術の要旨（出願番号、公開番号、特許番号等）を記載すれば、出願人は当該先行技術文献を本項目に記載することができる。

本項目において審査官は、発明の出願人又は発明者の目的について、発明の独創性の原理に用いられている技術は何か、発明がどのように先行技術の課題を改善又は解決するかを含めて確認する。

### 5.5 発明の完全な開示

審査官は出願に基づく発明が、製品構造の要素の特徴、又は方法、又は技術の使用法、又は当該発明の使用について、どのような発明の詳細を有するかを検討しなければならない。これについて審査官は図面がある場合には図面に基づいて構造の特徴を参照して、本項目の記述を読むことができる。当該発明は（訳注：当業者が）容易に理解できるものでなければならない。審査官は常に本項目「発明の完全な開示」の記述が、当業者が読んで当該発明を理解することが可能で、当該発明を使用及び実施することもできるかということ念頭においておかなければならない。

### 5.6 図面の簡単な説明

出願に添付した図面（もしあれば）について記載する。各図面が発明のどの部分や内容を示しているか記載する。

例 図1は発明の第一実施形態を示す斜視図である。

図2は図1中2-2における断面図である。

図3は発明の第二実施形態を示す斜視図である。

### 5.7 発明の最良の形態

本項目では、審査官は、出願人が開示した方法は出願人又は発明者が発明の最良の形態（best-mode）と考えるもののうちの1つであるか検討する。審査官が、出願人が当該最良の形態を本項目において記載すべきと判断した場合、又は「発明の開示に前述したような」又は「発明の開示に前述した通り」と記載すべきと判断した場合、通知する。

### 5.8 手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性

本項目について、工業分野専門の審査官は、各項目に説明された発明の内容から、特許出願する発明にどのような利益があるかを明確に認識できるので、（※原則として）出願人は本事項を記載しなくてもよい。ただし、化学物質のような、小特許出願する物質にどのような利益があるかを明確に認識できない一部の化学的発明等は、審査官は出願人に対して発明の有用性を記載するよう通知しなければならない。

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第4項

## 6. クレームの審査

クレームには、保護を求める発明の特徴を、第3項に基づく明細書に沿って明確かつ正確に記載しなければならない。

第2段落

図面が含まれる場合、クレームにおいて当該発明の技術的特徴を述べることができる。この場合、図面中に記された参照符号又は記号にかかる技術的特徴の後に括弧書きで記すものとする。

第3段落

一のクレームのみでは発明の技術的特徴のすべてを適切に網羅できないときは、一の特許出願において、同一カテゴリーにある2以上の独立クレームを記載することができる。

第4段落

出願人の希望により、独立クレームに続いてその従属クレームを記載し、発明の特徴を追加してクレームすることができる。ただし、独立又は従属クレームについての参照は、択一的なもののみとする。

最終段落

本項の適用上、独立クレームとは、他のクレームに含まれている特徴を参照していないクレームをいい、従属クレームとは、追加的特徴を包含しつつ、独立クレーム又は他の従属クレームに含まれる特徴を参照したものをいう。

審査官は、クレームに基づく権利は、そのクレームにおけるいずれかの部分において権利を有することはできず、クレームの一部ではなくクレーム全体で特定されたすべての発明の技術的特徴にしたがって保護を受けることに留意しなければならない。クレームの特定には、2つの類型がある。

1. クレームは、一般的な説明がなされ、発明の特徴を明確に強調せずに、発明の一般的な特徴と組み合わせた特徴を含み、そして、「及び」という文言が、最後に記述された要素の先頭に記載されている。

**例：**

植物を栽培するための第1室と、貯水容器として機能する第2室と、その間に垂直壁とを有する少なくとも2室に区分された容器と、及び、前記壁の第2室に貯められる水位よりも上の領域に、第1室の植物栽培用の土に水を与えるために、第2室から第1室へ水を吸収させる部材を保持する孔と、を備える栽培容器。

2. クレームは、一般的な説明がなされた部分と、そして明確に発明の特徴を強調した部分との2つのパートを有している。第一のパートは発明のプレアンプル(Preamble)であり、二番目のパートが「**を特徴とする**」(訳注：原文は「を特徴とする」を意味する3つのタイ語表現が記載されているが日本語に翻訳すると全て同じであるので省略している)) (Characterized)等の文言の後に続く発明の特徴となる。

**例：**

植物を栽培するための第1室と、貯水容器として機能する第2室と、その間に垂直壁とを有する少なくとも2室に区分された容器とを備え、前記壁の第2室に貯められる水位よりも上の領域に、第1室の植物栽培用の土に水を与えるために、第2室から第1室へ水を吸収させる部材を保持する孔が設けられていることを**特徴とする栽培容器**。

予備審査でクレームを検討する場合、審査官は次のルールに沿っているかどうか検討しなければならない。

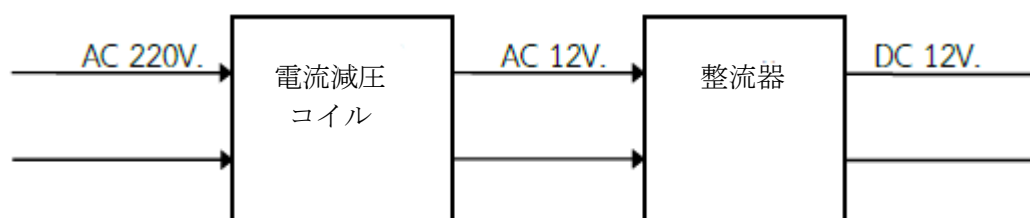
独立クレームが明細書に従って特定されているかどうか。言い換えれば、重要な技術的特徴が明細書に記載されているか否か。クレームで特定されている明細書において特定または開示されていない、または(クレームに記載されているとおりに)保護のために要求される発明の範囲が明細書で開示されている以上のものではないかどうか。

審査官は、予備審査において法律に基づく様々な規定に基づいたものであるかどうかを常に検討する必要がある。**審査官は、出願人が指定したクレームの範囲を制限または補正するように出願人に要求すべきではない。**しかし、クレームが簡潔・明確ではなく、明細書と一致していない場合、審査官は、出願人に、出願を補正するように通知することができる。

クレームが明確、簡潔であるかどうかの検討において、（審査官は）クレームを読了後に、保護を求めている発明の特徴を理解できるかどうかを検討する。

例：

交流電流を直流電流に変換するインバーターをクレームしている場合に、出願人が整流器のセットと電流減圧コイルのセットからなるインバーターの構成のみを特定するのであれば、それは不明確であると考えられる。各デバイスの関係性を特定する必要がある。例えば、12ボルトの直流を得るために、220ボルトから12ボルトに減圧し減圧した電流を整流器のセットに供給する電流減圧コイルのセットの場合、審査官は検討により次のような図を作成することができた。



医薬品のクレームにおいては、出願人は、式（化学構造）を有する医薬品の有効成分と医薬品の担体物質（有効成分が新規物質の場合）などで構成される医薬品成分の保護を求めることができる。

従属クレームにおける**他のクレームの参照**は、選択的でなければならない。審査官は、各クレームの内容に従って法的保護を考慮する必要があることを理解しなければならない。したがって、上記した従属クレームでの他のクレームの参照においては、従属クレームで他のクレームを参照する場合に「または」という文言、「上記クレームのいずれか」という文言、または前述の意味を持つ他の文言を使用することができる。

しばしば「クレーム1及び2に記載の」、「上記クレームのいずれか」などの他のクレームの参照が検出されるが、このような形態は**選択的な形態ではない**とみなされる。「クレーム1または2に記載の」または「クレーム1または2のいずれかに記載の」等のように特定すべきである。

図に言及するクレームの検討では、技術的特徴を言及する文言の後に括弧を付して図面に開示されている参照符号または記号を特定することができる。ただし、「図1により、図2により、図、、、により」のように特定することはできない。

局告示  
「願書の規定」  
(仏暦 2542 年)

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」

## 第9項

従属クレームは、独立クレームの後で特定され、同一の部分についてはアラビア数字を付すことにより記載される。

上記段落における従属クレームとは、独立クレームまたは他の従属クレームで発明の特徴を特定され、保護を要求する発明の特徴を特定するものとする。

## 第10項

従属クレームは、独立クレームまたは参照する他の従属クレームの特徴を制限した特徴を有するものとする。

## 第11項

クレームは、発明の技術的特徴に関し、明細書または図面を参照してはならない。かかる参照が審査を簡易にまた便利にする場合を除く。

## 第12項

特許または小特許出願が図面を有する場合において、クレームが、図面における技術的特徴の特定に必要な場合、図面内で使用される参照符号を括弧で設けて補って特定する。

## 7. 図面の審査

省令第21号  
(仏暦 2542 年)

## 第7項

図面は、明確に、明細書と矛盾なく、かつ図面の原則に従って記載しなければならない。

本条の適用上、図面は、設計図及び図表も意味する。

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」

局告示

「願書の規定」  
(仏暦 2542 年)

## 第14項

図面は、説明又は文章を含まないものとしなければならない。ただし、第1段落に基づく、図面の特定のために必要な文言又は文章はこの限りでない。図面の特定に必要な文言又は文章を補正する際には、図面の線に影響を及ぼしてはならない

## 第15項

図面は次の規定に従わなければならない。

(1) 耐久性のある全体の太さが同じ黒色のインクを使い、平坦な線として描かなければならない。他の色を塗ってはならない。

(2) 断面図には斜平行線を使用する。斜平行線は図面の重要な部分を示す参照符号を不明瞭にしてはならない。

## 第1章 第1部

(3) 発明の特徴を明確に表示し、図面を3分の2に縮尺した場合でも、その図面の写しから容易に詳細を読み取ることができなければならない。

(4) 番号、文字、及び引出し線 (Reference Line) を明確で容易に理解できるよう書き入れ、番号と文字に括弧、丸囲みを使わない。

(5) 作図用具を使う。

(6) 正確な比率を用いる。詳細を明確に表示したい部分のみ、別の比率を用いてもよい。

(7) 数字と文字は少なくとも0.32センチメートルの高さを有しなければならない。

(8) アラビア数字で番号と図を表示する。

(9) 明細書に記載されるもの以外の参照符号を使用しない。参照符号を使う場合、同一の対象部分を説明する時は同一の参照符号を使わなければならない。また、参照符号を多数使用する場合、参照符号及び、各参照符号で示す発明の特徴を一覧表にして図面に添付する。

## 第16項

用紙の1面に複数の図面を掲載することができる。また、複数の異なる図面を1枚の紙又は数枚の紙に掲載することができるが、全面に、かつ縦方向に掲載しなければならない。さらに、数枚の紙を用いて同じ図面を表す場合、それぞれの紙に載せる図面は、1つの図面として1枚の紙上で組合せた場合、図面のあらゆる詳細を隠さずに表示していなければならない。

## 8. 要約の審査

## 省令第21号

(仏暦2542年)

## 第6項

要約は、局長が定める規則に基づき、明細書、クレーム、及び図面（もしあれば）に含まれる開示事項の要約をもって構成する。要約は、主要な各技術的特徴を簡潔に記載すると共に、技術的問題及びその発明による当該問題の解決、更にその発明の実施についての理解を高めるようなものにまとめなければならない。

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」

## 局告示

「願書の規定」

(仏暦2542年)

## 第13項

要約は次の内容を含まなければならない。

(1) 特許出願又は小特許出願された発明の技術的特徴を簡潔に記載する。

(2) 簡潔かつ明確で、200語を超えない。

(3) 不確定な、発明の結果、有用性、発明の実施方法を記載しない。

## 9. その他書類の審査

審査官は、前述の重要な規定及び規則を検討すると共に、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約の正確性を以下の関連法令又は規定に基づき検討する。

### 「特許及び小特許出願における化学物質名称の英語表記」

局告示

「化学物質名称の  
英語表記（略）」  
（仏暦 2553 年）

化学物質名が記載されている出願の場合、明細書、クレーム、要約及び図面（あれば）の中に、有効成分又は出願の要旨として化学物質名称が記載されている出願の場合は、出願人は化学物質の英語名をその最初の言及時に括弧内に記載するものとし、特許出願にあるすべての名称を英語にする必要はない。（仏暦 2553 年（西暦 2010 年）12 月 30 日付局告示「特許及び小特許出願における化学物質名称の英語表記」）。当該局告示の公開日から審査官による命令が可能となり、公開日より前又は後に提出された出願に対して効力を有する。但し、本告示は出願人に対して手続上の指針及び強制ではない協力を請うものであるため、特許法第 27 条に基づく特許出願の放棄命令のような出願人への罰則はない。

## 10. 保護を受けることができる発明

発明には保護されうるものとされないものがあり、審査官は発明 (invention) と発見 (discovery) の定義の差異という視点から審査することが望ましい。

第 3 条

「発明」とは、新規の製品若しくは方法を革新若しくは創造すること、又は既知の製品若しくは方法の改良をいう。

「方法」とは、製造若しくは製品の状態維持、若しくは品質向上の管理、若しくは製品の状態の改良における手段、工程、又は方法をいい、その方法を適用することも含む。

「発明」 (invention) の定義は、人が知性を働かせて発明及び創造した結果得られる、製品又は工程又は当該製品又は工程の改良を実現し効果を与えるような技術的課題の解決法である。又、「発見」

(discovery) は人が知性を働かせて発明及び創造し、自然に形成される自然現象を科学的理論及び規則又は数学的方法等により説明することを意味する。当該事物の発見は、人は知識及び知性を使用しているに過ぎない。



発明も発見も、理解を構築し、人類が利用するための新規な知識を増やすことを目的としている。

発明は、一般知識又は発見した知識を適用することにより、技術的課題を解決して成果を実現することで生み出されたものである。発明者の独創性が生み出す発明の技術的特徴により、人類の利益を目的とした製品、製造工程に有用な効果が与えられ、技術革新即ち新しい技術を発展させることができることを示している。例えば、DNA構造の発見は、最初は発見と見なされるに過ぎなかったが、後に所定の方法を用いてDNAを作製しDNAの増産する工程が開発されることでこれらのプロセスは特許等の保護対象の発明となっている。

何が技術的解決を有する発明であるのかの検討にあたっては、発見 (discovery) から生まれる知識、及び実務において技術的効果を生み出すための利用を含む、一般的に存在している各知識を用いる。即ち、発明が特許の保護を受けることができるか否かの検討においては、製品又は方法の、発見又は創造又は改良の過程において人間がどの位関与したか (human intervention) を検討する。

出願が上述の技術的解決を有する場合は、更に新規性 (Novelty)、進歩性 (Inventive step) 及び産業上の利用可能性 (Industrial applicability) 等について条件、規則及び規定に基づき検討する。

#### 11. 保護を求めることができない発明

#### 第9条

次の発明は、特許法に従って保護を受けることができない。

- (1) 自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、または動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的または数学的法則または理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間又は動物の病気を診断、処置又は治療する方法
- (5) 公の秩序、道徳、衛生または福祉に反する発明

### 11.1 自然界に存在する微生物及びその構成物、植物又は動植物若しくは植物からの抽出物

#### 第9条(1)

9条(1)に基づく発明の検討では、認められた基準に基づいた検討がなされなければならない、次のような検討すべき事項の指針がある。

**A.** 自然発生または自然に存在する、若しくは自然発生または自然に存在するものと類似性を持つまたは重要な類似性を持つ特徴及び／または性質を有する人為的に成された、細菌、菌類 (fungi)、キノコ、イースト菌、藻類や原生動物 (protozoa) を含むカビ、真核細胞 (eukaryotic cell)、原核細胞 (prokaryotic cell)、細胞株 (cell line)、ウイルス (virus)、ウイロイド (viroid)、マイクログプラズマ

(mycoplasma)、動物の細胞 (animal tissue culture)、地衣類 (lichen)、ファージ (phage)、共生生物 (symbiont)、放線菌 (actinomycete) を含む、動植物界 (Plant and Animal Kingdom) における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物に関する保護を求める特許出願。

または

**B.** 自然に発生または自然に存在する、若しくは自然に発生または自然に存在するものと類似性を持つまたは重要な類似性を持つ特徴及び／または性質を有する人為的に生成された、細菌、菌類 (fungi)、キノコ、イースト菌、藻類や原生動物 (protozoa) を含むカビ、真核細胞 (eukaryotic cell)、原核細胞 (prokaryotic cell)、細胞株 (cell line)、ウイルス (virus)、ウイロイド (viroid)、マイクログプラズマ (mycoplasma)、動物の細胞 (animal tissue culture)、地衣類 (lichen)、ファージ (phage)、共生生物 (symbiont)、放線菌 (actinomycete) を含む、動植物 (Plant and Animal Kingdom) における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物において既存のタンパク質、遺伝子、デオキシリボ核酸 (DNA)、リボ核酸 (RNA)、プラスミド (plasmid)、ベクター (vector)、もしくはそれら成分に関する保護を求める特許出願。

これらの項目 A も項目 B も 9条(1) に従って保護を求めることができない。

ただし、人為的に調製、創造または発明された、特徴または特性が、自然の微生物または既存の微生物とは異なる新規の微生物または変異した微生物は、保護を受けることができ、9条(1) に反しない。

この場合において、自然に存在する動物または植物、調製又は創造された新規の動物または新規の植物 (そのような動物または植物の繁殖部分を含む) は、食品としての使用またはその他の使用する場合を除き、9条(1) により保護を求めることができない。

この場合において、新しい植物は、農業・協同組合省の植物品種保護法の下で保護することができる。

この場合において、人為的に主要な部分が変更されていない動物または植物からの抽出物、たとえば、自然の製品、または精製または抽出された自然に存在している物質は、既存の自然に存在している物質としての特徴を保持しているため、9条(1)により保護を求めることができない。なぜなら、そのような製品または物質は自然に存在している製品または物質であるとみなすことができ、発見にすぎないからである。

しかしながら、USPTO<sup>1</sup>、EP<sup>2</sup>、JP<sup>3</sup>などの外国特許庁の、自然の製品または精製された自然に存在する物質に関する指針によれば、これらの製品や物質は、純粋な形態で自然に存在するものではないので自然な製品や発見とはみなされていない。従って外国特許庁の検討の下では保護することができる。

自然の製品または自然に存在する精製された物質は、外国特許庁で保護をうけることができるとしても、これらは仏暦2522年の特許法9条(1)に基づいて保護をうけることはできない可能性がある。

しかしながら、自然の製品または自然に存在する物質を精製する手段、方法、またはプロセスに関連する発明は保護をうけることができ、9条(1)に反しない。

なお、第1章第1部25～26ページは第5章に適用する。

## 11.2 科学的、数学的な原則及び理論

これらは、発見としての特別な特徴を有する。発見は、自然に存在する過程及び状態であり、これらの規則または理論を技術的に使用することは、特許をうけることができる可能性がある。例えば、優れた伝導体としての自然に基づく理論は特許を受けることができないが、その自然に基づく理論を応用して作られた、優れたその導体材料またはその自然に基づく理論を応用した導体の製造工程は、特許をうけることができる可能性がある。短縮された特定の計算方法は特許を受けることができないが、短縮された計算方法を可能にするために開発された計算機は、特許を受けることができる可能性がある。

「自然法則を応用」しないものは下記を意味する：

- (1) 自然法則を応用せずに開示するだけのもの、
- (2) 発見にすぎないもの、
- (3) 自然法則と矛盾する発明、及び
- (4) 自然法則を応用しない発明

本法に反する要旨は、次のものをいう：

- (1) 要旨が科学的理論または数式を開示するだけのもの、
- (2) 要旨がゲームまたはスポーツのルール若しくは方法を開示するだけのもの、及び
- (3) 要旨が人間の記憶及び理由の使用によってできる方法や戦略を開示するだけのもの

1 United States Patent and Trademark Office

2 European Patent Office

3 Japan Patent Office

## 第9条(3)

## 11.3 コンピュータプログラム

特許を出願することができない可能性があるコンピュータの一部とは、コンピュータプログラム自体 (computer per se) 又は記録媒体である。技術的にコンピュータプログラムを、例えば、機械のようなツールおよび技術的な方法、又は製造方法の組み合わせることに適用すると、特許出願をすることができる場合がある。

コンピュータプログラムまたはソフトウェアに関連する発明の審査では、審査官は基本的に次の事項を検討する。

- コンピュータ技術を理解し、そして、あらゆる種類の機械と協働する作動に基づく「処理」までカバーする作動方法（装置、またはシステム、または方法など）、特に情報処理 (Information Processing) と協働する作動を有する要旨を、詳細に検討する。
- 独立クレームのすべての内容を評価、すなわち、先行技術を考慮することにより独立請求項の特別な特徴の全体を評価する。
- 「コンピュータプログラム」の条文に従って厳格に解釈する。

例：規定に従った厳格な解釈により、「ソースコード」 (Source code) は出願人に様々な法律に基づく保護を求める選択肢をもたらす。例えばソースコードは著作権法の下保護されうる。そして、コンピュータプログラムの機能 (Function) および技術的効果 (Effects) は、特許法に基づいて保護を求めることができる場合がある。

コンピュータプログラムに関連する発明の検討では、特許法の下保護されるには、発明は9条(3)を完全に遵守すること以外に、特別な特徴を備えた発明でなければならない。

いずれにせよデータ処理は、コンピュータプログラムによる方法又は特殊な電気回路の方法のいずれによっても実施できる。どのような実施となるかは、発明の考え方とは関係なく、経済的要素又は実施の可能性により選択されるものである。

したがって、この技術における発明の審査は、コンピュータプログラムの検討指針として次のものを使用する。プログラム又はプログラムを記録媒体に保存したものをクレームすることは、内容が何であれ、保護をうけることはできない。プログラムは、一般的に使用されているコンピュータにインストールされている場合も、保護をうけることはできない。

ただし、クレームで特定された要旨が、それらの発明の先行技術からの技術的発展があることを示すことができる場合、コンピュータプログラムが使用されているとしても、それは保護される可能性がある。

**例：**プログラムによって制御される機械、プログラムによって制御される製造、制御プロセスは、通常は、同様に保護される要旨であると検討される。本発明の要旨が、一般的に使用されるコンピュータの内部動作を制御するプログラムのみに関係する場合、当該プログラムが技術的有効性を提供するのであれば、前記発明の本質は保護することができる。

**例：**容量は小さいが動作が速いメモリと、容量はそれより大きい動作がそれより遅い別のメモリとを有するデータ処理システムがあり、すべての処理データが容量は小さいが動作が速いメモリに入力された場合、容量は小さいが動作が速い前述のメモリは、容量が大きいメモリと同速度でデータ処理を行い、結果、容量は小さいが動作が速い前述のメモリの容量を増やしたのと同様のプログラムの効果を生じさせることとなる。これは**技術的な特徴** (Technical characteristics) となる。したがって、特許で保護を受けることができる可能性がある。

コンピュータプログラムに関連する発明の検討と一緒に検討されるべき他の要旨は以下のようなものがある。

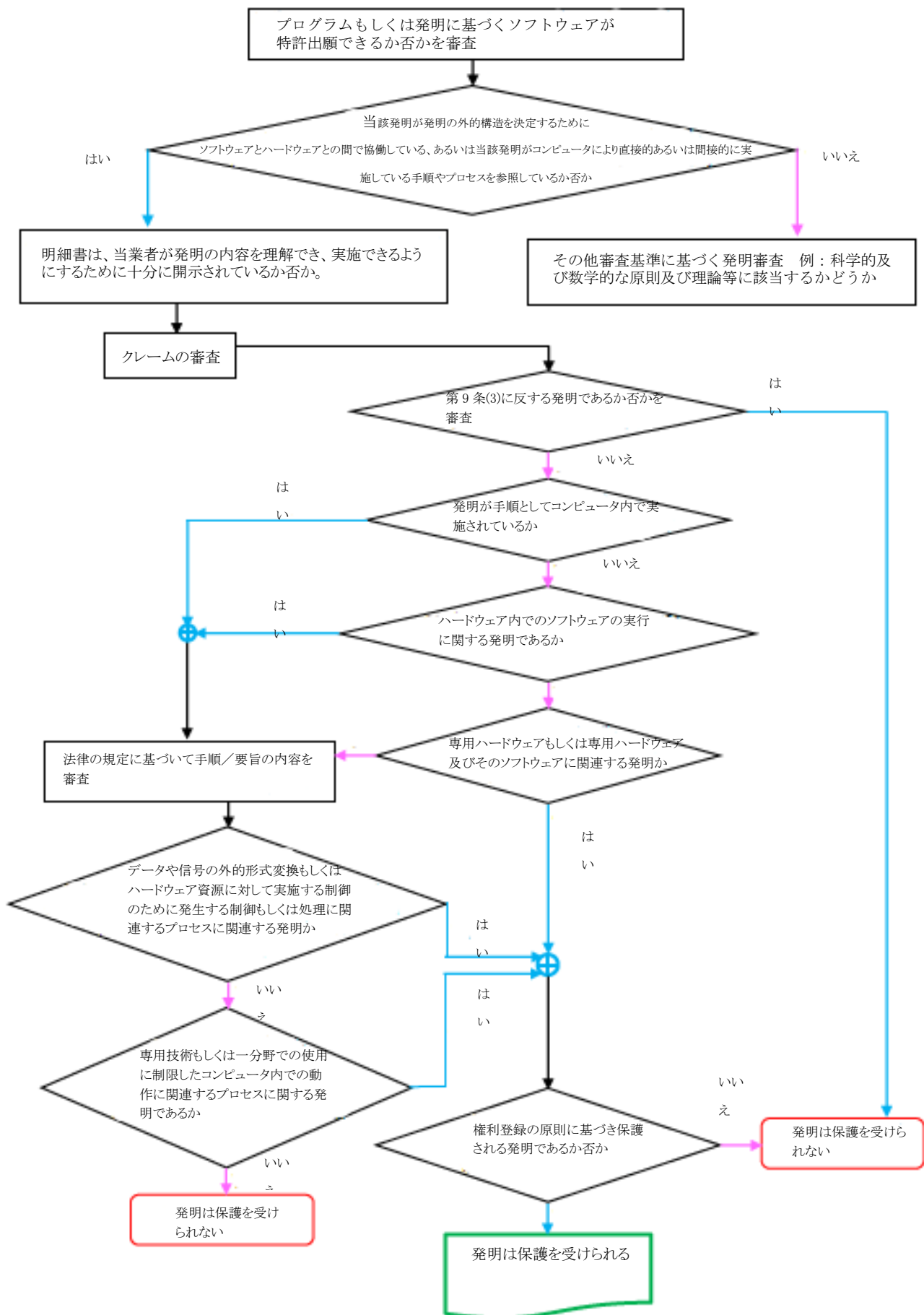
「特許を受けることができない可能性のある概念」に関連するものの例：

- 1) データを処理するためにのみにコンピュータを使用すること。コンピュータのハードウェアリソースを使用してその処理を行う方法について、直接的にもまたは間接的にも詳細を記載していない。
- 2) 技術的な概念や特徴をまったく考慮していない、コンピュータプログラムや、記録媒体にまたはデータを記録しただけのもの。
- 3) 記録媒体にコンピュータプログラムまたはデータを処理または記録するためにのみ、コンピュータを使用すること。
- 4) ビジネスの実施方法、または製品を生み出さないその他の方法

審査官は、クレームの記載に従って概念の要旨を検討する。

なお、このマニュアルの第6章で、コンピュータプログラム関連発明の指針が追加で示される。

コンピュータ・プログラムに関連する発明の審査のための手続きのフローチャート



## 第9条(4)

## 11.4 人間又は動物の疾病を診断、処置又は治療する方法

第9条(4) 人間又は動物の病気を診断、処置又は治療する方法については、第5章第2部第3.2項が準用される。

## 第9条(5)

## 11.5 公序良俗、道徳、衛生または福祉に反する発明

第9条(5) としての発明を特許性から除外する目的は、暴動や混乱を引き起こす可能性のある発明、または犯罪につながる可能性のある発明（例えば開けると爆発するミニ爆弾を備える封筒等）を防止するためである。

本発明が道徳的および不道徳的な方法の両方で使用できる場合（例えば南京錠のロック解除方法等）、そのような発明は悪意ある者によって不道徳な方法でだけ使われるだけでなく、鍵修理技術者が道徳的な方法でも使用できる。つまり、9条(5)に該当するとして出願を拒否する必要はないが、発明の内容が公序良俗に反するその使用を明確に参照している場合、その参照は明細書から削除される。

結論として、審査官が、出願人が、仏暦2542年特許法（第3版）第9条のいずれかにより、一部が特許性のない発明の保護を主張していることを発見した場合、審査官は出願人に、省令第22号（仏暦2542年）の第5条に従って出願を修正するよう通知するものとする（補正が可能な場合は、補正の項目を参照）。

## 12. 特許を出願する権利に関連する審査

## 第10条

審査官は第10条に基づき出願人の立場を検討する。

発明者は特許出願する権利を有し、発明者として特許に氏名を記載される権利を有する。

特許出願する権利は、譲渡及び承継により移転することができる。

特許出願する権利の譲渡は書面で行なわなければならない、譲渡人及び譲受人の署名が必要である。

## 12.1 発明者は特許出願する権利を有する者である

仏暦2522年特許法第10条に基づき、発明者は特許出願する権利を有し、当該特許において発明者として氏名を記載される権利を有する。

出願人が発明者であって特許を取得したい場合、自己が出願人であり、如何なる他人も特許を出願する権利を有さず、

権利の譲渡もないことを陳述し、当該特許出願に記載の伝達事項全てを含む詳細が正確及び真正である旨宣誓しなければならない。自身の証明は局告示「願書の規定」（仏暦 2542 年）第 4 項に従って行う。

**「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」（仏暦 2542 年）**

**局告示  
「願書の規定」  
(仏暦 2542 年)  
第 4 項**

特許／小特許の出願人がその発明の発明者または意匠の創作者である場合、特許又は小特許出願と共に、局告示に基づく様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001ーコー（ポー）を用いた「特許／小特許出願する権利の宣誓書」を提出する。

第 1 段落につき、出願人が外国人でタイ語を読むことが出来ない場合、様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001ーコー（ポー）の代わりに、当該通知に添付の英語版様式 PI/PD/PP/001-A(Add)を用いる。

したがって、出願人が自身で特許出願する場合の特許又は小特許出願する権利を証明する書類つまり「特許／小特許出願する権利の宣誓書」については、出願人が自身の名義で特許を登録しようとする発明者である場合に、発明者の権利に関する審査に使用するため、出願人が証拠書類と合わせて様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001ーコー（ポー）に基づき提出しなければならない。出願人が外国人であってタイ語を読めない場合、様式 PI/PD/001-A(Add)（添付書類 3）を使用し、証明がなされた際に出願人がタイに居留していたことを示すパスポート及び居住地証明書の写しと共に提出する。

## 12.2 権利の譲受人

発明者は、特許出願する権利を別の自然人又は法人に譲渡する権利を有する。

出願人が特許出願する権利の譲受人である場合は、譲渡人及び譲受人の両者が署名した譲渡証書原本を提出しなければならない。譲渡証書は出願日より前又は出願日当日に作成する。譲渡証書が出願日より後に作成された場合は、譲渡証書が出願日から有効であった旨を記載する必要がある。

譲受人が自身で譲渡証書に署名しない場合、タイ知的財産局に登録された特許代理人に譲受人の代理として譲渡証書への署名を委任する委任状が必要である。

外国の特許庁が譲渡証書の写しが当該庁に提出された譲渡証書の写しである旨認証している場合、又は同日に複数の出願を提出する場合で写しが適正である旨出願人又は代理人が宣誓の署名をしている時、出願人は譲渡証書の写しを提出することができる。



出願人が出願し、その後死亡した場合は、権利は譲渡及び相続可能である。特許出願する権利は法定相続人又は遺産相続人又は管財人に譲渡できる。

法定相続人の場合、住所、相続人の総数、相続人の身分証明書、相続人の住居登録写し、死亡証明書又はその他元の出願人の死亡を証明する書類に関する詳細を含む相続関連の証拠写しを提出する。相続人が配偶者の場合は、婚姻を法的に証明する書類又は関連書類が必要となる。

遺産相続人の場合は、遺言書、身分証明書、住居登録写し、死亡証明書又はその他元の出願人の死亡を証明する書類を提出する。相続に関し争議がある場合は、和解合意書又は最終判決又は関連書類の提示が必要となる。

管財人の場合は、裁判所命令又は最終の裁判所判決又は管財人を設定遺言書、元の出願人の死亡証明書又はその他元の出願人の死亡を証明する書類及び管財人の身分証明書を提出する。

出願人の変更を検討するため、上述の関連書類を知的財産局に提出し真正な書類である旨宣誓しなければならない。

### 12.3 他の理由により権利を請求する者

## 第11条

雇用契約又は発明を創出することを目的とした雇用契約に基づき従業者が行った発明の特許出願する権利は、雇用契約に別段の定めがある場合を除き、使用者に属する。

第1項については、雇用契約が発明に関するものではないとしても、その雇用契約に基づいた従業者であることにより使用できた、若しくは知りえた方法、統計又は報告書を使用して何らかの発明をした従業者に対して適用される。

他の理由により特許を出願することができる者の例を以下に示す。

1. 使用者が特許出願する場合、発明者の使用者である証拠又は、契約書における別段の定めがない限り発明における権利は使用者に属する旨の雇用契約書を提示しなければならない。これに代わって譲渡証書を提出することもできる

使用者が法人又は会社である場合、使用者は代表取締役又は代表権者が署名した雇用契約書若しくは雇用証明書又は法人登記証明書を提示しなければならない。これに代わって譲渡証書を提出することもできる。

2. 出願人が大学、国営企業、政府部門、慈善財団等の政府機関又は政府団体である場合は、発明者が当該機関又は団体等の被雇用者である旨の証拠として、当該機関又は団体の被雇用者である旨を示す職員証の写し等を認証済写しと共に提示するか、又は大学学長、国営企業団体所長、部門局長、財団責任者等、部門又は団体の責任者が署名した雇用契約書を提示するか、又は譲渡証書を提出しなければならない。更に、部門又は団体経営者の任命書及び身分証明書写しも提出しなければならない。手続きを委任する場合は委任状も必要である。

3. 第31条に基づき異議の申立があり、局長が異議申立人が特許出願する権利を有すると決定した場合、局長は出願を拒絶する。局長による出願拒絶の命令に対し出願人が審判請求しない場合、又は審判請求したが委員会又は裁判所が最終の命令又は判決を出した場合、それぞれの場合に応じて、局長による拒絶命令又は最終判決の日から180日以内に異議申立人が特許出願を提出すれば、異議申立人が元の特許出願人による出願日に出願したものと見なされる。又、異議申立人は検討を支持する証拠書類又は最終判決を提出しなければならない（第34条に基づく特許出願のみ）。

#### 12.4 出願人の国籍及び適格性

### 第14条

審査官は出願人が第14条に定める適格性を有するか検討しなければならない。特許を出願する者は、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

(1) タイ国籍者又はタイに本社がある法人。

(2) タイが加盟している特許保護に関する国際条約又は協定加盟国の国籍者

(3) タイ国籍者又はタイに本社がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。

(4) タイ又はタイが加盟する特許保護に関する国際条約又は協定の加盟国に本籍がある又は産業若しくは商業を現実に営んでいる者。

第14条(1)に基づき出願人の国籍及び適格性を検討する場合、審査官は出願人がタイ国籍者又はタイに本社がある法人であるか検討するため、商務省事業開発局発行の会社登記証明書を検討する。

政府機関の場合、当該政府機関を設立するための法令が必ずあり、仏暦 2542 年協同組合団体は協同組合法に基づき設立され、仏暦 2548 年地域事業団体は地域事業推進法に基づき設立され、財団も設立及び登録がされている。これについて、出願人は法人としての身分を示す書類を提出しなければならない。（データが入手不可の場合。）

第 14 条 (2) に基づき出願人の国籍及び適格性を検討する場合、審査官は出願人が世界貿易機関 (World Trade Organization : WTO) 又は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs Agreement) 又は工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention) 又は特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty : PCT) 加盟国の国民であるか検討する。

第 14 条 (3) に基づき出願人の国籍及び適格性を検討するにあたり、審査官は出願人の国籍が第 14 条 (2) に定める加盟国以外の国民である場合、当該国がタイ国民又は本社をタイに有する法人に当該国において特許出願することを認めているか、例えば、タイが加盟する特許保護に関する国際条約又は協定に非加盟の東ティモール (Timor-Leste) は、特許制度又は法令を有し、タイ国民又は本社をタイに有する法人に当該国における特許出願を認めている。したがって、当該出願人はタイでの特許出願が認められる。

第 14 条 (4) に基づき出願人の国籍及び適格性を検討する場合、審査官は、第 14 条 (3) に定める出願人がタイに居住しているか又は実体を有する正式な工業施設又は商業施設をタイ又はタイも加盟する特許保護に関する国際条約又は協定の加盟国に有しているか検討する。

### 12.5 代理人

審査官は仏暦 2542 年省令第 21 号第 13 項から第 15 項に基づき、特許代理人に関し以下の通り検討する。

#### 省令第 21 号 (仏暦 2542 年) 第 13 項 (1)

タイの居住者ではない出願人は、タイ国内で出願手続をする者として局長に対して登録された代理人に委任しなければならない。また、局長に委任状を提出する。

(1) 前段落の委任状は、タイの外交代表者、商務参事官、通商局局長、商務官若しくはその国領事、又は委任者の国の法律により署名認証権を与えられた官吏による証明を得なければならない。

## 第1章 第1部

当該国の法律で認証の署名権限を与えている者を「公証人」(Notary public)と呼ぶ。公証人は書類作成者が実際に書類を作成したこと、また公証人の面前で作成したことを認証する(Acknowledgment)。これにより前述の委任状は法律に従い適正に認証されたものとみなされる。特許出願人が公証人の権限が終了した後に特許出願と併せて委任状を提出したとしても委任状認証の効力は失われない。

例えば、公証人の証印に「当方の職責は西暦2009年2月19日を以って終了する」と記載があり、当該国の法令が署名の権限を与える当該人物の公証の権限及び責任が仏暦2552年(西暦2009年)2月19日に終了するとしても、委任状の証明が当該日に終了することを意味しない。

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第13項(2)

(2) 委任状がタイ国内で作成された場合、委任する者が委任状の作成時に実際にタイに入国していることを示す、旅券、または一時在留証明書の写真あるいはその他の証拠書類を局長に提出しなければならない。

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第14項

タイの居住者である出願人が代理人を立てることを希望する場合、出願人が任命できる代理人は、局長に登録された代理人のみとする。

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第15項

第13項(1)に基づく委任状又は証明書が外国語である場合、翻訳者及び代理人による当該委任状及び証明書の正確な翻訳である旨の翻訳宣誓書付きタイ語翻訳を添付しなければならない。

出願人が台湾に居住する場合、仏暦2534年(西暦1991年)3月29日付外務省協議回答書コートー0304/23571及び仏暦2534年(西暦1991年)5月16日付商業登記局法務部の記録第0606/410号「タイ領事館が認証署名した中華民国(台湾)国籍者の特許出願」に従う。

委任状は原本又は写しのいずれでも構わない。代理人1人につき30パーツの印紙を貼付する。委任状写しを提出する場合、印紙を貼付した、権限を有する代理人による認証付き委任状原本の写しを提出しなければならない。委任状は特許出願の出願日以前に作成しなければならない。委任状は特許出願の出願日より後に作成する場合、委任が出願日から又は出願日に遡及して有効である旨陳述しなければならない。

審査官は、代理人が知的財産局に登録されているか、願書第5項に代理人氏名、住所、代理人番号、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスが記載されているか、当該情報が出願書類及び委任状に一致しているか検討する。

#### 12.6 発明者／共同発明者の氏名の表示

### 第15条

発明が複数の者により共同でなされ、共同発明者が特許出願に参加しなかった場合、特許付与されるまでの期間であればいつでも後から共同特許出願人として参加することを請求できる。当該請求を受領すると、担当官は出願人に調査が行われる日を通知する。出願人及び他の共同出願人には請求の写しが送付される。

その後、調査の結果、局長が発明者に出願に参加し発明者として氏名が記載されることを許可する決定を下した場合、出願人は当該決定を知り得た日以降、追加の調査結果及び当該決定を提出して共同発明者の氏名を追加する。

### 第72条

この場合、審査官は、権利が共有にかかること、局長の命令又は決定の通知受領日から60日以内に決定に対する審判請求がないという調査結果及び局長決定を確認し、出願人に願書第6項に記載の共同発明者の氏名を変更させ、e-パテント（e-Patent）データベースを同様に更新する。

## 13. 先の出願に関連する特許出願

### 13.1 複数の発明を有することによる分割出願

### 第26条

出願の審査において、出願が単一の発明概念とみなすことができないほど互いに関連がない複数の発明を含んでいると認めるとき、担当官は特許出願人に発明ごとに出願を分割するよう通知する。

特許出願人が担当官から通知を受けた日から120日以内に、第1項に基づき分割した発明の出願を行ったとき、最初に出願した日を出願日とみなす。

出願の分割は省令の定める規則及び手続きに従わなければならない。特許出願人が担当官の命令に同意しないとき、120日以内に局長に対して審判請求できる。局長が決定及び命令を行なったとき、局長の命令を最終とする。

この場合、審査官は、審査官からの出願分割命令があり、元の出願から分割された特許出願が当該命令の受領日から120日以内に提出されているか審査する。出願人が当該期間内に出願を提出した場合、元の出願からの分割出願は最初の出願の出願日に提出したものと見なされる。

## 第34条

## 13.2 権利を有さない出願人による先の出願に対する異議申立

第31条に従って異議申立がなされ、局長が異議申立人は特許を受ける権利を有すると決定したとき、局長は出願の拒絶を命令するものとする。

特許出願人が局長の命令に審判請求しなかったとき、又は局長命令に審判請求して、委員会又は裁判所が最終の命令又は判決を下した後、局長の命令があった日から又は委員会若しくは裁判所による最終の命令若しくは判決のあった日から180日以内にその発明に対して異議申立人が出願をしたとき、異議申立人は特許出願人が出願した日と同日にその出願を出願したものみなす。また第28条による異議を申し立てられた者の出願申請の公開は異議申立人の出願の公開とみなす。この場合何人も、自身がより正当な権利を有するという理由で異議申立人の出願に対して異議申立を行うことはできない。

異議申立人に対する特許権の付与において、担当官は出願を審査し、かつ第24条による異議申立人の発明を審査し、又第29条を異議申立人に適用するものとする。

この場合において、審査官は、第34条第2段落に基づき特許出願が180日以内に出願されていることにより、当該出願の出願日が元の出願日と同日となっているか審査する。又、元の出願の公開は後の特許出願の公開であると見なされ、再度公開されることはない。審査官は、特許出願が、出願人が権利を有しないとの理由で異議申立を受けた元の出願と関連する旨の願書第7項の記載を検討する。

この場合、出願人（異議申立人であって特許出願する権利を有する人物）は、担当官に発明が第5条に基づく発明であるか審査するための実体審査請求を提出しなければならない。出願人は公開日から5年以内又は最終決定日から1年以内のうち遅い方の期日までに実体審査請求を提出しなければならない。出願人が当該期限内に実体審査請求しない場合、当該特許出願を放棄したものと見なす。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第14項

## 13.3 特許及び小特許間の権利種別変更申請

出願人が自らの出願を、特許出願から小特許出願へ又は小特許出願から特許出願へ変更したい場合、出願人は、場合に応じ、局長が定める様式の権利種別変更申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は配達証明付書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとする。

(1) 商務省知的財産局

(2) 県商務事務局又は局長が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく権利種別変更申請書は、場合に応じ特許法第17条又は第17条を準用する第65条の10の規定に基づいて発行された省令に定める特許出願書類又は小特許出願書類を構成する書類から成るものとする。第1段落に基づく変更を申請する者は、既に納付した手数料の超過部分の払戻しを受けることはできない。

権利種別の変更を申請しようとする出願人は、権利種別変更申請書ソーポー/オーソーポー/004-コー（添付書類4）を提出しなければならない。

出願人が自身の小特許出願を特許出願へ変更する場合、審査官は以下を検討する。

(1) 出願人は第17条に基づき発行された関連省令に従い、権利種別変更申請書及び小特許出願の書類を提出し、手数料を納付したか。

(2) 出願人は小特許出願の公開及び付与前に権利種別変更を申請しているか。

(3) 出願人は先の出願の出願日が当該出願の出願日とすることを希望しているか、又は権利種別変更の申請日が当該出願の出願日とすることを希望しているか。

審査官が検討を行い権利の変更が適正であると決定した場合、審査官は予備審査指針に基づく審査を行う。又、e-パテント（e-Patent）データベースも更新するため、出願人の希望する出願日が正確であるか再確認しなければならない。

審査官が検討を行い、出願人が小特許出願の公開日及び登録日より後に権利種別変更を申請した場合等、権利の変更が不適切であると判断した場合、審査官は出願人は権利種別を変更する権利を有さない旨出願人に通知する通知書を送付する。

#### 14. 国外での最初の出願の出願日を国内の出願日とすること（優先権）の主張

##### 第19条(2)

外国において発明について特許出願をした第14条に基づく者は、外国で最初に特許を出願した日から12ヶ月以内にタイでその発明について特許出願を行う場合は外国の最初の特許出願日を国内の特許出願日と主張できる。

##### 省令第21号 (仏暦2542年) 第10項

出願人が、外国で最初に特許又は小特許出願した発明の出願日から12か月以内に当該発明について国内で特許出願し、第19条の2に基づき外国での最初の出願日を国内での出願日として主張する場合、出願人は局長が定める様式で出願時又は出願公開前且つ外国での最初の出願日から16か月以内に別途申請しなければならない。その場合、出願人は外国で出願した特許又は小特許出願の出願日及び出願の詳細を示す出願書類写しを、出願が提出された国の特許庁による認証付きで提出する。

この場合、出願人が優先権主張申請書を提出した場合、出願人は優先権主張申請書の証拠書類を出願時又は出願の公開前且つ外国における最初の出願日から16か月以内に提出する。審査官は以下の点について検討する。

- 外国における最初の出願日から12か月前を超えない期間に提出されているか。
- 出願人が第14条に基づく国籍及び適格性を有しているか。
- 外国で提出した特許又は小特許出願の出願日及び出願の詳細を示す出願書類写しが、出願が提出された国の特許庁による認証付きで提出されているか。当該書類はCD-ROMで提出してもよく、外国における最初の出願の詳細を示す書類写しを提出してもよい。



## 第1章 第1部

審査官は、願書第8項に記載の出願情報と、様式ソーポー／ソーポー／オーゾーポー／002ーコー（添付書類5）による出願日、出願番号、国、国際特許分類、経過情報等の優先権主張申請書における外国における最初の出願情報と整合するか検討する。

審査官は当該タイ出願が外国における最初の出願の出願日から12か月以内に提出されているか検討する。又、出願人が優先権主張の証拠書類を願書と同時又は出願公開前且つ外国における最初の出願の出願日から16か月以内に提出したか検討する。上記が満たされている場合、出願は、優先権(Right of priority)を有し、即ち優先権（遡及的権利）を主張する(Claiming priority)ことができる。

## 15. 一般向け展示会での発明の展示

## 第19条

国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般向け展示会において発明又は発明品を展示した者が、一般向け展示会が開会された日から12ヶ月以内にその発明を特許出願したとき、その出願は展示会が開催された日に出願したものとみなす。

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第8項

国際的な商品展示会又は公式な展示会、又は政府機関が主催若しくは承認したタイ国内の展示会で要旨又は詳細が開示された発明について特許出願する場合、出願人は当該開示日及び／又は当該展示会の開始日を特許出願に明記しなければならない。即ち、出願人は、当該展示会を主催又は承認した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の要旨又は詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことを示す証明書をそれぞれの場合に応じて提出しなければならない。

第1段落に基づく証明書には、商品展示会の開始日又は展示会の一般向け開始日、及び発明の要旨若しくは詳細の開示日、又は一般向けに発明若しくは発明品を展示した日が記載されていなければならない。

発明者が、国際的な商品展示会又はタイ国内において政府機関が主催若しくは開催許可をした一般向け展示会において、発明の要旨又は詳細を開示し、発明の要旨若しくは詳細の開示があったこと又は発明若しくは発明品の展示があったことを示す証明書がある場合において、展示会の一般公開日から12か月以内に発明を出願し、発明の展示証明書を特許出願に併せて提出する場合、展示会開始日に出願したものと見なす。

前述の証明書は展示会を開催する又は開催を許可する政府機関が発行したものでなければならない。

審査官は当該展示会をタイ国内において主催又は開催許可をした政府機関が発行した、商品展示会の開始日又は展示会の一般向け開始日及び発明の要旨若しくは詳細の開示日又は一般向けに発明若しくは発明品を展示した日が記載された証拠書類を検討しなければならない。当該特許出願は展示会の開始日から12ヶ月以内を超えてはいけない。

前述の展示会の証拠書類、例えば、政府機関の展示会の展示証明書又は展示証書は、展示会の一般向け開始日及び発明の要旨若しくは詳細の開示日又は一般向けに発明若しくは発明品を展示した日が記載されていなければならない。展示に使用した名称がなければならない。前述の展示会の証拠書類は特許出願した発明の要旨と矛盾してはならない。

## 16. 微生物に関する発明

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第2項段落3

本項において、特許出願にかかる発明が新規な微生物に関する発明である場合、明細書は、知的財産局が随時公表する寄託機関が発行する当該微生物の寄託証明書及び／又は当該微生物の性質及び特徴を記載した書類を意味する。

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」(仏暦2542年)

局告示  
「願書の規定」  
(仏暦2542年)  
第7項

特許又は小特許された発明が新規な微生物、その製造及び使用方法に関連し、当業者が理解できるよう説明することができない場合、出願人は当該特許／小特許出願の願書において、寄託機関が発行する微生物寄託及び寄託機関に関する情報を記載しなければならない。

出願人が微生物寄託証明書を出願時に提出できない場合、出願人は当該書類について最長90日間提出が猶予される。

「微生物寄託機関の名称リスト」(仏暦2542年)

局告示  
「微生(略)」  
(仏暦2542年)  
第2項

寄託機関が発行した微生物寄託証明書及び／又は微生物の特徴又は特性に関する詳細が記載された書類は明細書と見なされ、特許又は小特許出願に使用可能である。

審査官は、発明における当該微生物が広く公知の微生物であるか、又は当業者が容易に理解し生産可能な微生物であるか検討しなければならない。

例えば、パンを作るために酵母を使用する微生物学的工程が挙げられる。酵母はパン製造者に広く公知である。したがって、特許出願人は特許出願において酵母を使用する工程に関して寄託又は微生物寄託証明書を提出する必要は無い。

他方で、特許出願人は微生物の特有な性質を示すための微生物に関する十分な情報を説明及び提供し、取得した微生物の起源を表示又は提示しなければならない。特許出願人が微生物の取得に関する十分な情報を提供せず、微生物が公知ではない新規な種である場合、審査官は特許出願人に対し微生物寄託証明書の提出を求める通知を発行する。通知に従わない場合、明細書は不完全及び不明確であると見なされる。

審査官は、登録番号、寄託日及び国際若しくは国外微生物寄託機関又は国内微生物寄託機関のいずれかの寄託機関名が記載された証拠書類（添付書類6）を検討する。

### 17. 局長に対する特許出願の公開（※遅延）申請

出願人が外国出願の準備等の理由で発明要旨の開示を延期することを希望する場合、出願人は出願人が当該発明の要旨を開示する準備ができた日より後の出願公開を局長に対して申請できる。申請がなされると、審査官は出願人の申請に基づき手続きを進めることにより外国で特許を出願する権利に影響しないようにする。

審査官は、出願人が願書に記載した日／月／年より後に、特許公開の請求を検討する。又、出願人が当該特許出願の公開において使用することを希望している図面番号について検討する。

### 18. 外国語による明細書の先の提出

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第12項  
段落2

出願人が既に外国で特許又は小特許の出願を行っている場合、出願人は、明細書、クレーム及び要約を原出願における外国語で提出することができる。この場合出願人は、正確かつ原出願に対応したタイ語による明細書、クレーム及び要約を出願から90日以内に提出しなければならない。

段落3

出願人が所定の期間内にタイ語による出願書類を提出しない場合、出願人がかかるタイ語の書類を提出した日に出願を行ったものとみなされる。

## 第1章 第1部

審査官は、省令第21号（仏暦2542年）第2段落及び第3段落に基づいて、提出された特許出願には、明細書、クレーム、要約、90日以内に提出されるタイ語翻訳が添付されているか検討する。出願人が規定の期限後にタイ語翻訳を提出した場合、タイ語翻訳の提出日が出願日であると見なされる。

審査官は出願人に出願日を書面で通知し、e-パテント（e-Patent）データベースシステムにおける出願日情報を正確なものに修正する。

特許出願人が出願時の外国語による明細書の提出日から90日以内に明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約のタイ語翻訳を提出した場合、審査官は明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約の翻訳が完全で、正確で外国語による明細書と整合するか検討する。

特許出願人が国内出願より前に外国で提出した特許出願が無い場合、出願の提出に関する期限が存在しないため出願人は前述の外国語による明細書を提出する権利を行使できない。したがって、出願人が外国語による明細書を出願日に提出し、後にタイ語翻訳を提出した場合、タイ語明細書の提出日が出願日であると見なされる。審査官は出願人に出願日の変更を当該理由と共に書面で通知し、e-パテント（e-Patent）データベースシステム内の出願日情報を修正する。

#### 19. 同一発明の場合の特許出願する権利の審査

同一発明に対する特許出願が複数ある場合の特許出願する権利を第16条に基づき検討するに際し、審査官は以下の基準を用いて審査を行う。

#### 第16条

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同一の日に出願したときは、そのうちのいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意しなければならない。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者らは局長が定める期間の最後の日から90日以内に裁判所へ提訴する。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

#### 省令第22号 （仏暦2542年） 第2項（4）

第28条及び第65条の5の規定に基づいて局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理するにあたり、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

(4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第4項

それぞれの場合に応じて第2項に基づき特許又は小特許出願を審査した結果、当該出願が法令に違反している又は複数の出願人が出願していることが判明した場合、担当官は以下の通りに手続きを進める。

(1) 出願人が共同ではなく別々に同一発明について特許出願及び小特許出願した場合、第77条の5に基づき出願人は小特許出願したと見なされる旨、通知する。

(2) 複数の者が共同ではなく別々に同一発明を行い、一方が特許出願、他方が小特許出願した場合、それぞれの場合に応じて、最初に出願した者が特許又は小特許を受ける権利を有する旨、全出願人に通知する。

(3) 複数の者が共同ではなく別々に同一発明を行い、同日付で一方が特許出願、他方が小特許出願した場合、当該通知の受領から90日以内に合意を形成しなければならない旨、全出願人に通知する。

第1段落に基づく通知は書面でなされなければならない、配達証明付書留郵便又はその他局長が定める手順で送付する。

この場合、審査官は両発明がそれぞれ単独になされた同一発明であるか検討しなければならない。

審査官は両者の特許出願と小特許出願に記載されたクレームの範囲（両出願のクレーム）を検討し、通知の受領から90日以内に合意を形成するよう全出願人に通知する。その後、個々のケースに応じて、保護を求めているクレームの範囲及び先行技術（審査で発見された技術）のクレームの範囲を比較する。

審査官は、クレームの範囲がどのように同一であるか又は重複しているか分析及び比較する。

クレームの範囲が先行技術つまり発見された技術のクレームの範囲と異なる又はその一部が異なる場合、同一発明では無いと見なす。

クレームの範囲全体が先行技術（調査により発見された技術）のクレームの範囲と同一の場合、同一発明であると見なす。

実務においては、各案件において審査官は特許／小特許データベース又は特許データベース（e-Patent）システムを調査して先行技術調査を行い、先行技術文献をサーチして予備審査リスト（Check lists）を作成する（添付書類7）。同一発明が発見された場合、更に検討するため文献種類をCRとして記載する（第2章第1部、先行技術文献の種類を表す記号参照）。

### 19.1 出願日が異なる場合

複数の者が個別及び単独に同一発明をなし、それぞれ特許出願を提出した場合、出願日が異なる場合は先に出願した者が優先的に権利を有する。この場合、審査官は後に出願した者に対し、第16条に基づく特許出願する権利について通知する。

審査官は以下の通り手続きを進める。

1. 先行する同一（又は重複）権利を発見した場合、後の出願人に当該権利が先の出願人による権利と同一である旨通知する。この場合、先に特許出願した者が特許出願する権利を有すると見なされる。後の出願人は第27条に基づき通知の受領日から90日以内に意見書又は権利に関連する補正書を提出することができる。
2. 後の出願人が意見書又は最初の出願の要旨の範囲を超えない権利に関連する補正書を90日以内に提出した場合、審査官は仏暦2522年特許法第16条に基づき当該同一発明の権利を再審査する。

第16条に基づき、審査官が検討を行い当該権利範囲が未だ同一であると判断した場合、審査官は書簡を送付して審査結果を権利に関連する人物に通知する。この場合、後願は、後願出願人が先願出願人の権利と同一の（又は重複する）保護を求めたとの理由があるものと見なされる。

但し、後の出願人が意見書又は補正を提出せず、如何なる対応もしなかった場合、場合に応じて、第27条に基づき出願人は出願を放棄したものと見なされる。

### 19.2 出願日が同じ場合

複数の者が個別及び単独になした同一発明に対して同日に特許出願を出願した場合を第16条に基づき説明する。

審査官は以下の通り手続きを進める。

- (1) 複数の出願人のうちいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか、当該通知の日付から90日以内に合意を形成することを求める通知を当事者らに送付する。最初の90日が経過しても当事者らが合意に至らない場合、当事者らは当該規定の期間の最終日から90日以内に裁判所に提訴することができる。
- (2) 第(1)項に定める期間が経過した場合、審査官は、当事者らに裁判所に提訴する機会を与えるため当該期日から更に90日間、当事者らからの結論を待つ。
- (3) 当事者らが第(2)項に基づく期日内に裁判所に提訴しない場合、当事者らに両出願の放棄を報せるために通知をする。
- (4) 当事者らが合意に至った場合又は裁判所が命令を発行した場合、唯一の出願のみが特許を受ける権利を有するとして出願を補正するよう当事者らに通知する。その他の出願は放棄したものと見なされる。

同一発明に対して同日付で提出された特許出願に関する審査結果の例は添付の通り（添付書類8）。

## 20. 特許出願と小特許出願との間の同一発明の特許出願する権利の審査

### 第77条(6)

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合で、一方が特許出願を行い、他方が小特許出願を行った場合、

(1) 特許出願又は小特許出願を先に行った者がその発明の特許又は小特許を受ける権利を有する。

(2) 特許出願が小特許出願と同日に行なわれた場合、担当官はそのうちのいずれかが独占的権利を有するかを、又は共同で権利を有するか合意を行い、特許出願又は小特許出願をその発明についての出願とするように、特許出願人及び小特許出願人に通知するものとする。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者は局長が定めた期間の最後の日から90日以内に裁判所に提訴する。提訴しなかった場合、その当事者は特許出願及び小特許出願を放棄したとみなす。

特許出願と小特許出願との間、もしくは小特許出願と特許出願との間の同一発明の出願に関する特許出願する権利は、それぞれの場合に応じて、第77条(6)に基づき検討、審査される。

審査官は別々に発明された特許／小特許出願が単独になされた同一発明であるか検討する。

審査官は、それぞれの場合に応じて、特許出願と小特許出願との間又は小特許出願と特許出願との間でクレームの範囲を検討する。次に、それぞれの場合に応じて、保護が求められているクレームの範囲と先行技術（発見された技術）のクレームの範囲とを比較する。

分析方法としては、クレームの範囲がどのように同一か比較する。

クレームの範囲が先行技術（発見された技術）のクレームの範囲と異なる又は一部異なる場合、同一発明ではないと見なす。

クレームの範囲全体が先行技術（発見された技術）の範囲と同一の場合、同一発明と見なす。

実務においては、各案件において審査官は特許／小特許データベース又はe-パテント（e-Patent）システムを調査して先行技術調査を行い、当該特許／小特許出願の先行技術を見つけ出して予備審査リスト（Check lists）を作成する（添付書類7）。同一発明が発見された場合、更に検討するため文献種類をCRとして記載する（第1章第2部、先行技術文献の種類を表す記号参照）

### 20.1 出願日が異なる場合

複数の者が個別及び単独に同一発明をなし、一方が特許出願、他方が小特許出願した場合は先に出願した者が特許又は小特許を受ける権利を有する。この場合、審査官は後に出願した者に対し、第77条の6に基づく特許又は小特許出願する権利について通知する。

審査官は以下の通り手続きを進める。

1. 先行する同一（又は重複）権利を発見した場合、出願人に当該権利が先の出願人による権利と同一である旨通知する。この場合、先に特許出願した者が特許又は小特許出願する権利を有する。出願人は第27条に基づき通知の受領日から90日以内に意見書を提出する。

2. 出願人が意見書又は最初の出願の範囲を超えない補正を90日以内に提出した場合、審査官は第77条の6に基づき当該同一権利を再検討する。



審査官が検討を行い権利範囲が同一ではないと判断した場合、当該個別に行われた発明は同一発明ではない。

審査官が検討を行い当該権利範囲が未だ同一であると判断した場合、審査官は書簡を送付して審査結果を後の出願人に通知する。この場合第77条の6に基づき、後の出願人が先に生じていた権利の出願人の権利と同一の（又は重複する）保護を求めたとの理由で後の出願は未だ係属中であると見なす。

後の出願人が意見書又は補正を提出せず、如何なる対応もしなかった場合、第27条に基づき後の出願人は特許又は小特許出願を放棄したものと見なされる。

## 20.2 出願日が同じ場合

複数の者が共同ではなく別々に同一発明について同日付で特許出願及び小特許出願、又は小特許出願及び特許出願をそれぞれ提出した場合、審査官は第77条の6に基づき以下の通り手続きを進める。

(1) 複数の出願人のうちいずれかが、当該特許出願又は小特許出願について独占的に権利を有するか又は共同で権利を有するか、当該通知の日付から90日以内に当事者らに合意を形成することを求める通知を当事者らに送付する。最初の90日が経過しても当事者らが合意に至らない場合、当事者らは局長が定める最初の期間の最終日から90日以内に裁判所に提訴する。

(2) 第(1)項に定める期間が経過した場合、審査官は、当事者らが裁判所に提訴できるよう当該期日から更に90日間、当事者らからの結論を待つ。

(3) 当事者らが第(2)項に基づく期限内に裁判所に提訴しない場合、当事者らは両出願の放棄を通知する。

(4) 当事者らが合意に至った場合又は裁判所が命令を発行した場合、審査官は、唯一の出願のみが特許を受ける権利を有するとして出願を補正するよう当事者らに通知する。その他の出願は放棄したものと見なされる。

## 21. 単独出願人又は共同出願人が同一発明について特許出願と小特許出願とを出願した場合の権利の審査

第65条(3) 何人も同一発明について小特許及び特許の両方を出願してはならない。

第77条(5) 同一発明について、第65条(3)に違反し単独又は共同で特許及び小特許を同時出願した者は、小特許出願したものと見なす。

第77条(5)は、特許又は小特許を単独出願する者又は特許又は小特許を共同出願する者はいずれも

自身の発明に対して特許及び小特許両方としての保護を求めることはできないことを定める。審査により同一発明であることが判明した場合、その発明は小特許出願されていると見なされる。

さらに第65条の3(第3章の2、小特許)も同一発明に対して小特許及び特許の両方を取得することを禁止している。

したがって、審査官はこれらの出願人による出願について、特許及び小特許の両方に対して出願されているか否かを確認しなければならない。

特許/小特許データベース又はe-パテント(e-Patent)システムの情報を調査し、予備審査リストを作成する(添付書類7)。

特許出願人及び小特許出願人が同一人物であるか判断する。発明が当該出願人又は共同出願人からの出願であるため同一である場合、審査官は書簡を作成し、特許出願の出願人及び小特許出願の出願人の両方に審査結果及び小特許のみに出願したと見なされる旨を通知する。

## 22. 特許出願の予備審査の実務指針

特許出願または小特許出願の予備審査実務指針においては、審査官が発明の特徴の正確性と明確性の審査を進めることが規定される。即ち出願の様式は正しいかどうか、また、クレームに第9条に基づく保護を求めることができない発明があるかどうか、特許出願する適正な権利があるかどうか、出願日をカウントし、優先権(遡及的権利)の主張が正しいかどうか、そして料金の支払いを含めて補正が規定に沿った正しいものか、または料金の免除が正しいかどうか、を検討する。

したがって、審査官は上記に従って検討する。審査官は場合によっては第28条、または28条を準用する第65条10および関連する省令に従って、審査を行うものとする。

担当官が局長に特許出願の審査報告書を提出する際、

### 第28条

(1) 局長が審理の結果、特許出願が第17条に合致していないか、又はその発明が第9条に基づき保護されないと判断した場合、局長はその特許出願の拒絶を命令するものとし、担当官は特許出願人に対し配達証明付書留郵便又は局長より指示されたその他の方法にて局長の決定から15日以内に拒絶を通知するものとする。

(2) 局長が審理の結果、特許出願が第17条に合致しており、かつその発明が第9条の下で保護されると判断した場合、局長はその特許出願を省令の定める規則及び手続きにより公開するよう命ずるものとする。

## 第1章 第1部

公開に先立って、担当官は特許出願人に対して局長が定めた方法又は配達証明付書留郵便で公報発行手数料支払い請求を通知するものとする。特許出願人が通知を受取ってから、又は前述の配達証明付書留郵便にて通知書を受取ってから60日以内に公報発行手数料を払わない場合、担当官は特許出願人に対し配達証明付書留郵便にて再度通知するものとする。特許出願人が前述通知書の受領から60日以内に公報発行手数料を再び支払わない場合、特許出願人は特許出願を放棄したものとみなす。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項

特許法第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

- (1) 特許出願又は小特許出願は、願書、明細書、クレーム、図面(あれば)及び要約がそれぞれ第17条又は第17条を準用する第65条の10に基づく省令に準拠しているか。
- (2) 特許出願又は小特許出願の発明がそれぞれ第9条又は第9条を準用する第65条の10に基づく保護を求めることができなない発明ではないか。
- (3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか。
- (4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。
- (5) 特許出願又は小特許出願にかかる発明がそれぞれの出願日前に第65条の3に基づき国内で出願された特許出願又は小特許出願と同一発明ではないか。
- (6) 特許出願又は小特許出願にかかる発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。

ただし、局長に代わって公務を遂行する担当官は、最新の局命令「特許に関する法律に基づく発明特許および小特許分野における担当官への局長の職務代行権限の付与」に従うこととする。

### 22.1 第9条に基づいた特許出願にかかる発明を有する特許出願に対する実務指針

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第5項

特許出願又は小特許出願が第2条(1)若しくは第3条(1)の規定に準拠していないか、または特許出願又は小特許出願にかかる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に従っていない場合、担当官は、特許出願人又は小特許出願人に所定の期間内に出願を補正するよう通知すべく局長に報告書を提出するものとする。

審査官が、すべてのクレームを検討したことにより、出願人が第9条に基づいて明確に保護を受けることができない発明をクレームしていると判断した場合、

審査官は、特許出願人の出願が拒絶される可能性があることを知らせるために、出願人に審査結果を通知し、これにおいて、審査官は、特許出願は第9条により保護を受けることができない発明であるとして特許出願の拒絶を通知しなければならない。

出願人が検討事項に同意しない場合、出願人は、通知の受領日から90日以内に、または関連する局告示による延長された期間内に、意見を述べ、そしてクレームを変更する補正をする、又はその他の手続きを行うことができる(法律に反しない場合)。

審査官は、出願人が発明についてクレームしており、いずれかのクレームが特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10(場合に応じ)の規定に基づき保護を受けることができない発明であると判断した場合、保護を受けることができない各クレームの検討結果を通知する。

通知の受領日から90日以内に、または関連する局告示による延長された期間内に、意見を述べ、そしてクレームを変更する補正をする、又はその他の手続きを行うことができる(法律に反しない場合)。

審査官が意見書またはクレームを変更する補正を検討し、出願人が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10(場合に応じ)の規定に基づき保護されていない発明をまだクレームしている場合、審査官は当該特許出願を拒絶するために局長に報告する。これは、省令第22号(仏暦2542年)第6項に従わなければならない。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第6項

特許出願若しくは小特許出願(場合に応じ)の対象たる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に基づき特許性を欠いていると思われる場合、特許出願の対象たる意匠が特許法第58条に基づき特許性を欠いていると思われる場合、

又は特許出願若しくは小特許出願が第2条(3)若しくは第3条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出するものとする。

出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

したがって、審査官は、特許出願を拒絶するための報告書を局長に提出する前に、仏暦2522年特許法の第27条に基づいて通知の受領から90日以内に出願人に意見を述べる機会を与えるため、または補正する機会を与えるために、出願の拒絶について出願人に通知する。

出願人が意見を述べない場合、または意見を述べたが審査官の意見に反論する理由がない場合、特許出願の拒絶についてのさらなる検討のために局長に報告を行う。

意見書または補正の過程で、出願人は期間の延長を要求する場合がある。ただし、特許および小特許出願に関する提出書類の延長を要求するための規定に関する局告示に従わなければならない。

出願人が審査官の指示に従って規定の期間内に補正を行った場合、または出願人が自発補正を行う場合、審査官は、続いて述べる特許出願の補正書の審査に関する基準に基づいて補正書を検討しなければならない。

## 22.2 第10条、第11条、第14条または第15条の段落1または段落2に準拠していない特許出願する権利に関する実務指針

特許又は小特許出願する権利が省令第22号の第2項(3)または第6項により適切ではない場合、局長への報告をする担当官は、特許又は小特許出願人に、規定の期間内に特許または小特許出願を適切に補正することを求める。

第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う

(3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第6項

特許出願又は小特許出願が第2条(3)又は第3条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出するものとする。

第1段落に基づく出願の拒絶に先立って、局長は、出願人に対し質問に答えるか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

したがって、審査官は、特許出願を拒絶する局長への報告書を提案する前に、仏暦2522年特許法第27条に基づいて書類の受領日から90日以内に、特許出願人に意見を述べるまたは補正できるであろう機会を提供することを報せる特許出願の拒絶を通知する。

特許出願人が所定の期限内に意見を述べない場合は出願の放棄とみなし、または意見を述べたが理由がなく、特許出願する権利に関する検討結果に対して反論があれば、審査官は特許出願の拒絶をさらに検討するために局長への報告を準備する。

### 22.3 第17条に違反する、保護を求められない発明を有する特許出願の実務指針

特許出願が、関連する省令で規定されている規則および手順に従うものと規定されている第17条に従っていない場合において（省令第21号、並びに、特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定の局告示、および、補正書の申請書に関する局告示など）、欠陥が発見された場合には、審査官は指定された時間内に特許または小特許の出願を正しく補正するように特許出願人に命令をするために局長に報告する。

出願人は、仏暦2522年特許法の第27条に従って通知される通知を受け取ってから90日以内に、補正又はさまざまな欠陥の補正の提出、意見書の提出、文書または追加事項の提出を行うことができる。

審査官が審査を行ったが、特許出願が、第17条及びその関連する規定、又は第17条を準用する第65条の10及びその関連する規定をまだ満たしていないように思われる場合、前記のような予備審査を検討する際には、局長に報告を提出することができる。

担当官が局長に審査報告書を提出した場合において、

#### 第28条(1)

(1) 局長は、本出願が第17条の規定に合致していない、又はその発明が第9条の規定に基づいて特許できないと認めるときは、その出願を拒絶するものとし、そして、担当官は、かかる局長の命令があった日から15日以内に配達証明付書留郵便又は局長の定めるその他の方法で出願人に通知をしなければならない。

したがって、特許出願を拒絶するために局長に出願の却下の報告を提案する前に、審査官は、仏暦 2522 年特許法の第 27 条に基づく書類の受領日から 90 日以内に、意見を述べるまたは補正の機会を提供する旨を特許出願人に通知する。

特許出願人が所定の期間内に理由を明確にしない場合、出願は放棄されたとみなされる。または、理由を明確にしたが理由がなく、クレームすることに関する欠陥に関連した意見に反論があり、またはクレームすることに関する省令で規定された規則および手順に従っていない場合、審査官は、当該特許出願の拒絶を検討するために局長に報告する（添付書類 9）。

### 23. 秘密として保持しなければならない発明

#### 第 23 条

国家安全保障のため発明の秘密保持が必要であると局長が判断する場合、局長は、別段の命令があるまで当該特許出願の発明の要旨及び明細書を秘密として保持するよう命令するものとする。

前段落に基づき出願の秘密保持命令が局長から出されたことを知る出願人を含むすべての者は、当該発明の要旨又は明細書を他人に開示してはならない。ただし、法律に基づく正式な権限がある場合を除く。

実際には、審査官が予備審査で出願を審査し、発明が王国の安全にとって危険な発明、たとえば、細菌爆弾、化学爆弾などの特定の種類の戦争のための武器の発明、または特定の種類の公衆衛生に関連する発明、例えば鎮静剤の成分として使用するための薬物の製造プロセスであると判断した場合、審査官は、事実について意見を述べるように出願人に通知する。出願人が意見を述べたが、審査官が危険であるかどうかを確信できない場合、審査官は、局長に提案する前に関連部門に問い合わせ、当該発明の要旨及び詳細を秘匿させるよう局長に審査報告をし、出願人に通知する。

### 24. 特許出願の補正に関する審査

#### 第 20 条

特許出願人は省令が定める規則と手続きに従い特許出願を補正することができる。ただしその補正は発明の要旨の追加であってはならない。

特許出願人が、発明の要旨を追加することなく特許出願を補正したい場合、局長からの許可がある場合を除き、特許出願の公開日前にしなければならない。

したがって、特許出願の補正に関し、出願人は自主補正を行うか、審査する担当官の補正通知に従って補正することができる。そのような補正は、最初に出願の明細書に開示された発明の要旨を追加してはならない。特許出願人が仏暦 2522 年特許法の 17 条に基づいて特許出願をする場合、次のような検討基準により、出願人は次のように特許出願の補正をすることができる。

- 公開日前：出願人は、特許出願の公開日前に補正を提出できる。しかしながら、そのような補正は、発明の要旨を追加してはならない。
- 公開日後：出願人は補正を提出できる。しかし、局長から許可を得なければならない。そしてそのような補正は、発明の要旨を追加してはならない。

#### 24.1 特許出願の補正／意見書提出通知の場合

誤りが見つかった場合、出願を補正することができる。審査官は、出願人に対して、次のように出願書類を提出する方法に応じた3つの場合によって通知しなければならない。

1. 知的財産局に直接提出された出願（受領部、移動受理窓口、または郵便）の場合、審査官は、出願人または代理人に補正が必要な項目とともに補正通知（様式ソーボー 1.1）を送付しなくてはならない。
2. 県商務事務局を通じて審査官に提出された出願の場合：
  - i. 補正通知（様式ソーボー 1.1）と補正が必要な項目と特許出願の審査結果の通知とを県商務事務局に送信する。
  - ii. 補正通知（様式ソーボー 1.1）と補正が必要な項目を出願人または特許代理人に送付する（添付書類 10）。
3. 電子システムを介して出願書類が提出された（e-ファイリング）場合、審査官は電子署名をし、補正通知（様式ソーボー 1.1）および補正が必要な項目を電子システムを介してアップロードする。

出願人は、通知の受領日から 90 日以内に手続きを進めることができる。出願人が何のアクションも起こさない場合、仏暦 2522 年特許法の第 27 条に従って出願を放棄したものとみなされる。

出願人が、理由があり規定された期限内に手続きできない場合、出願人は、局告示「提出期間の延長申請」の規定に従って



手続きを行う期限日の前に事前に特許部長に期間延長を申請することができる。

#### 24.2 特許出願が正確であるか又は出願人が提出した補正が正しい場合

審査官は、出願公開命令のために予備審査報告書を上司に提出しなければならない。

#### 24.3 発明の要旨の追加にあたらぬ補正

特許出願又は小特許出願における発明の要旨の追加にあたらぬ補正の例は以下の通り。

- 審査する担当官による補正の通知に従った補正
- 特許出願している発明の理解を深めるために明細書に科学又は技術の背景に関連して追加するような補正
- 明細書とクレームとを一致させる補正  
例えば、明細書には温度範囲が 50℃－100℃と記載されており、クレームには温度範囲が 70℃－100℃と記載されている。この場合に、出願人は明細書又はクレームを互いに一致するように補正することができる
- 明細書及び／又はクレームをより明確で簡潔とするための補正
- 誤って記載されている文言のタイ語の原則に従った補正

#### 24.4 発明の要旨の追加に当たる補正

特許出願又は小特許出願における発明の要旨の追加に当たる補正の例は以下の通り。

- 提出された特許出願の発明の要旨を超える内容を追加することによる補正

**例** 容器製造機に関する特許出願は、明細書において、容器の生産において使われる各種装置からなる容器製造機を開示し、クレームでは、各種装置を有する容器製造機を規定する。この場合、出願人は、明細書やクレームに容器の製造プロセスのような内容を追加することはできない。

●出願された特許出願に内容を追加する補正であって、このような内容を追加することは当業者が特許出願において明示されていることから予測できず、又はわからないような補正。

**例** 多くの成分からなるゴム部材に関する特許出願がある。出願人が、後から明細書にさらにゴムの成分を追加する補正をすると、それは発明の要旨の追加であるとみなされる。

明細書及びクレームで開示した「弾性支持部材を設けた」装置に関連する特許出願であり、最初は弾性支持部材のいかなる特徴的種類をも開示していなかったが、後から明細書とクレームに、弾性支持部材がコイルスプリングであることを規定する場合には、これは発明の要旨の追加であると考えられる。ただし、追加された内容は、出願人が当業者にとっては公知のものである補正であることを示したものであって、当該補正は、ただ明確にするために行われたものである。このような場合には、補正を行うことができる。

(※前述において同様に)、出願人が補正したい成分が、混合の改善に役立ち、ゴム部材において使用されることが一般的によく知られている成分であることを示すことができるならば、このような発明の内容の追加は、明細書を明確にするだけのものであって、出願人は当業者にとってよく知られていない内容を追加したものではない。

ただし、このような補正が、今まで開示されてこなかった特別な効果をもたらす場合には、その補正は認められない。同様に、「弾性支持部材」の場合、出願人が示す図面により当業者がコイルスプリングに想到することができる、又は「弾性支持部材」とはコイルスプリングを意味するとできるならば、そのような補正を行うことができる。

そして、補正が発明の要旨の追加である場合、審査官は出願人に書面で通知する。しかし、補正が発明の要旨の追加ではなく、補正が出願公開よりも後ではない場合、審査官は局長、又は局長が指名する責任者に公開後の補正を提案する。

また、審査官が補正書を検討し、その特許出願が正確であるか、公開するのに十分であると判断した場合、審査官は出願人に対して正確ではない部分の補正を予備審査では命令しないが、審査官は、出願人に発明の要旨において正確であるように補正を命令する。

審査官は、その特許出願の公開命令のために、上司から出願公開の権限のある人にまで提出される予備審査報告書を作成しなければならない。そして、出願公開手続きを進めるために、出願人に、公開手数料を支払うとともに、特許出願のコピーとクレーム及び要約の英訳要約とともに1組提出するように通知する。

## 25. 特許出願の公開のための審査の実務指針

### 第28条 (2)

担当官が審査報告書を局長に提出するにあたり、

(2) 局長が審理の結果、特許出願が第17条に合致しており、かつその発明が第9条の下で保護されると判断した場合、局長はその特許出願を省令の定める規則及び手続きにより公開するよう命ずるものとする。公開に先立って、担当官は特許出願人に対して局長が定めた方法又は配達証明付書留郵便で公開手数料支払い請求を通知するものとする。特許出願人が通知を受取ってから、又は前述の配達証明付書留郵便にて通知書を受取ってから60日以内に公開手数料を払わない場合、担当官は特許出願人に対し受取証明付書留郵便にて再度通知するものとする。特許出願人が前述通知書の受領から60日以内に公開手数料を再び支払わない場合、特許出願人は特許出願を放棄したものとみなす。

したがって、この予備審査において、審査官が特許出願又は特許出願の補正が正確であり他の権利についても問題が無いと判断した場合、審査官は序列に基づき上司に報告して(添付書類11)公開命令を取得し、出願人に公開手数料を支払うよう通知する。

予備審査の段階において、審査官は、特許出願にかかる発明に沿った公開に適切な図面を見出し、発明をメイングループ(Main Group)又はサブグループ(Sub Group)まで分類して正確な国際特許分類(International Patent Classification: IPC)を記載する。

## 26. 予備審査書類の記録に関する実務指針

特許出願の予備審査手続を進めるため、一般的情報又は出願受理／ディレクトリ部を通過した書類に欠陥が見つかった場合、補正指令若しくは欠陥通報を発する前又は特許出願公開を提案する前に、特許出願に係る特許データベースシステム（e-Patent）上の情報を最新にするため、審査官は特許データベースの情報を更新しなければならない。更に、審査官は不足の補正を通知する前又は特許出願の公開を提案する前に予備審査リストに記録し、当該記録は常時フォルダに保存する。

## 27. まとめ

予備審査は特許出願を特許出願の公開前に審査する段階であり、審査官は以下の通りに特許出願の審査を行う；

- 仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 17 条、関連する省令、及び局告示等に基づく、発明内容及び出願の正確性及び明確性
- 出願にかかる発明が仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 9 条及び関連する省令に基づいて保護を求めることができない発明か
- 第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条第 1 段落及び第 2 段落及び第 16 条及び関連する省令に基づく、特許出願する権利。
- 仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 19 条及び第 19 条の 2、省令及び局告示に基づく、出願日の算出及び優先日の主張の申請。
- 仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 23 条に基づく、発明の秘密保持。
- 局告示「手数料」に基づく、費用免除がある場合の出願手数料。

## 添付書類

出願に添付する  
証拠書類の項目(Checklist)

## 添付書類 1

出願受付日	出願番号	
出願種別	<input type="checkbox"/> 法人出願人	<input type="checkbox"/> 自然人出願人
<input type="radio"/> 発明特許 <input type="radio"/> 小特許	<input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> 外国	<b>補正提出及び追加書類送付期間満了</b> 日付
<input type="checkbox"/> <b>手数料免除</b>  <input type="checkbox"/> 臨時委任状又は個別委任状** <b>(出願人から委任された者が他の人を出願人の代理人としてさらに委任する場合)(ある場合)</b>	<b>書類項目</b> <input type="checkbox"/> 特許/小特許願書** <input type="checkbox"/> (明細書、クレーム、図面(ある場合)、発明の要約)** <input type="checkbox"/> 外国語による詳細(○有 ○無) <input type="checkbox"/> 翻訳(○有 ○無) <input type="checkbox"/> 優先権主張申請書 <b>出願添付書類</b> <input type="checkbox"/> 委任状の原本又はコピー <input type="checkbox"/> タイの法律に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 外国の法律/公証人による証明に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 翻訳 (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 譲渡書/契約書 <input type="checkbox"/> タイの法律に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 外国の法律/公証人による証明に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 翻訳 (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願の権利に関する証明書 (○有 ○無) (発明者自身による出願又は他人との共同出願の場合に使用) <input type="checkbox"/> 法人証明書の原本又はコピー (○有 ○無) 交付後 6 ヶ月以内のもの又は法人設立に関する法律に基づく書類 <input type="checkbox"/> コピー内容の正確性を保証した国民身分証明証のコピー <input type="checkbox"/> 発明者 (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 特許出願人 (○有 ○無) (会社取締役、行政機関の長、署名代理人、学長・財団理事長等) <input type="checkbox"/> 出願人が出願で言及し、出願の審査に役立つ他の書類 (ある場合)	
<b>** (出願書の構成要素が不完全な場合は、正確でないものとみなし、出願書受付で出願書を返却する)</b>		

**備考** : 1 出願又は証拠書類が不正確・不完全な場合は、担当官が追加提出すべき書類又は証拠書類の項目の不備を記録する。その場合、出願人は**特許又は小特許の出願日から 90 日以内**に、補正及び追加書類の提出を行うこと。出願人が上記の期限までに追加書類を揃えて送らなかった場合は、出願人は出願を放棄したものと見なし、担当官は出願人に**出願返却**すると共に、願書の返却理由及び審判請求の権利について通知する。

2. 出願人が**複数の項目**の書類又は証拠を揃えて追加提出する必要がある場合、出願人は書類又は証拠を**一度に全て揃えて提出**すること。

3. 証拠書類のコピーを送る必要がある場合、出願人は当該証拠書類のコピーの正確性も保証すること。

4. 外国語の書類を提出する必要がある場合、出願人は当該書類にタイ語の翻訳を添えて提出すること。その場合翻訳の正確性を保証する翻訳者の認証を付けること。

5. 出願人又はその代理人が自分で出願せず他人に出願の代行を委任する場合、臨時委任状又は個別委任状により当該の人に出願人又は代理人に代わり出願し出願受理合意記録書に署名する権限を付与することが望ましい。出願が不正確である又は証拠書類が不完全であり、かつ出願する人に上記の記録に署名する権限がない場合、担当官はその出願を受理することができないためである。

## 出願受理合意記録書

行政部署

.....日.....月、仏暦.....年

**第1部：出願人記入欄**

私(名-姓).....住所  
 番地.....小路/ソイ.....通り、.....町/地区  
 .....郡/区、.....県、郵便番号.....、TEL.  
 E-mail.....、国民身分証明証番号  
 は、右の出願を提出します。

**第2部：担当官記入欄**

私(名-姓).....職位  
 は、番号.....の.....の出願の添付書類を審査した結果、  
 添付の書類項目書式(Checklist)に従い出願人が提出した書類について以下のように判断する。  
 添付の書類項目書式(Checklist)に基づく詳細の通り書類に不備があるため、出願人に正確かつ完全  
 に補正するよう通知し、出願人は.....日.....月、仏暦.....年までに補正又は追加書類を提出する  
 ことに同意した。  
 (補正又は完全な書類を送付する期間は、出願日から **90日以内**とする)

本「出願受理合意記録書」は同一内容のものを2通作成し、両当事者は全体に目を通し理解  
 したとし、これを証するために署名し、証拠とするために担当官は1通を出願人に渡す。

署名.....担当官      署名.....出願人  
 (.....)                      (.....)

**備考**

1. 出願人が担当官の通知通りに、又は出願受理合意記録書に記された通りに出願を補正しない、又は追加の  
 書類若しくは証拠を提出しない場合、担当官は出願を出願人に返却すると共に、出願の返却理由及び出願人の  
 審判請求の権利について書面で通知する。なお、出願人が手数料を知的財産局に支払済みの場合、いかなる場  
 合も当該手数料の返金請求はできない。ただし、(1) 法律で手数料の返金を規定している場合、又は(2) 支払し  
 た者の側の過失ではなく国の担当官の過失のために上記の手数料の支払が重複する又は過払いの場合は、知的  
 財産局が個別に判断する。

2. 出願人又は代理人が自分で出願せず他人に出願の代行を委任する場合、臨時委任状又は個別委任状により  
 当該の人に出願人又は代理人に代わり出願し出願受理合意記録書に署名する権限を付与することが望ましい。  
 出願が不正確である又は証拠書類が不完全であり、かつ出願する人に上記の記録に署名する権限がない場合、  
 担当官はその出願を受理することができないためである。

## 添付書類2

様式 ソーポー/ソーポー/オーソーポー/001 コー  
(1 ページ/合計 2 ページ)

<p style="text-align: center;">(政府印章) 特許/小特許出願</p> <input type="checkbox"/> 発明 <input type="checkbox"/> 意匠 <input type="checkbox"/> 小特許 私は、仏歴 2522 年(西暦 1979 年)特許法、仏歴 2535 年(西暦 1992 年)改訂版特許法(第2版)及び仏歴 2542 年(西暦 1999 年)改訂版特許法(第3版)に基づき、特許/小特許を受けるべく、本特許/小特許出願書に署名いたします。	<b>担当官記入欄</b>	
	出願日	出願番号
	提出日	
	国際特許分類	
	使用する製品の形式、種類	
	公開日	公開番号
登録日	登録番号	
担当官署名		
1. 発明/意匠の名称		
2. 本意匠出願は、同一の意匠に関する出願で、同時に提出している出願合計数.....の、第.....番目の出願である。		
3. 特許/小特許出願人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 政府機関 <input type="checkbox"/> 財団法人 <input type="checkbox"/> その他 名前..... 住所..... .....区.....郡.....県.....郵便番号.....電話.....国名..... Eメール..... <input type="checkbox"/> 身分証明証番号 <input type="checkbox"/> 法人登録証番号 <input type="checkbox"/> 職税者証明証番号 □□□□□□□□□□□□ 追加(添付の通り) 知的財産局が連絡を取る方法 <input type="checkbox"/> 出願人の E メール <input type="checkbox"/> 代理人の E メール.....		3.1 国籍 3.2 TEL 3.3 FAX
4. 特許/小特許出願権 <input type="checkbox"/> 発明者/意匠創作者 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 他の理由による出願人		
5. 代理人(ある場合) 名前..... 住所..... .....区.....郡.....県.....郵便番号.....国名..... Eメール..... <input type="checkbox"/> 身分証明証番号 □□□□□□□□□□□□ <input type="checkbox"/> 追加(添付の通り)		5.1 代理人登録番号 5.2 TEL 5.3 FAX <input type="checkbox"/>
6. 発明者/意匠創作者 <input type="checkbox"/> 名前、住所共に出願人に同じ 名前..... 住所..... .....区.....郡.....県.....郵便番号.....国名..... Eメール..... <input type="checkbox"/> 身分証明証番号 □□□□□□□□□□□□ □追加 (添付の通り)		
7. 本特許/小特許出願は原出願から分割したもの、あるいは関係する出願である。 本特許/小特許出願人は、本特許/小特許出願日を、出願日.....の特許/小特許出願と同日に出願したものとみなされることを申請する。 その理由はこの特許/小特許出願は原特許出願から分割、あるいは関係する出願で、 <input type="checkbox"/> 原出願には複数の発明が包含されているため <input type="checkbox"/> 出願人には権利がないと異議申立てされたため <input type="checkbox"/> 権利の種類を変更させるため 注:全項目において詳細を記載できない場合、本様式の形にて、項目管理番号、追加詳細を示した項目を記載し、末尾に付属書類として作成すること。		
<b>担当官使用欄</b>		
特許/小特許分類 <input type="checkbox"/> 工学グループ <input type="checkbox"/> 化学グループ <input type="checkbox"/> 意匠特許 <input type="checkbox"/> 小特許 発明特許(工学) <input type="checkbox"/> 発明特許(技術化学) <input type="checkbox"/> 意匠特許(意匠 1) <input type="checkbox"/> 小特許(工学) 発明特許(電気) <input type="checkbox"/> 発明特許(石油化学) <input type="checkbox"/> 意匠特許(意匠 2) <input type="checkbox"/> 小特許(化学) 発明特許(物理) <input type="checkbox"/> 発明特許(生物技術) <input type="checkbox"/> 意匠特許(意匠 3) <input type="checkbox"/> 発明特許(医薬品)		



ソーパー／ソーパー／オーソーパー／001 コー(続き)

(2 ページ目／合計 2 ページ)

8. 外国出願 <input type="checkbox"/> PCT				<input type="checkbox"/> 追加(添付の通り)
出願日	出願番号	国名	国際特許分類	出願経過
8.1				
8.2				
8.3				
8.4 <input type="checkbox"/> 出願人は、最初の外国特許／小特許出願日を本出願の出願日とする権利を有する <input type="checkbox"/> 本出願書類と共に証拠書類を提出した。 <input type="checkbox"/> 本出願書類提出後証拠書類を提出する。				
9. 特許／小特許出願人の発明又は意匠についての主催者である政府機関における展示 発明を展示した期間                      展示会を開いた期間                      主催者				
10. 微生物発明				
10.1 寄託登録番号	10.2 寄託日		10.3 寄託機関／国	
11. 出願人は本特許／小特許出願日以前に外国語で出願した。本出願日から数えて 90 日以内にタイ語訳を提出する。 本出願は次の言語で出願する。 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 仏語 <input type="checkbox"/> 独語 <input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他				
12. 特許／小特許出願人が局長に対して、.....年.....月.....日.....以降に、出願又は登録、そして本小特許の公開を依頼する <input type="checkbox"/> 特許／小特許出願人は図面番号.....を公開において使用することを要求した。				
13. 出願書類に含まれるもの 1. 願書.....ページ 2. 明細書又は製品記述書.....ページ 3. クレーム.....ページ 4. 図面..... 5. 製品図.....図.....ページ <input type="checkbox"/> 図面.....図.....ページ <input type="checkbox"/> 写真.....図.....ページ 6.要約.....ページ			14. 出願と共に提出された書類 <input type="checkbox"/> 譲渡証 <input type="checkbox"/> 発明／意匠を出願する権利宣誓書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 微生物に関する詳細 <input type="checkbox"/> 優先権主張の申請書 <input type="checkbox"/> 権利種別変更申請書 <input type="checkbox"/> その他の書類	
15. 私は次のことを証明します。 <input type="checkbox"/> 本発明は以前に特許／小特許出願は行われていません。 <input type="checkbox"/> 本発明は.....の改良発明である。				
16. 出願代理人の署名 <input type="checkbox"/> 特許／小特許出願人 <input type="checkbox"/> 代理人				

備考：発明／意匠特許又は小特許を出願する際に担当官に対して虚偽を申し立てた者は、如何なる者も 6 ヶ月以下の懲役、あるいは 5000 パーツ以下の罰金、あるいはその両方の刑を科せられる。

(タイ原文省略：本頁の英訳が次頁 P66 に存在)

添付書類 3



Form PI/PD/PP/001-A (Add)

### Statement of Applicant's Right to Apply For a Patent/Petty Patent

Place \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

To: The Director – General, Department of Intellectual Property

I (We) \_\_\_\_\_

of \_\_\_\_\_ and

of \_\_\_\_\_ and

of \_\_\_\_\_

do hereby state and confirm my (our) rights in the invention/design entitled : \_\_\_\_\_

of which I (we) apply for a Patent/Petty Patent as follows :

1. That I (we) am (are) the true inventor (s)/creator (s) of the invention/design.
2. That no other person or body has any rights to the invention/design.
3. That the right to the invention/design has not been assigned to any other person.
4. That all the statements contained above and the facts contained in the application are to the best of my knowledge true and accurate.

Signature (S) \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ )

( \_\_\_\_\_ )

( \_\_\_\_\_ )

- Notes :**
1. This form must be used in case where the applicant is the inventor/creator
  2. This form must be filed together with the application

添付書類4



書式 ソーポー/オーソーポー/  
/004 - コー

担当官用

出願番号：

権利種別変更申請書

特許出願/小特許出願番号：

出願日：

特許/小特許出願人名：

項目 1. 名称

自然人  法人  政府機関  その他

住所

町/地区 郡/区 県

郵便番号 電話番号

国民身分証明証番号  法人登録番号  納税者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

出願人  特許/小特許出願人の代理人 は以下の通り権利種別の変更を申請します。

1.1 発明特許から小特許

1.2 小特許から発明特許

また、私は以下の通り希望します。

元の出願日を出願日とする

権利種別変更申請日を出願日とする

2. 私は、この変更が仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 65 条に基づくことを証明します。つまり特許出願の公開日以前の特許から小特許への権利種別の変更、または小特許の登録および付与以前の特許から発明特許への権利種別の変更です。

日付

署名

( )

(注釈)

添付書類 5



書式 ソーポー/ソーポー/オーソーポー/002-コー

担当官用

出願番号：

日付：

**優先権主張申請書**

特許出願/小特許出願番号：

出願日：

発明/意匠に係る物品の名称：

特許/小特許出願人名：

項目 1. 名称

自然人     法人     政府機関     財団法人     その他

番地                    小路/ソイ                    通り                    町/地区  
郡/区                    県                                    郵便番号                    電話番号

国民身分証明証番号     法人登録番号     納税者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記特許または小特許の出願人/出願人の代理人は、以下詳細の優先権を主張する

2. 優先権

出願日	出願番号	国	国際特許分類	出願の状態

3. 私は以下の証拠書類と共に本願を出願します。

特許または小特許出願日が示され、当該特許または小特許出願の明細書を含み、優先国の特許庁による正確性の保証がなされた当該優先権書類写し

日付

署名

(                                    )

## 微生物寄託機関の名称リスト

添付書類 6

## A. 微生物の国際寄託機関

	寄託機関名	国
1.	AGRICULTURAL RESEARCH SERVICE CULTURE COLLECTION (NRRL)	米国
2.	AMERICAN TYPE CULTURE COLLECTION (ATCC)	米国
3.	AUSTRALIAN GOVERNMENT ANALYTICAL LABORATORIES (AGAL)	オーストラリア
4.	GENTRAAI BUREAU VOOR SCHIMMELCULTURES (CBS)	オランダ
5.	COLLECTION NATIONALE DE CULTURES DE MICRO ORGANISMES (CNCM)	フランス
6.	CULTURE COLLECTION OF ALGAE AND PROTOZOA (CCAP)	英国
7.	DSM-DEUTSCHE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMAN UND ZELLKULTUREN GmbH	ドイツ
8.	EUROPEAN COLLECTION OF ANIMAL CELL CULTURES (ECACC)	英国
9.	FERMENTATION RESEARCH INSTITUTE (FRI)	日本
10.	IMET-NATIONALE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMEN	ドイツ
11.	INSTITUTE OF MICRO-ORGANISM BIOCHEMISTRY AND PHYSIOLOGY OF THE USSR ACADEMY OF SCIENCE (IBFM)	ロシア
12.	INTERNATIONAL MICROLOGICAL INSTITUTE (IMI)	英国
13.	KOREAN COLLECTION FOR TYPE CULTURES (KCTC)	英国
14.	KOREAN CULTURE CENTER OF MICROORGANISMS (KCCM)	英国

寄託機関名	国
15. MEZOGAZDASAGL ES LPARI MIKROORGANIZMUSOK MAGYAR NEMZETI GYUJTEMENYE (MIMNG)	ハンガリー
16. NATIONAL BANK FOR INDUSTRIAL MICROORGANISMS MICROORGANISMA AND CELL CULTURES (NBIMCC)	ブルガリア
17. NATIONAL COLLECTION OF FOOD BACTERIA (NCFB)	英国
18. NATIONAL COLLECTION OF INDUSTRIAL AND MARINE BACTERIA LTD. (NCIMB)	英国
19. NATIONAL COLLECTION OF TYPE CUTURES (NCTC)	英国
20. NATIONAL COLLECTION OF YEAST CUTUURES (NCYC)	英国
21. USSR RESEARCH INSTITUTE FOR ANTIBIOTICT OF THE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIO LOGICAL INDUSTRY (VNIIA)	ロシア
22. USSR RESEARCH INSTITUTE FOR GENETICS AND INDUSTRIAL MICROORGANISM BREEDING OF TIE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIOLOGICAL INDUSTRY (VNIT GENETIKA)	ロシア

#### B. 海外の微生物寄託機関

寄託機関名	国
1. COLLECTION NATIONALE DE MICRO ORGANISMES (CNCM)	フランス
2. INSTITUTE FOR FERMENTATION OSAKA (IFO)	日本
3. FORSCHUNGSINSTITUT BORSTEL (FIB)	ドイツ

#### C. 国内の微生物寄託機関

寄託機関名
1. National Center for Genetic Engineering and Biotechnology, National Science and Technology Development Agency
2. DNA Technology Laboratory, Kasetsart University Kamphaeng Saen Campus

## 添付書類 7

## 特許出願の予備審査リスト

出願番号..... 出願形態  タイ  PCT  外国  タイ(手数料免除)  
 出願日..... 出願番号.....からの権利変更  
 出願受付日..... 権利変更日

審査		書類の所在	タイ	外国	PCT	審査結果/要補正部分
願書	IPC	R				
	代理人名					
明細書	発明の名称	R				
	発明に関する学術分野	R				
	第17条の条件を <input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 満たさない	R				
	関連する技術・学術的背景	R				
	発明の特徴及び目的	R				
計.....頁	図面の簡単な説明	R				
	発明の完全な開示	R				
クレーム 第9条 に <input type="checkbox"/> 反しない <input type="checkbox"/> 反する	計.....頁	R				
	計.....項					
図面	計.....頁 図	R				
発明の要約		R				
出願添付書類	委任状	R				
	譲渡書	R				
	法人証明書	R				
	権利証明書	R				
	出願人/政府職員国民身分証明証コピー	R				
	学長などの任命書コピー	R				
	Notary Public	R				
	Priority Right 申請書	L				
その他						
PCT 書類	外国語情報変更記録の通知(IB/306)	R				
	タイ語情報変更記の通知(IB/306)	R				
	RO 101 外国語	R				
	RO 101 タイ語	R				
	外国語の詳細	L				
	WO 公報					
	ISR, WO-ISA					
IPER (IPRP Chapter II)						
優先日からタイ の出願日までの 期間	<input type="checkbox"/> 12ヶ月以内に提出 <input type="checkbox"/> 第19条 <input type="checkbox"/> 第19条の2 <input type="checkbox"/> 16以内の Priority 主張申請 <input type="checkbox"/> 18ヶ月以内に提出 <input type="checkbox"/> 18ヶ月を超えた提出 <input type="checkbox"/> 30ヶ月以内に提出(PCT 出願)	L				e-Patent データベースに基 づく権利審査 <input type="checkbox"/> 出願番号.....に対する CR
Update Data on e-Patent <input type="checkbox"/> 第...回補正通知 <input type="checkbox"/> 第...図面公開 <input type="checkbox"/> 第...回陳述 <input type="checkbox"/> 出願拒絶 <input type="checkbox"/> その他 審査官/審査官補佐.....日付						CRは第16条又は第77条の6に基づく 同一の発明を指す L=包装の左側に書類を配置 R=包装の右側に書類を配置

✓ 書類が完全/正確である  
 ✗ 書類が不完全/不正確である



添付書類 8

4/14



第[ ]号

知的財産局  
特許部  
44/100 パーンクラソー町  
ムアン郡ノンタブリー県 11000

件名 小特許出願の審査結果

宛名 [ ]

参照 小特許出願番号 [ ] 出願日 [ ]

貴殿が提出された上記の小特許出願を担当官が審査したところ、参照に基づく貴殿の発明、及び [ ] 発明は、会社 [ ] 住所 [ ] を小特許出願人とする [ ] 日付の出願番号 [ ]

の小特許出願による発明と同じ特徴を有し、また同一の日に出願されていることが判明しました。仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 16 条を準用する第 65 条の 10 に基づき、複数の人が共同ではなく、個別に同じ発明をなした場合は、いずれか 1 人だけが権利を有するか、共同で権利を有するかについて合意する必要があると規定されています。

以上お知らせしますので、貴殿が上記の審査に同意されない場合は、審査の参考のためその理由を陳述願います。なお、いずれか 1 人だけが権利を有するか、共同で権利を有するかに関する合意は、本状の受領日から 60 日以内に行う必要があります。所定の期限までに合意に至らない場合は、上記の期限満了日から 90 日以内に、当事者は裁判所に提訴する必要があります、さもなければ出願を放棄したものと見なされます。

敬具

(Mr. サコン・ウィトゥーラチット)

第 4 特許審査官

小特許審査グループ TEL.5474715-17 FAX.5474718



## 記録文書

行政部署 小特許グループ TEL.1404  
 第 ポーター0706/ 号、日付  
 件名 小特許出願の審査結果

宛名 特許部長殿(グループ長経由)

意見/命令

小特許出願人  の番号   
 により示される発明  は、小特許出願人  
 の番号  の小特許出願に  
 による発明と同一の発明であり、かつ同一の日に出願されました。特  
 許部は  日付の第ポーター号、及び  付の第ポ  
 ーター  号を双方の出願人に合意するよう送付しまし  
 ました。

現在、双方の出願人が以後共同で単一の番号   
 により小特許出願することで合意しました。

番号  の小特許出願につきましては、  
 日付の双方の出願人による文書名「番号  
 の小特許出願と番号  の  
 小特許出願との間の協議結果」に基づき、以後保護を請求する意思  
 は持っておりません。詳細は添付書類 1 の通りです。よって、上記  
 の番号  の小特許出願は引き続き審査しないこと  
 が適当と考えます。

以上、引き続き手続する前にお知らせいたします。

(Mr.サコン・ウイトゥーラチット)  
 第6 ウォー特許審査技官

添付書類 9

様式ソーパー3.1

ポーパー0706/ 知的財産局 特許部  
11000 ノンタブリー県  
1 ノンタブリー通りムー1 44/100

件名：出願の拒絶について

宛先： 引用：特許出願番号  出願  

添付書類：1. 審査結果報告書写し 1 通

2. 様式ソーパー/ソーパー/オーソーパー/009-コー 1 通

前述の特許出願の参照文献に従い、発明は、仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)及び仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)によって改正された、仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条に基づき保護を受けることができない発明であり、省令第 21 号を準用する第 17 条に基に従っていない。添付の審査結果の通り、及び知的財産局局長が仏暦 2554 年(西暦 2011 年)4 月 21 日に特許出願の拒絶命令を行った通りである。

上記の命令に同意しない場合、貴方は本書を受け取った日から数えて 60 日以内に特許委員会へ審判請求する権利を有する。前述の期間内に審判請求をおこなわなかった場合、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)によって改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 72 条に基づき、前記の命令を最終とする。

以上を通知する。

敬具

(署名)

(Mrs. ラオーン カッティヤウオンパートタイソン)

特許審査専門職

担当官

化学グループ

(指紋印)

電話 0-2547-4717

ファックス 0-2547-4718

(ガルーダ)

記録文書

政府機関 特許部 電話 02-5474716 .....  
 ポーノー0706/ ..... 日付  .....  
 件名：発明審査結果 .....

宛先：化学グループ長

私、ラオーン カッティヤウオンパートタイソンが、特許出願番号  番の審査を行ったところ、仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第2版)及び仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第3版)によって改正された、仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第9条に基づき保護を受けることができない発明であり、省令第21号を準用する第17条に従っていないため、特許法第28条違反を理由とし、出願の拒絶を命じるべきと判断した。

審査結果を添付する。

署名..... 審査官  
 (Mrs. ラオーン カッティヤウオンパートタイソン)  
 署名..... グループ長  
 (Miss ウマーコーン アーポーンパッタナボン)


命令

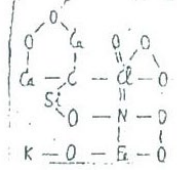
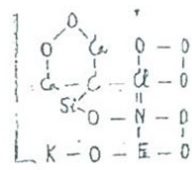
出願の拒絶

署名  
 (Mr. セークサン ブンスワン)  
 特許部部長  
 知的財産局局長 政府代理

(指紋印)

## 発明特許出願審査報告書様式 11/93

発明特許出願審査結果報告書	1 ページ	出願番号 <input type="text"/>
<p><b>1.事実</b></p> <p>1.1 出願番号 <input type="text"/>日 <input type="text"/>の名称「セメントの新規応用」 特許出願人 <input type="text"/></p> <p>1.2 担当官が予備審査を行ったところ、特許出願が第 17 条に違反していることが明らかである。特に明細書で、当業者が当該発明を作成、実施できる程度の特徴が、省令第 21 号第 3 項に基づき記載されておらず、クレームに出願人が保護を受けたい発明の技術的特徴又は構造が完全に、簡潔に、かつ明瞭に、省令第 21 号第 4 項に基づき明記されていない。よって、仏暦 2552 年（西暦 2009 年）8 月 20 日付にて補正を命じた。</p> <p>1.3 仏暦 2553 年（西暦 2010 年）2 月 12 日付で出願人が補正を行った。</p> <p>1.4 担当官は、1.3 の補正を審査したところ、出願人は第 9 条（2）に基づき保護を受けないクレームを追加で明記し、省令第 21 号を準用する第 17 条に従っていない要旨はそのまま残されていた。よって、仏暦 2554 年（西暦 2011 年）1 月 11 日付にて二回目の補正を命じた。</p> <p>1.5 出願人は、仏暦 2547 年（西暦 2004 年）3 月 4 日付にて、1.3 の補正と同様の内容を残したまま、予備審査を検討する上で重要な論点である、願書、明細書及びクレームにおいて補正を希望しない各論点を記載した、陳述記録書（訳注：原文まま）を提出した。</p> <p><b>2.法令</b></p> <p>2.1 第 9 条は、次の発明は法律に基づく保護を受けることができないと定めている。  (2) 科学及び数学の法則及び理論</p> <p>2.2 第 17 条は、出願は省令によって定められた規則及び手続きによって行われなければならないと定めている。</p> <p>2.3 省令第 21 号  第 3 項（4） 当業者が当該発明を作成、実施できる程度に、完全、明瞭かつ正確に開示されなければならない  第 4 項 第 1 段落 当該クレームにおいて、出願人が保護を求める発明の性質を完全、簡潔、明瞭で、且つ明細書に整合するよう記載しなければならない。</p> <p>2.4 知的財産局告示 願書の規定  第 6（4）項 明細書、クレーム、図面（ある場合）、及び要約は、世界標準に基づく、重量表示単位及びその他測定単位を使用しなければならない。</p> <p><b>3.検討</b></p> <p>1.3 及び 1.5 の 2 回の補正については下記の通りである。</p> <p>1.出願人が明細書に、下記について要旨を記述した。  石灰岩、白色石灰、硝石、塩化ナトリウム、透明石、鉄、カリウムを砕いた微粒粉に粘土又は粘板岩の土を加えて得られるセメントの新規応用について、当該セメントの構造式は、以下である。  （指紋印）</p> <div style="text-align: right;">  <p>構造式 1</p> </div>		

<p>発明特許出願審査結果報告書</p>	<p>2 ページ</p>	<p>出願番号 <input type="text"/></p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>構造式 2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>構造式 3</p> </div> </div> <p>科学の規則上、化学結合とは、各原子が集まり分子を形成する原子間に存在する結合力である。原子の化学結合は、（※最外殻の）価電子が最大値の 8 又は 8 に近似して（オクテット則に基づき）電子的に安定するために発生するものである。ただし、He（ヘリウム）と同様に 2 電子が最も安定する H（水素）は除く。従って、その原子が電子を共有し、又は電子を受け取るかどうかは他の原子に依存する。例えば、Cl（塩素）の場合の化学結合の例としては、1s<sup>2</sup> 2s<sup>2</sup> 2p<sup>6</sup> 3s<sup>2</sup> 3p<sup>5</sup>（2、8、7）の電子軌道がある。よって、塩素は、価電子=7 があるので、価電子を 8 にし安定させるために、電子がもう 1 つ必要となり、結合は 1 つしか形成できない。塩素は、前述したような結合を形成することはできない。</p> <p>従って、出願人の発明は、最初に記した構造を有する化合物とは見なされない。</p> <p>出願人は最初に記した構造式に基づくセメントを有する混合式は組成物であることを述べ、各使用については 1 つの混合式より多く、量の測定は、袋単位、器単位であり、担当官が検討した結果、世界基準に従った単位ではないことが分かった。</p> <p>2. クレーム</p> <p>出願人が保護を求めたクレームの要旨をまとめると、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. セメント建設の構造式</li> <li>2. 化学的構造式は、各元素のひつつきを表した</li> </ol> <p>明細書と発明のまとめ</p> <p>保護を求める技術的特徴を規定又は表しておらず、更に、特許法第 9（2）項に基づき保護を受けない事柄を保護の請求対象として規定している</p> <p><b>4.見解</b></p> <p>第 3 項の検討により、特許出願に基づく発明 <input type="text"/> 番は、第 9 条に基づき保護を受けることはできず、仏歴 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)及び仏歴 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）によって改正された、仏歴 2522 年（西暦 1979 年）特許法省令第 21 号に準ずる第 17 条に違反する。故に、特許出願を却下する。</p> <p>出願人は、仏歴 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)及び仏歴 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）によって改正された、仏歴 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 72 条に基づく命令を受け取った日から数えて 60 日以内の特許委員会への審判請求する権利を有する。</p> <p style="text-align: right;">(指紋印)</p>		

発明特許出願審査結果報告書	3 ページ	出願番号
<p style="text-align: center;">...(署名)...審査官 (Mrs. ラオーン カッティヤウオンパートタイソン) 特許審査専門職</p> <p style="text-align: center;">...(署名)...グループ長 (Miss ウマーコーン アーポーシパッタナボン) 特別特許審査専門職</p> <p style="text-align: right;">(指紋印)</p>		



記録文書

行政部署.....知的財産局 特許部 物理グループ TEL.0-2547-4716  
第...0706/17-018490.....号、日付...仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 23 日  
件名...特許出願の審査結果  
宛名 ロブブリー県商務事務所殿

意見/命令

お知らせ

番号 の 特 許 出 願 人  
が  
仏暦 2560 年（西暦 2017 年）1 月 24 日にロブブリー県商務事  
務所で出願した件につきまして、担当官が上記の出願を審査し  
たところ、添付書類に基づき当該出願人が以下の手続を取る必  
要があることが判明しました。

- 補正
- 公開手数料の支払
- 公開日から 5 年以内の審査請求
- 登録及び特許証付与手数料の支払
- 追加陳述
- 出願の取下げ
- 出願の分割  その他

以上お知らせします。

(Mrs.シリナット・アヌパン)  
上級専門職レベル特許審査技官  
特許部長代行



書式ソーボー1.1  
第ポーノー0706/1701-018760号



知的財産局特許部  
563 ノンタブリー通りバーンクラソー町  
ムアンノンタブリー郡ノンタブリー県 11000

仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 23 日

件名 補正の通知  
宛名 15000 ロップリー県ムアンロップリー郡タレーチュプソーン町ナーラーイマハー  
ラート通り 321、テープサトリー・ラーチャパット大学殿  
参照 特許出願 番号 出願日 仏暦 2560 年（西暦 2017 年）1 月 24  
日  
同封物 発明特許出願の要補正項目 1 部

貴校が参照に記す特許出願を提出され、担当官がそれを審査したところ、同封物に記す通り補正が必要な部分があることが明らかになりました。

以上お知らせしますので、特許出願補正書書式ソーボー／ソーボー／オーソーボー003-コーにより補正を行い、知的財産局3階の特許部、又は県の商務事務所で手数料50バーツを支払ってください。なお、上記の手続きは本状を受取日から90日以内に行ってください。さもなければ、仏暦2542年（西暦1999年）特許法（第3版）により改正された仏暦2522年（西暦1979年）特許法第27条に基づき、出願を放棄したものと見なされます。ただし、所定の期限までに上記の手続きを取れない止むを得ない事情がある場合は、出願人が期限満了日の前に特許部長に延長の申請を行ってください。

敬具

(Miss アンチャン・ムアクゲーム)  
実務者レベル特許審査技官  
担当官  
知的財産局長代行

物理グループ  
TEL. 0-2547-4716  
FAX. 0-2547-4718

添付書類 11



## 記録文書

行政部署.....特許部 TEL. 0-2547-4715

第 0706/17-017383 .....号、日付 仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 8 日

件名 特許出願公開

宛名 知的財産局長殿

私は、仏暦 2558 年（西暦 2015 年）3 月 30 日に提出された番号の特許出願、件名「セルロースに対するポリマー拡散促進剤、当該ポリマー拡散促進剤を含む水性拡散処理剤、拡散しやすいセルロース成分、セルロースが拡散するレジジン成分、及びセルロース拡散用拡散促進剤を含むレジジン成分」を審査した結果、当該出願が適正であることが明らかになりましたので、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及びその改正版第 28 条に基づき公開することが適当と考えます。

なお、以下により公開することが望ましいと考えます。

- 図面 番号
- 写真 番号
- 国際特許分類 (Int. Cl 10)...C08L1/00
- 製品の種類

以上報告しますので、ご検討の上でご指示ください。

.....審査官

(Mr.ナタポン・ウィリヤタナーコーン)

発明特許審査技官

指示

- 手続きを進めてよい
- その他

(Mr. ナタポン・ウィリヤタナーコーン)

発明特許審査技官

知的財産局長代行

様式ソーポー1.2  
第ポーノー0706/1702-017403 号



知的財産局特許部  
563 ノンタブリー通りバーンクラソー町  
ムアンノンタブリー郡ノンタブリー県 11000

仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 8 日

件名 特許出願公開手数料の支払  
宛名 10110 バンコク都ワッタナー区クロントーイヌア地区スクムビット通り  
21(アソーク)、253 ビル 23 階、S&I International Bangkok Office Co., Ltd.  
Miss インラック・クライルック殿  
参照 特許出願 番号 出願日 仏暦 2558 年（西暦 2015 年）3 月 30 日

貴殿が提出された参照に記す特許出願を担当官は審査しましたので、貴殿に以下の  
の手続きを取るようお願いします。

1. 特許出願公開手数料 250 バーツを支払う。  
/ 1 回目 本状の受取日から 60 日以内  
— 2 回目 本状の受取日から 60 日以内  
なお、公開では図 の意匠を示す図面/写真を使用する。
2. 特許出願のコピー1 部を送付する。
3. 発明特許出願の場合は、クレーム及び発明の要約の英訳 1 部式を送付する。

以上お知らせしますので、所定の期限までに知的財産局 3 階の特許部又は県の商務  
事務所で手続きしてください。2 回目の期限に手続きされなかった場合は、仏暦  
2542 年（西暦 1999 年）特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979  
年）特許法第 28 条(2)に基づき、出願を放棄されたものと見なされます。

なお、貴殿が公開手数料を支払われた場合、公開はその翌月に行います。公開日  
については TEL. 025474628 までお問い合わせください。また発明特許の場合は、公  
開日から 5 年以内に審査請求を行ってください。

敬具

(Mr. ナタポン・ウィリヤタナーコーン)

石油化学グループ  
TEL. 0-2547-4715  
FAX. 0-2547-4718  
金銭支払参照番号 201708080610000315

発明特許審査技官  
担当官



## 第1章 発明特許出願

### 第2部 特許情報の調査

#### 1. はじめに

特許審査のための文献調査は、特許出願された発明の登録及び特許の付与を許可するか検討するために発明の新規性及び進歩性を検討する際に用いる、当該特許出願にかかる発明に関連又は類似する先行技術を調査するための手続きである。又、特許出願について権利の競合又は重複の有無を調査するための手続きでもあり、文献調査は特許出願の特許出願の出願公開後、特許出願人が出願公開日から5年以内に実体審査 (Substantive Examination) 請求を提出すると行われる。

本マニュアルの当部分において先行技術文献検索調査の内容を詳述及び説明することにより、特許審査官又は調査官が関連文献の調査を行う際の指針を提供し、正確で同一基準に基づくタイ国調査報告 (Thailand Search Report) を作成すると共に調査報告に基づく見解 (Written Opinion) を提供することができ、また、その後の審査において検討を行うための構成書類とする。

## 2. 実体審査手続で用いる先行技術の検索調査

先行技術文献とは、仏暦 2522 年特許法第 5 条に基づき実体審査の検討を行うために用いられる種々の文献を意味する。

1. 以下の特許文献が含まれる。

- 特許／小特許出願の公開公報
- 特許／小特許の公開公報（訳注：日本でいう特許公報）
- 外国の特許情報の調査報告
- 外国特許の審査報告

2. 非特許文献 (Non-patent literature) であるその他の印刷文書

実体審査 (Substantive Examination) において特許出願を検討する際の参考として用いる先行技術を検索するため、審査官又は特許調査官は CD-ROM 又はインターネット経由 (Via the Internet) で公開されている文献、又はコンピューターで調査可能な情報データベースにより特許文献を検索してもよい。多くの場合、文献は国際特許分類 (IPC)、特許出願の種類、特許／小特許出願番号、特許／小特許出願公開番号、特許又は小特許番号により規則的に整理されている。あるいは、特許出願の審査における理解を容易にするため、特許出願人が特許出願において先行技術を引用している場合もある。(これらの技術を検討し、直接関連すると判断された場合に先行技術となり得る。)

特許文献の検索は、インターネット経由 (Via the Internet) 又はコンピューター上のデータベースにより調査できる。多くの場合、Espacenet、PatFT、AIPN、CPES 等の特許出願／小特許の公開公報又は特許又は小特許公報を収集し、要旨を公衆に開示するための外国特許庁のデータベースにおいて検索可能である。

又、審査官又は調査官は特許文献以外に、一般的な特許データベースには含まれないその他非特許文献 (Non-patent literature) として、CD-ROM 又はインターネット、LENS、NCBI、ScienceDirect、UniProt PDB 等により公開される雑誌、書籍、使用説明書又は動作説明書、その他印刷物等を調査してもよい。これらの文献はその他の形式で利用可能な情報に基づくものであってもよい。

### 3. 先行技術調査の要旨

#### 3.1 内容の調査

通常、審査官又は特許調査官は、発明の要旨を理解するために発明の明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約を精読しなければならないが、発明の要旨を理解させるように示されたクレームの範囲に焦点を当てること又は発明の全構成要素を組合せることにより、その技術的課題の解決方法を導き出し、先行技術文献を調査するための「文章 (Text)」又は「文言」又はキーワード (keyword) を特定する。これらは、その発明の要旨が既に公衆に開示されている又は特許出願公開されているクレーム、明細書、図面（あれば）に記載の重要な特徴を表す文章又は文言から検討できる。

審査官又は特許調査官は、審査における特に独立クレームの各々についての検討を補強するため、発明に直接関連する文献を検索調査するべきである。その際、クレームに記載の各文章又は文言の意味のみに範囲を限定せず、独立クレームにおける発明の独創的概念を明確に理解するため、独立クレームにおける出願時の重要な特徴又は文章又は文言を特定する発明の技術的課題の解決方法に着目しなければならない。上述の先行技術文献 (The prior art) の検索において、当該文献はタイ国内の特許出願日、又は権利遡及日又は優先日 (Priority date) (出願人が外国における最初の出願の出願日に出了したとみなす権利を主張する (訳注：優先権主張を意味する。以下、この権利については場合に応じ単に優先権主張とする) 申請をしている場合) より前に開示されたものでなければならない。

調査においては進歩性の技術的概念を検討しなければならないが、クレームの文言のみに限定してはならないが、全てを対象とするほど広範囲であってはならない。調査のために使用する内容は、当業者による明細書及び図面から検討する。

調査は、クレーム及び発明の重要な特徴の内容全てを網羅しなければならない。例えば、クレームが非常に明確な構造を有するケーブル把持具 (cable clamp) を記載している場合、調査では特殊な構造を有する類似の特徴を備えたパイプ (pipe) 及び把持具 (clamp) を含めて調査しなければならない。クレームに、働き及び/又は構造によって特定された部材を複数組み合わせた物で、各部材が接合されている旨が記載されている場合、調査においては接着剤又はリベット (riveting) による保持等、接合方法を含まなければならない。

## 第1章第2部

●調査においては独立クレーム及び従属クレームの範囲を合わせて検討しなければならない。従属クレームは引用するクレームが示す権利範囲に限定されるものと解釈する。独立クレームの内容が新規性を有する場合、その従属クレームも同様に新規性を有する。調査の結果、全ての独立クレームに影響する先行技術の内容が発見されない場合、従属クレームについて調査を行う必要は無い。例えば、特許出願において、独立クレーム1. 有効成分を特異的に配合した爪感染症治療用の医薬組成物、従属クレーム2. クレーム1の組成物であって前記組成物における担体として特異的に揮発する有機溶剤を用いる旨が記載されている場合、有効成分の特異的な配合に係る独立クレームを調査した結果、クレーム1の組成に関する文献が発見されない場合、上述した前記組成における担体として特異的に揮発する有機溶剤の使用について言及する従属クレームについて調査する必要は無い。

●特許審査官又は特許調査官は、独立クレームに記載の技術的課題の解決を調査し検討を行った結果、先行技術に基づき独立クレームが新規性及び／又は進歩性を有しないと判断された場合、従属クレームに記載の発明の新規性及び／又は進歩性の有無に影響する重要な特徴を示す技術的課題の解決を評価するため、独立クレーム及び追加で従属クレームを調査する。ここでは、独立クレームの重要な特徴と共に従属クレームにおいて追加されているその他重要な特徴も検討しなければならない。但し、これら従属クレームの重要な特徴が一般的な知識として知られ、又は関連技術 (The relevant art) において知られている場合、追加で調査を行う必要は無い。

●特許出願された発明のクレームに記載の特徴が複数の構成要素を組合せることにより新規な発明をなしている場合、即ちA要素、B要素、C要素及びD要素の組合せからなる発明の場合、特許審査官又は特許調査官はA+B+C+Dの組合せによる技術的解決法に着目して調査しなければならない。各構成要素を開示し、いずれかの要素の組合せからなる発明である先行技術の文献を調査しなければならない。即ち、A部材、B部材、C部材、及びD部材を開示する文献を、A+B、B+C、C+D及びA+D等の部材の組合せからなる発明を含めて調査する。

●特許出願において、そのクレームが複数の異なるカテゴリーの権利を主張している場合、（例えば、製品、方法、装置、用具、器機又は使用が出願の保護対象として記載されている等）、審査官又は調査官はこれら異なるクレーム全てについて調査を行わなければならない。

又、出願におけるクレームが一カテゴリーのみの場合でも、その他のカテゴリーのクレームにおける要旨を対象として更なる調査が必要となる場合がある。例えば、化学的方法（Chemical Process）に関するクレームの要旨について、進歩性の有無についての実体審査を目的として調査を行う場合、クレームに記載の「方法」についての権利のみに対する調査に加えて、より広い視点でキーワード（keyword）を作成するため、化学的方法により得られる最終製品についても調査を行う。但し、当該製品が一般に知られている場合を除く。

製品に関するクレームが既に明確で、新規性及び進歩性を有すると考えられる場合、審査官又は特許調査官は製造工程又は当該製品の使用方法のクレームについて調査を行わなくても良い。但し、当該製品が構造物であって新規性及び進歩性を有すると判断されているが、当該出願が中間物（Intermediate）に関するクレームを含む場合、その新規性及び進歩性の有無についても調査を行い検討する。

●技術的課題の解決（The technical solutions）への寄与を特定したクレームの他、明細書及び図面（あれば）の要旨を追加で調査し、要旨（Subject matter）が、クレームで言及されている他に明細書及び図面（あれば）で開示されていると判断した場合、審査官又は特許調査官は、当該特許出願の重要な特徴を、追加で特定された明細書及び図面（あれば）に開示される要旨の内容に着目して調査しなければならない。なぜなら、出願人がクレームを補正し、当該補正クレームがその要旨の内容に関連している場合、先行技術の検討を網羅して行うことができるからである。

### 例

電気回路に関する特許出願が、回路の機能（Function）及び動作のみに関する技術的課題の解決に係るクレームを備え、トランジスタ回路の要旨の内容が明細書及び図面に開示されているが、権利を主張していない場合、特許審査官又は特許調査官は、クレームに記載の前記回路の機能又は動作に加えて、存在するトランジスタ回路の要旨にも注目して調査しなければならない。この場合、後に特許出願人が上述の電気回路の要旨に係るクレームを補正した場合、特許審査官又は特許調査官は当該事項について更に調査する必要は無い。



但し、特許法（仏暦2522年）第18条に基づき、単一の出願において単一性のある発明と見なされる程には関連しない複数の発明が明細書に開示されると判断された場合（Lack of unity）、特許審査官又は特許調査官は特許出願が分割されるまで分割される要旨について調査を行ってはならない。

●上述の特許出願発明に関連する先行技術調査に加えて、特許審査官又は特許調査官は、通常、発明者が特許出願に記載している発明の背景に関連する先行技術についても調査しなければならない。

### 3.2 特許出願又は小特許出願を調査し、競合する可能性がある権利との関連性が発見された場合

●特許出願又は小特許出願において競合する可能性がある権利との関連性を調査する場合、特許審査官又は特許調査官は特許出願人の氏名と共にクレームの要旨の範囲を検討することにより、同一の特許又は小特許出願が出願されていないか検討しなければならず、同一人物であるか、同一発明であるか、又は、それぞれの場合に応じて、権利の重複があり第16条又は第16条を準用する第65条の5に基づき（発明の）保護を求めて請求がされたかどうか、又は第77条の6に基づき特許及び小特許の両方に対し保護を求めた出願人がいたかどうかを調査する。

●上記の場合、審査官又は特許調査官は、タイ特許データベース（e-Patent）上で特許文献の調査を行う。特許出願又は小特許出願において競合する可能性がある権利との関連性が存在する、又は権利の重複があると判断された場合、特許又は小特許出願の調査報告において文献の種類を、異なる特許出願人による特許又は小特許文献又は特許又は小特許出願が同一発明を開示している旨、又は権利の重複が発見された旨を意味する記号である「CR」（Conflict of Right：権利の競合）と記載する。

#### 4. 調査前の関連先行技術を示す文献の学習

明細書において先行技術文献（発明と関連する技術・学術的背景に先行技術が引用されている）、即ち特許出願、小特許出願、特許、小特許、雑誌、研究報告、論文、教科書、国際調査報告（International Search Report）、国際調査機関による見解書（Written Opinion from ISA）、外国の特許庁による特許調査報告（Search Report of foreign countries）、国際予備審査報告（International Preliminary Examination Report：IPER）等が引用されている場合、

上述の先行技術が引用されていれば、審査官又は特許調査官は当該文献を読んで分析し、審査に役立てなければならない。但し、特許出願人が予備的な検討のために全ての文献を提供しているとは限らない。審査官又は特許調査官は自身で更なる文献調査を行ってもよく、又は関連する文献の要旨を可能な限りより良く理解するため関連文献を提供するよう出願人に通知してもよい。上記に関わらず、上述の文献を提出するよう出願人に通知してもよく、通知方法については特許法（仏暦2522年）第27条に基づく規則を参照のこと。

#### 5. 出願の国際特許分類（IPC）の学習

特許文献の調査及び発明の要旨の審査をより効率的に行うため、審査官又は特許調査官は、出願の国際特許分類（International Patent Classification：IPC）が最も正確で適切となるよう調査又は検索を行う。

国際特許分類（classify）はストラスブール協定（Strasbourg Agreement）に基づき世界知的所有権機関（WIPO）が定めたものであり、発明の分類体系及び国際特許分類（International Patent Classification：IPC）を整備し、Section（セクション）、Class（クラス）、Subclass（サブクラス）、Main group（メイングループ）及びSubclass（サブグループ）分けられるgroup（グループ）を含む階層的分類体系（Hierarchical Classification System）と呼ばれる番号及びアルファベットによる番号付けに基づく下位分類を行う。

A63H3/00,A63H3/40

A.....セクション

A63.....クラス

A63H.....サブクラス

A63H3/00.....メイングループ

A63H3/40.....サブグループ、等

なお、発明分類の追加の検索は <http://www.wipo.int/classifications/ipc/en> で確認及び検索できる。

## 6. 関連する他の技術分野の調査

審査官又は特許調査官がクレームの要旨、内容に基づき出願を検討し、発明の要旨、特に特定の機能 (Specific function) の動作、特別な特徴を有する動作又は使用 (Use) に一致することで他の技術分野に関連していると判断した場合、発明の要旨について類似又は密接に関連するその他関連技術分野 (Technical Field) 又は当該技術分野の当業者としての特許審査官に関連する技術分野まで範囲を網羅し調査しなければならない。

審査官が予備審査の段階において分類を行う発明の分類について、審査官は通常、出願時の明細書に開示されている主要な機能又は主要な使用と一致するよう決定した密接に関連する技術 (関連する IPC グループ) 及び類似する技術の分野の範囲内で、当該出願の要旨に関連する技術分野の範囲を表す発明の種類を指定する。また、当該特許出願の要旨の名称だけではなく、特定の機能も記載する。例えば、

茶混合装置の発明及びコンクリート混合装置の発明はどちらも主要な動作機能は混合であるため類似情報の範囲に属し、又、れんが切断機及びビスケット切断機は類似の技術分野の範囲に属する。

正確な構造を有し、特許出願の独立クレームに記載のケーブル保持具の発明について、調査を行ったが関連する文献が当該技術分野において見つからない場合、

審査官は、類似の特徴を有するパイプ把持具及びその他保持具の技術分野まで調査の範囲を広げなければならない。パイプ把持具又はその他保持具はケーブル保持具に類似の主要な動作機能を有するものと考えられる。したがって、上述した独立クレームに記載の構造的特徴を見出すことが可能である。更に、調査をその他技術分野まで広げることにより、全ての特徴に関連する可能性のある内容を含む特許文献、又は特許出願に記載の要旨の一部を含む可能性のある特許文献全てを網羅できる。

最も関連する先行技術を発見できる可能性が高い、発明が関連する技術分野の情報範囲を決定する場合、審査官又は特許調査官は文献を調査して技術分野の情報を網羅することにより、関連技術分野の同一な要旨に注目して適切に調査を行わなければならない。例えば、国際特許分類（IPC）の冒頭が長さ、幅、厚さの測定に対して付与される xxx 5/02 である場合、審査官又は特許調査官は、サブグループ 5/02 以外の例えばサブグループ（Sub group） 5/04 又は 5/06 を調査しなければならない。若しくは物体間の間隙の測定は IPC が xxx 5/14 である距離の測定に関連することも考えられ、国際特許分類（IPC）等、類似の情報を検討しなければならない。

## 7. 調査におけるクレームの分析及び構成要素の特定

特許出願が予備審査の要件を満たしており、審査官又は特許調査官が特許出願を精読して発明内容を充分明確に理解し、調査しなければならない技術分野を検討して正しい国際特許分類（IPC）を決定した後、審査官又は特許調査官は、以下の調査で利用するため各クレームを分析し発明の構成要素（Elements）を分離しなければならない。

### 7.1 全クレームの分析

審査官又は特許調査官は、全独立クレームの内容を学習及び理解し、技術的課題を解決するクレームが含まれているか決定するためにそれらの独立クレームについて予備的に分析する。技術的課題の解決に無関係である場合、クレームが正しく補正されるまで調査する必要は無い。クレームが技術的課題の解決に関連すると判断され、調査が可能な場合、審査官又は特許調査官は保護を求める独立クレームの範囲から、可能な限り最も広い観点で検討を行い、当該情報を分析する。基本的に初回調査は独立クレームから調査を行う。

## 7.2 調査のための構成要素 (Elements) の特定

審査官又は特許調査官は、可能な限り最も広い観点で保護の範囲を規定する独立クレームに記載の技術的解決法を分析しなければならない。又、その技術的解決法を反映し、先行技術の調査において基礎的な構成要素として使用される発明の構成要素を定義しなければならない。一般的に、調査に使用する基礎的な構成要素は、技術的課題又は技術的解決法又は得られる技術的成果等の技術的情報に基づき決定する。

調査のための基礎的な構成要素を特定した後、特許審査官又は特許調査官は、調査を完全なものとし調査により可能な限り多くの要素を表示するため、調査する技術的情報の範囲内の特徴 (Feature) を分析してキーワード (Keyword) 、国際特許分類 (IPC) 、化学構造式等のコンピューターシステム上で調査を行うための各構成要素の表示方法を決定しなければならない。種々の調査方法による結果を同時に得るため、キーワード (Keyword) 及び国際特許分類 (IPC) を組合せて用いる。

種々の調査キーワードを選択する場合、一般的に、文言は異なるが意味は同一又は類似の複数の類義語 (Synonyms) 、例えば seed に対する : grain, cereal, rice, 又は pipe に対する : tube, conduit, tubular structure conical, connector cylindrical member 等により調査を行う。審査官は mouse : Animal (A01K67/00) 又は computer input device : G06F3/00 等、他の意味 (Alternative Meaning) に基づく検討と共に IPC に基づく分析を行い、適切なキーワード (Keyword) の選択に役立てる。

### 例

技術的課題の解決に必要な重要な特徴全てを含む独立クレームを調査するための文言を見つける。

1. 排水処理用送風機であって、空気ポンプが接続される吸気管 (重要な特徴 A) と、内部インペラ (重要な特徴 B) と、空気分配パイプ (重要な特徴 C) と、駆動軸 (重要な特徴 D) と、スプロケット (重要な特徴 E) と、プーリ (重要な特徴 F) と、回転方向を変更する歯車 (重要な特徴 G) と、を備える排水処理用送風機。

従属クレームの調査は、独立クレームの意味をより具体的にする追加の説明が得られる場合がある。

## 第1章第2部

2. クレーム1の排水処理用送風機であって、前記駆動軸が回転を開始することにより前記チェーン歯車が回転し、引張られたプーリが回転し、歯車伝動ベルトが回転方向を変更する（重要な特徴H）…等。

## 手順1. キーワード選択

排水処理用送風機	synonym	synonym	synonym	synonym
送風機	Aerator			
排水	Waste water	sewage		
空気ポンプ	Pump			
吸気管	Tube	pipe	conduit	tubular
インペラ	propeller	blade	vane	
駆動軸	shaft	axle		
歯車	Gear			
チェーン	chain	manacle	shackle	
フロート	float	floating		

## 手順2. IPC 選択

1. C02F1/40
2. C02F3/00
3. B01F9/10

技術的課題の解決を明らかにするため、調査において構成要素 (Elements) を検討する際、審査官又は特許調査官は、明示されている、解決された技術的特徴を検討するだけでなく、その技術的課題の解決に必要な技術的特徴と同等の特徴 (Equivalent features) も検討しなければならない。同等の重要な特徴とは、同一の方法 (the same way) における同一の機能 (the same function) を有し、同一の技術的結果 (the same effect) を生じさせることができる行為に対応する、重要なポイントとして説明がなされた重要な特徴と同等であることをいう。

## 8. 先行技術

特許審査のための先行技術 (Prior Art) の検索調査は、第6条、又は第19条に基づく展示会での発明の展示前に発生した権利に規定された先行技術、又は第19条の2に基づく権利の遡及日 (優先日、Priority date) (出願人が優先権主張している場合) より前の先行技術でなければならない。

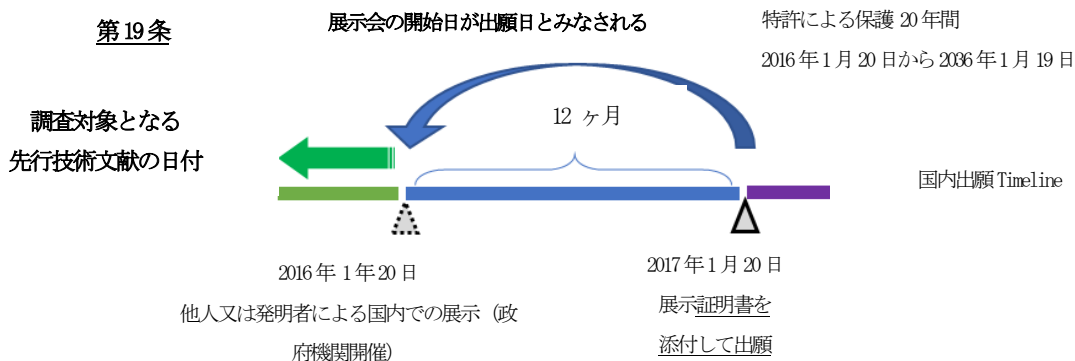
第6条(2)に基づく先行技術とは、特許出願日前に国内又は外国問わず要旨又は詳細が文献又は刊行物に記載されている発明を意味する。開示が文献、刊行物、展示によるものなのか又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。

但し、例外的に、特許出願前12ヶ月以内に、発明者が、法律に基づかない行為により生じた結果としての要旨若しくは詳細の開示、又は国際商品展示会若しくは公的機関の展示会において発明者の成果発表を含めた発明者による要旨若しくは詳細の開示は、第6条(2)に基づく開示とは見なされない。

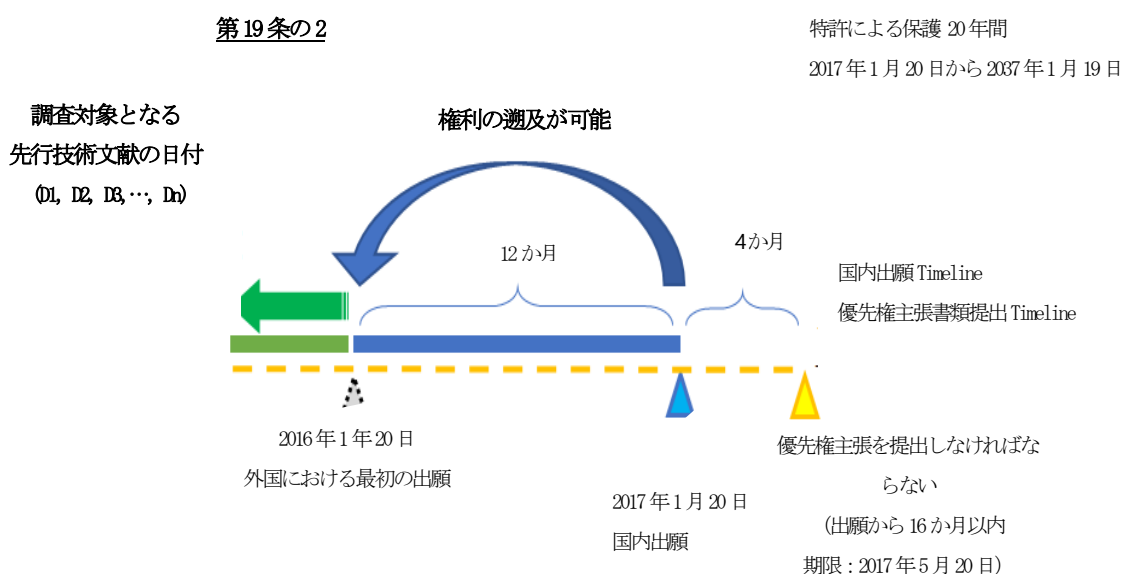
### 8.1 調査に関して日付を特定するための指針

特許審査のための先行技術(Prior art)調査において、文献は国内外における特許出願の出願日前に開示されたものでなければならない。第19条に基づく遡及的権利の主張日又は第19条の2に基づく優先日(優先日、Priority date)の場合、先行技術文献の調査期間を検討しなければならない。

#### 第19条 出願日が展示会の開始日とみなされる場合



#### 第19条の2：優先権主張の場合

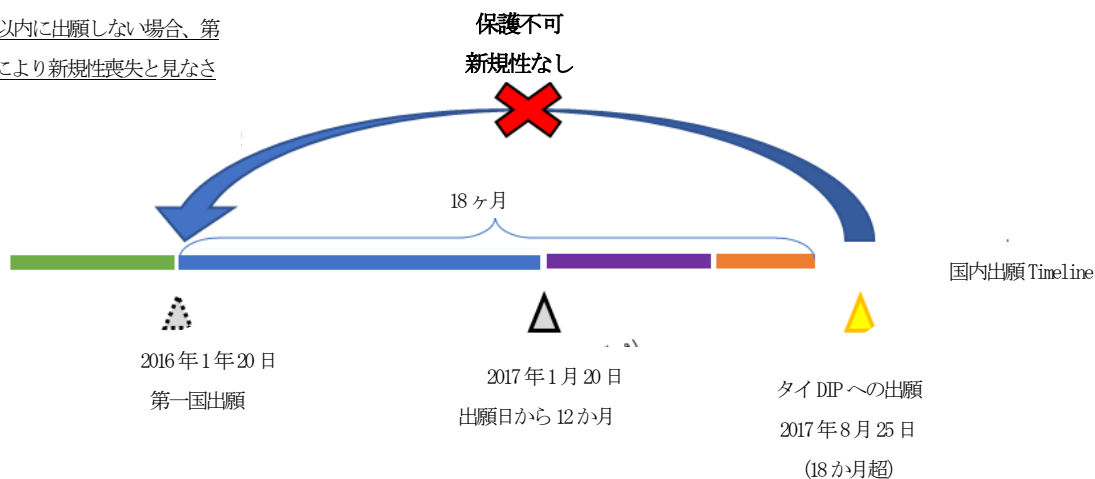


**優先権が記載されていない場合又は省令21号（仏暦2542年）第10項を満たさないため優先権主張できない場合**



**特許法（仏暦2522年）第6条（4）に基づく先行技術と見なされる場合**

18か月以内に出願しない場合、第6条（4）により新規性喪失と見なされる。



**8.1.1 一般に開示又は展示されている先行技術の調査**

(1) 出願人が最初の特許出願を国内で出願する場合であって、第19条の2に基づく優先権主張を行っていない場合、審査官又は特許調査官は、新規性又は進歩性を検討する審査において、審査中の出願の国内特許出願日（特許出願日）前に開示、刊行されている文献又は公開公報又は特許公報又は展示又はその他公衆への開示を検討して、同一の技術分野における先行技術又は類似の関連する技術的特徴を示す先行技術を検索しなければならない。



(2) 出願人が外国における最初の出願日から12か月以内に特許出願を出願し、第19条の2に基づき優先権を主張している場合、先行技術調査の手續きにおいて、審査官又は特許調査官は特許出願に記載の外国における最初の出願の出願日を調査する。審査官又は特許調査官は、更に外国特許庁又は国際事務局の特許データベース上で調査して書類の提出日を検討して、外国における最初の出願日から12か月以内の期間となる特許出願の出願日を算出して正確か検討してもよい。又、知的財産局告示「願書の規定」に基づく外国における最初の出願日をタイ出願日とする主張の記載（様式：ソーポー／ソーポー／オーソーポー／002ーコー）が正確か検討する。優先権主張を申請する場合、出願人は外国語の出願を併せて提出しなければならない。審査官は、当業者が実施できる程度に発明が開示されているか、そして、出願人が最初の出願日までに知り得た発明の最良の形態を示しているか（遡及的権利の主張の申請には少なくとも明細書、図面（あれば）等を添付しなければならない）検討しなければならない。書類の提出期限はタイにおける特許出願日から12か月以内又は特許出願の公開前である。但し、省令21号（仏暦2542年）第10項に基づき外国における最初の出願日から16か月を超えてはならない。

#### 8.1.2 第19条及び第19条の2の権利主張のための審査の指針

1. 出願人が優先権又は先の権利を主張し、(2)に基づき正しく手續きしている場合、審査官又は特許調査官は、新規性及び進歩性を検討するため、最初の特許出願前に公開されている文献又は公開公報又は特許公報又は展示又は公衆への開示に基づいて検討を行い、同一の技術分野に関連する先行技術又は同一の技術的特徴に類似の関連先行技術を検索しなければならない。但し、審査官は国内データベース（e-Patent）でも先行技術を調査しなければならない。

2. 出願人が優先権を主張しているが、(2)に基づき正しく手續きしていない場合、審査官又は特許調査官は、新規性及び進歩性を検討するため、タイでの特許出願日前に公開されている文献又は公開公報又は特許公報又は展示又は公衆への開示に基づいて検討を行い、

同一の技術分野に関連する先行技術又は同一の技術的特徴に類似の関連先行技術を検索しなければならない。但し、審査官は国内データベース（e-Patent）でも先行技術を調査しなければならない。

3. 審査官又は特許調査官が上述した項目1及び項目2の先行技術を検索調査し、特許の引用文献の調査中に優先権（Right of priority）又は遡及的権利の正確性に影響する特許文献を発見し、当該文献が開示、公開又は出願公開されている事実が判明した場合、以下の通りに手続きを進める。

3.1) 引用文献が、明細書中に特許出願の要旨と同様もしくは同一（identical）又は類似の重要な特徴の開示を有していると判断された場合であって、さらに、印刷文書の開示もしくは公開、引用文献である特許出願の公開、特許の公開の日が、最初の出願日（遡及的権利を主張している日）とタイにおける出願日との間の期間にあれば、特許審査官又は特許調査官はこのような文献を発見した場合に、文献種類を「PX」又は「PY」と記載する。

3.2) 開示されている発明の要旨が、第三者が出願した、同様若しくは同一（identical）の発明であるか、又は、出願の要旨と部分的に又は完全に同一の要旨であると判断された場合であって、さらに、先の出願の出願日が外国における最初の出願日とタイ出願日との間の期間に位置すると共に、先の出願が、タイ出願日以降に公開されたと判断された場合、特許審査官又は特許調査官が第三者による当該文献を発見した場合は、文献種類を「EX」と記載する。または、

3.3) 開示されている発明の要旨が、第三者が出願した、同様若しくは同一（identical）の発明であるか、又は、出願の要旨と部分的に又は完全に同一の要旨であると判断された場合であって、さらに、先の特許出願の優先日が外国における最初の出願日とタイ出願日との間の期間に位置し、先の出願が、タイ出願日以降に公開されたと判断された場合、特許審査官又は特許調査官が第三者による当該文献を発見した場合も、文献種類を「EX」と記載する。

特許審査官又は特許調査官は、3.1) から3.3.) に記載の特許出願の優先権主張（claim of right of priority）

又は遡及的権利の主張の審査の重要性を特に重視しなければならない。優先権主張又は先の権利の主張が前後について誤って主張されており、第三者による前の若しくは後の優先権主張、又は先の権利の主張に影響する場合、当該引用文献を後の実体審査において正確性を検討するために使用する場合があります。

先行技術検索調査において、審査官又は特許調査官は新規性 (Novelty) に影響する先行技術を重視し、発明の新規性を分析するために最も関連性の高い先行技術 (Closest prior art) を選択する。又、審査官は進歩性 (Inventive step) の検討に影響する先行技術も重視し、進歩性の検討に影響する2つ以上の文献又は進歩性の検討を促進するその他引用文献の組合せとして、当該特許出願と同一の技術的特徴を有する又は同一の技術的結果を提供する又は同一のコンセプトへの動機付けを有する先行技術を組合せる。更に、審査官又は特許調査官は、直接関連しない技術も検討して発明に対する重要な知識を向上させてもよい。

新規性及び進歩性を比較分析するためには、関連する先行技術に開示の要旨を全て検討する (明細書、クレーム、図面 (あれば) 及び要約)。

## 8.2 調査の終了 (Termination of Search)

原則として、調査は正確及び完全に行わなければならない。但し、実務においては調査コストや調査期間に制約がある場合があり、審査官又は特許調査官は、調査により得られる引用文献の量及び品質を検討して、条件 (得られる調査結果に対して調査にかかる時間、労働量及び調査コスト) が均衡の取れた状態であるかを考慮しながら調査をいつ終了するか決定しなければならない。

調査終了の要件 (Several Circumstances of Termination of Search)。

審査官又は特許調査官は、以下の条件のうち1つが満たされた場合は調査を終了する。

1. 審査官が特許出願された発明の要旨に直接関連する引用文献を発見し、特許出願された発明の要旨全てにおける発明の特徴が当該文献に明確に開示されており、当業者が開示されている内容に基づき実施できると判断した場合、その文献を新規性及び進歩性の検討に関連する文献とし、その関連度を「X」とする。

2. 特許出願された発明の要旨に対する関連性が高い引用文献が2つ以上見つかった場合、審査官は、当業者が2つ以上の引用文献を組合せて特許出願された発明に基づき技術的課題を解決できるか検討することにより、特許出願された発明の進歩性の有無、及び先の参考文献又は発明に基づき当該発明を拒絶するか検討する場合、関連度は「Y」とする。

3. 審査官が自身の技術、経験及び基本的知識を用いて検討を行った結果、発明に対する先行技術文献を発見しない又は発明に直接関連しない先行技術のみ発見した又は調査結果が調査にかかる時間、労働量及び調査コストに見合わないと考えられる場合、審査官は調査を継続する必要が無い。

4. 第1項又は第2項に定める先の発明が存在し、外国の特許調査報告又は出願人による外国特許出願の調査報告が存在する場合。

5. 先の発明が第4項に記載の調査報告に記載されている場合、審査官は国内に存在する先行技術文献を引用し、後に行う発明の要旨の審査の結果に含めるため、更に国内データベース（e-Patent）上で先行技術調査を行わなければならない。

## 9. 特別な条件での調査 (Search under Special Circumstances)

### 9.1 要旨が複数の技術分野に亘っている特許出願の調査 (Search on an application of which the subject matter covers more than one technical field)

特許出願された発明の要旨が複数の技術分野に亘っている場合、元となる技術分野担当の審査官は、調査計画を作成するため特許出願された発明のその他技術分野担当の審査官に相談する。

特許出願された発明の調査において不明な点がある場合、特許調査官は直接の責任者である特許審査官に相談できる。又、特許調査官の調査結果において不明な点がある場合、

審査官は作業を効率化し、特許出願の発明内容を網羅するため、特許調査官に直接連絡してもよい。

## 9.2 一出願に多数の発明が含まれている特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity)

### 9.2.1 一出願に多数の発明が含まれていることが明らかな特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity Obviously)

審査官又は特許調査官が発明の要旨を検討する際、独立クレーム及び全ての従属クレーム、明細書、図面（あれば）を検討した結果、当該特許出願が同一の特許出願中に複数の発明を含んでいると判断された場合、出願人が出願が単一の発明のみを含むよう補正を提出した後に調査を行わなければならない。

### 9.2.2 一出願に多数の発明が含まれているか不明な特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity Nonobviously)

複数の発明を含み単一性が欠如しているか不明 (Lacks Unity Nonobviously) な特許出願を調査する場合、調査後に一出願中に複数の発明が含まれていると判断された場合、審査官又は特許調査官は以下の通りに調査を行う。

(1)最初の独立クレームについて調査を行い、調査の結果、当該クレームが新規性又は進歩性を有しないと判断された場合、審査官又は特許調査官は、省令21号第5項及び省令22号第6項を準用する第18条に基づく単一性のある発明に関する審査基準に基づき残りの独立クレームを検討し、残りのクレームが単一性のある発明であるか決定する。単一性の無い発明である場合、単一性のない発明に係るクレームについて調査する必要は無い。

(2)非常に関連する技術的要旨を有する2つ以上の独立クレームの発明の独創的概念が相互に関連しており (Inter-parallel independent claims)、その他技術分野において調査が必要な独立クレームが存在しない場合、特許審査官は発明の技術的要旨全てを一度に調査するが、これは、相互に関連する独立クレームの性質として技術的要旨の多くが類似しているため、審査官の労働量を過度に増加させることが無いためである。

**例**

独立クレーム1. 使い捨て不織用具であって、

(A)その少なくとも一方の周縁に沿って相互に固定される第一及び第二の不織シート部材を備え、これにより前記不織シート部材間の内部容量と使用者の手を受ける開口部とを形成し、

(B)前記第一及び第二の不織シート部材のうちの少なくとも一方に関連付けられる組成物とを備える、使い捨て不織用具。

.....従属クレーム.....

独立クレーム10. 使い捨て不織用具であって、

(A)その少なくとも一方の周縁に沿って相互に固定される第一及び第二の不織シート部材を備え、これにより前記不織シート部材間の内部容量と使用者の手を受ける開口部とを形成し、

(B)前記第一及び第二の不織シート部材のうちの少なくとも一方に関連付けられる組成物とを備え、

前記用具が手袋である、使い捨て不織用具。

**10. 調査が不要な発明の要旨 (Subject Matters for Which search is Not required)**

審査官は、以下の要旨について調査を行う必要はない。

1. 特許出願されたものが第3条に基づく発明ではない。
2. 理論的又は現実的に実施できない発明。
3. 要旨の概念が第9条に基づき保護をうけることができる発明ではない。
4. 明細書及びクレームが当業者が実現又は実施できないほど不完全、不明瞭である。

### 11. 補足調査の条件 (Supplementary Search)

発明を審査する際、審査官は、従来からある発明文献を調査しなければならない場合があり、更なる検討を行うため、以下の条件下では追加で調査を実施しなければならない。

1. 特許出願人がクレームを補正したが、最初の調査は補正後の新規クレームの要旨を網羅していない場合。

2. 最初の調査が行われた出願が不完全又は不正確と判断されたため、理解するために明瞭で十分な特許出願を出願人が出願した場合。

3. 特許出願の不完全性又は不正確性又は不明瞭性の補正に関する通知が特許部から通知されたため補足で調査が必要となった、又は出願の分割が通知され、発明の要旨を審査する際に調査する技術分野が変更になった場合。上述のいずれの場合においても、当該特許出願の担当審査官は追加で調査を行わなければならない。

4. 国内の調査報告又は国際調査報告又は外国の審査報告を検討したが、未だタイ特許出願を検討できるほど十分な信頼性が無い、又は国内で権利を付与するには審査報告に問題があるように思われる場合、審査官又は特許調査官は、特許出願に権利を付与するか検討するために発明の要旨を検討するため、まずは国内データベース (e-Patent データベース) 及び/又は外国のデータベース上で補足で先行発明を調査しなければならない。

### 12. 調査報告 (Search Report)

調査報告は調査結果の記録である。詳細には、引用文献又は従来発明に関連する調査結果の記録である。調査報告は、知的財産局特許部が指定する標準様式を用いて作成し、調査する技術分野、キーワード (Keyword)、調査に使用したデータベースを記載しなければならない。又、調査した発明について、特許出願された発明の要旨に対する従来発明の関連度を表す分類のための記号を明確に記載しなければならない。

調査報告において、発明の要旨との関連度を表すため以下の記号を使用する。

「X」：当該特許出願に直接関連する文献、又はこの文献のみでクレームに係る発明に新規性又は進歩性が無いことを判断できる文献。

「Y」：当該特許出願に直接関連し、複数の文献の組合せによりクレームに係る発明に進歩性が無いことを証明できる文献。

「A」：背景技術に直接関連するが、出願された発明に特に関連するとは見なされない文献。

「CR」：(Conflicting of Rights：権利の競合)異なる出願人による、同一の発明または権利の重複があることが明らかになった、特許文献もしくは小特許文献、または特許出願書類又は小特許出願書類をいう。

「P」：最初の特許出願日以降で、本願出願日(国際特許出願(PCT)の場合、国際特許出願日を用いる)前に公開された文献。通常、参照記号X、Y、又はAのように他の記号いずれか1つと共に記載する。

「E」：特許出願の出願日又は国際出願日以降に公開された文献。

「T」：発明の原理又は理論に関連する文献。

「O」：口頭で開示された文献。

「D」：特許出願に記載されている文献。

「L」：その他理由で関連する文献。

「&」：複数の国で出願された同一発明の文献。

上述の文献の関連度について、記号「X」、「Y」及び「A」は審査中の発明と引用文献又は従来発明(先行技術)との関連度を示すために用いる。記号

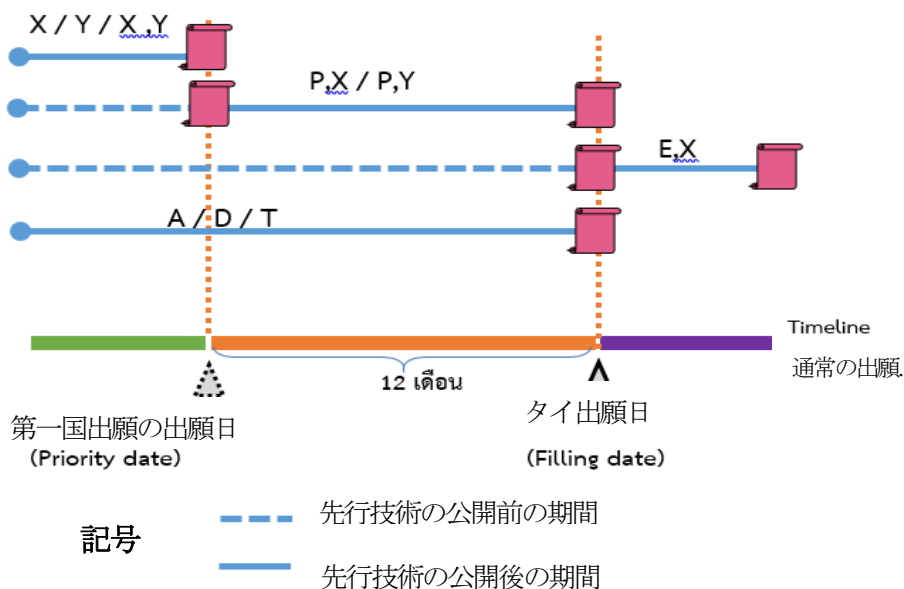
「CR」及び「E」は、引用文献と当該特許出願のクレームとの関連度を時間及び内容の観点から示す。記号「P」は、引用文献と当該特許出願の出願時クレームとの関連度を示す。記号「X」、「Y」、「E」又は「A」は、内容の関連度を示す。記号「P」は、優先権主張の正確性が審査されていない場合に使用する。

クレームが異なる技術的課題の解決法を含み、引用文献と各技術的課題の解決法との関連度が異なる場合、審査官は、先行技術文献の分類記号の関連度を示す図に従い、高い方の関連度を示す記号を採用しなければならない。



### 先行技術の分類

Prior Art (先行技術) : D1, D2, D3, …Dn



### 13. 発明審査の検討のための調査報告 (IH-DIP Search Report) の準備、及び調査に基づく見解書 (Written Opinion) の作成

特許調査報告を準備し、調査に基づく見解書を作成する際、審査官又は特許調査官は、第4項及び第5項における先行技術との比較によるクレームの評価及び審査で発見した関連文献（先行技術）に基づき、特許調査報告及び調査に基づく見解書（又は審査に基づく見解）の作成作業を行わなければならない。その際、特許出願の基準に従っているか見解を示さなければならない。添付書類1に示す様式のように調査報告書及び見解書を作成する。

重要なことは、タイ語による適切な調査報告及び見解書を準備することである。当該調査報告及び見解書を英語に訳す又は英語で作成し、ASEAN 諸国 (ASPEC) 又は日本 (PPH) 又はその他国で審査結果として使用し、タイ国籍の特許出願人又は国内の特許出願人が当該調査報告を効果的に利用することも可能である。

## 14. 国内特許出願の特許文献の調査の3事例への分類

### 14.1 国内特許出願日より前に国外で出願された特許出願の場合

特許出願人が既に国外で特許出願を出願している場合、出願人は当該同一発明に付与された特許及び関連先行技術を示す書類を含む書類又は審査結果を審査のために提出する。

特許出願人が同一発明に対する特許出願を国外で出願している場合、特許出願人は最初の特許出願国又は局長が指定する特許出願国の審査結果に関連する報告書又は書類を提出する。

### 14.2 特許出願人が他の機関に実体審査を委託する場合

この場合、出願人が早期に特許調査報告を入手するための選択肢が複数存在する。出願人は、特許調査費用の支払いと共に、添付書類2に示すその他機関に発明の審査を請求する書類を提出することにより、外国又は国内のその他機関に発明の審査を請求できる。当該国外又は国内機関は特許調査に関する覚書を知的財産局に対して締結していなければならない。

14.2.1 国外機関に発明の審査を請求する場合、特許出願人はクレーム及び要約及び図面（あれば）の英訳を提出しなければならない。

14.2.2 国内機関に発明の審査を請求する場合、特許出願人は第14.2.1項に定める英訳を提出してもよく、提出しなくてもよい。

包袋ディレクトリ・証明書部門は以下の通りに手続きを進める。

1. 国外機関に発明の審査を請求する場合。
  - 1.1 出願人が知的財産局に提出した英訳が特許出願のクレームと整合するか検討する。
  - 1.2 調査のための送付を行うため、添付書類3に従い書式に記入し、1.1に基づく翻訳の写しを作成する。
2. 国内機関に発明の検討を請求する場合。
  - 2.1 特許出願及び調査報告の写し各1部を提供する。
  - 2.2 特許出願された発明の分野に基づき国内機関を選択し、当該機関に送付する書簡を作成する。

特許審査官は、当該調査報告を受領すると、キーワード (Keyword)、発明分類 (IPC) 及びデータベース等から調査範囲が発明の要旨を網羅しているか、調査結果を検討する。

発明審査における検討のため、審査官は調査報告及び全ての先行技術文献を検討しなければならない。

調査報告においては、直接関連する文献の関連度及び特許出願のどのクレームに関連するかを記号で記載する。

-外国の調査報告の例は添付書類4の通りである。

-国内の調査報告の例は添付書類5の通りである。

#### 14.3 特許出願人がタイ国内で特許出願している、又は結果報告が無い、又は審査結果に関連する書類が無い場合

この場合、審査官が上記の第2項から第13項に定める指針に基づき特許調査を行う。特許を出願する発明と類似する先行技術文献を入手するため、知的財産局の特許データベース、外国特許庁データベース、その他印刷媒体や学術誌等のデータベース等、ウェブサイト上で調査を行い、後に行う実体審査 (Substantive Examination) における検討のために特許調査報告を作成する。

#### 15. 主な調査用データベース

- タイ国内特許出願のデータイントラネットを使用する場合は URL <http://10.10.18.171> 経由又はウェブサイト <http://patentonline.ipthailand.go.th> 経由で e-Patent version 2.0 にログインする。e-Patent 2.0 のデータベース上での調査方法の例を以下に示す。
  - ▶ 発明の名称=被膜 AND 発明の名称=非金属を使用すると文献が2件見つかる。
  - ▶ 発明の名称=被膜 AND 要約=非金属を使用すると文献が11件見つかる。
  - ▶ 発明の名称=被膜 AND 発明の名称=非金属 AND 発明名称=複数システムを使用すると文献が1件見つかる。
  - ▶ 出願人氏名=スラサック・スリンポンを使用すると文献が5件見つかる。
  - ▶ 発明の (特許分類の) 記号=C23C 14/34 を使用すると文献が3件見つかる。
  - ▶ 発明 (特許分類の) 記号=C23C 14/00 を使用すると文献が7件見つかる。
  - ▶ 要約=被膜 AND 要約=非金属を使用すると文献が39件見つかる。

・インターネット経由 (Via the Internet) で利用可能な外国の特許情報の各種ウェブサイトは以下の通り。

- 1) 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO)
  - a. <https://www.wipo.int/patentscope/en/> 世界知的所有権機関の特許情報調査用データベース
  - b. <https://www.wipo.int/case/en/> 特許調査・審査 システム
- 2) <https://worldwide.espacenet.com/> 欧州特許庁 (EPO) データベース  
日本特許庁 (Japan Patent Office-JPO) データベース
  - a. <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopEnglishPage>  
日本特許の調査用データベース
  - b. <https://aipn.j-platpat.inpit.go.jp/AI2/cgi-bin/AIPNINDEX> 調査・審査 システム
- 3) <http://patft.uspto.gov/> 米国特許データベース
- 4) <http://engpat.kipris.or.kr/> 韓国特許データベース
- 5) <http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/> オーストラリア特許データベース
- 6) <http://ipsearch.aseanip.org/> ASEAN データベース

欧州知的財産データベース上で調査を行う方法の例

<https://worldwide.espacenet.com/>

- 「Worldwide-full collection of published patent applications from 80+ countries」 をクリックする。
- 以下の図に示す通り、モニタ上に、Enter Keywords (Title or abstract)、Enter numbers with or without country code (Publication/Application/Priority number)、Enter one or more dates or date ranges (Publication date) 、Enter name of one or more persons/organisations、及びEnter one or more classification symbols 等、検索に使用可能な複数の項目が表示される。

### Advanced search

Select the collection you want to search in [i]

Worldwide - collection of published applications from 95+ countries ▼

**Enter your search terms - CTRL-ENTER expands the field you are in**

Enter keywords

Title: [i] plastic and bicycle

Title or abstract: [i] hair

Enter numbers with or without country code

Publication number: [i] WO2008014520

Application number: [i] DE201310112935

Priority number: [i] WO1995US15925

Enter one or more dates or date ranges

Publication date: [i] 2014-12-31 or 20141231

Enter name of one or more persons/organisations

Applicant(s): [i] Institut Pasteur

Inventor(s): [i] Smith

Enter one or more classification symbols

CPC [i] F03G7/10

IPC [i] H03M1/12

Clear
Search

対応する文献を取得した後、審査官は各文献を検討しなければならない。文献が公開されておらず、出願人が出願を放棄していない又は出願人が特許法（仏暦2522年）の改正法（第2版）（仏暦2535年）第23条に基づき詳細の開示に同意していない場合、新規性に関する審査において引用できない。但し、未公開文献が、審査官が検討中の特許出願の発明と同一の要旨を有し、当該未公開出願が、審査官が検討中の特許出願より前に出願されている場合、審査官は先に出願された特許出願についてタイ特許法（仏暦2522年）第16条に基づき早急に手続きを進めなければならない。

## 第16条

複数の者が個別及び単独に同一発明を行い特許出願した場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同日付で出願したときは、出願人のうちいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意を形成しなければならない。局長が定める期間内に合意を形成できない場合、当事者は局長が定める期間の最後の日から90日以内に裁判所へ提訴しなければならない。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

したがって、先の出願人が特許を受ける権利を有する。先の特許出願の検討終了後、審査官は手続中の特許出願へと検討を進める。

したがって、審査官は調査報告の作成及び発明の審査に使用するため、使用可能な文献のうち最も発明に近い文献はどれであるか検討する。ここから、キーワードの選択が重要であることが分かる。正確及び適切なキーワードを選択することにより、発明に最も近い文献を見つけることができ、新規性及び進歩性を効果的に審査できる。

## 16. まとめ

調査は、特許の登録又は特許出願の拒絶を検討するための重要な手順の一つである。特許審査官が先行技術文献の調査を不注意及び不完全に行った場合、調査対象の特許出願に関連する文献又は一致する文献を調査できない。その結果、新規性及び進歩性を検討する手続きが非効率になり、後に裁判所において特許が取消となる場合もある。したがって、先行技術文献の調査は、正確な理解及び知識、異なるが同一又は類似の意味を有する文言による調査キーワード、又は上記項目で説明した調査指針に基づいて行うことにより、調査中の発明を網羅する文献を検索しなければならない。

## 添付書類

(訳注：タイ英併記部分は和訳なし)

หน้า 1 ของจำนวน 5 หน้า

**รายงานการตรวจค้นสิทธิบัตรไทย**  
(Thailand Search Report)

ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์ (Title of Invention) :		
คำขอรับสิทธิบัตรเลขที่ (Application No.) : 0000000000	วันยื่นคำขอ (Filing Date) : วัน/เดือน/ปี พ.ศ.	วันยื่นขอให้ตรวจสอบ (Request for Examination Date) : วัน/เดือน/ปี พ.ศ.
คำขอยื่นไว้ครั้งแรกนอกราชอาณาจักร (Foreign Application Priority Data)		
เลขที่คำขอ (Priority No.) :	วันยื่นคำขอครั้งแรก (Priority Date) : วัน/เดือน/ปี พ.ศ.	ประเทศที่ยื่นไว้ครั้งแรก (Country) :
<input type="checkbox"/> ได้สิทธิวันยื่นครั้งแรกตามมาตรา 19ทวิ (Claimed priority date under Article 19bis)		
ผู้ขอรับสิทธิบัตร (Applicant(s)) :		
ผู้ประดิษฐ์ (Inventor(s)) :		
สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ระหว่างประเทศ (International classification : IPC) :		
ขอบเขตการตรวจค้นในฐานข้อมูล (Scope of search)		
ฐานข้อมูล (Databases) :		
สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ใช้ในการตรวจค้น (IPC) :		
คำสำคัญ (Keywords) :		
* อาจเลือกใช้สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์อื่นได้ เช่น U.S. CL, CPC, FI F-term เป็นต้น		
* คำสำคัญ (Keywords) รวมถึงคำที่มีความหมายทางเลือกอื่นๆ (Alternative meaning) หรือคำที่มีความหมายเดียวกัน (synonym)		

**ลักษณะที่เป็นสาระสำคัญของการตรวจค้น (Summary of Search)** (ให้ระบุสาระสำคัญในการการค้นหา)



เอกสารที่เกี่ยวข้องกับการประดิษฐ์หรืองานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Documents considered to be relevant)		
ประเภทเอกสาร* (Category)	งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (ระบุชนิดเอกสาร, สรุปสาระหรือส่วนที่เกี่ยวข้อง) (Citation of document, with indication, where appropriate of the relevant passages)	ข้อถือสิทธิที่เกี่ยวข้อง (Relevant to claim No.)
ประเภทเอกสารอ้างอิงของงานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Category of Documents considered to be relevant)		
<p>“X”: เอกสารที่เกี่ยวข้องโดยตรงกับการประดิษฐ์ที่ขอรับสิทธิบัตรหรือเป็นเอกสารที่แสดงให้เห็นว่าข้อถือสิทธิของการประดิษฐ์นี้ใหม่หรือไม่เป็นการประดิษฐ์ที่สูงขึ้น เมื่อพิจารณาเพียงเอกสารเดียว (particularly relevant if taken alone Objection: Lack of novelty or lack of inventive step with one document Objection: Lack of novelty or lack of inventive step with one document)</p> <p>“Y”: เอกสารที่เกี่ยวข้องโดยตรงเมื่อนำเอกสารมารวมกับเอกสารอื่นอย่างน้อยหนึ่งเอกสาร โดยแสดงให้เห็นว่าข้อถือสิทธิของการประดิษฐ์ไม่มีขั้นการประดิษฐ์ที่สูงขึ้น (particularly relevant if combined with another Y-document Objection: Lack of inventive step by combination of two or more documents)</p> <p>“A”: เอกสารที่เกี่ยวข้องกับภูมิหลังของศิลปะหรือวิทยาการซึ่งไม่ถูกนำมาพิจารณาว่าเกี่ยวข้องกับการประดิษฐ์เป็นพิเศษ (Technological background, no objection of lack of novelty or inventive step)</p> <p>“CR”: (Conflicting of Rights) หมายถึงเอกสารสิทธิบัตรหรืออนุสิทธิบัตรหรือคำขอรับสิทธิบัตรหรือคำขออนุสิทธิบัตรใดๆ ได้ปรากฏว่าเป็นการประดิษฐ์อย่างเดียวกันหรือเกิดความขัดข้องกันของสิทธิ โดยผู้ขอรับสิทธิบัตรต่างบุคคลกัน</p>	<p>“P”: เอกสารที่ประกาศโฆษณาอยู่ระหว่างวันยื่นคำขอครั้งแรกและวันยื่นคำขอรับสิทธิบัตร มักจะใช้คีย์หน้าสัญลักษณ์ที่อ้างอิงถึงอยู่ก่อน (เช่น X, Y หรือ A) หรือเอกสารที่ประกาศโฆษณา ซึ่งเป็นเอกสารที่ตีพิมพ์ระหว่างวันที่ยื่นคำขอ และวันที่มีการขอสิทธิย้อนหลังหรือเอกสารที่ทำให้ต้องมีการตรวจค้นซ้ำเพื่อพิจารณาการขอถือสิทธิย้อนหลังของคำขอรับสิทธิบัตรดังกล่าว (intermediate document, published after priority date but before filing date of the application; used in combination with X, Y, A (e.g. XP))</p> <p>“E”: เอกสารที่ได้ยื่นขอไว้ก่อน แต่ประกาศโฆษณาในวันเดียวกับหรือหลังวันยื่นขอรับสิทธิบัตร หรือยื่นคำขอระหว่างประเทศ (Earlier patent document, but published on, or after the filing date)</p> <p>“T”: เอกสารที่เกี่ยวข้องในส่วนของหลักการ หรือทฤษฎีของการประดิษฐ์ (Theory or principle underlying the invention Theory or principle underlying the invention)</p> <p>“D”: เอกสารที่เกี่ยวข้องซึ่งระบุอยู่ในคำขอรับสิทธิบัตร (cited in the application)</p> <p>“L”: เอกสารที่เกี่ยวข้องด้วยเหตุผลอื่น (cite for other reasons)</p> <p>“&amp;”: เอกสารที่เป็นการประดิษฐ์เดียวกันที่ยื่นไว้ในหลายประเทศ (Document member of the same patent family)</p>	
<p>ตรวจค้นโดย ชื่อหน่วยงานตรวจค้นภายในประเทศ/ที่อยู่/เบอร์โทร, โทรสาร, (Name and mailing address of Searching Authority),</p> <p>.....</p> <p>เบอร์โทร.....โทรสาร.....Email:.....</p>		
<p>ผู้ตรวจค้น (Authorized Officer):</p> <p>ลงชื่อ .....</p>		<p>วันที่ตรวจค้นเสร็จ (Date of completion of the search):</p> <p>วัน/เดือน/ปี พ.ศ.</p>

เอกสารที่เกี่ยวข้องกับการประดิษฐ์หรืองานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Documents considered to be relevant) (Continuation)		
ประเภทเอกสาร* (Category)	งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (ระบุชนิดเอกสาร, สรุปสาระหรือส่วนที่เกี่ยวข้อง) (Citation of document, with indication, where appropriate of the relevant passages)	ข้อถือสิทธิที่เกี่ยวข้อง (Relevant to claim No.)

<b>ความเห็นการตรวจค้น</b> (Written Opinion of Searching Authority) คำขอรับสิทธิบัตรเลขที่ (Application No.) : ..... 0000000000.....	
<b>รายละเอียดการประดิษฐ์ (Description), หน้า (Page)</b>	
x-xx หน้า (Pages)	ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร (as originally filed/furnished)
เช่น	1-29 หน้า ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร เป็นต้น
<b>ข้อถ้อยสิทธิ (Claims)</b>	
ข้อ x-xx (Claim)	ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร (as originally filed/furnished)
เช่น	ข้อ 1-11 ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร เป็นต้น
<b>รูปเขียน (Drawing)</b>	
x-xx (Figures)	ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร (as originally filed/furnished)
เช่น	รูปที่ 1-19 ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร เป็นต้น
<b>งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Citations)</b>	
เอกสารอ้างอิง (Cited document, Dx) xx (ระบุเลขอ้างอิงเอกสาร) วันที่ปรากฏ (Publication date) dd/mm/yyyy (ระบุวันที่ปรากฏ)	
เช่น	เอกสารอ้างอิง 1 (D1) WO 02/39840 A1 วันที่ปรากฏ 18/01/1999
	เอกสารอ้างอิง 2 (D2) US 5,494,625 A วันที่ปรากฏ 7/06/2014
	เอกสารอ้างอิง 3 (D3) JP 2010-264180 A วันที่ปรากฏ 28/02/2016 เป็นต้น
<b>ผลพิจารณา (statement)</b>	
<b>การประดิษฐ์ขั้นใหม่</b> (Novelty)	ข้อถ้อยสิทธิ (Claims) ..... เป็น (Yes) ข้อถ้อยสิทธิ (Claims) ..... ไม่เป็น (No)
<b>ขั้นการประดิษฐ์สูงขึ้น</b> (Inventive step)	ข้อถ้อยสิทธิ (Claims) ..... มี (Yes) ข้อถ้อยสิทธิ (Claims) ..... ไม่มี (No)
<b>การประยุกต์ใช้ได้ทางอุตสาหกรรม</b> (Industrial Applicability)	ข้อถ้อยสิทธิ (Claims) ..... ได้ (Yes) ข้อถ้อยสิทธิ (Claims) ..... ไม่ได้ (No)

**意見(Explanation)**

クレームの要旨第.....項に.....(文献と比較審査するクレームの要旨を記す).....と記され、参考文献(D. x)に.....(比較審査された要旨を記す).....が開示されている(明細書xx.....頁、x行目からx....頁、xx行目まで、クレームx-x、図面x-x)。上記の発明の要旨は公知文献で開示されているため、仏暦2522年(西暦1979年)特許法の第6条、第7条を準用する第5条に基づき新規の発明とは見なされず、当業者が容易に利用でき、かつ進歩性のある発明ではない。

**例**

「突起物に地面と接触させるために特別に設けたヘッド部分、中心点と共に表面のある土台、外側の周辺部、外面の中心点に設けたねじ棒、及び外面上に設けた複数のらせん状の溝からなり、他より深い特別ならせん状の溝を有し、当該らせん状の溝の深さがらせん状の模様と一致する、クレーム1に記載の突起物との連結部用の突起物を有する靴の組立セット。」

参考文献1(D.1)の(13頁5行目から16頁25行目まで、クレーム4-6、図面11-14)で、連結部(connector)(120)から成るスパイクの組立セットが開示されている。スパイクの靴底には、中心点を有する表面(a surface with a center)と、内側の縁及び外側の縁(an inner periphery and an outer periphery)と、底面及び内部面の中心点に定める連結穴(hole)と、複数のねじの歯(multiple thread teeth)及び他のねじより幅広の寸法を持つ特殊ねじ(a specific thread)とが配置される(クレーム1の通り)。

上記のクレームの要旨は、仏暦2545年(西暦2002年)5月23日付の特許出願開番号WO 02/39840 A1(TRISPORT LIMITED; PAUL, ANDREW; SHUTTLEWORTH, LEE,PAUL)の公開公報コピーで開示されているため、仏暦2522年(西暦1979年)特許法第6条、第7条を準用する第5条に基づく新規性のある発明とも進歩性のある発明とも見なさない。

(.....)

特許審査官/特許調査官

(Examiner / Authorized Officer)

...../...../

(Date of completion of this report)

## 添付書類 2

## 他機関への審査請求書式

記入場所  
日付

件名 他機関への審査請求

宛名 特許部長殿

特許出願人/代理人である私は、以下の通り特許出願を知的財産局から、仏暦 2548 年（西暦 2005 年）2 月 25 日より施行されている知的財産局告示 件名「他機関への審査請求」の末尾添付リストに記載された審査業務を担う機関に送り、審査を委託することを希望します。

- 外国の機関                       国内の機関

なお、上記の特許出願の詳細は以下の通りです。

- (1) 特許出願番号  
(2) 出願日  
(3) クレーム数.....項

なお、私は審査費用として.....パーツ  
(.....)を支払うと共に、**追加の費用が発生する場合、特許出願人/代理人はこの審査に関するいかなる追加費用についても進んで支払う所存です。**

以上お知らせしますので、ご検討並びにお手続きをよろしくお願いいたします。

敬具

(.....)  
特許出願人/代理人

**備考** 審査費用は以下の通りである。

1. 外国の機関：クレーム 1 項目以上 60,000 パーツ
2. 国内の機関：サービス料 1,000 パーツ  
及び調査料 クレーム 1 項目ごとに 1,500 パーツ  
ただし、合計した場合の上限を 20,000 パーツとする。

AUSTRALIAN INDUSTRIAL PROPERTY ORGANISATION

To: The Director • General, Department of Intellectual Property

Herewith Search and Examination Report on

Thai Patent Application Number.....

1. APPLICANT.....
2. FILING DATE IN THAILAND.....
3. DATE OF RECEIPT BY AIPO.....
4. PRIORITY DATE OF APPLICATION.....
5. PRIORITY COUNTRY.....
6. TITLE OF INVENTION.....
7. INTERNATIONAL CLASSIFICATION ( Int cl<sup>E</sup>).....
8. AREA OF SEARCH.....
9. SEARCH RESULT.....

Category of Section 6	Citation of document with indication, where appropriate, of the relevant passage	Relevant to Claim No.

**AUSTRALIAN PATENT OFFICE  
INTERNATIONAL-TYPE SEARCH REPORT**

ARTICLE 15(5) established by the ISA/AU
  OVERSEAS OFFICE THAILAND

National Application No. <b>074079</b>	Country or Office of Filing <b>THAILAND</b>	Applicant's or agent's file reference <b>0706/1037</b>
Filing Date (day/month/year) <b>30 May 2002</b>	(Earliest) Priority Date (day/month/year) <b>27 May 2002</b>	Priority Country Code <b>CN</b>
Applicant <b>Sin Etke Technology Co. Ltd</b>		

Date of request for international-type search <b>4 May 2006</b>	International-type search request AU Job No.
This international-type search report consists of a total of <b>3</b> sheets <input checked="" type="checkbox"/> It is also accompanied by a copy of each prior art document cited in this report.	
The search was based on the following <u>search statement</u> :  An active rescue-asking alarm system used in a motor vehicle, comprising a wireless communication apparatus, at least one sensor installed in a location in the vehicle to detect the condition of the vehicle and to provide an abnormal signal when an abnormal condition occurs while the vehicle is turned off, and an alarm electrically connected to said sensor(s) and adapted to receive the abnormal signal from said sensor(s) while the vehicle is turned off, said alarm having a connection line electrically connected to said wireless communication apparatus and adapted for providing a control signal to initiate said wireless communication apparatus when said alarm receives the abnormal signal from said sensor(s) and allowing said wireless communication apparatus to inform the motor vehicle owner of the occurrence of the abnormal vehicle condition of the vehicle.	

Art15 (first sheet) (July 1992)

## INTERNATIONAL - TYPE SEARCH REPORT

National Application No. 074079

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER.		
Int. Cl. <i>H04Q 7/32</i> (2006.01) <i>G08B 13/00</i> (2006.01) <i>G08B 1/08</i> (2006.01) <i>G08B 25/10</i> (2006.01)		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols IPC		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic database consulted during the international search (name of database, and where practicable, search terms used) US PATENTS, US APPLICATIONS, DWPI, KEYWORDS: Vehicle, automobile, alarm, theft, warning, wireless, mobile, gps, location, position, satellite, call, phone and similar terms.		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to Claim No.
X	US 2002/0021242 A1 (FLICK) 21 February 2002 See the entire document	1-16
X	US 6208247 B1 (AGRE et al) 27 March 2001 See the entire document	1-16
X	WO 2000/050916 A1 (DANTRACK ApS et al) 31 August 2000 See the entire document	1-16
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		
* Special categories of cited documents:		
"A"	document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"E"	earlier application or patent but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"L"	document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"O"	document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	"&" document member of the same patent family
"P"	document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	
Date of the actual completion of the international-type search 18 May 2006		Date of mailing of the international-type search report 26 JUL 2006
Name and mailing address AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WODEN ACT 2606, AUSTRALIA E-mail address: pct@ipaaustralia.gov.au Facsimile No. (02) 6285 3929		Authorized Officer  <b>ROBERT BARTRAM</b> Telephone No. (02) 6283 2215



INTERNATIONAL - TYPE SEARCH REPORT

National Application No. 074079

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to Claim No.
X	WO 2000/025284 A2 (ROYAL THOUGHTS LLC et al) 4 May 2000 See Figure 2, page 2 line 23-page 3 line 17, page 5, page 15	1-16
X	US 5218367 A (SHEFFER et al) 8 June 1993 See whole document	1-2, 4-12, 14-16
X	WO 1992/010387 A1 (FORECOURT SECURITY SYSTEMS LIMITED et al) 25 June 1992 See Pages 1-6	1-16
<p>The invention you have defined in claims 1-16 is not novel and not inventive in light of the documents listed above because they all disclose all of the features defined in the claims listed in the right hand column. All citations have a wireless communication alarm system suitable for a vehicle that have an independent battery supply that does not require the vehicle to be turned on. The citations either explicitly disclose the equivalent sensors or they are obvious variations to the sensors disclosed.</p> <p>The term "respectively" is not required in the claims hence they are currently not succinct. Claims 12 – 16 do not define the feature of the system being powered independently from the vehicle being turned on.</p>		

## 添付書類 5

1/3 ページ

## 特許出願審査のための調査報告書

参照番号	特許出願番号 (省略)	出願日仏暦 2553 年 (西暦 2010 年) 10 月 22 日	審査請求日
優先権主張番号 <input type="checkbox"/> 出願日の権利確保	優先日	優先権主張国	
特許出願人 (特許部により省略)			
発明の名称「大気中の二酸化窒素ガス量検出用受動型空気サンプル採取装置」			
国際特許分類 (Int. Cl.) G01N15/02, G01N1/22			
調査範囲  air sampling filter capsule, passive air collection sampling filter nitrogen oxide			
調査の要旨となる特徴			
クレーム第 1-2 項より			

## 発明の関連文献(先行技術)

文献のカテゴリ *	先行技術 (文献の種類、要旨又は関連部分の概要を明記する)	関連するクレーム
Y	<p><b>特許番号 US 6779411 号 “ Adaptable filter sampling device ”</b>  <b>2004年8月24日</b>  <b>概要：</b>一方の蓋に取込み孔を有する円筒形の箱から成る空気のサンプル採取装置で、円筒形の箱内には多層フィルター及び四角い断面のオリフィス板を有する。ピンはなく、冷蔵庫に入れる必要はない。  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-10, Figures 1-9</p>	1-2
Y	<p><b>特許番号 US 4827779 号 “ Cartridge personal sampling impactor ”</b> 1989年5月9日  <b>概要：</b>円筒形の箱から成る個人用空気サンプル採取装置で、一方の蓋に空気を取込み円筒形の箱内のフィルター層に通すための複数孔を有する。  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-8, Figures 1-4</p>	1-2
A	<p><b>特許番号 US 4796475 号 “ Personal air sampling impactor ”</b> 年月日  <b>概要：</b>ポンプで空気を吸い込みサンプル採取箱内に流し、孔を通して流れる空気のトラップフィルターを内部に備えた空気サンプル採取装置  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-8, Figures 1-3</p>	1-2
A	<p><b>特許番号 US 7334453 号 “ Modular particulate sampler ”</b>  <b>2008年2月26日</b>  <b>概要：</b>ポンプで空気を吸い込みサンプル採取箱内に流し、一方の蓋にある孔を通して流れる空気のトラップフィルターを内部に備えた円筒形の箱から成る空気サンプル採取装置  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-12, Figures 1-4</p>	1-2
<p>* X 特に新規性の審査に関する文献  Y 特に進歩性の審査に関する文献  A 直接関連する文献ではなく、発明の一般的な水準を示すもの  P 優先日後で、かつタイ国内での出願日の前に公開された文献  E 先に出願された文献だが、出願日以降に公開されたもの</p>		

発明の関連文献 (先行技術)

文献のカテゴリ* ゴリー*	先行技術 (文献の種類、要旨又は関連部分の概要を明記する)	関連するクレーム
A	<p><b>特許番号 US 3693410 号 “ Disposable air sampling filter cassette ” 1972 年 9 月 26 日</b>  <b>概要：</b>内部に水平にフィルターを設け、ボックス部に空気の取込み孔を有する、高さの低い円筒形の空気採取セット  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-7, Figures 1-4</p>	1-2
A	<p><b>特許番号 US 8205481 号 “ Method and device for measuring the pollutants in exhaust gases of Internal combustion engines ” 公開日 2007 年 11 月 29 日</b>  <b>概要：</b>内部に円筒ボックスの長手方向に沿って垂直にフィルターを設け、ボックス部に空気の取込み孔を有する、高さの低い円筒形の空気採取セット  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1, 10, Figures 2-4</p>	1-2

\* X 特に新規性の審査に関する文献

Y 特に進歩性の審査に関する文献

A 直接関連する文献ではなく、発明の一般的な水準を示すもの

P 優先日後で、かつタイ国内での出願日の前に公開された文献

E 先に出願された文献だが、出願日以降に公開されたもの

調査元	
	調査完了日

### 第3部 発明の審査

#### 1. はじめに

実体審査 (Substantive Examination) は、出願人が正しく特許を受けられることができるよう生じた発明を保護すべく、特許の登録又は付与前に出願公開された発明の技術を実質的に審査して、発明を検討する重要な手順である。発明は第5条、第6条、第7条、第8条に基づき新規性、進歩性及び産業上の利用可能性につき審査を行うが、発明は当業者が実施できる程度に完全、簡潔及び明瞭に開示されていなければならない。発明の要旨は、17条、関連する省令及び知的財産局 (DIP) 告示に基づき完全及び明瞭でなければならない。更に、発明は第9条に違反してはならず、各特許出願は仏暦2522年特許法第18条に基づき単一の発明に対するものでなければならない。

更に、各クレームにおける発明の技術的要旨は完全、簡潔、明瞭であって、且つ明細書に沿ったものでなければならない。本マニュアル本章の発明要旨の審査に関する説明により、審査官は、同一の基準を有する正しい実務指針の参考資料としての使い方を含め、発明の要旨の審査を検討するための各要素について理解できるものとする。

#### 2. 出願人による発明の審査請求

第28条に基づく出願の公開後、出願人は、出願公開日より5年以内に (添付書類1のソーポー/オーソーポー/005-コー様式を用いて) 発明が第5条に基づく発明であるか審査するための発明の実体審査請求を担当官に提出しなければならない。第33条及び第34条に基づく異議申立および局長の命令に対する審判請求が提出された場合は、出願人は (添付書類1のソーポー/オーソーポー/005-コー様式を用いて) その最終決定後1年以内の何れか遅くに満了する期限内に審査請求をしなければならない。出願人が当該期間内に審査請求しない場合、当該出願を放棄したものと見なされる。

#### 第29条

## 3. 実体審査

## 第33条

出願人が第29条に基づき担当官に審査請求し、担当官が第24条に基づき審査を行い局長に対して審査報告書を作成した後、局長が担当官による審査報告書を第1段落に基づき検討した結果、特許の付与を拒絶する理由を発見しない場合で、第31条に基づく異議申立がなされていない場合又は第31条に基づく異議申立がなされたが出願人が権利を有する旨局長が決定した場合、局長は特許を登録して出願人に特許付与する命令を発行し、担当官は出願人に通知し当該通知の受領日から60日以内に特許登録費用を支払うよう求める。

## 3.1 関連法

実体審査の関連法は次の通り。

## 第24条

発明を保護するために特許権を付与するとき、担当官は次の事項について審査するものとする。

- (1) 特許出願が第17条に合致しているかどうか審査する
- (2) 発明は第5条に従った発明であるか審査する

以上は省令に定められた規則、手続き及び条件に従うものとする。

省令第22号  
(2542)  
第11項

第28条(2)又は第28条(2)を準用する第65条に基づく特許出願の公開後であって出願人が第29条に基づく審査請求を提出した場合、又は特許出願が第5条又は第65条の6を満たしていないとする異議申立がなされた場合、担当官は以下の発明を審査する。

(1) 特許出願又は小特許出願にかかる発明であって、その要旨又は詳細が審査のため記録された文書又は印刷物に開示されているもの。

(2) 特許出願又は小特許出願にかかる発明であって、タイでの特許出願又は小特許出願の出願日前に、タイ国内又は国外で特許出願又は小特許出願され、公開された発明。

適当と判断される場合、局長はそれぞれの場合に応じて、(1)及び(2)に定めたもの以外の特許出願にかかる発明又は小特許出願にかかる発明を第5条又は第65条の2に基づき審査するよう担当官に命令する。

## 第30条

第28条により公開がなされた後、出願が第5条、第9条、第10条、第11条、又は第14条に違反しているとき、局長は出願を拒絶するよう命じ、かつ、担当官は特許出願人及び第31条による異議申立のあった時は異議申立人に対してその命令を通知するものとする。また、省令に定めた規則及び手続きに従いその命令を公開するものとする

## 第1章第3部

特許出願人が発明の実体審査を請求（様式ソーポー／オーソーポー／005－コー）すると、審査官は特許出願の包袋を取り出し、書類を特許出願包袋の左側に保存する。そして、発明の実体審査請求が規定の期間内に提出されたか審査する。

出願人が規定の期間内に審査請求（様式ソーポー／オーソーポー／005－コー）を提出していない場合、審査官は放棄通知を作成し、部門責任者の承認を受け、出願放棄の手続きを担当する部門に送る。

### 3.2 実体審査の手続き方法の形態

発明の実体審査において、出願人が外国における最初の出願日をタイ出願日として主張している場合の実体審査の形態は次の2種類に分類される。

#### 3.2.1 優先権主張を伴う発明

以下の2種類の審査に分類される。

##### 3.2.1.1 特許出願人が外国の審査報告書を提出している場合

この場合、特許審査官は、本願発明と同一の発明に対する外国出願の審査報告書を用いて検討を行ってもよい。当該審査報告書は、発明要旨が実体審査制度を通して審査されたという信頼性を有していなければならない。

##### 3.2.1.2 出願人が外国の審査報告書を提出していない場合

この場合、審査官は以下の2つの形態により手続きを進める。

(1) 特許出願の出願日順に調査及び検討を行う。

(2) 出願人に審査報告書又は外国での審査結果に関する書類を提出するよう通知するか、又は（出願人が審査報告書又は当該書類を未所有の場合）出願人に以下の2つの選択肢により手続きを進めるよう請求できる。

●第25条に基づき発明を審査するよう外国特許庁又は国際特許庁に請求し、出願人が調査費用を支払う。例えばオーストラリア特許庁に審査請求し、出願人は局長が定める調査費用を支払う。この場合、出願人は英語で記入したオーストラリア産業財産権機関（Australian Industrial Property Organization）の様式（添付書類2）をクレーム及び要約及び図面（あれば）の英語版を添付し、共に提出する。

●第25条に基づき、国内発明審査機関に実体審査請求する。特許出願人は知的財産局が定める調査費用をクレーム数に基づき支払う。当該機関から調査結果を受領したら、審査官は包袋を取り寄せ実体審査を行う。但し、審査は調査結果を受領した日付け順に行う。

### 3.2.2 優先権主張を伴わない発明

タイ国籍を有する出願人による特許出願を含めて、特許出願が第一国としてタイで出願されている場合、上記(1)に基づき手続きを進めるか、又は出願人が上記(2)に基づき国内外の特許調査を行う者から特許調査結果を入手している場合、検討して審査する。

但し、審査は仏暦2558年(西暦2015年)許認可促進法(Licensing Facilitation Act)に定める期限に基づき(実体審査請求の提出から38.5カ月の期限)、特許出願日順に行う。

### 3.3 実体審査の基本概念

保護を受けることができる否か、発明を検討する際の基本概念において、「発明」(invention)と「発見」(discovery)とは区別される。「発明」(invention)とは、製品又は方法における技術的課題を解決する、又は製品又は方法をより良く改善する発見及び創造を意味する。「発見」(discovery)とは、自然に作られた規則を有する理論又は科学的規則又は数学的規則により自然現象を説明することを意味する。人間は知性を用いてそれらを見つけたにすぎない。発明及び発見はどちらも知識を向上させて人間に利益をもたらすが、発明は、独創性に基づき知識を用いることにより、生産活動に使用したり、人間の生活を支援するために使用可能な技術的発明の重要な特徴を提供する。これにより、進歩及び革新又は新技術が提供される。例えば、DNA構造の発見は発見と見なされるが、既存の方法より優れたDNAの製造方法又増幅方法の開発は特許性を有する発明と見なされる。



## 第1章第3部

どれが技術的解決を有する発明であるのかの検討にあたり、発見 (discovery) から生まれる知識、及び実務において技術的効果を生み出すための利用を含む、一般的に存在している各知識を用いる。発明が特許又は小特許の保護を受けることができるか否かの検討においては、製品又は方法の、発見又は創造又は改良の過程において人間がどの位介入したか (human intervention) を検討する。(例：最高裁判決第 18330/2557 号及び最高裁判決第 7119/2552 号、添付書類 3)

但し、審査官は案件ごとに、発明を特許又は小特許として保護すべきかについて検討する。重要なことは、新規の又は改良された、製品や方法を生み出した発見又は創造の過程、そして製品や方法を改善した発見や創造の過程かどうかである。審査官は、発明が、新規の製品若しくは方法の発見若しくは創造、又は製品若しくは方法の改良のために、一般的に存在している知識を使用しているのか、もしくは新規性のある又は改良された製品や方法を生み出した発見又は創造の過程、そして製品や方法を改善した発見又は創造の過程における発見から生まれた知識を使用しているのか否かを検討する。又、これらが、技術的課題や技術的特徴の課題の解決において、ならびに、実務に利用可能な技術的効果を生み出すことにおいて、利用できるのかを検討しなければならない。

## 3.3.1 第9条に定める実体審査

次の発明は、本法に基づく保護を受けることができない。

## 第9条

- (1) 自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、または動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的または数学的法則または理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法
- (5) 公の秩序、道徳、衛生または福祉に反する発明

第9条(1)、(2)及び(5)に基づき保護を受けることができない発明の検討については、第1章第1部における予備審査に関する第11項及び第9条(3)を併せて参照すること。又、本マニュアルにおける、コンピュータ又はコンピュータ・プログラムを操作するための情報システムに関する第6章、第5章(化学と医薬品分野の特許出願と小特許出願の審査)における第9条(4)を併せて検討のこと。

### 3.3.2 第17条に従った実体審査

第24条によれば、出願人に特許を付与する前に、担当官は省令が定める規則、手順及び条件に基づき、明瞭性を以下の2つの形態で審査することにより、出願が第17条と整合するか審査する。

#### 3.3.2.1 明細書の明瞭性の審査

明細書は、当業者がその発明を作製及び実施できる程度に完全、簡潔、明瞭でなければならず、発明者が知り得る最良の実施形態が記載されなければならない。

明細書の開示は、当業者が発明を実施及び使用可能な程度に発明の技術を完全に明瞭に開示していなければならない。明細書において、当業者が発明を実施及び使用可能な程度に十分に開示されていない場合、明瞭で完全に発明を開示しなければならないという、特許保護を求める場合の目的を満たしていない。また、（※明細書は、）当該技術に関連する者に知識を与えることで（※技術を）発展させ、発明から生み出される権利が権利化後に侵害された場合に明瞭に証明することができる。したがって、特許法に定める特徴を記載する明細書は以下の通り明瞭及び完全でなければならない。

- 明細書は発明の技術を完全に開示しなければならない (Completeness)

完全な明細書とは、当業者が発明を理解及び実施するための重要な技術内容が記載されているものである。省令（仏暦2542年（西暦1999年））第21号第3項に基づき、明細書には出願で使用されている発明を表す名称及び以下の項目が記載されていなければならない。

- 1) 発明の性質及び目的の記述
- 2) 発明が関連する技術分野の特定
- 3) 発明の理解及び審査のために有益と思われる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用（もしあれば）
- 4) 当業者が発明を作成及び実施できる程度に完全、明瞭かつ正確な開示
- 5) 各図面の簡単な説明（もしあれば）
- 6) 発明者が知り得る最良の実施形態を必要に応じ、用例、関連する背景技術又は図面を引用して述べたもの

## 第1章第3部

7) 発明の性質から推定できない場合は、工業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の産業上の利用可能性の表示

なお、これらは、上記第一段落で規定した項目及び詳細を順番に記載するものとする。発明をより良く理解するためであれば、項目の順序を変更することができるが、全ての項目を記載しなければならない。但し、第7項については、詳細が完全に記述されている、又は発明を読めば各分野における生産での利用が明瞭に理解可能な場合は、この限りではない。

明細書の記述又は説明においては、発明をより良く理解できるよう内容を記載しなければならない。例えば、発明をより良く理解し、審査に利用できるよう関連する技術又は科学背景を明示して特定しなければならない。又、参考として同一分野の関連書類を記載することができる。更に、説明は当業者が発明を実施できる程度に発明を完全、簡潔及び明瞭に記載するものでなければならない。図面（あれば）が発明を明瞭に理解するための参考となる場合がある。この場合、図面の記載についての概要を記載しなければならない。記載において最も重要なことは新規性及び進歩性を産業上の利用可能性も含めて詳細に説明することである。例えば、発明がどのように従来の課題にたどり着き技術的課題をどのように解決する方法を有するのか、発明の効果、最良の形態、更に発明を使用するための最良の方法等、重要で発明を実施するために必要な内容であり、発明者が知り得る最良の発明方法をどのように記載するかが重要である。

特許出願の内容は、本マニュアル第1章第1部「予備審査」における「5 明細書に関する審査」に記載する通り完全でなければならない。

- 明細書の明瞭性 (Clarity)

明細書は以下の要件に従い明瞭及び簡潔であるものとする。

1) 当業者が特許による保護を請求している発明の要旨を理解できるよう、発明に関連する従来の技術又は科学を説明して要旨を明瞭に開示することで、当該発明がどのようなことをする必要のあるのか、どのような方法があり、どのようにしなければならないのか理解できるようにする。発明の技術的課題解決方法及び発明の成果を、矛盾又は混乱又は曖昧無く開示しなければならない。

2) 学術分野で使われる特定の用語を使用する場合は正確に定義しなければならない。発明に使われる用語の定義は、不明瞭又は曖昧なために当業者にとって不明瞭であったり、発明の理解が不可能になることがあってはならない。この場合、明細書も不明瞭であると見なされる。

● **実施可能である開示 (Enablement)**

明細書は、当業者が発明を実施できるものでなければならない。これの意味するところは、技術的課題解決のために明細書に沿って実施するには、開示された発明に沿って技術的効果が得られたことを示さなければならない。当業者が明細書又は図面(あれば)において開示された知識若しくは指針若しくは方法に沿って当該発明が実施できない場合、又は、特許による保護の請求を行う時点において一般的に良く知られている知識そのままの実施である場合、その明細書は当業者が発明を実施するに足りない不十分な開示を行っているということである。もしくは、当業者が、発明において疑問が出てくれば、出願人は審査における理解のために明細書を十分に開示していないということの意味する。

実際に実施しなければならない条件下での明細書の審査検討においては、審査官は仏暦 2522 年特許法第 3 条に記載の発明のカテゴリー (categories of invention) から検討しなければならない。

技術的課題を解決するための技術的特徴が欠如又は欠落しているために実施できない明細書の例は以下の通りである。

- 1) 当業者が実施できる技術的实施形態もなく結果の仮説、期待を述べたにすぎない明細書
- 2) 明細書は技術的实施形態を記載しているが、それらに基づく実施形態が混乱させる、曖昧、不明瞭で、当業者が明細書にあるデータから実施できない明細書
- 3) 技術的实施形態を記載しているが、当業者が明細書に記載された形態又は方法から実施することができない明細書
- 4) 明瞭な技術的实施形態を開示しているが、発明の技術的効果を裏付ける又は確証させるための実験又は試験結果が欠如している明細書

### 3.3.2.2 クレームの明瞭性の審査

#### 第17条(4)

#### 省令第21号第4項

仏暦2522年特許法第17条(4)及び仏暦2542年省令第21号第4項はクレームの記載要件を定める。出願人は「明瞭なクレーム」を記載又は提示しなければならない。当該クレームにおいて、出願人が保護を求める発明の性質を完全、簡潔、明瞭で、且つ明細書に整合するよう記載しなければならない。

クレームに基づき保護可能な発明又は範囲を検討する場合、クレームに規定する用語又は内容は明瞭及び簡潔に表現されていなければならない。発明の技術的特徴に関連しない内容を含んでもよく(又は、「製品の売買」等、用語が、実施における理解のためであれば技術的要旨ではない場合も許される)、特許出願は独立クレームを少なくとも1項含まなければならない。

クレームは2形態に分類される(Kinds of Claims: クレームの種類)。つまり、当業者により作製される用具等の製品又は物理的実体(Physical entity)の形式での保護を求めるクレームと、方法、工程、又は製造方法、工業的製造工程における応用、応用方法、伝達工程、データ処理工程等、ある一定期間内における方法又は行為についてのクレームである。

各クレームで保護を求める技術的課題解決は、当業者が開示されている要旨の内容に従って実施できるものでなければならない。開示が不十分なため当業者が疑問を感じたり、発明における言及に従っても技術的課題を解決できない場合、クレームにおいて保護を求める要旨を検討するときに発明の開示がクレームを網羅していないと判断される。例えば、「高周波電気エネルギーにより物質に影響を与える方法」という広い形の記載のクレームを検討する場合、明細書には「高周波電気エネルギーにより気体から粉塵を除去する方法」のみ開示されており、高周波電気エネルギーにより物質に影響を与えるその他方法が開示されていない場合、**当業者は**高周波電気エネルギーが物質に与えるその他の効果を思いつくことはできない。この場合、クレームは明細書において十分に開示されていないと判断される。

独立クレーム及び従属クレームを備える発明の場合、特許審査官は、明細書に沿って開示されている独立クレーム及び従属クレームの両方を検討する。

したがって、クレームは発明を保護する範囲を検討する際用いられる重要な部分であり、可能な限り明瞭な正確性を有する必要がある。又、ここでいう明瞭とは、各クレーム及び全クレーム範囲を検討する際に明瞭でなければならないということで、クレームの要旨を示す用語又は内容は、クレームが製品又は工程のどちらに対する保護を求めるものかを明瞭にするものでなければならない。

## 第1章第3部

製品に対する保護を求める場合、製品の構造を特定しなければならない。製品の構造が直接特定されていない場合、特性又は物理的又は化学的パラメータにより規定することができる。構造又はパラメータを規定できない場合、製造工程の特徴で規定することができる。

工程の保護を求める場合、出願人は、様々な条件、手順又は方法に基づき処理される様々な技術的工程の特徴を記載しなければならない。使用についてのクレームは工程の部類に分類される。審査官は、使用方法又は使用形態を特定した製品と比較し相違があるか詳細に検討しなければならない。例えば、物質 A の殺虫剤としての使用は物質 A の使用に相当する。すなわち、使用に言及しない物質 A 又は物質 A を含む殺虫剤から作られる殺虫剤の特定とは異なっており、後者は製品の一種を表している。審査官は第 5 章（化学と医薬品分野の特許出願と小特許出願の審査）において更に検討をおこなってもよい。

クレームの保護範囲は、明瞭であって、クレーム内の用語又は文言の意味により検討できるものなければならない。通常、明細書において、関連する科学分野における用語又は文言の意味が特定又は特別な意味で使用されている場合、その理解のため、当該科学、工業技術、コンピュータ、医療又はその他科学等における技術用語の明細書における定義又は意味を記載しなければならない。したがって、クレームに基づく保護は十分に明瞭な用語で示されなければならないといえる。審査官が既に検討を行い、記載に疑義又は不明な点がある場合は、クレームは不明瞭であると判断される。審査官は、仏暦 2522 年特許法第 20 条に基づき、出願人が要旨を追加しないで補正するように、それらの事項に関して仏暦 2522 年特許法第 27 条に従い、出願人に意見書又は補正書の提出を通知することができる。

曖昧な又は明瞭とは言えない用語又は文言の例として、「厚い」、「薄い」、「硬い」、「軟らかい」、「高温」等は一部の工業技術分野を除いてクレームでは使用すべきではない。「高周波信号増幅器」等、用語の範囲が当業者にとって公知のものでなければならない。当該分野の実務者にとって「どの位の周波数」かは公知である。但し、可能な場合は、明細書にも開示されている、より明瞭な用語を使用するか又は明瞭な範囲を定義しなければならない。通常、「概略」、「略」、「その他」という用語は曖昧なため、クレームでは使用できない。そのような用語がクレームで使用された場合、審査官はその特徴が明瞭であるか慎重に検討しなければならない。

### 3.3.3 発明の単一性に関する審査

#### 3.3.3.1 関連法

#### 第18条

1つの特許出願は1つの発明についてのみ出願しなければならない。複数の発明を1つの出願として出願することが出来るのは複数の発明が相互に同一の発明と関連があるときである。

#### 第26条

出願の審査において、出願が単一の発明概念とみなすことができないほど互いに関連がない複数の発明を含んでいると認めるとき、担当官は出願人に各発明ごとに分割出願を分割するよう通知する。

出願人が、前段落に定める通知の受領日から180日以内に分割出願を提出した場合、当該分割出願は最初の出願の出願日に提出したものと見なされる。

出願の分割は、出願の分割は省令の定める規則及び手続きに従わなければならない。出願人が出願の分割に同意しないとき、120日以内に局長に対して審判請求できる。局長が決定を行なったとき、局長の決定を最終とする。

#### 省令第21号 第5項

以下のクレームを記載する特許出願は、単一の発明に対する特許出願であると見なされる。

(1) 保護対象である製品の独立クレーム、及び当該製品の製造方法及び使用方法を記載したその他クレーム

(2) 保護対象である方法の独立クレーム、及び当該方法を実施するための器具及び／又は装置に関するクレーム

#### 省令第22号 第2項

第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う

(6) 小特許出願されている発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。

#### 省令第22号 第8項

小特許出願が第18条を準用する第65条の10に従わない場合、担当官は、最初の出願が単一の発明のみ網羅するよう補正し、その他発明を分割出願することにより各発明を分割して出願するよう出願人に通知する。

第1段落に基づき最初の出願から分割出願された小特許出願は、通常の小特許出願と同様に手続きを進める。但し、最初の出願における記載とは異なる発明の要旨を追加することはできない。この場合、小特許出願の出願人は小特許出願における権利を示す証拠書類を再度提出する必要は無い。

省令第22号  
第12項

第10項に基づく出願の公開後、担当官は、特許出願又は意匠出願が第18条又は第60条を満たさない複数の発明又は意匠に対する単一出願として出願された発明か否かを審査する。第8項の規定は準用して適用する。

発明の単一性 (Unity of the invention) に関する審査において、審査官は出願が同一の発明と見なされる程には互いに関連しない複数の発明を含んでいるか検討し、その後、出願人に特許出願を別々に分割するよう通知する。出願人が審査官からの通知に基づきいずれかの発明に対する分割出願を通知の受領日より120日以内に出願した場合、当該新規出願の出願日は最初の発明の出願日と同日であると見なされる。出願人が担当官の命令に不服の場合、出願人は通知の受領日から120日以内に局長命令に対する審判を請求できる。局長が決定及び命令を行った場合、局長命令が最終となる。

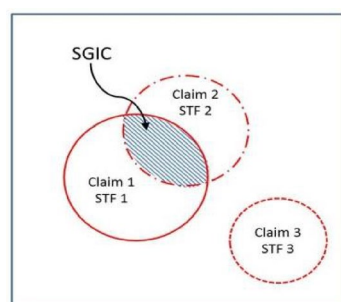
### 3.3.3.2 検討の原則

特許出願において単一性が審査されるべき理由は次のようなものである。

1) 経済的理由：出願人が1件の出願に対する費用支払いのみで複数の発明に対する保護を求めることを防止するため。

2) 技術的理由：発明又は小特許出願発明の分類 (Classify)、及び以降の調査及び審査 (Search and Examination) を容易にするため。

#### 着想の基本的枠組み



図において、四角い枠内は一般的な技術分野 (Technical Field: TF) を表す。各クレームは、特別な技術的特徴 (Special Technical Feature: STF) を有する。同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する場合、それは即ち特別な技術的特徴を共同で、又は両クレーム間で有しているということである。したがって、クレーム1及びクレーム2は**単一性があるが**、クレーム3は相違する着想である。

したがって、クレーム3は別の特許出願として分割しなければならない。但し、省令第21号第5項に定める規則に該当する場合、**単一性はない**と見なされる。



### 3.3.3.3 単一性に関する審査方法

クレームにおいて複数の発明が互いに関連する又は対応する場合、特許出願人は単一の特許出願として出願することができる。この場合、当該発明は単一の一般的発明概念（single general inventive concept : SGIC）を形成していることを意味する。特許出願において明らかにされている各発明は、特定の技術的関連性を有するクレーム群に反映されていなければならない。全クレームを検討する際、これら特定の技術は先行技術（Prior art）の改良（Make over）であるかという原則に基づくものでなければならない。

仏暦 2522 年特許法第 18 条に基づき、特許出願は単一性があるか審査する場合、2 通りの方法がある。

1) 先行技術に基づかず検討を行う。

2) 先行技術に基づき検討を行う。更に、省令第 21 号第 5 項の規則を用いて検討を行ってもよい。

通常、発明の単一性に関する審査において、従属クレームは独立クレームとの組合せであることから特別な技術的特徴を備えると考えられるため、当該独立クレームにのみ基づいて技術的特徴の内容を審査することが可能である。但し、従属クレームが独立クレームに対して関連性が無い場合、又は独立クレームに新規性又は進歩性が無い場合を除く。この場合、審査官は発明の単一性を従属クレームにも基づき検討しなければならない。

クレームの構造において、独立クレームの構造は導入部 + 特徴部であって、従属クレームの構造は引用部 + 特徴部からなる。

注意点 1 クレーム 1 が特徴 A、B 及び C を備え、クレーム 2 がクレーム 1 において特徴 C が特徴 D に置き換えられた構成を規定している場合、クレーム 2 はクレーム 1 の特別な技術的特徴の全部を備えてはいない（特徴 C の欠如）ため独立クレームであると見なされる。

注意点 2 独立クレームの記載において、相違する種類の別の独立クレームとの間で相互に関連する技術的特徴を検討する場合、この形式での記載は単一性のある別の独立クレームであると見なすことができる。

例えば、下記のもの。

クレーム 1 ステンレス鋼製ケーブルであって、..... を特徴とする

...  
...  
...

クレーム 5 ステンレス鋼製ケーブルの製造方法であって、下記のステップを有する.....

### 3.3.3.4 発明の単一性の検討例

発明の単一性の検討は3つの形態に分類される。

#### 3.3.3.4.1 同一カテゴリー(The same categories)に属する独立クレームを備える発明の単一性の例

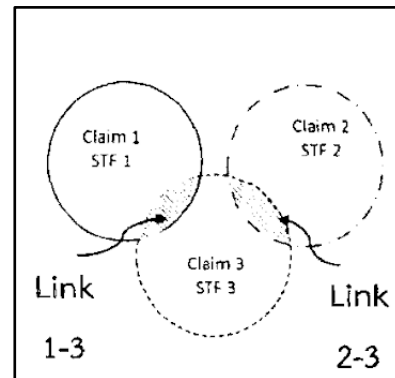
##### 例 1 (同一の特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 特徴 A を備えるベルト・コンベヤー X。

クレーム 2 特徴 B を備えるベルト・コンベヤー Y。

クレーム 3 特徴 A 及び B を備えるベルト・コンベヤー Z。

ここで、特徴 A 又は特徴 B を備えるベルト・コンベヤーはこれまで開示されておらず、容易に明らかではなく、特徴 A と特徴 B との間には関連性が無いものとする。



##### 検討の指針：

クレーム 1 及び 3 は同一の特別な技術的特徴 A を備えるため 単一性がある発明である。

クレーム 2 及び 3 は同一の特別な技術的特徴 B を備えるため単一性がある発明であるが、クレーム 1 及び 2 に対しては同一の特別な技術的特徴を備えない。したがって単一の発明ではなく、**特許出願を分割しなければなら**ない。

##### 例 2

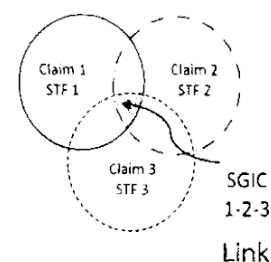
(対応する特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 ビデオ信号用の**時間軸エキスパンダ**を備える送信機。

クレーム 2 ビデオ信号用の**時間軸コンプレッサ**を備える受信機。

クレーム 3 ビデオ信号搬送装置であって、クレーム 1 に記載の送信機及びクレーム 2 に記載の受信機を備えることを特徴とする。

ここで、前記**時間軸エキスパンダ/コンプレッサ**はこれまで使用及び製造されていないものとする。



##### 検討の指針：

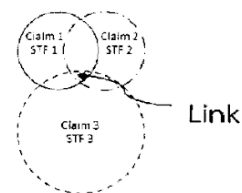
クレーム 1 及び 2 における特徴は使用時に分離できない技術的関連性、及び対応する技術的特徴を備える。したがって、クレーム 1 及び 2 は発明の単一性を満たしている。クレーム 3 はクレーム 1 及び 2 に記載の特徴を備えるため、クレーム 1 及び 2 における発明の単一性を満たしている。

**例 3** (対応する特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 特徴 A を備えるプラグ。

クレーム 2 特徴 A に対応する特徴を備えるソケット。

特徴 A 及び特徴 A に対応する特徴はどちらもこれまで開示及び製造されていないものとする。

**検討の指針：**

クレーム 1 及び 2 の特別な技術的特徴は関連が無く、前記プラグ及び前記ソケットは一緒に使用しなければならないという技術的関連性を有する。したがって、クレーム 1 及びクレーム 2 は発明の単一性を満たしていると見なす。

**例 4** (同一の特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 ランプ用の繊維 A。

クレーム 2 繊維 A を備えるランプ B

クレーム 3 繊維 A と回転軸 C とを備えるランプ B を備える誘導灯。

ここで、繊維 A は新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

3つのクレームは全て繊維 A という関連する特別な技術的特徴を有するため、発明の単一性を満たしていると見なす。

**例 5** (特別な技術的特徴は先行技術より優れていなければならない)

クレーム 1 製品 A の製造方法 B。

クレーム 2 製品 A の製造方法 C。

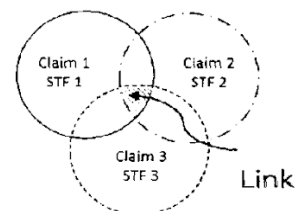
クレーム 3 製品 A の製造方法 D。

ここで、製品 A は新規性及び進歩性を有する発明であるものとする。

**検討の指針：**

製品 A は3つのクレーム全ての特別な技術的特徴であるため、クレームは全て発明の単一性を満たし

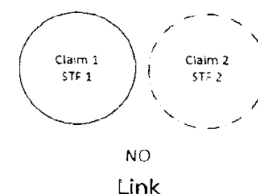
ていると見なされる。又、前述の製品 A は製品のクレームとすることもできる。但し、製品 A が一般に知られている場合、特別な技術的特徴とはならない。3つのクレーム全てについて発明の単一性を再検討しなければならない。



**例 6** (特別な特徴 (訳注：原文のまま) 全体を検討)

クレーム 1 樹脂 A と、充填剤 B と、  
難燃剤 C とを備える樹脂組成物。

クレーム 2 樹脂 A と、充填剤 B と、  
帯電防止剤 D とを備える樹脂組成物。



ここで、樹脂 A、充填剤 B、及び帯電防止剤 D は公知の物質であって、A 及び B の組合せは

先行技術の範囲を超えるものではないが、A、B 及び C の組合せによれば非常に効果的な難燃剤組成物が得られ、A、B 及び D の組合せによれば非常に効果的な帯電防止組成物が得られるものとする。どちらも新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

2つのクレームは同一の特徴 A 及び B を備えるが、A、B 及び AB は先行技術の範囲を超えない。特別な技術的特徴は、クレーム 1 は A、B 及び C であり、クレーム 2 は A、B 及び D であるため、同一又は対応しているとは言えない。したがって、クレーム 2 及びクレーム 1 は発明の単一性を満たしているとは言えない。

### 3.3.3.4.2 異なるカテゴリー (Different categories) に属する独立クレームを備える発明の単一性の例

**例 7** (特別な技術的特徴は先行技術より優れていなければならない)

クレーム 1 組成物 X。

クレーム 2 組成物 X の生成方法。

クレーム 3 殺虫剤としての組成物 X の使用。

**事象 1** 組成物 X は新規性及び進歩性を有する。

**検討の指針：** 組成物 X は3つのクレーム全ての技術的特徴であり、当該技術的特徴が先行技術の範囲を超えるため、クレーム 1~3 は同一の特別な技術的特徴を備える。したがって、これらは発明の単一性を満たしていると見なす。

**事象 2** 特許調査の結果、組成物 X は新規性及び進歩性を有しないと判断された。

**検討の指針：**

クレーム 1 は新規性及び進歩性を欠いているため除いて検討される。クレーム 2 及び 3 の技術的特徴は組成物 X に関連しているが、当該特徴は先行技術より優れたものではないため、特別な技術的特徴を構成しない。したがって、クレーム 2 及び 3 は同一の特別な技術的特徴を有さないため、発明の単一性が欠如している。

**例 8** (特別な技術的特徴の示唆)

クレーム1 高強度及び高耐食性**ステンレス線**であって、主成分として(w t %) N i = 2. 0 ~ 5. 0、C r = 1 5 ~ 1 9、M o = 1 ~ 2 と、残余として厚さが0. 5 ~ 2. 0 mmであって0. 2 %降伏強度が5 0 k g / m m<sup>2</sup>より高いF e とを備える、**ステンレス線**。

クレーム2 高強度及び高耐食性**ステンレス線の製造方法**であって、主成分として(w t %) N i = 2. 0 ~ 5. 0、C r = 1 5 ~ 1 9、M o = 1 ~ 2 と、残余としてF e とを備え、

- 1) 前記ステンレス線を2. 0 mm ~ 5. 0 mmの厚さに熱間圧延する工程と、
- 2) 8 0 0 ~ 1 0 0 0 ° Cで前記ステンレス線を硬化する工程と、
- 3) 前記ステンレス線を0. 5 ~ 2. 0 mmの厚さに冷間圧延する工程と、
- 4) 前記ステンレス線を1 1 2 0 ~ 1 2 0 0 ° Cで2 ~ 5 分間硬化する工程とを備える、**ステンレス線の製造方法**。

先行技術と比較して、0. 2 %降伏強度が5 0 k g / m m<sup>2</sup>より高い前記ステンレス線は新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

製品クレーム 1 の特別な技術的特徴は、「0. 2 %降伏強度が5 0 k g / m m<sup>2</sup>より高いこと」であって、クレーム 2 は、前記降伏強度によるステンレス線の製造のために適用された方法の工程を特徴とする。当該特徴はクレーム 2 の内容からは判断できないが、明細書において前記方法による製造について明瞭に記載されている。したがって、前記方法は製品クレーム 1 の前記降伏強度の特徴に対応する特別な技術的特徴を備えるため、**発明の単一性を満たしている**と見なす。

**例 9** (同一の特別な技術的特徴)

クレーム 1 防塵剤 X を含有する塗料。

クレーム 2 クレーム 1 に記載の前記塗料により材料体を塗装する方法であって、

- (1) 空気圧により前記塗料を噴霧する工程と、
- (2) 前記噴霧した塗料を電極配置 A により電気イオン化し、材料上に供給する工程とを備える、方法。

クレーム 3 電極配置 A を備える塗装装置。

先行技術と比較して、薬剤 X を含有する前記塗料及び前記電極配置 A はどちらも新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

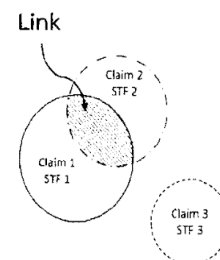
薬剤 X を含有する前記塗料はクレーム 1 及び 2 の特別な技術的特徴であって、前記電極配置 A はクレーム 2 及び 3 の特別な技術的特徴である。但し、クレーム 1 とクレーム 3 は特別な**技術的特徴が関連していない**ため、**発明の単一性が欠如している**。

**例 10** (発明の単一性を満たさない方法及び装置)

クレーム 1 組成物 A を、条件 B 下で材料に噴霧コーティングする工程を備えることを特徴とする繊維材料の処理方法。

クレーム 2 クレーム 1 に記載の噴霧処理がされた繊維材料。

クレーム 3 組成物をより良く分散させるノズル C を備えることを特徴とする、クレーム 1 に記載の方法に用いられる噴霧装置。



材料を所定の組成物で噴霧コーティングすることを特徴とする繊維材料の処理方法は、先行技術が存在する。しかし、クレーム 1 に記載の条件 B (温度、放射等) 下で材料に組成物 A を噴霧コーティングする方法は新規性を有する。更に、クレーム 2 に記載の繊維材料は先行技術を超える特性を備え、前記ノズル C は新規性及び進歩性を有する。

**検討の指針：**

クレーム 1 における特別な技術的特徴は、材料のコーティング方法において必要な組成物の噴霧に使用される特別な条件であって、クレーム 2 に記載の繊維材料は当該条件下で噴霧されて得られるものである。したがって、クレーム 1 及び 2 は関連する特別な技術的特徴を有するので、発明の単一性がある。但し、クレーム 3 に記載の装置はクレーム 1 の方法で製造されるわけではなく、当該方法で使用されるのみであるため、クレーム 1 及び 2 に関連する特別な技術的特徴を備えない。したがって、クレーム 3 と、クレーム 1 及び 2 とは**発明の単一性が欠如している**。

**注釈：**この場合、省令第 21 号第 5 項を満たしているとしても、クレーム 3 の特別な技術的特徴を検討すると、クレーム 1 及び 2 とは関連しないと判断される。

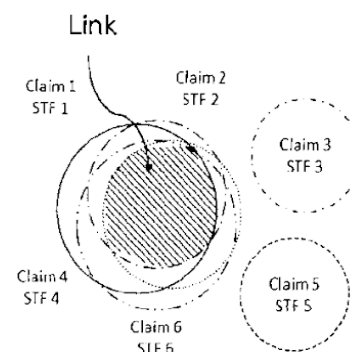
**例 11** (特別な技術的特徴が異なるため発明の単一性が欠如している方法及び装置)

クレーム 1 混合燃焼室と連通する燃料注入口を備えることを特徴とする燃料加熱炉。

クレーム 2 燃料注入口を混合燃焼室と連通させる工程を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造方法。

クレーム 3 成形する工程を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造方法。

クレーム 4 燃料注入口を混合燃焼室と連通させる部材 X を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造装置。



クレーム 5 自律制御部材 D を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造装置。

クレーム 6 燃料を混合燃焼室に導入する工程を備えることを特徴とする、クレーム 1 に記載の燃料加熱炉を用いたカーボンブラック (carbon black) の製造方法。

先行技術によれば混合燃焼室と連通しない注入口を備える燃料加熱炉が開示されている。したがって、混合燃焼室と連通する注入口を備える前記燃料加熱炉は新規性及び進歩性を有すると判断される。

#### 検討の指針：

クレーム 1、2、4 及び 6 は連通する注入口という同一の特別な技術的特徴を備えているため、発明の単一性を満たしている。但し、クレーム 3 又は 5 はクレーム 1、2、4 又は 6 と同一の特別な技術的特徴を備えていない。したがって、クレーム 3 又は 5 と、クレーム 1、2、4 又は 6 とは発明の単一性を有していない。更に、クレーム 3 及び 5 は互いに発明の単一性を満たしていない。

#### 3.3.3.4.3 従属クレーム (Dependent Claims) から発明の単一性を検討する例

発明の単一性を審査する際の原則として、従属クレームが更に別の発明を含む可能性があったとしても、従属クレームと独立クレームとの間で発明の単一性を検討することは無い。

例 クレーム 1 は、材料 B の使用を特徴とする製品 A の製造方法である。クレーム 2 は、クレーム 1 に記載の製品 A の製造方法であって、材料 B は材料 C から調製されることを特徴とする方法である。クレーム 2 の特別な技術的特徴は全てクレーム 1 に包含されているため、材料 C から調製される材料 B が進歩性を有するか否かは、発明の単一性の有無を決定には影響しない。

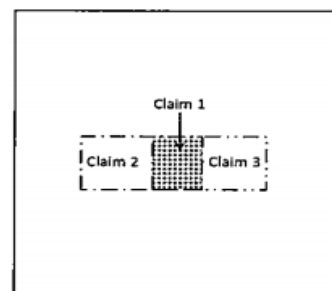
クレーム 1 が特別な技術的特徴 A、B 及び C を備え、クレーム 2 が特徴 C を特徴 D に置き換えたクレーム 1 である場合、クレーム 2 はクレーム 1 の特別な技術的特徴の全てを備えてはいないため独立クレームである。したがって、当該独立クレームについて発明の単一性を満たしているか審査しなければならない。

#### 例

クレーム 1 特徴 A 及び B を備えるスクリーン。

クレーム 2 更に特徴 C を備える、クレーム 1 に記載のスクリーン。

クレーム 3 更に特徴 D を備える、クレーム 1 に記載のスクリーン。

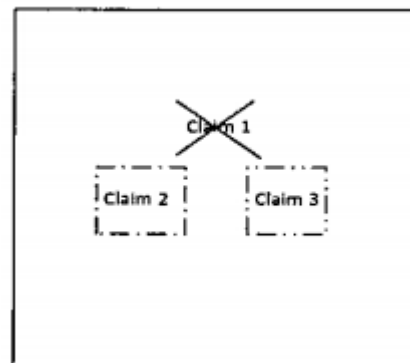


事象 1 クレーム 1 は新規性及び進歩性を有する。

**説明** クレーム2及び3はクレーム1の保護範囲を規定する従属クレームである。したがって、3つのクレームは単一の発明である。

**事象2** 2つの文献を調査した結果、クレーム1は進歩性を欠いているが、特徴C及びDは先行技術を超えた技術的特徴を備えており、特徴C及びDは関連性がないことが判明した。

**説明** クレーム1は進歩性が欠如しているため、特許を請求できない。残りのクレーム2及び3を独立クレームに補正することができるが、クレーム2及び3は関連する特定の技術的特徴を備えていないため、単一の発明ではない。



### 3.3.4 第5条に定める実体審査

仏暦2522年特許法第24条に基づく実体審査 (substantive Examination) において、担当官は、発明保護のための特許付与の可否を検討するため、省令に定められた規則、手順及び条件に従い発明が第5条を満たしているか検討する。

第5条に基づき、以下の条件を満たす発明のみ特許が付与される。

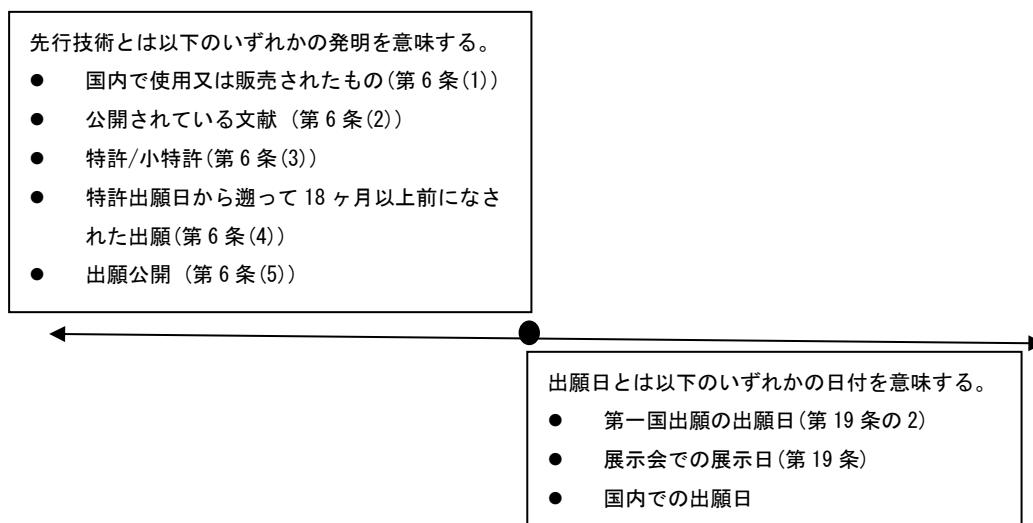
- (1) 発明が新規性を有する
- (2) 発明が進歩性を有する
- (3) 発明が産業上の利用可能性を有する

#### 3.3.4.1 第5条に定める検討に用いられるための先行技術の規定

第5条(1)及び(2)に定める実体審査の最優先事項は、第1章第2部の特許情報調査において規定された指針にしたがって、その時点において正確に予め調査が行われた先行技術 (Prior Art) を記載することである。

基本的に、先行技術 (Prior Art) は検討している特許出願の出願日前に存在している技術である。したがって、審査官は、実体審査を正しく検討するための先行技術を決定すべく、出願日を決定しなければならない。先行技術を決定するための出願日は以下の3つの場合にしたがって規定できる。





### 3.3.4.1.1 先行技術及びその記載に関する法令及び規則

新規の発明とは先行技術ではない発明であって、先行技術とは以下の発明を意味する。

- (1) 本願特許出願の出願日前に国内で存在し又は使用されている発明。
- (2) 本願特許出願の出願日前に、国内又は国外を問わず、文書又は印刷物に要旨又は詳細が既に開示されている発明であって、その開示が文書及び印刷物により外部へ示されているか、または一般等に公開されているかは問わない。
- (3) 本願特許出願の出願日前に国内又は国外で特許又は小特許が付与された発明。
- (4) 出願人が本願特許出願の出願日前18か月より前に外国で特許又は小特許を出願したが、未だ特許又は小特許は付与されていない発明。
- (5) 出願人が国内又は国外で特許出願又は小特許出願し、本願特許出願の国内での出願日前に公開された発明。

要旨又は詳細の開示が違法行為により又は違法行為に起因して行われる場合、又は要旨または詳細の開示が、**発明者により**国際的展示会若しくは公式な展示会における発明者の作品の展示により行われる場合、そして、この要旨または詳細の開示が本願特許出願の出願日から12か月以内になされれば、(2)項に従った要旨又は詳細の開示とは見なされない。

### 3.3.4.1.2 先行技術の決定に適用する出願日を決定する場合の原則

先行技術を決定するための出願日は以下の3つの場合が考えられる。

(1) 第14条に基づき外国で発明特許出願を行った場合で、外国における最初の出願日から12か月以内に国内で特許出願を提出する場合、出願人は外国における最初の出願日を国内での出願日とする（※優先権主張を行ってもよく、その場合、出願日は第19条の2に基づき外国における最初の出願日と同日となる。

外国での最初の特許出願又は小特許出願の出願日から12か月以内に外国で特許出願又は小特許出願発明に対して特許出願する場合で、出願人が第19条の2に基づき優先権主張することを希望する場合、出願人は当該国内出願の出願時又は出願の公開前であって外国での最初の特許又は小特許出願の出願日から16か月を超えない期間内に局長が定める様式で申請書を提出する。また、特許又は小特許の出願日及び特許又は小特許出願の詳細が記載され、前述の出願国の特許庁により認証済の外国特許出願又は小特許出願の写しを提出する。

#### 追加検討

●外国における最初の出願が仮出願 (Provisional Application) の場合 (添付書類5)

#### 仮 (provisional) 出願の定義

米国特許庁に提出される法定文書であって、先に出願日を確保し、出願人が1年以内に仮ではない通常の特許出願 (regular non-provisional patent application) を提出しない場合、特許の登録を受けることはできないもの。仮 (provisional) 出願はクレームを含んでいなくともよいが、保護を求める要旨が理解されうる程度に開示されている明細書又は図面を有していなければならない。

**事例 1** 第17条に定める事項が不完全な仮出願 (Provisional Application) であって、当業者が発明を実施又は再現できる程度に明瞭、簡潔及び完全に詳細を開示していない場合、遡及的権利の出願は不完全であると判断され、第19条の2に基づく優先権主張を行うことができない。

**事例 2** 第 17 条に定める事項が不完全な仮出願 (Provisional Application) であるが、当業者が発明を実施又は再現できる程度に明瞭、簡潔及び完全に詳細を開示している場合、遡及的権利の出願は完全であると判断され、第 19 条の 2 に基づく優先権主張を行うことができる。

**事例 3** 第 17 条に定める事項が完全な仮出願 (Provisional Application) であって、当業者が発明を実施又は再現できる程度に明瞭、簡潔及び完全に詳細を開示している場合、遡及的権利の出願は完全であると判断され、第 19 条の 2 に基づく優先権主張を行うことができる。

更に、特許委員会は「**Provisional Application**」と呼ばれる仮出願に関する仏暦 2522 年特許法 (仏暦 2535 年改正法を準用する) 特許委員会審決第 19/2540 号を有する。特許出願の明細書が不完全であってクレームを含まない場合、国内で出願された特許出願と同等の特許出願であるとは見なされず、したがって、出願人は外国で提出された「**Provisional Application (仮出願)**」の出願日を優先権主張することはできない。

#### 特許委員会審決第 19/2540 号

審決の要旨は以下の通りである。仏暦 2534 年 (西暦 1991 年) 4 月 29 日付でオーストラリアで仮出願 (**Provisional Application**) として出願され、当該外国における最初の出願日から 12 か月 (仏暦 2535 年 (西暦 1992 年) 4 月 29 日期限) より後の仏暦 2535 年 (西暦 1992 年) 10 月 8 日付でタイで出願された出願は、仏暦 2522 年特許法第 6 条 (4) <sup>1</sup>を準用する第 5 条 (1) に基づき新規性が無い (添付書類 4)。

審判請求人は、本件の仮出願 (**Provisional Application**) の特徴として、仏暦 2522 年特許法第 17 条に基づく完全な明細書及びクレームを含んでおらず、完全な特許出願を仮出願 (**Provisional Application**) の出願日から 12 か月以内である仏暦 2535 年 (西暦 1992 年) 4 月 29 日付で出願第 15249/92 号としてオーストラリア特許庁に出願していると述べた。また、審判請求人は、当該出願を外国における最初の出願日から 12 か月以内にタイで提出することについて、当該書類は出願人とオーストラリア特許庁との間で秘密に保持されており完全な出願ではないため、要件を満たしておらず、第 6 条 (4) に違反するものではないと主張した。

特許委員会  
審決  
第 19/2540 号

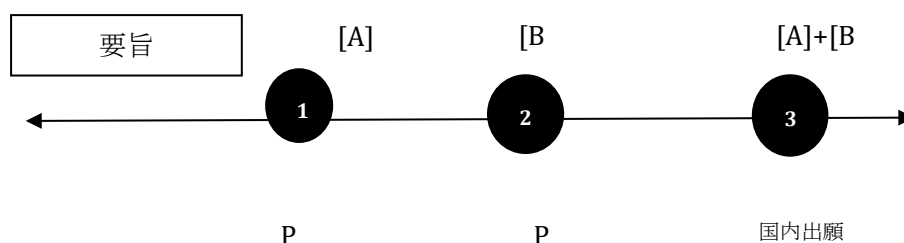
<sup>1</sup>仏暦 2535 年特許法に基づく審決

第 6 条(4) 出願日前 12 か月より前に外国出願された発明であって、未だ特許が付与されていないもの

これを受けて、特許委員会は、最初に出願した国における不完全な特許出願の提出は完全な出願を提出するためのみの仮出願であるため、第6条(4)に基づき第一出願から12か月以内にタイ出願日を提出したとしても、そのような仮出願(Provisional Application)に対して優先権(Right of Priority)を主張することはできないと審決した。

●第4条(Article 4)に定めるパリ条約(Paris Convention)に基づく優先権(Priority Right)に基づく第19条の2に基づく権利を検討するため、審査官は、外国における最初の出願における各要旨に基づく発明の開示が分かれており、タイにおける単一出願が複数の外国における最初の出願を参照している場合、開示された発明の要旨に基づき検討する。

#### 検討の指針の例



- P1 及び P2 両方の権利 を取得する場合
  - [A]の先行技術を決定するための出願日 ①
  - [B]の先行技術を決定するための出願日 ②
- P1 の権利のみ取得する場合
  - [A]の先行技術を決定するための出願日 ①
  - [B]の先行技術を決定するための出願日 ③
- P1 の権利のみ取得する場合
  - [A]の先行技術を決定するための出願日 ③
  - [B]の先行技術を決定するための出願日 ②

(2) 第19条に基づき権利を取得する場合、国際的展示会又は一般に公開される展示会における要旨の開示日と同日。

#### 第19条

国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般向け展示会において発明又は発明品を展示した者が、一般向け展示会が開会された日から12ヶ月以内にその発明を特許出願したとき、その出願は展示会が開催された日に出願したものとみなす。

#### 省令第21号 第8項

## 第1章第3部

国際的な商品展示会又は公式な展示会、又は政府機関が主催若しくは承認したタイ国内の展示会で要旨又は詳細が開示された発明について特許出願する場合、出願人は当該開示日及び／又は当該展示会の開始日を特許出願に明記しなければならない。即ち、出願人は、当該展示会を主催又は承認した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の要旨又は詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことを示す証明書をそれぞれの場合に応じて提出しなければならない。

第1段落に基づく証明書には、当該展示会の開始日及び開示日又は展示日が記載されていなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)に基づく権利を有さない場合、タイでの出願日と同日

- タイ出願を県商務事務局で出願する場合、県商務事務局での出願日が先行技術を決定するための出願日となる。
- タイ出願を郵便制度により出願する場合、手数料を納付する郵便為替証書の日付が先行技術を決定するための出願日となる。
- タイ出願を電子システムにより出願する場合、支払日が先行技術を決定するための出願日となる。

#### 3.3.4.2 新規性及び進歩性の審査手順

審査手順は先行技術の入手元により2通りに分類される。

(1) 先行技術の調査報告に基づく審査は以下のように分類される。

- 政府機関又は特許庁又は外国の特許庁による調査報告。
- 出願人が検討のために提出した外国の調査報告。
- 審査官が作成した調査報告。通常、出願人がタイ国籍を有する場合又は出願がタイ国外で提出されていない場合に作成される。

審査官は以下の通りに調査報告を検討する。

- 先行技術の決定に用いられる出願日が一致しているか検討し、一致していない場合、誤っている箇所について調査手続きを進める。

- X、Y 等、報告に記載の文献の種類が正確か検討し、検討の結果文献の種類は不正確であると判断した場合、新しく文献種類を記載することができる。
- 以下の原則及び指針に従い、新規性及び進歩性の発明の審査に適切な文献を検討して選択する。

#### (2) 外国における特許登録を受けた検討結果に基づく審査

外国における特許登録を受けた検討結果に基づく審査とは、外国特許庁の審査官が先行技術と比較して検討を行った外国特許庁による検討審査結果であり、特許を付与することができる特徴を有するものを参照してタイ出願の発明の同一性を検討することを意味する。出願人は、当該特許文献及び審査結果を検討のために審査官に提出する。

審査官による検討の結果、発明の同一性が認められ、外国の特許庁による審査結果に同意する場合、特許を登録するための検討のために特許法に基づき審査において当該審査結果を参照することができる。その場合、国内のデータベース上の先行技術も併せて検討すべきであり、そして、審査官が前述の審査結果に同意しない場合、自身で審査を行うか又は審査を修正することができる。

#### 外国の特許付与に関する検討結果を検討する場合の指針

(a) 実体審査 (Substantive Examination) 制度を有する特許庁により特許が付与された場合

審査官は当該書類を受理し、案件毎に特許文献の信頼性を検討しなければならないが、当該書類のみにより検討を行うものではない。検討を行う際、追加の特許調査を行ったり、又はその他対応する書類を請求することができる。信頼性があり、第(1)項に定める実体審査 (Substantive Examination) 制度を有する外国で付与された特許により審査する場合、審査官は、特許文献第1頁目に記載の書誌データ (Bibliographic data) の正確性を検討し、発明の技術的要旨を当該特許文献と比較することにより、出願人が提出した特許文献と対応しているか又は特許出願と発明の同一性を審査する。出願人が提出した特許文献が対応していると判断した場合、特にクレームは対応していなければならない。

## 第1章第3部

外国で発行された特許文献のクレームが第9条等特許法を満たしていない場合、出願人に当該クレームを補正又は削除するよう通知する。なお、複数の独立クレームを引用する従属クレームに「前述の請求項のいずれか一項」等の文言を用いて選択的な記載とするように補正するよう通知する。

審査官は、外国出願の明細書及び当地で出願された明細書について、要旨である詳細の追加が無いか検討する。要旨に追加がある場合、審査官は元の要旨の範囲に含まれるように修正するよう出願人に通知する。要旨への追加ではなく、より明瞭にするための補正であれば、そのまま補正する必要はなく第1章第2部の調査の指針に基づいて追加の調査を行い、補正後の新しいクレームが特許を受けた特許文献の発明に対応しているか特許を付与する前に検討する。

検討のために提出された外国の特許が、当地の検討中の出願とは相違する条件で審査された可能性があるため、審査官は、当該特許が、以下のような出願と同じ検討の基本原則で処理されたかどうかを審査する。

- 発明の同一性を満たしているか
- 先行技術を決定するために適用された出願日が同日であるか

#### 追加の検討事項

外国で付与された特許の中にはタイ出願の基本原則とは相違するものもあるため、発明の同一性があるか及び先行技術を決定する出願日が同一かを検討するだけでなく、検討のために提出された外国で特許となった出願の種類も検討しなければならない場合がある。

#### 検討手順の例 外国で付与された各種特許

- 一部継続出願に付与された特許の例（添付書類6）

##### **一部継続 (Continuation in part : CIP) 出願の定義**

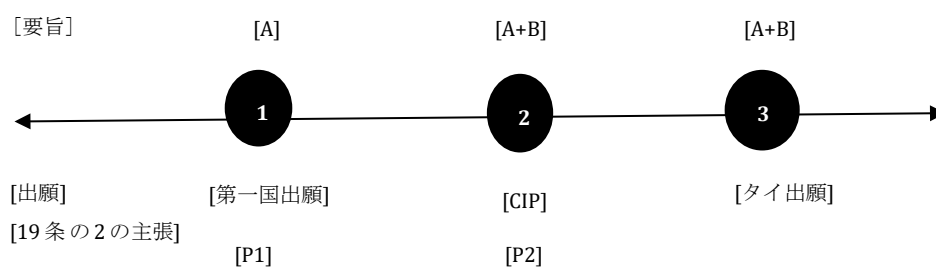
出願人が追加で特許を求め、当該特許を求める事項は明細書に既に開示されている出願（訳注：原文まま）であって、CIP出願を提出する前に先の出願の特許付与又は放棄されていないもの。

#### CIP出願に対して付与された特許の検討結果に基づく検討

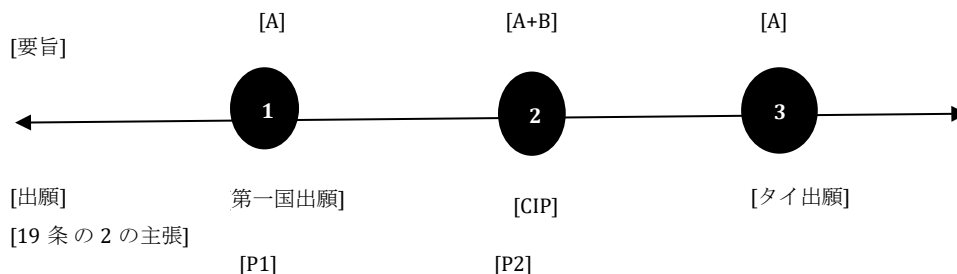
**事例 1** CIP出願[A+B]が当地における出願日前に提出され、当地における出願の要旨がCIP出願[A+B]と同一である場合、以下のように分類される。

## 第1章第3部

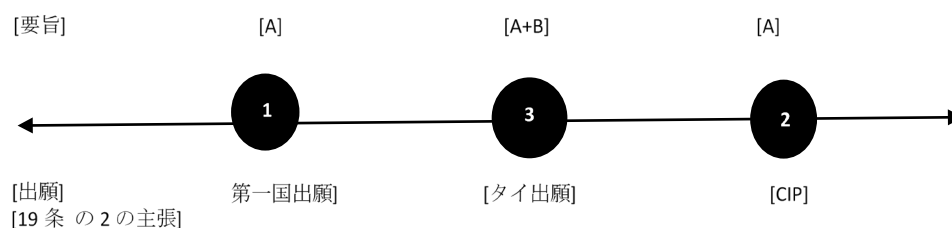
- 外国において最初に出願された出願[P1]及び CIP 出願[P2]の両方について第 19 条の 2 に規定する権利を得る。当該特許を受けた審査結果を審査に適用できる。
- 外国において最初に出願された出願[P1]のみについて第 19 条の 2 に規定する権利を得る。よって外国において最初に出願された出願から追加されている要旨[B]に対する審査結果は 1 の期間をカバーしないため、更に③から②の期間の先行技術を調査しなければならない。



**事例 2** CIP 出願[A+B] が当地での出願日前に提出され、当地での出願の要旨が外国において最初に出願された出願と同一の場合、要旨[A]の登録を受けた検討結果は検討において適用されるが、当該外国特許に記載の要旨[B]は第 20 条に基づき要旨の追加と見なされるため適用されない（このような場合はごく少数生じる）。



**事例 3** CIP 出願[A+B]が当地における出願日より後に提出された場合、要旨[A]の登録を受けた検討結果は検討において適用されるが、当該外国特許に記載の要旨[B]は第 20 条に基づく要旨の追加と見なされるため適用されない





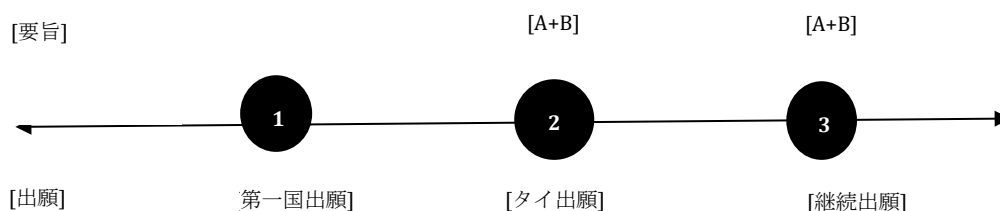
### ○ 継続出願に付与された特許

#### 継続 (continuation) 出願の定義:

先の出願の最初の出願日特許出願である。

#### 継続 (continuation) 出願に付与された特許の審査結果に基づく検討

この種類の出願に付与された特許は出願人が審査のために単独で提出することができるが、ほとんどの場合、外国における最初の出願に付与された特許と一緒に提出することになる。これは継続出願 (添付書類 7) の要旨が外国における最初の出願だけと同一で、別の特徴のクレームは開示はされているものの最初の出願では請求されていなかったからである。したがって、この種類の出願に対して付与された特許登録審査結果を利用



できる。

### ○ 分割 (Divisional) 特許出願に付与された特許

Divisional 特許出願 (添付書類 8) とは、外国において最初に出願された出願が単一の出願に複数の発明を含み、各国の法令に基づき分割された出願を意味する。要旨が外国において最初に出願された出願で既に開示されているため、当該分割出願に対して登録を受けた審査結果を適用できる。

通常は、出願人は、外国における最初の出願に対して付与された特許とともに分割出願に対して付与された特許の特許文献を提出する傾向にあることから、審査官は、特許が付与された複数の発明は第 18 条に基づき分割する必要があるか検討する。

(b) 実体審査制度 (Substantive Examination System) を有さない特許庁により付与された特許の場合

○審査官は、出願人に対し、検討のために、(a) に基づき国により発行された特許に関する文献を提出するか又は実体審査報告書 (Substantive Examination Report) を提出するよう通知する。実体審査報告書がない場合、出願人はその他機関に調査を依頼し、特許出願の検討のために実体審査報告書を提出しなければならない。

### 3.3.4.3 発明の新規性 (Novelty) の審査

発明の新規性の審査とは、検討中の出願において保護を求めるクレームに基づく発明が新規の発明であるか審査することを意味し、先行技術と比較することにより、当該発明が、当該特許出願の出願日前に、もしくは先行技術において開示されているか検討を行う。

発明の新規性に関する部分の実体審査では、審査官は、当該特許出願の全てのクレームにおいて明瞭に記載されている、発明を成立させている特徴または構成要素を分節しなければならない。そして、クレームにおける発明の新規性の検討のために、最も関連性の高い先行技術 (closest prior art) の一つを選んで、全ての発明の構成要素または工程との比較を実行し、先行技術において全ての本質な内容が開示されているかどうか検討する。発明の構成要素又は工程が先行技術の全ての本質な内容の中に開示されていると、新規性が欠如していると思なされる。

審査官は、記述されている用語又は文言に常に留意しながら、権利が発生する範囲を規定するクレームにおいて保護を受けたいと希望する発明を解釈する。即ち、権利付与後の実施や権利行使を踏まえて記述された希望または目的に従って、正確に解釈して発明を審査すれば、保護を与えるときに保護を受けたい権利範囲となる。解釈においては、構造のクレームや方法、工程のクレームにおける (※従来とは) 異なる結果が、先行技術と発明のクレームにおける構造、工程、方法とに差異を生じさせるかを検討する。

#### 3.3.4.3.1 新規性の検討手順

1. 各クレームの構成要素 (Element) を分節する。
2. 第1項で分類した各構成要素 (Element) の範囲を決定する。
3. 最も関連性の高い先行技術 (The closest prior part) における第2項に関連する構成要素の範囲を決定する。
4. 以下の原則に従って検討を行い、クレームと最も関連性の高い先行技術との間で構成要素の範囲が相違するか比較する。
  - 4.1 クレームの構成要素の範囲が先行技術と同一の場合、当該構成要素は相違しないとみなす。

4.2 クレームの構成要素の範囲が先行技術より広い場合、当該組成又は構成要素は相違しないとみなすが、クレームの構成要素が先行技術より狭い場合、当該構成要素は相違するとみなす。

4.3 クレームの構成要素の範囲が先行技術と同一及び相違の両方がある場合は、当該構成要素は相違するが、相違する部分についてのみに保護を求めることができるとみなす。

5. 構成要素全てについて先行技術と相違する部分があるかあらゆる部分を検討する。相違する部分がある場合、クレームは新規性を有するものとし、相違する部分が無い場合、クレームは新規性を欠いていると判断する。

**i. 発明の新規性の検討に用いられる発明と先行技術との比較の指針**

特許を付与すべきか検討するために審査を行う場合、当該特許出願の発明が新規性を有するか検討しなければならない。新規性を検討する場合の原則として、審査官は、先行技術と比較してクレームに基づき検討を行わなければならない。

先行技術は、当該特許出願の出願日又は出願人が（第19条の2に基づき）優先権主張している外国特許出願の出願日前に開示された証拠書類を意味する。新規性の検討は以下の原則に従って行わなければならない。

**第6条 (1)**

新規の発明は先行技術であってはならず、即ち、発明の特徴、形態、動作システム等が開示されてはならない。したがって、第6条(1)に基づく審査指針により、先行技術がタイ国内のみで広く知られていた又は使用されていたか、特に、発明が本願の出願日前にタイ国内のみで販売又は流通等、知られていた又は使用されていたか決定する。先行技術を証明する書類は注文書、納品書、製品の広告宣伝チラシ等である。

**第6条 (2)**

新規の発明は先行技術であってはならず、即ち、出願日前にタイ国内外を問わず、文書又は印刷物に要旨又は詳細が開示されている発明を意味する。その開示は文書、印刷物、展示により行なわれるものであるか、又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。先行技術を証明する書類として、特許出願人が審査のために提出した特許文献の第一頁目における INID CODE (43) を検討して、(審査前の)特許出願の公開日が本願の出願日前であるか、又は公開された新聞又は公開文書、学術文書等の証拠書類は、本願の出願日前に開示されたか確認する。

## 第6条第3段落

しかしながら、違法行為により又は違法行為に起因して要旨又は詳細が開示された場合、又は、国際的展示会もしくは一般向け展示会において発明者が発明を展示した場合を含めて発明者により開示がなされた場合であって、当該要旨又は詳細の開示が出願日前12か月以内に行われた場合、要旨又は詳細の開示とは見なされない。

第6条第3段落に基づく発明者による要旨又は詳細の開示とは以下の通りである。

**1) 違法行為により又はその結果行われた要旨又は詳細の開示**

いかなる違法行為も、当該行為が出願日前12か月以内に行われた場合、第6条(2)に基づく要旨又は詳細の開示とは見なされない。

**2) 発明者による要旨又は詳細の開示**

発明の要旨又は詳細が出願日前に国内外問わず公開された文書又は印刷物に開示されている場合、文書、印刷物、展示又はその他の方法で公開されているかどうかに関わらず第6条(2)に基づき先行技術であると見なす。

但し、要旨又は詳細の開示が出願日前12か月以内に発明者により行われた場合、第6条(2)に基づく要旨又は詳細の開示とは見なされない。

**3) 国際的展示会又は公式の展示会において一般に公開された発明者による展示**

発明者による展示が国際的展示会又は公式の展示会において一般に公開された場合、当該開示が特許出願前12か月以内であれば、第6条(2)に基づく要旨又は詳細の開示とは見なされない。

しかし、開示がタイの公的機関が実施又は承認した発明展示会又は一般に公開される展示会であって、出願人が出願日に対する権利主張を希望する場合、出願人は第19条に基づき権利主張しなければならず、発明の要旨又は詳細の開示日及び／又は当該展示会の日付を記載して、仏暦2522年特許法省令第21号(仏暦2542年)第8項に基づき証明書の特許出願と共に提出する。

したがって、第6条(2)に基づく検討とはどの発明が先行技術であるか検討することを意味し、第6条第3段落は、要旨又は詳細の開示の例外について、

開示が特許出願から遡って、発明の要旨又は詳細が開示された後に特許出願するためのグレースピリオド (grace period) である12か月以内に行われている場合、第6条(2)に基づく先行技術ではない旨定めている。

**第6条(3)**

新規の発明は先行技術であってはならず、先行技術とは、出願日前にタイ国内外で特許付与された発明を意味する。先行技術を証明する書類は、タイ国出願の前に外国で特許付与され、INIDコード (INID CODE) (45) において審査後の公開日が開示された特許文献である。

**特許委員会  
審決  
第13/2553号**

但し、出願人が外国で特許出願を提出し、その後当該外国における最初の出願日から12か月以内にタイ国で同一性のある特許出願を第19条の2に基づく優先権主張 (Priority right) と共に提出した場合、当該外国特許出願がタイ出願の前に登録されても、当該発明は第6条(3)に基づき新規性を有すると見なす。

**第6条(4)**

新規の発明は先行技術であってはならず、先行技術とは、出願日から遡って18か月より前に外国で特許出願された発明であって、特許が未付与のものを言い、出願人が提出した特許出願においてINIDコード (INID CODE) (32) が外国における最初の出願日が本願出願日から遡って18か月より前であるか検討しなければならない。

**第6条(5)**

新規の発明は先行技術であってはならず、先行技術とは、出願人がタイ国内外で特許出願又は小特許出願した発明であって、タイ国出願日前に公開済みのものを言い、公開公報第1頁目 (Front page of Publication) におけるINIDコード (INID CODE) (43) に基づき検討する。

**3.3.4.3.2 新規性の検討例**

先行技術として開示されている化合物の化学式が、特許出願された発明のクレームにある化学式より広い場合、範囲の広い化学式はより範囲の狭い化学式の新規性を損なわないため、当該発明の化学式は新規性を有するとみなされる。他方、先行技術として開示されている化合物の化学式が特許出願された発明のクレームにある化学式より狭い場合、狭い化学式はより広い化学式の新規性を損なうため、当該発明の化学式は新規性に欠けているとみなされる。例えば、先行技術の化学式は以下である。

Table 1 新規性の検討例

例	特許出願した発明	先行技術	新規性
1			✗
2			✓

式中、Hal は全ての第7族元素（訳注：原文まま）を示す

Cl は特定の元素である塩素を示す

**注記** 例1のような、出願された発明における化学式が先行技術の化合物の化学式より広く、かつ、例1の化学式が特許出願のクレームに記載されている場合、この例1（のクレーム）は新規性に欠けているとみなされる。他方で例2のように、出願された発明にあるクレームの化学式が先行技術の化合物の化学式より狭い場合、例2のクレームは新規性を有するとみなされる。

#### 3.3.4.4 進歩性（Inventive step）の審査

審査官は、クレームを検討して、その発明が相違点を有すると判断すれば新規性のある発明とみなし、その次に、このような特許出願に係る新規性のある発明が進歩性を有するかを審査する。

「進歩性を有する発明は当該技術分野における通常の専門知識を有する者にとって容易に明らかではないものである。」と規定されている。

特許法では、発明の進歩性の有無を検討するにあたり、発明が進歩性を有するか否かを検討する者は、当該技術分野における通常の専門知識を有する者（訳注：以下必要に応じて単に「当業者」とする。）であると明記されている。検討の指針は以下の通りである。

発明の特徴の一つである「進歩性」において、法律に定められていることは、当業者の知識または能力を検討基準とすることである。ここで考慮しなければならないことは、その発明は当該者にとって容易に創作または創造することができるものか否かである。その発明が当該者にとって容易に創作または創造することができないものであれば、進歩性を有するとみなされる。一方、その発明が当該者にとって容易に創作または創造することができるものであれば、進歩性を有しないとみなされる。

法律に定められる、発明の進歩性の有無を検討する際のその知識または能力を検討基準とする当該技術分野における通常の知識を有する者（person having ordinary skill in the pertinent art）とは、中位あるいは平均の知識（Average skill）（訳注：原文では技能ではなく知識に相当するタイ語）または専門知識を有する者である。一般的には、普段からその分野で働いている者のことを指しているが、その人は分野によって異なった知識や専門知識を有するであろう。

## 第7条

ヤンヨン・  
プアンラート  
「特許法に関する  
説明」第2版  
2543年12月

チャイヨット・  
ヘマラチャタ教授、  
知的財産に関する  
法律の特徴  
基礎知識 著作権  
特許 商標  
営業秘密  
半導体チップ  
新種の植物

当業者が特許出願にかかる発明を検討して、自分自身ではそのような新しい効果が生まれることを全く予期できず、その発明を創造した創造性が自分には思いつくことができない新しいものであると判断すれば、その発明は当業者にとって容易に明らかではないものとみなされる。ただし、その発明を検討する者の専門知識はその発明の分野における「専門家 (expert)」レベルに達する必要はない。これは、そのレベルの専門知識を有する者であれば、大半の発明は容易に明らかな発明であると判断できるからである。

発明が特許を受けることができるためには、少なくとも一歩先の検討が行われなければならない（法律は進歩したものの保護を求めている）。それは、能力を評価、つまり発明をする能力を用いて発明されたものかどうか（※を評価すること）である。即ち、特定の人々の能力を基準として、その発明が容易に創造できるか否かを検討することができる。

したがって、進歩性があるということは、その発明の構造的な特徴あるいは構成要素に変化がなされたものか否か、あるいは、その発明が先行のものとはどれほど異なっているかが重要ではなく、その発明は従来の発明との相違から生じる効果を有するかどうか重要である。得られる効果が従来の発明と大きく異なっていたら、その異なった効果自体が、通常の人では容易に創造できないということを証明している（構造ではなく、従来のものと異なる効果かどうか注目する）。

#### 3.3.4.4.1 進歩性の検討基準

発明の進歩性の有無を検討する指針については、特許審査官は、その相違を生じさせる発明の概念的枠組みに限定すべきではなく、その発明が特別な又は特定の技術的課題 (Particular technical problem) の解決を示しているか否かという事実を考慮し、生じた技術的効果 (Technical results) を重視すべきである。その発明が特定の技術的課題を解決するための方法を有するときは、明細書は最も正確にかつ公正に解釈される。それは、その発明に進歩をもたらすように発明において規定される重要な要因である。

当業者にとって容易に明らかであるものとは何かを検討することは、多くの場合、複雑で困難である。多くの発明は、複数の装置または複数の構成要素の組み合わせに関連し、その組み合わせによって生じた効果は、その製品またはその方法において新しく生み出されたものである。しかしながら、その組み合わせによって生じた特性的 (Properties) または機能的 (Functionality) 効果は当業者にとって容易に明らかである可能性がある。

## 第1章第3部

また、製品または方法にある一つの装置または一つの構成要素を、その装置またはその構成要素に相違を生じさせるために置換したが、その特性的または機能的効果が同程度 (Equivalent) するとすれば、それも当業者にとって容易に明らかである可能性がある。

他方、複数の構成要素の組み合わせによって、その製品またはその方法を生み出し、その特性的または機能的効果は、その効果自体によって従来より高い効果がある、または、当業者が予期もしくは期待するよりも良いもしくは高い効果がある場合、その発明は当業者にとって容易に明らかではなく、またはその発明は、可能性のある複数の手段で課題が解決されたことから生まれた発明である。発明者の努力により研究の結果最良の選択的効果が生じた場合、または、当業者はある技術課題が解決されていないと把握していたが、発明者の努力によりこれまでに解決していなかった課題の障害を除いてその課題が解決できた場合、または複数の装置または複数の構成要素の組み合わせに関連する発明で、組み合わせから生じる効果はその製品またはその方法に新たな効果を生じさせる発明の場合、審査官はその発明の要旨が技術的課題を大きく解決できるかどうかを検討すべきである。課題の解決ではなく、生じる特性的または機能的効果が当業者によって予期または予測できるものよりも低い場合、当業者にとって容易に明らかである可能性がある。

進歩性を検討する際、調査報告書 (search report) の文献のカテゴリ (category) の欄にある記号の文字を参照して検討することができる。

“X” であれば、当該文献 (Closest prior art) のみを用いて新規性および進歩性に欠けていると判断することができる。なぜならその改良点あるいは相違点は当業者にとって容易に明らかであるためである。

“Y” であれば、全く改良がない、又はその改良が当業者にとって容易に明らかであることを示す、少なくとも 1 件の先行技術文献の技術的特徴と共に、進歩性が無いと検討する。



審査官は、一つ以上のクレームに係る発明の進歩性の有無について検討をするにあたっては、新規性の検討後、クレームにおいて明瞭に記述されている発明の技術的な重要な特徴により検討を行う。

審査官は、先行技術との関係を検討した上で、先行技術の中から少なくとも一件選択し、保護を求める発明の進歩性の有無を検討する（ここでは、最も近い先行技術と他の先行技術とを組み合わせることを意味する。）。このとき、進歩性の有無について最良の検討をするために、（※先行技術の選択について）適切であるかどうか、理由があるかどうかを考慮する。その技術における当業者が容易に理解または想到できるかどうかという可能性に対して理由がなければならないということである。

審査官はまず、クレームにある発明の技術的要旨を第一の先行技術（最も近い先行技術）と対比し、クレームが進歩性の有無に関連しうるかどうか理由に基づいて判断し、次に、第二の先行技術（ここでは、進歩性の検討に用いるすべての先行技術）と組み合わせて、以下のように進歩性の有無に関する理由に基づいて検討する。

### ● 進歩性が否定される方向に働く要因の検討

○特許を求める発明（新たに生みだされた創作または創造）の動機（Motivation）を検討する。すべての先行技術を組み合わせて対比し、進歩性の有無を支持することができるように適用に努めたことを示さなければならない。発明に対する動機の有無を判断するにあたり、審査官は可能性への理由を重視し、発明の動機付けがあるか否かを決定するべきである。進歩性の有無の検討が包括的になされるように、一つ以上の観点を考慮すべきである。以下の観点から検討することができる。

#### (1) 同じ技術分野の関連性(Relation of technical fields)

第一の先行技術にある技術的課題を解決するため、クレームにおける重要な技術的特徴が、発明者の努力により、主の先行技術と同じ技術分野で関連する技術手段または実施によって生み出され達成された場合、その手段または実施が、その特許を出願した時点で当業者が容易に理解することができる創造であるかどうかを検討するべきである。

クレームにおける技術的要旨（クレームで主張された発明を意味する）を検討し、第二の先行技術と置換することができる、または第二の先行技術を付加することが可能であり、同じ技術分野の発明の技術的課題の解決であると判断した場合、その技術分野に基づいて決定された手段または実施によって、創作されたものが、第一の先行技術と第二の先行技術を正しく組み合わせる適用する動機付けに欠けると判断するためには、審査官は“関連性のある技術分野かどうか”という観点で対比するべきである。このことは、その発明の技術的効果または結果に、当業者が容易に理解できる動機付けへの結果があることを判断する際に重要な要因として用いることができる。さらに、進歩性の有無の検討において包括的に検討するために、審査官はその他の動機づけの観点も合わせて検討しなければならない。

(2) 課題解決が同一又は類似であること(課題の共通性：*Similarity of problems to be solved*)

クレームにおける重要な技術的特徴について、第一の先行技術と第二の先行技術との間で同一の技術的課題が解決されている場合、審査官は、そのクレームにおける権利の主張と異なる技術的課題解決の思考過程の違いの理由があるか検討しなければならない。思考過程の違いの理由は、その特許の出願時に当業者が容易に理解できるという動機があるかどうかを判断する際の基礎とすることができる。発明について試行錯誤の結果、第一の先行技術と第二の先行技術を共に適用することができる技術的特徴を生み出すことで発明の権利（クレーム）を主張することもあるからである。

(3) 作用、機能が同一又は類似であること(作用、機能の共通性：*Similarity of operations or functions*)

クレームにおける重要な技術的特徴について、第一の先行技術と第二の先行技術との間で作用、機能が共通する場合、審査官は、主先行技術と副先行技術を共に適用することができる発明の権利（クレーム）に対し、当業者が容易に理解できる動機付けがあるという判断の根拠にすることが可能である。

(4) 先行技術の内容中の提案や推奨（先行技術の内容中の示唆：*Suggestions shown in the content of prior art*）

クレームにおける重要な技術的特徴について、第一の先行技術と第二の先行技術の内容中において提案や推奨があれば、当業者にとって容易に理解でき明らかであることを伝える証拠とすることができる。

審査官は、第一の先行技術と第二の先行技術を共に適用することができる発明の権利の主張（クレーム）に対し、当業者が容易に理解できる動機付けがあるというための根拠にすることが可能である。

○ **先行技術の設計変更の検討 (Design variations of primary prior art)** クレームにおける重要な技術的特徴において、以下の(1)から(4)の通り、第一の先行技術と権利を求める発明との間で異なっているものの一致している部分が生じているが、当業者が本願発明の構成要素に想到又は選択できると検討することができる特徴を有する場合。

(1) 定められた課題を解決するための公知材料の中からの最適材料の選択

(2) 定められた課題を解決するための数値範囲の最適化又は好適化

(3) 定められた課題を解決するための均等物による置換

(4) 定められた課題を解決するための技術の特定する採用に関連する設計変更や設計選択

これらは、進歩性が否定される要因となる。さらに、第一の先行技術の中に、設計変更についての示唆があることは、進歩性の否定を支持する有力な要因とみなすことができる。

○ **先行技術の単なる寄せ集め (Mere aggregation of prior art) の検討**

クレームにおける重要な技術的特徴が、先行技術の単なる寄せ集めと検討される場合とは、権利を主張する際に使われる各構成要素は公知であり、互いに機能又は作用が関連していない場合をいう。当業者が、先行技術の各構成要素の単なる寄せ集めだと理解できれば、全てが先行技術の単なる寄せ集めで、当業者による通常の創作によってできたと検討することができる。これは進歩性の否定を支持する重要な要因である。さらに、第一の先行技術における寄せ集めの重要な意味は、進歩性の否定を支持する十分に有力な要因である。

- 進歩性が肯定される方向に働く要因の検討

- 先行技術よりも明らかに有利な発明の技術的な効果または結果(Advantageous effect)の検討 発明にとって有利な進歩的な結果が生じている場合、その先行技術より優れた技術的な結果または効果は、進歩性の肯定を支持するものである。審査官は、明細書、クレーム及び図面(あれば)をもとに発明の技術的な効果または結果を評価すべきである(これは、発明の技術的効果がクレーム中の構成要素を組み合わせで得られたことを意味する)。特別な重要な技術的特徴または特定の技術的特徴が明瞭に示されていなければならない、この技術的な効果または結果は、全ての先行技術の技術的結果より有利な技術的な効果や結果でなければならない、当業者の予測や期待より上回る場合、進歩性があるとみなされる。

- 先行技術の障害を排除する要因の検討(Obstructive factors) 第二の先行技術(Secondary prior art)を第一の先行技術(Closest prior art)と共に採用するにあたり、発明の障害であった課題(まだ先行技術では解決できていない)を排除する重要な要因を検討する。権利を主張するクレームにおける各構成要素から構成され、進歩性の肯定を支持する重要な技術的特徴を有する発明について、審査官は、その技術的な結果または重要な技術的特徴を考慮し、先行発明の障害を排除する要因が生じた後に、当事者が容易に想到できるかどうかの理由が十分にあるかどうかを検討すべきことに留意する。なお、それらの要因が進歩性に関連しない場合もあるが、それは後に進歩性を否定する根拠となる。したがって、不適切な先行技術とは以下の通りである。

- (1) 主先行技術に対して採用されると、第一の先行技術の目的を達成することができなくなる第二の先行技術

- (2) 主先行技術に対して採用されると、十分に作用、機能しない原因になる第二の先行技術

- (3) 適用が回避されており第一の先行技術での採用はできないと判断されている第二の先行技術

- (4) 印刷物で先行技術の作用及び結果と関連する他の特徴が公開されているために当業者が適用しない第二の先行技術。

○ 進歩性に関する検討とともに行うその他の要因の検討

進歩性の有無についての発明の審査に当たって、上記1から5項のうちいずれか1つ、または1つ以上を条件に、進歩性を有するかどうかの要因から評価検討されるべきである。審査官は、以下(1)(2)にあるその他の理由または要因、即ちいわゆる第二の理由を共に検討し、その発明の進歩性の有無を判断することができる。その他の要因は以下の通りである。

(1) 長年、解決に努めているが成功しなかった技術的課題の解決から生まれた発明 (Long-felt need)。その課題を解決できた場合、その発明が明確に重要な技術的特徴を備えた発明であるという指標になる。例えば、家畜の標識の作成に関し、家畜が痛がらず、動物の皮膚が損傷しない標識の作成を求めた課題に長年努めた発明で、この課題を解決した発明は、氷点より低い冷温で標識をつける凍結烙印(freeze branding)という方法を用いて、動物の苦痛または皮膚の損傷を起こさずに標識をつけることに成功した。この発明は進歩性を有する、即ちこの発明は当業者による努力から生み出されたものである可能性がある。

当業者による長年の努力、特に従来と異なった方向での先行技術からの結果の収集により、予想不可能な驚くべき結果を有する場合、進歩性があるとみなされる。

(2) その学術分野において実施している者の誤解や偏見から生じるもの(Overcoming a technical prejudice)。

その学術分野において実施している者が、他の結果はないと思い込んでいることで、その分野において研究や開発は長年行っておらず、その学術分野において実施している者が技術的課題において軽視してきた解決手段を技術的課題の解決に採用してこれまでの技術的偏見を克服できた場合、その発明は当該学術分野の進歩に大きく寄与し、進歩性を有するとみなすことができる。例えば、電動モータにおいて、電流転換器及びブラシは接点が滑らかになるほど、接触が良くなり電流消費が少なくなると信じられていた。その後、電流転換器の表面をマイクロメートル単位で削ると電流消費がさらに減少したことが分かった。これは従来 of 技術的偏見の克服であり、この発明は進歩を生み出し、進歩性、または、技術分野の専門家の知識や専門知識によって進歩性があるとみなす技術的な進歩を有することを示している。例えば、水質汚濁または大気汚染に関する環境面の技術はよく知られているが、課題解決に至るまでの方向性は様々である。

発明と先行技術とでその結果を対比する際、予期せぬ結果 (Unexpected results) には、新しい効果または作用をもたらす予期せぬ結果、または (結果の) 質的な総和となる (結果の) 量的変化がある。この量的変化または質的变化は、当業者は事前に予期または予想できないため明らかではない。従ってこれは明瞭な重要な技術的特徴があり進歩性の存在を示唆するものである。例えば、公知の装置に、別の公知の器具を取り付けたとして、エネルギーの増加に利点があった場合、進歩性があるとみなされる。

商業的成功 (Commercial success) について、商業的成功が発明の重要な技術的特徴による場合、その発明が (※今までは) 別の方向に予期せぬ結果を有している指標となり、その発明は進歩性の肯定を支持する要因である明瞭な重要な特徴があるといえる。ここで審査官は、商業的成功が宣伝や販売促進による成功ではなく、発明の重要な技術的特徴によるものかどうかを常に留意しなければならない。

従って、審査官は前記する審査基準と規則を用いて、進歩性の有無を検討しなければならない。進歩性の否定を支持する要因を評価し、第 27 条に基づき、補正や理由の提出を求めるために、出願人に検討した理由と共に拒絶の通知をしなければならない。また、当業者にとって容易に明らかではない、従来より優れた発明の効果または技術的結果を示す進歩性の肯定を支持する要因を、場合によってはその他の理由と共に評価し、その発明が進歩性を有するかどうかを判断しなければならない。

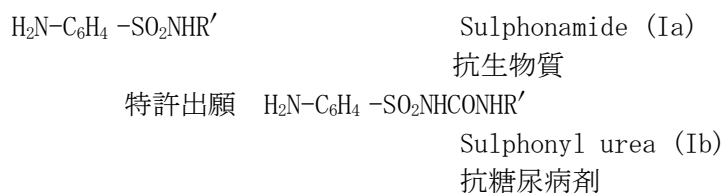
また、進歩性の検討には様々な方法がある。例えば、欧州特許庁の Problem-Solution-Approach、英国特許庁とシンガポール知的財産庁の Windsurfing 等が挙げられる。したがって、仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 7 条の規定に基づいて、審査官はこれらの方法を採用して検討することが可能である。

#### 3.3.4.4.2 進歩性の判断例

##### 化学分野における進歩性の判断例

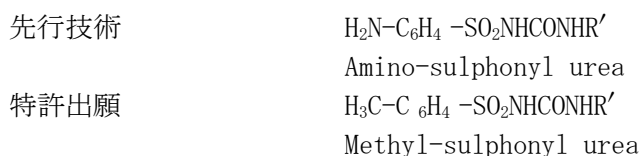
(1) 当該の化合物が先行技術で言及される化合物と明らかに異なっている (類似する構造ではない) 場合、進歩性を有するとみなされる。

(2) 当該の化合物が先行技術で言及される化合物と類似している場合、クレームした当該化合物が予測できなかった、あるいは驚くべき結果を生むか否かを検討しなければならない。前述のような結果を生む場合、進歩性を有するとみなされる。例えば、先行技術



上記の 2 つの化合物は構造式が非常に類似しているが、性質が異なっており、予測できなかった結果を生み出している。従って、進歩性を有するとみなされ、登録を受けることができる。但し、2 つの化合物の構造式は類似しているが、予測できなかった、あるいは驚くべき結果を生み出さない場合、その化合物は進歩性を有しないとみなされ、特許の登録を受けることができない。

例えば、

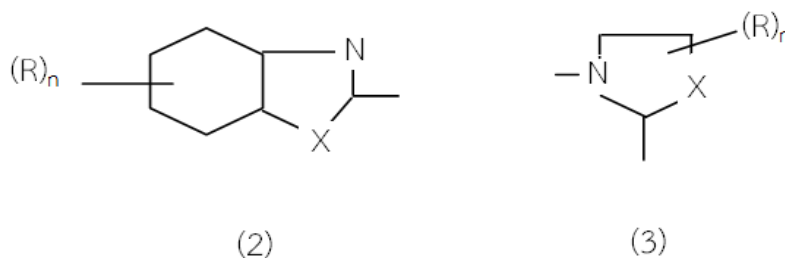


### 事例研究

研究対象は、インドプロパーガイル種の殺菌剤 (Indopropargyle Fungicides) であり、下記の通りクレームした。

(1) の化学式で表される化合物:  $HET-CH_2-C \equiv C-I \dots$  (1)

HET は、(2) あるいは (3) の化学式で表す。(訳注: 原文のまま)

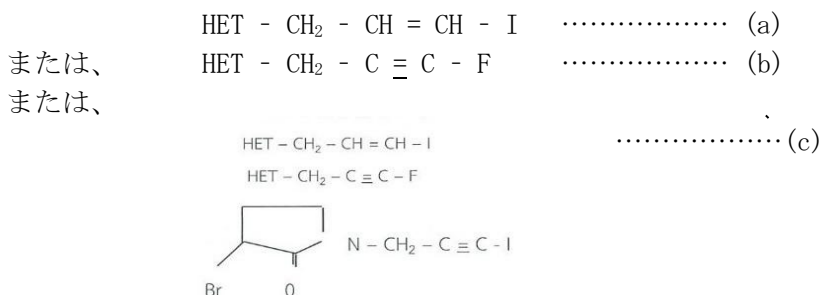


また、 $-X-$  は  $-CH_2-$ 、 $-S-$   
 $R$  はアルキル基であり、  
 $n$  は 0, 1, 2 である。

(2) クレーム 1 の化合物は、殺菌に用いる化合物である。

開示された先行技術の詳細に、その化合物はバクテリアの繁殖による感染を治療すると記述され、(1) の化学式を有する場合、HET の構造が異なっているため、この発明は新規性及び進歩性を有するとみなされる。それは、より特殊性があり、かつ異なった方法に適用されるからである。

開示されてた先行技術の詳細に殺菌に用いる化合物が記述され、その化合物は以下の化学式を有している場合、



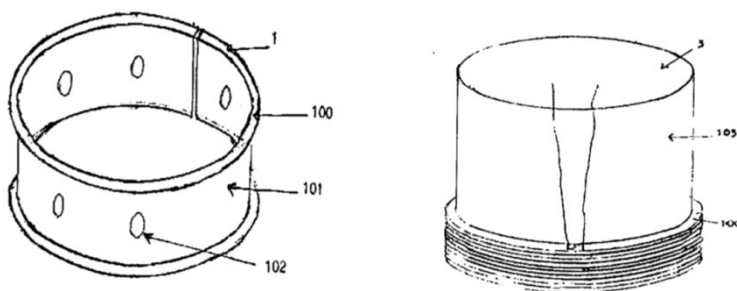
先行技術と同様に殺菌に使用することから、結果は容易に予想することができるため、当該出願のクレーム1及び2は新規性を有するが、進歩性は有しないとみなされる。

### 電気及び物理分野における進歩性の検討例

#### 特許出願番号 0301004541 の発明

音声スピーカの銅線シートであって、

- 管状の銅線シート (101) を備える。
- 銅線シート (101) の両方の端部は銅線が側部から抜けないように押さえるため直角 (100) に折曲される。
- 前記端部は直角折曲部 (100) であってケーブルに沿って溶接される。
- 前記銅線シート表面 (101) は音声コイルパッド (103) により良く接着するよう平滑、有孔、又は有溝である。



類似技術が EP 1351548 A2 として既に存在している。

固定式コイル機構を備える音声コイル スピーカであって、

- 管状の銅線シート (3) を備える。
- 銅線シート (3) の両端部は

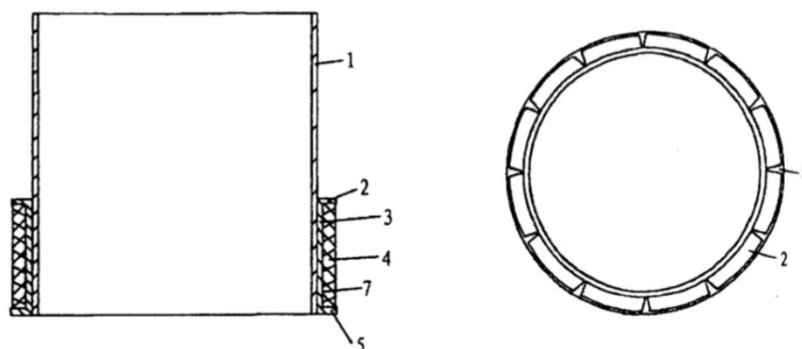


## 第1章第3部

銅線が側部から抜けないよう外側に直角 (2)、(5) に折曲される。

-前記端部は直角折曲部 (2)、(5) であって、周囲に切欠 (8) を有する。

-前記銅線シート表面 (3) は接着剤が音声コイルパッド (1) により良く 接着するよう有孔である。

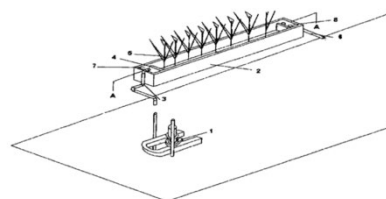


上記発明の特徴を検討すると、相違点は銅線シートの直角折曲部を成す端部である。特許出願第 0301004541 号において、端部はケーブルに沿って溶接されている。特許番号 EP 1351548 A2 と比較すると、端部は周囲に切欠を有するため形成が容易である。特許出願第 0301004541 号の発明の特徴は製品を改良していないといえる。出願した発明に基づく製品は端部における相違点異なる技術的効果をもたらすことを証明しておらず、当業者が既存の文献から着想又は検討することは容易である。したがって、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改定された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 5 条 (2) に基づき、進歩性が欠如していると判断する。

### 工学分野における進歩性の検討例

#### 特許出願第 1001001099 号の発明

- 植栽水路及びエアレータを用いた水処理システムであって、
- 水源近くに設けられて水ろ過器として機能する水処理用植栽水路 (2) を備える。
- 処理領域内の水は給水ポンプパイプ (3) を介して植栽水路に送水される。
- 前記水処理用植栽水路 (2) は、前記レール (2) の始端及び終端に設けられるバッフル (4) を少なくとも 2 個備える開放レールである。
- 前記レールの前記始端 (7) 及び前記終端 (8) において水室を設ける。
- バッフル (4) の高さはレール高さより低い。



類似技術が JP 2005-046768 A として既に存在する。

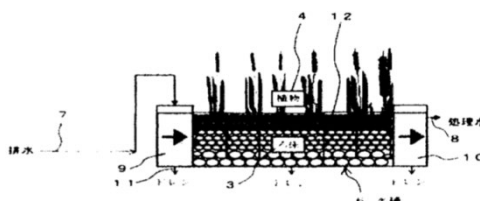
有孔容器であって、

-有孔容器内に收容されフィルタ層 (3) を形成する砂礫である充填材と、

-一株又は数株に小分けして前記有孔容器のフィルタ層上に植栽される植物 (4) と、を備える。

-植物モジュールを槽内に配置して植物モジュールを形成する。

-排水 はフィルタ層を介して各々行われる。植物モジュールは 操作及び置換可能である。



上記の発明を見ると、技術的特徴が相違することが分かる。特許出願第 1001004541 号は、レール始端及び終端に設けられてレール始端及び終端の各々において水室を形成するバッフルを少なくとも 2 個有する水処理用植栽水路を備える。バッフルの高さはレール高さより低く、植物はレール内のバッフルとバッフルとの間に植栽される。植物を通過する水は汚染物質を吸収し、レール終端の水室に流れ込んでから水源に還流される。これにより水流が減速し、植物が氾濫するのを防止し、排水が容易になる。前記植栽水路は水質を改善するために水源に設けられたエアレータと共に用いられるが、これは JP 2005-046768 A に既に記載されている。当該有孔容器は、

有孔容器内に収容されてフィルタ層を形成する砂礫である充填材を所定量備える。植物は一株又は数株に小分けされて植物モジュールを形成し、長期間使用すると、汚染物質が詰まりを発生させ植物を損傷し、水質を改善する訳ではない。したがって、当業者が当該発明のそのような用途を予測するのは容易ではない。仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第3版)により改定された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 5 条 (2) に基づく進歩性が欠如しているとは見なされない。

### 3.3.4.5 手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性 (Industrial Applicability) の審査

産業上利用可能な発明とは、工業並びに手工芸、農業、及び商業の生産活動に利用できる発明を言う。

審査官は、特許出願された発明が工業、手工芸、農業、及び商業に利用可能か審査する。

例： 以下は産業上の利用不可能な発明である。

- マッサージ (massage) 方法
- 人体の臓器の状態を確認する方法
- 心電図 (electro-cardiogram) の電極を準備する方法
- 喫煙方法、個人又は個人的な技術に利用される発明
- 教育又は実験での利用のみを目的とする発明
- プラスチックフィルムで地球全体を包むことによりオゾン層喪失による紫外線放射から保護する方法等、実施が困難な発明

## 4. 特許出願の意見書又は補正書提出の通知

調査官が審査マニュアルに定める指針に対応して発明を調査すべく、タイ知的財産局特許部は、調査を行い、特許出願について意見を述べる又は補正するよう通知する決定を行う。また、出願人は、仏暦 2522 年特許法第 29 条に基づき特許出願の公開から 5 年以内にこれら特許出願の発明に対する審査請求を提出しなければならない。

出願人は、当該特許出願に対する、実体審査 (Substantive Examination) 制度を有する国の発明審査報告書及び調査報告、

## 第1章第3部

国際調査報告（International Search Report：ISA（訳注：原文まま））、又はPCT国際予備審査報告書（International Preliminary Examination：IPER（訳注：原文まま））又は外国の報告結果に関連する書類をそれぞれの場合に応じて省令第22号、第13条に基づき提出しても良い。更に、出願人は担当官からの通知を待たずに様式「ソーポー/ソーポー/オーソーポー/003-ゴー（補正申請書）」により発明の審査請求と同時に又は後から特許出願の補正を行ってもよい（出願人による自発補正）。

## 第27条

特許出願の審査において、担当官は特許出願人を出頭させて説明させること、又は書類若しくはその他のものを提出させることができる。特許出願人が外国においてすでに出願している場合、特許出願人は省令の定める規則及び手続きにより出願した発明の審査結果又は詳細を提出しなければならない。外国語による書類を提出しなければならないとき、特許出願人はタイ語の翻訳を付して提出しなければならない。特許出願人が90日以内に第1項の担当官の命令に従わないとき、又は、第2項の書類を提出しないとき、特許出願を放棄したものとみなす。但し、やむ終えない理由があり、局長が適当と認めた期間期限を延長したときを除く。

出願人が出願にかかる発明の審査へ手続きを進めたが審査報告書又は調査報告を提出しておらず、発明の要旨の審査期限に過度に遅れている場合、審査官は特許調査手続きを進め、特許調査報告を準備して前述の出願の審査報告書を作成する。この際、審査官は発明の要旨の審査をすることができる（発明の新規性、進歩性、及び産業上の利用可能性）。特許出願に不備が見つかった場合は、出願人に意見を述べる又は補正するよう通知、又は本願特許出願に対応する外国特許出願の発明審査報告書及び審査報告書結果を提出するよう要請しても良い。

## 第20条

特許出願人は省令が定める規則と手続きに従い特許出願を補正することができる。ただしその補正は発明の要旨の追加であってはならない。

出願人が、担当官による意見書又は補正の提出通知に基づき補正書を提出する場合、出願人は担当官の通知に基づき不備を修正しなければならない。これにより出願人は当該事項について特許出願を補正又は不備を適切に補正できる。但し、このように特許出願を補正する場合に重要なことは、タイ知的財産局に最初に提出した明細書に開示の要旨の範囲を超えてはならない、又は当該補正は仏暦2522年特許法第20条に基づき発明の要旨を追加してはならないことである。

#### 4.1 補正通知の要件

実体審査手続きにおいては、特許出願に対する補正や意見書の提出の通知が何度も発せられることがある（最終ではない（Non-Final）オフィスアクション）。なお、実務では、補正や意見書の提出の通知を最終オフィスアクション（Final Office Action）として通知するのが適切であるとした場合、出願人にそのように通知される。この通知は、出願を放棄させることにつながる検討結果である理由を明確にしなければならない。法律に従い、そして特許審査官が可能な限りの最も長い時間をかけてそれらの特許出願の審査を行う。したがって、それらの特許出願の補正/意見書を求めるための最終ではないオフィスアクションは、同じ問題/要旨につき3回を超えてはならない。また、指定されたフォーム（添付書類9）を使用しなければならない。

審査官が特許出願の補正を検討する際には、提出の方法と期限とが正しいどうかを検討するだけではない（27条、省令第22号、および局告示「文書の提出期間の延長に関する規定」）。さらに、要旨の補正は、それが開示された最初の要旨の範囲を超えないかどうかを審査する。

出願人が自身で特許出願の書類の補正書を提出した場合（これは自発補正と呼ばれる）、担当官から要求に従った補正をした場合、またはその他の通知により補正が行われた場合、これらの特許出願の補正は、出願時の明細書に記載された出願時に開示された発明の範囲を超えてはならず、出願時の明細書、クレーム、および図面（もしあれば）に記載された要旨から疑いの余地がないものでなければならない。

要旨の範囲の補正が出願時の要旨の範囲を超えていることが判明した場合、そのような補正はいかなる方法でもその補正の許可を得られない。又は、担当官の通知に従った補正がなされているが、17条または17条を準用する65条の10に基づく特許又は小特許出願に関連する省令第22号第2項(1)(2)に従っていない、もしくは9条もしくは9条を準用する65条の10により保護を受けることができない発明であることが判明した場合も、場合によっては補正の許可を得られない。特許出願人がその他の補正を提出した場合、上記の補正の規定を用いず又は従っていない場合にも、補正の許可を得ることができない。

上記のような特許出願人による補正の提出における実務では、担当官の補正又は意見書の提出命令に従っていない補正を提出することにより、審査官が発明の要旨を補正し又は意見を述べるように通知したが、出願人は、一般情報（代理人名、発明者、またはその他の情報）を自分で補正し、関連する局告示で準用する第27条の期限内に提出した場合は、出願人は自発補正をしたが、担当官の通知に従った補正をしなかったとみなす。

そして、出願人が出願人が第 27 条の期限内に担当官の命令に従って補正または意見を述べなかった場合、特許出願を放棄したとみなされる。

しかしながら、出願の一般情報（出願人名、代理人名、その他の情報など）に関する補正の提出については、出願人は特許が発行される前はいつでも補正を提出できる。これは出願人が自分で補正を提出したと考えることができ、担当官が発明に関して補正又は意見を述べるように通知したことや担当官が通知した期限のことは検討する必要はない。出願人が、27 条または関連する局告示に基づいて指定された期間内に担当官の命令に従って要旨を有する補正を自発的に行った場合、または、この自発補正が省令第 22 号第 2 項 (1) (2) による発明の審査に対する要旨に関連する場合を除き、当該補正は許可を受けると考えることができる。

しかし、担当官の通知に従った補正又は自発補正を提出する場合、省令第 22 号第 2 項 (1) (2) に従った審査の発明の要旨に関連しており、それは適正なものではないが、要旨は追加されておらず、発明の範囲は第 20 条に従って最初に提出されたものを超えない場合、これらの補正は、審査官または担当官の検討次第で許可を受けると考えられる。

出願時の文言の誤り（翻訳の誤りが生じている）があることが判明した場合、出願人は補正書でその単語の削除、単語の補正を要求することができ、そしてこの出願は特許を受ける可能性がある。このような補正は、発明審査における不要なステップの削減に対して有益でなければならない。ただし、出願人は、単語の変更を要求する理由を審査官が理解するのに十分であるように、補正書で削除または補正された単語を明確に示す必要がある。

補正が、通知された要件を満たしていない方法で行われている場合、このような補正は発明審査の手順を減少させるものではない。補正が出願時に開示された要旨の範囲を超えなかったとしても、審査官は、上記の方法において特許出願人にさらなる補正を提出させることを検討すべきである。

(1) 1 つ以上の技術的特性が独立クレームから削除されたことにより、特許保護の範囲が拡大される。

たとえば、出願人が、出願の要旨の範囲で特定された発明の一の技術的特徴または発明に関連する技術的な専門用語を削除することにより自発補正を行った。これは、発明の要旨の範囲内で特定され、特許保護の範囲を拡張するものであり、出願時に開示された範囲を超える補正ではなかった。

このことは、審査官に5条の規定に従ってもう一回発明の要旨の範囲の審査を再検討させるものである。審査官が追加の調査をしない場合には、新たに追加され拡張された前記クレームの要旨をカバーするような検討をするために、新たなクレームの要旨の範囲を元々の先行技術とともに検討することができるかどうかを再検討する。

(2) 独立クレームの1つまたは複数の技術的特徴が変更されることで、小特許保護を求める要旨の範囲が拡大される。

例をあげると、出願人は、技術的特徴を置き換える、例えば「ヘリカルスプリング」を「弾性部品」にするような自発補正を行った。たとえ「弾性部品」の特徴が明細書に開示されていたとしても、この場合、審査官は、5条の規定に従ってもう一度発明の要旨を再検討する必要がある。審査官が追加の調査をしない場合には、新たに追加され拡張された前記クレームの要旨をカバーするような検討をするために、新たなクレームの要旨の範囲を元々の先行技術に沿って検討することができるかどうかを再検討する。

(3) 特許出願人は、明細書に開示された技術的要素においてクレームを補正し、これは、出願時のクレームの要旨に対し発明の単一性を満たさない（発明の単一性の欠如）という検討（※の結果）を受けとった。

たとえば、出願人は新しいハンドグリップに関する明細書だけではなく、自転車のサドルや自転車のハンドグリップに関する他の構成要素も明細書で開示し、クレームでは例えば新しいハンドグリップを規定している。しかし、特許審査官が発明の要旨を審査した後、審査官はそれが進歩性がなく、出願人が自転車のサドルもクレームの要旨にする自発補正を提出していたことが判明した。この要旨の補正は、最初に示されたクレームには関連性がなく、発明の単一性がなかった。この場合、審査官は、5条の規定に従ってもう一度発明の要旨を再検討する必要がある。審査官が追加の調査をしない場合には、新たに追加され拡張された前記クレームの要旨をカバーするような検討をするために、新たなクレームの要旨の範囲を元々の先行技術に沿って検討することができるかどうかを再検討する。

項目は慎重に検討されるべきである。審査官は、3.3.3項の単一性を満たさない発明におけるクレームでの発明の要旨が、当業者にとって明瞭かつ完全な開示となるどうか、完全に検討する。

(4) 独立クレームおよび技術的課題の解決の補正。これらは今までの独立クレームでは明らかにはなっていない。

出願人が第(1)から(4)の補正を要求していることが判明した場合、審査官は、27条に従い意見を述べるまたは補正をするための通知を発出することにより、出願人への補正の許可か不許可の理由を通知する。

出願人は法定のもしくは局告示の期限内に対応しなければならない。出願人が所定の期間内に補正または意見を述べない場合、出願人は出願を放棄したものとみなされる。

**備考** 審査官は、これらの出願人の文章または文言の要旨に関する補正の提出が補正の要件に従っているかどうか、検討する必要がある。審査官は、場合に応じて自らの考えを説明することができ、検討した理由を説明し、提出された要旨を削除するように出願人に助言を与えることができる。27条に基づく期限までに補正が提出されていない場合、特許出願は放棄されたものとみなされる。

## 4.2 補正の許可

補正の許可には、次の詳細にあるような2つの類型がある。

### 4.2.1 クレームの補正

クレームの補正の重要な点は、独立クレームの技術的特徴を追加または変更したり、独立クレームのカテゴリまたは要旨を変更したりすることにより、独立クレームの保護範囲を変更することである。すなわち、1つ以上のクレームの追加または削除、既存の類似の発明と本件とを区別するために行われるクレームの補正、独立クレームと関連させるための従属クレームの補正、保護範囲を明瞭にするための独立クレームの補正である。これらの前述された補正、補正する必要があるクレームの補正が、補正の許可を得るためには、出願時から明細書において明瞭に説明されるべきである。

クレームの補正の許可の詳細は次のとおり。

1) 最初に特定されたクレームにおける欠陥、例えば、新規性または進歩性がない、発明の課題を解決するための重要な技術的特徴がない、または明細書の開示でサポートまたは関連していない、等を減らすように特定することで、独立クレームの1つ以上技術的特徴が追加されること。

補正は、最初に開示した明細書に記載されている範囲を超えてはいけない。

2) 保護の範囲の記載が明瞭でない、明細書に開示されていない、新規性または進歩性がない、等の最初に特定されたクレームの欠陥を減らすために変更されるように、独立クレーム中に1つ以上の技術的特徴を追加することであって、補正は最初の明細書とクレームで特定された範囲を超えないもの。上記の補正は許される。



クレームの数値範囲の補正に関し、補正を行うことはできるが、範囲の値は出願時の明細書で明示されるかまたはクレームで明示されていなければならない。例えば、本件では、20℃から 90℃の温度範囲が規定されている。先行技術文献で開示された技術的要旨とは次のような違いがある。つまり先行技術文献においては、技術的解決手段で温度範囲 0℃～100℃を開示し、40℃で数値が規定されている点が開示されている。したがって、審査官は、特許出願人に対して、上記のクレームは新規性がないという明確な通知を作成する必要がある。ただし、本件では、数値が 20℃から 90℃の範囲において 40℃、60℃、および 80℃で特定され、明細書またはクレームで開示されている場合、これは温度の範囲を 60℃から 80℃または 60℃から 90℃に変更するための補正をすることができる。

3) 独立クレームに関する、カテゴリー、発明のタイトルおよび技術的特徴が、出願時のクレームの誤り、例えばカテゴリーの誤りを減少させるための変更、または新規性または進歩性がない、その独立クレームにおける技術的問題の解決がない、等を減らすために、変更される。補正は、出願時明細書またはクレームで指定された要旨の範囲を超えてはいけませんが、このような補正は許される。

4) 第一の独立クレームと他の独立クレームとの間に発明の単一性がない (Lack of Unity) ことを排除するために、1つ以上のクレームを削除する。上記の補正は許される。

5) 従属クレームは、正しく、先行技術とは関連のないように補正されている。補正が出願時の明細書で特定された要旨の範囲を超えないことにより、上記の補正は許される。

6) 従属クレームは、最初に明細書で説明されている特定の発明または特徴の視点を正しく反映するために、独立クレームの誤りを減少させるように補正されている。上記の補正が、出願時のクレームと明細書で特定された範囲を超えない場合、上記の補正は許される。

7) 従属クレームの特別な特徴は、当該従属クレームの保護範囲内で明瞭に補正され、明細書に最初に記載された特定の発明または特徴の視点を正しく反映している。上記の補正が、出願時のクレームと明細書で指定された範囲を超えない場合、上記の補正は許される。

#### 4.2.2 明細書および要約の補正

明細書の補正には2つの形式がある。即ち、17条及び関連する省令に従っていない明細書の誤りを減らすための追加の補正、及び、補正されたクレームに対応するための明細書の補正である。これらの補正は、最初に提出された明細書またはクレームに示された要旨を超えてはならない。このような補正は許される。

#### 4.3 補正の不許可

補正の不許可には、次の詳細にあるような3つの類型がある。

##### 4.3.1 許可されない補正

補正が許可されない場合は次のとおり。

- 1) 出願時の明細書、図面、及び/またはクレームに存在することが明瞭に確認できない技術的特徴が、クレーム及び明細書の補正で追加されている。
- 2) 出願時の明細書、図面、及び/またはクレームに存在することが明瞭に確認できない内容や要旨が、発明を完全かつ明瞭にするため、そしてクレームを明瞭にするために、追加されている。
- 3) 図面から測定された寸法に関連する技術的特徴の内容が追加される。
- 4) 出願時の特許出願にはない特別な技術を導く、最初の特許出願で言及されていなかった構成要素が追加され記載されている。
- 5) 当業者が出願時の発明の開示から直接推測または予測できない技術的結果が追加されている。

##### 4.3.2 許可されない変更

補正における変更が許可されない場合は次のとおり。

- 1) クレームの技術的特徴が、最初の明細書とクレームに記載された内容の範囲を超えていること。
- 2) 特定されていない新しい内容を特定すること。例えば、出願時の発明は高分子の合成に関連する発明であり、高温でどのように重合するかを開示している。その後、審査官が審査し、特許出願人に、40℃で同じ反応を使用したものがすでに存在していることを通知した。しかし、出願人は40℃以上の高温で反応とする補正を提出した。この補正は出願時の開示の範囲にあるが、当業者は、高温が40℃より高いと結論付けることはできない。したがって、前述の補正は要旨の追加とみなすことができ、補正することはできない。

3) 最初の開示において互いに分離していた技術的特徴をまとめることで生じた新しい技術的特徴を新しい特別な特徴としたもの。また、最初の開示では集められた各技術的特徴同士の関係は明らかにされていない。

4) ある特徴を特定する明細書の変更が、最初の開示の技術的特徴の変更や、最初の開示よりも広い、または最初の開示の要旨の追加にあたる。

#### 4.3.3 許可されない削除

補正における削除が許可されない場合は次のとおり。

1) 最初の出願で特定された発明の重要な技術的特徴と判断された技術的特徴が、独立クレームから削除される。または、重要な技術用語であり、そして明細書で説明された技術的な課題に関連する、独立クレームで明瞭に記述された技術的特徴が、独立クレームから削除される。特定の使用範囲に関連し、明細書において明瞭に確認される技術的特徴が、独立クレームから削除される。

例えば、最初の独立クレームでの「リブ付き側壁」から「側壁」への変更、「ポンプで使用するための回転軸のシール」の「回転軸のシール」への変更。最初の明細書ではそのような補正に関連するものが開示されていないため、上記の補正はすることができない。

2) 出願時の明細書およびクレームで特定された範囲を超えるような、明細書の一部の内容の削除。

3) 数値範囲を有するクレームの削除。たとえば、出願人は  $X1 = 600-10000$  をクレームしているが、先行技術では  $X2 = 240-1500$  が開示されていて、 $X1$  と  $X2$  が重複していることがわかる。したがって、この出願は新規性を有しない。出願人ができることは、独立クレームを  $X1 > 1500$  から  $X1 = 10000$  までに補正し、 $X1 = 600-1500$  における実施がないことを明瞭にすることである。このように補正する方法でなければ補正は認められない。

## 第1章第3部

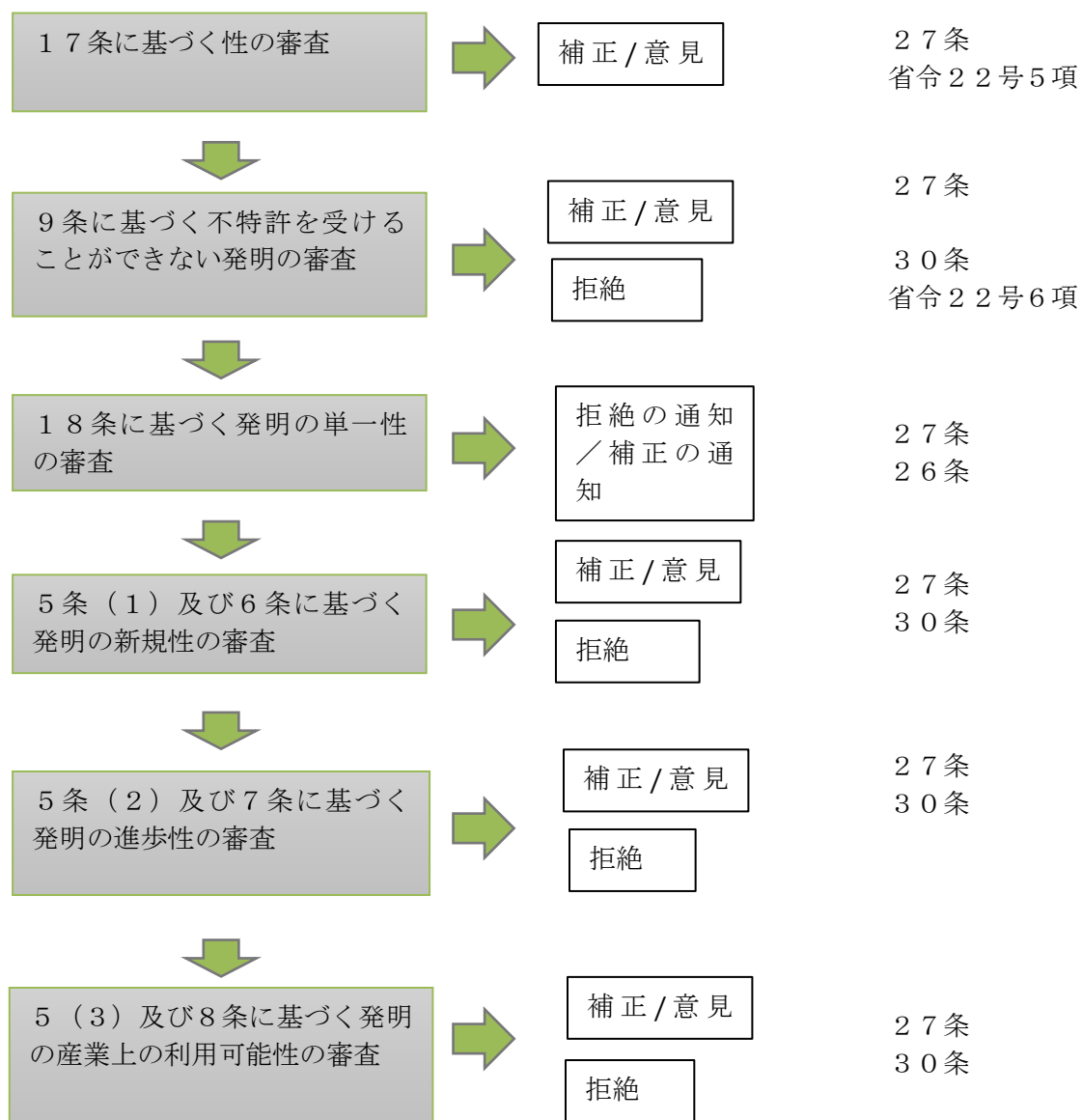


図1 発明の審査のための過程概要

#### 4.4 発明保護のための実体審査の検討

権利保護のための実体審査をするにあたり、または次のように 24 条を審査する担当官が特許を発行するにあたり：

- (1) 17 条に従って特許出願を審査する
- (2) 発明が 5 条に従った発明であるか審査する

したがって、省令で定義されているルール、方法、条件に従う。

##### 4.4.1 出願の不明瞭性に関する実務指針

17 条の規定によれば、出願は省令で規定されたルールと方法に従う。出願は次のリストにあるものを備える必要がある。

- (1) 発明の名称
- (2) 発明の性質と目的

(3) 完全で、簡潔で、明瞭な記述を含む明細書であって、当業者がその発明を実施することができ、発明者が知っているであろう発明の最良の形態が示されていなければならない。

- (4) 明瞭なクレーム

(5) 省令の規定に従ったその他の事項。タイ国が特許に関する国際協定または国際協力の加盟した場合に、特許出願が上記の国際協定または国際協力に従っていれば、前記出願は、本法に基づく特許出願とみなされる。

特許出願が不明瞭な場合、担当官は、27 条に従って意見書の提出または補正を命じることができる。これにより、特許出願人は、通知を受け取ってから 90 日以内に応答する必要がある。特許出願人が特定の時間に応答または補正できない場合、局告示「文書の提出期間の延長に関する規定」に従い、さらに 2 回、最初は 90 日、2 回目はさらに 30 日まで延長するよう申請できる。前述の期限内に応答がない場合、27 条に従って特許出願を放棄したものとみなされる。

## 27 条

##### 4.4.2 9 条に基づいて発明が保護されない場合の実務指針

次の発明は、本法に基づく保護を受けない。

- (1) 自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、または動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的または数学的法則または理論
- (3) コンピュータ・プログラム
- (4) 人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法
- (5) 公の秩序、道徳、衛生または福祉に反する発明

●第9条に基づき保護されない特許出願の場合、担当官は第27条に基づき補正通知又は補正命令を発行しても良く、その場合、特許出願人は通知の受領日から90日以内に手続きしなければならない。特許出願人が所定の期限内に応答又は補正できない場合、出願人は期限の延長を2回請求でき、1回目の延長は90日、2回目は30日である。前述の期限内に手続きを行わない場合、仏暦2522年特許法第27条に基づき特許出願を放棄したものと見なされる。

●特許出願人が意見書又は補正を提出したが、第9条に基づき保護されない特許出願であることが判明した場合、担当官は特許出願の審査報告書を局長に提示し、局長は第30条に基づき特許の付与を拒絶する。担当官は特許出願人に命令を通知する。命令に同意しない場合、出願人は通知の受領から60日以内であれば特許委員会に審判請求できる権利を有する。当該期間内に審判請求しない場合、査定が最終判断となる。

●いずれにしても、省令（仏暦2542年）第22号第6項には、特許出願された発明が第9条に基づき特許性を有さないとされる場合には、第1段落に基づき出願を拒絶する前に、担当官は特許出願又は小特許出願を拒絶するために審査報告書を局長に提出しなければならない旨が定められており、局長は出願人に問合せに回答するか又は特許出願又は小特許出願を補正するよう指示することができる。

#### 4.4.3 発明が単一性を欠く (Lack of Unity) 場合の実務指針

第18条に基づき、各特許出願においては発明一件のみ出願できる。複数の発明が同一の発明概念を構成する程度に関連している場合のみ、単一の特許出願として出願できる。

第26条に基づき、出願の審査において、出願が単一の発明概念を構成する程には関連しない複数の異なる発明に対するものであることが認められた場合、担当官は単一性のある各発明に対する数の出願に分割するよう出願人に通知する。

●出願人が前段に基づく当該通知の受領から120日以内に分割出願を提出した場合、当該出願は最初の出願日に提出されたものと見なす。出願の分割は省令に定める規則及び手順に基づき行う。

●特許出願人が担当官から特許出願人に対しての分割出願の命令に同意しない場合、120日以内に局長に審判を請求しなければならない。局長が決定し命令した場合、局長の命令が最終となる。

#### 4.4.4 第5条に該当しない場合の実務指針

##### 4.4.4.1 第5条(1)に基づく発明の新規性(Novelty)の審査

第9条を準用する第5条において、発明が以下の条件を満たす場合にのみ特許を付与できる。

- (1) 発明が新規性を有する
- (2) 発明が進歩性を有する
- (3) 発明が産業上の利用可能性を有する

第6条において、先行技術を構成しない発明は新規である。先行技術は以下のいずれかの発明を含む。

- (1) 特許出願日前に、国内で他人に広く知られていた又は使用されていた発明
- (2) 特許出願日前に、国内外で要旨が文書又は印刷物に記載されたか、展示又はその他の方法で一般に開示された発明
- (3) 出願日前に国内外で特許又は小特許が付与された発明
- (4) 出願日から遡って18か月より前に外国で特許出願又は小特許出願された発明であって、特許又は小特許が未だ付与されていない発明。
- (5) 国内外で特許出願又は小特許出願された発明であって、本願の出願日前に公開された発明。

要旨の開示が違法行為により又は違法行為の結果行われた場合、又は発明者が開示を行った場合、又は発明者が国際的展示会若しくは公式の展示会において発明の展示を行った結果、開示が行われた場合、当該開示が本願特許出願の出願日から12か月以内になされた場合、上記第(2)項に基づき開示とは見なされない。

第19条において、出願人が、政府機関が国内で主催又は承認し一般公開された展示会でその発明を展示し、当該展示会の開始日から12ヶ月以内に当該発明について特許出願した場合、当該展示会の開始日に出願を行ったものと見なす。

第19条の2において、第14条に基づき外国で発明の特許出願を行った出願人は、外国における最初の出願日から12か月以内に国内出願を提出した場合、外国における最初の出願日を国内での出願日として主張できる。

#### 4.4.4.2 第7条を準用する第5条(2)に基づく発明の進歩性 (Inventive step)の審査

第7条において、発明が当業者に自明でない場合、進歩性を有するものと見なす。

#### 4.4.4.3 第5条(3)に基づく発明の産業上の利用可能性 (Industrial applicability)の審査

第8条において、産業上利用可能な発明とは、工業並びに手工芸、農業、及び商業の生産活動に利用できる発明を言う。

### 第27条

特許出願が検討された結果、新規の発明ではなく及び／又は進歩性及び産業上の利用可能性を有しないと判断された場合、担当官は第27条に基づき補正通知又は補正命令を発行しても良く、その場合、特許出願人は通知の受領日から90日以内に手続きしなければならない。特許出願人が所定の期限内に応答又は補正できない場合、出願人は期限の延長を2回請求でき、1回目の延長は90日、2回目は30日である。前述の期限内に手続きを行わない場合、仏暦2522年特許法第27条に基づき特許出願を放棄したものと見なされる。

但し、審査官が出願を検討した結果、第6条、第7条、及び第8条の規定を準用する第5条に基づき正確ではないと判断した場合、出願人に検討理由及び／又は補正指示を通知し、出願人が明瞭化又は通知又は補正を正確に理解できるよう検討結果及び先行技術を添付する(独立クレームに対する補正の場合あり)。

### 第30条

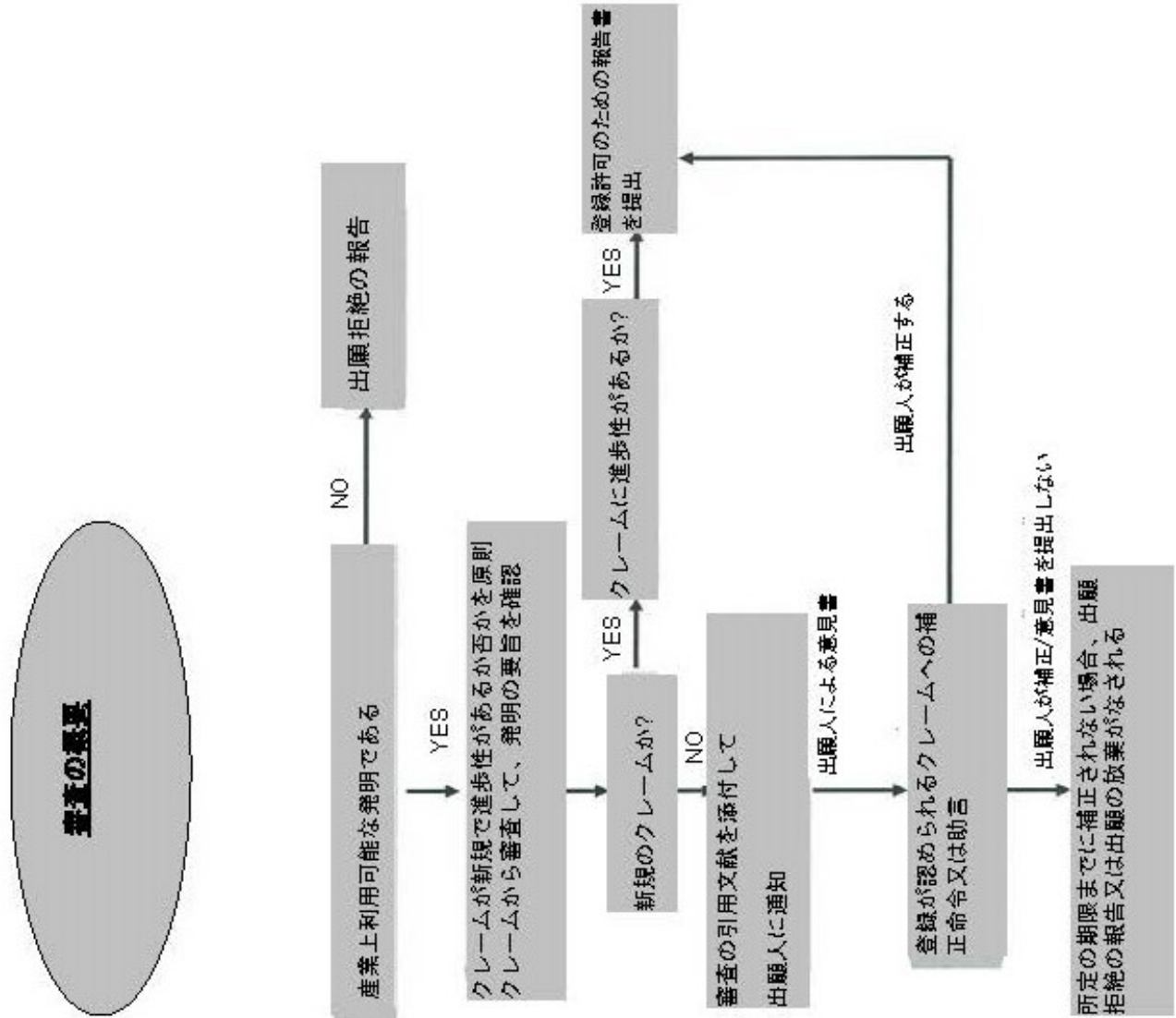
審査官が検討を行い、特許出願が第6条又は第7条又は第8条を準用する第5条に反すると判断した場合、特許出願の審査報告書様式の第1頁(添付書類10)を用いて審査報告書を局長に提出する。これを受けて、局長は仏暦2522年特許法第30条に基づき**特許の付与を拒絶**し、担当官は当該命令を特許出願人に通知する。出願人が当該命令に同意しない場合、出願人は通知の受領日から60日以内に特許委員会に審判請求する権利を有する。当該期間内に審判請求しない場合、当該決定が最終となる。

### 第33条

審査官が検討を行い、特許付与が妥当であると判断した場合、審査官は発明の特許出願の審査報告書用の様式(添付書類11)を用いて局長に報告する準備を行う。**特許の登録及び付与に同意する**場合、第1頁において発明の特許出願の審査報告書に関する情報を完全及び正確に記入する。発明特許出願の審査報告書第2頁において、外国における最初の出願をした国についてのみ第19条の2が適用可能か✓印を括弧内に記入する。調査報告の場合、検討理由を第3頁に記載する。外国の特許出願における書類に基づき審査を行う場合、記入の必要は無い。



## 添付書類





添付書類 1

書式ソーポー/オーソーポー/005-コー

担当官用

出願番号：

日付：

審査請求書

特許出願/小特許出願番号：

出願日：

発明/意匠に係る物品の名称：

特許公開日：

小特許公開および登録日：

項目 1. 名称

自然人     法人     政府機関     財団法人     その他

住所

町/地区                      郡/区                      県

郵便番号                      電話番号

国民身分証明証番号     法人登録番号     納税者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特許出願人     特許出願人の代理人

小特許権者     小特許権者の代理人

発明特許の審査請求人     小特許の審査請求人    は、

担当官に対し特許/小特許出願にかかる前述の発明に対し審査請求を希望します。

日付

署名

(                      )

(注釈)

該当しない内容に線を引くこと

AUSTRALIAN INDUSTRIAL PROPERTY ORGANISATION

To: The Director - General, Department of Intellectual Property

Herewith Search and Examination Report on

Thai Patent Application Number.....

1. APPLICANT.....
2. FILLING DATE IN THAILAND.....
3. DATE OF RECEIPT BY AIPO.....
4. PRIORITY DATE OF APPLICATION.....
5. PRIORITY COUNTRY.....
6. TITLE OF INVENTION.....
7. INTERNATIONAL CLASSIFICATION ( Int cl<sup>7</sup>).....
8. AREA OF SEARCH.....
9. SEARCH RESULT.....

Category of Section 6	Citation of document with indication, where appropriate, of the relevant passage	Relevant to Claim No.

**最高裁判所判決文の例 18330/2557** 「製品需要の活性化のための作製として沈香木に傷の形態を形成することによる沈香物質形成の活性化の方法の特許に関する。当該物質は自然の樹木から（※得られる）従来物質であって商業的に応用されてきた物質である。特許のクレームによれば、要旨は、クレームに記載するような傷の形成方法によって自然（※な状態から）よりも沈香木からの多くの流出量を制御する方法に重点をおいている。自然から得られた製品を革新する当該特許に方法特許の付与の検討では、当業者にとってその沈香物質を得るための方法が容易で明らかであるどうかを、成果を生む各発明の特有の技術とともに重視しなければならない。ここで、当該方法は、革新または創造と見なすことができるほどの発明者の行為または介入によって創造されたものではなく、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 3 条に基づく新規の方法は生じない。」原告の特許クレームが、沈香物質の形成方法を探求する当業者にとって明らかな方法であれば、進歩性を有する方法ではないと見なされる。上記の特許付与は、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 5 条に違反した付与である。

**最高裁判所判決文の例 7119/2552** 「被告はイグサのござ発明品にかかる製品、方法及び使用について特許保護を求める出願を行った。当該特許のクレームは“1. 湿気を抑え吸収するために商品輸送船に積んだ商品に敷くまたは包むためのござの使用であって、(A) 外部構造を剥がしていないガマの木、カラカサカヤツリおよび／またはフトイガヤツリの 1 種類以上を含み、(B) 人工糸または木綿糸から織られた。”である。しかしながら知的財産局は原告製品の用途のみに限った保護の範囲に制限した。他方で、原告が被告の特許は用途に関する特許であり、新規用途の特許（New Use Patent）については仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法で保護を受けないと言及した。

仏暦 2522 年（西暦 1979 年）において、「特許」という言葉は、発明又は意匠保護するために発行した重要な書類であることを定義し、「発明」とは、新規の製品若しくは方法を革新若しくは創造すること、又は製品若しくは方法の改良と定義し、第 36 条における特許権者の権利について、特許権者のみが以下の権利を有する旨定めている。

(1) 物に関する特許権の場合、製造、使用、販売、販売のための所持、販売提示又は特許権に基づく物を国内に輸入する権利を意味する。

(2) 方法に関する特許権の場合、特許権に基づく方法の使用、特許権に基づく方法を使用して製造した物の製造、販売、販売のための所持、販売提示、又は輸入する権利を意味する。

## 第1章第3部

上記の法令は、明確に、特別に周知の発明の新規用途における特許付与については規定していないと判断できる。又、上記の特徴における使用に対する特許権者の権利についても規定していない。よって、証明する法令が存在しないため、被告の特許は、新規用途（New Use Patent）への付与と見なすことができない。

**要点** イグサのござ発明における製品、方法及び使用の保護を目的とする特許出願に関する決定の指針において、実験でイグサの木が乾き、黄色に変色まで3～4時間日干しした後、そのイグサの木を小さい片に切り、外側の構造をはがさず、ガラスボトルに入れ密封し、冷水を注いだガラス槽に入れ約30分放置したところ、イグサの木を入れたガラスボトルに水滴がついていないため、「外部構造を剥がしていないガマの木、カラカサカヤツリおよび／またはフトイガヤツリのいずれか、または1種類以上から織る、湿気を抑え吸収するために商品輸送船に積んだ商品に敷くまたは包むためのござの使用」の権利を求めた。科学サービス局が分析を行ったところ、上記の実験は、自然材料の形態で実験に使用したエレファントグラスの木又はガマの木を使用し実験しており、特別な手順についての詳細はないことから、革新された発明というよりは発見されたエレファントグラスの木又はガマの木の性質である。故に、製品又は方法特許についての保護の付与を検討できず、新規用途に関する権利の請求と見なすことができる。上記法令は、明確に、特別に周知の発明の新規用途の特許付与を制定していない。また、上記の特徴における特許権者の権利を制定していない。証明する法令が存在しないため、新規用途に対する特許付与はできない。

(ガルーダ)  
特許委員会審決  
19/2540  
件名：発明特許出願  
ビル建設方法及び装置の開発改良  
-----

SUBTERRANEAN SYSTEMS PTE LTD 社は、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）10 月 8 日付、出願番号 017074 にて、ビル建設方法及び装置開発改良について発明特許出願した。

知的財産局局長は、タイ国における特許出願日から 12 ヶ月以上前に他国において既に特許出願した発明であることを理由とし（仏暦 2534 年（西暦 1991 年）4 月 29 日にオーストラリアで出願、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）10 月 8 日タイ国で出願）、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6（4）条を準用する第 5（1）条に基づき新規性のある発明ではないとの判断により、特許出願の拒絶を命じた。

出願人は、知的財産局局長の命令に対し審判請求し仏暦 2534 年（西暦 1991 年）4 月 29 日付のオーストラリアにおける特許出願は、優先権（priority right）主張の希望を通知した書類のみ、すなわち特許法第 17 条に規定された完全な明細書及びクレームが無く、発明について通知する仮出願（provisional application）を提出したのみであるので、前述の日に特許出願をしたと見なすことはできないことを理由に挙げた。さらに、オーストラリアにおける実際の出願日は仏暦 2535 年（西暦 1992 年）4 月 29 日、オーストラリア出願番号 15249/92 である。また、上記書類は、出願人とオーストラリア特許庁の間における守秘事項であり、実際の特許出願に当たらないからである。これらの理由に鑑みれば、上記の希望通知（訳注：最初の 1991 年 4 月 29 日の仮出願における優先権主張の希望の通知）から数えて 12 ヶ月以内にタイ国において特許出願をすることはありえないことである。よって、特許法第 6（4）条に違反していない。

/委員会

特許委員会が検討した結果、特許出願人が仏暦 2534 年（西暦 1991 年）4 月 29 日付のオーストラリアにおいて出願した特許出願は、完全な特許出願ではなく、単なる仮出願（provisional application）であり、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）4 月 29 日に完全な特許出願を行う前の準備にすぎないと判断した。仏暦 2540 年（西暦 1997 年）4 月 11 日付オーストラリア特許庁の確認書によると、特許出願人は仏暦 2535 年（西暦 1992 年）4 月 29 日にオーストラリアにおいて特許出願したと見なすことができる。仏暦 2535 年（西暦 1992 年）10 月 8 日にタイ国において特許出願した場合、委員会としては、特許法第 6 条（4）に基づき、出願日の 12 ヶ月以上前に他国で出願していた特許出願ではないと判断した。

特許法第 70（2）条に基づき、特許委員会は、仏暦 2540 年（西暦 1997 年）11 月 19 日第 7/2540 回会議において、知的財産局局長の命令を拒絶し（訳注：原文のまま）、特許登録および特許付与のため引き続きの発明審査の実施を行うよう決定を下した。

（署名）委員長

（Mr. タンヨン プアンラート）  
商業省事務次官代理 法務部

（署名）委員

（Mr. カムヘーン サティンクン）

（署名）委員

（Mr. チャカラクリット ブーンナサムリット）

（署名）委員

（Mr. チュムポン タムチャリー）



3

(署名) 委員  
(Mr. チャルアイ ブンユボン)

(署名) 委員  
(Mr. ブンリット マハーモントリー)

(署名) 委員  
(Mr. ウィーラサック ウオンプリーチャー)

(署名) 委員  
(Mr. パイサーン スリヤモンコン)

(署名) 委員  
(Mr. ポー アナーウィン)

知的財産局

仏暦 2540 年 (西暦 1997 年) 12 月 24 日



US005944933A

**United States Patent** [19]

Heller et al.

[11] **Patent Number:** **5,944,933**

[45] **Date of Patent:** **Aug. 31, 1999**

[54] **METHOD FOR DISTRIBUTING MOLECULAR SIEVE POWDER**

5,084,427 1/1992 Tsoucalas ..... 502/62

(List continued on next page.)

[75] **Inventors:** Harold Norbert Heller, McNasha, Wis.;  
Elyn Louise Conger, Moore, S.C.;  
Steven Wayne Fitting, Acworth, Ga.

**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**

[73] **Assignee:** Kimberly-Clark Worldwide, Inc.,  
Neenah, Wis.

0 347 746 B1 12/1989 European Pat. Off. .  
0 389 023 A2 9/1990 European Pat. Off. .  
0 483 428 A1 5/1992 European Pat. Off. .  
0 506 282 A1 9/1992 European Pat. Off. .  
0 513 933 A1 11/1992 European Pat. Off. .  
0 731 059 A1 9/1996 European Pat. Off. .

[21] **Appl. No.:** 08/870,622

WO 91/11977

[22] **Filed:** Jun. 6, 1997

A1 8/1991 WIPO .

WO 91/12029

A1 8/1991 WIPO .

WO 91/12030

A1 8/1991 WIPO .

WO 94/22501

A1 10/1994 WIPO .

**Related U.S. Application Data**

[60] Provisional application No. 60/020,328, Jun. 24, 1996.

[51] **Int. Cl.<sup>6</sup>** ..... B32B 31/12; B01J 20/18;  
C01B 39/02; A61L 15/18

[52] **U.S. Cl.** ..... 156/276; 156/324; 604/359;  
604/367; 502/64; 423/717; 427/190; 427/205

[58] **Field of Search** ..... 156/276, 324;  
264/69, 118; 604/359, 360, 367; 502/64;  
423/716, 717; 427/180, 202, 205, 190

**OTHER PUBLICATIONS**

"Molecular Sieves," *Encyclopedia of Chemical Technology*, vol. 16, 4<sup>th</sup> Edition, 1995, pp. 888-925.

"Molecular Sieve," *Encyclopedia of Science & Technology*, vol. 11, 7<sup>th</sup> Edition, 1992, pp. 357-358.

"Zeolite," *Encyclopedia of Science & Technology*, vol. 19, 7<sup>th</sup> Ed. 1992, pp. 619-620.

Breck, D.W. and John Wiley & Sons, "Zeolite Molecular Sieves—Structure, Chemistry, and Use," 1974, pp. 245-250, 313-314, and 348-352.

Occelli, M.L. and H.E. Robson, "Zeolite Synthesis," ACS Symposium Series 398, 1989, pp. 2-7.

[56] **References Cited**

**U.S. PATENT DOCUMENTS**

3,340,875	9/1967	Dudley et al.	128/290
3,509,254	4/1970	Krottinger, Jr. et al.	424/76
3,903,259	9/1975	Hart	424/76
4,289,513	9/1981	Brownhill et al.	55/387
4,296,166	10/1981	Ogino	428/283
4,333,857	6/1982	Lim et al.	
4,388,075	6/1983	Mesek et al.	604/385
4,414,130	11/1983	Cheng	
4,525,410	6/1985	Hagiwara et al.	428/198
4,699,823	10/1987	Kellenberger et al.	428/219
4,748,065	5/1988	Tanikella	428/152
4,795,482	1/1989	Gioffre et al.	55/75
4,816,220	3/1989	Roychowdhury	422/5
4,826,497	5/1989	Marcus et al.	604/359
4,855,154	8/1989	Gioffre et al.	426/417
4,938,754	7/1990	Mesek	604/385.2
5,013,335	5/1991	Marcus	55/70
5,019,062	5/1991	Ryan et al.	604/359
5,037,412	8/1991	Tanzer et al.	604/359

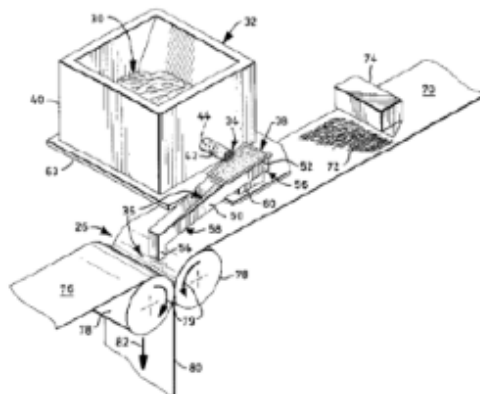
*Primary Examiner*—Curtis Mayes

*Attorney, Agent, or Firm*—Patricia A. Chartier

[57] **ABSTRACT**

A method for distributing a zeolite, including molecular sieve, powder having a median particle size of less than about 350 microns includes controlling the moisture content of the zeolite particles to greater than about 3 percent and thereafter refining the powder to reduce the size of agglomerated clusters.

**66 Claims, 4 Drawing Sheets**





(12) **United States Patent**  
**Harris et al.**

(10) **Patent No.:** **US 9,896,908 B2**  
(45) **Date of Patent:** **Feb. 20, 2018**

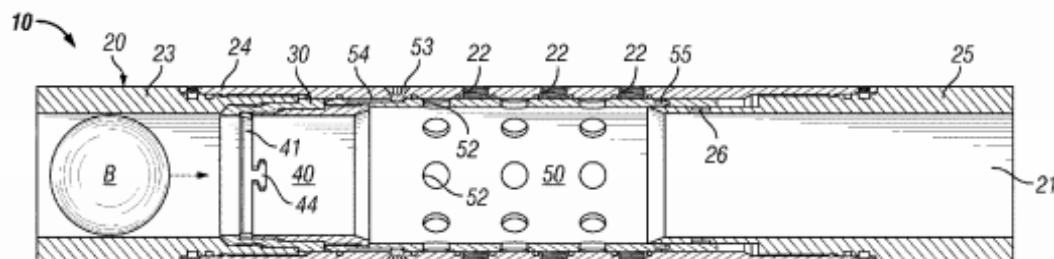
(54) **WELL BORE STIMULATION VALVE**  
(71) Applicant: **Team Oil Tools LP**, The Woodlands, TX (US)  
(72) Inventors: **Michael J. Harris**, Houston, TX (US); **Kenneth J. Anton**, Houston, TX (US)  
(73) Assignee: **TEAM OIL TOOLS, LP**, The Woodlands, TX (US)  
(\* ) Notice: Subject to any disclaimer, the term of this patent is extended or adjusted under 35 U.S.C. 154(b) by 704 days.  
(21) Appl. No.: **14/290,410**  
(22) Filed: **May 29, 2014**  
(65) **Prior Publication Data**  
US 2015/0000921 A1 Jan. 1, 2015

**Related U.S. Application Data**  
(63) Continuation-in-part of application No. 14/229,362, filed on Mar. 28, 2014, now Pat. No. 8,863,853, which is a continuation-in-part of application No. 13/987,053, filed on Jun. 28, 2013, now Pat. No. 9,458,698.  
(51) **Int. Cl.**  
*E21B 34/14* (2006.01)  
*E21B 43/26* (2006.01)  
*E21B 34/00* (2006.01)  
(52) **U.S. Cl.**  
CPC ..... *E21B 34/14* (2013.01); *E21B 43/26* (2013.01); *E21B 2034/007* (2013.01)  
(58) **Field of Classification Search**  
CPC ..... *E21B 34/14*; *E21B 2034/007*; *E21B 43/26*  
See application file for complete search history.

(56) **References Cited**  
**U.S. PATENT DOCUMENTS**  
3,011,548 A 7/1958 Holt  
4,893,678 A 1/1990 Stokley et al.  
(Continued)  
**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**  
EP 0198406 A1 10/1986  
GB 1359961 7/1974  
(Continued)  
**OTHER PUBLICATIONS**  
*Examiner's Report*, Canadian Ser. No. 2,855,083, dated Nov. 6, 2015.  
(Continued)  
*Primary Examiner* — Blake E Michener  
(74) *Attorney, Agent, or Firm* — MH2 Technology Law Group, LLP

(57) **ABSTRACT**  
Stimulation valves for a well tubular having a cylindrical housing adapted for assembly into a tubular for a well. The valves have ports allowing fluid communication between a central conduit and the exterior of the housing and a valve body adapted for movement from a closed position to an open position allowing fluid communication through the ports. A ball seat is mounted in the valve conduit above the ports. The ball seat has an initial ball-catch state in which a ball may be received in the ball seat to move the valve body from its closed position to its open position. The ball seat is adapted to transition to a ball-pass state and release the ball as the valve body is moved to the open position. The ball seat remains in the ball-pass state after the transition from the ball-catch state.

**25 Claims, 3 Drawing Sheets**





**United States Patent** [19]  
**Christopher et al.**

[11] **Patent Number:** **5,619,276**  
 [45] **Date of Patent:** **Apr. 8, 1997**

- [54] **ADJUSTABLE VIDEO/RASTER PHASING FOR HORIZONTAL DEFLECTION SYSTEM**
- [75] Inventors: **Todd J. Christopher; Ronald T. Keen**, both of Indianapolis, Ind.
- [73] Assignee: **Thomson Consumer Electronics, Inc.**, Indianapolis, Ind.
- [21] Appl. No.: **41,291**
- [22] Filed: **Mar. 29, 1993**

**Related U.S. Application Data**

- [63] Continuation of Ser. No. 499,226, Mar. 26, 1990, abandoned.
- [51] Int. Cl.<sup>6</sup> ..... **H04N 5/04**
- [52] U.S. Cl. .... **348/541**
- [58] Field of Search ..... 358/11, 140, 148, 358/149, 150, 158, 181, 159; 348/540, 537, 536, 541; H04N 5/04

[56] **References Cited**

**U.S. PATENT DOCUMENTS**

3,891,800	6/1975	Janssen et al.	178/69.5
4,317,133	2/1982	Fernsler et al.	358/158
4,425,581	1/1984	Schweppe et al.	358/149
4,591,910	5/1986	Lai et al.	358/148
4,611,229	9/1986	Srivastava et al.	358/148

(List continued on next page.)

**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**

0353725	2/1990	European Pat. Off.	
60-96965	5/1985	Japan	
0096965	5/1985	Japan	358/148
0216588	9/1987	Japan	358/158
2-58090	2/1990	Japan	
0058090	2/1990	Japan	358/148
2085257	4/1982	United Kingdom	358/158

**OTHER PUBLICATIONS**

Multi Scanning TV Processor IC, Berland, et al., IEEE 1989 International Conference on Consumer Electronics, Digest of Technical Papers, Jun. 6-9, 1989 (CH2724-3/89/0000-0312), pp. 312-323.  
 Multi Scanning TV Processor IC, Berland et al., IEEE Transactions on Consumer Electronics, vol. 35, No. 3, Aug. 1989 (0098 3063/89/0200 0315), pp. 315-318.

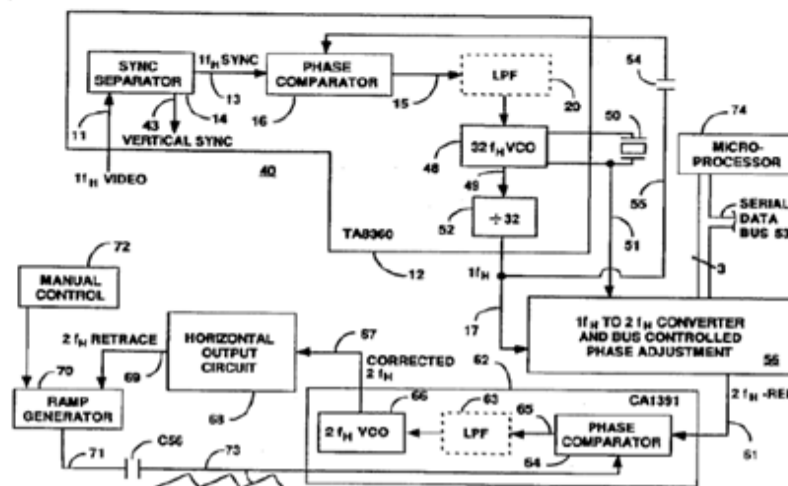
(List continued on next page.)

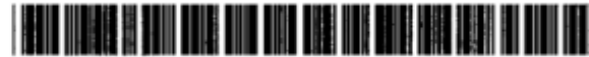
*Primary Examiner*—David E. Harvey  
*Attorney, Agent, or Firm*—Joseph J. Laks; Harvey D. Fried [57]

**ABSTRACT**

Adjustment and maintenance of a phase relationship between a video signal and a scan synchronizing signal to assure proper horizontal centering is provided in a horizontal deflection system. A first phase locked loop generates a first timing signal at a first frequency, synchronously with a horizontal synchronizing component in a video signal. A presettable counting circuit operates synchronously with the first timing signal for dividing a clock signal to generate a second timing signal at a second frequency. A second phase locked loop generates a scan synchronizing signal from the second timing signal. A microprocessor may supply different numbers to a register, the output of the register being coupled to the presettable counting circuit. Different numbers change the relative phase between the first and second timing signals by incremental steps. The microprocessor monitors a video source selection switch to gate one of alternative video sources as a video and synchronizing signal output and adjusts the relative phase between the horizontal synchronizing component of the selected video source and a synchronous timing signal by a factor appropriate for the selected video source. A manually operable circuit may be coupled in a feedback path of the second phase locked loop for adjusting the relative phase between the second timing signal and the scan synchronizing signal, over a range corresponding to an incremental step.

**33 Claims, 8 Drawing Sheets**





US005661089A

**United States Patent** [19]  
**Wilson**

[11] **Patent Number:** **5,661,089**  
 [45] **Date of Patent:** **Aug. 26, 1997**

[54] **METHOD FOR MAKING A SEMICONDUCTOR CHIP PACKAGE WITH ENHANCED THERMAL CONDUCTIVITY**

[75] **Inventor:** James Warren Wilson, Vestal, N.Y.

[73] **Assignee:** International Business Machines Corporation, Armonk, N.Y.

[21] **Appl. No.:** 638,252

[22] **Filed:** Apr. 26, 1996

**Related U.S. Application Data**

[62] **Division of Ser. No. 336,437, Nov. 9, 1994, Pat. No. 5,561,322.**

[51] **Int. Cl.<sup>6</sup>** ..... **H01L 21/60**

[52] **U.S. Cl.** ..... **438/125; 438/126; 29/832; 29/841**

[58] **Field of Search** ..... 437/209, 211, 437/214, 215, 217, 219, 220, 502, 218

[56] **References Cited**

**U.S. PATENT DOCUMENTS**

4,184,133	1/1980	Gehle	333/238
4,242,157	12/1980	Gehle	156/64
4,396,936	8/1983	McIver et al.	257/766
4,494,172	1/1985	Leary et al.	361/400
4,498,122	2/1985	Rainal	361/414
4,535,385	8/1985	August et al.	361/388
5,113,315	5/1992	Capp et al.	257/706
5,208,188	5/1993	Newman	437/220
5,243,133	9/1993	Engle et al.	174/52.4
5,401,689	3/1995	Frei et al.	437/220
5,406,120	4/1995	Jones	257/706
5,475,567	12/1995	Heam	361/807
5,478,402	12/1995	Hanoka	437/219

**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**

3152961	6/1991	Japan	257/706
582685	4/1993	Japan	257/206
582686	4/1993	Japan	257/706

**OTHER PUBLICATIONS**

IBM Technical Disclosure Bulletin (TDB), vol. 31, No. 8, Jan. 1898, "Thin film Module", W. T. Chen et al., pp. 135-138.

IBM TDB, vol. 33, No. 6B, Nov. 1990, "Electrical Performance Enhancement for Low-End Packaging", C. H. Snyder, pp. 228-232.

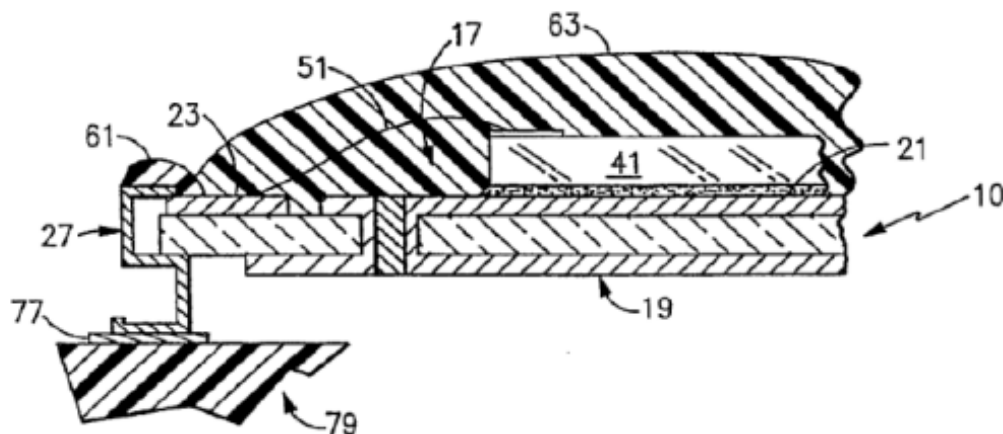
*Primary Examiner*—Kevin Picardat

*Attorney, Agent, or Firm*—Lawrence R. Fraley

[57] **ABSTRACT**

A semiconductor chip package and method of making same wherein the package comprises a ceramic substrate having two layers of thermally and electrically conductive material (e.g., copper) on opposing surfaces thereof, these layers thermally and electrically coupled by metal material located within holes provided in the ceramic. A semiconductor chip is mounted on one of these layers and the contact sites thereof electrically coupled to spaced circuitry which, in a preferred embodiment, is formed simultaneously with both thermally conductive layers. Coupling of the circuitry to an external substrate (e.g., printed circuit board) is preferably accomplished using metallic spring clips. These clips are preferably soldered in position. A preferred metal for being positioned within the hole(s) is solder, one example being 10:90 tin/lead solder. The package as produced herein may further include two quantities of a protective encapsulant material located substantially on the upper portions thereof to protect the chip and circuitry. The preferred means for coupling the chip to the circuitry is to use a wire bonding operation.

**14 Claims, 2 Drawing Sheets**



## ผลการตรวจสอบคำขอรับสิทธิบัตร ครั้งที่.....

(Notification for patent application examination)

## ส่วนที่ 1 คำขอเป็นไปตามหลักเกณฑ์และวิธีการตามมาตรา 17

(The application for patent under Article 17)

มีรายละเอียดต่อไปนี้

## (1) ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์ (The title of the invention)

- เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (YES)  
 ไม่เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (NO)

เลขที่คำขอ (Appl. No): .....
วันรับคำขอ (National Filed Date) :.....
วันยื่นคำขอ ( Filed Date): .....
วันยื่นคำขอครั้งแรก (Priority Date): .....
วันประกาศโฆษณา (Pub. Date): .....
เลขที่ประกาศโฆษณา (Pub. No): .....
วันคำวินิจฉัยเป็นที่สุด (Final decision Date): .....
<input type="checkbox"/> อธิบดี <input type="checkbox"/> คณะกรรมการสิทธิบัตร <input type="checkbox"/> ศาล
วันยื่นตรวจสอบการประดิษฐ์ (Request for Exam. Date).....

ระบุเหตุผล.....  
 .....

## (2) ลักษณะและความมุ่งหมายของการประดิษฐ์ (Brief statement of its nature purposes)

- เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (YES)  
 ไม่เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (NO)

ระบุเหตุผล.....  
 .....

## (3) รายละเอียดการประดิษฐ์ (Description of the application) ที่มีข้อความสมบูรณ์ รัดกุม และชัดเจน อันจะทำให้ผู้มีความชำนาญในระดับสามัญในศิลปะหรือวิทยาการที่เกี่ยวข้องสามารถทำและปฏิบัติการตามการประดิษฐ์นั้นได้ และต้องระบุวิธีการในการประดิษฐ์ที่ดีที่สุดที่ผู้ประดิษฐ์จะพึงทราบได้

- เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (YES)  
 ไม่เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (NO)

ระบุเหตุผล.....  
 .....

## (4) ข้อถือสิทธิโดยชัดเจน/ข้อถือสิทธิสอดคล้องกับรายละเอียดการประดิษฐ์ (clear and concise claims / supported by description)

- เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (YES)  
 ไม่เป็นไปตามหลักเกณฑ์ที่กำหนด (NO)

ระบุเหตุผล.....  
 .....



**ส่วนที่ 4 การประดิษฐ์ตามมาตรา 5 (Reason statement under Article 5 with regard to novelty, inventive step and industrial applicability)**

**1. รายการงานที่ปรากฏอยู่แล้ว (List of citations under Article 6)**

เอกสาร (Documents)	งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Prior art)	วันที่เผยแพร่ (Pub. Date)
D.1	US xxxxxxxx	DD/MM/YYYY
D.2	WO yyyy/xxxxxx	DD/MM/YYYY
D.3	KR xxxxxxxxxxx	DD/MM/YYYY
D.4	JP xxxxxxxxxxx	DD/MM/YYYY
⋮	⋮	⋮
D.n	TH xxxxxxxxx	DD/MM/YYYY

**2. การประดิษฐ์ที่ขอรับสิทธิบัตรนี้ประกอบด้วยลักษณะดังต่อไปนี้ (Statement)**

**ม.5 (1) การประดิษฐ์ขึ้นใหม่ (Novelty)**

ข้อถือสิทธิ (Claims) .....เป็น (Yes)  
 ข้อถือสิทธิ (Claims) .....ไม่เป็น (No)

**ม.5 (2) ขั้นตอนการประดิษฐ์สูงขึ้น (Inventive step)**

ข้อถือสิทธิ (Claims) .....เป็น (Yes)  
 ข้อถือสิทธิ (Claims) .....ไม่เป็น (No)

**ม.5 (3) สามารถประยุกต์ใช้ได้ทางอุตสาหกรรม (Industrial applicability)**

ข้อถือสิทธิ (Claims) .....เป็น (Yes)  
 ข้อถือสิทธิ (Claims) .....ไม่เป็น (No)

**3. เหตุผลในการพิจารณาตรวจสอบ (Reason for consideration under Article 5)**

3.1 การประดิษฐ์ขึ้นใหม่ (Novelty) ตามมาตรา 6

.....

3.2 การประดิษฐ์ที่มีขั้นตอนการประดิษฐ์สูงขึ้น (Inventive Step) ตามมาตรา 7

.....

3.3 การประดิษฐ์ที่สามารถประยุกต์ใช้ในทางอุตสาหกรรม (Industrial Applicability) ตามมาตรา 8

.....

ซึ่งพิจารณาได้ว่าการประดิษฐ์ “.....” ..(เป็น/ไม่เป็น) ..ไปตามมาตรา 5 แห่งพระราชบัญญัติสิทธิบัตร พ.ศ. 2522  
 จึงเห็นควร.....(รับจดทะเบียน / ปฏิเสธโดยให้ชี้แจงเหตุผล / ยกคำขอ) ..คำขอรับสิทธิบัตรดังกล่าว...

ลงชื่อ.....  
 (.....)  
 นักวิชาการตรวจสอบสิทธิบัตร.....  
 วันพิจารณา ...../...../.....



発明特許出願番号.....に対して補正が必要な項目

仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 17 条、並びに省令第 22 号の第 5 項及び第 6 項を準用する仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法の第 27 条により特許出願における基準項目及び方法を定めた省令第 21 号(仏暦 2542 年（西暦 1999 年）)に基づき、以下の通り補正又は手続をすること。

件名	ページ	行	補正が必要な部分	補正/手続内容

件名	ページ	行	補正が必要な部分	補正/手続内容
				<p>署名                      (.....)                      特許審査技官                      ...../...../</p>



## 記録文書

行政部署 特許部 グループ 電話番号  
 第ポ一ノ一 0706/ 号 日付  
 件名 発明特許の審査結果

宛先 ○○グループ長

私、 は、 特許出願番号\_\_\_\_\_号を審査した結果、以下の理由により  
 出願を拒絶するべきと判断いたしました。

本書に審査報告書を添付しました。

..... 審査官

.....グループ長

---

命令

特許出願番号\_\_\_\_\_号を拒絶します。

.....

.....  
 特許部長  
 知的財産局局長代理



発明特許出願の審査報告書	2頁	出願番号
--------------	----	------

審査： 第18条に基づく単一出願 <input type="checkbox"/> 先行技術 関連する先行技術  <input type="checkbox"/> 先行技術は見つからなかった	
<b>検討結果</b>	<b>追加の意見</b>
<input type="checkbox"/> 特許を付与すべきである 先行技術文献はクレームに記載されている要旨を開示または提示していたため、特許出願にかかる発明は特許法第5条に従うものとみなす。  <input type="checkbox"/> 出願を拒絶すべきである <input type="checkbox"/> 新規性無し <input type="checkbox"/> 進歩性無し <input type="checkbox"/> 産業上の利用可能性無し	<input type="checkbox"/> 特許部の審査結果に同意する  <input type="checkbox"/> 検討理由

	審査官	グループ長
署名		
日/月/年		



添付書類 11

## 記録文書

行政部署 特許部 グループ 電話番号  
 第ポ一ノ一 0706/ 号 日付  
 件名 発明特許の審査結果

宛先 ○○グループ長

私、 は、 特許出願番号\_\_\_\_\_号を審査した結果、本発明は新規性及び進歩性を有し、かつ産業上の利用可能性があり、特許の登録及び付与をすべきと判断致しました。

本書に審査報告書を添付しました。

..... 審査官

.....グループ長

-----  
**命令**

特許の登録及び付与を命じます。

.....  
 .....  
 特許部長  
 知的財産局局長代理

## 発明特許出願の審査報告書書式

発明特許出願の審査報告書	1 頁	出願番号
--------------	-----	------

出願に関する詳細		
出願番号：……………	出願日：……………	
出願人名：……………	国籍：……………	
発明の名称：……………		
国際特許分類（Int. CL <sup>7</sup> ）……………		
公開日：……………	公開中に	
	<input type="checkbox"/> 異議申立人無し	<input type="checkbox"/> 異議申立人有り
審査請求日：……………		
外国で出願した同一出願		
特許出願番号：	出願日：	第 19 条の 2 に基づく権利の主張
……………	……………	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
……………	……………	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
……………	……………	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
……………	……………	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
<input type="checkbox"/> 登録済み 特許番号：……………      特許付与日：……………		
<input type="checkbox"/> これまでに出願無し		

## 第1章第3部

発明特許出願の審査報告書	2頁	出願番号
--------------	----	------

審査： 第18条に基づく単一の発明 <input type="checkbox"/> 先行技術 関連する先行技術  <input type="checkbox"/> 先行技術は見つからなかった	
<b>検討結果</b>	<b>追加の意見</b>
<input type="checkbox"/> 特許を付与すべきである 先行技術文献はクレームに記載されている要旨を開示または提示していたため、特許を出願にかかる発明は特許法第5条に従うものとみなす。  <input type="checkbox"/> 出願を拒絶すべきである <input type="checkbox"/> 新規性無し <input type="checkbox"/> 進歩性無し <input type="checkbox"/> 産業上の利用可能性無し	<input type="checkbox"/> 特許部の審査結果に同意する  <input type="checkbox"/> 検討理由

	審査官	グループ長
署名		
日/月/年		



## 第2章

### 特許出願の異議申立て

## 第2章 特許出願の異議申立て

### 1. はじめに

第31条に基づく異議申立て(Opposition)は、特許出願過程において生じる可能性がある1つの段階であり、各国の特許法により、公開日(Publication)又は特許付与日の後に行うことができる。例えば、日本又は米国の特許法では、異議申立ては特許付与日から数えて6ヵ月以内に行わなければならない(特許付与後の異議申立制度)と定めている。一方、ヨーロッパの特許庁は特許付与日から数えて9ヵ月以内に異議申立てを行わなければならない(特許付与後の異議申立て制度)と定めている。タイ国の特許制度については、特許付与前に異議申立て段階を有する制度であり、異議申立人は公開日から数えて90日以内に異議申立書を提出しなければならない。

異議申立て及びこれに対する答弁がある時、審査官は、異議申立人が異議を申し立てる争点は何であるのか、又、出願人が当該争点に対してどのように答弁するかを明確にするよう、異議申立書及び答弁書をまとめなければならない。その後、両者の争点をまとめると共に異議申立の拒絶又は特許出願の拒絶の決定のため検討を行う。尚、検討は法律に従い行わなければならない。(特許異議申立段階フローチャートについては添付書類1を参照)

### 2. 特許出願の異議申立て

#### 第31条 第1段落

●第28条に基づく公開がされた後、出願人以上に特許を取得する権利を有する、又は第5条、第9条、第10条、第11条又は第14条に違反する出願であると判断する個人は誰でも担当官に異議申立てを行うことができる。但し、第28条に基づく公開日から数えて90日以内に申立てを行わなければならない。

#### 第2段落

●第1段落に従い異議申立てを担当官が受理した時、異議申立書の写しを特許出願人に送付する。特許出願人は異議申立書の写しを受領した日から数えて90日以内に答弁書を提出しなければならない。特許出願人が答弁書を提出しない時は当該出願を放棄したものとみなす。

#### 第3段落

●異議申立書及び答弁書はその証拠と共に提出しなければならない。

## 第2章

第32条  
第1段落

●異議申立書及び答弁書の検討において、異議申立人又は答弁人は、局長が定めた規定に従い追加証拠又は追加陳述を提出できる\*。

## 第2段落

●局長が第33条又は第34条に従い決定し命令を行った後、その決定及び命令を異議申立人及び答弁人に理由と共に通知する。

特許出願が公開された後、異議申立人が当該特許出願は新規性又は進歩性に欠けている、又は特許出願人よりも自身が特許権を有すべきと判断すれば、当該出願に対し異議を申し立てることができる。但し、出願の公開日から数えて90日以内に異議申立書を提出しなければならない。異議申立てにおける追加証拠がある場合、異議申立人は、異議申立書を提出した日から数えて30日以内に追加証拠又は追加陳述提出申請書を提出することができる。定められた満了日が休業日である場合、翌日を満了日とする。

尚、知的財産局は、毎月、特許公開公報にて出願の公開を行い、全国の教育機関及び興味を持つ機関、そして前述の公開公報の会員に送付する。又、興味のある者は、知的財産局及びウェブサイト [www.ipthailand.go.th](http://www.ipthailand.go.th) で確認することができる。

\*注： 第32条に基づき局長が定めた規定とは、仏暦2542年(西暦1999年)知的財産局により告示された、当該出願についての補正、異議申立て、答弁、審判請求、証拠提出における、願書及び写しの部数に関する規定を意味する。

## 2.1 特許出願の異議申立ての検討

審査官は、異議申立書を受け取った後、異議申立人が公開日から数えて90日以内に異議申立書を提出し、250パーツの異議申立手数料を納付したことを審査し、異議申立人による、追加証拠又は追加陳述提出申請書の提出及び50パーツの手数料の納付(異議申立書提出日から数えて30日以内)を待つ。審査官は、追加証拠又は追加陳述提出申請書の提出の有無にかかわらず、期間満了日まで待ち、期間満了後、出願人に対し異議申立書の写し、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書(ある場合)の写しを送付する。

## 第2章

## 例

公開日は仏暦 2542 年（西暦 1999 年）4 月 1 日の木曜日、異議申立書の提出日は期間内である仏暦 2542 年（西暦 1999 年）6 月 28 日（訳注：原文まま）の火曜日（90 日の満了日は、仏暦 2542 年 6 月 30 日水曜日）の場合、異議申立人による、追加証拠又は追加陳述提出申請書の提出（ある場合）を仏暦 2542 年（西暦 1999 年）7 月 28 日の水曜日まで待つ。但し、仏暦 2542 年 7 月 28 日の水曜日は休業日のため、仏暦 2542 年 7 月 29 日の木曜日を満了日とする。異議申立書及び追加証拠提出申請書を受領した後、それら異議申立書、追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しを出願人に送付する。

**2.2 異議申立書、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しの送付**

出願公開日から数えて 90 日が経過した後、又は異議申立日から数えて 30 日である追加証拠又は追加陳述の提出期間が経過した時、何れか遅くに満了する期間内に、審査官は、出願人に異議申立書及び、追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しを、カバーレターを添付し送付する。

（異議申立書及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しに添付するカバーレターの見本は添付書類 2 を参照）

**3. 答弁****第 31 条  
第 2 段落**

第1段落に基づき担当官が異議申立書を受領した時、異議申立書の写しを特許出願人に送付する。特許出願人は異議申立書の写しを受領した日から数えて90日以内に答弁書を提出しなければならない。特許出願人が答弁書を提出しない時は出願を放棄したものとみなす。

●答弁の機会は、出願人が異議申立書の写しを受領した時点で発生するものとし、出願人は、異議申立書の写しを受領日から数えて 90 日以内に答弁書を提出しなければならない。又、出願人又は答弁人は、答弁書の提出日から数えて 30 日以内に追加証拠又は追加陳述提出申請書を提出することができる。前述した所定期間の満了日が休業日の場合、その次の最初の営業日を満了日とする。

## 第2章

●出願人が異議申立書の写しの受領日から数えて90日以内に答弁書を提出しない場合、31条第2段落に基づき、出願人は出願を放棄したものとみなす。そして、出願の放棄について、異議申立人及び出願人に対して通知書を送付する（異議申立人宛の出願放棄通知書の見本は**添付書類3**を参照）

### 3.1 答弁書の検討

審査官は答弁書を受領後、出願人が異議申立書の写しの受領日から数えて90日以内に答弁書を提出したかを審査する。そして、出願人による追加証拠又は追加陳述提出申請書の提出と共に、50パーツの手数料の納付を待つ（答弁書の提出日から数えて30日以内）。又、当該追加証拠又は追加陳述提出申請書の提出の有無にかかわらず、審査官は期間の満了日まで待たなければならず、その後、異議申立人に答弁書の写し、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しを送付する。

#### 例

異議申立書の写しを受け取った日が仏暦2542年（西暦1999年）4月1日の水曜日、答弁書を提出したのは期間内である仏暦2542年6月29日の火曜日（90日の満了日は仏暦2542年6月30日水曜日である）であるため、出願人による追加証拠又は追加陳述提出申請書の提出（ある場合）を仏暦2542年7月29日の木曜日まで待つ。答弁書及び追加証拠又は追加陳述提出申請書を受け取った後、当該追加証拠又は追加陳述提出申請書の写しを異議申立人に送付する。

### 3.2 答弁書の写し及び追加証拠又は追加陳述提出申請書写しの送付（ある場合）

出願人が異議申立書の写しを受領した日から数えて90日が経過した後、又は答弁した日から数えて30日である追加証拠又は追加陳述の提出期間が経過したときは、何れか遅くに満了する期間内に、審査官は、異議申立人に答弁書の写し、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しを答弁書の写しのカバーレターに添付して送付する。（答弁書及び、追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）の写しに添付するカバーレターの見本は**添付書類4**を参照）

#### 4. 異議申立書及び答弁書の検討

審査官は、異議申立書、答弁書、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）を受け取った後、以下の通り手続きを進める。

##### 4.1 異議申立ての争点のまとめ

審査官は、異議申立書及び追加証拠又は追加陳述提出申請書（ある場合）より、以下の異議申立ての争点を検討し、まとめなければならない。

- 特許出願人よりも自身が特許権を有するべきという異議申立て（10条に基づく）
- 当該発明は、法律で規定される特徴を有していないことについての異議申立て（5条に基づく）
- 法律上特許を受けることができない事柄についての異議申立て（9条に基づく）
- 特許出願人が特許出願する権利がないことについての異議申立て（11条及び14条に基づく）

##### 4.2 異議申立ての要旨のまとめ

審査官は、各争点において、異議申立ての要旨は如何なるものか、そして裏付けとなる証拠等を有するかをまとめなければならない。審査官は、検討のために異議申立書の明細、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書に記載されていないその他の証拠を使用することはできない。

##### 4.3 答弁の要旨のまとめ

審査官は、各争点において、答弁の要旨が異議申立てに反論できる理由は如何なるものか、そして裏付けとなる証拠を有するかをまとめなければならない。審査官は、異議申立書の詳細、及び追加証拠又は追加陳述提出申請書に記載されていないその他の証拠を検討のために使用することはできない。

## 第2章

## 4.4 異議申立て及び答弁に関する検討決定のまとめ

審査官は、検討及び決定のまとめを作成し、決定書への局長の署名のために、順次、上官に提出する。検討のまとめは以下で構成される。

- (1) 異議申立ての争点
- (2) 特許出願に基づく発明の特徴
- (3) 異議申立書のまとめ
- (4) 答弁書のまとめ
- (5) 検討しなければならない争点
- (6) まとめ
- (7) 発明を比較する図面又は写真（ある場合）

（異議申立てに関する検討及び決定の例については添付書類5を参照）

審査官は、知的財産局局長の異議申立てに関する決定書の草案を作成し、順次、上官に提出すると共に、異議申立て及び答弁に関する検討及び決定を報告しなければならない。

## 5. 当事者への決定書の送付

局長が異議申立てに関する決定書（局長の決定書の見本は添付書類7を参照）に署名した後、書類管理規定に従って決定書番号を発行、通知書を作成し、当事者に当該決定書について通知する。（添付書類6）。

## 6. 当事者への決定書の送付後の手続き

第12条、第15条、第28条、第30条、第33条、第34条、第49条、第50条、第61条、又は第12条、第15条、第28条、第33条もしくは第34条を準用する第65条、第65条の5、第65条の6、又は第12条、第15条、第49条又は第50条を準用する第65条の10に基づく局長の命令又は決定があった場合、前述の条項に基づく利害関係人は、局長の命令又は決定の受領日から数えて60日以内に委員会へ審判請求する権利を有する。前述の期間内に審判請求をしない場合、局長の命令又は決定を最終とする。

審査官は、生じる可能性がある以下の場合を検討しなければならない。

A. 局長の決定について、60日以内に特許委員会への審判請求が行われない場合、局長の決定を最終とし、局長の決定に従って手続を実施する。尚、決定結果は以下の場合が考えられる。

## 第2章

最終決定により異議申立てが拒絶され、出願人が次の段階に進むことができる場合、審査官は、出願人が実体審査請求してから実体審査を行う。

第34条  
第1段落

●第31条に基づき異議申立があり、かつ局長が、異議申立人は特許を取得する権利があると決定したとき、局長は出願の拒絶を命令する。

## 第2段落

●特許出願人が局長の命令に対し審判請求しなかったとき、又は局長の命令に対し審判請求して、委員会もしくは裁判所が最終の命令又は判決を下した後、局長の命令があった日から、又は委員会もしくは裁判所による最終の命令もしくは判決のあった日から数えて180日以内に当該発明に対して異議申立人が出願をしたとき、異議申立人は特許出願人が出願した日と同日に出願したものとみなす。また第28条に基づき異議を申立てられた者の出願の公開は異議申立人の出願の公開とみなす。この場合、何人も、自身がより正当な権利を有するべきという理由で、異議申立人の出願に対し異議申立を行うことはできない。

## 第3段落

●異議申立人に対する特許の付与において、担当官は出願を審査し、かつ第24条に基づき異議申立人の発明を審査し、又第29条を異議申立人に対し使用する。

- 最終決定において、特許出願が拒絶され、異議申立人が次の段階へ進むことができる場合（特許出願する権利に関する争いの場合）、第34条に基づき180日以内に異議申立人が特許出願そして実体審査の請求をしてから実体審査を行う。

- 最終決定において、第5、9、10、11、14条等に違反する等で、法律に定める資格を有しないため特許出願が拒絶される場合、出願ファイルの表紙に特許出願拒絶の決定結果を記録する。

B. 局長の命令又は決定について、特許委員会へ審判請求された場合（第72条第1段落に基づき、局長の命令又は決定の通知を受け取った日から数えて60日以内）、審判又は裁判おける検討結果が下されるまで待つてから審判決定又は裁判命令に従い手続を行う。



## 7.まとめ

第31条に基づく異議申立ては、出願公開の後に生じる可能性がある一つの段階である。特許出願に対して異議のある如何なる個人は出願公開日から数えて90日以内に異議申立ての手続を行わなければならない。審査官は、異議申立人の異議申立ての争点、及び当該異議申立に対する答弁の争点を検討し、結果をまとめると共に、検討して決定書を作成し順次上官に提出する。その後、当事者に決定書を送付する。決定書の内容は、以下の2通りである。

1. **異議申立ての拒絶**と決定される場合、異議申立人は局長の決定通知を受け取った日から数えて60日以内に特許委員会に審判請求する権利を有する。当該所定期間が経過した場合、局長の決定を最終とする。

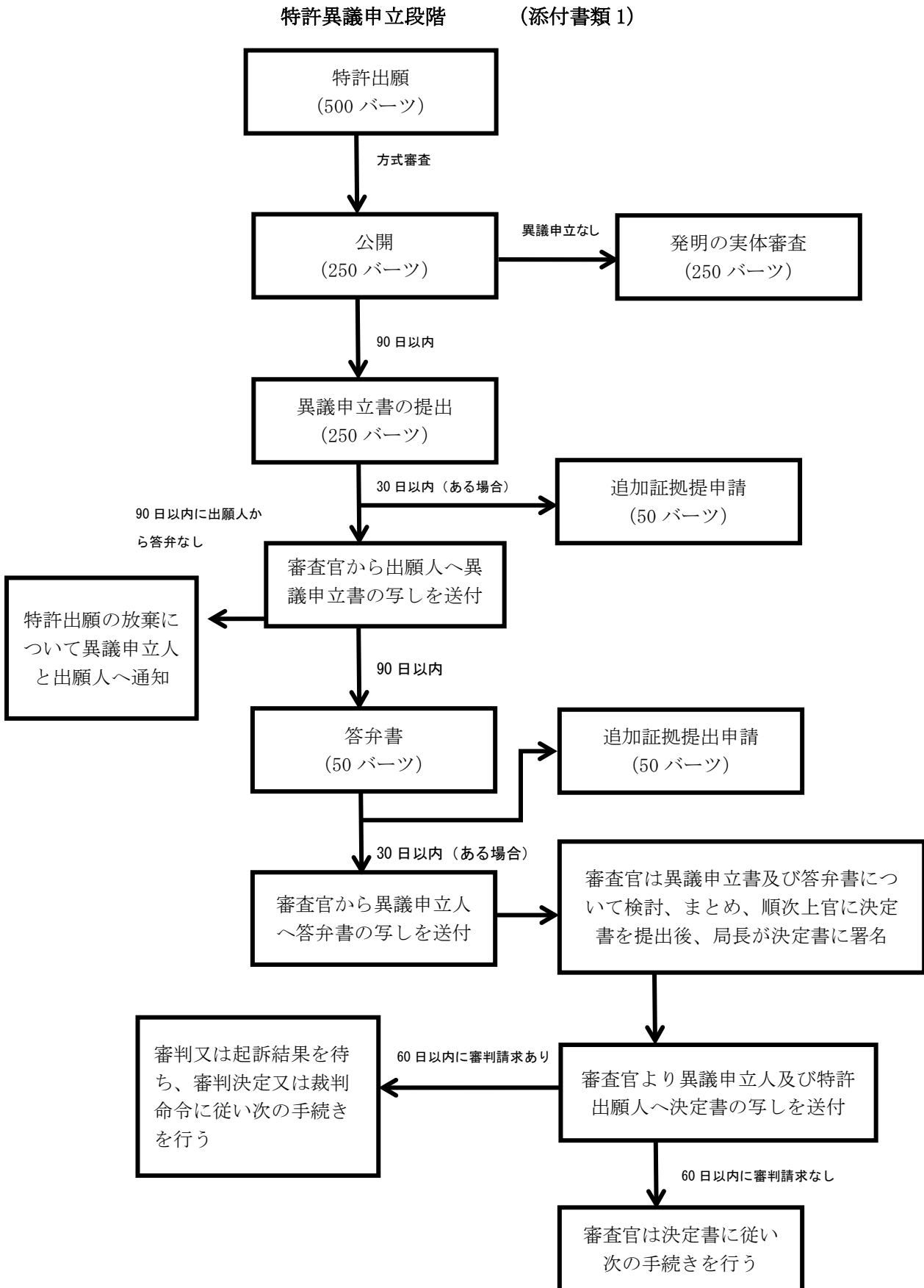
2. **特許出願の拒絶**と決定される場合、**出願人**は局長の決定通知を受け取った日から数えて60日以内に特許委員会に審判請求する権利を有する。当該所定期間が経過した場合、局長の決定を最終とする。

第10条に基づき、特許出願人よりも、異議申立人が権利を有するという争点において**特許出願の拒絶**と決定される場合、**異議申立人**は委員会又は裁判所による最終の命令又は判決が下された日から数えて180日以内に当該発明の特許出願を行うことができる。尚、異議申立人による特許出願日及び公開日を、特許出願人が提出した特許出願と同一日とする。

決定において、第5、9、10、11、14条等に違反する等、法律に定める**資格を有しない**という争点において**特許出願が拒絶**される場合、出願ファイルの表紙に特許出願拒絶の決定結果を**記録**する。

異議申立書を送付したものの、特許出願人が異議申立書の写しを受け取った日から数えて90日以内に**答弁書を提出しない**場合、特許出願人が出願を放棄したものとみなし、特許出願人及び異議申立人に対し当該出願の放棄について通知する。

## 添付書類



## 第2章

添付書類 2

(ガルータ)

番号：ポーノー0702/5771

第1審査部

知的財産局

10320 バンコク都 フワイクワーン区

ラーチャダーピセーク通り 338

仏暦 2541 年 (西暦 1998 年) 9 月 8 日

件名：特許出願に対する異議申立 出願番号 036073

宛先： Mr. マーノップ スパンヤーチョーティクン

10170 バンコク都タリンチャン区

ピンクラオナコンチャイシー通り

クリッサダビレッジ 9-24/14

添付書類：1. 異議申立書の写し 1部

2. ソーポー/ソーポー006 コー様式 1部

拝啓 貴方が出願番号 036073 にて特許出願し、知的財産局が当該出願を仏暦 2541 年 (西暦 1998 年) 4 月 10 日付で公開した件について、添付の異議申立書の写しの通り、当該特許に対する異議申立てがあった。

上述の理由により、仏暦 2535 年 (西暦 1992 年) 特許法 (第 2 版) によって改正された仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 31 条第 2 段落の内容に基づき、貴方は、本異議申立書の写しを受領した日から数えて 90 日以内に、ソーポー/ソーポー006-コー様式を使用し、答弁書、答弁の詳細、及びそれらの書類の写しを 3 部添付して提出しなければならない。提出しない場合は、特許出願を放棄したものとみなす。

敬具

(署名)

(Mr. ウィーラサック マイワッタナー)

特許審査専門職 第 8 ウォー

物理グループ

電話番号：2760120

添付書類 3

(ガルーダ)

番号：ポーノー0702/1910  
第1審査部知的財産局  
バンコク都フワイクワーン区  
ラーチャダーピセーク通り 338

仏暦 2542 年（西暦 1999 年）3 月 15 日

件名： 特許出願に対する異議申立て 出願番号 020163

宛先： Mrs. チャイヤポーン ウッタマヨーティン  
Siam Furukawa Battery Co., Ltd.  
バンコク都ミンブリー区  
スカーピバーン 2 通り第 13 村 85/2

拝啓 出願番号 020163 の特許出願に対し、貴方が異議申立てを行った件について、知的財産局は、既に特許出願人の代理人に当該異議申立てに対する答弁書を提出するよう、通知したが、期日内に提出がされなかった。

上述の理由により、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）によって改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 31 条第 2 段落の内容に基づき、特許出願人は出願番号 020163 における特許出願を放棄したものとみなす。

以上を通知する。

敬具

(署名)

(Mr. プラシット シリチーパチャイヤン)  
特許審査専門職 8 ウォー工学／物理グループ  
電話番号：2760120

## 第2章

添付書類 4

(ガルーダ)

番号：ポーノー0702/7096

第1審査部

知的財産局  
バンコク都フワイクワン区  
ラーチャダーピセーク通り 338

仏暦 2541 年（西暦 1998 年）10 月 30 日

件名： 特許出願に対する異議申立て 出願番号 036073

宛先： Mrs. チャヤーポーン ウッタマヨーティン  
The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.  
ノンタブリー県タムサーイ郡サナムビンナム通り  
第4村 181/10

添付書類： 1. 答弁書の写し 1部

拝啓 貴方の出願番号 036073 の特許出願に対する異議申立て、並びに追加証拠又は追加陳述提出申請書において、

現在、出願人は、貴方の異議申立てに対し、添付の答弁書の写しの詳細の通り、答弁書を提出した。

以上を通知する。

敬具  
(署名)  
(Mr. ウィーラサック マイワッタナー)  
特許審査専門職 8 ウォー物理グループ  
電話番号：2760120

## 情報記録

部署：第1審査部 物理グループ 電話番号：5474716  
 書類番号：ポ－ノー 0706/ 年月日：仏暦 2542 年(西暦 1999 年)4 月 29 日  
 件名：出願番号 036073 の特許出願に対する異議申立に関する事実のまとめ

<p>第1審査部部長 殿</p> <p>物理担当が、異議申立書、答弁書、及び証拠等を検討した結果、添付の検討内容詳細の通り、特許出願人の発明は、異議申立人の発明と異なる部分を有すると判断した。更に、当該発明は、当業者にとって自明でないため、特許出願人の発明が新規性及び進歩性に欠けるといふ異議の申立てを認めることはできない。</p> <p>上記の理由により、以下の通り実施する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 異議申立てを拒絶する  <input type="checkbox"/> 特許出願を拒絶する</p> <p>尚、決定の草稿を添付する。  (サイン) 審査官  (サイン) 担当長 仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 4 月 29 日</p>
<p>副局長 殿</p> <p>以下の決定を行うために、検討後局長へ提出をお願いします。</p> <p>1. <input type="checkbox"/> 異議申立てを拒絶する 及び 2. 決定書に署名する  <input checked="" type="checkbox"/> 特許出願を拒絶する</p> <p>(署名) 第1審査部部長  仏暦 2542 年(西暦 1999 年) 5 月 24 日</p>
<p>局長 殿</p> <p>以下の決定のための検討をお願いします。</p> <p>1. <input type="checkbox"/> 異議申立てを拒絶する 及び 2. 決定書に署名する  <input checked="" type="checkbox"/> 特許出願を拒絶する</p> <p>(署名) 副局長  仏暦 2542 年(西暦 1999 年) 5 月 25 日</p>
<p style="text-align: center;"><u>局長の決定</u></p> <p>以下の通り決定し、</p> <p>1. <input type="checkbox"/> 異議申立てを拒絶する  <input checked="" type="checkbox"/> 特許出願を拒絶する  決定書に署名する。</p> <p>(署名) 局長</p>

## 異議申立てについての検討内容詳細

特許出願番号 : 036073  
 発明名称 : 石灰の無駄を防止したコンクリート・ブロック  
 特許出願人 : Mr. マーノップ スパンヤーチョーティクン  
 異議申立人 : The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.

## 異議申立ての争点

- 1. 第5条(1)に基づく新規性を有していない
- 2. 第5条(2)に基づく進歩性を有していない
- 3. 特許出願する権利
- 4. その他…………….

## 特許出願に基づく発明の特徴

穴の閉部材(1)を有するコンクリート・ブロックの発明であり、(ブロックの)上面の内側に設けられた穴(8)にコンクリート材に埋め込まれたL字状の突出縁(3)を有する金属箱を備えるという特徴を備える。コンクリート・ブロックの両側面の穴(9)も、側面の穴の閉部材(9)を同様に有し、これは半分にカットされた穴の閉部材に類似し、同様のL字状の突出縁が三つの面に対し外向きに突出している。更に、四つ目の面の長さ方向に連続的につながっている折り曲げ可能な突出縁部(2)を有する。二つのコンクリート・ブロックを接合すると、折り曲げ可能な突出縁部が広げられ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目/接合部の周辺の隙間を覆うことによって、側面の穴が覆われ、穴、特に側面の穴へのセメントの入り込みを効率よく防ぐことができる上に、穴口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる(異議申立て審査における図面を参照)。

## 異議申立てのまとめ

発明の要旨は、タイで発行されたサイアムセメントグループ(Siam Cement Group; SCG)のカタログにて開示された。当該カタログは、セメントの無駄を防ぐコンクリート・ブロックについて開示した。そのコンクリート・ブロックは、コンクリート・ブロックと一体化して成形された、上面に穴を覆うコンクリート材から成る穴の閉部材を持った、穴を有する標準品である。また、コンクリート・ブロックの長さ方向の両側に、端の隙間又は内側の穴を覆う部分の半分の大きさである穴の閉部材を持つ側面の穴を有し、更に、同様にと閉部材はコンクリート・ブロックと一体化し成形されている。

上記の特徴に基づき、コンクリート・ブロックの穴を覆う穴の閉部材は、先行技術の発明である。そして、穴の閉部材としてコンクリート材の代わりに金属板を用いることは、コンクリートとコンクリートで穴を覆う結合性能と比べると、金属板とコンクリート材の結合性能はそれほどよくないものである。当該原理は、一般的に知られ、見られる周知の原理であり、かつ、自明であるため、特許を受けることができない。



### 答弁書のまとめ

特許出願人は、異議申立人の書類に関して、金属板から成る穴の閉部材穴について答弁した。

内側の穴の閉部材は、トレーの口又は箱の周りにL字状の突出縁を持った内部の穴の形状と一致するトレーあるいは金属箱に類似する特徴を有する。その突出縁は、コンクリート・ブロックのコンクリート材の中に埋め込まれ、上面の内部の穴を覆うように作られている。コンクリート・ブロックの両側面の穴も、半分にカットされた穴の閉部材と同じ特徴を有する、側面の穴の閉部材を同様に有する上、同様のL字状の突出縁が三つの面の外向きに突出している。更に、切り離された四つ目の面の長さ方向に連続的につながっている折り曲げ可能な突出縁部を有する。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げ可能な突出縁部が広げられ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目/接合部の周辺の隙間を覆うことによって、側面の穴が覆われ、穴へのセメントの入り込みを、特に側面の穴を、効率よく防ぐことができる上に、穴口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。

### 検討内容

#### 新規性

特許出願に基づく発明の特徴である、特に、上面の穴の内部にコンクリート材に埋め込まれたL字状の突出縁を有する金属箱に関し、穴の閉部材と、コンクリート・ブロックの両側面の穴も、半分に切り離された内側の穴の閉部材と同様の特徴を有する、側面の穴を覆う部分を同様に有し、同様のL字状の突出縁が三つの面の外向きに突出しているという特徴は、コンクリート・ブロックと一体化し成形された穴の閉部材である異議申立人の発明と異なっている。

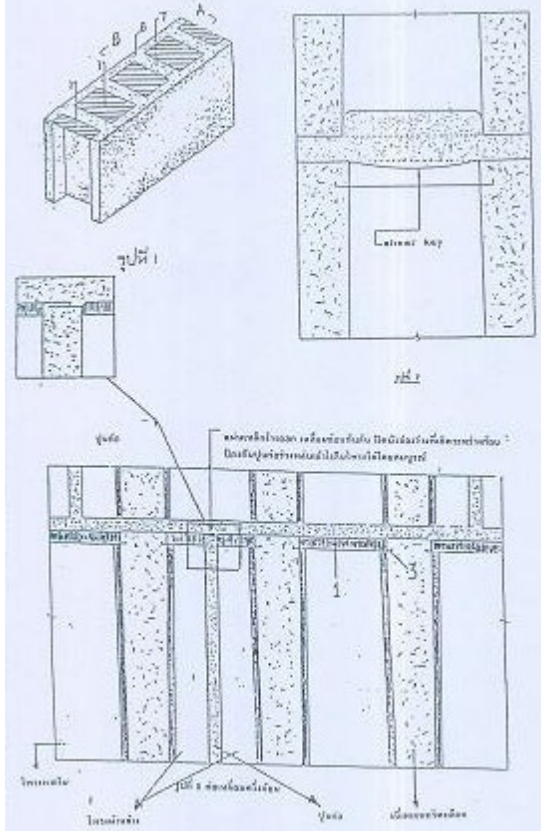
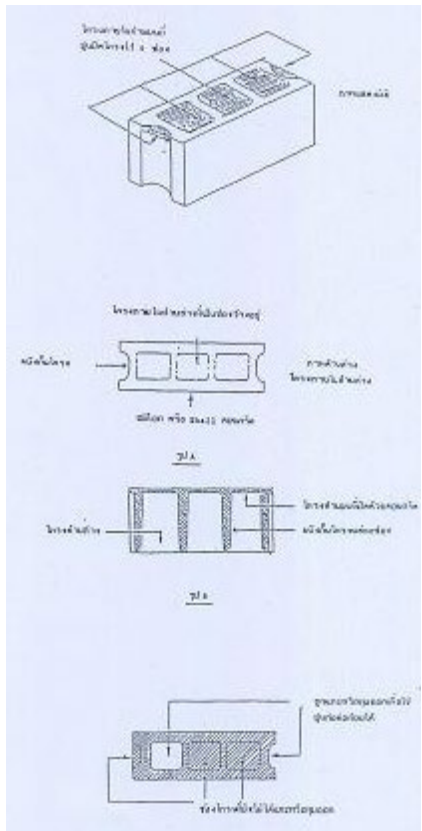
#### 進歩性

特許出願に基づく発明の側面の穴の閉部材は、内部の穴を覆う部分と同様の特徴を持っているが、半分に切り離されている。前述の切り離された縁の辺りの下は、下側に突出した折り曲げ可能な突出縁部を有している。二つのコンクリート・ブロックを接合すると、折り曲げ可能な突出縁部が広げられ、それらが互いに重なり合い、コンクリート・ブロック間のつなぎ目/接合部の周辺の隙間を完全に覆うことによって、効率よく側面の穴へのセメントの入り込み防ぐことができる上に、穴口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。従って、当業者にとって自明ではない。

### まとめ

上記を検討した上で、特許出願の発明は異議申立人の発明と異なっていると判断でき、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）第 5 条（1）及び第 5 条（2）に基づき、新規性及び進歩性を有する発明であるとみなすことができる。よって、異議申立てを拒絶すべきである。

異議申立て審査における図面

特許出願人の発明	異議申立人の発明
 <p>特許出願人：                  Mr. マーノップ スパンヤーチョーティクン                  特許出願日：仏暦 2540 年（西暦 1997 年）3 月 5 日                  公開日：仏暦 2541 年（西暦 1998 年）4 月 10 日</p>	 <p>異議申立人： The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.                  異議申立て日：仏暦 2541 年 7 月 10 日                  証拠： Siam Cement Co., Ltd. のカタログの写し</p>

(ガルーダ)

知的財産局局長の決定書 2/2542 番

件名： 特許出願番号 036073 番に対する異議申立て

異議申立人： The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.

特許出願人： Mr. マーノップ スパンヤーチョーティクン

仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）によって改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条(1)及び第 6 条(2)を準用する第 5 条（1）及び第 5 条（2）に基づき、特許出願人の発明が新規性及び進歩性を有する発明とみなすことができるかという争点における異議申立てに関して、知的財産局局長は、異議申立書、答弁書、及び様々な証拠、明細書、クレーム及び特許出願に示される図面を検討した。

コンクリート・ブロックに関する発明である特許出願人の発明と異議申立人の発明を比較して検討した結果、以下の事実が明白になった。

特許出願人の発明は、穴の閉部材（1）を有するコンクリート・ブロックの発明であり、（ブロックの）上面の内側に設けられた穴（8）にコンクリート材に埋め込められた L 字状の突出縁（3）を有する金属箱を備えるという特徴を備える。コンクリート・ブロックの両側面の穴（9）も、側面の穴の閉部材（9）を同様に有し、これは半分にカットされた穴の閉部材に類似し、同様の L 字状の突出縁が三つの面に対し外向きに突出している。。更に、四つ目の面の長さ方向に連続的につながっている折り曲げ可能な突出縁部（2）を有する。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げ可能な突出縁部が広げられ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の周辺の隙間を覆うことによって、側面の穴が覆われ、穴へのセメントの入り込みを、特に側面の穴を、効率よく防ぐことができる上に、穴口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。

異議申立書に基づく発明は、タイで発行されたサイアム・セメント・グループ（Siam Cement Group; SCG）のカタログにおいて公開された。当該カタログは、セメントの無駄を防ぐコンクリート・ブロックについて開示している。当該コンクリート・ブロックは、コンクリート・ブロックと一体化に成形された、上面の穴を覆うコンクリート材から成る穴を覆う部分を持った、穴を有する標準品である。また、コンクリート・ブロックの長さ方向の両側に、端の隙間又は内部の穴を覆う部分の半分の大きさである穴の閉部材を持った、側面の穴を有し、更に、同様にコンクリート・ブロックと一体化に成形されている。

上記の特徴に基づき、コンクリート・ブロックの穴の閉部材は、先行技術である。そして、穴の閉部材としてコンクリートの代わりに金属板を用いることは、コンクリートとコンクリートの結合性能と比べると、金属板とコンクリート材の結合性能はそれほどよくないものである。更に、当該原理は、一般的に周知のことであり、自明であるため、特許の保護を受けることができない。

上記の事実より、下記のように検討した。

特許出願に基づく発明の特徴である、特に、上面の内側の穴口を覆う、コンクリートに埋め込められた周りにコンクリート材に埋め込められたL字状の突出縁を有する金属箱という特徴を有する穴の閉部材と、コンクリート・ブロックの両側面の穴も、半分に切り離された内部の穴を覆う部分の特徴に類似する側面の穴を覆う部分を同様に有し、同様のL字状の突出する縁が三つの面の外向きに突出しているという特徴は、コンクリート・ブロックと一体化に成形された穴を覆う部分である異議申立人の発明と異なっているため、新規性を有するものとみなすことができる。

特許出願に基づく発明の側面の穴の閉部材は、内側の穴を覆う穴の閉部材と同様の特徴を有しているが、半分にカットされている。前述の切り離された縁の辺りには、下側に突出する折り曲げ可能な突出縁部がある。二つのコンクリート・ブロックを接合すると、折り曲げ可能な突出縁部が広げられ、それらが互いに重なり合い、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の周辺の隙間を完全に覆うことによって、効率よく側面の穴へのセメントの入り込み防ぐことができる上に、穴口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。従って、当業者にとって自明ではないとみなすことができる。

上記により、出願人の発明は異議申立人の発明と異なっていると検討することができ、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）によって改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条(1)及び第 6 条(2)を準用する第 5 条（1）及び第 5 条（2）に基づき、新規性及び進歩性を有する発明であるとみなすことができる。

上記の理由を以って、036073 番の特許出願に対する異議申立ての拒絶を決定した。

署名

(Mr. ピパット イントラパップ)

知的財産局局长

物理グループ

特許庁

知的財産局

電話番号：5474716

添付書類7:A

.....ページ/全.....ページ  
(ガルーダ)

ソーポー/ソーポー007 コー様式

担当官欄.....  
異議申立番号.....  
受理日.....  
時間.....

特許出願に対する異議申立書

出願番号.....  
公開日.....  
.....

1. 私、.....は、国籍.....  
住所.....都/県.....郡/  
区.....町.....  
通り.....ソイ.....  
村.....番地 電話番号.....  
職業.....勤め先住所.....都/  
県.....郡/区.....  
町.....通り.....  
ソイ.....村.....番地  
電話番号.....です。

2. 私は、.....(年月日)  
に、.....(出願人名)により出願された  
.....(発明/意匠名)の特許出願に対し、異議申立  
てを行います。  
理由は.....  
.....  
.....

であり、理由について、本異議申立書の末尾の詳細に、全.....ページ添付いたしま  
す。

添付書類 7 : A

..... ページ / 全 ..... ページ

3. 私は、本異議申立書と共に、以下.....  
.....  
.....  
.....  
の証拠を 全 ..... ページ添付いたします。

私は、上述の内容及び異議申立書の詳細が、全項目において事実であることを保証いたします。

仏暦 ..... 年 ..... 月 ..... 日

署名 ..... 異議申立人

(.....)

備考 1. 内容の記入においては、タイ語で明確に、印刷又はタイピングしなければならない。

2. 異議申立ての詳細は、異議申立ての要点に沿って項目ごとに記載し又その理由を明確に説明しなければならない。

3. 異議申立書及び異議申立ての詳細は、その写しと共に提出すること必要な写しの部数は以下の通りである。

(1) 担当官に対して 2 部

(2) 特許出願人 1 件に対して 1 部

添付書類7:A

.....ページ/全.....ページ

異議申立ての詳細

署名..... 異議申立人

第2章

添付書類7：B

(ガルーダ)

..... ページ/全..... ページ

ソーポー/ソーポー008 コー様式

担当官使用欄.....  
申請番号.....  
受理日.....  
時間.....

答弁書

出願番号.....  
異議申立番号.....  
.....

1. 上記特許の出願人である私..... は、私の特許出願に対し、  
(仏暦) ..... (年) .....  
(月) ..... (日) ..... (異議申立人)  
により提出された異議申立てに対し、答弁いたします。又、理由について、本答弁書の末尾の詳細に、全..... ページを添付いたします。

2. 私は、本答弁書と共に、以下.....  
..... の証拠を、  
全..... ページ添付いたします。

私は、上述の内容及びこの答弁書の詳細が、全項目において事実であることを保証いたします。

仏暦.....年.....月.....日

署名..... (答弁人)

(.....)

備考 1. 内容の記入においては、タイ語で明確に、印刷又はタイピングしなければならない。

2. 答弁の詳細は、異議申立ての争点に沿って項目ごとに記載し、又その理由を明確に説明しなければならない。

3. 答弁書及び答弁書の詳細は、その写しと共に提出すること。  
必要な写しの部数は以下の通りとする。

- (1) 担当官に対して 2部
- (2) 異議申立て人1件に対して 1部



添付書類7：B

..... ページ / 全 ..... ページ

異議答弁の詳細

署名..... (異議答弁人)

第2章

添付書類7:C

..... ページ/全..... ページ

ソーポー/ソーポー007-コー様式 (ポー)

担当官使用欄.....  
申請番号.....  
受理日.....  
署名..... 受理人

追加証拠又は追加陳述提出申請書  
特許出願番号.....  
異議申立番号.....  
.....

1. 私、..... は、国籍.....  
住所 ..... 都 / 県 ..... 郡 /  
区..... 町.....  
通り ..... ソイ.....  
村..... 番地 電話番号.....  
職業..... 勤め先住所..... 都 /  
県 ..... 郡 / 区 .....  
町..... 通り.....  
ソイ..... 村..... 番地  
電話番号..... です。

2. 私は、特許出願人である。  
異議申立て人である。

3. 私は、私の異議申立て/答弁についての証拠、すなわち、証拠書類... ページ、  
証拠物品... 個、証人... 人を追加提出することを申請いたします。詳細は、本願書末  
尾の証拠詳細一覧に記載いたします。

私の異議申立て/答弁について追加陳述いたします。追加証拠/追加陳  
述の詳細は、本申請書の末尾に添付いたします。

4. 私は、前述の内容及び追加証拠/追加陳述の詳細一覧における全項目において事実  
であることを保証いたします。

仏暦.....年.....月.....日

申請人の署名( )  
申請人の氏名( )

署名..... (申請人)  
(.....)

第2章

添付書類7：D

..... ページ / 全 ..... ページ

ソーポ- / ソーポ-009 コー様式

担当官使用欄.

受理番号.....

年月日.....

署名..... 受理者

(手数料 1, 000 バーツ)

審判請求書

特許 / 小特許出願番号.....

出願日.....

発明 / 意匠名.....

.....

1. 私、..... は、国籍 .....

住所 ..... 都 / 県 ..... 郡 / 区..... 町.....

通り ..... ソイ .....

村..... 番地 電話番号.....

職業..... 勤め先住所..... 都 / 県 ..... 郡 / 区 .....

町..... 通り.....

ソイ..... 村..... 番地

電話番号..... です。

2. 私は、上記の特許 / 小特許に関する知的財産局局長の命令 / 決定に対して審判請求をいたします。(命令 / 決定内容の記載)

.....

.....

.....

又、理由について、本審判請求書の末尾の詳細に、全..... ページを添付いたします。

3. 私は、前述の特許 / 小特許出願に関する利害関係人です。すなわち、(以下、詳細を記入).....

.....

.....

4. 私は、本審判請求に関する以下の証拠を送付いたします。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....

5. 私は、前述に記載した内容及び本審判請求における詳細が、全項目において事実であることを保証いたします。

仏暦.....年.....月.....日

署名..... (審判請求人)

(.....)

備考 1. 内容の記入においては、タイ語で明確に、印刷又はタイピングしなければならない。

2. 審判請求の詳細は、審判請求の争点に沿って項目ごとに記載し、又その理由を明確に説明しなければならない。

3. 審判請求書及び審判請求書の詳細は、原本 1 部、写しを 10 部提出しなければならない。

添付書類7:D

.....ページ/全.....ページ

審判請求の詳細

審判請求人の署名

## 第3章

### 小特許出願

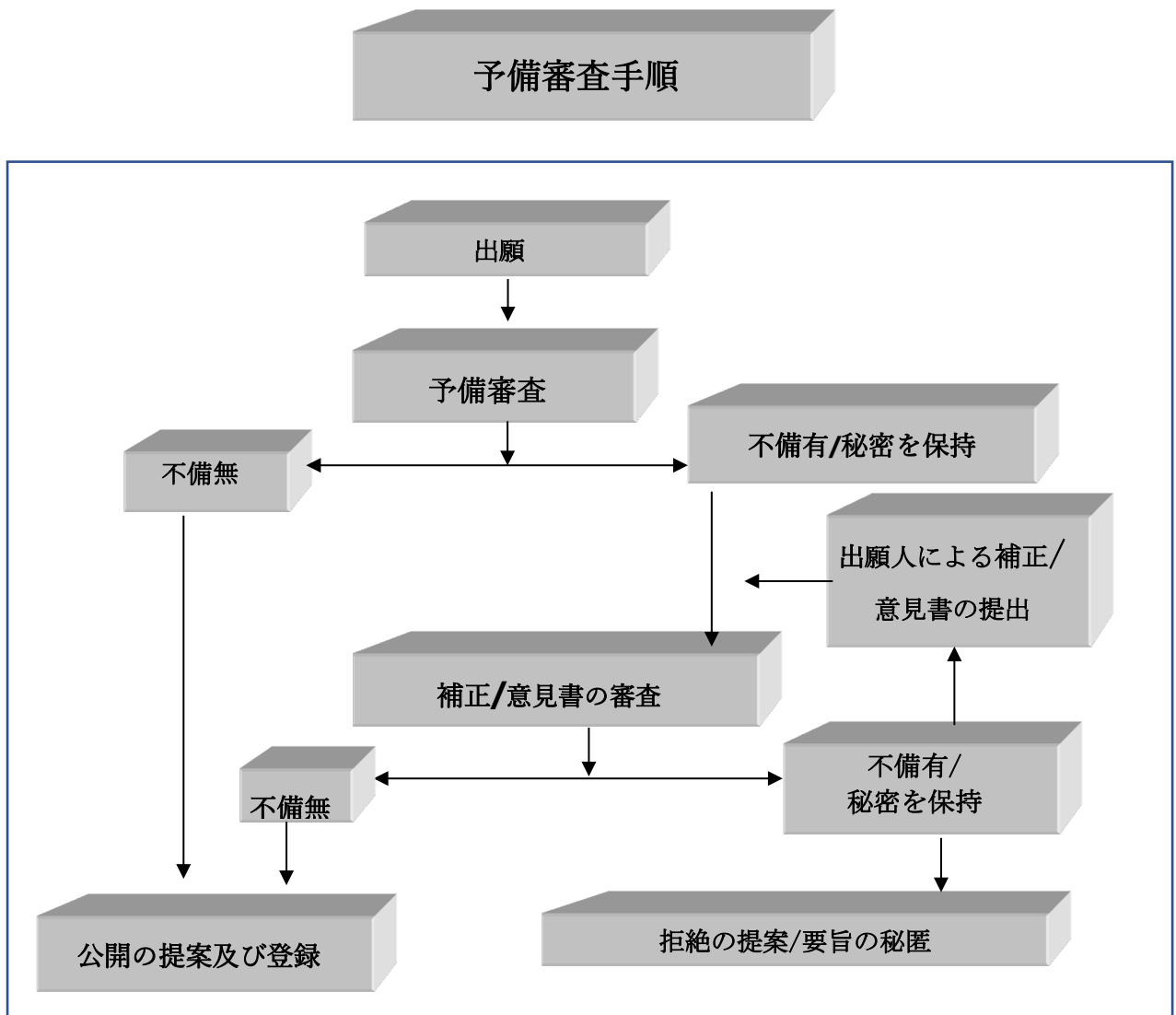
## 第3章 小特許出願

### 第1部 予備審査

#### 1. はじめに

小特許出願の場合も、予備審査は、小特許登録及び付与の前の小特許出願審査手順の一つである。即ち、担当官又は審査官は、出願人が願書に漏れなく記載しそして関連書類を提出し、さらに小特許出願手数料を納付した後に審査を開始する。担当官は出願が適正かどうかを検討しなければならない。これは、発明特許出願の場合と同様の指針である。また、小特許出願が適正な場合、登録し、小特許を付与する。小特許出願の審査は小特許登録のための制度である。（※予備審査では）小特許登録及び付与前に新規性の検討を行わない。

仏暦 2542 年特許法（第 3 版）、関連する省令、局告示では、小特許出願の予備審査について、審査手順及び審査が必要な内容は第 1 章第 1 部の発明特許出願の場合に類似するよう定められている。





## 審査すべき事項

### 1.1 新規出願に関する審査

- 小特許出願のチェックリストによる審査（出願受理部）
- 小特許出願の正確性及び完全性に関する審査
- 小特許出願の願書の審査
- 発明の内容及び出願書類の正確性及び明確性に関する審査（第17条を準用する第65条の10、省令及び局告示）
- 保護を求めることができない発明に関する審査（第9条を準用する第65条の10、省令）
- 小特許を受ける権利に関する審査（第10、11、14、15条第1、2段落を準用する第65条の10及び省令）
- 複数の者が同一発明を個別及び単独になした場合の権利に関する審査（第16条を準用する第65条の10及び省令）
- 同一発明について小特許及び特許の出願した者の権利に関する審査（第65条の3及び第77条の5）
- 発明の出願日及び優先日の主張に関する審査（第19条、第19条2を準用する第65条の10、関連省令、局告示）
- 特許／小特許出願提出日前に国内で発明特許又は小特許出願が行われていない発明（第65条3、第77条5、関連省令）
- 公開前の特許出願から小特許出願への種別の変更出願（第65条4）
- 単一の発明概念を構成すると見なされる、関連性のある小特許出願を行う発明（第18条、第26条を準用する第65条の10、関連省令）
- 秘密として保持しなければならない発明（第23条を準用する第65条の10）
- 局告示「手数料」に基づく出願手数料、手数料免除

### 1.2 補正書の審査

- 担当官の通知に基づいてなされた期限内の補正内容（第27条を準用する第65条の10）
- 要旨の追加（第20条を準用する第65条の10）

## 2. 小特許出願のリスト審査

### 小特許出願を構成する証拠書類に関する審査（出願受理部）

出願人が、知的財産局特許部3階出願受理部に対して小特許出願すると、担当官は小特許出願の項目及び構成物（例 願書、明細書、クレーム、図面（あれば）、及び要約等）及び出願構成書類の正確性及び完全性についてチェックリスト（Check list）（添付書類1）に基づき検討する。

1. 願書又は証拠書類が不正確・不完全であった場合は、出願受理部担当官は、追加提出の必要がある書類リスト又は証拠書類に基づき欠陥を記録し（出願受理合意記録書）。出願人に、出願日から90日以内に補正及び/又は追加書類を担当官に提出するよう求める（仏暦2558年許認可促進法第8条）。出願人が期日までに追加書類を提出しない場合、担当官は出願を出願人に返却し、出願返却理由を通知すると共に審判請求する権利があることを伝える（仏暦2558年許認可促進法第9条）。上述の場合において、出願人が知的財産局に対して手数料を納付済みの場合、出願人は手数料の返還を申請することはできない。ただし次の場合はこの限りでない。：

(1) 費用払戻しを規定する法令がある場合；

(2) 政府官庁側の過失に起因し、費用支払者の責に因らない支払いの重複又は過払いについては、知的財産局は事案毎に検討する。

2. 出願人が、第1項に定める追加の提出を求める出願受理合意記録書に従い書類又は証拠を提出する場合、全書類又は証拠を同時に提出しなければならない。

3. 証拠書類の写しを提出する必要がある場合、出願人はその証拠書類の写しが適正であることを証明する。

4. 外国語の書類を提出しなければならない場合、出願人は当該書類及び翻訳者の翻訳宣誓書付タイ語翻訳を提出しなければならない。

5. 出願人又は委任を受けた代理人が自身で出願せず、他の個人に出願を委任している場合、当該個人が出願書類を提出し、出願人又は代理人に代わり出願受理合意記録書に署名する権限を与える臨時委任状又は個別委任状が必要である。なぜなら、当該出願に不備がある又は証拠書類に不備がある場合、出願を行う個人が当該記録に署名する権限がなければ、担当官が当該出願を受理することができない可能性があるからである。

## 3. 法律、省令、関連告示に基づく小特許出願の予備審査

小特許出願の予備審査を実施する場合、審査官は次の法律、省令、局告示の規定に従い出願を審査する。

## 第65条の5

発明の登録及び小特許権の付与に際し、担当官は小特許出願第17条を準用する第65条の10に合致するかどうか、及びその発明が第9条を準用する第65条の10の下で保護を受けるかどうか審査を行うものとする。審査報告書は局長に提出するものとする。

- 局長が審理の結果、小特許出願が第17条を準用する第65条の10に合致しない、又はその発明が第9条を準用する第65条により保護を受けないと判断した場合、局長はその小特許出願の拒絶を命令をするものとし、担当官は小特許出願人に対し配達証明付書留郵便又は局長より指示されたその他の方法にて局長の決定から15日以内に拒絶を通知するものとする。
- 局長が審理の結果、小特許出願が第17条を準用する第65条の10に合致し、かつその発明が第9条を準用する第65条により保護を受けると判断した場合、局長は、発明の登録及び小特許の付与を命ずるものとする。発明の登録及び小特許の付与の前に、担当官は小特許出願人に対し小特許付与に係る手数料及び公報発行手数料を支払うよう第28条(2)を準用する第65条の10に定める手続き及び期限に従って通知するものとする。

小特許証は、省令に定められた様式とする。

## 第65条の10

第2章「発明特許」に関する、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第19条2、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条、第28条、第35条の2、第36条、第36条2、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第47条2、第48条、第49条、第50条、第50条の2、第51条、第52条、第53条、第55条を、第3章2部の小特許に関する事項に準用する。

## 第3章 第1部

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第24項

小特許出願に関し、第1部第1条から第18条までの発明特許に関する規定を準用する。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項

第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

(1) 特許出願又は小特許出願は、願書、明細書、クレーム、図面(あれば)及び要約がそれぞれ第17条又は第17条を準用する第65条の10に基づく省令に準拠しているか。

(2) 特許出願又は小特許出願の発明がそれぞれ第9条又は第9条を準用する第65条の10に基づく保護を求めることができない発明ではないか。

(3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか。

(4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

(5) 特許出願又は小特許出願にかかる発明がそれぞれの出願日前に第65条の3に基づき国内で出願された特許出願又は小特許出願と同一発明ではないか。

(6) 特許出願又は小特許出願にかかる発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第5項

特許出願又は小特許出願が第2条(1)若しくは第3条(1)の規定に準拠していないか、または特許出願又は小特許出願にかかる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に従っていない場合、担当官は、特許出願人又は小特許出願人に所定の期間内に出願を補正するよう通知すべく局長に報告書を提出するものとする。

## 第3章 第1部

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第6項

特許出願若しくは小特許出願(場合に応じ)の対象たる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に基づき特許性を欠いていると思われる場合、特許出願の対象たる意匠が特許法第58条に基づき特許性を欠いていると思われる場合、又は特許出願若しくは小特許出願が第2条(3)若しくは第3条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく長官に審査報告書を提出するものとする。

第1段落に基づく出願の拒絶の命令に先立って、局長は、出願人に対して、意見を述べるよう又は小特許出願を補正するよう命令することができる。

## 4. 小特許出願の適正、完全性の審査

小特許を出願する際、出願人は第17条に規定する事項、省令に定める規則及び手続き、及び関連する局告示に基づき出願を準備し、局長が定める様式に従い、出願を構成する証拠書類とともに小特許出願書類を提出する。

特許を出願する際には省令に定める規則及び手続きに従って行われなければならない。出願は次の事項を含む。

65条で準用される  
17条

- (1) 発明の名称
- (2) 発明の目的及び特徴
- (3) その技術又は学術分野における通常の専門知識を有する専門家が、その発明を実施できる程度に完全で、もれがなくかつ明確な発明の明細書また発明者が知りうる最良の実施態様が記載されてなければならない。
- (4) 明瞭なクレーム
- (5) 省令に定めるその他の事項

タイ国が特許に関する国際協定又は国際協力に加盟し、特許出願が前述の国際協定又は協力規定に基づく場合、その特許出願はこの法律に基づく特許出願であるとみなす。

小特許出願人は局長が定める願書に従って出願しなければならないが、当該出願は明細書及びクレーム、から構成され、発明のより良い理解のために必要であれば、出願に図面(あれば)を同時に添付しなければならないこともあり、そして要約も添付される。

小特許出願する発明が新規な微生物に関する発明である場合、

## 第3章 第1部

明細書は、局長が定める寄託機関発行の当該微生物の寄託証明書及び／又は当該微生物の性質及び特徴を記載した書類を意味する。（局告示「微生物寄託機関の名称リスト」）。

小特許出願人が出願と共に提出する書類は少なくとも3部又は局長の指定する数量としなければならないが、5部以下とする。上記以外の書類を提出する場合は、局長から例外として許可された場合を除き同部数提出しなければならない。

出願人の小特許出願のための出願の準備、出願受理をする場所の決定及び出願の複写数の規定は、省令第21号第2項（仏暦2542年）が適用される。

省令第21号  
（仏暦2542年）  
第2項

発明特許を出願する場合、出願人は、局長が指定する様式による出願を次の何れかの場所の担当官へ提出するか、又は配達証明付書留郵便によってこれにかかる担当官に送付する。

(1) 商務省知的財産局

(2) 県商務事務局又は局長が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく出願には明細書、クレーム及び要約を添付しなければならない。出願人は、発明のより良い理解のために必要であれば、出願に図面を添付してもよい。

本項において、特許出願にかかる発明が新規な微生物に関する発明である場合、明細書は、知的財産局が随時公表する寄託機関が発行する当該微生物の寄託証明書及び／又は当該微生物の性質及び特徴を記載した書類を意味する。

出願人は、第2段落に記載の書類を3部又は局長が指定する部数で5部以下の部数を提出しなければならない。出願人が上記以外の書類の提出を求められる場合、局長から許可された場合を除き、同部数提出しなければならない。

明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約について、出願人は：

(1) A4サイズ（21\*29.7 cm）で罫線の入っていない高品質の白色印刷用紙を使用し、図面が水平線を使用していない限り縦方向で片面のみ使用する；

(2) 全頁に渡って各頁の上部中央に頁番号を記載する；

(3) 明細書、クレーム及び要約の左側において、5行毎に行番号を記載する；

(4) 重量その他数量を示す際は国際単位を使用する；

## 局告示

「願書の規定」  
（仏暦2542年）

## 第6項

## 第3章 第1部

(5) 当業技術又は技術分野において一般的に使われている所定の用語、記号、及び符号を使用する；

(6) 担当官が許可した場合を除き、線を引いて消す、消去、変更、追加、又は行間に言葉又は文字を記入する行為をしてはならず、どうしても必要な場合は混乱又は誤解の原因とならないようにする。

出願人は願書又は特許若しくは小特許を受ける権利の宣誓書及び関連するその他様式を知的財産局又は県商業事務局に無償で請求でき、書類をコピーし、知的財産局のウェブサイト([www.ipthailand.go.th](http://www.ipthailand.go.th))で各種願書をダウンロードすることができる。

関連する省令又は局告示に定める、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約又はその他関連書類を含む様式の記載は、タイプライター又はコンピューターによりタイプしなければならない。

小特許出願の予備審査において、審査官は出願の正確性、明細書における開示の明確性、法令に定める保護を受けることができない発明ではないか、小特許出願する権利を検討する。また、特許又は小特許出願する権利の重複又は競合についても検討する。審査官は省令第22号（仏暦2542年）第2項に基づき検討する。

省令第22号  
（仏暦2542年）  
第2項

第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

(1) 特許出願又は小特許出願は、願書、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約がそれぞれ第17条又は第17条を準用する第65条の10に基づく省令に準拠しているか。

(2) 特許出願又は小特許出願の発明がそれぞれ第9条又は第9条を準用する第65条の10に基づく保護を求めることができない発明ではないか。

(3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか。

(4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

(5) 特許出願又は小特許出願にかかる発明がそれぞれの出願日前に第65条の3に基づき国内で出願された特許出願又は小特許出願と同一発明ではないか。

(6) 特許出願又は小特許出願にかかる発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。

小特許出願の予備審査において、審査官は当該出願が以下の事項を正確且つ漏れなく満たしているか検討する：

- 願書
- 明細書
- クレーム
- 図面（あれば）
- 要約

出願を構成する書類。例えば小特許出願する権利の宣誓書、譲渡証書、委任状、発明の展示証明書、微生物寄託証明書、外国における最初の出願日に出願したものとみなすことの申請書（訳注：以下、優先権主張申請書とする。）等。出願人が提出すべき出願構成書類は、それぞれの案件毎の条件に依存して決まるものであって、以下の通り検討される。

#### 出願を構成する証拠書類の例

1. 特許／小特許出願する権利を証明する書類又は「小特許出願する権利の宣誓書」。出願人が発明者と同一の場合であり、発明者が小特許出願人であって、如何なる他人も当該小特許を出願する権利を有さず、如何なる他人へも権利譲渡が無いことを確認し、小特許出願に記載の詳細及び事実が全て正確で真正であることを証明するものである。

2. 譲渡証書。小特許出願人が発明者と同一ではない場合であり、発明者の同意の下、小特許出願する権利及びその他関連する権利を含む当該発明の権利を譲受人へ譲渡し、譲渡人から譲受人への権利の譲渡を証明するものである。譲渡証書原本には発明の名称、譲渡人及び譲受人の署名を記載しなければならない。譲渡の認証のため契約の証人としてその他の人物に署名を受けることが望ましい。

2.1 従前にタイ国内の小特許出願のために提出した譲渡証書原本があつて、譲渡人及び譲受人が同一で、他の小特許出願の登録を希望する場合は、他の小特許出願において、譲渡証書原本の写しを用いることができる。



## 第3章 第1部

この場合出願人又は代理人はその写しに、原本である譲渡証書が提出された出願の番号を明記し、適正な写しであることを宣誓する署名をしなければならない。

2.2 出願人が譲渡証書の写しと、外国の特許庁による認証書、又は当該国の法令により署名の認証を委任された者（公証人）による公証、又は譲渡人及び譲受人が居住する国のタイ大使館若しくはタイ領事館の担当官又は商務省の責任者による署名認証とを有する場合、小特許出願において、これらの者により認証済みの譲渡証書写しを用いてもよい。

3. 発明の展示証明書とは、国際的な商品展示会、公式な展示会又は当該国の政府機関が開催又は承認した展示にて発明の要旨又は明細書が開示された発明の展示を証明する書類である。当該証明書は政府が主催又は承認する機関発行のものでなければならない。当該発明について出願人が展示の開始日より12か月以内に小特許出願を行えば展示の開始日に出願を提出したものと見なされ、出願人は当該発明の展示証明書を小特許出願と共に提出しなければならない。65条の10で準用する第19条に定める通り、当該証明書には展示会の開始日若しくは発明の展示開始日、発明の要旨若しくは詳細の開示日、又は発明が一般向けに開示された日が記載されていなければならない。

4. 委任状とは、出願人が手続きの代理を他人に委任（小特許出願人、特許／小特許の審査請求をする者、異議申立人、答弁書の提出者、又は審判請求をする者等）する書類であり、タイ知的財産局局長に対して登録済の特許代理人に委任しなければならない。委任は特許又は小特許出願人の居住地により以下の2つに場合分けされる：

**ケース 1** 国内に居住地を有する出願人が他人に代理を委任する場合、タイ知的財産局に登録済の特許代理人に委任しなければならない。

**ケース 2** 国内に居住地を有さない出願人も同様にタイ知的財産局に対して登録済の特許代理人に委任しなければならない。以下の規則に従って委任状を局長に提出する：

➤ 委任が国外でなされた場合、委任状は代理人が居住する国のタイ大使館若しくはタイ領事館の権限者、又は商務省責任者、又は上記人物の代理を委任された担当官、

又は当該国の法令により署名を認証する権限を有する人物（Notary public：公証人）により署名の認証を受けなければならない。

▶ 委任がタイでなされた場合、委任時に当該人物が実際にタイに居留していたことを局長に証明する書類として、パスポート、一時的な居住を証明する書類又はその他証拠の写しを提出しなければならない。

また、委任状には代理人1名あたり30パーツ分の印紙を添付する。委任状が外国語で作成されている場合、タイ語翻訳が正確で委任状原本に一致することを証明する翻訳者及び代理人による署名、又は出願人を代理する特許代理人の署名がある翻訳宣誓書をタイ語版委任状と共に提出しなければならない。出願の提出又は知的財産局との交信が出願人又は特許代理人ではなくその他委任された人物によって行われる場合、臨時委任状又は個別委任状が求められる。

5. 寄託機関により発行された微生物の寄託証明書及び／又は微生物の性質及び特徴が記載された書類。証明書には寄託の日付/人物/受理番号、その他情報を記載しなければならないが、秘密に保持するものとし、証明書は局長が定める（微生物寄託機関の名称リストに関する局告示）寄託機関が発行したものでなければならない。

6. 優先権主張申請書とは、タイ国内で小特許出願をする前にタイ国外で特許又は小特許出願を行っていることを示し、国外で最初に出願した日に出願したと見なされる権利があることを示すための書類であり、即ち、外国での最初の出願に基づく、「Claims Priority」と呼ばれる第19条の2に規定する遡及的権利を主張することを意図している。この場合、タイ国外の最初の出願から12か月以内にタイ国内の小特許出願を行わなければならない。（訳注：以下、「外国で最初に出願した日に出願したと見なされる権利」については単に優先権という）

更に、出願人は優先権主張申請書を様式ソーパー／ソーパー／オーソーパー／002-コー（添付書類5）に定める通り、タイ国外における最初の出願の願書写しと共に、タイ国内の小特許出願日において同時に又はタイ国内の小特許出願の公開日までに提出しなければならない。但し、タイ国外での最初の小特許出願日より16か月以内に提出する（局告示「特許出願の願書、優先権主張申請書、（略）の様式規定」に従うこと。）

## 5. 小特許出願の願書の審査

審査官は、様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－コー（添付書類2）に従い、小特許出願の願書を審査し、出願人が提出された出願関連書類に対応して各種データをすべて適正に選択又は記載していることを確認する。

特許出願／小特許出願どちらに対する願書であるか、頁の左側上部に設けられている□に 印を記入して保護の種類を選択する。例えば発明特許の場合、「発明 製品意匠 小特許」のようにチェックを入れる。以降、以下に示す順でそれぞれ□にチェックを入れて選択する。

### 第1項 発明の名称

発明の名称は発明の技術的特徴を明確に表すものであって、明細書及び関連書類（譲渡証書、特許／小特許を出願する権利の宣誓書等）に一致しなければならない

### 第2項 意匠特許出願

同一群に属する複数の意匠について同時に特許出願 する場合（複数の意匠からなる組物の意匠特許出願の場合）、チェックを入れる。特許出願である場合には当該番号にチェックを入れない。

### 第3項 特許／小特許出願人及びその住所（番地、通り、国）

特許／小特許出願人の氏名を記入する。特許／小特許出願人が個人である場合、連絡可能な氏名及び住所を記入すること。

特許／小特許出願人の氏名が法人の場合、連絡可能な会社名及び住所を記入し、国籍を含む出願人の名称、住所は関連書類（譲渡証書、小特許出願に関連する証明書等）に記載のものと一致する正確なものでなければならず、直接連絡可能な住所を記載する。複数の出願人住所が記載されている場合、担当官は筆頭出願人に書類を送付又は連絡し、又は特許代理人に委任されている場合はまず特許代理人に送付する。

### 第4項 特許／小特許出願する権利

小特許を出願しようとする小特許出願人の立場を確認し、ボックスを選択して印を記入する。

発明者／意匠創作者 譲受人 その他理由による出願人

## 第3章 第1部

## 第5項 代理人（居れば） / 住所（番地、通り、県、郵便番号）

委任された特許代理人の氏名を記入するものとし、当該特許代理人は知的財産局に登録された者でなければならない。出願人が誰にも委任せずに自身で特許出願する場合、当該ボックスは空白のままとする。

出願人が特許代理人に委任した場合、その氏名を願書第5項に記載する。当該特許代理人が間違いなく知的財産局に登録済であること、特許代理人の氏名及び住所、特許代理人番号、電話番号、ファクス番号、eメールを確認する。願書に記載の情報は委任状に記載のものと一致していなければならない。

## 第6項 発明者及び意匠创作者の住所（番地、通り、国）

共同発明者の氏名も確認し、発明者の氏名及び住所を住所情報（番地、通り、国）も含め願書第6項に定める通りに記入する。それぞれの場合に応じて、特許／小特許出願の証明書又は譲渡証書又は雇用証明書に記載の人物と同一であるか確認する。

## 第7項 原出願からの分割出願又は関連出願である特許／小特許出願

原出願に複数の発明が含まれる（第26条）又は出願人が権利を有さないとの理由で異議申立が行われた（第24条）又は権利種別の変更の申請をした（省令第22号第14条）との理由で、当該特許出願／小特許出願を特許出願番号... 及び出願日... と同日に出願したことと見なすよう求めている日付が正しく記載されているかを検討する。

## 第8項 外国でなされた出願

これまでになされた他の出願が無い場合は、本ボックスは空白のままとする。但し、これまでに海外で出願された出願がある場合はその詳細を表に正確且つ漏れなく記載する。

願書第8項に記載の外国出願情報に外国出願の出願日、出願番号、国、発明の国際特許分類、及び出願の状況が漏れなく記載され、「優先権主張申請書」に記載の情報と一致しているか、出願日当日又は出願日より後に提出された外国出願の証拠書類が明記されているか検討する。

## 第9項 政府機関が開催する公式な展示会における特許出願人／小特許出願人による発明又は意匠物品の展示

展示日を明記し、発明展示の証拠を添付する。

出願人が、展示日、展示開始日、主催者名を記載した展示証明書等と、願書第9項に記載の展示日... 開始日、... 主催者名... が一致し、正確且つ漏れなく記載されたか検討する。

## 第3章 第1部

展示に使われた名称は小特許出願した発明の要旨と一致しなければならない。

## 第10項 微生物関連発明

新規な微生物に関する出願の場合、微生物の寄託に関する詳細を記載し、出願人が記載した寄託の登録番号、寄託日、国際的な微生物寄託機関又は国内の微生物寄託機関が正確であるか、検討のために添付された書類に記載の情報に一致するか検討する。

第11項 特許出願人／小特許が出願時は外国語による書類を先に提出し、その後、当該出願日から90日以内にタイ語の小特許出願書類を提出する。

特許出願人又は小特許出願人は提出する書類の言語を確認し、  
内に 印を記入する。

英語  仏語  独語  日本語  その他

第12項 特許出願人／小特許出願人による局長に対する特許出願の公開請求、又は小特許出願の登録及び公開請求。

出願人は、当該特許の外国での出願を希望していること又はその他の理由により、外国での特許出願前にタイ小特許出願の公開を必要としない場合、出願人は出願公開希望日を明記し、発明の要旨が開示される日より後の出願公開を局長に請求することも可能である。

又、小特許出願人が、外国で特許出願する権利への影響を避けるため又はその他理由により願書に記載した年月日より後の出願公開を請求する場合、その請求を検討し、公開に使用される図面の希望についての請求も考慮する。

## 第13項 特許／小特許出願の構成

[ (A) (B) (C) (D) (E) (F) ]の各見出しに記載した特許／小特許出願の各部の頁番号が、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約の頁番号と一致し、正確であるか、又は出願人による各部に対する補正の頁番号が正確か検討する。

## 第3章 第1部

## 第14項 出願を構成する書類

各出願において、以下の出願を構成する書類が正確及び完全であるか検討し、□内に✓印を入れる。

- 特許／小特許出願する権利を証明する書類
- 発明／意匠の展示証明書
- 委任状
- 微生物に関する詳細書類
- 優先権主張申請書
- 権利種別変更申請書
- その他書類

## 第15項 発明確認又は改良発明

出願人又は特許代理人が当該発明はこれまで未出願であるか、又は先行技術からの出願であるか（先行技術の出願番号、公開番号又は特許番号を記載可）を□内に✓印を入れて確認したか検討する。

第16項 署名 特許／小特許出願人又は特許代理人として署名し、丸括弧内に氏名を記入し、氏名の前に敬称を付ける。署名者の立場について□内に✓印を入れる。

- 特許／小特許出願人  特許代理人

出願人又は代理人の署名が正確か検討する。署名が特許代理人による場合、当該特許代理人は局長に対して登録された者でなければならない。出願人が法人の場合、署名権者の署名及び法人印が法人証明書と一致する確認する。

**注意事項**

出願人又は代理人又は発明者又は外国人出願人の住所及び氏名等、出願に関する情報が2頁からなる願書に設けられる枠を超える場合、出願人は3頁目又は4頁目として書類を添付してもよい。

発明保護のための小特許の登録及び公開においては、第28条を準用する第65条の10に基づく小特許の登録及び公開を行うため、第17条を準用する第65条の10に基づいて正確性及び明確性を審査しなければならない。これについて担当官は第17条を準用する第65条の10に基づいて正確に小特許の審査を行うこととし、審査は省令に定められた原則、方法及び条件に従う。

## 6. 明細書の明瞭性の審査

明細書の要旨は、当業者がその発明を作成及び実施できる程度に完全、簡潔、明瞭でなければならず、発明者が知り得る最良の実施形態が記載されなければならない。

明細書の開示は、当業者が発明を実施及び使用可能な程度に発明の技術を完全に明瞭に開示していなければならない。明細書において、当業者が発明を実施及び使用可能な程度に十分に開示されていない場合、明瞭で完全に発明を開示しなければならないという、小特許保護を求める場合の目的を満たしていない。また、（※明細書は、）当該技術に関連する者に知識を与えることで（※技術を）発展させ、発明から生み出される権利が権利化後に侵害された場合に明瞭に証明することができる。したがって、特許法に定める特徴を記載する明細書は以下の通り明瞭及び完全でなければならない。

### ●明細書は発明の技術を完全に開示しなければならない（Completeness）

明細書は、出願において明示された発明の名称を記載すると共に、下記の条件を満たさなければならない。

- 1) 発明の性質及び目的の記述
- 2) 発明が関連する技術分野の特定
- 3) 発明の理解及び審査のために有益と思われる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用（もしあれば）
- 4) 当業者が発明を作成及び実施できる程度に完全、明瞭かつ正確な開示
- 5) 各図面の簡単な説明（もしあれば）
- 6) 発明者が知り得る最良の実施形態を必要に応じ、用例、関連する背景技術又は図面を引用して述べたもの
- 7) 発明の性質から推定できない場合は、工業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の産業上の利用可能性の表示

省令第21号  
（仏暦2542年）  
第3項

## 第3章 第1部

なお、これらは、上記第一段落で規定した項目及び詳細を順番に記載するものとする。発明をより良く理解するためであれば、項目の順序を変更してもよいが、全ての項目に記載しなければならない。

明細書の記述又は説明においては、発明をより良く理解できるよう内容を記載しなければならない。例えば、発明をより良く理解し、審査に利用できるよう関連する技術又は科学背景を明示して特定しなければならない。又、参考として同一分野の関連書類を記載してもよい。更に、説明は当業者が発明を実施できる程度に発明を完全、簡潔及び明瞭に記載するものでなければならない。図面（あれば）が発明を明瞭に理解するための参考となる場合がある。この場合、図面の記載についての概要を記載しなければならない。記載において最も重要なことは新規性及び進歩性を産業上の利用可能性も含めて詳細に説明することである。例えば、発明がどのように従来の課題にたどり着き技術的課題をどのように解決する方法を有するのか、発明の効果、最良の形態、更に発明を使用するための最良の方法等、重要で発明を実施するために必要な内容であり、発明者が知り得る最良の発明方法をどのように記載するかが重要である。

小特許出願の内容は、本マニュアルの第3章第1部「予備審査」における第6項「明細書に関する審査」に記載する通り完全でなければならない。

明細書に関する審査の指針について、審査官は、小特許出願人が前記説明において各項目で説明した各項目を審査しなければならない。審査官が読み、審査し、小特許出願にかかる発明について理解することができるものでなければならない。

### 6.1 発明の名称

発明の名称は、「燃料加熱装置を有する気化器」又は「折畳み自転車」又は「癌治療用薬品生産方法」又は「小児用アレルギー治療チョコレート被覆錠剤」等、発明の技術的特徴を明確に示すものでなければならない。

発明の名称は、「Chaiyuth（訳注：タイ人の人名）式気化器」、「素晴らしい自転車」、等、特定の個人名、自分で作成した名称、ブランド名、型番又は性能を誇張する名称であってはならない。



## 6.2 発明の性質及び目的

本項目では発明の目的及び性質の概要を記載する。本項目で審査官は当該発明がどのような発明であるか、小特許出願人が何の目的で本発明を行ったかを理解しなければならない。

## 6.3 発明が関連する技術分野

審査官は、小特許出願する発明がどの技術分野に該当するか、また小特許出願人が正しく記載しているかを審査しなければならない。

発明の技術分野が不明な場合、発明の分野は工学等、当該発明に関連する所定の技術を記載（発明の名称を記載）してもよい。

## 6.4 発明の技術的な背景

本項目で審査官は出願された発明の動機は何か、小特許出願の発明前にだれかが発明していたことがあるか検討しなければならない。小特許出願人は自身の発明の開発について明確に説明しなければならない。

この他、審査官は本項の説明から、先行発明又は先行技術の不利な点又は欠陥と、小特許出願をしている発明の課題を解決するための手段又は不利な点若しくは欠陥とを合わせて審査できることに留意する。

更に、本項目の記載は、出願人が当業者の理解及び審査の利益のために発明の背景を明確に示すもので、先行技術の要旨（出願番号、公開番号、特許番号等）を記載すれば、出願人は当該先行技術文献を本項目に記載してもよい。

本項目において審査官は、発明の出願人又は発明者の目的について、発明の独創性の原理に用いられている技術は何か、発明がどのように先行技術の課題を改善又は解決するかを含めて確認する。

## 6.5 発明の完全な開示

審査官は出願に基づく発明が、製品構造の要素の特徴、又は方法、又は技術の使用法、又は当該発明の使用について、どのような発明の詳細を有するかを検討しなければならない。これについて審査官は図面がある場合には図面に基づいて構造の特徴を参照して、本項目の記述を読むことができる。

当該発明は(訳注:当業者が)容易に理解できるものでなければならない。  
審査官は常に本項目「発明の完全な開示」の記述が、当業者が読んで当該発明を理解することが可能で、当該発明を使用及び実施することもできるかということを念頭においておかなければならない。

#### 6.6 図面の簡単な説明

出願に添付した図面(もしあれば)について記載する。各図面が発明のどの部分や内容を示しているか記載する。

例 図1は発明の第一実施形態を示す斜視図である。  
図2は図1中2-2における断面図である。  
図3は発明の第二実施形態を示す斜視図である。

#### 6.7 発明の最良の形態

本項目では、審査官は、出願人が開示した方法は出願人又は発明者が発明の最良の形態(know-how)(訳注:原文まま)と考えるもののうちの1つであるか検討する。審査官が、出願人が当該最良の形態を本項目において記載すべきと判断した場合、又は「発明の開示に前述したような」又は「発明の開示に前述した通り」と記載すべきと判断した場合、通知する。

#### 6.8 手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性

本項目について、工業分野専門の審査官は、各項目に説明された発明の内容から、小特許出願する発明にどのような利益があるかを明確に認識できるので、(※原則として)出願人は本事項を記載しなくてもよい。ただし、化学物質のような、小特許出願する物質にどのような利益があるかを明確に認識できない一部の化学的発明等は、審査官は出願人に対して発明の有用性を記載するよう通知しなければならない。

### 7. クレームの審査

仏暦2522年特許法第17条(4)及び仏暦2542年省令第21号第4項はクレームの記載要件を定める。出願人は「明瞭なクレーム」を記載又は提示しなければならず、当該クレームにおいて、小特許出願人が保護を求める発明の性質を完全、簡潔、明瞭で、且つ明細書に整合するよう記載しなければならない。

クレームに基づき保護可能な発明又は範囲を検討する場合、クレームに規定する用語又は内容は明瞭及び簡潔に表現されていなければならない。発明の技術的特徴に関連しない内容を含んでもよく（又は、「製品の売買」等、用語が、実施における理解のためであれば技術的要旨ではない場合も許される）、小特許出願は独立クレームを少なくとも1項含まなければならない。また、小特許出願は、クレームは10項を超えないで記載しなければならない。

#### クレームは2形態に分類される (Kinds of Claims : クレームの種類)

1. 当業者により作製される用具等の製品又は物理的実体 (Physical entity) の形式での保護を求めるクレーム。
2. 方法、工程、又は製造方法、工業的製造工程における応用、応用方法、伝達工程、データ処理工程等、ある一定期間内における方法又は行為についてのクレーム。

各クレームで保護を求める技術的課題解決は、当業者が開示されている要旨の内容に従って実施できるものでなければならない。開示が不十分なため当業者が疑問を感じたり、発明における言及に従っても技術的課題を解決できない場合、クレームにおいて保護を求める要旨を検討するときに発明の開示がクレームを網羅していないと判断される。例えば、「高周波電気エネルギーにより物質に影響を与える方法」という広い形の記載のクレームを検討する場合、明細書には「高周波電気エネルギーにより気体から粉塵を除去する方法」のみ開示されており、高周波電気エネルギーにより物質に影響を与えるその他方法が開示されていない場合、**当業者は**高周波電気エネルギーが物質に与えるその他の効果を思いつくことはできない。この場合、クレームは明細書において十分に開示されていないと判断される。

独立クレーム及び従属クレームを備える発明の場合、特許審査官は、明細書に沿って開示されている独立クレーム及び従属クレームの両方を検討する。

したがって、クレームは発明を保護する範囲を検討する際用いられる重要な部分であり、可能な限り明瞭な正確性を有する必要がある。

又、ここでいう明瞭とは、各クレーム及び全クレーム範囲を検討する際に明瞭でなければならないということで、クレームの要旨を示す用語又は内容は、クレームが製品又は工程のどちらに対する保護を求めるものかを明瞭にするものでなければならない。

製品に対する保護を求める場合、製品の構造を特定しなければならない。製品の構造が直接特定されていない場合、特性又は物理的又は化学的パラメータにより規定してもよい。構造又はパラメータを規定できない場合、製造工程の特徴で規定してもよい。

工程の保護を求める場合、出願人は、様々な条件、手順又は方法に基づき処理される様々な技術的工程の特徴を記載しなければならない。使用についてのクレームは工程の部類に分類される。審査官は、使用方法又は使用形態を特定した製品と比較し相違があるか詳細に検討しなければならない。例えば、物質Aの殺虫剤としての使用は物質Aの使用に相当する。すなわち、使用に言及しない物質A又は物質Aを含む殺虫剤から作られる殺虫剤の特定とは異なっており、後者は製品の一種を表している。

クレームの保護範囲は、明瞭であって、クレーム内の用語又は文言の意味により検討できるものなければならない。通常、明細書において、関連する科学分野における用語又は文言の意味が特定又は特別な意味で使用されている場合、その理解のため、当該科学、工業技術、コンピュータ、医療又はその他科学等における技術用語の明細書における定義又は意味を記載しなければならない。したがって、クレームに基づく保護は十分に明瞭な用語で示されなければならないといえる。審査官が既に検討を行い、記載に疑義又は不明な点がある場合は、クレームは不明瞭であると判断される。審査官は、仏暦 2522 年特許法第 20 条に基づき、小特許出願人が要旨を追加しないで補正するように、それらの事項に関して仏暦 2522 年特許法第 27 条を準用する第 65 条の 10 に従い、小特許出願人に意見書又は補正書の提出を通知してもよい。

曖昧な又は明瞭とは言えない用語又は文言の例として、「厚い」、「薄い」、「硬い」、「軟らかい」、「高温」等は一部の工業技術分野を除いてクレームでは使用すべきではない。「高周波信号増幅器」等、用語の範囲が当業者にとって公知のものでなければならない。当該分野の実務者にとって「どの位の周波数」かは公知である。但し、可能な場合は、明細書にも開示されている、より明瞭な用語を使用するか又は明瞭な範囲を定義しなければならない。

通常、「概略」、「略」、「その他」という用語は曖昧なため、クレームでは使用できない。そのような用語がクレームで使用された場合、審査官はその特徴が明瞭であるか慎重に検討しなければならない。

## 第3章 第1部

省令第21号  
(仏暦2542年)

第4項

第2段落

第3段落

第4段落

最終段落

クレームには、保護を求める発明の特徴を、第3項に基づく明細書に沿って明確かつ正確に記載しなければならない。

図面が含まれる場合、クレームにおいて当該発明の技術的特徴を述べるができる。この場合、図面中に記された参照符号又は記号をかかると技術的特徴の後に括弧書きで記すものとする。

一のクレームのみでは発明の技術的特徴のすべてを適切に網羅できないときは、一の特許出願において、同一カテゴリーにある2以上の独立クレームを記載することができる。

出願人の希望により、独立クレームに続いてその従属クレームを記載し、発明の特徴を追加してクレームすることができる。ただし、独立又は従属クレームについての参照は、択一的なもののみとする。

本項の適用上、独立クレームとは、他のクレームに含まれている特徴を参照していないクレームをいい、従属クレームとは、追加的特徴を包含しつつ、独立クレーム又は他の従属クレームに含まれる特徴を参照したものをいう。

審査官は、クレームに基づく権利は、そのクレームにおけるいずれかの部分において権利を有することはできず、クレームの一部ではなくクレーム全体で特定されたすべての発明の技術的特徴にしたがって保護を受けることに留意しなければならない。クレームの特定には、2つの類型がある。

クレームは、一般的な説明がなされ、発明の特徴を明確に強調せずに、発明の一般的な特徴と組み合わせた特徴を含み、そして、「及び」という文言が最後に記述された要素の先頭に記載されている。

**例：**

植物を栽培するための第1室と、貯水容器として機能する第2室と、その間に垂直壁とを有する少なくとも2室に区分された容器と、及び、前記壁の第2室に貯められる水位よりも上の領域に、第1室の植物栽培用の土に水を与えるために、第2室から第1室へ水を吸収させる部材を保持する孔と、を備える栽培容器。

クレームは、一般的な説明がなされた部分と、そして明確に発明の特徴を強調した部分との2つのパートを有している。第一のパートは発明のプレアンプル(Preamble)であり、二番目のパートが「**を特徴とする**」(訳注：原文は「を特徴とする」を意味する3つのタイ語表現が記載されているが日本語に翻訳すると全て同じであるので省略している)(Characterized)等の文言の後に続く発明の特徴となる。

**例：**

植物を栽培するための第1室と、貯水容器として機能する第2室と、その間に垂直壁とを有する少なくとも2室に区分された容器とを備え、前記壁の第2室に貯められる水位よりも上の領域に、第1室の植物栽培用の土に水を与えるために、第2室から第1室へ水を吸収させる部材を保持する孔が設けられていることを**特徴とする栽培容器**。

予備審査でクレームを検討する場合、審査官は次のルールに沿っているかどうか検討しなければならない。

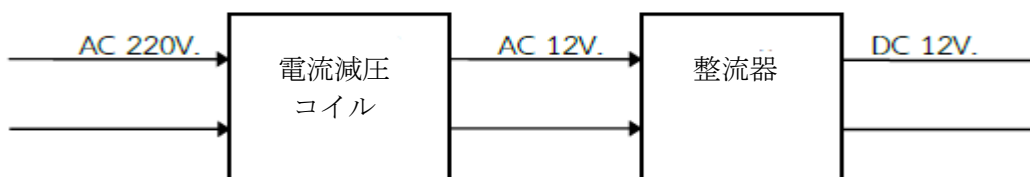
独立クレームが明細書に従って特定されているかどうか。言い換えれば、重要な技術的特徴が明細書に記載されているか否か。クレームで特定されている明細書において特定または開示されていない、または(クレームに記載されているとおりに)保護のために要求される発明の範囲が明細書で開示されている以上のものではないかどうか。

審査官は、予備審査において法律に基づく様々な規定に基づいたものであるかどうかを常に検討する必要がある。**審査官は、出願人が指定したクレームの範囲を制限または補正するように出願人に要求すべきではない**。しかし、クレームが簡潔・明確ではなく、明細書と一致していない場合、審査官は、小特許出願人に、出願を補正するように通知することができる。

クレームが明確、簡潔であるかどうか検討するにおいて、(審査官は)クレームを読了後に、保護を求めている発明の特徴を理解できるかどうかを検討する。

**例：**

交流電流を直流電流に変換するインバーターをクレームしている場合に、出願人が整流器のセットと電流減圧コイルのセットからなるインバーターの構成のみを特定するのであれば、それは不明確であると考えられる。各デバイスの関係性を特定する必要がある。例えば、12ボルトの直流を得るために、220ボルトから12ボルトに減圧し減圧した電流を整流器のセットに供給する電流減圧コイルのセットの場合、審査官は検討により次のような図を作成することができた。



医薬品のクレームにおいては、出願人は、式（化学構造）を有する医薬品の有効成分と医薬品の担体物質（有効成分が新規物質の場合）などで構成される医薬品成分の保護を求めることができる。

従属クレームにおける**他のクレームの参照**は、選択的でなければならない。審査官は、各クレームの内容に従って法的保護を考慮する必要があることを理解しなければならない。したがって、上記した従属クレームでの他のクレームの参照においては、従属クレームで他のクレームを参照する場合に「または」という文言、「上記クレームのいずれか」という文言、または前述の意味を持つ他の文言を使用することができる。

しばしば「クレーム1及び2に記載の」、「上記クレームのいずれか」などの他のクレームの参照が検出されるが、このような形態は**選択的な形態ではない**とみなされる。「クレーム1または2に記載の」または「クレーム1または2のいずれかに記載の」等のように特定すべきである。

図に言及するクレームの検討では、技術的特徴を言及する文言の後に括弧を付して図面に開示されている参照符号または記号を特定することができる。ただし、「図1により、図2により、図、、、により」のように特定することはできない。

局告示  
「願書の規定」  
(仏暦 2542 年)

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」

第9項

従属クレームは、独立クレームの後で特定され、同一の部分についてはアラビア数字を付すことにより記載される。

上記段落における従属クレームとは、独立クレームまたは他の従属クレームで発明の特徴を特定され、保護を要求する発明の特徴を特定するものとする。

第10項

従属クレームは、独立クレームまたは参照する他の従属クレームの特徴を制限した特徴を有するものとする。

第11項

クレームは、発明の技術的特徴に関し、明細書または図面を参照してはならない。かかる参照が審査を簡易にまた便利にする場合を除く。

特許または小特許出願が図面を有する場合において、クレームが、図面における技術的特徴の特定に必要性がある場合、図面内で使用される参照符号を括弧で設けて補って特定する。

第12項

これ以外に、審査官は、小特許出願のクレームが10項目を超えているかどうかを追加で審査しなければならない。

## 第3章 第1部

省令第21号  
(仏暦2542年)

審査官が審査し、小特許出願のクレームが10項を超えていると判断した場合、審査官は出願人に対して、クレームを10項以内となるように補正することを書面で通知する。

## 第25項

審査官が審査し、クレーム中の文章又は文言について、どの部分が新規に発明された部分又は改良部分であるか明確には分らないと判断した場合、出願人に対しクレームが明確かつ正確になるように、新規又は改良部分を「～の特徴を有する」の言葉の前に記載する等の補正を書面にて通知する。

## 8. 図面の審査

省令第21号  
(仏暦2542年)

## 第7項

図面は、明確に、明細書と矛盾なく、かつ図面の原則に従って記載しなければならない。

本条の適用上、図面は、設計図及び図表も意味する。

用紙の1面に複数の図面を掲載することができる。また、複数の異なる図面を1枚の紙又は数枚の紙に掲載することができるが、全面に、かつ縦方向に掲載しなければならない。さらに、数枚の紙を用いて同じ図面を表す場合、それぞれの紙に載せる図面は、1つの図面として1枚の紙上で組合せた場合、図面のあらゆる詳細を隠さず示していなければならない。

## 局告示

「願書の規定」  
(仏暦2542年)

## 第14項

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」

図面は、説明又は文章を含まないものとしなければならない。ただし、第1段落に基づく、図面の特定のために必要な文言又は文章はこの限りでない。図面の特定に必要な文言又は文章を補正する際には、図面の線に影響を及ぼしてはならない

## 局告示

「願書の規定」  
(仏暦2542年)

## 第15項

図面は次の規定に従わなければならない。

(1) 耐久性のある全体の太さが同じ黒色のインクを使い、平坦な線として描かななければならない。他の色を塗ってはならない。

(2) 断面図には斜平行線を使用する。斜平行線は図面の重要な部分を示す参照符号を不明瞭にしてはならない。

(3) 発明の特徴を明確に表示し、図面を3分の2に縮尺した場合でも、その図面の写しから容易に詳細を読み取ることができなければならない。

(4) 番号、文字、及び引出し線 (Reference Line) を明確で容易に理解できるよう書き入れ、番号と文字に括弧、丸囲みを使わない。

(5) 作図用具を使う。

(6) 正確な比率を用いる。詳細を明確に表示したい部分のみ、別の比率を用いてもよい。



- (7) 数字と文字は少なくとも 0.32 センチメートルの高さを有しなければならない。
- (8) アラビア数字で番号と図を表示する。
- (9) 明細書に記載されるもの以外の参照符号を使用しない。参照符号を使う場合、同一の対象部分を説明する時は同一の参照符号を使わなければならない。また、参照符号を多数使用する場合、参照符号及び、各参照符号で示す発明の特徴を一覧表にして図面に添付する。

## 局告示

## 「願書の規定」

(仏暦 2542 年)

## 第 16 項

用紙の 1 面に複数の図面を掲載することができる。また、複数の異なる図面を 1 枚の紙又は数枚の紙に掲載することができるが、全面に、かつ縦方向に掲載しなければならない。さらに、数枚の紙を用いて同じ図面を表す場合、それぞれの紙に載せる図面は、1 つの図面として 1 枚の紙上で組合せた場合、図面のあらゆる詳細を隠さずに示していなければならない。

## 省令第 21 号

(仏暦 2542 年)

## 第 6 条

## 9. 要約の審査

要約は、局長が定める規則に基づき、明細書、クレーム、及び図面（もしあれば）に含まれる開示事項の要約をもって構成する。要約は、主要な各技術的特徴を簡潔に記載すると共に、技術的問題及びその発明による当該問題の解決、更にはその発明の実施についての理解を高めるようなものにまとめなければならない。

## 局告示

## 「願書の規定」

(仏暦 2542 年)

## 第 13 項

## 「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」

要約は次の内容を含まなければならない。

- (1) 特許出願又は小特許出願された発明の技術的特徴を簡潔に記載する。
- (2) 簡潔かつ明確で、200 語を超えない。不確定な、発明の結果、有用性、発明の実施方法を記載しない。
- (3) 不確定な、発明の結果、有用性、発明の実施方法を記載しない。

## 10. その他の項目の審査

審査官は、前述の重要な規定及び規則を検討すると共に、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約の正確性を以下の関連法令又は規定に基づき検討する。

局告示  
「化学物質名称の  
英語表記について」  
(仏暦 2553 年)

### 「特許及び小特許出願における化学物質名称英語表記」

化学物質名が記載されている出願の場合、明細書、クレーム、要約及び図面（あれば）の中に、有効成分又は出願の要旨として化学物質名称が記載されている出願の場合は、出願人は化学物質の英語名をその最初の言及時に括弧内に記載するものとし、特許出願にあるすべての名称を英語にする必要はない。（仏暦 2553 年（西暦 2010 年）12 月 30 日付局告示「特許及び小特許出願における化学物質名称の英語表記」）。当該局告示の公開日から審査官による命令が可能となり、公開日より前又は後に提出された出願に対して効力を有する。但し、本告示は出願人に対して手続上の指針及び強制ではない協力を請うものであるため、特許法第 27 条に基づく特許出願の放棄命令のような出願人への罰則はない。

### 11. 保護を受けることが可能な発明

発明には小特許として保護されるものとされないものがあり、審査官は発明(invention)と発見(発見 discovery)の差異の意味という視点から審査することが望ましい。

### 第3条

「発明」とは、新規の製品若しくは方法を革新若しくは創造すること、又は既知の製品若しくは方法の改良をいう。

「方法」とは、製造若しくは製品の状態維持、若しくは品質向上の管理、若しくは製品の状態の改良における手段、工程、又は方法をいい、その方法を適用することも含む。

「発明」(invention)の定義は、人が知性を働かせて発明及び創造した結果得られる、製品又は工程又は当該製品又は工程の改良を実現し効果を与えるような技術的課題の解決法である。又、「発見」(discovery)は人が知性を働かせて発明及び創造し、自然に形成される自然現象を科学的理論及び規則又は数学的方法等により説明することを意味する。当該事物の発見は、人は知識及び知性を使用しているに過ぎない。

発明も発見も、理解を構築し、人類が利用するための新規な知識を増やすことを目的としている。

発明は、一般知識又は発見した知識を適用することにより、技術的課題を解決して成果を実現することで生み出されたものである。発明者の独創性が生み出す発明の技術的特徴により、人類の利益を目的とした製品、製造工程に有用な効果が与えられ、技術革新即ち新しい技術を発展させることができることを示している。例えば、DNA 構造の発見は、最初は発見と見なされるに過ぎなかったが、後に所定の方法を用いてDNA を作製しDNA の増産する工程が開発されることでこれらのプロセスは小特許等の保護対象の発明となっている。

何が技術的解決を有する発明であるのかの検討にあたっては、発見 (discovery) から生まれる知識、及び実務において技術的効果を生み出すための利用を含む、一般的に存在している各知識を用いる。即ち、発明が特許又は小特許の保護を受けることができるか否かの検討においては、製品又は方法の、発見又は創造又は改良の過程において人間がどの位関与したか (human intervention) を検討する。

小特許出願が上述のような発明における技術的解決を有する場合は、更に新規性 (Novelty) 、及び産業上の利用可能性 (Industrial applicability) 等について条件、規則及び規定に基づき検討する。

## 12. 保護を求めることができない発明

### 第9条を準用する 第65条の10

次の発明は、特許法に従って保護を受けることができない。

- (1) 自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、または動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的または数学的法則または理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間又は動物の病気を診断、処置又は治療する方法
- (5) 公の秩序、道徳、衛生または福祉に反する発明

第9条(1)、(2)、(5)を準用する第65条の10に基づき保護を受けることができない発明については、第1章第1部第12項に基づいて検討する。第9条(3)は、第6章(コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許および小特許の審査指針)に基づいて審査する。

また、第9条(4)は、第5章(化学及び医薬品分野の特許及び小特許出願の審査指針)に基づいて審査する。

### 12.1 自然界に存在する微生物及びその構成物、植物又は動植物若しくは植物からの抽出物

#### 第9条(1)

9条(1)に基づく発明の検討では、認められた基準に基づいた検討がなされなければならない、次のような検討すべき事項の指針がある。

**A.** 自然発生または自然界に存在する、若しくは自然発生または自然界に存在するものと類似性を持つまたは重要な類似性を持つ特徴及び／または性質を有する人為的に成された、細菌、菌類 (fungi)、キノコ、イースト菌、藻類や原生動物(protozoa)を含むカビ、真核細胞(eukaryotic cell)、原核細胞(prokaryotic cell)、細胞株 (cell line)、ウイルス(virus)、ウイロイド(viroid)、マイクログプラズマ (mycoplasma)、動物の細胞(animal tissue culture)、地衣類(lichen)、ファージ(phage)、共生生物(symbiont)、放線菌(actinomycete)を含む、動植物界(Plant and Animal Kingdom)における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物に関する保護を求める出願。

または

**B.** 自然界に発生または自然界に存在する、若しくは自然界に発生または自然界に存在するものと類似性を持つまたは重要な類似性を持つ特徴及び／または性質を有する人為的に生成された、細菌、菌類 (fungi)、キノコ、イースト菌、藻類や原生動物(protozoa)を含むカビ、真核細胞(eukaryotic cell)、原核細胞(prokaryotic cell)、細胞株 (cell line)、ウイルス(virus)、ウイロイド(viroid)、マイクログプラズマ (mycoplasma)、動物の細胞(animal tissue culture)、地衣類(lichen)、ファージ(phage)、共生生物(symbiont)、放線菌(actinomycete)を含む、動植物(Plant and Animal Kingdom)における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物において既存のタンパク質、遺伝子、デオキシリボ核酸(DNA)、リボ核酸(RNA)、プラスミド(plasmid)、ベクター(vector)、もしくはそれら成分に関する保護を求める出願。

これらの項目Aも項目Bも9条(1)に従って保護を求めることができない。

ただし、人為的に調製、創造または発明された、特徴または特性が、自然の微生物または既存の微生物とは異なる新規の微生物または変異した微生物は、保護を受けることができ、9条(1)に反しない。

この場合において、自然界に存在する動物または植物、調製又は創造された新規の動物または新規の植物(そのような動物または植物の繁殖部分を含む)は、食品としての使用またはその他の使用する場合を除き、9条(1)により保護を求めることができない。

この場合において、新しい植物は、農業・協同組合省の植物品種保護法の下で保護することができる。

この場合において、人為的に主要な部分に変更されていない動物または植物からの抽出物、たとえば、自然の製品、または精製または抽出された自然に存在している物質は、既存の自然に存在している物質としての特徴を保持しているため、9条(1)により保護を求めることができない。なぜなら、そのような製品または物質は自然に存在している製品または物質であるとみなすことができ、発見にすぎないからである。

しかしながら、USPTO<sup>1</sup>、EPO<sup>2</sup>、JPO<sup>3</sup>などの外国特許庁の、自然の製品または精製された自然に存在する物質に関する指針によれば、これらの製品や物質は、純粋な形態で自然に存在するものではないので自然な製品や発見とはみなされていない。従って外国特許庁の検討の下では保護することができる。

自然の製品または自然に存在する精製された物質は、外国特許庁で保護をうけることができるとしても、これらは仏暦2522年の特許法9条(1)に基づいて保護をうけることはできない可能性がある。

しかしながら、自然の製品または自然に存在する物質を精製する手段、方法、またはプロセスに関連する発明は保護をうけることができ、9条(1)に反しない。

## 12.2 科学的、数学的な原則及び理論

これらは、発見としての特別な特徴を有する。発見は、自然に存在する過程及び状態であり、これらの規則または理論を技術的に使用することは、小特許をうけることができる可能性がある。例えば、優れた伝導体としての自然に基づく理論は小特許を受けることができないが、その自然に基づく理論を応用して作られた、優れたその導体材料またはその自然に基づく理論を応用した導体の製造工程は、小特許をうけることができる可能性がある。短縮された特定の計算方法は小特許を受けることができないが、短縮された計算方法を可能にするために開発された計算機は、小特許を受けることができる可能性がある。

「自然法則を応用」しないものは下記を意味する：

- (1) 自然法則を応用せずに開示するだけのもの、
- (2) 発見にすぎないもの、
- (3) 自然法則と矛盾する発明、及び
- (4) 自然法則を応用しない発明

## 第9条(2)

<sup>1</sup> United States Patent and Trademark Office

<sup>2</sup> European Patent Office

<sup>3</sup> Japan Patent Office

本法に反する要旨は、次のものをいう：

- (1) 要旨が科学的理論または数式を開示するだけのもの、
- (2) 要旨がゲームまたはスポーツのルール若しくは方法を開示するだけのもの、及び
- (3) 要旨が人間の記憶及び理由の使用（訳注：原文まま）によってできる方法や戦略を開示するだけのもの

### 12.3 コンピュータプログラム

#### 第9条(3)

小特許を出願することができない可能性があるコンピュータの一部とは、コンピュータプログラム自体又は記録媒体である。技術的にコンピュータプログラムを、例えば、機械のようなツールおよび技術的な方法、又は製造方法の組み合わせることに適用すると、小特許出願をすることができる場合がある。

コンピュータプログラムまたはソフトウェアに関連する発明の審査では、審査官は基本的に次の事項を検討する。

- コンピュータ技術を理解し、そして、あらゆる種類の機械と協働する作動に基づく「処理」までカバーする作動方法（装置、またはシステム、または方法など）、特に情報処理(Information Processing)と協働する作動を有する要旨を、詳細に検討する。
- 独立クレームのすべての内容を評価、すなわち独立請求項の特別な特徴の全体を評価する。
- 「コンピュータプログラム」の条文に従って厳格に解釈する。

**例：**規定に従った厳格な解釈により、「ソースコード」(Source code) は出願人に様々な法律に基づく保護を求める選択肢をもたらす。例えばソースコードは著作権法の下保護されうる。そして、コンピュータプログラムの機能 (Function) および技術的效果(Effects)は、特許法に基づいて保護を求めることができる場合がある。

コンピュータプログラムに関連する発明の検討では、特許法の下保護されるには、発明は9条(3)を完全に遵守すること以外に、特別な特徴を備えた発明でなければならない。

いずれにせよデータ処理は、特徴を有する、コンピュータプログラムによる方法又は電気回路の方法のいずれによっても実施できる。どのような実施となるかは、発明の考え方とは関係なく、経済的要素又は実施の可能性により選択されるものである。

したがって、この技術における発明の審査は、コンピュータプログラムの検討指針として次のものを使用する。プログラム又はプログラムを記録媒体に保存したものをクレームすることは、内容が何であれ、保護をうけることはできない。プログラムは、一般的に使用されているコンピュータにインストールされている場合も、保護をうけることはできない。

ただし、クレームで特定された要旨が、それらの発明の先行技術からの技術的発展があることを示すことができる場合、コンピュータプログラムが使用されているとしても、それは保護される可能性がある。

**例：**プログラムによって制御される機械、プログラムによって制御される製造、制御プロセスは、通常は、同様に保護される要旨であると検討される。本発明の要旨が、一般的に使用されるコンピュータの内部動作を制御するプログラムのみに関係する場合、当該プログラムが技術的有効性を提供するのであれば、前記発明の本質は保護することができる。

**例：**容量は小さいが動作が速いメモリと、容量はそれより大きい動作がそれより遅い別のメモリとを有するデータ処理システムがあり、すべての処理データが容量は小さいが動作が速いメモリに入力された場合、容量は小さいが動作が速い前述のメモリは、容量が大きいメモリと同速度でデータ処理を行い、結果、容量は小さいが動作が速い前述のメモリの容量を増やしたのと同様のプログラムの効果を生じさせることとなる。これは**技術的な特徴** (Technical characteristics) となる。したがって、(※小) 特許で保護を受けることができる可能性がある。

コンピュータプログラムに関連する発明の検討と一緒に検討されるべき他の要旨は以下のようなものがある。

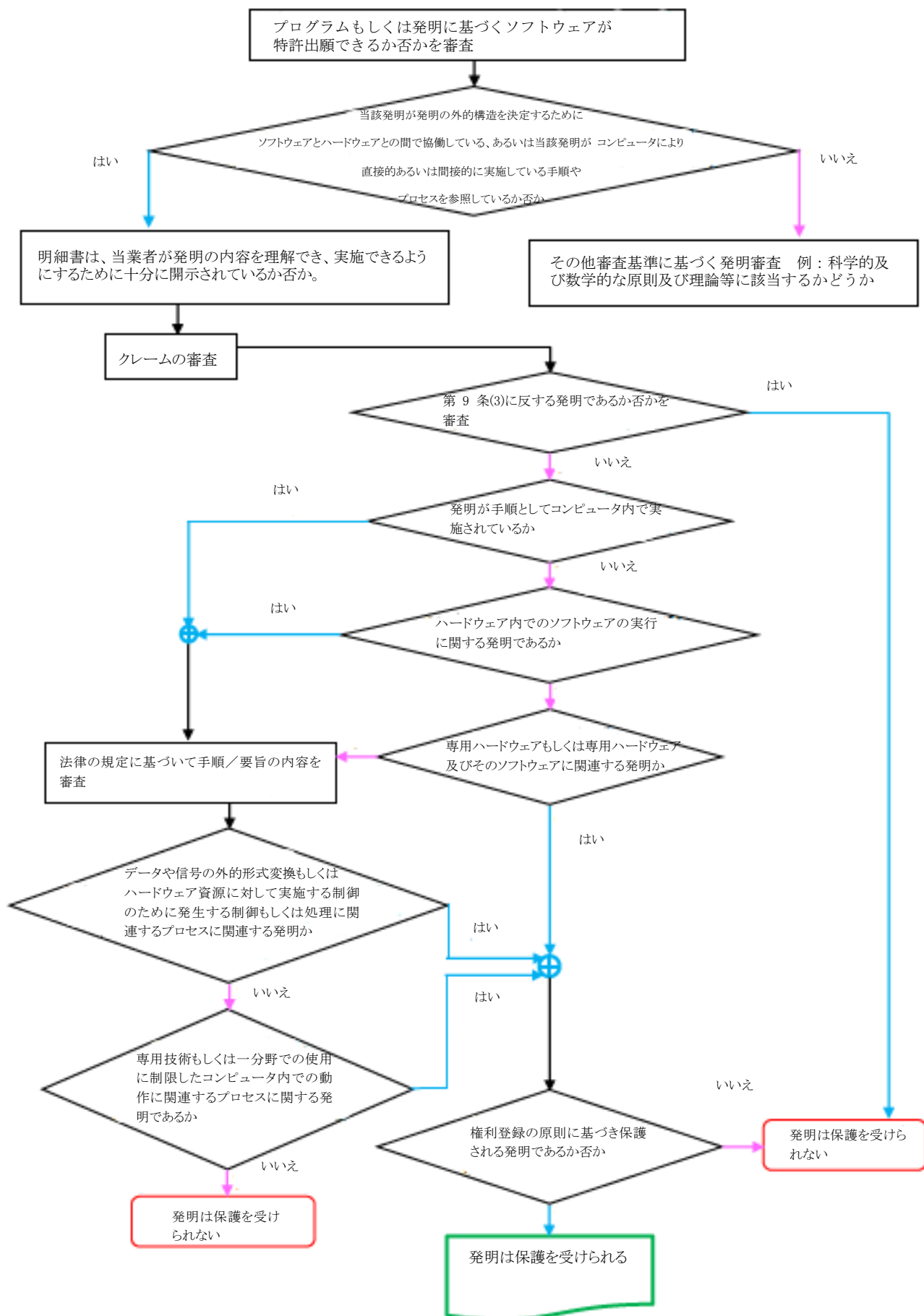
「小特許を受けることができない概念」に関連するものの例：

- 1) データを処理するためにのみにコンピュータを使用すること。コンピュータのハードウェアリソースを使用してその処理を行う方法について、直接的にもまたは間接的にも詳細を記載していない。
- 2) 技術的な概念や特徴をまったく考慮していない、コンピュータプログラムや、記録媒体にまたはデータを記録しただけのもの。
- 3) 記録媒体にコンピュータプログラムまたはデータを処理または記録するためにのみ、コンピュータを使用すること。
- 4) ビジネスの実施方法、または製品を生み出さないその他の方法

審査官は、クレームの記載に従って概念の要旨を検討する。

なお、このマニュアルの第6章で、コンピュータプログラム関連発明のガイドラインが追加で示される。

コンピュータ・プログラムに関連する発明の審査のための手続きのフローチャート





**12.4 人間又は動物の疾病を診断、処置又は治療する方法**

第9条(4)

第9条(4) 人間又は動物の病気を診断、処置又は治療する方法については、第5章第2部第3.2項が準用される。

**12.5 公序良俗、道徳、衛生または福祉に反する発明**

第9条(5)

第9条(5) としての発明の特許性から除外する目的は、暴動や混乱を引き起こす可能性のある発明、または犯罪につながる可能性のある発明(例えば開けると爆発するミニ爆弾を備える封筒等)を防止するためである。

本発明が道徳的および不道徳的な方法の両方で使用できる場合(例えば南京錠のロック解除方法等)、そのような発明は悪意ある者によって不道徳な方法でだけ使われるだけでなく、鍵修理技術者が道徳的な方法でも使用できる。つまり、9条(5)に該当するとして小特許出願を拒否する必要はないが、発明の内容が公序良俗に反するその使用を明確に参照している場合、その参照は明細書から削除される。

結論として、審査官が、小特許出願人が、仏暦2542年特許法(第3版)第9条のいずれかにより、一部が保護を受けることのできない発明について権利を求めていることを発見した場合、審査官は小特許出願人に、省令第22号(仏暦2542年)の第5条に従って出願を修正するよう通知するものとする(補正が可能な場合は、補正の項目を参照)。

**13. 小特許を出願する権利に関連する審査**

審査官は小特許出願人の立場を審査しなければならない。第10条を準用する第65条の10の規定にしたがっていなければならない。

第65条の10で  
準用する第10条

発明者は特許出願する権利を有し、発明者として特許に氏名を記載される権利を有する。

特許出願する権利は、譲渡及び承継により移転することができる。

特許出願する権利の譲渡は書面で行なわなければならない、譲渡人及び譲受人の署名が必要である。

**13.1 発明者は小特許出願する権利を有する者である**

仏暦2522年特許法65条の10で準用する第10条に基づき、発明者は小特許出願する権利を有し、当該小特許において発明者として氏名を記載される権利を有する。

出願人が発明者であって小特許を取得したい場合、自己が小特許出願人であり、如何なる他人も小特許を出願する権利を有さず、権利の譲渡もないことを陳述し、当該小特許出願に記載の伝達事項全てを含む詳細が正確及び真正である旨宣誓しなければならない。自身の証明は局告示「願書の規定」（仏暦 2542 年）第 4 項に従って行う。

局告示  
「願書の規定」  
(仏暦 2542 年)  
第 4 項

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」（仏暦 2542 年）

特許／小特許の出願人がその発明の発明者または意匠の創作者である場合、特許又は小特許出願と共に、局告示に基づく様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－コー（ポー）を用いた「特許／小特許出願する権利の宣誓書」を提出する。

第 1 段落につき、特許又は小特許出願人が外国人でタイ語を読むことが出来ない場合、様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－コー（ポー）の代わりに、当該通知に添付の英語版様式 PI/PD/PP/001-A (Add) を用いる。

したがって、出願人が自身で特許出願する場合の特許又は小特許出願する権利を証明する書類つまり「特許／小特許出願する権利の宣誓書」については、出願人が自身の名義で特許を登録しようとする発明者である場合に、発明者の権利に関する審査に使用するため、出願人が証拠書類と合わせて様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－コー（ポー）に基づき提出しなければならない。出願人が外国人であってタイ語を読めない場合、様式 PI/PD/001-A (Add) を使用し、証明がなされた際に出願人がタイに居留していたことを示すパスポート及び居住地証明書の写しと共に提出する（添付書類 3）。

### 13.2 権利の譲受人

発明者は、小特許出願する権利を別の自然人又は法人に譲渡する権利を有する。

出願人が小特許出願する権利の譲受人である場合は、譲渡人及び譲受人の両者が署名した譲渡証書原本を提出しなければならない。譲渡証書は出願日より前又は出願日当日に作成する。譲渡証書が出願日より後に作成された場合は、譲渡証書が出願日から有効であった旨を記載する必要がある。

譲受人が自身で譲渡証書に署名しない場合、タイ知的財産局に登録された特許代理人に譲受人の代理として譲渡証書への署名を委任する委任状が必要である。

外国の特許庁が譲渡証書の写しが当該庁に提出された譲渡証書の写しである旨認証している場合、又は同日に複数の出願を提出する場合で写しが適正である旨出願人又は代理人が宣誓の署名をしている時、出願人は譲渡証書の写しを提出してもよい。

元の発明者または出願人（出願人の立場の発明者）が小特許出願し、その後死亡した場合は、小特許出願する権利は譲渡及び相続可能である。出願する権利は法定相続人又は遺産相続人又は管財人に譲渡できる。

法定相続人の場合、住所、相続人の総数、相続人の身分証明書、相続人の住居登録写し、死亡証明書又はその他元の出願人の死亡を証明する書類に関する詳細を含む相続関連の証拠写しを提出する。相続人が配偶者の場合は、婚姻を法的に証明する書類又は関連書類が必要となる。

遺産相続人の場合は、遺言書、身分証明書、住居登録写し、死亡証明書又はその他元の小特許出願人の死亡を証明する書類を提出する。相続に関し争議がある場合は、和解合意書又は最終判決又は関連書類の提示が必要となる。

管財人の場合は、裁判所命令又は最終の裁判所判決又は管財人を設定遺言書、元の出願人の死亡証明書又はその他元の出願人の死亡を証明する書類及び管財人の身分証明書を提出する。

小特許出願人の変更を検討するため、上述の関連書類を知的財産局に提出し真正な書類である旨宣誓しなければならない。

### 13.3 他の理由により権利を受けることができる者

雇用契約又は発明を創出することを目的とした雇用契約に基づき従業者が行った発明の特許出願する権利は、雇用契約に別段の定めがある場合を除き、使用者に属する。

第1項については、雇用契約が発明に関するものではないとしても、その雇用契約に基づいた従業者であることにより使用できた、若しくは知りえた方法、統計又は報告書を使用して何らかの発明をした従業者に対して適用される。

第11条を準用する  
第65条の10

他の理由により小特許を受けることができる者の例を以下に示す。

1. 使用者が小特許出願する場合、使用者は発明者の使用者である証拠又は発明による権利は、契約書における別段の定めが無い限り使用者に属する雇用契約書を提示しなければならない。これに代わって譲渡証書を提出することもできる。

使用者が法人又は会社である場合、代表取締役が署名した雇用契約書若しくは雇用証明書、及び法人登記証明書を提示しなければならない。

2. 小特許出願人が大学、国営企業、政府機関、慈善財団等の政府機関又は政府団体である場合は、発明者が当該機関又は団体の被雇用者である旨の証拠として、当該機関又は団体の被雇用者である旨を示す職員証の写し等を認証済写しと共に提示するか、又は大学学長、国営団体所長、局長、財団責任者等、機関又は団体の責任者が署名した雇用契約書を提示しなければならない。更に、機関又は団体責任者の任命書又は身分証明書写しを添付しなければならない。このとき、手続きを委任する場合はその委任がされた委任状を提出する。

#### 13.4 小特許出願人の国籍及び適格性

審査官は出願人が第14条に定める適格性を有するか検討しなければならない。特許を出願する者は、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

(1) タイ国籍者又はタイに本社がある法人。

(2) タイが加盟している特許保護に関する国際条約又は協定加盟国の国籍者

(3) タイ国籍者又はタイに本社がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。

(4) タイ又はタイが加盟する特許保護に関する国際条約又は協定の加盟国に本籍がある又は産業若しくは商業を現実に営んでいる者。

第14条(1)に基づき出願人の国籍及び適格性を検討する場合、審査官は出願人がタイ国籍者又はタイに本社がある法人であるか検討するため、商務省事業開発局発行の会社登記証明書を検討する。

政府機関の場合、当該政府機関を設立するための法令が必ずあり、仏暦 2542 年協同組合団体は協同組合法に基づき設立され、仏暦 2548 年地域事業団体は地域事業推進法に基づき設立され、財団も設立及び登録がされている。これについて、出願人は法人としての身分を示す書類を提出しなければならない。（データが入手不可の場合。）

第 14 条 (2) に基づき出願人の国籍及び適格性を検討する場合、審査官は出願人が世界貿易機関 (World Trade Organization : WTO) 又は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs Agreement) 又は工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention) 又は特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty : PCT) 加盟国の国民であるか検討する。

第 14 条 (3) に基づき出願人の国籍及び適格性を検討するにあたり、審査官は出願人の国籍が第 14 条 (2) に定める加盟国以外の国民である場合、当該国がタイ国民又は本社をタイに有する法人に当該国において特許出願することを認めているか、例えば、タイが加盟する特許保護に関する国際条約又は協定に非加盟の東ティモール (Timor-Leste) は、特許制度又は法令を有し、タイ国民又は本社をタイに有する法人に当該国における特許出願を認めている。したがって、当該出願人はタイでの小特許出願が認められる。

第 14 条 (4) に基づき出願人の国籍及び適格性を検討する場合、審査官は、第 14 条 (3) に定める出願人がタイに居住しているか又は実体を有する正式な工業施設又は商業施設をタイ又はタイも加盟する特許保護に関する国際条約又は国際協定の加盟国に有しているか検討する。

### 13.5 代理人

審査官は仏暦 2542 年省令第 21 号第 13 項から第 15 項に基づき、特許代理人に関し以下の通り検討する。

タイの居住者ではない特許出願人は、タイ国内で出願手続をする者として局長に対して登録された代理人に委任しなければならない。また、局長に委任状を提出する。

(1) 前段落の委任状は、タイの外交代表者、商務参事官、通商局局長、商務官若しくはその国領事、

省令第 21 号  
(仏暦 2542 年)  
第 13 項 (1)

## 第3章 第1部

又は委任者の国の法律により署名認証権を与えられた官吏による証明を得なければならない。

当該国の法律で認証の署名権限を与えている者を「公証人」(Notary public)と呼ぶ。公証人は書類作成者が実際に書類を作成したこと、また公証人の面前で作成したことを認証する(Acknowledgment)。これにより前述の委任状は法律に従い適正に認証されたものとみなされる。小特許出願人が公証人の権限が終了した後に小特許出願と併せて委任状を提出したとしても委任状認証の効力は失われない。

例えば、公証人の証印に「当方の職責は西暦 2009 年 2 月 19 日を以って終了する」と記載があり、当該国の法令が署名の権限を与える当該人物の公証の権限及び責任が仏暦 2552 年(西暦 2009 年) 2 月 19 日に終了するとしても、委任状の証明が当該日に終了することを意味しない。

省令第 21 号  
(仏暦 2542 年)第  
13 項(2)

(2) 委任状がタイ国内で作成された場合、委任する者が委任状の作成時に実際にタイに入国していることを示す、旅券、または一時在住証明書の写真あるいはその他の証拠書類を局長に提出しなければならない。

省令第 21 号  
(仏暦 2542 年)第  
14 項

タイの居住者である特許出願人が代理人を立てることを希望する場合、出願人が任命できる代理人は、局長に登録された代理人のみとする。

省令第 21 号  
(仏暦 2542 年)第  
15 項

第 13 項(1)に基づく委任状又は証明書が外国語である場合、翻訳者及び代理人による当該委任状及び証明書の正確な翻訳である旨の翻訳宣誓書付きタイ語翻訳を添付しなければならない。

出願人が台湾に居住する場合、仏暦 2534 年(西暦 1991 年) 3 月 29 日付外務省協議回答書コートー 0304/23571 及び仏暦 2534 年(西暦 1991 年) 5 月 16 日付商業登記局法務部の記録第 0606/410 号「タイ領事館が認証署名した中華民国(台湾)国籍者の特許出願」に従う。

委任状は原本又は写しのいずれでも構わない。代理人 1 人につき 30 パーツの印紙を貼付する。委任状写しを提出する場合、印紙を貼付した、権限を有する代理人による認証付き委任状原本の写しを提出しなければならない。委任状は小特許出願の出願日以前に作成しなければならない。

小特許出願日より後に作成する場合、委任が出願日から又は出願日に遡及して有効である旨陳述しなければならない。

審査官は、代理人が知的財産局に登録されているか、願書第5項に代理人氏名、住所、代理人番号、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスが記載されているか、当該情報が出願書類及び委任状に一致しているか検討する。

### 13.6 発明者／共同発明者の氏名の記載

共同で出願しない共同発明者は、特許付与前であればいつでも共同特許出願人として加わることを請求できる。請求の受領後、担当官は審査（訳注：ここでいう審査には予備審査、実体審査等とは異なる単語が使われている。）の日程を特許出願人に通知するものとする。その場合、請求の写しを特許出願人及びその他の共同特許出願人に送付するものとする。

その後、審査の結果、局長が発明者に出願に参加し発明者として氏名が記載されることを許可する決定を下した場合、出願人は当該決定を知り得た日以降、追加の審査結果及び当該決定を提出して共同発明者の氏名を追加する。

この場合、審査官は、権利が共有にかかること、通知受領日から60日以内に決定に対する審判請求がないという審査の結果及び局長決定を確認し、出願人に願書第6項に記載の共同発明者の氏名を変更させ、e-パテント（e-Patent）データベースを同様に更新する。

第65条の  
10で準用される  
第15条第3段落

第72条

## 14. 原出願に関連する小特許出願

### 14.1 複数の発明がある出願の分割

特許出願の審査において、担当官が単一の発明とみなすことができなほどお互いに関連がない複数の発明を含んでいる出願と認めるとき、担当官は特許出願人に発明ごとに出願を分割するよう通知する。

特許出願人が担当官から通知を受けた日から120日以内に、第1項に基づき分割した発明の出願を行ったとき、最初に特許出願した日を出願日とみなす。

出願の分割は省令の定める規則及び手続きに従わなければならない。

特許出願人が担当官の命令に同意しないとき、120日以内に局長に対して審判請求できる。局長が決定及び命令を行なったとき、局長の命令を最終とする。

この場合、審査官は、審査官からの出願分割命令があり、元の出願から分割された小特許出願が当該命令の受領日から120日以内に提出されているか審査する。出願人が当該期間内に出願を提出した場合、元の出願からの分割出願は最初の出願の出願日に提出したものを見なされる。

第65条の  
10で引用される  
第26条

#### 14.2 小特許及び特許間の権利種別変更申請

出願人が特許出願を小特許出願に変更することを希望する場合、省令第22号第14項の規定に従い、願書第7項に記載する。

#### 第65条の4

小特許出願人又は特許出願人は、発明の登録及び小特許の付与前、又は第28条に基づく特許出願の公開前、小特許から特許へ又は特許から小特許へ権利種別を変更する権利を有する。出願人は原出願の出願日を出願日とする権利を有する。この点について、省令で定められた規則及び手続きに従わなければならない。

#### 省令第22号 (仏暦2542年) 第14項

出願人が自らの出願を、特許出願から小特許出願へ又は小特許出願から特許出願へ変更したい場合、出願人は、場合に応じ、局長が定める様式の権利種別変更申請書を次の何れかの場所の担当官に提出するか、又は配達証明付書留郵便によってこれにかかる担当官に送付するものとする。

(1) 商務省知的財産局

(2) 県商務事務局又は局長が定めるその他の政府機関

第1段落に基づく権利種別変更申請書は、場合に応じ特許法第17条又は第17条を準用する第65条の10の規定に基づいて発行された省令に定める特許出願書類又は小特許出願書類を構成する書類から成るものとする。第1段落に基づく変更を申請する者は、既に納付した手数料の超過部分の払戻しを受けることはできない。

権利種別の変更を申請しようとする出願人は、権利種別変更申請書ソーポー／オーソーポー／004-コー（添付書類4）を提出しなければならない。

出願人が自身の特許出願を小特許出願へ変更する場合、審査官は以下を検討する。

(1) 出願人は第17条に基づき発行された関連省令に従い、権利種別変更申請書及び小特許出願の書類を提出し（訳注：原文まま）、手数料を納付したか。

(2) 出願人は特許出願の公開前に権利種別変更を申請しているか。

(3) 出願人は先の出願の出願日が当該出願の出願日とすることを希望しているか、又は権利種別変更の申請日が当該出願の出願日とすることを希望しているか。



審査官が検討を行い権利の変更が適正であると決定した場合、審査官は予備審査指針に基づく審査を行う。又、e-パテント (e-Patent) データベースも更新するため、出願人の希望する出願日が正確であるか再確認しなければならない。

審査官が検討を行い、出願人が特許出願の公開日より後に権利種別変更を申請した場合等、権利の変更が不適切であると判断した場合、審査官は出願人は権利種別を変更する権利を有さない旨出願人に通知する通知書を送付する。

#### 15. 国外での最初の出願の出願日を国内の出願日とすること (優先権) の主張

第 65 条の  
10 で準用する  
第 19 条の 2

外国において発明について特許出願をした第 14 条に基づく者は、外国で最初に特許を出願した日から 12 ヶ月以内にタイでその発明について特許出願を行う場合は外国の最初の特許出願日を国内の特許出願日と主張できる。

省令第 21 号  
(仏暦 2542 年)  
第 10 項

出願人が、外国で最初に特許又は小特許出願した発明の出願日から 12 か月以内に当該発明について国内で特許出願し、第 19 条の 2 に基づき外国での最初の出願日を国内での出願日として主張する場合、出願人は局長が定める様式で出願時又は出願公開前且つ外国での最初の出願日から 16 か月以内に別途申請しなければならない。その場合、出願人は外国で出願した特許又は小特許出願の出願日及び出願の詳細を示す出願書類写しを、出願が提出された国の特許庁による認証付きで提出する。

この場合、出願人が優先権主張申請書を提出した場合、審査官は、小特許出願時又は公開前且つ外国における最初の出願日から 16 か月以内に提出する優先権主張申請書の証拠書類により優先権を認めることができるか検討しなければならない。審査官は以下の点について検討する。

- 外国における最初の出願日から 12 か月前を超えない期間に提出されているか。
- 出願人が第 14 条に基づく国籍及び適格性を有しているか。

- 外国で出願した特許又は小特許出願の出願日及び出願の詳細を示す出願書類写しが、前記の出願が最初に出願された国の特許庁により、当該外国の特許出願又は小特許出願が認証付きで提出されているか。又は、外国における最初の特許出願又は小特許出願の詳細を示す書類写しは CD-ROM で提出してもよく、外国における最初の特許出願又は小特許出願の詳細を示す書類写しと共に提出してもよい。

審査官は、願書第8項に記載の出願情報と、様式ソーポー／ソーポー／オーソーポー／002-コー（添付書類5）による出願日、出願番号、国、国際特許分類、経過情報等の優先権主張申請書における外国における最初の出願情報と整合するか検討する。

審査官は当該タイ出願が外国における最初の出願の出願日から12か月以内に提出されているか検討する。又、出願人が優先権主張の証拠書類を願書と同時又は出願公開前且つ外国における最初の出願の出願日から16か月以内に提出したか検討する。優先権証明書の提出が上記を満たすものである場合、図に示されているように、出願は、優先権(Right of priority)を有し、即ち優先権(遡及的権利)を主張する(Claims priority)ことができる。

## 16. 一般向け展示会での発明の展示

### 第19条を準用する 第65条の10

国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般向け展示会において発明又は発明品を展示した者が、一般向け展示会が開会された日から12ヶ月以内にその発明の特許出願したとき、その出願は展示会が開催された日に出願したものとみなす。

### 省令第21号 (仏暦2542年) 第8項

国際的な商品展示会又は公式な展示会、又は政府機関が主催若しくは承認したタイ国内の展示会で要旨又は詳細が開示された発明について特許出願する場合、出願人は当該開示日及び／又は当該展示会の開始日の特許出願に明記しなければならない。即ち、出願人は、当該展示会を主催又は承認した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の要旨又は詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことを示す証明書をそれぞれの場合に応じて提出しなければならない。

## 第3章 第1部

第1段落に基づく証明書には、商品展示会の開始日又は展示会の一般向け開始日、及び発明の要旨若しくは詳細の開示日、又は一般向けに発明若しくは発明品を展示した日が記載されていなければならない。

発明者が、国際的な商品展示会又はタイ国内において政府機関が主催若しくは開催許可をした一般向け展示会において、発明の要旨又は詳細を開示し、発明の要旨若しくは詳細の開示があったこと又は発明若しくは発明品の展示があったことを示す証明書がある場合において、展示会の一般公開日から12カ月以内に出願し、発明の展示証明書を小特許出願に併せて提出する場合、展示会開始日に出願したものと見なす。前述の証明書は展示会を開催する又は開催を許可する政府機関が発行したものでなければならない。

審査官は当該展示会をタイ国内において主催又は開催許可をした政府機関が発行した、商品展示会の開始日又は展示会の一般向け開始日及び発明の要旨若しくは詳細の開示日又は一般向けに発明若しくは発明品を展示した日が記載された証拠書類を検討しなければならず、当該特許出願は展示会の開始日から12ヶ月以内を超えてはいけない。

前述の展示会の証拠書類、例えば、政府機関の展示会の展示証明書又は展示証書は、展示会の一般向け展示日及び発明の要旨若しくは詳細の開示日又は一般向けに発明若しくは発明品を展示した日が記載されていなければならない、展示に使用した名称がなければならない、前述の展示会の証拠書類は小特許出願した発明の要旨と矛盾してはならない。

## 17. 微生物に関する発明

本項において、特許出願にかかる発明が新規な微生物に関する発明である場合、明細書は、知的財産局が随時公表する寄託機関が発行する当該微生物の寄託証明書及び／又は当該微生物の性質及び特徴を記載した書類を意味する。

「特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定」（仏暦 2542 年）

特許又は小特許された発明が新規な微生物、その製造及び使用方法に関連し、当業者が理解できるよう説明することができない場合、出願人は当該特許／小特許出願の願書第2項において、寄託機関が発行する微生物寄託及び寄託機関に関する情報を記載しなければならない。

省令第21号  
(仏暦 2542 年)  
第2項第3段落

局告示  
「願書の規定」  
(仏暦 2542 年)  
第7項

出願人が微生物寄託証明書を出願時に提出できない場合、出願人は当該書類について最長 90 日間提出が猶予される。

**「微生物寄託機関の名称リスト」 (仏暦 2542 年)**

局告示  
「微生物 (略) 」  
(仏暦 2542 年)  
第 2 項

当該告示の最後に添付された名称リストに従い、寄託機関が発行した微生物寄託証明書及び／又は微生物の特徴又は特性に関する詳細が記載された書類は明細書と見なされ、特許又は小特許出願に使用可能である。

審査官は、発明における当該微生物が広く公知の微生物であるか、又は当業者が容易に理解し生産可能な微生物であるか検討しなければならない。例えば、パンを作るために酵母を使用する微生物学的工程が挙げられる。酵母はパン製造者に広く公知である。したがって、小特許出願人は小特許出願において酵母を使用する工程に関して寄託又は微生物寄託証明書を提出する必要は無い。

他方で、小特許出願人は微生物の特有な性質を示すための微生物に関する十分な情報を説明及び提供し、取得した微生物の起源を表示又は提示しなければならない。小特許出願人が微生物の取得に関する十分な情報を提供せず、微生物が公知ではない新規な種である場合、審査官は小特許出願人に対し微生物寄託証明書の提出を求める通知を発行する。通知に従わない場合、明細書は不完全及び不明確であると見なされる。

審査官は、登録番号、寄託日及び国際若しくは国外微生物寄託機関又は国内微生物寄託機関のいずれかの寄託機関名が記載された証拠書類 (添付書類 6) を検討する。

**18. 局長に対する小特許出願の公開 (※遅延) 申請**

出願人が外国出願の準備等の理由で発明要旨の開示を延期することを希望する場合、出願人は出願人が当該発明の要旨を開示する準備ができた日より後の小特許の付与及び公開を局長に対して申請できる。申請がなされると、審査官は出願人の申請に基づき手続きを進めることにより外国で特許を出願する権利に影響しないようにする。

審査官は、出願人が願書第 9 項目に記載した年月日より後に、特許／小特許公開の申請を検討する。又、出願人が当該小特許出願の公開において使用することを希望している図面番号について検討する。

## 19. 外国語による明細書の先の提出

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第12項

出願時に提出される書類は、次に従うものとする。

- 1 正確、明瞭及び完全に様式の規定に沿って記載すること
- 2 明細書、クレーム及び要約も含め、タイ語で印刷又はタイプすること

## 段落2

出願人が既に外国で特許又は小特許の出願を行っている場合、出願人は、明細書、クレーム及び要約を原出願における外国語で提出することができる。この場合出願人は、正確かつ原出願に対応したタイ語による明細書、クレーム及び要約を出願から90日以内に提出しなければならない。

## 段落3

出願人が所定の期間内にタイ語による出願書類を提出しない場合、出願人がかかるタイ語の書類を提出した日に出願を行ったものとみなされる。

審査官は、省令第21号(仏暦2542年)第12項の第2段落及び第3段落に基づいて、提出された小特許出願には、明細書、クレーム、要約、90日以内に提出されるタイ語翻訳が添付されているか検討する。出願人が規定の期限後にタイ語翻訳を提出した場合、タイ語翻訳の提出日が出願日であると見なされる。

審査官は出願人に出願日を書面で通知し、e-パテント(e-Patent)データベースシステムにおける出願日情報を正確なものに修正する。

小特許出願人が出願時の外国語による明細書の提出日から90日以内に明細書、クレーム、図面(あれば)及び要約のタイ語翻訳を提出した場合、審査官は明細書、クレーム、図面(あれば)及び要約の翻訳が完全で、正確で外国語による明細書と整合するか検討する。

特許/小特許出願人が国内出願より前に外国で提出した小特許出願が無い場合、出願の提出に関する期限が存在しないため出願人は前述の外国語による明細書を提出する権利を行使できない。したがって、出願人が外国語による明細書を出願日に提出し、後にタイ語翻訳を提出した場合、タイ語明細書の提出日が出願日であると見なされる。審査官は出願人に出願日の変更を当該理由と共に書面で通知し、e-パテント(e-Patent)データベースシステム内の出願日情報を修正する。

## 20. 同一発明の場合の小特許出願する権利の審査

同一発明に対する小特許出願が複数ある場合の小特許出願する権利を第65条の10で準用する第16条に基づき検討するに際し、審査官は以下の基準を用いて審査を行う。

第65条の10で  
準用する第16条

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同一の日に出願したときは、そのうちのいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意しなければならない。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者らは局長が定める期間の最後の日から90日以内に裁判所へ提訴する。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項(4)

第28条及び第65条の5の規定に基づいて局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理するにあたり、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

(4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第4項

それぞれの場合に応じて第2項に基づき特許又は小特許出願を審査した結果、当該出願が法令に違反している又は複数の出願人が出願していることが判明した場合、担当官は以下の通りに手続きを進める。

(1) 出願人が共同ではなく別々に同一発明について特許出願及び小特許出願した場合、第77条の5に基づき出願人は小特許出願したと見なされる旨、通知する。

(2) 複数の者が共同ではなく別々に同一発明を行い、一方が特許出願、他方が小特許出願した場合、それぞれの場合に応じて、最初に出願した者が特許又は小特許を受ける権利を有する旨、全出願人に通知する。

(3) 複数の者が共同ではなく別々に同一発明を行い、同日付で一方が特許出願、他方が小特許出願した場合、当該通知の受領から90日以内に合意を形成しなければならない旨、全出願人に通知する。

第1段落に基づく通知は書面でなされなければならないが、配達証明付書留郵便又はその他局長が定める手順で送付する。

この場合、審査官は両発明がそれぞれ単独になされた同一発明であるか検討しなければならない。

審査官は小特許出願と小特許出願に記載された両方のクレームの範囲を検討し、通知の受領から90日以内に合意を形成するよう全出願人に通知する。その後、個々のケースに応じて、保護を求めているクレームの範囲及び先行技術（調査で発見された技術）のクレームの範囲を比較する。

審査官は、クレームの範囲がどのように同一であるか又は重複しているか分析及び比較する。

クレームの範囲が先行技術つまり発見された技術のクレームの範囲と異なる又はその一部が異なる場合、同一発明では無いと見なす。

クレームの範囲全体が先行技術（調査で発見された技術）のクレームの範囲と同一の場合、同一発明であると見なす。

実務においては、各案件において審査官は特許／小特許データベース又は特許データベース（e-Patent）システムを調査して先行技術調査を行い、小特許の調査報告を作成すると共に先行技術文献をサーチして予備審査リスト（Check lists）を作成する。同一発明が発見された場合、更に検討するため文献種類をCRとして調査報告に記載する（第3章第2部、先行技術文献の種類を表す記号参照）（添付書類7、8）

### 20.1 出願日が異なる場合

複数の者が個別及び単独に同一発明をなし、それぞれ小特許出願を出願した場合、出願日が異なる場合は先に出願した者が優先的に権利を有する。この場合、審査官は後に出願した者に対し、第65条の10で準用する第16条に基づく特許出願する権利について通知する。

審査官は、検討し、生じている権利の範囲が発明の権利の範囲と同一でないと判断した場合、発明が共同でなされたものではなく同一の発明が発明されていないとみなす。

（※これ以外の場合には）審査官は以下の通り手続きを進める。

1. 先行する同一（又は重複）権利を発見した場合、後の出願人に当該権利が先の出願人による権利と同一である旨通知する。この場合、先に特許出願した者が特許出願する権利を有すると見なされる。後の出願人は第27条に基づき通知の受領日から90日以内に意見書又は権利に関連する補正書を提出することができる。

2. 後の特許出願人が、関連する局告示に基づき 90 日以内又は延長申請のあった期日までに、提出した要旨を超過しないで、権利に関する意見書又は補正書を提出した場合、審査官は同一発明の権利（又は重複する権利）について仏暦 2522 年特許法第 16 条を準用する第 65 条の 10 に従って再度審査しなければならない。

65 条の 10 で準用する第 16 条に基づき、審査官が検討を行い当該発明の権利範囲が未だ同一であると判断した場合、審査官は審査結果を権利に関連する人物に通知する。この場合、後の出願は、後の出願人が先願の出願人の権利と同一の（又は重複する）保護を求めたとの理由があるものと見なされる。

但し、後の出願人が意見書又は補正を提出せず、如何なる対応もしなかった場合、場合に応じて、第 27 条に基づき出願人は小特許出願を放棄したものと見なされる。

## 20.2 同日の出願の場合

複数の者が個別及び単独になした同一発明に対して同日に小特許出願を出願した場合を第 16 条を準用する第 65 条の 10 に基づき説明する。審査官は以下の通り手続きを進める。

(1) 複数の出願人のうちいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか、当該通知の日付から 90 日以内に合意を形成することを求める通知を当事者らに送付する。最初の 90 日が経過しても当事者らが合意に至らない場合、当事者らは当該規定の期間の最終日から 90 日以内に裁判所に提訴することができる。

(2) 第 (1) 項に定める期間が経過した場合、審査官は、当事者らに裁判所に提訴する機会を与えるため当該期日から更に 90 日間、当事者らからの結論を待つ。

(3) 当事者らが第 (2) 項に基づく期日以内に裁判所に提訴しない場合、当事者らに両出願の放棄を報せるために通知をする。

(4) 当事者らが合意に至った場合又は裁判所が命令を発行した場合、唯一の出願のみが小特許を受ける権利を有するとして出願を補正するよう当事者らに通知する。その他の出願は放棄したものと見なされる。

同一発明に対して同日付で提出された特許／小特許出願に関する審査結果の例は添付の通り。（添付書類 9）



## 21. 小特許出願と特許出願との間の同一の発明の場合の特許出願の権利の審査

### 第77条の6

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合で、一方が特許出願を行い、他方が小特許出願を行った場合、

(1) 特許出願又は小特許出願を先に行った者がその発明の特許又は小特許を受ける権利を有する。

(2) 特許出願が小特許出願と同日に行なわれた場合、担当官はそのうちのいずれかが独占的権利を有するかを、又は共同で権利を有するか合意を行い、特許出願又は小特許出願をその発明についての出願とするように、特許出願人及び小特許出願人に通知するものとする。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者は局長が定めた期間の最後の日から90日以内に裁判所に提訴する。提訴しなかった場合、その当事者は特許出願及び小特許出願を放棄したとみなす。

特許出願と小特許出願との間、もしくは小特許出願と特許出願との間の同一発明の出願に関する(特許)出願する権利は、それぞれの場合に応じて、**第77条の6**に基づき検討、審査される。

審査官は別々に発明された特許/小特許出願が単独になされた同一発明であるか検討する。

審査官は、それぞれの場合に応じて、特許出願と小特許出願との間又は小特許出願と特許出願との間でクレームの範囲を検討する。次に、それぞれの場合に応じて、保護が求められているクレームの範囲と先行技術(発見された技術)のクレームの範囲とを比較する。

分析方法としては、クレームの範囲がどのように同一か比較する。

クレームの範囲が先行技術(発見された技術)のクレームの範囲と異なる又は一部異なる場合、同一発明ではないと見なす。

クレームの範囲全体が先行技術(発見された技術)の範囲と同一の場合、同一発明と見なす。

実務においては、各案件において審査官は特許/小特許データベース又はe-パテント(e-Patent)システムを調査して先行技術調査を行い、当該特許/小特許出願の先行技術を見つけ出して、小特許出願の調査報告を作成すると共に、予備審査リスト(Check lists)を作成する。

同一発明が発見された場合、更に検討するため文献種類を CR として調査報告に記載する（第3章第3部、先行技術文献の種類を表す記号参照）（添付書類7及び8）

### 21.1 出願日が異なる場合

複数の者が個別及び単独に同一発明をなし、一方が特許出願、他方が小特許出願した場合は先に出願した者が特許又は小特許を受ける権利を有する。この場合、審査官は後に出願した者に対し、第77条の6に基づき特許又は小特許出願する権利について通知する。

審査官は以下の通り手続きを進める。

1. 先行する同一（又は重複）権利を発見した場合、出願人に当該権利が先の出願人による権利と同一である旨通知する。この場合、先に特許出願した者が特許又は小特許出願する権利を有する。出願人は第27条に基づき通知の受領日から90日以内に意見書を提出する。

2. 出願人が意見書又は最初の出願の範囲を超えない補正を90日以内に提出した場合、審査官は第77条の6に基づき当該同一の権利を再検討する。審査官は同一の発明の権利（又は重複する権利）を第77条6に従い再審査しなければならない。

審査官が検討を行い権利範囲が同一ではないと判断した場合、当該個別に行われた発明は同一発明ではない。

審査官が検討を行い当該権利範囲が未だ同一であると判断した場合、審査官は書簡を送付して審査結果を後の出願人に通知する。この場合第77条の6に基づき、後の出願人が先に生じていた権利の出願人の権利と同一の（又は互いに重複する）保護を求めたとの理由で後の出願は未だ係属中であると見なす。

後の出願人が意見書又は補正を提出せず、如何なる対応もしなかった場合、第27条に基づき出願人は特許又は小特許出願を放棄したものと見なされる。

### 21.2 同日の出願の場合

複数の者が共同ではなく別々に同一発明について同日付で特許出願及び小特許出願、又は小特許出願及び特許出願をそれぞれ提出した場合、審査官は第77条の6に基づき以下の通り手続きを進める。

- (1) 複数の出願人のうちいずれかが、当該特許出願又は小特許出願について独占的に権利を有するか又は共同で権利を有するか、当該通知の日付から 90 日以内に当事者らに合意を形成することを求める通知を当事者らに送付する。最初の 90 日が経過しても当事者らが合意に至らない場合、当事者らは局長が定める最初の期間の最終日から 90 日以内に裁判所に提訴する。
- (2) 第(1)項に定める期間が経過した場合、審査官は、当事者らが裁判所に提訴できるよう当該期日から更に 90 日間、当事者らからの結論を待つ。
- (3) 当事者らが第(2)項に基づく期日内に裁判所に提訴しない場合、当事者らは両出願の放棄を通知する。
- (4) 当事者らが合意に至った場合又は裁判所が命令を発行した場合、審査官は、唯一の出願のみが特許を受ける権利を有するとして出願を補正するよう当事者らに通知する。その他の出願は放棄したものと見なされる。

## 22. 単独出願人又は共同出願人が同一発明について特許出願と小特許出願とを出願した場合の権利の審査

### 第 65 条の 10 で準用する 第 77 条の 5

何人も同一発明について小特許及び特許の両方を出願してはならない。

同一発明について、第 65 条(3)に違反し単独又は共同で特許及び小特許を同時出願した者は、小特許出願したものと見なす。

第 77 条の 5 は、特許又は小特許を単独出願する者又は特許又は小特許を共同出願する者はいずれも自身の発明に対して特許及び小特許両方としての保護を求めることはできないことを定める。審査により同一発明であることが判明した場合、その発明は小特許出願されていると見なされる。

さらに第 65 条の 3 (第 3 章の 2、小特許) も同一発明に対して小特許及び特許の両方を取得することを禁止している。

### 省令第 22 号 (仏暦 2542 年) 第 2 項(5)

特許法第 28 条又は第 65 条の 5(場合に応じ)の規定に基づいて局長に特許審査報告書を提出するため発明特許出願又は発明小特許出願を処理するにあたり、担当官は、次の事項についてかかる特許出願又は小特許出願の審査を行うものとする。

(5) 特許出願又は小特許出願の対象たる発明が、その出願日より前に特許法第 65 条の 3 に基づいて国内で特許出願又は小特許出願がなされた発明と同一のものでないこと

## 第3章 第1部

小特許出願の場合の予備審査において、審査官は第1章第1部の発明特許出願の場合と同様に省令第22号（仏暦2542年）第2項(1)から第2項(4)に基づき審査しなければならないほか、審査官は、第2条(5)に基づく小特許出願日より前に、第65条の3に従って、当地で特許又は小特許を求める発明かどうか審査しなければならない。

それぞれの場合に応じて第2項に基づき特許又は小特許出願を審査した結果、当該出願が法令に違反している又は複数の出願人が出願していることが判明した場合、担当官は以下の通りに手続きを進める。

省令第22号  
（仏暦2542年）  
第4項

(1) 出願人が共同ではなく別々に同一発明について特許出願及び小特許出願した場合、第77条の5に基づき出願人は小特許出願したと見なされる旨、通知する。

(2) 複数の者が共同ではなく別々に同一発明を行い、一方が特許出願、他方が小特許出願した場合、それぞれの場合に応じて、最初に出願した者が特許又は小特許を受ける権利を有する旨、全出願人に通知する。

(3) 複数の者が共同ではなく別々に同一発明を行い、同日付で一方が特許出願、他方が小特許出願した場合、当該通知の受領から90日以内に合意を形成しなければならない旨、全出願人に通知する。

第1段落に基づく通知は書面でなされなければならないが、配達証明付書留郵便又はその他局長が定める手順で送付する。

したがって、審査官はこれらの出願人による出願について、特許出願及び小特許出願の両方に対して出願されているか否かを確認しなければならない。

特許／小特許データベース又はe-パテント（e-Patent）内のデータベースシステムの情報を調査し、検討のために特許又は小特許の予備調査報告を作成する（添付書類8）

特許出願人及び小特許出願人が同一人物であるか判断する。発明が当該出願人又は共同出願人からの出願であるため同一である場合、審査官は書簡を作成し、特許出願の出願人及び小特許出願の出願人の両方に審査結果及び小特許のみに出願したと見なされる旨を通知する。

## 23. 小特許出願の予備審査指針

小特許出願の予備審査実務指針においては、審査官は、発明の特徴の正確性と明確性の審査を進めなければならない。即ち出願の様式は正しいかどうか、また、クレームに第9条に基づく保護を求めることができな発明があるかどうか、特許／小特許出願する適正な権利があるかどうか、出願日をカウントし、優先権（遡及的権利）の主張が正しいかどうか、そして料金の支払いを含めて補正が規定に沿った正しいものか、または料金の免除が正しいかどうか、を検討する。

したがって、審査官は上記に従って検討する。審査官は場合によっては第28条を準用する第65条の10および関連する省令に従って、審査を行うものとする。

担当官が局長に特許出願の審査報告書を提出する際、

(1) 局長が審理の結果、特許出願が第17条に合致していないか、又はその発明が第9条に基づき保護されないと判断した場合、局長はその特許出願の拒絶を命令するものとし、担当官は特許出願人に対し配達証明付書留郵便又は局長より指示されたその他の方法にて局長の決定から15日以内に拒絶を通知するものとする。

(2) 局長が審理の結果、特許出願が第17条に合致しており、かつその発明が第9条の下で保護されると判断した場合、局長はその特許出願を省令の定める規則及び手続きにより公開するよう命ずるものとする。公開に先立って、担当官は特許出願人に対して局長が定めた方法又は配達証明付書留郵便で公報発行手数料支払い請求を通知するものとする。特許出願人が通知を受取ってから、又は前述の配達証明付書留郵便にて通知書を受取ってから60日以内に公報発行手数料を払わない場合、担当官は特許出願人に対し配達証明付書留郵便にて再度通知するものとする。特許出願人が前述通知書の受領から60日以内に公報発行手数料を再び支払わない場合、特許出願人は特許出願を放棄したものとみなす。

第65条の10で  
準用する第28条

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項

特許法第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う。

(1) 特許出願又は小特許出願は、願書、明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約がそれぞれ第17条又は第17条を準用する第65条の10に基づく省令に準拠しているか。

(2) 特許出願又は小特許出願の発明がそれぞれ第9条又は第9条を準用する第65条の10に基づく保護を求めることができな発明ではないか。

(3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか。

(4) 出願人がそれぞれ第16条又は第16条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許を受ける権利を有しているか。

(5) 特許出願又は小特許出願にかかる発明がそれぞれの出願日前に第65条の3に基づき国内で出願された特許出願又は小特許出願と同一発明ではないか。

(6) 特許出願又は小特許出願にかかる発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。

ただし、局長に代わって公務を遂行する担当官は、最新の局命令「特許に関する法律に基づく発明特許および小特許分野における担当官への局長の職務代行権限の付与」に従うこととする。

### 23.1 第9条を準用する第65条の3に基づいて保護を受けることができない発明を有する小特許出願に対する実施指針

特許出願又は小特許出願が第2条(1)若しくは第3条(1)の規定に準拠していないか、または特許出願又は小特許出願にかかる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に従っていない場合、担当官は、特許出願人又は小特許出願人に所定の期間内に出願を補正するよう通知すべく局長に報告書を提出するものとする。

審査官が、すべてのクレームを検討したことにより、出願人が第9条に基づいて明確に保護を受けることができない発明をクレームしていると判断した場合、

審査官は、特許出願人の出願が拒絶される可能性があることを知らせるために、出願人に審査結果を通知し、これにおいて、審査官は、特許出願は第9条により保護を受けることができない発明であるとして特許出願の拒絶を通知しなければならない。

出願人が検討事項に同意しない場合、出願人は、通知の受領日から90日以内に、または関連する局告示による延長された期間内に、意見を述べ、そしてクレームを変更する補正をする、又はその他の手続きを行うことができる（法律に反しない場合）。

## 第3章 第1部

審査官は、出願人が発明についてクレームしており、いずれかのクレームが特許法第9条に基づき保護を受けることができない発明であると判断した場合、審査官は保護を受けることができない各クレームの検討結果を通知する。

審査官は、検討の根拠を通知し出願人に小特許出願について保護が拒絶されること、および、第28条を準用する第65条の10に基づいて出願が拒絶されるかもしれない根拠を知らせる。

通知の受領日から90日以内に、または関連する局告示による延長された期間内に、意見を述べ、そしてクレームを変更する補正をする、又はその他の手続きを行うことができる（法律に反しない場合）。

審査官が意見書またはクレームを変更する補正を検討し、出願人が特許法第9条を準用する第65条の10（場合に応じ）の規定に基づき保護されていない発明をまだクレームしている場合、審査官は当該特許出願を拒絶するために局長に報告する。これは、省令第22号（仏暦2542年）第6項に従わなければならない。

省令第22号  
（仏暦2542年）  
第6項

特許出願若しくは小特許出願（場合に応じ）の対象たる発明が特許法第9条若しくは第9条を準用する第65条の10の規定に基づき特許性を欠いていると思われる場合、特許出願の対象たる意匠が特許法第58条に基づき特許性を欠いていると思われる場合又は特許出願若しくは小特許出願が第2条(3)若しくは第3条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶の命令をすべく局長に審査報告書を提出するものとする。

第1段落に基づく出願の拒絶に先立って、局長は、出願人に対し質問に答えるか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

したがって、審査官は、小特許出願を拒絶するための報告書を局長に提出する前に、仏暦2522年特許法の第27条に基づいて通知の受領から90日以内に、出願人に意見を述べる機会を与えるため、または補正する機会を与えるために、出願の拒絶について小特許出願人に通知する。

小特許出願人が意見を述べない場合、または意見を述べたが審査官の意見に反論する理由がない場合、その出願の拒絶についてのさらなる検討のために局長に報告を行う。（付録。添付書類11）

意見書または補正の過程で、小特許出願人は期間の延長を要求する場合がある。ただし、小特許出願に関する提出書類の延長を要求するための規定に関する知的財産局告示に従わなければならない。

小特許出願人が審査官の指示に従って規定の期間内に補正を行った場合、または出願人が自発補正を行う場合、審査官は、後述する小特許出願の補正書の審査に関する基準に基づいて補正書を検討しなければならない。

### 23.2 第10条、第11条、第14条、第15条を準用する第65条の10に準拠しない小特許出願の権利に関する実施指針

特許又は小特許出願する権利が省令第22号の第2項(3)または第6項により適切ではない場合、局長への報告をする担当官は、特許又は小特許出願人に、規定の期間内に特許または小特許出願を適切に補正することを求める。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項

第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う

3) 出願人がそれぞれ第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落に基づく特許出願する権利、又は第10条、第11条、第14条又は第15条第1段落又は第2段落を準用する第65条の10に基づく小特許出願する権利を有しているか

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第6項

特許出願又は小特許出願が第2条(3)又は第3条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出するものとする。

第1段落に基づく出願の拒絶に先立って、局長は、出願人に対し質問に答えるか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

したがって、審査官は、小特許出願を拒絶する局長への報告書を提案する前に、仏暦2522年特許法第27条に基づいて書類の受領日から90日以内に、小特許出願人に意見を述べるまたは補正できるであろう機会を提供することを報せる小特許出願の拒絶を通知する。

小特許出願人が所定の期限内に意見を述べない場合は出願の放棄とみなし、または意見を述べたが理由がなく、小特許出願する権利に関する検討結果に対して反論があれば、審査官は小特許出願の拒絶をさらに検討するために局長への報告を準備する。



### 23.3 小特許出願にかかる発明が第65条の10で準用される第17条に従っていない発明を有する小特許出願についての実施指針

小特許出願が、関連する省令で規定されている規則および手順に従うものと規定されている第65条の10で準用される第17条に従っていない場合において（省令第21号、並びに、特許出願の願書、優先権主張申請書およびこれらの申請を構成する書類並びに写しの部数の規定の局告示、および、補正書の申請書に関する局告示など）、欠陥が発見された場合には、審査官は指定された時間内に小特許の出願を正しく補正するように小特許出願人に命令をするために局長に報告する。

小特許出願人は、仏暦2522年特許法の第27条に従って通知される通知を受け取ってから90日以内に、補正又はさまざまな欠陥の補正の提出、意見書の提出、文書または追加事項の提出を行うことができる。審査官が審査を行ったが、出願が、第17条及びその関連する規定、又は第17条を準用する第65条の10及びその関連する規定をまだ満たしていないように思われる場合、前記のような予備審査を検討する際には、局長に報告を提出することができる。

#### 第65条の 10で準用する 第28条(1)

*担当官が局長に審査報告書を提出した場合において、*

*(1) 局長は、本出願が第17条の規定に合致していない、又はその発明が第9条の規定に基づいて特許できないと認めるときは、その出願を拒絶するものとし、そして、担当官は、かかる局長の命令があった日から15日以内に配達証明付書留郵便又は局長の定めるその他の方法で出願人に通知をしなければならない。*

したがって、小特許出願を拒絶するために局長に出願の却下の報告を提案する前に、審査官は、仏暦2522年特許法の第27条に基づく書類の受領日から90日以内に、意見を述べるまたは補正の機会を提供する旨を小特許出願人に通知する。

出願人が所定の期間内に理由を明確にしない場合、出願は放棄されたとみなされる。または、理由を明確にしたが理由がなく、クレームすることに関する欠陥に関連した意見に反論があり、またはクレームすることに関する省令で規定された規則および手順に従っていない場合、審査官は、当該出願の拒絶を検討するために局長に報告する（添付書類10）

### 23.4 明瞭な発明

#### 明細書の明瞭性 (Clarity)

明細書は以下の要件に従い明瞭及び簡潔であるものとする。

1. 当業者が小特許による保護を請求している発明の要旨を理解できるよう、発明に関連する従来技術又は科学を説明して要旨を明瞭に開示することで、当該発明がどのようなことをする必要のあるのか、どのような方法があり、どのようにしなければならないのか理解できるようにする。発明の技術的課題解決方法及び発明の成果を、矛盾又は混乱又は曖昧性無く開示しなければならない。

2. 学術分野で使われる特定の用語を使用する場合は正確に定義しなければならない。発明に使われる用語の定義は、不明瞭又は曖昧なために当業者にとって不明瞭であったり、発明の理解が不可能になることがあってはならない。この場合、明細書も不明瞭であると見なされる。

### 23.5 実施可能である開示(Enablement)

明細書は、当業者が発明を実施できるものでなければならない。この意味するところは、技術的課題解決のために明細書に沿って実施するには、開示された発明に沿って技術的効果が得られたことを示さなければならない。当業者が明細書又は図面(あれば)において開示された知識若しくは指針若しくは方法に沿って当該発明が実施できない場合、又は、小特許による保護の請求を行う時点において一般的に良く知られている知識そのままの実施である場合、その明細書は当業者が発明を実施するに足りない不十分な開示を行っているということである。もしくは、当業者が、発明において疑問が出てくれば、出願人は明細書を十分に開示していないということの意味する。

実際に実施しなければならない条件下での明細書の審査検討においては、特許審査官は仏暦 2522 年特許法第 3 条に記載の発明のカテゴリー (categories of invention) から検討しなければならない。

技術的課題を解決するための技術的特徴が欠如又は欠落しているために実施できない明細書の例は以下の通りである。

1. 当業者が実施できる技術的实施形態もなく結果の仮説、期待を述べたにすぎない明細書

2. 明細書には技術的实施形態が記載しているが、それらに基づく実施形態が混乱させるものであるか、又は曖昧で、当事者が明細書にあるデータからだけでは実施できない明細書
3. 技術的实施形態を記載しているが、当事者が明細書に記載された形態又は方法から実施することができない明細書
4. 明瞭な技術的实施形態を開示しているが、発明の技術的效果を裏付ける又は確証させるための実験結果又は試験が欠如している明細書

#### 24. 単一性の審査(Unity)

##### 第65条の10

発明特許についての第2章の第\_\_\_\_条、第18条\_\_\_\_、第26条\_\_\_\_を第3章の小特許に準用する。

##### 仏暦2522年特許法に基づく発明の単一性の審査

##### 第65条の10で 準用する第18条

1つの特許出願は1つの発明についてのみ出願しなければならない。複数の発明を1つの出願として出願することが出来るのは複数の発明が相互に同一の発明と関連があるときである。

##### 第65条の10で 準用する第26条

出願の審査において、出願が単一の発明概念とみなすことができないほど互いに関連がない複数の発明を含んでいると認めるとき、担当官は出願人に各発明ごとに出願を分割するよう通知する。

出願人が、前段落に定める通知の受領日から180日以内に分割出願を提出した場合、当該分割出願は最初の出願の出願日に提出したものと見なされる。

##### 省令第21号 (仏暦2542年) 第5項

出願の分割は、出願の分割は省令の定める規則及び手続きに従わなければならない。出願人が出願の分割に同意しないとき、120日以内に局長に対して審判請求できる。局長が決定を行なったとき、局長の決定を最終とする。

以下のクレームを記載する特許出願は、単一の発明に対する特許出願であると見なされる。

(1) 保護対象である製品の独立クレーム、及び当該製品の製造方法及び使用方法を記載したその他クレーム

(2) 保護対象である方法の独立クレーム、及び当該方法を実施するための器具及び／又は装置に関するクレーム

## 第3章 第1部

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第2項

第28条及び第65条の5の規定に基づき局長に審査報告書を提出するため発明の特許出願又は小特許出願を処理する場合、担当官はそれぞれの場合に応じて特許出願又は小特許出願の審査を次の通り行う

(6)小特許出願されている発明が単一の発明を構成する程度に互いに関連しているか。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第12項

第10項に基づく出願の公開後、担当官は、特許出願又は意匠出願が第18条又は第60条を満たさない複数の発明又は意匠に対する単一出願として出願された発明か否かを審査する。第8項の規定は準用して適用する。

省令第22号  
(仏暦2542年)  
第8項

小特許出願が第18条を準用する第65条の10に従わない場合、担当官は、最初の出願が単一の発明のみ網羅するよう補正し、その他発明を分割出願することにより各発明を分割して出願するよう出願人に通知する。

第1段落に基づき最初の出願から分割出願された小特許出願は、通常の小特許出願と同様に手続きを進める。但し、最初の出願における記載とは異なる発明の要旨を追加することはできない。この場合、小特許出願の出願人は小特許出願における権利を示す証拠書類を再度提出する必要は無い。

審査官は小特許出願が同一の発明と見なされる程には互いに関連しない複数の発明を含んでいるか検討し、その後、小特許出願人に小特許出願をそれぞれの発明ごとに分割して発明の単一性を満たす小特許出願として出願するよう通知する。出願人が担当官からの通知に基づきいずれかの発明に対する分割した小特許出願を通知の受領日より120日以内に出願した場合、当該新規出願の出願日は最初の出願の日と同日であると見なされる。小特許出願人が担当官の命令に不服の場合、出願人は通知の受領日から120日以内に局長命令に対する審査を請求できる。局長が決定及び命令を行った場合、局長命令が最終となる。

小特許出願において単一性が審査されるべき理由は次のようなものである。

1) 経済的理由：出願人が1件の出願に対する費用支払いのみで複数の発明に対する保護を求めることを防止するため。

2) 技術的理由：発明又は小特許出願発明の分類(classification)、及び以降の調査及び審査(Search and Examination)を容易にするため。

クレームにおいて複数の発明が互いに関連する又は対応する場合、出願人は単一の小特許出願として出願することができる。この場合、当該発明は単一の一般的発明概念(single general inventive concept : SGIC)を形成していることを意味する。小特許出願において明らかにされている各発明は、特定の技術的関連性を有するクレーム群に反映されていなければならない。

## 第3章 第1部

仏暦 2522 年特許法第 18 条に基づき、特許出願は単一性があるか審査する場合、2 通りの方法がある。

- 1) 先行技術に基づかず検討を行う。
- 2) 先行技術に基づき検討を行う。更に、省令第 21 号第 5 項の規則を用いて検討を行ってもよい。

通常、特許審査官は発明の単一性に関する審査するにあたり、従属クレームは独立クレームとの組合せであることから特別な技術的特徴を備えると考えられるため、当該独立クレームにのみ基づいて特別な技術的特徴の内容を審査することが可能である。但し、従属クレームが独立クレームに対して関連性が無い場合、又は独立クレームに新規性又は進歩性が無い場合を除く。この場合、審査官は発明の単一性を従属クレームにも基づき検討しなければならない。

クレームの構造において、独立クレームの構造は導入部 + 特徴部であって、従属クレームの構造は引用部 + 特徴部からなる。

注意点 1 クレーム 1 が特徴 A、B 及び C を備え、クレーム 2 がクレーム 1 において特徴 C が特徴 D に置き換えられた構成を規定している場合、クレーム 2 はクレーム 1 の特別な技術的特徴の全部を備えてはいない（特徴 C の欠如）ため独立クレームであると見なされる。

注意点 2 独立クレームの記載において、相違する種類の別の独立クレームとの間で相互に関連する技術的特徴を検討する場合、この形式での記載は単一性のある別の独立クレームであると見なすことができる。

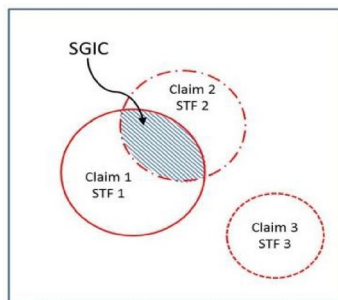
例えば、下記のもの。

クレーム 1 ステンレス鋼製ケーブルであって、.....を特徴とする

...  
...  
...

クレーム 5 ステンレス鋼製ケーブルの製造方法であって、下記のステップを有する.....

### 着想の基本的枠組み



図において、四角い枠内は一般的な技術分野 (Technical Field:TF) を表す。各クレームは、特別な技術的特徴 (Special Technical Feature:STF) を有する。同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する場合、それは即ち特別な技術的特徴を共同で、又は両クレーム間で有しているということである。したがって、クレーム1及びクレーム2は**単一性があるが**、クレーム3は相違する着想である。

したがって、クレーム3は別の特許出願として分割しなければならない。但し、省令第21号第5項に定める規則に従い、**単一性はない**と見なされる。

#### ● 同一カテゴリー(Same categories)に属する独立クレームを備える発明の単一性の例

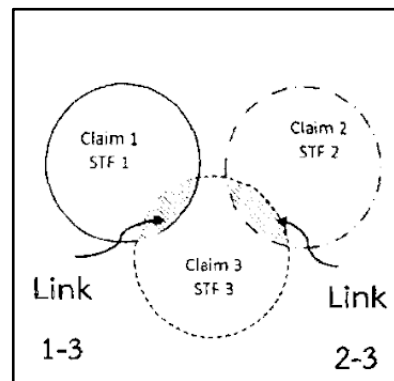
##### 例1 (同一の特別な技術的特徴がある)

クレーム1 特徴Aを備えるベルト・コンベヤーX。

クレーム2 特徴Bを備えるベルト・コンベヤーY。

クレーム3 特徴A及びBを備えるベルト・コンベヤーZ。

ここで、特徴A又は特徴Bを備えるベルト・コンベヤーはこれまで開示されておらず、容易に明らかではなく、特徴Aと特徴Bとの間には関連性が無いものとする。



#### 検討の指針:

クレーム1及び3は同一の特別な技術的特徴Aを備えるため単一性がある発明である。クレーム2及び3は同一の特別な技術的特徴Bを備えるため単一性がある発明であるが、クレーム1及び2に対しては同一の特別な技術的特徴を備えない。したがって単一性のある発明ではなく、**小特許出願を分割**しなければならない。

**例 2**

(対応する特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 ビデオ信号用の時間軸エキスパンダを備える送信機。

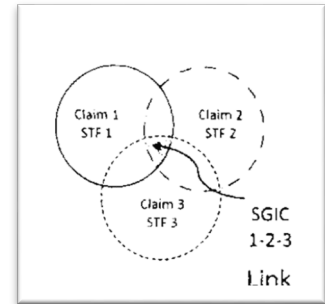
クレーム 2 ビデオ信号用の時間軸コンプレッサを備える受信機。

クレーム 3 ビデオ信号搬送装置であって、クレーム 1 に記載の送信機及びクレーム 2 に記載の受信機を備えることを特徴とする。

ここで、前記時間軸エキスパンダ/コンプレッサはこれまで使用及び製造されていないものとする。

**検討の指針：**

クレーム 1 及び 2 における特徴は使用時に分離できない技術的関連性、及び対応する技術的特徴を備える。したがって、クレーム 1 及び 2 は発明の単一性を満たしている。クレーム 3 はクレーム 1 及び 2 に記載の特徴を備えるため、**クレーム 1 及び 2 における発明の単一性を満たしている。**

**例 3** (対応する特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 特徴 A を備えるプラグ。

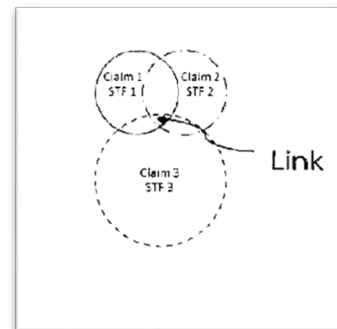
クレーム 2 特徴 A に対応する特徴を備えるソケット。

特徴 A 及び特徴 A に対応する特徴はどちらもこれまで開示及び製造されていないものとする。

**検討の指針：**

クレーム 1 及び 2 の特別な技術的特徴は関連が無く、前記プラグ及び前記ソケットは一緒に使用しなければならないという

技術的関連性を有する。したがって、**クレーム 1 及びクレーム 2 は発明の単一性を満たしている**と見なす。

**例 4** (同一の特別な技術的特徴がある)

クレーム 1 ランプ用の繊維 A。

クレーム 2 繊維 A を備えるランプ B

クレーム 3 繊維 A と回転軸 C とを備えるランプ B を備える誘導灯。

ここで、繊維 A は新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

3つのクレームは全て繊維 A という関連する特別な技術的特徴を有するため、**発明の単一性を満たしている**と見なす。

**例 5** (特別な技術的特徴は先行技術より優れていなければならない)

クレーム 1 製品 A の製造方法 B。

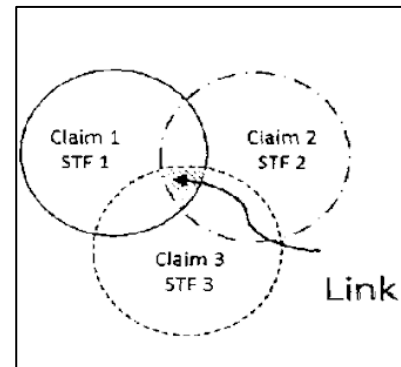
クレーム 2 製品 A の製造方法 C。

クレーム 3 製品 A の製造方法 D。

ここで、製品 A は新規性及び進歩性を有する発明であるものとする。

**検討の指針：**

製品 A は 3 つのクレーム全ての特別な技術的特徴であるため、クレームは全て発明の単一性を満たしていると見なされる。又、前述の製品 A は製品のクレームとすることもできる。但し、製品 A が一般に知られている場合、特別な技術的特徴とはならない。3 つのクレーム全てについて発明の単一性を再検討しなければならない。



**例 6** (特別な特徴 (訳注：原文のまま) 全体を検討)

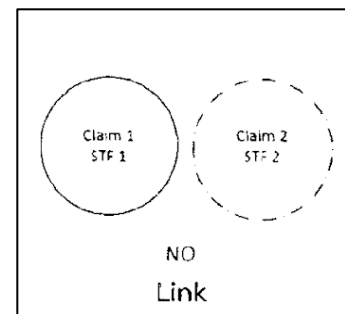
クレーム 1 樹脂 A と、充填剤 B と、  
難燃剤 C とを備える樹脂組成物。

クレーム 2 樹脂 A と、充填剤 B と、  
帯電防止剤 D とを備える樹脂組成物。

ここで、樹脂 A、充填剤 B、及び帯電防止剤 D は公知の物質であって、A 及び B の組合せは先行技術の範囲を超えるものではないが、A、B 及び C の組合せによれば非常に効果的な難燃剤組成物が得られ、A、B 及び D の組合せによれば非常に効果的な帯電防止組成物が得られるものとする。どちらも新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

2 つのクレームは同一の特徴 A 及び B を備えるが、A、B 及び AB は先行技術の範囲を超えない。特別な技術的特徴は、クレーム 1 は A、B 及び C であり、クレーム 2 は A、B 及び D であるため、同一又は対応しているとは言えない。したがって、クレーム 2 及びクレーム 1 は発明の単一性を満たしているとは言えない。



- 異なるカテゴリー (Different categories) に属する独立クレームを備える発明の単一性の例

**例 7** (特別な技術的特徴は先行技術より優れていなければならない)

クレーム 1 組成物 X。

クレーム 2 組成物 X の生成方法。

クレーム 3 殺虫剤としての組成物 X の使用。



**状況1** 組成物 X は新規性及び進歩性を有する。

**検討の指針：** 組成物 X は3つのクレーム全ての技術的特徴であり、当該技術的特徴が先行技術の範囲を超えるため、クレーム 1~3 は同一の特別な技術的特徴を備える。したがって、これらは**発明の単一性を満たしている**と見なす。

**状況2** 特許調査の結果、組成物 X は新規性及び進歩性を有しないと判断された。

**検討の指針：**

クレーム 1 は新規性及び進歩性を欠いているためと除いて検討される。クレーム 2 及び 3 の技術的特徴は組成物 X に関連しているが、当該特徴は先行技術より優れたものではないため、新しい特別な技術的特徴を構成しない。したがって、**クレーム 2 及び 3 は同一の特別な技術的特徴を有さないため、発明の単一性が欠如している**。

**例 8** (特別な技術的特徴の示唆)

**クレーム 1** 高強度及び高耐食性**ステンレス線**であって、主成分として (w t %) N i = 2. 0 ~ 5. 0、C r = 1 5 ~ 1 9、M o = 1 ~ 2 と、残余として厚さが 0. 5 ~ 2. 0 mm であって 0. 2 % 降伏強度が 5 0 k g / m m <sup>2</sup> より高い F e とを備える、**ステンレス線**。

**クレーム 2** 高強度及び高耐食性**ステンレス線の製造方法**であって、主成分として (w t %) N i = 2. 0 ~ 5. 0、C r = 1 5 ~ 1 9、M o = 1 ~ 2 と、残余として F e とを備え、

- 1) 前記ステンレス線を 2. 0 mm ~ 5. 0 mm の厚さに熱間圧延する工程と、
- 2) 8 0 0 ~ 1 0 0 0 ° C で前記ステンレス線を硬化する工程と、
- 3) 前記ステンレス線を 0. 5 ~ 2. 0 mm の厚さに冷間圧延する工程と、
- 4) 前記ステンレス線を 1 1 2 0 ~ 1 2 0 0 ° C で 2 ~ 5 分間硬化する工程とを備える、

ステンレス線の製造方法。

先行技術と比較して、0. 2 % 降伏強度が 5 0 k g / m m <sup>2</sup> より高い前記ステンレス線は新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

製品クレーム 1 の特別な技術的特徴は、「0. 2 % 降伏強度が 5 0 k g / m m <sup>2</sup> より高いこと」であって、クレーム 2 は、前記降伏強度によるステンレス線の製造のために適用された方法の工程を特徴とする。当該特徴はクレーム 2 の内容からは判断できないが、明細書において前記方法による製造について明瞭に記載されている。したがって、前記方法は製品クレームの前記降伏強度の特徴に対応する特別な技術的特徴を備えるため、**発明の単一性を満たしている**と見なす。

**例 9** (同一の特別な技術的特徴)

クレーム 1 防塵剤 X を含有する塗料。

クレーム 2 クレーム 1 に記載の前記塗料により材料体を塗装する方法であって、

(1) 空気圧により前記塗料を噴霧する工程と、

(2) 前記噴霧した塗料を電極配置 A により電気イオン化し、材料上に供給する工程とを備える、方法。

クレーム 3 電極配置 A を備える塗装装置。

先行技術と比較して、薬剤 X を含有する前記塗料及び前記電極配置 A はどちらも新規性及び進歩性を有するものとする。

**検討の指針：**

薬剤 X を含有する前記塗料はクレーム 1 及び 2 の特別な技術的特徴であって、前記電極配置 A はクレーム 2 及び 3 の特別な技術的特徴である。但し、クレーム 1 とクレーム 3 は特別な技術的特徴が関連していないため、発明の単一性が欠如している。

**例 10** (発明の単一性を満たさない方法及び装置)

クレーム 1 組成物 A を、条件 B 下で材料に噴霧コーティングする工程を備えることを特徴とする繊維材料の処理方法。

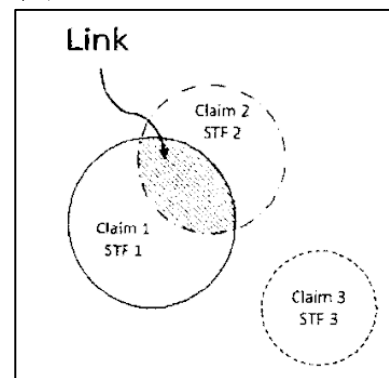
クレーム 2 クレーム 1 に記載の噴霧処理がされた繊維材料。

クレーム 3 組成物をより良く分散させるノズル C を備えることを特徴とする、クレーム 1 に記載の方法に用いられる噴霧装置。

材料を所定の組成物で噴霧コーティングすることを特徴とする繊維材料の処理方法は、先行技術が存在する。しかし、クレーム 1 に記載の条件 B (温度、放射等) 下で材料に組成物 A を噴霧コーティングする方法は新規性を有する。更に、クレーム 2 に記載の繊維材料は先行技術を超える特性を備え、前記ノズル C は新規性及び進歩性を有する。

**検討の指針：**

クレーム 1 における特別な技術的特徴は、材料のコーティング方法において必要な組成物の噴霧に使用される特別な条件であって、クレーム 2 に記載の繊維材料は当該条件下で噴霧されて得られるものである。したがって、クレーム 1 及び 2 は関連する特別な技術的特徴を有するので、発明の単一性がある。但し、クレーム 3 に記載の装置はクレーム 1 の方法で製造されるわけではなく、当該方法で使用されるのみであるため、クレーム 1 及び 2 に関連する特別な技術的特徴を備えない。したがって、クレーム 3 と、クレーム 1 及び 2 とは発明の単一性が欠如している。



**注釈：**この場合、省令第21号第5項を満たしているとしても、クレーム3の特別な技術的特徴を検討すると、クレーム1及びクレーム2とは関連しないと判断される。

**例 11**（特別な技術的特徴が異なるため発明の単一性が欠如している方法及び装置）

クレーム 1 混合燃焼室と連通する燃料注入口を備えることを特徴とする燃料加熱炉。

クレーム 2 燃料注入口を混合燃焼室と連通させる工程を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造方法。

クレーム 3 成形する工程を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造方法。

クレーム 4 燃料注入口を混合燃焼室と連通させる部材 X を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造装置。

クレーム 5 自律制御部材 D を備えることを特徴とする、燃料加熱炉の製造装置。

クレーム 6 燃料を混合燃焼室に導入する工程を備えることを特徴とする、クレーム1に記載の燃料加熱炉を用いたカーボンブラック (carbon black) の製造方法。

先行技術によれば混合燃焼室と連通しない注入口を備える燃料加熱炉が開示されている。したがって、混合燃焼室と連通する注入口を備える前記燃料加熱炉は**新規性及び進歩性を有すると判断される。**

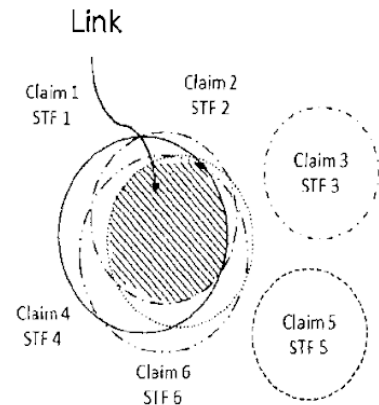
**検討の指針：**

クレーム1、2、4及び6は連通する注入口という同一の特別な技術的特徴を備えているため、発明の単一性を満たしている。但し、クレーム3又は5はクレーム1、2、4又は6と同一の特別な技術的特徴を備えていない。したがって、クレーム3又は5と、クレーム1、2、4又は6とは発明の単一性を有していない。更に、クレーム3及び5は互いに**発明の単一性を満たしていない。**

● **従属クレーム (Dependent Claims) から発明の単一性を検討する例**

発明の単一性を審査する際の原則として、従属クレームが更に別の発明を含む可能性があったとしても、従属クレームと独立クレームとの間で発明の単一性を検討することは無い。

**例** クレーム1は、材料Bの使用を特徴とする製品Aの製造方法である。クレーム2は、クレーム1に記載の製品Aの製造方法であって、材料Bは材料Cから調製されることを特徴とする方法である。

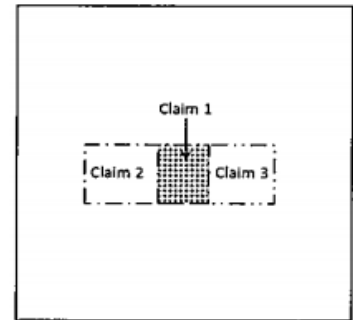


クレーム2の特別な技術的特徴は全てクレーム1に包含されているため、材料Cから調製される材料Bが進歩性を有するか否かは、発明の単一性の有無を決定には影響しない。

クレーム1が特別な技術的特徴A、B及びCを備え、クレーム2が特徴Cを特徴Dに置き換えたクレーム1である場合、クレーム2はクレーム1の特別な技術的特徴の全てを備えてはいないため独立クレームである。したがって、当該独立クレームについて発明の単一性を満たしているか審査しなければならない。

#### 例

クレーム1 特徴A及びBを備えるスクリーン。  
 クレーム2 更に特徴Cを備える、クレーム1に記載のスクリーン。  
 クレーム3 更に特徴Dを備える、クレーム1に記載のスクリーン。

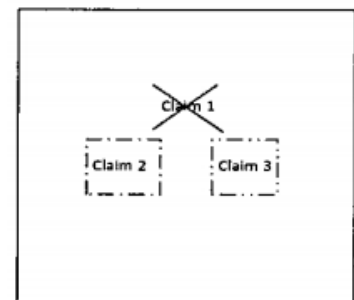


**事象1** クレーム1は新規性及び進歩性を有する。

**説明** クレーム2及び3はクレーム1の保護範囲を規定する従属クレームである。したがって、3つのクレームは発明の単一性を満たしている。

**事象2** 2つの文献を調査した結果、クレーム1は進歩性を欠いているが、特徴C及びDは先行技術を超えた技術的特徴を備えており、特徴C及びDは関連性がないことが判明した。

**説明** クレーム1は進歩性が欠如しているため、特許を請求できない。残りのクレーム2及び3を独立クレームに補正してもよいが、クレーム2及び3は関連する特定の技術的特徴を備えていないため、**発明の単一性を満たしていない。**



小特許出願の予備審査において、審査官は、小特許出願が発明の単一性を満たしているか、発明の単一性があるといえる程度の関連性があるか、省令第21号（仏暦2542年）第5項に基づく審査原則を採用することにより追加の審査を検討しなければならない。

例 下記のような特許出願は、発明の単一性を満たす出願である。

(1) 保護対象である製品の独立クレーム、及び当該製品の製造方法及び使用方法を記載したその他クレーム

(2) 保護対象である方法の独立クレーム、及び当該方法を実施するための器具及び／又は装置に関するクレーム

審査官は、発明の単一性について審査する場合、前述したもののほか、審査官は次の審査指針を採用して追加で検討・審査しなければならない。

### 例1

#### クレーム

1. 複数の差し込み刃を有し、前記差し込み刃は断面が直径 d の六角形であることを特徴とする差し込みプラグ
2. メス接触部材が特定される、複数の孔を有し、前記孔は断面が直径 d の六角形であることを特徴とする電源コンセント

#### 検討事項

これらのクレームを審査し、クレーム 1 の特別な技術的特徴は六角形の断面となる差し込み刃であり、第 2 項の技術的特徴は六角形の断面となるコンセントであることが分かった。特徴は対応しており、また差し込み刃との直径は同じである。

**この場合、次のようにみなされる。**

クレーム 1 及び 2 は関連性のある発明であることから発明の単一性を満たす。

### 例2

#### クレーム

1. 特徴 A を有するベルトコンベア X
2. 特徴 B を有するベルトコンベア Y
3. 特徴 A+B を有するベルトコンベア Z

#### 検討事項

これらのクレームを検討し、クレーム 1 の特徴 A、クレーム 2 の特徴 B が特別な技術的特徴であり、この特徴 A は特徴 B とは関連性がないことが分かった。

**この場合、次のようにみなされる。**

1. クレーム第 1 項及び第 2 項は発明の単一性がない
  2. クレーム第 1 項及び第 3 項は発明の単一性がある
- クレーム第 2 項及び第 3 項は発明の単一性がある

### 例3

#### クレーム

1. 直流モーター用制御回路であって、特徴 A を有する制御回路。
2. 直流モーター用制御回路であって、特徴 B を有する制御回路。

3. 特徴Aの制御回路を有する直流モーターを備えた車両

4. 特徴Bの制御回路を有する直流モーターを備えた車両

#### 審査事項

前述のクレームを審査し、クレーム1の技術的特徴は特徴Aであり、クレーム3にも記載されており、クレーム2の技術的特徴は特徴Bであり、クレーム4にも記載されていることが分かった。

**この場合、次のようにみなされる。**

1. クレームの第1項及び第2項は発明の単一性がない。
2. クレームの第1項及び第3項は発明の単一性がある。
3. クレームの第2項及び第3項は発明の単一性がない。
4. クレームの第2項及び第4項は発明の単一性がある。

#### 例4

##### クレーム

1. 化合物A
2. キャリア化合物（訳注：原文まま。化合物Aのこと）を含む殺虫剤成分

#### 審査事項

前述のクレームを審査し、クレームの1及び2は共通の特別な技術的特徴である化合物Aを有することが分かった。

**この場合、次とみなされる。**

クレームの1及び2は発明の単一性がある。

#### 例5

##### クレーム

1. 工程A及びBを含む製造方法
2. 工程Aにおける製造に用いられる装置
3. 工程Bにおける製造に用いられる装置

#### 審査事項

前述のクレームを審査し、工程A及び工程Bが特別な技術的特徴であることが分かった。

**この場合、次とみなされる。**

1. クレーム1及び2は発明の単一性がある。
2. クレーム1及び3は発明の単一性がある。
3. クレーム2及び3は発明の単一性がない。

## 第3章 第1部

審査官が、小特許出願が同一の発明でないことを発見した場合、審査官は第26条を準用する第65条及び省令第22号(仏暦2542年)第8条に従い手続きを行う。

**第26条を準用する  
第65条**

特許出願の審査において担当官が特許出願に同一の発明とみなされる程度の関連性がない複数の発明があることを発見した場合、特許出願人に各発明を分割するよう通知する。

- 特許出願人が担当官からの通知受理後120日以内に分割した発明の特許を出願した場合、初回特許出願日に出願したものと見なす。
- 出願の分割は省令で定める原則及び方法に準拠させる。
- 特許出願人が担当官の命令に同意しない場合、特許出願人は120日以内に局長に対して命令の再審を請求しなければならない。局長が裁定し、命令した場合、局長の命令を最終とする。

**省令第22号  
(仏暦2542年)  
第8項**

小特許出願は、第18条を準用する第65条の10に準拠していないことが判明した場合、担当官は小特許出願人に発明の出願を分割するよう通知する。原出願が単一の発明となるよう補正し、各出願に発明を分割する。

第1段落に基づき原出願を分割した小特許出願は通常の小特許出願と同様に実施する。ただし、原出願の記載と異なるよう発明の要旨を追加することはできない。小特許出願人は小特許出願の権利を示す証拠書類を再度提出する必要はない。例えば、特許／小特許の出願の権利に関する証明書や法人登記証明書等である。

第23条を準用する  
第65条

## 25. 秘密として保持しなければならない発明

国家安全保障のため発明の秘密保持が必要であると局長が判断する場合、局長は、別段の命令があるまで当該特許出願の発明の要旨及び明細書を秘密として保持するよう命令するものとする。

前段落に基づき出願の秘密保持命令が局長から出されたことを知る出願人を含むすべての者は、当該発明の要旨又は明細書を他人に開示してはならない。ただし、法律に基づく正式な権限がある場合を除く。

実際には、審査官が予備審査で出願を審査し、発明が王国の安全にとって危険な発明、たとえば、細菌爆弾、化学爆弾などの特定の種類の戦争のための武器の発明、または特定の種類の公衆衛生に関連する発明、例えば鎮静剤の成分として使用するための薬物の製造プロセスであると判断した場合、審査官は、事実の明確化を出願人に通知する。出願人が明確にしたが、審査官が危険であるかどうか確信できない場合、審査官は、局長に提案する前に関連部門に問い合わせ、当該発明の要旨及び詳細を秘匿させるよう局長に審査報告をし、出願人に通知する。

第65条で準用する  
第20条

## 26. 小特許出願の補正に関する審査

特許出願人は省令が定める規則と手続きに従い特許出願を補正することができる。ただしその補正は発明の要旨の追加であってはならない。

特許出願人が、発明の要旨を追加することなく特許出願を補正したい場合、局長からの許可がある場合を除き、特許出願の公開日前にしなければならない。

省令第21号  
(仏暦2542年) 第  
16項

したがって、小特許出願の補正に関し、出願人は自主補正を行うか、審査する担当官の補正通知に従って補正することができる。そのような補正は、検討基準に従い、小特許出願の明細書に開示された発明の要旨を追加してはならない。小特許出願人が仏暦2522年特許法の17条に基づいて特許出願を出願したとき、小特許出願人は、自らの小特許出願の補正をすることができる。出願人は、特許出願の公開日前に補正を提出できる。しかしながら、そのような補正は、発明の要旨を追加してはならない。

### 26.1 小特許出願の補正書／意見書通知の場合

審査官による審査を発明の実体審査に定められた実施指針に整合するよう迅速に行い、同一の指針で実施するため、知的財産局特許部は小特許出願の審査、補正又は意見書通知を次の通り実施するよう定める。



第65条の10で準  
用する第27条

特許出願の審査において、担当官は特許出願人を出頭させて説明させること、又は書類若しくはその他のものを提出させることができる。

特許出願人が外国においてすでに出願している場合、特許出願人は省令の定める規則及び手続きにより出願した発明の審査結果又は詳細を提出しなければならない。

外国語による書類を提出しなければならないとき、特許出願人はタイ語の翻訳を付して提出しなければならない。

特許出願人が90日以内に第1項の担当官の命令に従わないとき、又は、第2項の書類を提出しないとき、特許出願を放棄したものとみなす。但し、やむ終えない理由があり、局長が適当と認めた期間期限を延長したときを除く。

第65条の10で  
準用する第20条

特許出願人は省令が定める規則と手続きに従い特許出願を補正することができる。ただしその補正は発明の要旨の追加であってはならない。

出願人が、担当官による意見書又は補正の提出通知に基づき補正書を提出する場合、出願人は担当官の通知に基づき不備を修正しなければならず、これにより出願人は当該事項について特許出願を補正又は不備を適切に補正できる。但し、このように特許出願を補正する場合に重要なことは、タイ知的財産局に最初に提出した明細書に開示の要旨の範囲を超えてはならない、又は当該補正は仏暦2522年特許法第20条に基づき発明の要旨を追加してはならないことである。

#### 26.1.1 補正通知の要件

実体審査手続きにおいては、小特許出願に対する補正や意見書の提出の通知が何度も発せられることがある（最終ではない（Non-Final）オフィスアクション）。なお、実務では、補正や意見書の提出の通知を最終オフィスアクション（Final Office Action）として通知するのが適切であるとした場合、小特許出願人にそのように通知される。この通知は、何もしないのであれば小特許出願を放棄させることにつながる検討結果である理由を明確にしなければならない。法律に従い、そして特許審査官が可能な限りの最も長い時間をかけてそれらの小特許出願の審査を行う。したがって、それらの特許出願の補正/意見書を求めるための最終ではないオフィスアクションは、同じ問題/要旨につき3回を超えてはならない。

特許審査官が小特許出願の補正を検討する際には、提出の方法と期限とが正しいどうかを検討するだけではない（27条、省令第22号、および局告示「文書の提出期間の延長に関する規定」）。さらに、要旨の補正は、それが開示された最初の要旨の範囲を超えないかどうかを審査する。

出願人が自身で小特許出願の書類の補正書を提出した場合（これは自発補正と呼ばれる）、担当官から要求に従った補正をした場合、またはその他の通知により補正が行われた場合、これらの小特許出願の補正は、出願時の明細書に記載された出願時に開示された発明の範囲を超えてはならず、出願時の明細書、クレーム、および図面（もしあれば）に記載された要旨から疑いの余地がないものでなければならない。

要旨の範囲の補正が出願時の要旨の範囲を超えていることが判明した場合、そのような補正はいかなる方法でもその補正の許可を得られない。又は、担当官の通知に従った補正がなされているが、17条または17条を準用する65条の10に基づく特許又は小特許出願に関連する省令第22号第2項(1)(2)に従っていない、もしくは9条もしくは9条を準用する65条の10により保護を受けることができない発明であることが判明した場合も、場合によっては補正の許可を得られない。小特許出願人がその他の補正を提出した場合、上記の補正の規定を用いず又は従っていない場合にも、補正の許可を得ることができない。

上記のような小特許出願人による補正の提出における実務では、担当官の補正又は意見書の提出命令に従っていない補正を提出することにより、審査官が発明の要旨を補正し又は意見を述べるように通知したが、出願人は、一般情報（代理人名、発明者、またはその他の情報）を自分で補正し、関連する局告示で準用する第27条の期限内に提出した場合は、出願人は自発補正をしたが、担当官の通知に従った補正をしなかったとみなす。そして、出願人が出願人が第27条の期限内に担当官の命令に従って補正または意見を述べなかった場合、小特許出願を放棄したとみなされる。

しかしながら、出願の一般情報（出願人名、代理人名、その他の情報など）に関する補正の提出については、出願人は小特許の登録及び付与がされる前はいつでも補正を提出できる。これは出願人が自分で補正を提出したと考えることができ、担当官が発明に関して補正又は意見を述べるように通知したことや担当官が通知した期限のことは検討する必要はない。出願人が、27条または関連する局告示に基づいて指定された期間内に担当官の命令に従って要旨を有する補正を自発的に行った場合、または、この自発補正が省令第22号第2項(1)(2)による発明の審査に対する要旨に関連する場合を除き、当該補正は許可を受けることができると考えることができる。

しかし、担当官の通知に従った補正又は自発補正を提出する場合、省令第22号第2項(1)(2)に従った審査の発明の要旨に関連しており、それは適正なものではないが、要旨は追加されておらず、発明の範囲は第20条に従って最初に提出されたものを超えない場合、これらの補正は、審査官または担当官の検討次第で許可を受けると考えられる。

出願時の文言の誤り(翻訳の誤りが生じている)があることが判明した場合、出願人は補正書でその単語の削除、単語の補正を要求することができ、そしてこの出願は(※小)特許を受ける可能性がある。このような補正は、発明審査における不要なステップの削減に対して有益でなければならない。ただし、出願人は、単語の変更を要求する理由を審査官が理解するのに十分であるように、補正書で削除または補正された単語を明確に示す必要がある。

補正が、通知された要件を満たしていない方法で行われている場合、このような補正は発明審査の手順を減少させるものではない。補正が出願時に開示された要旨の範囲を超えなかったとしても、審査官は、上記の方法において出願人にさらなる補正を提出させることを検討すべきである。

(1) 1つ以上の技術的特性が独立クレームから削除されたことにより、小特許保護の範囲が拡大される。

たとえば、出願人が、出願の要旨の範囲で特定された発明の一の技術的特徴または発明に関連する技術的な専門用語を削除することにより自発補正を行った。これは、(※小)特許出願の要旨の範囲内で特定され、小特許保護の範囲を拡張するものであり、出願時に開示された範囲を超える補正ではなかった。このような補正はすることができない。

(2) 独立クレームの1つまたは複数の技術的特徴が変更されることで、小特許保護を求める要旨の範囲が拡大される。

例をあげると、小特許出願人は、技術的特徴を置き換える、例えば「ヘリカルスプリング」を「弾性部品」にするような自発補正を行った。もし要旨である「弾性部品」の特徴が明細書に以前から開示されていれば、要旨の範囲は追加されず保護の範囲を広げるものではないので、このような補正はすることができる。

(3) 小特許出願人は、明細書に開示された技術的要素においてクレームを補正し、これは、出願時のクレームの要旨に対し発明が単一ではない(発明の単一性の欠如:Lack of Unity)であるという検討(※の結果)を受けとった。

たとえば、小特許出願人は新しいハンドグリップに関する明細書だけではなく、自転車のサドルや自転車のハンドグリップに関する他の構成要素も明細書で開示し、クレームでは例えば新しいハンドグリップを規定している。

その後、出願人が自転車のサドルもクレームの要旨にする自発補正を提出していたことが判明した。この要旨の補正は、最初に示されたクレームには関連性がなく、発明の単一性がなかった。このような補正がすることができない。

(4) 独立クレームおよび技術的課題の解決の補正。これらは今までの独立クレームでは明らかにはなっていない。

小特許出願人が第(1)から(4)の補正を要求していることが判明した場合、特許審査官は、第27条に従い意見を述べるまたは補正をするための通知を発出することにより、小特許出願人への補正の許可又は不許可の理由を通知する。小特許出願人は法定のもしくは局告示の期限内に対応しなければならない。出願人が所定の期間内に補正または意見を述べない場合、小特許出願人が小特許出願を放棄したものとみなされる。

**備考** 審査官は、これらの小特許出願人の文章または文言の要旨に関する補正の提出が補正の要件に従っているかどうか、検討する必要がある。審査官は、場合に応じて自らの考えを説明することができ、検討した理由を説明して、補正または意見書の提出期限に従わなかった(訳注: 原文のまま)補正されるべき要旨を削除するように出願人に助言を与えることができる。

特許審査官が削除するように通知をした後に補正書が二回提出されたが前述の要旨が正しく削除されなかった場合、もしくは27条に基づく期限までに補正が提出されていない場合、特許出願は放棄されたものとみなされる。

### 26.1.2 補正の許可

補正の許可には、次の詳細にあるような2つのタイプがある。

#### i. クレームの補正

クレームの補正の重要な点は、独立クレームの技術的特徴を追加または変更したり、独立クレームのカテゴリまたは要旨を変更したりすることにより、独立クレームの保護範囲を変更することである。すなわち、1つ以上のクレームの追加または削除、既存の類似の発明と本件とを区別するために行われるクレームの技術的解決の補正、独立クレームと関連させるための従属クレームの補正、保護範囲を明瞭にするための独立クレームの補正である。これらの前述された補正、補正する必要があるクレームの補正が、補正の許可を得るためには、出願時から明細書において明瞭に説明されるべきである。

### クレームの補正の許可の詳細は次のとおり。

1) 最初に特定されたクレームにおける欠陥、例えば、発明の課題を解決するための重要な技術的特徴がない、または明細書の開示でサポートまたは関連していない、等を減らすように特定することで、独立クレームの1つ以上技術的特徴が追加されること。

補正は、最初に開示した明細書に記載されている範囲を超えてはいけない。

2) 保護の範囲の記載が明瞭でない、明細書に開示されていない、等の最初に特定されたクレームの欠陥を減らすために変更されるように、独立クレーム中に1つ以上の技術的特徴を追加することによって、補正は最初の明細書とクレームで特定された範囲を超えないもの。上記の補正は許される。

クレームの数値範囲の補正に関し、補正を行うことはできるが、範囲の値は出願時の明細書で明示されるかまたはクレームで明示されていなければならない。例えば、本件では、20℃から90℃の温度範囲が規定されている。先行技術文献で開示された技術的要旨とは次のような違いがある。つまり先行技術文献（データベースの調査による）においては、技術的解決手段で温度範囲0℃～100℃を開示し、40℃で数値が規定されている点が開示されている。したがって、特許審査官は、小特許出願人に対して、上記のクレームは新規性がないという明確な通知を作成する必要がある。ただし、本件では、数値が20℃から90℃の範囲において40℃、60℃、および80℃で特定され、明細書またはクレームで開示されている場合、これは温度の範囲を60℃から80℃または60℃から90℃に変更するための補正をすることができる。

3) 独立クレームに関する、カテゴリー(Category)、発明のタイトルおよび技術的特徴が、出願時のクレームの誤り、例えばカテゴリーの誤りを減少させるための変更、または新規性または進歩性がない、その独立クレームにおける技術的問題の解決がない、等を減らすために、変更される。補正は、出願時明細書またはクレームで指定された要旨の範囲を超えてはいけないが、このような補正は許される。

4) 第一の独立クレームと他の独立クレームとの間に発明の単一性がないことを排除するために、1つ以上のクレームを削除する。上記の補正は許される。クレームの補正は、10項を超えないこと。

5) 従属クレームは、正しく、先行技術（データベースの調査による）とは関連のないように補正されている。補正が出願時の明細書で特定された要旨の範囲を超えないことにより、上記の補正は許される。

6) 従属クレームは、最初に明細書で説明されている特定の発明または特徴の視点を正しく反映するために、独立クレームの誤りを減少させるように補正されている。上記の補正が、出願時のクレームと明細書で指定された範囲を超えない場合、上記の補正も許される。

7) 従属クレームの特別な特徴は、当該従属クレームの保護範囲内で明瞭に補正され、明細書に最初に記載された特定の発明または特徴の視点を正しく反映している。上記の補正が、出願時のクレームと明細書で指定された範囲を超えない場合、上記の補正は許される。

#### ii. 明細書及び要約の補正

明細書の補正には2つの形式がある。即ち、特許法17条及び関連する省令に従っていない明細書の誤りを減らすための追加の補正、及び、補正されたクレームに対応するための明細書の補正である。これらの補正は、最初に提出された明細書またはクレームに示された要旨を超えてはならない。このような補正は許される。

審査指針は、省令第21号第17条及び局告示「出願の願書、優先権主張、出願書類並びに写しの数に関する規定」に従う。

### 26.1.3 補正の不許可

補正の不許可には、次の詳細にあるような3つの類型がある。

#### i. 許可されない補正

補正が許可されない場合は次のとおり。

1) 出願時の明細書、図面、及び/またはクレームに存在することが明瞭に確認できない技術的特徴が、クレーム及び明細書の補正で追加されている。

2) 出願時の明細書、図面、及び/またはクレームに存在することが明瞭に確認できない情報や要旨が、発明を完全かつ明瞭にするため、そしてクレームを明瞭にするために、追加されている。

3) 図面から測定された寸法に関連する技術的特徴の内容が追加される。

4) 出願時の特許出願にはない特別な技術を導く、最初の特許出願で言及されていなかった構成要素が追加され記載されている。

5) 当業者が出願時の発明の開示から直接推測または予測できない技術的結果が追加されている。

**ii. 許可されない変更**

補正における変更が許可されない場合は次のとおり。

1) クレームの技術的特徴が、最初の明細書とクレームに記載された内容の範囲を超えていること。

2) 特定されていない新しい内容を特定すること。例えば、出願時の発明は高分子の合成に関連する発明であり、高温でどのように重合するかを開示している。その後、審査官が審査し、特許出願人に、40℃で同じ反応を使用したものがすでに存在していることを通知した。しかし、出願人は40℃以上の高温で反応とする補正を提出した。この補正は出願時の開示の範囲にあるが、当業者は、高温が40℃より高いと結論付けることはできない。したがって、前述の補正は要旨の追加とみなすことができ、補正することはできない。

3) 最初の開示において互いに分離していた技術的特徴をまとめることで生じた新しい技術的特徴を新しい特別な特徴としたもの。また、最初の開示では集められた各技術的特徴同士の関係は明らかにされていない。

4) ある特徴を特定する明細書の変更が、最初の開示の技術的特徴の変更や、最初の開示よりも広い、または最初の開示の要旨の追加にあたる。

**iii. 許可されない削除**

補正における変更が許可されない場合は次のとおり。

1) 最初の出願で特定された発明の重要な技術的特徴と判断された技術的特徴が、独立クレームから削除される。または、重要な技術用語であり、そして明細書で説明された技術的な課題に関連する、独立クレームで明瞭に記述された技術的特徴が、独立クレームから削除される。特定の使用範囲に関連し、明細書において明瞭に確認される技術的特徴が、独立クレームから削除される。

例えば、最初の独立クレームでの「リブ付き側壁」から「側壁」への変更、「ポンプで使用するための回転軸のシール」の「回転軸のシール」への変更。最初の明細書ではそのような補正に関連するものが開示されていないため、上記の補正はすることができない。

2) 出願時の明細書およびクレームで特定された範囲を超えるような、明細書の一部の内容の削除。

3) 数値範囲を有するクレームの削除。たとえば、出願人は  $X1 = 600-10000$  をクレームしているが、先行技術では  $X2 = 240-1500$  が開示されていて、 $X1$  と  $X2$  が重複していることがわかる。したがって、この出願は新規性を有しない。出願人ができることは、独立クレームを  $X1 > 1500$  から  $X1 = 10000$  に補正し、 $X1 = 600-1500$  における実施がないことを明瞭にすることである。このように補正する方法でなければ補正は認められない。

#### iii. 発明の要旨の追加となる例

次の例に基づく小特許出願の補正は発明の要旨の追加と見なす。

出願された小特許出願の発明の要旨を超えた重要な内容を追加して補正するものである。

#### 例

容器製造機に関する小特許出願において、明細書に容器製造に使用する各種装置により構成される容器製造機について開示し、クレームに前述の各種装置による容器製造機について規定している場合、小特許出願人は明細書又はクレームに容器製造工程等の内容を追加できない。

出願した小特許出願に重要な内容を追加した補正の場合、この内容追加により当業者が小特許出願の記載から予想又は確認できなくなる結果をもたらす。

#### 例

複数の成分により構成されるタイヤの部材に関する小特許出願で、その後、小特許出願人が前述のタイヤの部材に成分を明細書に追加する場合、発明の要旨の追加と見なす。

「弾性支持部品上に設置した」装置に関する明細書及びクレーム中に公表した小特許出願について、伸縮式支持部品の特定の種類を公表しておらず、その後、小特許出願人が、伸縮式支持部品がコイルスプリングである旨を記載して明細書及びクレームを追加する場合、発明の要旨の追加と見なす。

いずれにせよ、小特許出願人が前述の補正について、追加された重要な内容が当業者にとって既知のものであり、前述の補正により明確になるだけのものであることを示すことができる場合、この補正は実施できる。



最初の例から、小特許出願人が、出願人が補正を希望する成分がタイヤの部材として使用される既知の一般的な成分であり、混合を補助するものであることを示すことができる場合、この発明の内容の追加は明細書を明確にするだけのものであり、小特許出願人は当業者にとって既知ではない内容を追加していない。

前述の補正が今まで開示されていない特別な結果を生む場合、この補正は許可されない。

同様に「伸縮式支持部品」の場合において小特許出願人が当業者が各種図面からコイルスプリングに到達できる場合や、当該発明に基づく「伸縮式支持部品」がコイルスプリングを意味していると考えられる場合、この補正は許可することができる。

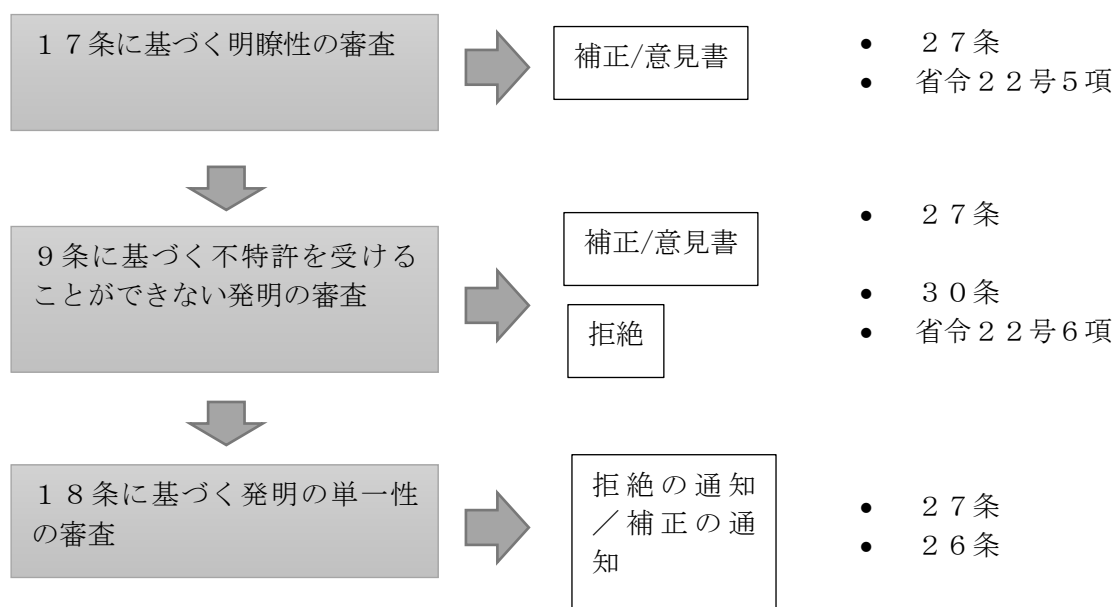


図1 小特許出願予備審査のための過程概要

### 26.2 小特許出願の補正/意見書の通知

誤りが見つかった場合、補正することができる。審査官は、出願人に対して、次のように出願書類を提出する方法に応じた 3 つの場合によって通知しなければならない。

1. 知的財産局に直接提出された出願（受領部、移動受理窓口、または郵便）の場合、審査官は、出願人または代理人に補正が必要な項目とともに補正通知（ソーボー 1.1）を送付しなければならない。
2. 県商務事務局を通じて審査官に提出された出願の場合：
  - i. 補正通知（ソーボー 1.1）と補正が必要な項目と小特許出願の審査結果の通知とを県商務事務局に送信する。
  - ii. 補正通知（ソーボー 1.1）と補正が必要な項目を出願人または特許代理人に送付する（添付書類 11）。
3. 電子システムを介して出願書類が提出された（e-ファイリング）場合、審査官は電子署名をし、補正通知（ソーボー 1.1）および補正が必要な項目を電子システムを介してアップロードする。

小特許出願人は、通知の受領日から 90 日以内に手続きを進めることができる。出願人が何のアクションも起こさない場合、仏暦 2522 年特許法の第 27 条に従って出願を放棄したものとみなされる。

出願人が、理由があり規定された期限内に手続きできない場合、出願人は、局告示「提出期間の延長申請」の規定に従って手続きを行う期限日の前に事前に特許部長に期間延長を 2 回申請することができる。

### 26.3 小特許出願が正確であるか又は出願人が提出した補正が正しい場合

審査官は、小特許出願の登録及び公開の命令のために予備審査報告書を上司に提出しなければならない。

## 27. 公開及び登録のための小特許出願の審査指針

第65条の10で  
準用する第28  
条(2)

担当官が審査報告書を局長に提出するにあたり、

(2) 局長が審理の結果、特許出願が第17条に合致しており、かつその発明が第9条の下で保護されると判断した場合、局長はその特許出願を省令の定める規則及び手続きにより公開するよう命ずるものとする。公開に先立って、担当官は特許出願人に対して局長が定めた方法又は配達証明付書留郵便で公開手数料支払い請求を通知するものとする。特許出願人が通知を受取ってから、又は前述の配達証明付書留郵便にて通知書を受取ってから60日以内に公開手数料を払わない場合、担当官は特許出願人に対し受取証明付書留郵便にて再度通知するものとする。特許出願人が前述通知書の受領から60日以内に公開手数料を再び支払わない場合、特許出願人は特許出願を放棄したものとみなす。

したがって、この予備審査において、審査官が小特許出願又は小特許出願の補正書が適正であると判断した場合、審査官は登録及び小特許の付与の命令のために報告書を作成し、上司に提出する(添付書類13)。また出願人に小特許の付与及び公開の手数を納付するとともに小特許出願写しを1部送付するよう通知する。

● 審査官が審査し、小特許出願にかかる発明が第6条を準用する第65条の10に基づく新規な発明ではないと判断した場合、特許法第65条の2に従っていない小特許の登録及び付与を防止するために次を実施する。

(1) 小特許出願人に通知し、小特許出願にかかる発明と先行技術との差異に関する根拠について第17条を準用する第65条の10に基づき90日以内に意見を述べさせる。

(2) 小特許出願人が期日までに根拠について意見を述べない場合、出願放棄と見なす。

(3) 小特許出願人が期日までに根拠について意見を述べたが、小特許を求める発明と先行技術との間の差異について示すことができない場合(e-Patent内データベースを調査)、小特許出願が第17条を準用する第65条の10に基づき適正ではないものとみなし、第65条の5(1)に準拠し、小特許出願の拒絶を命じるために局長に審査報告書を提出する。

(4) 局長が(3)に基づき命令するときには、第72条に基づく特許委員会に対する審判請求をする権利の行使を小特許出願人に知らせるために命令を通知する。

● 第9条を準用する第65条の10に基づき不備がある小特許の登録及び付与の場合、審査官は次を実施する。

(1) 小特許出願人に対して当該発明が第9条を準用する第65条の10に基づき保護を受けることができない旨を通知し、90日以内に根拠について意見を述べるように求める。

(2) 小特許出願人が前述の期日までに根拠について意見を述べない場合、出願の放棄と見なす。

(3) 小特許出願人が期日までに根拠について意見を述べたが、小特許出願にかかる発明が第9条に抵触していないことを示すことができない場合、第9条を準用する第65条の10に基づき不適正な小特許出願とみなし、第65条の5(1)に基づき小特許出願の拒絶を命じるために局長に審査報告書を提出する。(添付書類15)

(4) 局長が(3)に基づき命じた場合、第72条に基づく特許委員会に対する審判請求をする権利を行使できることを小特許出願人に知らせるために命令を通知する。

予備審査手順において、審査官は小特許を求める発明をカバーしかつ一致する図面の公開の是非を審査し、また記載の発明を国際発明分類(International Patent Classification : IPC)にしたがって再分類する。Main Group 又は Sub Group について発明を分類する。

## 28. 小特許出願の予備審査記録の実施指針

小特許出願の予備審査手続を進めるため、一般的情報又は出願受理/ディレクトリ部を通過した書類に欠陥が見つかった場合、不備等に対する補正通知を発する前又は小特許出願の公開を提案する前に、特許出願に係る特許データベースシステム(e-Patent)上の情報を最新にするため、審査官は特許データベースの情報を更新しなければならない。更に、審査官は不備に対する補正を通知する前又は小特許出願の登録及び公開を提案する前に予備審査リスト(checklist)に記録し、当該記録はファイルに保存する。

## 29. まとめ

小特許出願の予備審査は、小特許の登録及び付与前の出願の審査の段階であり、審査官は次の通り出願を審査する。

- 仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 17 条を準用する第 65 条の 10、関連する省令、及び局告示等に基づく、発明内容及び出願の正確性及び明確性、出願の準備
- 出願にかかる発明が仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 9 条を準用する第 65 条の 10 及び関連する省令に基づいて保護を求めることができない発明か
- 第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条第 1 段落及び第 2 段落及び第 16 条を準用する第 65 条の 10 及び関連する省令に基づく、小特許出願する権利
- 仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 19 条及び第 19 条の 2 を準用する第 65 条の 10、省令及び局告示に基づく、出願日の算出及び優先権主張の申請
- 特許又は小特許の出願日前に国内で発明特許若しくは小特許の出願をしたことがない発明（第 65 条の 3、第 77 条 5 及び関連省令に基づく）
- 小特許の登録及び権利発行前の特許出願からの権利のカテゴリーの変更申請（第 65 条 4 に基づく）
- 同一の発明とみなされる程度の関連性がある小特許を求める発明（第 18 条、第 26 条を準用する第 65 条の 10 及び省令）
- 仏暦 2542 年特許法（第 3 版）第 23 条を準用する第 65 条の 10 に基づく、発明の秘密保持。
- 局告示「手数料」に基づく、費用免除がある場合の出願手数料。
- 知的財産局、県商業事務局における出願日又は書留郵便による出願日、E-filing システム経由の出願日の審査
- 補正可能な欠陥がある等小特許出願に不備がある場合、出願人に 90 日以内に補正するよう通知する。あるいは出願できない発明、出願人に小特許出願する権利のない発明、秘密として保持する必要のある発明の場合、出願人に 90 日以内に意見書を提出するよう通知しなければならない。出願拒絶の提案を行う検討の前に、出願人に小特許出願拒絶の理由を通知するべきである。
- 小特許出願が適正である場合や、出願人が補正通知に従い正しく補正した場合、審査官は、小特許の登録及び付与の命令のために予備審査報告書を作成し、上司に提出する。また小特許の付与を公開する。

## 添付書類

出願に添付する  
証拠書類の項目 (Checklist)

## 添付書類 1

出願受付日		出願番号	
出願種別	<input type="checkbox"/> 法人出願人	<input type="checkbox"/> 自然人出願人	
<input type="radio"/> 発明特許 <input type="radio"/> 小特許	<input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> 外国	補正提出及び追加書類送付期間満了 日付.....	
<input type="checkbox"/> <u>手数料免除</u>  <input type="checkbox"/> 臨時委任状又は個別委任状** (出願人から委任された者が他の人を出願人の代理人としてさらに委任する場合) (ある場合)	<b>書類項目</b> <input type="checkbox"/> 特許/小特許願書** <input type="checkbox"/> (明細書、クレーム、図面(ある場合)、発明の要約)** <input type="checkbox"/> 外国語による詳細(○有 ○無) <input type="checkbox"/> 翻訳(○有 ○無) <input type="checkbox"/> 優先権主張申請書		
	<b>出願添付書類</b> <input type="checkbox"/> 委任状の原本又はコピー <input type="checkbox"/> タイの法律に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 外国の法律/公証人による証明に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 翻訳 (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 譲渡書/契約書 <input type="checkbox"/> タイの法律に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 外国の法律/公証人による証明に基づくもの (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 翻訳 (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願の権利に関する証明書 (○有 ○無) (発明者自身による出願又は他人との共同出願の場合に使用) <input type="checkbox"/> 法人証明書の原本又はコピー (○有 ○無) 交付後6ヶ月以内のもの又は法人設立に関する法律に基づく書類 <input type="checkbox"/> コピー内容の正確性を保証した国民身分証明証のコピー <input type="checkbox"/> 発明者 (○有 ○無) <input type="checkbox"/> 特許出願人 (○有 ○無) (会社取締役、行政機関の長、署名代理人、学長・財団理事長等) <input type="checkbox"/> 出願人が出願で言及し、出願の審査に役立つ他の書類 (ある場合).....		
<b>** (出願書の構成要素が不完全な場合は、正確でないものとみなし、出願書受付で出願書を返却する)</b>			

**備考:** 1 出願又は証拠書類が不正確・不完全な場合は、担当官が追加提出すべき書類又は証拠書類の項目の不備を記録する。その場合、出願人は**特許又は小特許の出願日から 90 日以内**に、補正及び追加書類の提出を行うこと。出願人が上記の期限までに追加書類を揃えて送らなかつた場合は、出願人は出願を放棄したものと見なし、担当官は出願人に**出願返却**すると共に、願書の返却理由及び審判請求の権利について通知する。

2. 出願人が**複数の項目**の書類又は証拠を揃えて追加提出する必要がある場合、出願人は書類又は証拠を**一度に全て揃えて提出**すること。

3. 証拠書類のコピーを送る必要がある場合、出願人は当該証拠書類のコピーの正確性も保証すること。

4. 外国語の書類を提出する必要がある場合、出願人は当該書類にタイ語の翻訳を添えて提出すること。その場合、翻訳の正確性を保証する翻訳者の認証を付けること。

5. 出願人又はその代理人が自分で出願せず他人に出願の代行を委任する場合、臨時委任状又は個別委任状により、当該の人に出願人又は代理人に代わり出願し出願受理合意記録書に署名する権限を付与することが望ましい。出願が不正確である又は証拠書類が不完全であり、かつ出願する人に上記の記録に署名する権限がない場合、担当官はその出願を受理することができないためである。

## 出願受理合意記録書

行政部署.....  
 .....日.....月、仏暦.....年

## 第1部：出願人記入欄

私(名-姓).....住所.....  
 番地.....小路/ソイ.....、.....通り、.....町/地区.....  
 .....郡/区、.....県、郵便番号.....、TEL.....  
 E-mail.....、国民身分証明証番号.....  
 は、右の出願を提出します。.....

## 第2部：担当官記入欄

私(名-姓).....職位.....  
 は、番号.....の.....の出願の添付書類を審査した結果、  
 添付の書類項目書式(Checklist)に従い出願人が提出した書類について以下のように判断する。  
 添付の書類項目書式(Checklist)に基づく詳細の通り書類に不備があるため、出願人に正確かつ完全に  
 補正するよう通知し、出願人は.....日.....月、仏暦.....年までに補正又は追加書類を提出するこ  
 とに同意した。  
 (補正又は完全な書類を送付する期間は、出願日から **90日以内**とする)

本「出願受理合意記録書」は同一内容のものを2通作成し、両当事者は全体に目を通し理解し  
 たとし、これを証するために署名し、証拠とするために担当官は1通を出願人に渡す。

署名.....担当官      署名.....出願人  
 (.....)                      (.....)

## 備考

1. 出願人が担当官の通知通りに、又は出願受理合意記録書に記された通りに出願を補正しない、又は追加の書類若しくは証拠を提出しない場合、担当官は出願を出願人に返却すると共に、出願の返却理由及び出願人の審判請求の権利について書面で通知する。なお、出願人が手数料を知的財産局に支払済みの場合、いかなる場合も当該手数料の返金請求はできない。ただし、(1) 法律で手数料の返金を規定している場合、又は(2) 支払した者の側の過失ではなく国の担当官の過失のために上記の手数料の支払が重複する又は過払いの場合は、知的財産局が個別に判断する。

2. 出願人又は代理人が自分で出願せず他人に出願の代行を委任する場合、臨時委任状又は個別委任状により、当該の人に出願人又は代理人に代わり出願し出願受理合意記録書に署名する権限を付与することが望ましい。出願が不正確である又は証拠書類が不完全であり、かつ出願する人に上記の記録に署名する権限がない場合、担当官はその出願を受理することができないためである。



(政府印章) <b>特許/小特許出願</b> <input type="checkbox"/> 発明 <input type="checkbox"/> 意匠 <input type="checkbox"/> 小特許 私は、仏歴 2522 年(西暦 1979 年)特許法、仏歴 2535 年(西暦 1992 年)改訂版特許法(第2版)及び仏歴 2542 年(西暦 1999 年)改訂版特許法(第3版)に基づき、特許/小特許を受けるべく、本特許/小特許出願書に署名いたします。	<b>担当官記入欄</b>	
	出願日	出願番号
	提出日	
	国際特許分類	
	使用する製品の形式、種類	
	公開日	公開番号
	登録日	登録番号
担当官署名		
1. 発明/意匠の名称		
2. 本意匠出願は、同一の意匠に関する出願で、同時に申請している出願合計数.....の、第.....番目の出願である。		
3. 特許/小特許出願人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 政府機関 <input type="checkbox"/> 財団法人 <input type="checkbox"/> その他 名前..... 住所..... .....区.....郡.....県.....郵便番号.....電話.....国名..... Eメール..... <input type="checkbox"/> 身分証明証番号 <input type="checkbox"/> 法人登録証番号 <input type="checkbox"/> 職税者証明証番号 <input type="checkbox"/> □□□□□□□□□□□□□□ 追加(添付の通り) 知的財産局が連絡を取る方法 <input type="checkbox"/> 出願人の Eメール <input type="checkbox"/> 代理人の Eメール		3.1 国籍 3.2 TEL 3.3 FAX
4. 特許/小特許出願権 <input type="checkbox"/> 発明者/意匠創作者 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 他の理由による出願人		
5. 代理人(ある場合) 名前..... 住所..... .....区.....郡.....県.....郵便番号.....国名..... Eメール..... <input type="checkbox"/> 身分証明証番号 <input type="checkbox"/> □□□□□□□□□□□□□□ <input type="checkbox"/> 追加(添付の通り)		5.1 代理人登録番号 5.2 TEL 5.3 FAX
6. 発明者/意匠創作者 <input type="checkbox"/> 名前、住所共に出願人と同じ 名前..... 住所..... .....区.....郡.....県.....郵便番号.....国名..... Eメール..... <input type="checkbox"/> 身分証明証番号 <input type="checkbox"/> □□□□□□□□□□□□□□ <input type="checkbox"/> 追加 (添付の通り)		
7. 本特許/小特許出願は原出願から分割したもの、あるいは関係する出願である。 本特許/小特許出願人は、本特許/小特許出願日を、出願日.....の出願番号.....の特許/小特許出願と同日に出願したものとみなされることを申請する。 その理由はこの特許/小特許出願は原特許出願から分割、あるいは関係する出願で、 <input type="checkbox"/> 原出願には複数の発明が含まれているため <input type="checkbox"/> 出願人には権利がないと異議申立てされたため <input type="checkbox"/> 権利の種類を変更させるため 注:全項目において詳細を記載できない場合、本様式の形にて、項目管理番号、追加詳細を示した項目を記載し、末尾に付属書類として作成すること。		
<b>担当官使用欄</b>		
特許/小特許分類 <input type="checkbox"/> 工学グループ <input type="checkbox"/> 化学グループ <input type="checkbox"/> 意匠特許 <input type="checkbox"/> 小特許 発明特許(工学) 発明特許(技術化学) <input type="checkbox"/> 意匠特許(意匠 1) <input type="checkbox"/> 小特許(工学) 発明特許(電気) 発明特許(石油化学) <input type="checkbox"/> 意匠特許(意匠 2) <input type="checkbox"/> 小特許(化学) 発明特許(物理) 発明特許(生物技術) <input type="checkbox"/> 意匠特許(意匠 3) 発明特許(医薬品)		

## 第3章 第1部

8. 外国出願 <input type="checkbox"/> PCT				<input type="checkbox"/> 追加(添付の通り)
出願日	出願番号	国名	国際特許分類	出願経過
8.1				
8.2				
8.3				
8.4 <input type="checkbox"/> 出願人は、最初の外国特許/小特許出願日を本出願の出願日とする権利を有する <input type="checkbox"/> 本出願書類と共に証拠書類を提出した。 <input type="checkbox"/> 本出願書類提出後証拠書類を提出する。				
9. 特許/小特許出願人の発明又は意匠についての主催者である政府機関における展示 発明を展示した期間                      展示会を開いた期間                      主催者				
10. 微生物発明				
10.1 寄託登録番号	10.2 寄託日		10.3 寄託機関/国	
11. 出願人は本特許/小特許出願日以前に外国語で出願した。本出願日から数えて90日以内にタイ語訳を提出する。 本出願は次の言語で出願する。 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 仏語 <input type="checkbox"/> 独語 <input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他				
特許/小特許出願人が局長に対して、.....年.....月.....日.....以降に、出願又は登録、そして本小特許の公開を依頼する <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願人は図面番号.....を公開において使用することを要求した。				
13. 出願書類に含まれるもの 1. 願書.....ページ 2. 明細書又は製品記述書.....ページ 3. クレーム.....ページ 4. 図面..... 5. 製品図.....図.....ページ <input type="checkbox"/> 図面.....図.....ページ <input type="checkbox"/> 写真.....図.....ページ 6.要約.....ページ		14. 出願と共に提出された書類 <input type="checkbox"/> 譲渡証 <input type="checkbox"/> 発明/意匠を出願する権利宣誓書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 微生物に関する詳細 <input type="checkbox"/> 優先権主張の申請書 <input type="checkbox"/> 権利種別変更申請書 <input type="checkbox"/> その他の書類		
15. 私は次のことを証明します。 <input type="checkbox"/> 本発明は以前に特許/小特許出願は行われていません。 <input type="checkbox"/> 本発明は.....の改良発明である。				
16. 出願代理人の署名 <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願人 <input type="checkbox"/> 代理人				

備考:発明/意匠特許又は小特許を出願する際に担当官に対して虚偽を申し立てた者は、如何なる者も6ヶ月以下の懲役、あるいは5000バーツ

以下の罰金、あるいはその両方の刑を科せられる。

## 第3章 第1部

(タイ原文：本頁は次頁P94と同内容のタイ語) 添付書類3



Form PI/PD/PP/001-A (Add)

### Statement of Applicant's Right to Apply For a Patent/Petty Patent

Place \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

To: The Director – General, Department of Intellectual Property

I (We) \_\_\_\_\_

of \_\_\_\_\_ and

of \_\_\_\_\_ and

of \_\_\_\_\_

do hereby state and confirm my (our) rights in the invention/design entitled : \_\_\_\_\_

of which I (we) apply for a Patent/Petty Patent as follows :

1. That I (we) am (are) the true inventor (s)/creator (s) of the invention/design.
2. That no other person or body has any rights to the invention/design.
3. That the right to the invention/design has not been assigned to any other person.
4. That all the statements contained above and the facts contained in the application are to the best of my knowledge true and accurate.

Signature (S) \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ )

( \_\_\_\_\_ )

( \_\_\_\_\_ )

- Notes :**
1. This form must be used in case where the applicant is the inventor/creator
  2. This form must be filed together with the application



添付書類 5



書式 ソーポー/ソーポー/オーソーポー/  
002-ユー

担当官用

出願番号：

日付：

**優先権主張申請書**

特許出願/小特許出願番号：

出願日：

発明/意匠に係る物品の名称：

特許/小特許出願人名：

-----

項目 1. 名称

自然人     法人     政府機関     財団法人     その他

番地                      小路/ソイ                      通り                      町/地区  
郡/区                      県                      郵便番号                      電話番号

国民身分証明証番号     法人登録番号     納税者番号  
号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記特許または小特許の出願人/出願人の代理人は、以下詳細の優先権を主張する

2. 優先権

出願日	出願番号	国	国際特許分類	出願の状態

3. 私は以下の証拠書類と共に本願を出願します。

特許または小特許出願日が示され、当該特許または小特許出願の明細書を含み、優先国の特許庁による正確性の保証がなされた当該優先権書類写し。

日付

署名

(                      )

## 微生物寄託機関の名称リスト

## A. 微生物の国際寄託機関

	寄託機関名	国
1.	AGRICULTURAL RESEARCH SERVICE CULTURE COLLECTION (NRRL)	米国
2.	AMERICAN TYPE CULTURE COLLECTION (ATCC)	米国
3.	AUSTRALIAN GOVERNMENT ANALYTICAL LABORATORIES (AGAL)	オーストラリア
4.	GENTRAAI BUREAU VOOR SCHIMMELCULTURES (CBS)	オランダ
5.	COLLECTION NATIONALE DE CULTURES DE MICRO ORGANISMES (CNCM)	フランス
6.	CULTURE COLLECTION OF ALGAE AND PROTOZOA (CCAP)	英国
7.	DSM-DEUTSCHE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMAN UND ZELLKULTUREN GmbH	ドイツ
8.	EUROPEAN COLLECTION OF ANIMAL CELL CULTURES (ECACC)	英国
9.	FERMENTATION RESEARCH INSTITUTE (FRI)	日本
10.	IMET-NATIONALE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMEN	ドイツ
11.	INSTITUTE OF MICRO-ORGANISM BIOCHEMISTRY AND PHYSIOLOGY OF THE USSR ACADEMY OF SCIENCE (IBFM)	ロシア
12.	INTERNATIONAL MICROLOGICAL INSTITUTE (IMI)	英国
13.	KOREAN COLLECTION FOR TYPE CULTURES (KCTC)	英国
14.	KOREAN CULTURE CENTER OF MICROORGANISMS (KCCM)	英国

## 第3章 第1部

	寄託機関名	国
15.	MEZOGAZDASAGL ES LPARI MIKROORGANIZMUSOK MAGYAR NEMZETI GYUJTEMENYE (MIMNG)	ハンガリー
16.	NATIONAL BANK FOR INDUSTRIAL MICROORGANISMS MICROORGANISMA AND CELL CULTURES (NBIMCC)	ブルガリア
17.	NATIONAL COLLECTION OF FOOD BACTERIA (NCFB)	英国
18.	NATIONAL COLLECTION OF INDUSTRIAL AND MARINE BACTERIA LTD. (NCIMB)	英国
19.	NATIONAL COLLECTION OF TYPE CUTURES (NCTC)	英国
20.	NATIONAL COLLECTION OF YEAST CUTUURES (NCYC)	英国
21.	USSR RESEARCH INSTITUTE FOR ANTIBIOTICT OF THE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIO LOGICAL INDUSTRY (VNIIA)	ロシア
22.	USSR RESEARCH INSTITUTE FOR GENETICS AND INDUSTRIAL MICROORGANISM BREEDING OF TIE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIOLOGICAL INDUSTRY (VNIT GENETIKA)	ロシア

## B. 海外の微生物寄託機関

	寄託機関名	国
1.	COLLECTION NATIONALE DE MICRO ORGANISMES (CNCM)	フランス
2.	INSTITUTE FOR FERMENTATION OSAKA (IFO)	日本
3.	FORSCHUNGSINSTITUT BORSTEL (FIB)	ドイツ

## C. 国内の微生物寄託機関

	寄託機関名
1.	National Center for Genetic Engineering and Biotechnology, National Science and Technology Development Agency
2.	DNA Technology Laboratory, Kasetsart University Kamphaeng Saen Campus



小特許出願審査報告 第.....回			
出願番号		出願日	
発明の名称			
文書の種別 <input type="checkbox"/> 新規出願	<input type="checkbox"/> 補正書の提出 <input type="checkbox"/> 自主的な補正書の提出(日付.....) <input type="checkbox"/> 担当官命令による補正書の提出 (日付.....)	<input type="checkbox"/> 意見書 (日付.....)	
1. 出願手数料	<input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り 手数料免除 <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り	6. 出願人の種別 <input type="checkbox"/> 自然人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 大学/機関 行政府/研究所	9. 付属書類 <input type="checkbox"/> 発明証明書 委任状 <input type="checkbox"/> 権利種別変更申請書 <input type="checkbox"/> 譲渡書 <input type="checkbox"/> 権利に関する証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明証、住居登録書 <input type="checkbox"/> 延長申請書(.....回目) <input type="checkbox"/> 法人証明書 <input type="checkbox"/> Notary public(翻訳) <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> その他書類.....
2. 公開前における特許出願からの権利種別の変更申請か否か(第 65 条の 4)	<input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 元の出願日 <input type="checkbox"/> 誤り <input type="checkbox"/> 権利変更日 <input type="checkbox"/> 変更なし	7. 提出の形式 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> Internet <input type="checkbox"/> 代理人による提出 <input type="checkbox"/> 県の商務事務所経由 <input type="checkbox"/> PCT 制度による提出 <input type="checkbox"/> 郵送による提出	
3. 所定の期間内の担当官命令による補正期間(第 27 条を準用する第 65 条の 10)	<input type="checkbox"/> 正しい 所定期間内 <input type="checkbox"/> 誤り 所定期間超過 <input type="checkbox"/> 期間延長申請書あり <input type="checkbox"/> 期間延長申請書なし <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可  (.....) 担当官	8. 出願人の変更 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 下記より変更あり .....	
4. 出願日のカウント及び出願日の権利請求(第 65 条の 10、第 19 条、第 19 条の 2、省令、知的財産局告示))	<input type="checkbox"/> あり 日付..... <input type="checkbox"/> なし		
5. 願書/補正書 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 願書 .....頁 <input type="checkbox"/> 明細書 .....頁 <input type="checkbox"/> クレーム .....頁 <input type="checkbox"/> 図面 .....図 .....頁 <input type="checkbox"/> 要約 .....頁			
意見 審査官に提出し手続きを続行するために、小特許出願の付属書類の予備審査を行った		審査官の署名 ..... (.....) 日付	
1. 発明の要旨の正確性及び明瞭性(第 65 条の 10、第 17 条、省令、知的財産局告示) <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り	3. 小特許出願の発明が複数の発明か否か(第 65 条の 10、第 18 条、第 26 条、省令) <input type="checkbox"/> 単一の発明 <input type="checkbox"/> 複数の発明	5. 小特許出願における権利(第 65 条の 10、第 10,11,14,15 条、同一発明(CRX 第 16 条、第 77 条の 6)、省令) <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り 理由.....	意見..... <input type="checkbox"/> 補正命令 <input type="checkbox"/> 公開・登録許可提案 <input type="checkbox"/> 出願人の出願放棄 <input type="checkbox"/> 意見書命令
2. 保護を受けることができない発明(第 65 条の 10、第 9 条、省令) <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り	4. 特許/小特許出願日前にタイ国内で発明特許又は小特許出願したことのない発明(第 65 条の 3、第 77 条の 5) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	6. 要旨の追加(第 65 条の 10、第 20 条) <input type="checkbox"/> 要旨を追加 <input type="checkbox"/> 要旨の追加なし	名- 姓  審査官 (.....) 日付

## 第3章 第1部

1/1 ページ

小特許出願審査報告 第 回				
出願番号		出願日		
発明の名称				
文書の種別 <input type="checkbox"/> 新規出願	<input type="checkbox"/> 補正書の提出 <input type="checkbox"/> 自主的な補正書の提出(日付.....) <input type="checkbox"/> 担当官命令による補正書の提出 (日付.....)		<input type="checkbox"/> 意見書 (日付.....)	
1. 出願手数料	<input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り 手数料免除 <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り	6. 出願人の種別  <input type="checkbox"/> 自然人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 大学/機関 行政府/研究所	9. 付属書類 <input type="checkbox"/> 発明証明書 委任状 <input type="checkbox"/> 権利種別変更書 <input type="checkbox"/> 譲渡書 <input type="checkbox"/> 権利に関する証明書 <input type="checkbox"/> 身分証明書、住居登録書 <input type="checkbox"/> 延長申請書(.....回目) <input type="checkbox"/> 法人証明書 <input type="checkbox"/> Notary public(翻訳) <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> その他書類..... <input type="checkbox"/> 学長任命書 <input type="checkbox"/> 官報 <input type="checkbox"/> 知的財産権の手続きに関する委任状	
2. 公開前における特許出願からの権利種別の変更申請か否か(第 65 条の 4)	<input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 出願日 <input type="checkbox"/> 誤り <input type="checkbox"/> 権利変更日 <input type="checkbox"/> 変更なし	. 提出の形式 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> Internet <input type="checkbox"/> 代理人による提出 <input type="checkbox"/> 県の商務事務所経由 <input type="checkbox"/> PCT 制度による提出 <input type="checkbox"/> 郵送による提出		
3. 所定の期間内の担当官命令による補正期間(第 27 条を準用する第 65 条の 10)	<input type="checkbox"/> 正しい 所定期間内 <input type="checkbox"/> 誤り 所定期間超過 <input type="checkbox"/> 期間延長申請書あり <input type="checkbox"/> 期間延長申請書なし <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可  (.....) 係官	8. 出願人の変更 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 下記より変更あり .....		
4. 出願日のカウント及び出願日の権利請求(第 65 条の 10、第 19 条、第 19 条の 2、省令、知的財産局告示))	<input type="checkbox"/> あり 日付..... <input type="checkbox"/> なし			
5. 願書/補正書 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 願書 .....頁 <input type="checkbox"/> 明細書 .....頁 <input type="checkbox"/> クレーム .....頁 <input type="checkbox"/> 図面 .....図 .....頁 <input type="checkbox"/> 要約 .....頁				
意見 審査官に提出し手続きを続行するために、小特許出願の付属書類の予備審査を行った		審査官の署名 ..... (.....) 日付		
1. 発明の要旨の正確性及び明瞭性(第 65 条の 10、第 17 条、省令、知的財産局告示) <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り	3. 小特許出願の発明が複数の発明か否か(第 65 条の 10、第 18 条、第 26 条、省令) <input type="checkbox"/> 単一の発明 <input type="checkbox"/> 複数の発明	5. 小特許出願における権利(第 65 条の 10、第 10,11,14,15 条、同一発明(CRX 第 16 条、第 77 条の 6)、省令) <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り 理由.....	意見.....	<input type="checkbox"/> 補正命令 <input type="checkbox"/> 公開・登録許可提案 <input type="checkbox"/> 出願人の出願放棄 <input type="checkbox"/> 陳述命令
2. 保護を受けることができない発明(第 65 条の 10、第 9 条、省令) <input type="checkbox"/> 正しい <input type="checkbox"/> 誤り(第 9 条に反する)	4. 特許/小特許出願日前にタイ国内で発明特許又は小特許出願したことのない発明(第 65 条の 3、第 77 条の 5) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	6. 要旨の追加(第 65 条の 10、第 20 条) <input type="checkbox"/> 要旨を追加 <input type="checkbox"/> 要旨の追加なし	名- 姓  審査官 (.....) 日付	

修正者 チャーンヤーン 仏暦 2561 年 (西暦 2018 年) 3 月 1 日使用開始

## 小特許出願の予備調査報告

特許出願番号	出願日	審査請求日
優先権主張番号	優先日	優先権主張国
出願人		
発明の名称		
国際特許分類 (Int. Cl.)		
データベースでの調査範囲  Keyword:		

## 調査の要旨となる特徴

--



添付書類 9

4/14



第[ ]号

知的財産局  
特許部  
44/100 パーンクラソー町  
ムアン郡ノンタブリー県 11000

件名 小特許出願の審査結果

宛名

参照 小特許出願番号

出願日

貴殿が提出された上記の小特許出願を担当官が審査したところ、参照に基づく貴殿の発明、及び

発明は、会社

住所

を小特許出願人とする

日付の出願番号

の小特許出願による発明と同じ特徴を有し、また同一の日に出願されていることが判明しました。仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 16 条を準用する第 65 条の 10 に基づき、複数の人が共同ではなく、個別に同じ発明をなした場合は、いずれか 1 人だけが権利を有するか、共同で権利を有するかについて合意する必要があると規定されています。

以上お知らせしますので、貴殿が上記の審査に同意されない場合は、審査の参考のためその理由を陳述願います。なお、いずれか 1 人だけが権利を有するか、共同で権利を有するかに関する合意は、本状の受領日から 60 日以内に行う必要があります。所定の期限までに合意に至らない場合は、上記の期限満了日から 90 日以内に、当事者は裁判所に提訴する必要があります、さもなければ出願を放棄したものと見なされます。

敬具

(Mr. サコン・ウィトゥーラチット)

第 4 特許審査官

小特許審査グループ TEL.5474715-17 FAX.5474718



## 記録文書

行政部署 小特許グループ TEL.1404

第 ポ－ノ－0706/ 号、日付

件名 小特許出願の審査結果

宛名 特許部長殿(グループ長経由)

意見/命令

小特許出願人  の番号   
 により示される発明  は、小特許出願人  
 の番号  の小特許出願に  
 による発明と同一の発明であり、かつ同一の日に出願されました。特  
 許部は  日付の第ポ－ノ－号、及び  付の第ポ  
 ノ－  号を双方の出願人に合意するよう送付しまし  
 ました。

現在、双方の出願人が以後共同で単一の番号   
 により小特許出願することで合意しました。

番号  の小特許出願につきましては、  
 日付の双方の出願人による文書名「番号  
 の小特許出願と番号  の  
 小特許出願との間の協議結果」に基づき、以後保護を請求する意思  
 は持っておりません。詳細は添付書類 1 の通りです。よって、上記  
 の番号  の小特許出願は引き続き審査しないこと  
 が適当と考えます。

以上、引き続き手続する前にお知らせいたします。

(Mr. サコン・ウイトゥーラチット)  
 第6 ウォー特許審査技官

添付書類 10

様式ソーパー3.1

ポーパー0706/[ ]

知的財産局 特許部  
11000 ノンタブリー県  
1 ノンタブリー通りムー1 44/100

件名：出願の拒絶について

宛先： [ ]

引用：特許出願番号 [ ] 出願 [ ] [ ]

添付書類：1. 審査結果報告書写し 1 通

2. 様式ソーパー/ソーパー/オーソーパー/009-コー 1 通

前述の特許出願の参照文献に従い、発明は、仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)及び仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)によって改正された、仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条に基づき保護を受けることができない発明であり、省令第 21 号を準用する第 17 条に基に従っていない。添付の審査結果の通り、及び知的財産局局長が仏暦 2554 年(西暦 2011 年)4 月 21 日に特許出願の拒絶命令を行った通りである。

上記の命令に同意しない場合、貴方は本書を受け取った日から数えて 60 日以内に特許委員会へ審判請求する権利を有する。前述の期間内に審判請求をおこなわなかった場合、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)によって改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 72 条に基づき、前記の命令を最終とする。

以上を通知する。

敬具

(署名)

(Mrs. ラオーン カッティヤウオンパートタイソン)

特許審査専門職  
担当官

化学グループ

(指紋印)

電話 0-2547-4717

ファックス 0-2547-4718

## 第3章 第1部

(ガルーダ)

## 記録文書

政府機関 特許部 ..... 電話 02-5474716 .....  
 ボーノー0706/ ..... 日付  .....  
 件名：発明審査結果 .....

宛先：化学グループ長

私、ラオーン カッティヤウオンパートタイソンが、特許出願番号  番の審査を行ったところ、仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)及び仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)によって改正された、仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条に基づき保護を受けることができない発明であり、省令第 21 号を準用する第 17 条に従っていないため、特許法第 28 条違反を理由とし、出願の拒絶を命じるべきと判断した。

審査結果を添付する。

署名..... 審査官  
 (Mrs. ラオーン カッティヤウオンパートタイソン)  
 署名..... グループ長  
 (Miss ウマーコーン アーポーンパッタナポン)

命令

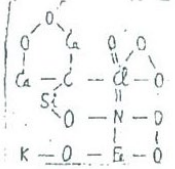
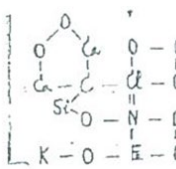
出願の拒絶

署名.....  
 (Mr. セークサン ブンスワン)  
 特許部部長  
 知的財産局局長 政府代理  
 (指紋印)



## 発明特許出願審査報告書様式 11/93

発明特許出願審査結果報告書	1 ページ	出願番号 <input type="text"/>
<p><b>1. 事実</b></p> <p>1.1 出願番号 <input type="text"/> 出願日 <input type="text"/> 発明の名称「セメントの新規応用」 特許出願人 <input type="text"/></p> <p>1.2 担当官が予備審査を行ったところ、特許出願が第17条に違反していることが明らかである。特に明細書で、当業者が当該発明を作成、実施できる程度の特徴が、省令第21号第3項に基づき記載されておらず、クレームに出願人が保護を受けたい発明の技術的特徴又は構造が完全に、簡潔に、かつ明瞭に、省令第21号第4項に基づき明記されていない。よって、仏暦2552年（西暦2009年）8月20日付にて補正を命じた。</p> <p>1.3 仏暦2553年（西暦2010年）2月12日付で出願人が補正を行った。</p> <p>1.4 担当官は、1.3の補正を審査したところ、出願人は第9条（2）に基づき保護を受けないクレームを追加で明記し、省令第21号を準用する第17条に従っていない要旨はそのまま残されていた。よって、仏暦2554年（西暦2011年）1月11日付にて二回目の補正を命じた。</p> <p>1.5 出願人は、仏暦2547年（西暦2004年）3月4日付にて、1.3の補正と同様の内容を残したまま、予備審査を検討する上で重要な論点である、願書、明細書及びクレームにおいて補正を希望しない各論点を記載した、陳述記録書（訳注：原文まま）を提出した。</p> <p><b>2. 法令</b></p> <p>2.1 第9条は、次の発明は法律に基づく保護を受けることができないと定めている。  （2）科学及び数学の法則及び理論</p> <p>2.2 第17条は、出願は省令によって定められた規則及び手続きによって行われなければならないと定めている。</p> <p>2.3 省令第21号  第3項（4） 当業者が当該発明を作成、実施できる程度に、完全、明瞭かつ正確に開示されなければならない  第4項 第1段落 当該クレームにおいて、出願人が保護を求める発明の性質を完全、簡潔、明瞭で、且つ明細書に整合するよう記載しなければならない。</p> <p>2.4 知的財産局告示 願書の規定  第6（4）項 明細書、クレーム、図面（ある場合）、及び要約は、世界標準に基づく、重量表示単位及びその他測定単位を使用しなければならない。</p> <p><b>3. 検討</b></p> <p>1.3及び1.5の2回の補正については下記の通りである。</p> <p>1. 出願人が明細書に、下記について要旨を記述した。  石灰岩、白色石灰、硝石、塩化ナトリウム、透明石、鉄、カリウムを砕いた微粒粉に粘土又は粘板岩の土を加えて得られるセメントの新規応用について、当該セメントの構造式は、以下である。  （指紋印）</p> <div data-bbox="1212 1534 1348 1668" data-label="Chemical-Block"> </div> <p>構造式 1</p>		

発明特許出願審査結果報告書	2 ページ	出願番号 <input type="text"/>
 <p>構造式 2</p>	 <p>構造式 3</p>	
<p>科学の規則上、化学結合とは、各原子が集まり分子を形成する原子間に存在する結合力である。原子の化学結合は、（※最外殻の）価電子が最大値の8又は8に近似して（オクテット則に基づき）電子的に安定するために発生するものである。ただし、He（ヘリウム）と同様に2電子が最も安定するH（水素）は除く。従って、その原子が電子を共有し、又は電子を受け取るかどうかは他の原子に依存する。例えば、Cl（塩素）の場合の化学結合の例としては、1s<sup>2</sup> 2s<sup>2</sup> 2p<sup>6</sup> 3s<sup>2</sup> 3p<sup>5</sup>（2、8、7）の電子軌道がある。よって、塩素は、価電子=7があるので、価電子を8にし安定させるために、電子がもう1つ必要となり、結合は1つしか形成できない。塩素は、前述したような結合を形成することはできない。</p> <p>従って、出願人の発明は、最初に記した構造を有する化合物とは見なされない。</p> <p>出願人は最初に記した構造式に基づくセメントを有する混合式は組成物であることを述べ、各使用については1つの混合式より多く、量の測定は、袋単位、器単位であり、担当官が検討した結果、世界基準に従った単位ではないことが分かった。</p> <p>2. クレーム</p> <p>出願人が保護を求めたクレームの要旨をまとめると、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. セメント建設の構造式</li> <li>2. 化学的構造式は、各元素のひつつきを表した</li> </ol> <p>明細書と発明のまとめ</p> <p>保護を求める技術的特徴を規定又は表しておらず、更に、特許法第9（2）項に基づき保護を受けない事柄を保護の請求対象として規定している</p> <p>4. 見解</p> <p>第3項の検討により、特許出願に基づく発明 <input type="text"/> 番は、第9条に基づき保護を受けることはできず、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第2版）及び仏歴 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第3版）によって改正された、仏歴 2522 年（西暦 1979 年）特許法省令第21号に準ずる第17条に違反する。故に、特許出願を却下する。</p> <p>出願人は、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第2版）及び仏歴 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第3版）によって改正された、仏歴 2522 年（西暦 1979 年）特許法第72条に基づく命令を受け取った日から数えて60日以内の特許委員会への審判請求する権利を有する。</p> <p style="text-align: right;">(指紋印)</p>		

発明特許出願審査結果報告書	3 ページ	出願番号 <input type="text"/>
<p style="text-align: center;">...(署名)... 審査官 (Mrs. ラオーン カッティヤウオンパートタイソン) 特許審査専門職</p> <p style="text-align: center;">...(署名)... グループ長 (Miss ウマーコーン アーポーンパッタナポン) 特別特許審査専門職</p> <p style="text-align: center;">(指紋印)</p>		



## 記録文書

行政部署.....知的財産局 特許部 物理グループ TEL.0-2547-4716.....

第 0706/17-018490.....号、日付 仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 23 日.....

件名 特許出願の審査結果.....

宛名 ロッブリー県商務事務所殿

意見/命令

お知らせ

番号.....の特許出願人が  
 仏暦 2560 年（西暦 2017 年）1 月 24 日にロッブリー県商務事務所  
 で出願した件につきまして、担当官が上記の出願を審査したところ、  
 添付書類に基づき当該出願人が以下の手続を取る必要があることが  
 判明しました。

- 補正
- 公開手数料の支払
- 公開日から 5 年以内の審査請求
- 登録及び特許証付与手数料の支払
- 追加陳述
- 出願の取下げ
- 出願の分割  その他

以上お知らせします。

(Mrs.シリナット・アヌパン)  
 上級専門職レベル特許審査技官  
 特許部長代行

書式ソーポー1.1

第ポーノー0706/1701-018760 号



知的財産局特許部  
563 ノンタブリー通りバーンクラソー町  
ムアンノンタブリー郡ノンタブリー県 11000

仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 23 日

件名 補正の通知

宛名 15000 ロップブリー県ムアンロップブリー郡タレーチュプソーン町ナーラーイマハーラート  
通り 321、テープサトリー・ラーチャパット大学殿

参照 特許出願 番号 出願日 仏暦 2560 年（西暦 2017 年）1 月 24 日

同封物 発明特許出願の要補正項目 1 部

貴校が参照に記す特許出願を提出され、担当官がそれを審査したところ、同封物に記す通り補正が必要な部分があることが明らかになりました。

以上お知らせしますので、特許出願補正書書式ソーポー／ソーポー／オーソーポー003-コーにより補正を行い、知的財産局 3 階の特許部、又は県の商務事務所で手数料 50 バーツを支払ってください。なお、上記の手続きは本状を受取日から 90 日以内に行ってください。さもなければ、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 27 条に基づき、出願を放棄したものと見なされます。ただし、所定の期限までに上記の手続きを取れない止むを得ない事情がある場合は、出願人が期限満了日の前に特許部長に延長の申請を行ってください。

敬具

(Miss アンチャン・ムアクガム)

実務者レベル特許審査技官

担当官

知的財産局長代行

物理グループ

TEL. 0-2547-4716

FAX. 0-2547-4718



## 記録文書

行政部署 特許部 TEL. 0-2547-4715

第 0706/17-017383 号、日付 仏暦 2560 年 (西暦 2017 年) 8 月 8 日

件名 特許出願公開

宛名 知的財産局長殿

私は、仏暦 2558 年 (西暦 2015 年) 3 月 30 日に提出された番号 \_\_\_\_\_ の特許出願、件名「セルロースに対するポリマー拡散促進剤、当該ポリマー拡散促進剤を含む水性拡散処理剤、拡散しやすいセルロース成分、セルロースが拡散するレジン成分、及びセルロース拡散用拡散促進剤を含むレジン成分」を審査した結果、当該出願が適正であることが明らかになりましたので、仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法及びその改正版第 28 条に基づき公開することが適当と考えます。

なお、以下により公開することが望ましいと考えます。

図面 番号 \_\_\_\_\_

写真 番号 \_\_\_\_\_

国際特許分類 (Int. Cl 10) \_\_\_\_\_ C08L 1/00 \_\_\_\_\_

製品の種類 \_\_\_\_\_

以上報告しますので、ご検討の上でご指示ください。

\_\_\_\_\_ 審査官

(Mr. ナタポン・ウィリヤタナーコーン)

発明特許審査技官

指示

手続きを進めてよい

その他 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (Mr. ナタポン・ウィリヤタナーコーン)

発明特許審査技官

知的財産局長代行

## 第3章 第1部

様式ソーボー1.2

第ポーノー0706/1702-017403号

知的財産局特許部  
563 ノンタブリー通りバーンクラソー町  
ムアンノンタブリ郡ノンタブリー県 11000

仏暦 2560 年（西暦 2017 年）8 月 8 日

件名 特許出願公開手数料の支払

宛名 10110 バンコク都ワッタナー区クロントーイヌア地区スクムビット通り 21(アソー  
ク)、253 ビル 23 階、S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

Miss インラック・クライルック殿

参照 特許出願 番号 出願日 仏暦 2558 年（西暦 2015 年）3 月 30 日

貴殿が提出された参照に記す特許出願を担当官は審査しましたので、貴殿に以下の手続きを取  
るようお願いします。

1. 特許出願公開手数料 250 バーツを支払う。

/ 1 回目 本状の受取日から 60 日以内

— 2 回目 本状の受取日から 60 日以内

なお、公開では図 の意匠を示す図面/写真を使用する。

2. 特許出願のコピー1部を送付する。

3. 発明特許出願の場合は、クレーム及び発明の要約の英訳1部式を送付する。

以上お知らせしますので、所定の期限までに知的財産局3階の特許部又は県の商務事務所で  
手続きしてください。2回目の期限に手続きされなかった場合は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）  
特許法(第3版)により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 28 条(2)に基づき、出  
願を放棄されたものと見なされます。

なお、貴殿が公開手数料を支払われた場合、公開はその翌月に行います。公開日については  
TEL.025474628 までお問い合わせください。また発明特許の場合は、公開日から5年以内に審  
査請求を行ってください。

敬具

(Mr. ナタポン・ウィリヤタナーコーン)

石油化学グループ

TEL. 0-2547-4715

FAX. 0-2547-4718

金銭支払参照番号 201708080610000315

発明特許審査技官

担当官



政府部門 特許庁 小特許第1グループ 内線番号 1904

番号 ポーノ-0706/ \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

件名 小特許出願に関する審査報告

### 見解

私は、日付 \_\_\_\_\_ 付で出願された、番号 \_\_\_\_\_ の小特許出願、  
発明の名称 \_\_\_\_\_ を審査いたしました。その結果、当該出願は、仏暦 2542 年（西  
暦 1999 年）特許法（第 3 版）によって改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 9 条、  
第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 77 条 5 及び第 77 条 6 を準用す  
る第 65 条 10 に適合しており、発明の登録をして出願人に小特許を付与すべきであると判断し  
ました。

なお、小特許の公開において、 \_\_\_\_\_ の図面を使用します。又、国際特許分類  
(Int. Cl<sup>7</sup>) に基づく当該特許分類は \_\_\_\_\_ です。

以上、ご検討の上、命令をお願いします。

..... 審査官

### 命令

○発明の登録及び小特許の付与

.....

小特許第 1 グループ長  
知的財産局局長代理



(ガルーダ)

## 記録文書

部署：特許部 小特許第1グループ 内線番号 1904

番号：ポ－ノ－0706／ \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

件名：小特許出願に関する審査報告

## 見解

私は、日付 \_\_\_\_\_ に出願された、番号 \_\_\_\_\_ の小特許出願、発明の名称  
 ..... を審査いたしました。その結果、当該出願が、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）によって改正され  
 た仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 \_\_\_\_\_ 条を準用する第 65 条 10 に適合  
 していないと判断しました。よって、添付の審査詳細の通り、当該小特許出願を拒絶すべきと判  
 断しました。

国際特許分類（Int. Cl<sup>7</sup>）に基づく当該発明分類記号は、  
 ..... とする。

以上、ご検討の上、命令をお願いします。

.....審査官

.....グループ長

## 命令

○ 小特許出願の拒絶

.....

特許庁長官  
 知的財産局局長代理

## 審査の詳細

小特許出願番号  出願日   
発明の名称

## 1. 審査項目

第17条を準用する第65条10に基づく小特許出願であるかどうか。

## 2. 発明の要旨

従来のフロートの代用となる（水がめに似た）平たい円筒形に作られたセメント製フロートの使用。

## 3. 第17条を準用する第65条10

**第17条** 特許出願は、省令に定める規則や手法に適合していなければならない。

**省令21号**

**第3項(4)** 発明の完全で、漏れがなく、明確な開示が、当業者の同発明の実施を可能にする。

**第4項第1段落** クレームは、出願人が保護を求める発明の特徴を、完全に、漏れがなく、明確に記載すると共に、明細書との整合性がなければならない。

## 4. 検討内容

発明の完全な開示において、出願人は一般的なセメント製水がめと同じようなフロートの作製を開示しただけで、フロートの構造や、イカダの構造がどのように当該フロートに安定して設置できるかを明確に記載していない。加えて、フロートの改良した特徴をクレームに記載せず、単に従来の、姿又は使用材質において異なった新しい形を有している、特にイカダとして使用するフロートの作製という特徴だけを記載している。従って、第17条に基づき発行された省令の定めに適合するものではない。

## 5. 結論

第4項の検討により、第17条を準用する第65条の10に適合しない特許出願のため、当該特許出願を拒絶すべきと判断した。

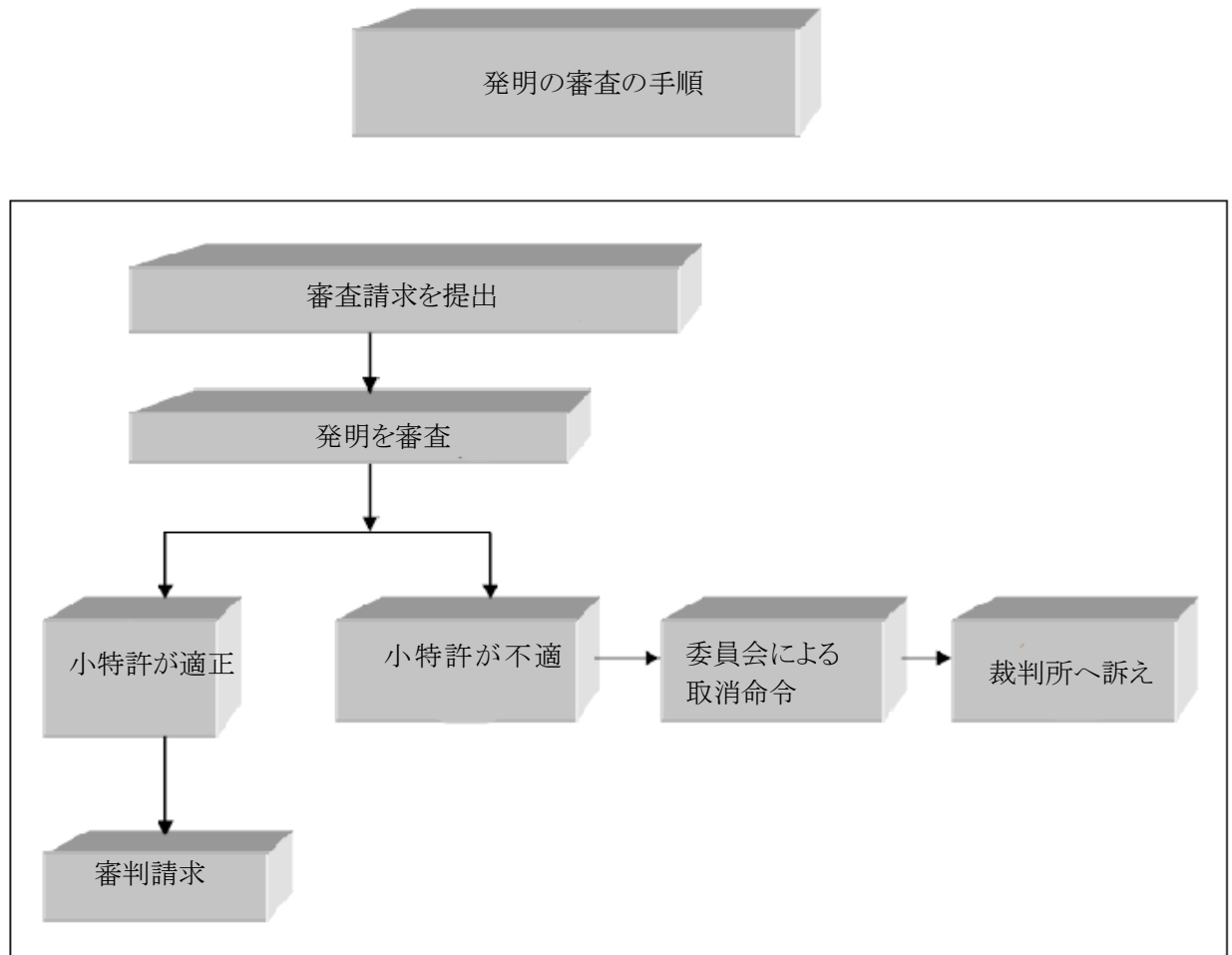
### 第3章 小特許出願

#### 第2部 発明の審査

##### 1. はじめに

審査官による小特許の審査は、利害関係人が当該小特許の発明の審査請求を行った場合に行われる。これは小特許が付与された発明が第65条の2に照らし適正であるか否かを審査する上で重要な点の一つである。審査官は、小特許の公開及び付与日から1年以内に審査請求書を提出する利害関係人がいた場合、又は公開日から90日以内に第77条の7に基づく権利の審査の請求があった場合に審査を開始する。審査官が審査検討の結果、付与された小特許が適正ではないと判断した場合には、特許委員会の取消命令に向けた提案の手続きを行わなければならない。

仏暦2542年特許法（第3版）に基づく発明の審査における審査手順及び審査が必要な内容を次の通り定める。



**審査の要点**

- 発明の新規性（第65条の2(2)及び第65条の6）
- 産業上利用できる発明（第65条の2(2)及び第65条の6）
- 第77条の7に基づく権利の審査

## 2. 第65条の6に基づく発明の審査

小特許を審査する場合、審査官は次の第65条の6及び関連省令に基づき審査方法を規定し、仕様及び条件を審査しなければならない。

### 2.1 小特許審査に関連する法律及び方法

#### 第65条の6

小特許発明登録公開及び小特許付与日から1年の間利害関係人は小特許を付与された発明が65条の2に定められた要件を満たしているか否かを審査請求できる。

第1段落の審査請求を受理した後、担当官は発明の審査を行い、審査報告書を局長に提出するものとする。

局長が第2段落の審査報告書を審理し、その発明が65条の2の要件を満たしていると判断した時、局長は審査請求人及び小特許権者に対し局長による決定日から15日以内に通知するものとする。

局長がその発明が65条の2に定められた要件を満たしていないと判断した場合、局長はその事実を調査するよう命じ、小特許権者に対し、自身の理由を提示する意見書の提出させるため命令を通知するものとする。前述の意見書の提出は通知を受けた日から60日以内に行わなければならない。局長は何人に対しても出頭させて説明させること、又は書類若しくはその他のものを追加して提出させることができる。事実の調査が終了した後、局長が審理の結果、その発明が65条の2の要件を満たしていないと判断した場合、局長はその小特許取り消しのために委員会に調査報告を行い、審査請求人及び小特許権者に対し委員会が命令を行なった日から15日以内に通知するものとする。

#### 省令第22号 (仏暦2542年) 第11項

第28条(2)又は第28条(2)を準用する第65条に基づく特許出願の公開後であって出願人が第29条に基づく審査請求を提出した場合、又は特許出願が第5条又は第65条の6を満たしていないとする異議申立がなされた場合、担当官は以下の発明を審査する。

(1)特許出願又は小特許出願にかかる発明であって、その要旨又は詳細が審査のため記録された文書又は印刷物に開示されているもの。

(2)特許出願又は小特許出願にかかる発明であって、タイでの特許出願又は小特許出願の出願日前に、タイ国内又は国外で特許出願又は小特許出願され、公開された発明。

適当と判断される場合、局長はそれぞれの場合に応じて、(1)及び(2)に定めたもの以外の特許出願にかかる発明又は小特許出願にかかる発明を第5条又は第65条の2に基づき審査するよう担当官に命令する。

## 第3章 第2部

よって、審査官は第65条の6第1段落に従い次の各ポイントを審査しなければならない。

- 2.1.1 公開後1年以内に審査請求を提出しているか否か
- 2.1.2 審査請求人が利害関係人であるか否か
- 2.1.3 小特許に基づく発明が第65条2に従っているか否か

### 2.2 審査請求の提出期間

●発明登録及び小特許付与の公開日から1年以内に発明の審査請求を提出する場合、審査官は審査請求人が第2.1.2項に基づく利害関係人であるか否かを審査する。

●発明登録及び小特許付与の公開日から1年を過ぎて発明の審査請求を提出する場合、審査官は小特許の審査報告書を作成及び提出し、局長又は局長の委任を受けた者が決定を行う。その後、審査請求人への命令の通知及び第72条に基づく局長の命令に対する60日以内の審判請求する権利の通知を行う。

備考：月又は年の期間の計算は、法律で定められた期間の初日は算入せず、法律に規定された日の翌日を初日とする。また当該月又は当該年において、期間の起算日に応ずる日の前日に満了する。知的財産局告示「仏暦2522年特許法に基づく期間の起算」第3.2項に準拠させる。

### 2.3 利害関係人

審査請求人が利害関係人であるか否かを審査する場合、次の通り審査する。

利害関係人とは、小特許権者と法律関係にある者あるいは事業上の競合者、小特許と同様の形式の商品を生産もしくは販売あるいは占有する者、小特許により直接的な影響を受ける者をいう。

- 薬剤の小特許の場合は、患者もしくは当該薬剤を必要とする者を含む。
- 利害関係人が法人の場合、当該法人の登記目的を審査し、利害関係の有無を確認する。（裁判所の判例に基づく）

利害関係人は小特許権者、生産事業者、販売者、輸入者、発明者もしくは共同発明者または、当該小特許の発明において目的若しくは利害関係を有する組織又は機関、

例えば、従業員又は被雇用者によって生じる小特許に関する発明に対して権利を有する、若しくは、小特許から権利的影響を受ける組織又は機関などである。

利害関係人であるか否かの審査において、審査官は審査請求人が審査請求書に記載もしくは説明した理由を審査する。あるいは審査請求書と併せて提出された書類、例えば法人登記の目的等を審査する。その個人もしくは組織が前述の条件を満たしていることが判明した場合、利害関係人とみなす。

- 審査請求人が利害関係人となる理由を記載していない場合、審査官は審査を進める前に、60日以内に意見を述べるよう審査請求人に対し通知する。

**2.3.1 審査の結果、利害関係人である場合、**審査官は第3項に従い審査する。

**2.3.2 審査の結果、利害関係人でない場合、**第65条の6第3段落に基づき審査官が審査結果を報告及び提出し、局長が決定を行う。その後、審査請求人への通知及び第72条に基づく局長の決定に対する60日以内の審判請求する権利の通知を行う。

## 2.4 第65条の2に基づく新規性及び産業上の利用可能性

第2.3.1項及び第2.3.2項の審査の後、審査請求人が利害関係人であり、公開後1年以内に審査請求を提出していることが判明した場合、先行技術文献を調査、検索する。審査請求人が先行技術文献を審査請求書と併せて送付する場合、審査官は当該文献が検討するのに十分であるか否かを審査し、第6条、第8条を準用する第65条2に基づき新規性及び産業上の利用可能性を審査する。

### 第65条の2

小特許を受けることができる発明は次の要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 発明に新規性があること。
- (2) 発明が産業上利用できるものであること。



## 2.5 第65条の2に基づき検討するための先行技術の決定

## 第65条の10

第2章「発明特許」第6条「.....」における条文「.....」を第3章第2部「小特許」に準用する（訳注：原文ママ。一点鎖線部は省略を意味している。）。

## 第6条

## 2.5.1 先行技術に関する法律及び原則

新規性がある発明とは、従来技術ではない発明をいう。従来技術とは次の発明をいう。

- (1) 特許出願日前に、国内において既に存在する又は広く使用されている発明
- (2) 特許出願日前に、国内外において頒布された文献又は印刷物にその重要な部分又は詳細が開示されている発明。その開示は文献、印刷物、展示により行なわれるものであるか、又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。
- (3) 特許出願日前に、国内外において特許権又は小特許権を得ている発明
- (4) 特許出願日前 18 ヶ月以上前に、外国で特許又は小特許出願され、特許権又は小特許権を付与されていない発明
- (5) 国内外で特許又は小特許出願がなされ、かつその出願がタイ国内の特許出願日より前に公開された発明。

特許出願前 12 ヶ月以内に、発明者が、法律に基づかない行為により生じた結果としての要旨若しくは詳細の開示、又は国際商品展示会若しくは公的機関の展示会において発明者の成果発表を含めた発明者による要旨若しくは詳細の開示は(2)に基づく要旨又は詳細の開示とはみなさない。

## (1) 第6条の下での発明の新規性 (Novelty) の審査における先行技術の検討

小特許発明の審査を行うにあたり、当該小特許にかかる発明が新規性を有するか検討しなければならない。新規性を検討する場合の原則として、審査官は、先行技術と比較してクレームに基づき検討を行わなければならない。

先行技術は、当該特許出願の出願日又は出願人が（第19条の2に基づき）優先権主張している外国特許出願の出願日前に開示された証拠書類を意味する。新規性の検討は以下の原則に従って行わなければならない。

#### 第6条(1)

新規の発明は先行技術であってはならず、即ち、特許出願前に国内に存在する、又は広く使用されている発明であってはならない。ここでは特許出願前の販売又は流通を意味する。先行技術を証明する書類は注文書、納品書、製品の広告宣伝チラシ等である。

#### 第6条(2)

新規の発明は先行技術であってはならず、即ち、出願日前にタイ国内外を問わず、文書又は印刷物に要旨又は詳細が開示されている発明を意味する。その開示は文書、印刷物、展示により行なわれるものであるか、又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。先行技術を証明する書類として、特許出願人が審査のために提出した特許文献の第一頁目における INID CODE (43) を検討して、（審査前の）特許出願の公開日が本願の出願日前であるか、又は公開された新聞又は公開文書、学術文書等の証拠書類は、本願の出願日前に開示されたか確認する。

#### 第6条第3段落

しかしながら、違法行為により又は違法行為に起因して要旨又は詳細が開示された場合、又は、国際的展示会もしくは一般向け展示会において発明者が発明を展示した場合を含めて発明者により開示がなされた場合であって、当該要旨又は詳細の開示が出願日前 12 か月以内に行われた場合、要旨又は詳細の開示とは見なされない。

第6条第3段落に基づく発明者による要旨又は詳細の開示とは以下の通りである。

##### 1) 違法行為により又はその結果行われた要旨又は詳細の開示

いかなる違法行為も、当該行為が出願日前 12 か月以内に行われた場合、第6条(2)に基づく要旨又は詳細の開示とは見なされない。

##### 2) 発明者による要旨又は詳細の開示

発明の要旨又は詳細が出願日前に国内外問わず公開された文書又は印刷物に開示されている場合、文書、印刷物、展示又はその他の方法で公開されているかどうかに関わらず第6条(2)に基づき先行技術であると見なす。

## 第3章 第2部

但し、要旨又は詳細の開示が出願日前 12 か月以内に発明者により行われた場合、第 6 条 (2) に基づく要旨又は詳細の開示とは見なされない。

### 3) 国際的展示会又は公式の展示会において一般に公開された発明者による展示

発明者による展示が国際的展示会又は公式の展示会において一般に公開された場合、当該開示が特許出願前 12 か月以内であれば、第 6 条 (2) に基づく要旨又は詳細の開示とは見なされない。

しかし、開示がタイの公的機関が実施又は承認した発明展示会又は一般に公開される展示会であって、出願人が出願日に対する権利主張を希望する場合、出願人は第 19 条に基づき権利主張しなければならず、発明の要旨又は詳細の開示日及び／又は当該展示会の日付を記載して、仏暦 2522 年特許法省令第 21 号 (仏暦 2542 年) 第 8 項に基づき証明書を特許出願と共に提出する。

したがって、第 6 条 (2) に基づく検討とはどの発明が先行技術であるか検討することを意味し、第 6 条第 3 段落は、要旨又は詳細の開示の例外について、開示が特許出願から遡って、発明の要旨又は詳細が開示された後に特許出願するためのグレースピリオド (grace period) である 12 か月以内に行われている場合、第 6 条 (2) に基づく先行技術ではない旨定めている。

## 第 6 条 (3)

新規の発明は先行技術であってはならず、先行技術とは、出願日前にタイ国内外で特許付与された発明を意味する。先行技術を証明する書類は、タイ国出願の前に外国で特許付与され、INID コード (INID CODE) (45) において審査後の公開日が開示された特許文献である。

## 特許委員会 審決第 13/2553 号

但し、出願人が外国で特許出願を提出し、その後当該外国における最初の出願日から 12 か月以内にタイ国で同様の特許出願を第 19 条の 2 に基づく優先権主張 (Priority right) と共に提出した場合、当該外国特許出願がタイ出願の前に登録されても、当該発明は第 6 条 (3) に基づき新規性を有すると見なす。

## 第 6 条 (4)

新規の発明は先行技術であってはならず、先行技術とは、出願日から遡って 18 か月より前に外国で特許出願された発明であって、特許が未付与のものを言い、出願人が提出した特許出願において INID コード (INID CODE) (32) が外国における最初の出願日が本願出願日から遡って 18 か月より前であるか検討しなければならない。

## 第6条 (5)

新規の発明は先行技術であってはならず、先行技術とは、出願人がタイ国内外で特許出願又は小特許出願した発明であって、タイ国出願日前に公開済みのものを言い、公開公報第1頁目 (Front page of Publication) における INID コード (INID CODE) (43) に基づき検討する。

## (2) 調査報告を元にした新規性の検討

(A) 特許出願人の審査請求書に基づくオーストラリア特許庁や国内の機関などの、外国の、もしくは国際的な、もしくは国内の政府機関又は特許庁、又は

(B) 特許出願人は特許付与の審査のために特許を取得した国からの調査報告書を送付する。

(C) 特許出願人がタイ人であり、過去にどこにも出願したことがない場合、審査官は第3章第3部の特許文献の調査報告に従い自身で調査する。

審査官は調査報告について、「category」と書かれた調査報告の欄1から新規性を検討しなければならない。タイ語の調査報告の場合は「文献カテゴリー」の文言が使用されている。新規性について、記号「X」を検討する。前述の欄にXがある場合、欄2(先行技術)で文献の種類を検討し、この文献の要旨もしくは関連部分をまとめる。例えば、関連するページ(page)、段落(column)又はクレーム(claims)等を記載する。その後、欄3(関連するクレーム)を検討し、小特許出願のクレームのどの事項に関連するかを検討する。その後、審査官は小特許権者及び利害関係人に通知する。

(2.1) 先行技術(Prior art)文献を元に新規性を検討し、先行技術の1ページ目(Front page)を確認し、特許出願日(Filing date)もしくはそれ以降に公開された明細書が開示されていることが判明した場合、INID CODE(43)の最初の公開年月日を元に審査する。INID CODE(43)の最初の公開年月日を元に検討する場合、公開日は国内での特許出願日もしくはそれ以降でなければならない。また検討した結果、同一の発明である場合、前述の先行技術文献を元に第16条、第16条を準用する第65条10、第77条の6又は第77条の5に抵触する、もしくは重複し得る発明の権利の関連性を検討する。(先行技術文献分類記号CRもしくはEXを記載した特許調査結果報告書を元に検討することができる。)

(2.2) (1)、(2)、(3)、(4)に基づき先行技術文献を元に新規性を検討する場合、特許審査官は検討する特許出願日前の国内の先行技術(National novelty)を重視する。先行技術文献を調査し、審査報告書に記録しなければならない。

新規性の検討は困難なものではない。原則として、小特許出願に基づく発明のクレームをクレームの順番に従い審査し、最も類似する先行技術と比較し、100%同じであるか否かを検討するためである。100%とは用語(wording)を意味するものではなく、成分、式、装置、器具、部品、生産方法の手順等の技術的要旨を意味する。

### 2.5.2 先行技術の決定に使用すると定められた出願日の原則

第65条2(1)及び(2)に定める実体審査の重要事項は、第3章第3部において規定された指針にしたがって、その時点において検討されている出願に適合し正確な調査が予め行われた先行技術(Prior Art)を記載することである。

基本的に、先行技術(Prior Art)は検討している特許出願の出願日前に存在している技術である。したがって、審査官は、実体審査を正しく検討するための先行技術を決定すべく、出願日を決定しなければならない。先行技術を決定するための出願日は以下の3つの場合にしたがって規定できる。

先行技術とは以下のいずれかの発明を意味する。

- 国内で使用又は販売されたもの(第6条(1))
- 公開されている文献(第6条(2))
- 特許/小特許(第6条(3))
- 特許出願日から遡って18ヶ月以上前になされた出願(第6条(4))
- 出願公開(第6条(5))

出願日とは以下のいずれかの日付を意味する。

- 第一国出願の出願日(第19条の2)
- 展示会での展示日(第19条)
- 国内での出願日

先行技術を決定するための出願日は以下の3つの場合が考えられる。

(1) 第14条に基づき外国で発明特許出願を行った場合で、外国における最初の出願日から12か月以内に国内で特許出願を提出する場合、出願人は外国における最初の出願日を国内での出願日とする(※優先権)主張を行ってもよく、その場合、出願日は第19条の2に基づき外国における最初の出願日と同日となる。

外国での最初の特許出願又は小特許出願の出願日から12か月以内に外国で特許出願又は小特許出願発明に対して特許又は小特許出願する場合で、出願人が第19条の2に基づき優先権主張することを希望する場合、出願人は当該国内出願の出願時又は出願の公開前であって外国での最初の特許又は小特許出願の出願日から16か月を超えない期間内に局長が定める様式で申請書を提出する。また、特許又は小特許の出願日及び特許又は小特許出願の詳細が記載され、前述の出願国の特許庁により認証済の外国特許出願又は小特許出願の写しを提出する。

### 追加検討

●外国における最初の出願が仮出願 (Provisional Application) の場合 (添付書類 5)

#### 仮 (provisional) 出願の定義

米国特許庁に提出される法定文書であって、先に出願日を確保し、出願人が1年以内に仮ではない通常の特許出願 (regular non-provisional patent application) を提出しない場合、特許の登録を受けることはできないもの。仮 (provisional) 出願はクレームを含んでいなくともよいが、保護を求める要旨が理解されうる程度に開示されている明細書又は図面を有していなければならない。

**事例 1** 第 17 条に定める事項が不完全な仮出願 (Provisional Application) であって、当業者が発明を実施又は再現できる程度に明瞭、簡潔及び完全に詳細を開示していない場合、遡及的権利の出願は不完全であると判断され、第 19 条の 2 に基づく優先権主張を行うことができない。

**事例 2** 第 17 条に定める事項が不完全な仮出願 (Provisional Application) であるが、当業者が発明を実施又は再現できる程度に明瞭、簡潔及び完全に詳細を開示している場合、遡及的権利の出願は完全であると判断され、第 19 条の 2 に基づく優先権主張を行うことができる。

**事例 3** 第 17 条に定める事項が完全な仮出願 (Provisional Application) であって、当業者が発明を実施又は再現できる程度に明瞭、簡潔及び完全に詳細を開示している場合、遡及的権利の出願は完全であると判断され、第 19 条の 2 に基づく優先権主張を行うことができる。

更に、特許委員会は「Provisional Application」と呼ばれる仮出願に関する仏暦 2522 年特許法 (仏暦 2535 年改正法を準用する) 特許委員会審決第 19/2540 号を有する。特許出願の明細書が不完全であってクレームを含まない場合、国内で出願された特許出願と同等の特許出願であるとは見なされず、したがって、出願人は外国で出願された「Provisional Application (仮出願)」の出願日を優先権主張することはできない。

## 特許委員会審決第 19/2540 号

特許委員会審決  
第 19/2540 号

審決の要旨は以下の通りである。仏暦 2534 年（西暦 1991 年）4 月 29 日付でオーストラリアで仮出願（Provisional Application）として出願され、当該外国における最初の出願日から 12 か月（仏暦 2535 年（西暦 1992 年）4 月 29 日期限）より後の仏暦 2535 年（西暦 1992 年）10 月 8 日付でタイで出願された出願は、仏暦 2522 年特許法第 6 条（4）を準用する第 5 条（1）に基づき新規性が無い（添付書類 4）

審判請求人は、本件の仮出願（Provisional Application）の特徴として、仏暦 2522 年特許法第 17 条に基づく完全な明細書及びクレームを含んでおらず、完全な特許出願を仮出願（Provisional Application）の出願日から 12 か月以内である仏暦 2535 年（西暦 1992 年）4 月 29 日付で出願第 15249/92 号としてオーストラリア特許庁に出願していると述べた。また、審判請求人は、当該出願を外国における最初の出願日から 12 か月以内にタイで提出することについて、当該書類は出願人とオーストラリア特許庁との間で秘密に保持されており完全な出願ではないため、要件を満たしておらず、第 6 条（4）に違反するものではないと主張した。

これを受けて、特許委員会は、最初に出願した国における不完全な特許出願の提出は完全な出願を提出するためのみの仮出願であるため、第 6 条（4）に基づき第一出願から 12 か月以内にタイ出願日を提出したとしても、そのような仮出願（Provisional Application）に対して優先権（Right of Priority）を主張することはできないと審決した。

第 4 条（Article 4）に定めるパリ条約（Paris Convention）に基づく優先権（Priority Right）に基づく第 19 条の 2 に基づく権利を検討するため、審査官は、外国における最初の出願における各要旨に基づく発明の開示が分かれており、タイにおける単一出願が複数の外国における最初の出願を参照している場合、開示された発明の要旨に基づき検討する。

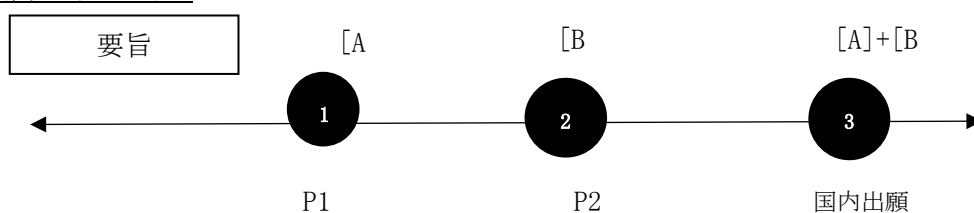
---

**1**仏暦 2535 年特許法に基づく審決

**第 6 条(4)** 出願日前 12 か月より前に外国出願された発明であって、未だ特許が付与されていないもの



### 検討の指針の例



- P1 及び P2 両方の権利 を取得する場合
  - [A]の先行技術を決定するための出願日 ①
  - [B]の先行技術を決定するための出願日 ②
- P1 の権利のみ取得する場合
  - [A]の先行技術を決定するための出願日 ①
  - [B]の先行技術を決定するための出願日 ③
- P1 の権利のみ取得する場合
  - [A]の先行技術を決定するための出願日 ③
  - [B]の先行技術を決定するための出願日 ②

(2) 第19条に基づき権利を取得する場合、国際的展示会又は一般に公開される展示会における要旨の開示日と同日。

#### 第19条

国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般向け展示会において発明又は発明品を展示した者が、一般向け展示会が開会された日から12ヶ月以内にその発明を特許出願したとき、その出願は展示会が開催された日に出願したものとみなす。

#### 仏暦2542年 省令第21号 第8項

国際的な商品展示会又は公式な展示会、又は政府機関が主催若しくは承認した国内の展示会で要旨又は詳細が開示された発明について特許出願する場合、出願人は当該開示日及び／又は当該展示会の開始日を特許出願に明記しなければならない。即ち、出願人は、当該展示会を主催又は承認した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の要旨又は詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことを示す証明書をそれぞれの場合に応じて提出しなければならない。

第1段落に基づく証明書には、当該展示会の開始日及び開示日又は展示日が記載されていなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)に基づく権利を有さない場合、タイでの出願日と同日

- タイ出願を県商務事務局で出願する場合、県商務事務局での出願日が先行技術を決定するための出願日となる。
- タイ出願を郵便制度により出願する場合、手数料を納付する郵便為替証書の日付が先行技術を決定するための出願日となる。
- タイ出願を電子システムにより出願する場合、支払日が先行技術を決定するための出願日となる。

### 2.5.3 発明の新規性審査の審査手順

審査手順は先行技術の入手元により2通りに分類される。

(1) 先行技術の調査報告に基づく審査は以下のように分類される。

- 政府機関又は特許庁又は外国の特許庁による調査報告。
- 出願人が検討のために提出した外国の調査報告。
- 審査官が作成した調査報告。通常、出願人がタイ国籍を有する場合又は出願がタイ国外で提出されていない場合に作成される。

審査官は以下の通りに調査報告を検討する。

- 先行技術の決定に用いられる出願日が一致しているか検討し、一致していない場合、誤っている箇所について調査手続きを進める。
- X、その他等、報告に記載の文献の種類が正確か検討し、検討の結果文献の種類は不正確であると判断した場合、新しく文献種類を記載することができる。
- 以下の原則及び指針に従い、新規性の発明の審査に適切な文献を検討して選択する。

## (2) 外国における特許登録を受けた検討結果に基づく審査

外国における特許登録を受けた検討結果に基づく審査とは、外国特許庁の審査官が先行技術と比較して検討を行った外国特許庁による検討審査結果であり、特許を付与することができる特徴を有するものを参照してタイ出願の発明の単一性を検討することを意味する。出願人は、当該特許文献及び審査結果を検討のために審査官に提出する。

審査官による検討の結果、発明の単一性が認められており、外国の特許庁による審査結果に同意する場合、特許を登録するための検討のために特許法に基づき審査において当該審査結果を参照してもよい。その場合、国内のデータベース上の先行技術も併せて検討すべきであり、そして、審査官が前述の審査結果に同意しない場合、自身で審査を行うか又は審査を訂正してもよい。

### 外国の特許付与に関する検討結果を検討する場合の指針

(a) 実体審査 (Substantive Examination) 制度を有する特許庁により特許が付与された場合

審査官は当該書類を受理し、案件毎に特許文献の信頼性を検討しなければならないが、当該書類のみにより検討を行うものではない。検討を行う際、追加の特許調査を行ったり、又はその他対応する書類を請求してもよい。信頼性があり、第(1)項に定める実体審査 (Substantive Examination) 制度を有する外国で付与された特許により審査する場合、審査官は、特許文献第1頁目に記載の書誌データ (Bibliographic data) の正確性を検討し、発明の技術的要旨を当該特許文献と比較することにより、出願人が提出した特許文献と対応しているか又は特許出願の発明の単一性を満たしているかを審査する。出願人が提出した特許文献が対応していると判断した場合、特にクレームは対応していなければならない。

外国で発行された特許文献のクレームが第9条等特許法を満たしていない場合、出願人に当該クレームを補正又は削除するよう通知する。なお、複数の独立クレームを引用する従属クレームに「前述の請求項のいずれか一項」等の文言を用いて選択的な記載とするように補正するよう通知する。

審査官は、外国出願の明細書及び当地で出願された明細書について、要旨である詳細の追加が無いか検討する。要旨に追加がある場合、

審査官は元の要旨の範囲に含まれるように補正するよう出願人に通知する。要旨への追加ではなく、より明瞭にするための補正であれば、補正せずに維持することもでき、そして第3章第3部に基づく補足調査は必要ない。

検討のために提出された外国の特許が、当地の検討中の出願とは相違する条件で審査された可能性があるため、審査官は、当該特許が、以下のような出願と同じ検討の基本原則で処理されたかどうかを審査する。

- 発明の単一性を満たしているか
- 先行技術を決定するために適用された出願日が同日であるか

#### 追加の検討事項

外国で付与された特許の中にはタイ出願の基本原則とは相違するものもあるため、発明の単一性を満たしているか及び先行技術を決定する出願日が同一かを検討するだけでなく、検討のために提出された外国で特許となった出願の種類も検討しなければならない場合がある。

### 検討手順の例 国外での出願に対して各国で付与された各種特許の審査結果

#### ○ 一部継続出願に付与された特許の例

##### **一部継続 (Continuation in part : CIP) 出願の定義**

出願人が追加で特許を求め、当該特許を求める事項は明細書に既に開示されている出願（訳注：原文まま）であって、CIP出願を提出する前に先の出願の特許付与又は放棄されていないもの。

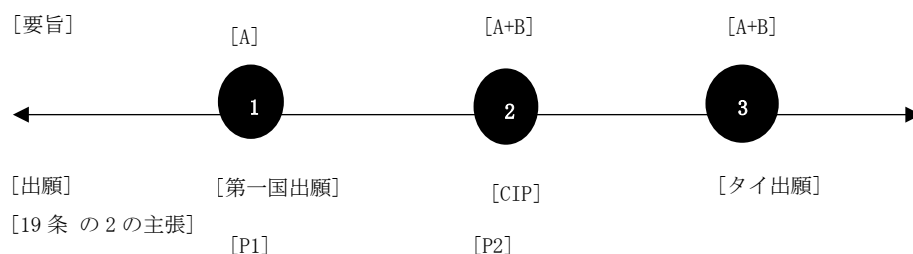
#### CIP出願に対して付与された特許の検討結果に基づく検討

**事例1** CIP出願[A+B]が当地における出願日前に提出され、当地における出願の要旨がCIP出願[A+B]と同一である場合、以下のように分類される。

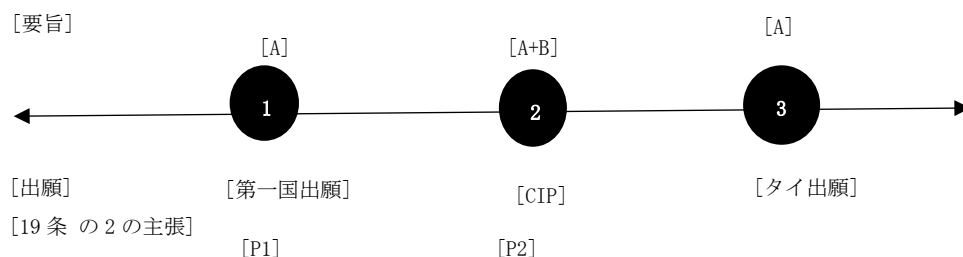
- 外国において最初に出願された出願[P1]及びCIP出願[P2]の両方について第19条の2に規定する権利を得る。当該特許を受けた審査結果を審査に適用できる。

## 第3章 第2部

- 外国において最初に出願された出願[P1]のみについて第19条の2に規定する権利を得る。よって外国において最初に出願された出願から追加されている要旨[B]に対する審査結果は1の期間をカバーしないため、更に③から②の期間の先行技術を調査しなければならない。



**事例2** CIP出願[A+B]が当地での出願日前に提出され、当地での出願の要旨が外国において最初に出願された出願と同一の場合、要旨[A]の登録を受けた検討結果は検討において適用されるが、当該外国特許に記載の要旨[B]は第20条に基づき要旨の追加と見なされるため適用されない（このような場合はごく少数生じる）。



**事例3** CIP出願[A+B]が当地における出願日より後に提出された場合、要旨[A]の登録を受けた検討結果は検討において適用されるが、当該外国特許に記載の要旨[B]は第20条に基づく要旨の追加と見なされるため適用されない

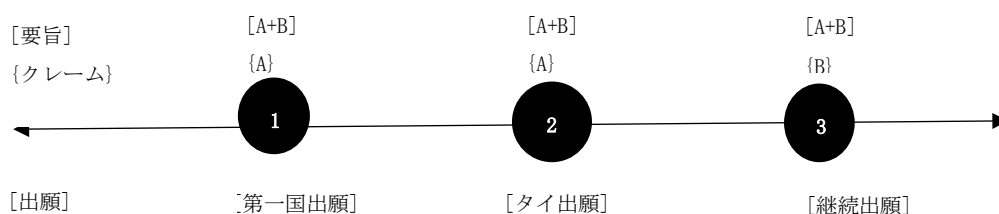
## ○ 継続出願に付与された特許

**継続 (continuation) 出願の定義:**

先の特許出願の最初の出願日の権利を求める特許出願である。

継続 (continuation) 出願に付与された特許の審査結果に基づく検討

この種類の出願に付与された特許は出願人が審査のために単独で提出してもよいが、ほとんどの場合、外国における最初の出願に付与された特許と一緒に提出することになる。これは継続出願 (添付書類7) の要旨が外国における最初の出願だけと同一で、別の特徴のクレームは開示はされているものの最初の出願では請求されていないからである。したがって、この種類の出願に対して付与された特許登録審査結果を利用できる。



## ○分割 (Divisional) 特許出願に付与された特許

Divisional 特許出願 (添付書類8) とは、外国において最初に出願された出願が単一の出願に複数の発明を含み、各国の法令に基づき分割された出願を意味する。要旨が外国において最初に出願された出願で既に開示されているため、当該分割出願に対して登録を受けた審査結果を適用できる。

通常は、出願人は、外国における最初の出願に対して付与された特許とともに分割出願に対して付与された特許の特許文献を提出する傾向にあることから、審査官は、特許が付与された複数の発明は第18条に基づき分割する必要があるか検討する。

(b) 実体審査制度 (Substantive Examination System) を有さない特許庁により付与された特許の場合、審査官は、出願人に対し、検討のために、(a) に基づき国により発行された特許に関する文献を提出するか又は実体審査報告書 (Substantive Examination Report) を提出するよう通知する。実体審査報告書がない場合、出願人はその他機関に調査を依頼し、特許出願の検討のために実体審査報告書を提出しなければならない。

### 3. 発明の新規性(Novelty)の審査

発明の新規性の審査とは、検討中の出願において保護を求めるクレームに基づく発明が新規の発明であるか審査することを意味し、先行技術と比較することにより、当該発明が、当該出願の出願日前に、もしくは先行技術において開示されているか検討を行う。

発明の新規性に関する部分の実体審査では、審査官は、当該出願の全てのクレームにおいて明瞭に記載されている、発明を成立させている特徴または構成要素を分節しなければならない。そして、クレームにおける発明の新規性の検討のために、最も関連性の高い先行技術(closest prior art)の一つを選んで、全ての発明の構成要素または工程との比較を実行し、先行技術において全ての本質な内容が開示されているかどうか検討する。発明の構成要素又は工程が先行技術の全ての本質な内容の中に開示されていると、新規性が欠如していると見なされる。

審査官は、記述されている用語又は文言に常に留意しながら、権利が発生する範囲を規定するクレームにおいて保護を受けたいと希望する発明を解釈する。即ち、権利付与後の実施や権利行使を踏まえて記述された希望または目的に従って、正確に解釈して発明を審査すれば、保護を与えるときに保護を受けたい権利範囲となる。解釈においては、構造のクレームや方法、工程のクレームにおける(※従来とは)異なる結果が、先行技術と発明のクレームにおける構造、工程、方法とに差異を生じさせるかを検討する。

#### 3.1 新規性の検討手順

1. 各クレームの構成要素(Element)を分節する。
2. 第1項で分類した各構成要素(Element)の範囲を決定する。
3. 最も関連性の高い先行技術(The closest prior part)における第2項に関連する構成要素の範囲を決定する。
4. 以下の原則に従って検討を行い、クレームと最も関連性の高い先行技術との間で構成要素の範囲が相違するか比較する。
  - 4.1 クレームの構成要素の範囲が先行技術と同一の場合、当該構成要素は相違しないとみなす。
  - 4.2 クレームの構成要素の範囲が先行技術より広い場合、当該組成又は構成要素は相違しないとみなすが、

クレームの構成要素が先行技術より狭い場合、当該構成要素は相違するとみなす。

4.3 クレームの構成要素の範囲が先行技術と同一及び相違の両方がある場合は、当該構成要素は相違するが、相違する部分についてのみ保護を求めることができるとみなす。

5. 構成要素全てについて先行技術と相違する部分があるかあらゆる部分を検討する。相違する部分がある場合、クレームは新規性を有するものとし、相違する部分が無い場合、クレームは新規性を欠いていると判断する。

### 3.2 新規性の検討例

先行技術として開示されている化合物の化学式が、出願された発明のクレームにある化学式より広い場合、範囲の広い化学式はより範囲の狭い化学式の新規性を損なわないため、当該発明の化学式は新規性を有するとみなされる。他方、先行技術として開示されている化合物の化学式が出願された発明のクレームにある化学式より狭い場合、狭い化学式はより広い化学式の新規性を損なうため、当該発明の化学式は新規性に欠けているとみなされる。例えば、先行技術の化学式は以下である。

Table 1 新規性の検討例

例	発明	先行技術	新規性
1			×
2			✓

式中、Hal は全ての第7族元素（訳注：原文まま）を示す

Cl は特定の元素である塩素を示す

**注記** 例1のような、出願された発明における化学式が先行技術の化合物の化学式より広く、かつ、例1の化学式が出願のクレームに記載されている場合、この例1（のクレーム）は新規性に欠けているとみなされる。他方で例2のように、出願された発明にあるクレームの化学式が先行技術の化合物の化学式より狭い場合、例2のクレームは新規性を有するとみなされる。



### 3.3 新規性の審査指針

小特許を取得した発明が新規性のある発明であるか否かを審査する場合、審査官はクレームを審査する。第6条の各条項に基づき、先行技術と比較審査する。次の審査指針を採用する。

#### 3.3.1 小特許出願前に国内で存在している、もしくは広く使用されている発明

「存在し、広く使用されている」とは、販売または流通されている商品や製品、当該発明が製品の生産に使用されている等である。

この場合、審査官はクレームに記載の発明を審査し、要旨や新規考案部分、改良部分が小特許出願前にタイ国内で存在している、もしくは広く使用されている発明と同じであるか否かを確認する。

##### 例1

##### 製品もしくは商品の場合

小特許出願にかかる発明が、ファンの回転を複数の段階で調節できる機構を有する電気扇風機である場合において、タイ国内の一般市場で販売されている電気扇風機は同様の回転機構を持つが調節できない扇風機である。

この場合、小特許出願前にタイ国内で存在している、もしくは広く使用されている発明とはみなさない。

##### 例2

##### 方法の場合

小特許出願にかかる発明が、一定の温度、湿度となるよう管理された醸造手順という改良された手順を持つワイン生産方法の場合において、一般的なワイン生産方法は、当該手順で醸造タンク内の圧力のみを管理している。

この場合、小特許出願前にタイ国内で存在している、もしくは広く使用されている発明とはみなさない。

**注意事項：**存在している、もしくは広く使用されているとは、国内で一般に販売されている、当該発明が一般的に生産で使用されている等において、誰が広めているかについては、発明者自身かどうかを含めて考慮されない。

### 3.3.2 小特許出願前に国内外で頒布されている文献や印刷物に要旨や詳細が開示されている発明

この場合、審査官は、クレームの記載に基づく発明が小特許出願前に国内外で学術文書や刊行物、特許文献、その他の書類等の文献や印刷物に要旨や詳細が開示されているか、あるいはテレビ、ラジオ等で開示されているか、過去に放送されたことがあるか、展示会、説明／セミナー等で一般に展示または開示されたことがあるかを審査する。

#### 注意事項

- 第6条(2)に基づく先行技術とみなす開示は、発明の要旨部分の開示でなければならない。一般的な特性や性質のみの開示で発明の要旨を開示しない場合、先行技術とすることはできない。
- 発明の成果を国際商品展示会もしくは展示会に展示する場合、公的機関が開催する展示会でなければならない。もしくは公的機関から開催の認可を得た展示会でなければならない。また展示会開催日から12カ月以内に小特許を出願しなければならない。この場合も第6条(2)に基づく開示とはみなさない。

#### 例3

クレームにかかる発明が、2層の食品包装容器の生産方法に関する発明であると仮定し、生産方法が小特許出願前に国内外で頒布されている文献や印刷物に開示されているものと同じ場合、成型における原材料成分が異なっていたとしても、このような場合は、特許委員会命令第1/2546号「小特許取消」小特許番号596号（添付書類9）の通り新規な発明とはみなさない。

#### 例4

発明者が政府の一般展示会に発明を展示し、その展示会開催日が仏暦2543年1月10日であり、発明者が仏暦2544年1月10日にこの発明の小特許を出願した場合。

この場合、第6条(2)に基づく開示とはみなさない。

### 3.3.3 小特許出願前に国内外で特許もしくは小特許を取得した発明

この場合、審査官は小特許を取得した発明が、小特許出願前に国内外で特許もしくは小特許が登録された発明であるか否かを審査する。

**例 5**

A氏が仏暦2542年1月12日にアメリカで特許が登録、付与されたものを仏暦2542年11月15日にタイで小特許出願するケース。

審査官は、アメリカで特許を取得した発明がタイで小特許を出願した発明と同一の発明であるか否か、またタイでの出願(仏暦2542年11月15日)前に特許もしくは小特許を取得した発明であるか否かを審査する。該当する場合、第6条(3)に基づき新規な発明とはみなさない。

**3.3.4 小特許出願の18カ月以上前に国外で特許もしくは小特許の出願人がいるが、特許もしくは小特許が付与されていない発明**

この場合、審査官は小特許を取得した発明が小特許出願の18カ月以上前に国外で特許もしくは小特許が出願された発明であるか否かを審査する。

**例 6**

発明者であるB氏は仏暦2542年11月19日にタイで小特許を出願し、この同一の発明について、株式会社ZがB氏から権利を譲渡され、タイでの小特許出願から18カ月以上前となる22か月前の仏暦2541年1月5日に日本で特許を出願しているが、日本での特許が登録、付与されていない場合、

第6条(4)に基づく新規な発明ではないものとみなす。

**注意事項**

アメリカでの特許出願人がタイでの出願人と同一人物ではないが、発明者が同一である場合、同一の発明とみなす。発明者が異なる場合は第6条(2)に該当する。

**3.3.5 国内での特許もしくは小特許の出願前に国内外で特許もしくは小特許の出願人がいて、公開されている発明****例 7**

発明者であるB氏は仏暦2542年11月19日にタイで小特許を出願し、この同一の発明について、株式会社ZがB氏から権利を譲渡され、仏暦2542年1月5日に日本で特許を出願し、

## 第3章 第2部

日本特許庁がタイでの小特許出願前の仏暦 2542 年 11 月 1 日に前述の出願を公開した場合、

第 6 条(5)に基づく新規な発明でないとみなす。

**備考:** 前述の指針に基づき審査するほか、審査官は小特許出願人が遡及的出願日を主張しているか否かを考慮しなければならない。

**例 8**

D 氏は仏暦 2542 年 10 月 1 日に日本で小特許を出願し、仏暦 2543 年 9 月 1 日にタイで同一の発明となる小特許を出願して遡及的出願日を主張した。この場合、新規な発明か否かの判断において、D 氏のタイでの小特許出願日は仏暦 2542 年 10 月 1 日とみなす。仏暦 2542 年 10 月 1 日以前（仏暦 2543 年 9 月 1 日ではない）に第 6 条の各条項に基づく発明であることが判明した場合、新規な発明ではないものとみなす。

よって、小特許を取得した発明が新規な発明であるか否かを審査する場合、審査官は第 6 条の各条項に従い先行技術と比較審査する。

#### 4. 手工芸、農業又は商業における産業上の利用可能性（Industrial Applicability）の審査

## 第 65 条の 10

第 2 章「発明特許」第 8 条を第 3 章「小特許」に準用する。

産業上利用可能な発明とは、工業並びに手工芸、農業、及び商業の生産活動に利用できる発明を言う。

## 第 8 条

審査官は、小特許出願された発明が工業、手工芸、農業、及び商業に利用可能か審査する。

例： 以下は産業上の利用不可能な発明である。

- マッサージ (massage) 方法
- 人体の臓器の状態を確認する方法
- 心電図 (electro-cardiogram) の電極を準備する方法
- 喫煙方法、個人又は個人的な技術に利用される発明
- 教育又は実験での利用のみを目的とする発明

- プラスチックフィルムで地球全体を包むことによりオゾン層喪失による紫外線放射から保護する方法等、実施が困難な発明

#### 例 9

機械、器具又は装置の発明の場合、その機械、器具、装置の部材はどのようなものがあるか、各部材がどのような関係性をもって動作するよう配置されているか、目的に基づき結果を生むことができるかを明らかにしなければならない。

#### 例 10

方法やプロセスの発明の場合、その方法やプロセスがどのような手順で構成され、目的に基づき結果を生む手順に従い実施できることを明らかにしなければならない。

#### 注意事項

一部の発明は産業上利用できないとみなされる。物理法則に反している空想上の機械 (Imaginary Machine) と呼ばれる発明者が永久機関 (Perpetual motion machine) と記載した機械の発明や、また化学中間体 (Chemical intermediate) 等の化学的発明等である。

### 5. 審査後の手続き

審査後、審査官は関連する法律、省令、局告示の規定に従い、各案件において審査結果の手順に基づき手続きを進めなければならない。

#### 5.1 新規性があり、産業上利用できる場合

審査官は次の通り手続きする。

- (1) 保護を受ける異なる特徴を明確に記載した審査報告書を作成し、局長もしくは局長の委任を受けた者に提出し、そして、局長が命令と決定書案への署名を判断するために同決定書案を作成し提出する。
- (2) 局長が命令し、決定書に署名した後、局長の決定後 15 日以内に小特許権者及び審査請求人に決定書を通知するとともに、決定書受理後 60 日以内に決定書に対する審判請求する権利があることを通知する。

## 5.2 新規性がない、又は産業上利用できない場合

審査官は、局長もしくは局長の委任を受けた者が調査命令を検討するために、審査報告書を作成し提出する。

## 6. 調査

調査命令があった場合、小特許権者に当該命令を通知し、小特許権者は当該通知受領後 60 日以内に理由陳述書を提出することができる。小特許権者が理由陳述書を提出した後、審査官は理由陳述書の理由が審査結果に基づく意見を覆すことのできる争点を有するか否かを検討する。

- **覆す理由がない場合**：登録されたクレームに基づき審査官は調査報告を作成し、局長に提出する。当該報告書は取消を命令するため特許委員会に提出される。
- **覆す理由がある場合**：登録されたクレームに基づく小特許を維持したまま、審査官は調査報告及び決定書案を作成し局長に提出する。局長は命令と決定書案への署名を検討する。局長が命令し、決定書に署名した後、局長の決定後 15 日以内に小特許権者及び審査請求人に決定を通知する。また決定書受領後 60 日以内に決定書に対する審判請求権があることを通知する。

登録されたクレームの保護の範囲が不明確な場合（発展もしくは改良した部分）、先行技術と差異がある部分を明確に記載した決定書を作成する。また局長の決定書となる部分に保護の範囲を記載する。

### 例 11

（保護を受けることができる、先行技術と差異がある特徴を決定書で明示する）（訳注：原文まま）

## 7. 第 77 条の 7 に基づく発明の審査

第 28 条に基づくある発明の公開日、又は発明の登録及び小特許の付与日から 90 日以内に、小特許出願人、小特許権者、特許出願人または特許権者が前述の該発明が自身の発明と同一の発明であり、自身は前述の特許出願もしくは小特許出願と同日に小特許もしくは特許を出願しているため、前述の発明登録と付与もしくは小特許の付与が第 65 条の 3 に反していると判断した場合、

## 第3章 第2部

これらの者は前述の発明が第65条の3に反して特許もしくは小特許が出願されているか否かを審査請求することができる。

第1段落に基づく審査請求書を受理した後、担当官は審査し、審査報告書を作成して局長に提出する。

局長が、第2段落に基づく担当官の審査報告書を検討し、その発明が同一の発明であり、かつ審査請求人の小特許もしくは特許の出願日と（対象となる）特許もしくは小特許の出願日とが同日であることから、発明登録及び特許の付与もしくは小特許の付与が第65条の3に反していると判断した場合、局長は誰が独占的権利を有するか、あるいは共同で権利を有するか合意するように、特許出願人、小特許権者及び審査請求人に通知する。局長の指定する期日までに合意できない場合、これらの者が共同で当該発明の権利を有するとみなす。

決定例

(ガルーダマーク)

知的財産局長の決定

第..... / ..... 号

「小特許発明第..... 号の審査請求」

当事者

..... 発明の審査請求人

及び

..... 小特許権者

1. 審査請求事項

知的財産局長は発明、審査報告書、調査報告、各種証拠、発明審査請求のあった小特許出願に示された明細書、クレームの審査請求を検討する。

1.1 小特許に新規性があるか否か

1.2 小特許が工業生産や商業に利用できるか否か

2. 事実

2.1 ..... ある..... は前述の小特許発明の審査請求を提出し、また証拠及び先行技術を送付した。

2.2 担当官は審査し、保護を受けたクレームの範囲はアメリカ特許第..... 号と同じで..... であると判断し、また仏暦 2542 年特許法（第 3 号）により改正された仏暦 2522 年特許法第 65 条の 2、第 6 条(2)に基づいて新規な発明ではないと判断した。また局長は事実調査を命じた。

2.3 小特許権者は理由陳述書を提出し、小特許第..... 号に基づく発明はアメリカ特許第..... 号と異なっていると、次の通りまとめた。

小特許に基づく発明は.....  
 ..... であるアメリカ特許第..... 号と異なる。小特許は.....  
 ..... の通りである。



### 3. 検討事項

小特許第.....号、審査請求書、審査報告書、調査報告及び理由陳述書に示された事実について、知的財産局長は第 65 条の 2 に基づく次の争点について決定した。

#### 3.1 争点 1；新規性に関する争点

小特許に基づく発明の特徴を審査し、小特許第.....号に基づく発明が.....であり、総合的にアメリカ特許第.....号に類似していたとしても、要旨は先行技術と異なっている。.....であるが、先行技術はこれを公表していない。

審査し、小特許に基づく発明が先行技術と異なっているが、小特許のクレームに異なる特徴について明確に記載していないことが分かった。

#### 3.2 争点 2：発明の工業生産、商業、農業、手工業への利用に関する争点

小特許に基づく発明は商業販売のために.....としての生産に利用できる。よって小特許に基づく発明は工業生産もしくは商業に利用できる。

### 4. 決定

前述の理由、また仏暦 2542 年特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2542 年特許法第 65 条 6 により、小特許に基づく発明は仏暦 2542 年特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年特許法第 65 条 2、第 8 条に準拠している旨の決定を下す。

当事者は仏暦 2542 年特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年特許法第 72 条に基づき知的財産局長の決定の通知受理後 60 日以内に、特許委員会に対して知的財産局長の決定に対して審判請求する権利を有する。前述の期日までに手続きを行わない場合、知的財産局長の決定を最終とみなす。

特許部

電話：0-2547-5010

ファックス：0-2547-4718

## 添付書類

添付書類 1

写し  
(ガルーダ)

番号： ポーノー 0706/1145-008181

知的財産局特許部  
11000 ノンタブリー県  
ムアン郡バーンクラソー町  
44/100 第1村ノンタブリー通り 1

仏暦 2554 年（西暦 2011 年）6 月 13 日

件名：小特許番号 4836 の発明に関する審査結果  
宛先：12120 パトゥムターニー県クローンルアン郡クローンヌン町サイエンスパーク 111  
Miss アルンシー シータナイティポン、Mr. チャーンチャイ ニラパッタナクン  
参照文献：小特許番号 4836 提出日：仏暦 2552 年（西暦 2009 年）4 月 24 日  
添付書類：小特許番号 4836 の審査報告書の写し 1 部

拝啓 SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人である Miss ワライコーン ロー  
ーンヌーンが、仏暦 2553 年（西暦 2010 年）1 月 22 日に小特許番号 4836 の発明に対し審査請求  
を行いました。

担当官が、当該小特許発明を審査したところ、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3  
版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条(1)を準用する第 65 条の 2 (1)  
に規定された特徴を有していません。すなわち、添付の審査報告書に示されるように、小特許出  
願日以前に発明の要旨が開示されています。よって、局長は、本件について調査するよう命じま  
した。

本書類をもってお知らせいたします。また、本検討結果に対して不服がある場合、次の手続き  
に進む前に、本通知を受け取った日から数えて 60 日以内に理由供述書を提出いただきますようお  
願いいたします。

敬具

署名  
(Mr. スントリー プラストウィカイ)  
上級特許審査専門職  
担当官小特許第 2 グループ  
電話番号：0-2547-4715  
ファクス：0-2547-4718

F - トーソー-013 Rev. 00 15/11/50

## 記録文書

政府部門：特許庁 電話番号 1411

書類番号：ポ－ノー0706/

年月日：\_\_\_\_\_

件名：小特許番号\_\_\_\_\_の審査報告書

## 見解

小特許第2グループは、小特許番号4836番、小特許付与日仏暦2552年(西暦2009年)4月24日の小特許発明を第65条の6に基づき審査しました。その結果は以下の通りです。

1. 審査請求人は、
  - 利害関係人です。
  - 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は、
  - 新規性のある発明です。
  - 第65条の2(1)に基づく新規性のある発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願いいたします。なお、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 小特許は第65条の2に基づく新規性のある発明です。なお、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 事実の調査を命じるようお願いいたします。  
審査報告書を添付いたします。

.....署名..... 審査官

(Mrs. スントリー プラストウィカイ)

小特許第2グループ長 仏暦2554年(西暦2011年)5月13日

## 命令

- 小特許は、第65条の2の特徴を有しており、決定書に署名いたしました。
- 事実の調査を命じます。

.....

知的財産局局長

知的財産局長代理

## 小特許審査報告書様式

審査報告書

1 頁

小特許番号 4836 番

## 1. 事実

1.1 小特許出願番号 0803000941 番、小特許出願日 仏暦 2551 年（西暦 2008 年）8 月 1 日、発明の名称 もみ殻灰から生成するケイ酸ナトリウム溶液の生成方法  
小特許権者 コンケン大学 タイ国立科学技術開発庁  
について、仏暦 2552 年（西暦 2009 年）4 月 24 日に発明の登録及び小特許番号 4836 番の付与が行われ公開された。

1.2 発明の登録及び小特許の付与の公開後、公開日から数えて 1 年以内に発明の審査請求が、以下の通り、1 件あった。

1.2.1 産業用もみ殻灰から生成するケイ酸ナトリウムを使用する壁用タイル等の建築製品を事業とする子会社を有し、また、将来には商業的にケイ酸ナトリウム溶液を生成する計画を持つ Siam Cement Groups 傘下の SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人である Miss. ワライコーン ローヌーンヌーンは、仏暦 2553 年（西暦 2010 年）1 月 22 日に発明の審査請求を行い、説明書類、書類の写し等の証拠を提出した。概要は下記の通りである。

- ジャーナル Metals, Material and Minerals, Vol. 7 No. 1, 2-30, 1997 に、炭素及び金属酸化物を含有するもみ殻灰からのシリカの抽出について公開されている。抽出方法について、まず、もみ殻灰に含まれるシリカをケイ酸ナトリウム溶液で分離する。ここでは、水酸化ナトリウム溶液の量濃度、及び使用時間を変えながら、もみ殻灰からシリカを分離する最適な条件を調べる。次に、もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混ぜ、水酸化ナトリウム溶液の量濃度を 5、10、15、20、25 % と順に変化させることにより、ケイ酸ナトリウム溶液を酸化することで、ケイ酸ナトリウム溶液をシリカゲルに変化させる。その次に、1、2、3、そして 4 時間の順に還流時間を変えて還流させる。最適条件は、25 グラムの粉碎したもみ殻灰を 200 ml で 10 % の水酸化ナトリウム溶液で 3 時間還流させると、もみ殻灰 80 % の量のシリカを得る。

- Production of soluble silicates from biogenetic silica (生物源シリカからの可溶性ケイ酸ナトリウムの生成) という発明の名称を持つ仏暦 2541 年（西暦 1998 年）11 月 10 日に公告された米国特許公開番号 5833940 番の写しでは、もみ殻灰やサトウキビの絞りかす（バガス）等の生物源シリカから非反応性シリカが含まれていない透明な可溶性ケイ酸ナトリウム溶液の生成する方法について言及されている。密封容器でもみ殻灰を、多価金属や有機物が解けて色が濃くなるのを防ぐ固体炭素材等の試薬剤が含まれる強アルカリ（ここでは水酸化ナトリウム）で溶解させる。得られたケイ酸ナトリウム溶液において、シリカとアルカリのモル濃度の割合が、華氏温度が 275° F 以下で 1:2~2:1 であり、炭素材、多価金属、有機物等の固形物質を可溶性ケイ酸ナトリウム溶液から抽出できる。

- ジャーナル Bioresource Technology 85 (2002) 285 - 289 に、An improved method for production of silica from rice hull ash (もみ殻灰によるシリカの生成の改良された方法) という名称の発明が仏暦 2545 年（西暦 2002 年）4 月 22 日に公開された。ここでは、もみ殻灰からケイ酸ナトリウム溶液を生成する発明について言及しており、

もみ殻灰と 1 モルの水酸化ナトリウム溶液を混合させ、1 時間熱を与えてろ過することで生成する。

- Method of producing an adsorbent from rice hull ash (吸着剤をもみ殻灰から生成する方法) という発明の名称を持つ仏暦 2549 年(西暦 2006 年)11 月 30 日に公開された米国特許公開番号 2006/0269464 番の写しは、もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混合させ、熱を与えてろ過するという、もみ殻灰からのケイ酸ナトリウム溶液の生成方法について言及している。

### 1.3 小特許番号 4836 番に基づく発明の要旨

本発明は、精米所及びバイオマス発電所から得たもみ殻灰からのケイ酸ナトリウム溶液の生成方法に関する発明である。もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混合させ、濃度の異なった水酸化ナトリウム溶液を用いて、溶液の沸点において加熱する時間を変えて抽出する。ろ過することで抽出されたケイ酸ナトリウム溶液の性質試験を行う。混合時の水酸化ナトリウム溶液の濃度は 1~10 モル、抽出時の摂氏温度は 90~110 度で、加熱する時間は 1~3 時間である。

#### 1.4 1.2.1 の証拠書類に基づく先行技術は以下のとおりである。

1.4.1 ジャーナル Metals, Material and Minerals, Vol. 7 No. 1, 2-30, 1997

1.4.2 米国特許公開番号 5833940 番の写し

1.4.3 ジャーナル Bioresource Technology 85 (2002) 285 - 289

1.4.4 米国特許公開番号 2006/0269464 番の写し

#### 1.5 追加サーチレポートに基づく先行技術は以下のとおりである

1.5.1 1.4.2 の先行技術の発明と同様の文献である仏暦 2541 年(西暦 1998 年)11 月 10 日に公開された米国特許番号 5,833,940 番の特許書類

## 2. 検討内容

2.1 SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人は、発明の登録及び小特許付与公開日から数えて 1 年以内に審査請求した。

2.2 1.2.1 の事実により、また、将来には商業的にケイ酸ナトリウム溶液を生成する計画を持っている Siam Cement Groups 傘下の SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人であり、産業用にもみ殻灰から生成するケイ酸ナトリウムを使用する壁用タイル等の建築製品を事業とする子会社を有している、Miss. ワライコーン ロースンヌーンは、小特許番号 4836 番に基づく発明の利害関係人であると検討できる。

2.3 先行技術を審査した結果、1.2.1 の証拠書類に基づく 4 つの先行技術に関する文献では、もみ殻灰と水酸化ナトリウム溶液を混合させ、加熱、ろ過し、もみ殻灰からケイ酸ナトリウム溶液を調製することについて言及している。又、ジャーナル Metals, Material and Minerals, Vol. 7 No. 1, 2-30, 1997 では、水酸化ナトリウム溶液の濃度を 5、10、15、20、25 % (1.25、2.5、3.75、5、6.25 モルに換算) の順に変えさせて、還流時間を 1、2、3、4 時間に変化させている。水酸化ナトリウム溶液の濃度、加熱時間及び抽出時の温度は、小特許番号 4836 番の小特許クレーム 1 に記述される範囲内にあるため、

明の審査報告書

3頁

小特許番号 4836 番

小特許番号 4836 番の発明は先行技術と異っておらず、当該生成方法は新規性のある発明ではないと検討できる。

### 3. 見解

事実及び書類文献を審査した結果、SCG Building Materials Co., Ltd. の代理人である Miss. .  
ワライコーン ロースンヌーンは利害関係人であり、小特許番号 4836 番に基づく発明は、仏  
暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許  
法第 65 条の 2（1）の特徴を満たしていないと判断した。

これをもって、調査を命じるべきであると判断した。

.....署名..... 審査官

(Mr. スントリー プラストウィカイ)

年/月/日... 仏暦 2554 年 (西暦 2011 年) 5 月 13 日

添付書類2

(ガルーダ)

番号： ポーノー0706(オー)/09-001612

知的財産局特許部  
11000 ノンタブリー県  
ムアン郡バンクラソー町  
ノンタブリー通り1 第1村44/100

仏暦 2552 年(西暦 2009 年)8 月 21 日

件名：小特許番号 2925 番の発明に関する審査結果

宛先：Mrs. ワーシニー スワンナシット

10560 サムットプレーカーン県バーンボー郡

バーンプリアン町第1村165/3

参照文献：小特許番号 2925 小特許付与日：仏暦 2549 年(西暦 2006 年)11 月 9 日

添付書類：36/2552 番の知的財産局局長による決定書の写し

拝啓 Mr. ニティット リムサクンが、当該小特許が付与された発明に対し、審査請求を行いました。

担当官が審査した結果、小特許番号 2925 番の発明は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 65 条の 2 に基づき、新規性及び産業上の利用可能性を有すると判断し、知的財産局局長が、添付の決定書の通り、決定いたしました。

本書類をもってお知らせいたします。また、利害関係人は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 72 条に基づき、決定書の通知を受領した日から数えて 60 日以内に、知的財産局局長の決定について、特許委員会に対し審判請求することができます。かかる期間内に審判請求をしない場合、知的財産局局長の決定を最終といたします。

敬具

(Mr. サコン ウィトゥーンチット)  
上級特許審査専門職  
担当官

小特許第1グループ

電話番号：0-2547-4716

ファクス番号：0-2547-4718



## (ガルーダ)

知的財産局局長による決定書

35/2552 番

件名：小特許番号 1930 番の審査請求

審査請求人： Miss ピヤワン シートンカム、Miss ワーシニー スワンナシット

以下の点において審査請求が行われたため、知的財産局局長は、審査請求書、審査報告書をはじめ、小特許出願における明細書、クレーム等の様々な証拠書類についても検討いたしました。

- 1.1 審査請求人は利害関係人であるか否か
- 1.2 発明は新規性を有するか否か
- 1.3 発明は産業上の利用可能性を有するか否か

事実は以下の通りです。

燃料オイル供給機という発明名称の小特許番号 1930 番の小特許は、仏暦 2548 年（西暦 2005 年）9 月 21 日に公開された。その後、小特許 1930 の権利者の代理人である Miss ピヤワン シートンカムが仏暦 2548 年（西暦 2005 年）9 月 21 日に、小特許番号 2925 番のコイン式液体販売機にかかる発明の小特許権者である Miss ワーシニー スワンナシットが仏暦 2549 年（西暦 2006 年）2 月 27 日に、小特許番号 1930 番の発明に対して審査請求した。尚、審査請求は公開日から数えて 1 年以内に行われている。本発明は、一端をオイル供給口に、他端をオイル吸引供給モーターに接続した油圧ホースで構成される燃料オイル供給機の発明である。

－ コインのシグナルを探知するコイン投入口、エラーがあったときにコインを返却するコイン返却口、コインの受取を確認する装置、及びコイン受取箱で構成されるコイン受領部を有する制御部

- － 機械の稼働を設定するための制御部の設定キー
- － タンクから油圧ホースに燃料オイルを吸引供給するためのモーター
- － モーター稼働を開始及び停止する磁気スイッチ
- － 機械の状態を表示する信号ランプと機械の稼働状態、すなわち燃料オイルの供給又は停止の状態を表示する信号ランプで構成される結果表示を行う制御部

事実を調査した結果、特許番号 US3394789、US3448843、US3935435、及び KR950001421 の特許におけるオイル供給機には、機械の状態を表示する信号ランプと機械の稼働状態、すなわち燃料オイルの供給又は停止の状態を表示する信号ランプで構成される結果表示を行う制御部という件において開示されたオイル供給機の特徴は表れていなかった。

小特許、審査請求書、先行技術及び権利保有者の理由陳述書に記載された事実により、知的財産局局長は以下のように決定した。

小特許審査請求人である、小特許番号 1930 番の小特許権者の代理人である Miss ピヤワ  
ン シートンカム、並びにコイン式の液体販売機に関する小特許番号 2925 番の小特許権者である Miss ワーシニー スワンナシットは、小特許番号 1930 番の小特許発明の利害関係人である。

先行技術である、US3394789、US3448843、US3935435、KR950001421 番の特許発明、並びに仏暦 2552 年（西暦 2009 年）2 月 19 日に提出された 15 枚及び仏暦 2552 年（西暦 2009 年）7 月 13 日に提出された 8 枚の小特許番号 1930 番の小特許権者の理由陳述書より、先行技術は、機械の状態を表示する信号ランプと機械の稼働状態、すなわち燃料オイルの供給又は停止の状態を表示する信号ランプで構成される結果表示のための制御部を持つコイン式オイル販売機の特徴を示していないため、小特許番号 1930 番の小特許発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づく新規性を有すると検討できる。

仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 8 条を準用する第 65 条の 2 に適合しており、小特許発明は、コイン式燃料オイル供給機として利用可能である。

上記の理由及び仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 65 条の 6 の権限を以って、審査請求人は、利害関係人であり、小特許発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 及び第 8 条を準用する第 65 条の 2 に適合した特徴を有すると決定する。

なお、利害関係人は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 72 条に基づき、**知的財産局局長による決定書**の通知を受けた日から数えて 60 日以内に、知的財産局局長の決定について、特許委員会に対し審判請求することができる。かかる期間内に審判請求をしない場合、知的財産局局長の決定を最終とする。

署名

(Mr. セークサン ブンスワン)

知的財産局局長

知的財産局局長代理

仏暦 2552 年（西暦 2009 年）8 月 17 日

特許部

小特許第 1 グループ

電話番号：0-2547-4716

ファクス：0-2547-4718

(ガルーダ)

**知的財産局局長による決定書**

19/2551 番

件名：小特許 2890 番の審査請求

審査請求人： スラポン ウィセートサン准教授

小特許権者： Mr. パポップ ピーセーングン

以下の点において審査請求が行われたため、知的財産局局長は、審査請求書、審査報告書をはじめ、小特許出願における明細書、クレーム等の様々な証拠書類についても検討いたしました。

- 1.1 発明審査請求人は利害関係人であるか否か
- 1.2 発明は新規性を有するか否か
- 1.3 発明は産業上の利用可能性を有するか否か

事実は以下の通りである。

カセートサート大学の公務員であるスラポン ウィセートサン准教授は、シロアリをはじめとした昆虫を駆除するための薬用植物を研究し、多数の新聞に公開した。しかし、小特許番号 2890 番の所有者である Mr. パポップ ピーセーングンに、Mr. パポップ ピーセーングンの小特許を侵害し、利益目的でシロアリを駆除するための薬用植物についての知識を公開したと起訴された。スラポン ウィセートサン准教授は、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）10 月 10 日に登録が公開され、小特許が付与されたシロアリを駆除するための製品に関する発明に対し、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）11 月 27 日に小特許番号 2890 番について審査請求するとともに、化学物質の代わりにシロアリを駆除するための多種の薬用植物について各文献の写しを提出した。彼はハマスゲ、タマビヤクブ、レモンガラスの根、ガランガル、ターメリック、トウガラシ、ゴードール（Godaar；マメ科）、インドセンダンの種、カスタードアップルの種、マンゴスチンの皮、ヒマワリヒヨドリ等の多種の薬用植物は、シロアリが嫌う物質を有し、シロアリがそれらの薬用植物を食べると腹にガスが溜まり、消化不良になり、やがて病気で死ぬことを発見した。シロアリを駆除するためには、それらをモクゲンジ、マングローブ、デイゴなどシロアリが好む木材と、薬用植物 1%、木材 99%の割合で混ぜる必要がある。

## 第3章 第2部

本小特許出願の出願日以前の従来技術文献をサーチした結果、仏暦 2546 年（西暦 2003 年）11 月 4 日に特許付与された特許番号 US 6, 641, 827 B2 番の米国特許では Geranium 属、Menus 属、Artemisia 属、Diospyros 属、Crataegus 属、Curcuma 属、Rubia 属、Polygonum 属、Gardenia 属、Comus 属、Unearia 属、Rheum 属、Terminalia 属及び Saussurea 属などの植物から少なくとも一種類の抽出過程によって処理されたもの、又は当該植物からの抽出物質から成るシロアリに用いる殺虫剤について開示しているが、上記文献には上記小特許番号 2890 の発明、すなわちサトウキビの粉又はすり潰した雑草 40%（重量）、デイゴのすり潰した枝葉の粉 35%（重量）、インドセンダンのすり潰した幹葉の粉 15%（重量）、すり潰したインドセンダンの種の粉 5%（重量）、すり潰したヒマワリヒヨドリの粉 5%（重量）から構成されるシロアリ駆除の製品に関する記述は全く無いことがわかった。従って、上記小特許番号 2890 の発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法 6 条に準ずる第 65 条の 2（1）に基づく新規性を有する。

上記小特許番号 2890 の発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 8 条に準ずる第 65 条の 2（2）に基づき、シロアリ駆除における産業上の利用可能性を有する。

上記の理由により、審査請求人は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法 6 条及び 8 条に準ずる第 65 条の 2 に基づく小特許番号 2890 の発明の利害関係人であり、かつ本小特許出願の発明は新規性及び産業上の利用可能性を有すると決定した。

利害関係人が本審査結果に対して不服がある場合、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 72 条に基づき知的財産局局長から本通知を受領した日から数えて 60 日以内に特許委員会に対して審判請求する権利を有する。もし、前述の期間内に審判請求をしない場合、局長の決定を最終とする。

署名

(Mr. セークサン ブンスワン)

知的財産局局長

知的財産局局長代理

仏暦 2551 年（西暦 2008 年）5 月 6 日

特許庁 小特許第 2 グループ

電話番号：0-2547-4715 ファクス：0-2547-4718

## 記録文書

政府部門：特許庁 電話番号：1411

書類番号：ポーノー0706/ 年月日：

件名：小特許番号 2890 番の審査報告書

## 見解

小特許第2グループは、小特許番号 2890 番、小特許付与日 仏暦 2550 年（西暦 2007 年）10 月 10 日の小特許発明を第 65 条の 6 に基づき、以下のように審査しました。その結果は以下の通りです。

1. 発明審査請求人は、
  - 利害関係人です。
  - 利害関係人ではありません。
2. 小特許の発明は、
  - 第 65 条の 2 (1) に基づく新規性のある発明です。
  - 新規性のある発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願いいたします。なお、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 小特許は、第 65 条の 2 に規定された特徴を有しています。尚、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 事実の調査を命じるようお願いいたします。

審査報告書を添付いたします。

……………署名…………… 担当官

(Mrs. スントリー プラストウィカイ)

小特許第2グループ課課長 仏暦 2551 年（西暦 2008 年）4 月 22 日

## 命令

- 小特許は、第 65 条の 2 の特徴を有しており、決定書に署名しました。
- 事実の調査を命じます。

……………署名……………

知的財産局局長  
知的財産局局長代理

## 小特許審査報告書様式

審査報告書

1 頁

小特許番号...2890番...

## 1. 事実

1.1 小特許出願番号 0503001326 番、小特許出願日 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）10 月 21 日、発明の名称 タイの薬用植物からできるシロアリ駆除製品、小特許権者 Mr. パポップ ピーセーングン、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）10 月 10 日に発明の登録及び小特許番号 2890 番の付与が公開された。

1.2 以下の通り、発明の登録及び小特許の付与が公開された後、公開日から数えて 1 年以内に発明の審査請求が 1 件あった。

1.2.1 カセートサート大学の公務員であるスラポン ウィセートサン准教授は、シロアリをはじめとした昆虫を駆除するための薬用植物を研究し、多数の新聞に公開した。しかし、小特許番号 2890 番の所有者である Mr. パポップ ピーセーングンに、Mr. パポップ ピーセーングンの小特許を侵害し、利益目的でシロアリを駆除するための薬用植物についての知識を公開したと起訴され、スラポン ウィセートサン准教授は、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）11 月 27 日に審査請求するとともに、多数の新聞にて公開されたシロアリ駆除の薬用植物の研究成果に関する文献（添付の通り）を提出した。概要は下記の通りである。

1. 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）5 月 8 日（日）及び同年同月 15 日（日）のタイラット新聞の記事では、シロアリの駆除に、化学物質の代わりに薬用植物を用いることを目的として、カセートサート大学理学部動物学科のスラポン ウィセートサン准教授によって発明されたシロアリ駆除の薬用植物について以下のように書かれている。ハマスゲ、タマビャクブ（薬用植物の一種）、レモンガラスの根、ガランガル、ターメリック、トウガラシ、ゴードールの根、インドセンダンの種、ゴマ油などにはシロアリが嫌う物質が含まれており、シロアリがそれらを食べると腹にガスが溜まり、消化不良になり、3 日のうちに死ぬ。また、モクゲンジ、マングローブ、デイゴはシロアリの好物であり、薬用植物 1%、木材 99%の割合で混ぜて用いるか、高濃度の薬用植物油として薬用植物 1 リットルを水 35 リットルに混ぜ、薄めて用いる。

2. 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）6 月 24 日（金）のデイリニュース新聞の記事では、シロアリ駆除のための薬用植物の発明者であるスラポン ウィセートサン准教授について書かれており、研究されたシロアリ駆除に用いる薬用植物は以下の通りである。

ターメリックは、人間、植物及び動物にあるカビを有する酵素の働きを阻止する効果がある。カスタードアップルの種は、動物の組織を破壊する効果がある。

インドセンダンの種は、昆虫の発育を遅らせる物質を有し、昆虫は植えられた植物を食わなくなる。

ゴードールは、吸うあるいは刺すような口を持つ種類の昆虫レベルの呼吸に影響を与える物質を有する。

ヒマワリヒヨドリは、血液中の酵素を減らす効果を持つ。

トウガラシの木は、遊離基（フリーラジカル）の働きを減らす効果がある。

ハマスゲは、シロアリの中の酵素の働きを阻止する物質を持つ。

マンゴスチンの皮は、シロアリの免疫システムを破壊する効果がある。

シロアリはこれらの薬用植物を嫌い、シロアリを殺すにはモクゲンジ、マングローブ、デイゴなどのシロアリが好む木材と、薬用植物 1%、木材 99%の割合で混ぜて用いる。

### 1.3 小特許番号 2890 番の発明の要旨

本小特許の発明は、薬用植物から成るシロアリ駆除の製品に関する発明である。これらの植物はシロアリの胃の中の微生物の発育に影響を与え、シロアリが餌を消化できなくなるほか、脱皮に必要なホルモンの形成に影響を与える。本発明に基づくシロアリ駆除の製品は、以下の構成物によって構成されている。

1. サトウキビの粉又はすり潰された雑草 40% (重量)
2. デイゴのすり潰された枝葉の粉 35% (重量)
3. インドセンダンのすり潰された幹葉の粉 15% (重量)
4. すり潰されたインドセンダンの種の粉 5% (重量)
5. すり潰されたヒマワリヒヨドリの粉 5% (重量)

### 1.4 追加サーチレポートに基づく先行技術

1.4.1 仏暦 2546 年 (西暦 2003 年) 11 月 4 日に特許付与された特許番号 US 6,641,827 B2 番の米国特許文書において、シロアリに用いる植物由来の殺虫剤という発明の名称がある。発明の要旨は、Geranium 属、Menus 属、Artemisia 属、Diospyros 属、Crataegus 属、Curcuma 属、Rubia 属、Polygonum 属、Gardenia 属、Comus 属、Unearia 属、Rheum 属、Terminalia 属及び Saussurea 属などの植物グループから選択できる少なくとも一種類が抽出物質工程(抽出ではない)によって処理されたもの、又は当該植物からの流出物質から成るシロアリに用いる殺虫剤についてである。これらの殺虫剤は昆虫をよくコントロール又は殺すことができ、人間及び動物に対して安全であり、環境に悪影響を与えない。

## 2. 検討内容

2.1 審査請求人は、発明の登録及び小特許の付与の公開日から数えて 1 年以内に審査請求した。

2.2 1.2.1 の事実により、審査請求人であるスラポン ウィセートサン准教授は、シロアリ駆除するための薬用植物の研究者であり、小特許権者である Mr. パポップ ピーセーゲンに起訴されようとしているため、小特許番号 2890 番に基づく発明の利害関係人であると検討できる。

2.3 多数の新聞記事で書かれているシロアリを駆除用の薬用植物に関する研究成果の公開文献及び先行技術を審査し、小特許番号 2890 番の発明と比較した結果、シロアリを駆除するための薬用植物に関する研究成果の公開文献において、ハマスゲ、タマビャクブ (薬用植物の一種)、レモングラスの根、ガランガル、ターメリック、トウガラシ、インドセンダンの種、ゴマ油、カスタードアップルの種、インドセンダン、ゴードール、ヒマワリヒヨドリ、マンゴスチンの皮など多種のシロアリ駆除に用いる薬用植物について述べられており、薬用植物 1%と、モクゲンジ、マングローブ、デイゴの木材 99%の割合で混ぜて用いるか、高濃度の薬用植物油として、薬用植物油 1 リットルを水 35 リットルに混ぜ、薄めて用いる。



審査報告書

3 頁

小特許番号 2890 番

先行技術は、いくつかの属の植物から少なくとも一種類の植物を用いて、抽出過程によって処理された植物、又は当該植物からの流出物質を用いてシロアリを殺し、固体、液体又は半固体の状態にある。

つまり、一定の構成割合が記述されたサトウキビ又は雑草の粉、デイゴの枝葉の粉、インドセンダンの幹葉の粉、すり潰されたインドセンダンの種の粉及びすり潰されたヒマワリヒヨドリの粉を用いる小特許番号 2890 番の発明と異なっており、小特許番号 2890 番の発明は新規性を有し、産業上の利用可能性があると検討した。

### 3. 見解

事実及び書類を検討した結果、スラポン ウィセートサン准教授は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 65 条の 6 に基づき、小特許番号 2890 番の発明の利害関係人であり、小特許番号 2890 番の発明は新規性及び産業上の利用可能性を有している。

従って、小特許 2890 番の発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 65 条の 2 に基づき、新規性及び産業上の利用可能性を有すると決定すべきであると判断した。

……………署名…………… 審査官

(Mrs. スントリー プラストウィカイ)

年/月/日 仏暦 2551 年（西暦 2008 年）4 月 18 日

## (ガルーダ)

番号:ポ－ノ－ 0706(オー)/07-000697

知的財産局特許部  
11000 ノンタブリ県  
ムアン郡バンクラソー町  
サナムビンナム通り 1  
第 1 村 44/100

仏暦 2550 年 (西暦 2007 年) 4 月 3 日

件名:小特許番号 2153 番の審査結果

宛先:Mr. スワット ペッチャラーピラット  
プラチュアアップキリカン県ブラーンブリー郡  
ノーンターテム町第 1 村 555

参照文献:小特許出願 0503000568 番 出願日:仏暦 2548 年 (西暦 2005 年) 4 月 21 日

添付資料:小特許番号 2153 番の審査報告書の写し 1 部

拝啓 Mr. サラーウット ウォンカーノンが、仏暦 2549 年 (西暦 2006 年) 1 月 31 日に出願にされた、小特許番号 2153 番について審査請求いたしました。

知的財産局局長は、審査結果を検討した結果、当該小特許発明は、添付の審査結果報告書に示されるように仏暦 2530 年 (西暦 1987 年) 2 月 27 日に公開されたフランス特許 FR2586384 番と同様の特徴を有するため、仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 6 条 (2) を準用する第 65 条の 2 に基づき、新規性のある発明ではないと判断し、本件について事実を調査するよう命令いたしました。

以上をお知らせいたします。仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 65 条の 6 に基づき、本命令通知を受けた日から数えて 60 日以内に理由陳述書を提出いただきますようお願いいたします。

以上をお知らせいたします。

敬具

(署名)  
(Mr. ウィーラサック マイワッタナー)  
特許審査専門職 8 ウォー

物理グループ

電話番号:0-2547-4716-7

ファックス番号:0-2547-4718

## 記録文書

政府部門：特許庁 小特許第1グループ 電話番号：1904

書類番号：ポーノ-0706/年月日：仏暦2550年（西暦2007年）3月30日

件名：小特許番号2153番の審査報告書

## 見解

小特許第1グループが小特許番号2153番、小特許付与日が仏暦2548年（西暦2005年）12月8日の小特許発明について、第65条の6に基づき審査した結果は、以下の通りです。

1. 発明審査請求人は、 ● 利害関係人です ○ 利害関係人ではありません。
2. 小特許発明は、
  - 先行技術と異なるため、新規性のある発明です。
  - 小特許出願日以前に公開されているため新規性のある発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願いいたします。なお、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 小特許は第65条の2に基づく新規性のある発明です。なお、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 事実の調査を命じるようお願いいたします。

審査報告書を添付いたします。

.....署名.....担当官  
 (Mr. ウィーラサック マイワッタナー)  
 特許審査専門職8 ウォー  
 .....署名.....グループ長  
 (Mr. ウィーラサック マイワッタナー)  
 特許審査専門職8 ウォー  
 仏暦2550年（西暦2007年）3月30日

## 命令

- 小特許は、第65条の2の特徴を有しており、決定書に署名しました。
- 事実の調査を命じます。

.....署名.....  
 知的財産局局长  
 知的財産局局长代理

## 小特許審査報告書様式

審査報告書

小特許番号...2153...番

## 1. 事実

1.1 小特許出願番号 0503000568 番 出願日 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）4 月 21 日 発明の名称「エンジン始動システムの電気の通電／遮断スイッチを持つ自動車ブレーキロック装置」小特許権者 Mr. スワット ペッチャラーピラット 発明の登録及び小特許 2153 番の付与日 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 8 日 公開日 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 8 日

1.2 公開後、小特許番号 1332 番の小特許権者である Mr. サラーウット ウォンカーノンは、要旨が自己の小特許発明に類似するというを理由に、公開日から数えて 1 年以内の仏暦 2549 年（西暦 2006 年）1 月 31 日に当該小特許発明について審査請求した。

1.3 仏暦 2547 年（西暦 2004 年）4 月 12 日に登録され小特許が付与された小特許番号 2153 番の小特許発明の要旨は以下の通りである。

下側に開口端を有する外部管 1 と、上側の開口端の近くの側面辺りの第 2 段目のロック用親鍵を収容するための穴 14 の反対側の側面に接合された鉄の管 4 と、管 1 の中に挿入される上下に動くロック棒 2 と、ロック棒 2 の下側の端に取付けられたブレーキ／クラッチをロックする台 3 と、管 1 の穴に通してバネを押し出す軸 11 を挿入するための向かい合わせに設けられる対の長い溝と、第 2 段目をロックするためのかんぬきセット 13～15 と、取っ手と 1 つ目のロックセットに組み立てられる 1 つ目のロック軸 12 と、ロック棒 2 を引っ張って第 1 段目と第 2 段目のロックをかけるためにロック棒 2 に接続される他端と、ブレーキ／クラッチをロックする台 3 の上側には棒 33 が設けられ、ブレーキ／クラッチをロックするためにロック棒 2 を上方向に引くと、棒 33 が管 1 に設置されたスイッチ 34 のボタンを押し込み、自動車始動システムの電気を遮断する。本発明は、これらに構成される、エンジン始動システムの電気の通電／遮断スイッチを持つ自動車ブレーキをロックする装置の発明である。

## 1.4 先行技術

1.4.1. 小特許番号 1332 番は、下側に開口端を有する鉄の外部管 13 と、閉口型の端の近くの側面辺りに、かんぬき鍵を挿入するための穴 14 と、親鍵を収納するための穴 14 の反対側の側面にある鉄の管 13 と接合された鉄の管 15 と、鍵をかけるための穴 23 を持つブレーキ／クラッチをロックする板 20 に取付けた鉄の棒 21 の挿入に対応するための側部の真ん中あたりに取付けられる U 字のリング 16 と、鉄の管 13 の内側に挿入される内部の鉄の管 18 と、上端に最も上の位置にあるときにかんぬきロックと合わさってロックするための凹型の溝 19 と、下端のブレーキ／クラッチをロックする板 20 が、鉄の棒の上端に取り付けられ、上方向に引いてロックするために結われている紐、そして、自動車始動電気システムを止めるための、鉄の管 15 の下端に設置されるスイッチ 26 を有し、上方向に引くとブレーキ／クラッチをロックする板 20 の最上端がスイッチ 26 のボタン 27 に接触し電気遮断システムという特徴を持つ自動車始動時に電気を遮断するブレーキ及び／又はクラッチ及び／又はアクセルをロックする装置の発明である（添付資料を参照）。

1.4.2. 小特許番号 2006 番は、下側に開口端を有する鉄の外部管 13 と、閉口型の端の近くの側面辺りにかんぬき鍵を挿入するための穴 14 と、親鍵を収納するための穴 14 の反対側の側面にある鉄の管 13 と接合される鉄の管 15 と、鍵を掛けるための穴 23 を持つブレーキ/クラッチをロックする板 20 に取付けられる鉄の棒 21 の挿入に対応するための側部の真ん中あたりに取付けられる U 字のリング 16 と、上端に最も上の位置にあるときにかんぬき鍵と合わさってロックするための凹型の溝 19 と、その下端に接合されたブレーキ/クラッチをロックする板 20 を有する鉄の管 13 の内側に挿入される内部の鉄の管 18 によって構成される自動車のブレーキ/クラッチをロックする装置の発明である。

1.4.3. 仏暦 2530 年（西暦 1987 年）2 月 27 日に公開されたフランス特許、特許番号 FR 2586384 番の書類には、上面に逆 L 字型突出部 4 を持った鍵セット 1 を有する外部管と、両側面の間の面に設置される電流を遮断するスイッチ 12 と、当該スイッチの上にある穴と、鍵でロックを滑らす仕組みである棒 3 と、当該棒 3 の一端は鍵セット 1 の滑り式軸 2 と組み立てられ、他端はブレーキ/クラッチをロックするために端部をはみ出させる外部管の中にある下側に取付けられたロック棒 6 を押し込むくさび 5 を持ち、同時にロック時に自動車始動の電流を遮断ために棒 3 の上に設置されたスイッチを押すボタン 11 によって構成される電気の通電及び社団スイッチを有するブレーキ/クラッチをロックする装置について公開されている。

## 2. 検討事項

2.1 1.2 の事実により、審査請求人はブレーキ及び/又はクラッチ及び/又はアクセルをロックする装置に関する小特許権者であるため、小特許番号 2153 番の発明の利害関係人であると検討できる。

2.2 1.3 の事実及び 1.4 の先行技術により、本発明は、小特許番号 2006 番から開発された始動電気を流す又は止めるスイッチを追加したブレーキ/クラッチをロックする装置の発明であり、ロック並びに電気の通電/遮断構造の特徴が小特許番号 1332 番とは異なるが、本クレームはフランスの特許 FR 2586384 番と同一の特徴を持つ始動電気の通電/遮断ことに主眼を置いているため、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 5 条及び第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づき新規性のある発明ではないと検討できる。

## 3. 見解

3.1 審査請求人は小特許番号 2153 番の発明の利害関係人である。

3.2 小特許番号 2153 番の発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 5 条及び第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づく特徴を有していない。

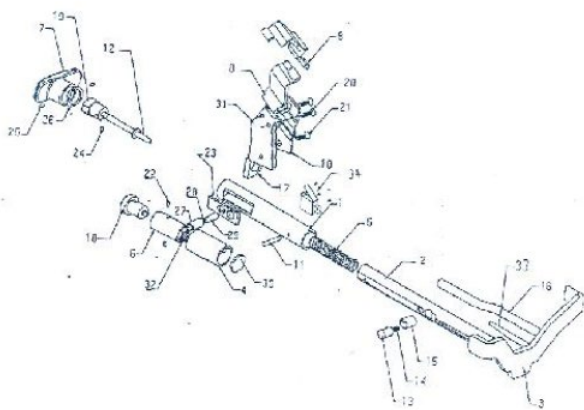
これをもって、調査を命じるべきであると判断した。

署名.....

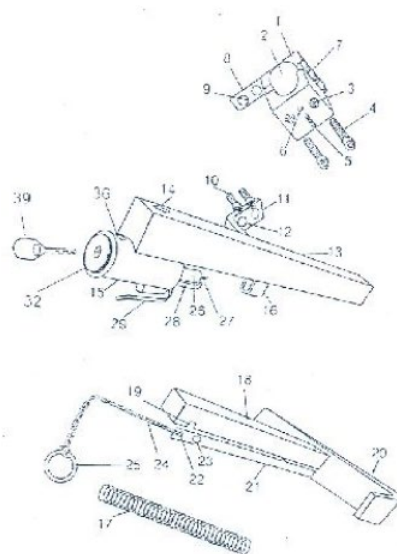
(Mr. ウィーラサック マイワッター) 審査官

年/月/日 仏暦 2550 年（西暦 2007 年）3 月 30 日

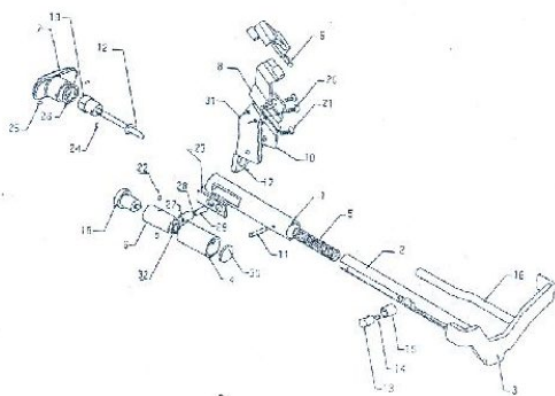
## 小特許番号 2153 番の審査報告書の添付資料



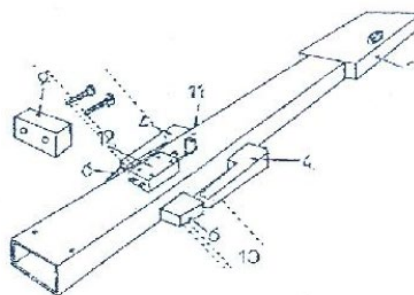
小特許番号 2153 番



小特許番号 1332 番



小特許番号 2006 番



フランスの小特許 FR 2586384 番

## 記録文書

政府部門：特許部 電話番号：1404、1904

書類番号：ポーノー 0706/ 年月日：仏暦 2551 年（西暦 2008 年）7 月 11 日

件名：小特許番号 2153 番に関する調査結果

## 見解

小特許第 1 グループは、小特許番号 2153 番 小特許付与日 仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 8 日の小特許の審査請求について、第 65 条の 6 に基づき調査したところ、

1 発明審査請求人は  利害関係人です。  利害関係人ではありません。

2 小特許発明は、

新規性のある発明であり、第 65 条の 2 に基づく、産業上の利用可能性があります。

第 65 条の 2 に基づく新規性のある発明ではありません。

添付の小特許調査報告書の通り、以下の通り検討しました。

小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有しており、第 65 条の 6 第 3 段落に基づく決定書への署名のため局長へ提出する前に、検討をお願いします。

小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有しておらず、小特許の取消を命じるよう特許委員会に対し調査報告書を提出すべきと判断しました。

署名

審査官

仏暦 2551 年（西暦 2008 年）7 月 11 日

署名

グループ長

仏暦 2551 年（西暦 2008 年）7 月 11 日

## 命令

小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有しており、決定書に署名しました。

1 小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有していません。

2 記録文書に署名し、特許委員会に対し調査報告書を提出しました。

署名

知的財産局局長

知的財産局局長代理

## 小特許調査報告書

小特許番号 2153 小特許付与日 仏暦 2548 年 (西暦 2005 年) 12 月 8 日  
 発明の名称 エンジン始動システムの電気を流す/止めるスイッチを持つ自動車ブレーキをロックする装置  
 小特許権者名 Mr. スワット ペッチャラーピラット 国籍 タイ  
 公開日 仏暦 2548 年 (西暦 2005 年) 12 月 8 日

## 1 事実

1.1 仏暦 2550 年 (西暦 2007 年) 3 月 30 日付のポーノ-0706/の記録文書によると、ブレーキ/クラッチをロックする装置に関する発明の小特許出願人である Mr. サラーウット ウォンカーノンが、小特許番号 2153 番 小特許付与日 仏暦 2548 年 (西暦 2005 年) 12 月 8 日に対して審査請求し、担当官は当該小特許の審査報告書を提出した。

1.2 担当官が審査を実施した結果、当該小特許の小特許クレームは、小特許出願日以前の仏暦 2530 年 (西暦 1987 年) 2 月 27 日に公開されたフランス特許 FR2586384 番と同一の特徴を持つ始動電気を遮断するスイッチに主眼を置いたため、仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法 (第 3 版) により改正された仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 6 条 (2) を準用する第 65 条の 2 (1) に基づき新規性を有しないと判断し、局長は事実を調査するよう命令した。

1.3 担当官は事実を調査し、1.2 の審査結果に基づき理由陳述書を提出するよう小特許権者に通知した。

1.4 小特許権者は理由陳述書を提出し、その詳細を以下にまとめた。

- 先行技術は、Mr. ワッチャラ チャントラースワンのブレーキ/クラッチをロックする装置の新聞広告の図であり、スイッチとなるボタンを示しているが、スイッチが電気を遮断する制御の仕組みについての詳細の記載はどこにもなかったため、小特許番号 2153 番の発明と類似する電気を遮断するシステムであると検討するには不十分である。

- 小特許番号 2153 番の発明は、鉄の棒に接続されている鎖を上方向に引くと鉄の棒の端がスイッチを押して電気を遮断するという Mr. サラーウット ウォンカーノンの小特許番号 1332 番の電気を遮断する技術的な構造と異なっている。小特許番号 2153 番は円筒の中にあるロック棒を引いて、スイッチに接触する傾斜面を持つブレーキ/クラッチをロックする台に取付けられる棒状の部品が動いてスイッチ棒を押すため、オン/オフの操作が直接スイッチに当たることなく、スイッチは損傷を受けにくくなる。



-2-

－ 小特許番号 2153 番の発明は、ロック制御軸からの押す力を利用してスイッチ制御部が動いてスイッチを押すフランス特許 2586384 番号の電気を遮断する仕組みと異なっている。小特許番号 2153 番は、スイッチへの打撃を軽減するための傾斜したスイッチのオン/オフを制御の仕組みである。

## 2. 検討事項

**2.1 利害関係の有無** 1.1 の事実により、審査請求人はブレーキ/クラッチをロックする装置に関する小特許出願人であると検討した。

**2.2 新規性の有無** 1.4 の事実に基づく弁明に加え、小特許番号 2153 番の審査報告書及び先行技術から検討し、小特許番号 2153 番の電気を遮断する仕組みの特徴は、先行技術と異なっていると小特許権者は弁明しているが、円筒の中にあるロック棒を引いて、スイッチに接触する傾斜面を持つブレーキ/クラッチ台に取付けられた棒状の部品が動いてスイッチ棒を押すとオン/オフの状態になるが、ロック棒を引いて棒状の部品が動いてスイッチを押すのは、スイッチの形及び種類が異なっているのみであり、フランスの特許 2586384 番と同様の特徴を有する働きとなっているため、発明の要旨とみなされない。したがって、当該小特許の発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2 に基づき新規性のある発明ではないと検討した。

**2.3 産業生産上の利用可能性** 小特許番号 2153 番に基づく発明は、ブレーキ及び/又はクラッチ及び/又はアクセルをロックする装置の生産及び商業的販売に利用することができ、産業及び商業上利用可能であると判断した。

## 3. まとめ

3.1 2.1 の検討事項により、審査請求人は利害関係人であると検討できる。

3.2 2.2 の検討事項により、小特許番号 2153 番は先行技術と同様の特徴を有しており、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2 に基づき新規性のある発明ではないと検討できる。

3.3 2.3 の検討事項により、小特許番号 2153 番の発明は、産業又は商業上の生産への利用が可能であり、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 8 条を準用する第 65 条の 2 に従っていると検討できる。

-3-

**4. 見解**

小特許番号 2153 番の小特許は、第 6 条を準用する第 65 条の 2 に基づく特徴を満たしておらず、当該小特許の取消を命じるよう特許委員会に対し調査報告書を提出すべきであると判断した。

.....調査官／グループ長  
(Mr. ウィーラサック マイワッター)  
特許審査専門職 8 ウォー  
仏暦 2551 年 (西暦 2008 年) 7 月 11 日

## 第3章 第2部

## 第2部

添付書類 6

(ガルーダ)

ポーノー 0706(オー)/09-001495 番

知的財産局特許部  
11000 ノンタブリー県  
ムアン郡ノンタブリー通り 1 44/100

仏暦 2552 年 (西暦 2009 年) 8 月 3 日

件名 : 小特許番号 4185 発明審査結果  
宛先 : Mrs. プラーニー プランピマーイ  
30160 ナコーンラーチャシーマー県  
ノーンヌーン郡ドンチョンブー町  
第 5 村 222参照文献 : 小特許番号 4185 番の小特許 小特許付与日 : 仏暦 2551 年 (西暦 2008 年) 4 月 22 日  
添付資料 : 小特許番号 4185 番の審査報告書の写し 1 部

拝啓 仏暦 2551 年 (西暦 2008 年) 11 月 4 日、鶏小屋を製造販売するコンケン県コンケン市シラー町バーンノーンムアン 19 村の貯蓄のための編み物業の会会長 Mrs. プット ヤーンヌーンが、参照文献の小特許番号 4185 番の発明に対し審査請求しました。

担当官が、当該小特許発明を審査した結果、仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法 (第 3 版) により改正された仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 6 条 (1) を準用する第 65 条の 2 (1) に規定された特徴を有しないと判断しました。すなわち、添付の審査報告書に示されるように、発明の要旨が小特許出願日以前に開示されているため、局長は当該案件の調査を命じました。

以上をお知らせいたします。又、本検討結果に対して不服がある場合、次の手続きに進む前に、本通知を受領した日から数えて 60 日以内に理由陳述書を提出いただきますようお願いいたします。

敬具

(Mr. サコン ウィトゥーンチット)  
上級特許審査専門職  
担当官小特許第 1 グループ  
電話番号 : 0-2547-4716  
ファクス番号 : 0-2547-4718

(ガルーダ)  
記録文書

政府部門：特許部 電話番号：1904

書類番号：ポーノ一0706/838 年月日：仏暦 2552 年（西暦 2009 年）8 月 21 日

件名： 小特許番号 2188 番の審査報告書

**見解**

小特許第 1 グループが小特許番号 2188 番、小特許付与日が仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 21 日の小特許発明について、第 65 条の 6 に基づき審査した結果は、以下の通りです。

1. 発明審査請求人は、
  - 利害関係人です。
  - 利害関係人ではありません。
2. 小特許発明は、
  - 先行技術と異なった部分を有するため、新規性のある発明です。
  - 出願日以前に開示されているため、新規性のある発明ではありません。

したがって、

- 審査請求を拒絶するようお願いいたします。なお、決定書案を作成し、添付いたしました。
- 小特許は第 65 条の 2 に基づく新規性のある発明です。なお、決定書案を作成し添付いたしました。
- 事実の調査を命じるようお願いいたします。

審査報告書を添付いたします。

.....審査官

.....グループ長

**命令**

- 小特許は第 65 条の 2 に基づく新規性のある発明です。決定書を添付いたします。
- 事実の調査を命じます。

.....

知的財産局局長  
知的財産局局長代理

## 小特許審査報告書様式

審査報告書

1 頁

小特許番号 2188

## 1. 事実

1.1 小特許出願番号 0403001083 番 出願日 仏暦 2547 年（西暦 2004 年）10 月 1 日 発明の名称 樹木用液体スプレーヤーの発明 小特許権者 Mr. ウィトゥーン シーサハカーン について、仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 21 日に、小特許番号 2188 番にて、発明が登録され、小特許が付与された。又、同日、仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 21 日に公開された。

1.2 樹木用液体スプレーヤーの販売及び輸入者である Mr. コーウィット ウォンカモン（ラ）チュンは権利侵害で告訴され、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）12 月 15 日に小特許番号 2188 番の発明に対し審査請求し、又、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）2 月 4 日のバーンケン警察署からの刑事事件の逮捕状の写し及び審査検討のための合計 64 ページ分の証拠書類を提出した。なお、審査請求は公開日から数えて 1 年以内に行われた。

## 1.3 小特許番号 2188 番の小特許の発明の要旨

本液体スプレーヤーは、

- 外部管、すなわち、中央管の挿入に対応するために端部が開放型の外部管、さらに外部管に取り付けて被せるためのカバーを有している

- 外部管に挿入するための、一端が内部管の挿入に対応し、他端が取っ手に取り付けられる開放型の中央管

- 一端が中央管の内側に挿入される開放型の内部管で構成される。又、

- 中央管と接続するソケットに取り付けるための外型ねじ構造を有する外部管の一端、及び、ノズルと接続される内部管のソケットに取り付けるためのねじ構造を持つ外部管の他端

- 液体の出入りを制御する管を固定させるための外部管の内側と接続される受け口を持つ外部管の下側

- 前後に動く外部管の端部を固定させるための中央管の上にあるソケット

- 側面に穴を設けるとともに管カバーが嵌められている中央管の内側の端部

- 外部管の端部のねじ構造に取り付けるためのソケットを有するノズルと接続される内部管の内側の端部

- ノズルの角度の調節を可能にするノズルに取り付けられる角度調節部を有し、当該角度調節部は、内部管の端部上にあるソケットに取り付けられる

- 内部に前後に動くボールバルブを持つ液体の出入りを制御する管

- 一端が開放型となっており、O リング、及び液体が通過する隙間を有する支持環に対応するために周りにいくつかの溝が設けられ、管カバーの他端は内部管の挿入に対応するための穴となる特徴を持つ中央管の端に被せられる管カバー、

といった特徴を有している。

## 1.4 先行技術

1.4.1 追加サーチを行った結果、以下の関連書類が見つかった

## 2.

仏暦 2546 年（西暦 2003 年）7 月 28 日に公開された小特許番号 KR 20-321543 番の韓国小特許の文献は、図面 1-8 に基づき、中央管及び中央管に被せられた内部管の挿入に対応するための後方の端が開放型である外部管 30 と、接続部 51 でノズル部品 52、53 に取り付けられる両端が各々の開放型の端を有する水平の管 50 と接続された外部管の前方の端と、内部に前後に動くボールバルブ 31 を設けた液体の出入りを制御する管と接続される管 32 の上端が下に突出す管 32 を有した接続部 33 を有する外部管の下側、という特徴を有する噴霧容器について開示した。

- 中央管の後方の端は、外部管 30 の後方の端に取り付けるためにソケット 39 が被せられ取っ手 38 を設けた中央管の後方の端を持つ、そして、中央管の前方の端は、カバー部品 36、45 が設けられ、当該カバー部品 36、45 の隣に側面の穴 47 が設けられる

- 内側の管は、中央管の先方の穴 42 に入れられる後方の端部が小さな開放型の管を持ち、先方の端部は、外部管 30 の中にある内側の管と丁度良く取り付けられる部品 41 を有する

1.4.2. 審査請求人は、輸入申告書と共に、国内物品消費税及び付加価値税の一覧表を提示した。書類番号は、csv 0033527 1102-01248-01153 番、輸入者 マイ・サクセス・アグロ株式会社、輸入日仏暦 2548 年（西暦 2005 年）12 月 3 日、商品名は、sprayer sx-702A（農業用水噴霧ノズル）である。

## 2. 検討事項

2.1 1.2 及び 1.3 の事実に基づき、審査請求人は小特許 2188 番の小特許の発明と同種類の製品である樹木用液体噴霧容器の販売者及び輸入者であり、仏暦 2549 年（西暦 2006 年）2 月 4 日付のバーンケン警察署からの刑事事件の逮捕状の写しに基づき権利を侵害したと告訴されているため、利害関係人であると検討できる。

### 2.2 新規性について

1.3 及び 1.4 の事実を検討し、小特許番号 2188 番の発明は、仏暦 2546 年（西暦 2003 年）7 月 28 日に公開された小特許番号 KR 20-321543 番の韓国小特許発明と同一の発明の要旨を有しているため、小特許番号 2188 番の出願日の前に、要旨が既に開示されている発明であると検討できる。

## 3. 見解

2 に基づき、小特許番号 4185 番の発明は、小特許の出願日以前に要旨が開示されており、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2（1）に基づく新規性を有しないため、第 65 条の 6 第 4 段落に基づき事実を調査すべきであると検討できる。

Mr. サコン ウイトゥーンチット 審査官  
署名……………  
年月日……………

## 記録文書

政府部門：特許庁 電話番号：5474716-17

番号：ポ一ノ一 0706/ 年月日：

件名： 小特許番号 3536 番の発明の調査結果

## 見解

小特許第 1 グループが、仏暦 2550 年 (西暦 2007 年) 9 月 14 日に付与された小特許番号 3536 番の小特許発明に対する審査請求について、第 65 条の 6 に基づき調査した結果は、以下の通りです。

1 発明審査請求人は  利害関係人です。  利害関係人ではありません。

2 小特許発明は、

新規性のある発明であり、第 65 条の 2 に基づき、産業上の利用可能性があります。

第 65 条の 2 に基づく新規性のある発明ではありません。

添付の小特許調査報告書の通り、以下の通り検討しました。

小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有しており、第 65 条の 6 の第 3 段落に基づく決定書への署名のために局長へ提出する前に、検討をお願いいたします。

小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有しておらず、小特許の取消を命令するよう特許委員会に対し調査報告書を提出すべきです。

.....調査官

(Mr. サコン ウイトゥーンチット)

.....グループ長

(Mr. ウィーラサック マイワッターナー)

## 命令

小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有しており、決定書に署名しました。

1. 小特許は第 65 条の 2 に基づく特徴を有していません。

2. 記録文書に署名し、特許委員会に対して調査報告書を提出しました。

.....

知的財産局局長  
知的財産局局長代理

## 小特許調査報告書

小特許番号 3536 番 小特許付与日 仏暦 2550 年（西暦 2007 年）9 月 14 日  
発明の名称 インスタントコーヒー用の包装袋  
小特許権者名 Mr. タナーチャイ ウォンケーウチャルーン 国籍 タイ  
公開日 仏暦 2550 年（西暦 2007 年）9 月 14 日

## 1. 事実

1.1 仏暦 2551 年（西暦 2008 年）2 月 15 日付の書類番号ポーノー 0706/167 の記録文書によると、ポール・アンド・リーン・インポート・エクスポート株式会社がタイ王国での販売のために小特許番号 3536 番の小特許を侵害する商品を占有していると小特許権者より通知を受けた、同社の取締役である Mr. ポンチャイ チュートラクーンの代理人である Miss パンナパットルアンタートトーンが、当該小特許を審査請求したことにより、担当官は、小特許付与日 仏暦 2550 年（西暦 2007 年）9 月 14 日 小特許番号 3536 の審査報告書を提出した。

1.2 担当官が審査を実施した結果、当該小特許の小特許クレームの範囲には、小特許出願日以前の仏暦 2537 年（西暦 1994 年）9 月 6 日に公開された出願番号 H5-4255 番の日本の実用新案と同様の特徴を持つインスタントコーヒー用の包装袋について記載されており、小特許番号 3536 番の小特許は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（1）を準用する第 65 条の 2（1）に基づく新規性のある発明ではないため、局長は事実を調査するよう命令した。

1.3 担当官は事実を調査し、1.2 の審査結果について理由陳述書を提出するように小特許権者に通知した。

1.4 小特許権者は、仏暦 2551 年（西暦 2008 年）4 月 20 日に満了する所定期間内に理由陳述書を提出しなかった。

## 2. 検討事項

2.1 利害関係人 1.1 の事実の検討により、審査請求人は、タイ王国において販売するために、小特許番号 3536 番の小特許を侵害する商品を占有していると小特許権者より文書通知を受けたポール・アンド・リーン・インポート・エクスポート株式会社の取締役である Mr. ポンチャイ チュートラクーンの代理人であると検討できる。



**2.2 新規性** 小特許権者が理由陳述書を提出しなかったことに加え、小特許番号 3536 番の審査報告書及び先行技術により、当該小特許に基づくインスタントコーヒー用の包装袋は、出願番号 H5-4255 番の日本の実用新案に関する書類に記述される発明の特徴と異なっておらず、同様の要旨を有するとみなされる。したがって、小特許番号 3536 番の発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（1）を準用する第 65 条の 2(1)に基づき新規性を有しないと検討できる。

**2.3 産業上の利用可能性** 小特許番号 3536 番に基づく発明は、インスタントコーヒー用の包装袋の製造に利用することができ、商業的に販売することができるため、産業又は商業上の製造における利用が可能であると検討できる。

### 3. まとめ

3.1 2.1 の検討事項から検討して、審査請求人は利害関係人である。

3.2 2.2 の検討事項から検討して、小特許番号 3536 番の発明は先行技術と同様の特徴を有しており、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（1）を準用する第 65 条の 2 に基づく新規性のある発明ではないと見なすことができる。

3.3 2.3 の検討事項から検討して、小特許番号 3536 番の発明は、産業又は商業上の製造における利用が可能であり、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 8 条を準用する第 65 条の 2 に適合している。

### 4. 見解

小特許番号 3536 番の小特許は、第 6 条を準用する第 65 条(2)に基づく特徴を有しておらず、当該小特許の取消を命じるよう特許委員会に対し調査報告書を提出すべきである。

..... 調査官  
(Mr. サコン ウィトゥーンチット)  
特許審査専門職 6 ウォー

..... グループ長  
(Mr. ウィーラサック マイワッタナー)  
特許審査専門職 8 ウォー



(ガルーダ)

特許委員会命令

1/2546 番

件名： 小特許番号 596 番の取消

-----

Mr. チャカラパット スックパットラータムが、仏暦 2544 年（西暦 2001 年）9 月 10 日に、小特許出願番号 01-03-000513 番の「2 層の食品用容器及び当該製造方法による容器の製造方法」の発明の小特許を出願し、仏暦 2545 年（西暦 2002 年）3 月 1 日に小特許番号 596 番の小特許が付与され、同日仏暦 2545 年（西暦 2002 年）3 月 1 日に公開された。

その後、Mr. ソムサック マーナチャートサクンが、仏暦 2545 年（西暦 2002 年）6 月 24 日に、当該小特許に対し審査請求した。

知的財産局が審査した結果、DE 4141393 番という文献があり、当該文献は、2 工程に分けられた射出成形による 2 層のプラスチック容器の製造方法について開示している。第 1 工程では、軸となる構成要素を成形（第 1 層）し、第 2 工程では、当該軸の面の何れかの側面を覆うようにして射出（容器の第 2 層）するという小特許番号 596 番に基づく発明と同様の要旨を有する。また、DE 4141393 番の文献の要旨は、当該小特許の出願日前である仏暦 2536 年（西暦 1993 年）6 月 24 日に開示されたため、当該小特許は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2(1)に定められる特徴を有していない。すなわち、発明が小特許出願日以前に書類文献又は印刷物に発明の要旨が公開されているため、新規性のある発明ではない。よって、当該法令第 65 条の 6 の最終段落に基づき、局長は、事実を調査するように命令し、小特許権者に対し理由陳述書を提出するように通知した。

／小特許権者

-2-

小特許権者は、審査結果に不服を申立てるために理由陳述書を提出し、DE 4141393 番の文献と小特許番号 596 番の発明を比較した。DE 4141393 の文献は、2 工程で構成されており、1. プラスチック射出成形 2. 当該小特許 2 層の食品用容器の製造工程と同様の工程である第 1 層を覆うようにプラスチック射出を行う。しかし、小特許権者は、小特許の製造方法のそれぞれの工程について、内側の底面部を製造する過程である第 1 工程では、重量比 2 : 1 の割合の PORENE ABS MH-1 と PORENE AS 120 PC の混合樹脂を射出して 2 層の食品容器を成形するとクレームに明示した。内側の底面部を覆うように射出する工程の第 2 工程においても、小特許権者は、内側の容器を覆うように重量比 4 : 1 の割合で PORENE ABS MH-1 と PORENE AS 120 PC の樹脂を射出すると明示している。又、陳述人の二つの工程における樹脂混合比率については、DE 4141393 の文献には示されておらず、当該工程においては、成形された樹脂部は切り離せない一体の形を有している。なお、DE 4141393 の文献における工程には、出来上がった製品が如何なる特徴を持つかの記述がなかった。小特許権者は、類似する要旨が一部あっても、DE 4141393 の文献の要旨と小特許の要旨は異なっていると反論した。しかしながら、新規の発明とは、新規に考案された発明の特徴と先行技術に違いがあるかどうかの比較検討によるものである。その相違点が少なくても、考案したものは全くの新規性のある発明であるとみなす。よって、新規性のある発明は、要旨のすべてが新規のものである必要がなく、要旨が先行技術と多少異なっているだけで、新規性のある発明とみなすことが十分にできる。よって、「2 層の食品用容器及び当該製造方法による容器の製造方法」は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2(1)に基づき先行技術とみなさない。

知的財産局局長が理由陳述書及び証拠書類等を調査した結果、小特許権者は当該小特許の製造方法が新規性を有しないことを認めていると判断した。小特許権者が新規性を有すると主張する原料の割合については、使用原料の変更は（製造方法の発明の要旨である）実施工程の変更になるほどの効果がないため、製品の技術的な要旨であり、発明の製造方法の技術的な要旨ではない。それに加え、一般的に、プラスチック射出成形機には、原料の投入スペースがあり、使用原料は、何れかの種類の樹脂であっても何種類かの樹脂の混合物であってもよく、制限がないが、原料の変更は開示された製造方法に新規性を与えるわけではない。よって、知的財産局局長は、審査請求人は利害関係人であり、小特許番号 596 番の小特許は、先行技術である証拠書類と同様の特徴を持つと検討し、

／法令

仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2(1)に基づく新規性を有しないと判断し、当該小特許を取り消すよう特許委員会に調査報告書を提出した。

特許委員会は、局長の調査報告書、小特許番号 596 番の小特許、理由陳述書及び証拠等を検討した結果、仏暦 2544 年（西暦 2001 年）9 月 10 日に出願された小特許番号 596 番の発明は、第 1 工程では軸となる構成要素を成形（第 1 層）し、第 2 工程では当該軸部分を覆うようにして射出（第 2 層）するという、2 つの射出成型工程から成る 2 層の食品用の容器の製造工程であり、小特許出願日以前の仏暦 2536 年（西暦 1993 年）6 月 24 日に公開された DE 4141393 の文献と同様の要旨を有する。樹脂の成形に使用する原料の混合物の割合は、現行の熱可塑性樹脂の混合物のことを指し、混合物の変更は、保護を求める工程が新規性のある発明であるという理由にならない又は要旨ではない。よって、小特許番号 596 番の小特許は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 6 条（2）を準用する第 65 条の 2(1)に基づく新規性を有する発明ではない。

特許委員会は、仏暦 2546 年（西暦 2003 年）5 月 30 日に行われた 4/2546 回の会議において、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 70 条（2）に基づき、小特許番号 596 番の取消を決定した。

以上、小特許権者が特許委員会の命令に不服がある場合、小特許権者は命令の通知を受け取った日から数えて 60 日以内に裁判所に起訴することができる。当該期間中に起訴しなかった場合、委員会の命令を最終とする。

(署名) 署名 委員長  
(Mr. ピシット セートワオン)  
国内貿易担当グループ長 副事務次官  
商業省事務次官代理

-4-

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. パラーウット    チャオワナヨーティン)

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. チャルアイ    ブンユボン)

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. イェンチャイ    ラオハワニット)

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. クリアンサック    パッタラーコム)

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. ウィーラサック    ウォンプリーチャー)

## 第3章 第2部

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. ウドム    コックポン)

(署名)                      署名                      委員  
(Miss ワンナー    トウンヤタン)

(署名)                      署名                      委員  
(Mr. ヨーティン    アナーウィン)

知的財産局

仏暦 2546 年 (西暦 2003 年) 5 月 30 日

### 第3章 小特許出願

### 第3部 小特許の調査

#### 1. はじめに

小特許審査のための文献調査は、小特許出願された発明の登録及び小特許の付与を許可するか検討するために発明の新規性及び産業上の利用性を検討する際に用いる、当該小特許出願にかかる発明に関連又は類似する先行技術を調査するための手続きである。又、出願について権利の競合又は重複の有無を調査するための手続きでもある。文献調査小特許登録前の予備審査段階で実施する（タイ国内のみのデータベースから調査する。）とともに、利害関係人が小特許の付与及び登録から1年以内に発明の審査を請求する場合に実施する。（国外特許のデータベースから調査する。）

本マニュアルの当部分において先行技術文献検索調査の内容を詳述及び説明することにより、特許又は小特許審査官又は調査官が関連文献の調査を行う際の指針を提供し、正確で同一基準に基づくタイ国調査報告（Thailand Search Report）を作成すると共に調査報告に基づく見解（Written Opinion）を提供することができ、また、その後の小特許の審査において検討を行うための構成書類とする。



## 2. 実体審査手続で用いる先行技術の検索調査

先行技術特許文献とは、仏暦 2522 年特許法第 5 条に基づき実体審査の検討を行うために用いられる種々の文献を意味する。

1. 以下の特許文献が含まれる。

- 特許／小特許出願の公開公報
- 特許／小特許の公開公報（訳注：日本でいう特許公報）
- 外国の特許情報の調査報告
- 外国特許の審査報告

2. 非特許文献 (Non-patent literature) であるその他の印刷文書  
実体審査 (Substantive Examination) において小特許出願を検討する際の参考として用いる先行技術文献である特許文献を検索するため、審査官又は特許調査官は CD-ROM 又はインターネット経由 (The Internet) で公開されている文献、又はコンピューターで調査可能な情報データベースにより特許文献を検索してもよい。多くの場合、文献は国際特許分類 (IPC)、特許出願の種類、特許／小特許出願番号、特許／小特許出願公開番号、特許又は小特許番号により規則的に整理されている。あるいは、特許出願の審査における理解を容易にするため、特許出願人が特許出願において先行技術を引用している場合もある。(これらの技術を検討し、直接関連すると判断された場合に先行技術となり得る。)

特許文献の検索は、インターネット経由 (Via the Internet) 又はコンピューター上のデータベースにより調査できる。多くの場合、Espacenet、PatFT、AIPN、CPES 等の特許出願／小特許の公開公報又は特許又は小特許公報を収集し、要旨を公衆に開示するための外国特許庁のデータベースにおいて検索可能である。

又、審査官又は調査官は特許文献以外に、一般的な特許データベースには含まれないその他非特許文献 (Non-patent literature) として、CD-ROM 又はインターネット、LENS、NCBI、ScienceDirect、UniProt PDB 等により公開される雑誌、書籍、使用説明書又は動作説明書、その他印刷物等を調査してもよい。これらの文献はその他の形式で利用可能な情報に基づくものであってもよい。

### 3. 先行技術調査の要旨

#### 3.1 内容の調査

通常、審査官又は特許調査官は、発明の要旨を理解するために発明の明細書、クレーム、図面（あれば）及び要約を精読しなければならない。発明の要旨を理解させるように示されたクレームの範囲に焦点を当てること又は発明の全構成要素を組合せることにより、その技術的課題の解決方法を導き出し、先行技術文献を調査するための「文章（Text）」又は「文言」又はキーワード（keyword）を特定する。これらは、その発明の要旨が既に公衆に開示されている又は特許出願公開されているクレーム、明細書、図面（あれば）に記載の重要な特徴を表す文章又は文言から検討できる。

審査官又は特許調査官は、審査における特に独立クレームの各々についての検討を補強するため、発明に直接関連する文献を検索調査すべきである。その際、クレームに記載の各文章又は文言の意味のみに範囲を限定せずに、独立クレームにおける発明の独創的概念を明確に理解するため、独立クレームにおける出願の重要な特徴又は文章又は文言を特定する発明の技術的課題の解決方法に着目しなければならない。上述の先行技術文献（The prior art）の検索において、当該文献はタイ国内の出願日、又は権利遡及日又は優先日（Priority date）（出願人が外国における最初の出願の出願日に出願したとみなす権利を主張する（訳注：優先権主張を意味する。以下、この権利については場合に応じ単に優先権主張とする）申請をしている場合）より前に開示されたものでなければならない。

調査においては進歩性（訳注：原文のまま）の技術的概念を検討しなければならない。クレームの文言のみに限定してはならないが、全てを対象とするほど広範囲であってはならない。調査のために使用する内容は、当業者による明細書及び図面から検討する。

調査は、クレーム及び発明の重要な特徴の内容全てを網羅しなければならない。例えば、クレームが非常に明確な構造を有するケーブル把持具（cable clamp）を記載している場合、調査では特殊な構造を有する類似の特徴を備えたパイプ（pipe）及び把持具（clamp）を含めて調査しなければならない。クレームに、働き及び／又は構造によって特定された部材を複数組み合わせた物で、各部材が接合されている旨が記載されている場合、調査においては接着剤又はリベット（reveting）による保持等、接合方法を含まなければならない。

●調査においては独立クレーム及び従属クレームの範囲を合わせて検討しなければならない。従属クレームは引用するクレームが示す権利範囲に限定されるものと解釈する。独立クレームの内容が新規性を有する場合、その従属クレームも同様に新規性を有する。調査の結果、全ての独立クレームに影響する先行技術の内容が発見されない場合、従属クレームについて調査を行う必要は無い。例えば、出願において、独立クレーム

1. 有効成分を特異的に配合した爪感染症治療用の医薬組成物、従属クレーム
2. クレーム1の組成物であって前記組成物における担体として特異的に揮発する有機溶剤を用いる旨が記載されている場合、有効成分の特異的な配合に係る独立クレームを調査した結果、クレーム1の組成に関する文献が発見されない場合、上述した前記組成における担体として特異的に揮発する有機溶剤の使用について言及する従属クレームについて調査する必要は無い。

●特許審査官又は特許調査官は、独立クレームに記載の技術的課題の解決を調査し検討を行った結果、先行技術に基づき独立クレームが新規性を有しないと判断された場合、従属クレームに記載の発明の新規性の有無に影響する重要な特徴を示す技術的課題の解決を評価するため、独立クレーム及び追加で従属クレームを調査する。ここでは、独立クレームの重要な特徴と共に従属クレームにおいて追加されているその他重要な特徴も検討しなければならない。但し、これら従属クレームの重要な特徴が一般的な知識として知られ、又は関連技術 (The relevant art) において知られている場合、追加で調査を行う必要は無い。

●出願された発明のクレームに記載の特徴が複数の構成要素を組み合わせることにより新規な発明をなしている場合、即ちA要素、B要素、C要素及びD要素の組合せからなる発明の場合、特許審査官又は特許調査官はA+B+C+Dの組合せによる技術的解決法に着目して調査しなければならない、各構成要素を開示し、いずれかの要素の組合せからなる発明である先行技術の文献を調査しなければならない。即ち、A部材、B部材、C部材、及びD部材を開示する文献を、A+B、B+C、C+D及びA+D等の部材の組合せからなる発明を含めて調査する。

●出願において、そのクレームが複数の異なるカテゴリーの権利を主張している場合、（例えば、製品、方法、装置、用具、器機又は使用が出願の保護対象として記載されている等）審査官又は調査官はこれら異なるクレーム全てについて調査を行わなければならない。

又、出願におけるクレームが一カテゴリーのみの場合でも、その他のカテゴリーのクレームにおける要旨を対象として更なる調査が必要となる場合がある。例えば、化学的方法（Chemical Process）に関するクレームの要旨について、新規性の有無についての実体審査を目的として調査を行う場合、クレームに記載の「方法」についての権利のみに対する調査に加えて、より広い視点でキーワード（keyword）を作成するため、化学的方法により得られる最終製品についても調査を行う。但し、当該製品が一般に知られている場合を除く。

製品に関するクレームが既に明確で、新規性を有すると考えられる場合、審査官又は特許調査官は製造工程又は当該製品の使用方法のクレームについて調査を行わなくても良い。但し、当該製品が構造物であって新規性を有すると判断されているが、当該出願が中間物（Intermediate）に関するクレームを含む場合、その新規性の有無についても調査を行い検討する。

●技術的課題の解決(The technical solutions)への寄与を特定したクレームの他、明細書及び図面（あれば）の要旨を追加で調査し、要旨（Subject matter）が、クレームで言及されている他に明細書及び図面（あれば）で開示されていると判断した場合、審査官又は特許調査官は、当該特許出願の重要な特徴を、追加で特定された明細書及び図面（あれば）に開示される要旨の内容に着目して調査しなければならない。なぜなら、出願人がクレームを補正し、当該補正クレームがその要旨の内容に関連している場合、先行技術の検討を網羅して行うことができるからである。

### 例

電気回路に関する出願が、回路の機能（Function）及び動作のみに関する技術的課題の解決に係るクレームを備え、トランジスタ回路の要旨の内容が明細書及び図面に開示されているが、

権利を主張していない場合、特許審査官又は特許調査官は、クレームに記載の前記回路の機能又は動作に加えて、存在するトランジスタ回路の要旨にも注目して調査しなければならない。この場合、後に特許出願人が上述の電気回路の要旨に係るクレームを補正した場合、特許審査官又は特許調査官は当該事項について更に調査する必要は無い。

但し、特許法（仏暦 2522 年）第 18 条に基づき、単一の出願において単一性のある発明と見なされる程には関連しない複数の発明が明細書に開示されていると判断された場合（The lack of unity）、特許審査官又は特許調査官は出願が分割されるまで分割される要旨について調査を行ってはならない。

●上述の出願発明に関連する先行技術調査に加えて、特許審査官又は特許調査官は、通常、発明者が特許出願に記載している発明の背景に関連する先行技術についても調査しなければならない。

### 3.2 特許出願又は小特許出願を調査し、競合する可能性がある権利との関連性が発見された場合

●特許出願又は小特許出願において競合する可能性がある権利との関連性を調査する場合、特許審査官又は特許調査官は特許出願人の氏名と共にクレームの要旨の範囲を検討することにより、同一の特許又は小特許出願が出願されていないか検討しなければならず、同一人物であるか、同一発明であるか、又は、それぞれの場合に応じて、権利の重複があり第 16 条又は第 16 条を準用する第 65 条の 5 に基づき（発明の）保護を求めて請求がされたかどうか、又は第 77 条の 6 に基づき特許及び小特許の両方に対し保護を求めた出願人がいたかどうかを調査する。

上記の場合、審査官又は特許調査官は、タイ特許データベース（e-Patent）上で特許文献の調査を行う。特許出願又は小特許出願において競合する可能性がある権利との関連性が存在する、又は権利の重複があると判断された場合、特許又は小特許出願の調査報告において文献の種類を、異なる特許出願人による特許又は小特許文献又は特許又は小特許出願が同一発明を開示している旨、又は権利の重複が発見された旨を意味する記号である「CR」（Conflict of Right：権利の競合）と記載する。

#### 4. 調査前の関連先行技術を示す文献の学習

明細書において先行技術文献（発明と関連する技術・学術的背景に先行技術が引用されている）、即ち特許出願、小特許出願、特許、小特許、雑誌、研究報告、論文、教科書、国際調査報告（International Search Report）、国際調査機関による見解書（Written Opinion from ISA）、外国の特許庁による特許調査報告（Search Report of foreign countries）、国際予備審査報告（International Preliminary Examination Report：IPER）等が引用されている場合、

上述の先行技術が引用されていれば、審査官又は特許調査官は当該文献を読んで分析し、審査に役立てなければならない。但し、特許出願人が予備的な検討のために全ての文献を提供しているとは限らない。審査官又は特許調査官は自身で更なる文献調査を行ってもよく、又は関連する文献の要旨を可能な限りより良く理解するため関連文献を提供するよう出願人に通知してもよい。上記に関わらず、上述の文献を提出するよう出願人に通知してもよく、通知方法については特許法（仏暦 2522 年）第 27 条に基づく規則を参照のこと。

明細書内に文献の引用（例：関連する技術・科学的背景における文献の引用）やその他の引用文献があり、これらの引用文献の要旨の詳細を明確に説明していること、あるいは詳細が説明されて発明の要旨と重要な関連がないことが判明した場合、特許審査官もしくは特許調査官はこれらの文献を検索する必要はない。

#### 5. 小特許出願の国際特許分類（IPC）の学習

特許文献の調査及び発明の要旨の審査をより効率的に行うため、審査官又は特許調査官は、出願の国際特許分類（International Patent Classification：IPC）が最も正確で適切となるよう調査又は検索を行う。

国際特許分類（classify）はストラスブール協定（Strasbourg Agreement）に基づき世界知的所有権機関（WIPO）が定めたものであり、発明の分類体系及び国際特許分類（International Patent Classification：IPC）を整備し、Section（セクション）、Class（クラス）、Subclass（サブクラス）、Main group（メイングループ）及び Subclass（サブグループ）分けられる group（グループ）を含む階層的分類体系（Hierarchical Classification System）と呼ばれる番号及びアルファベットによる番号付けに基づく下位分類を行う。

## A63H3/00, A63H3/40

A.....セクション  
A63.....クラス  
A63H.....サブクラス  
A63H 3/00.....メイングループ  
A63H 3/40.....サブグループ、等

なお、発明分類の検索は

<http://www.wipo.int/classifications/ipc/en> で確認及び検索できる。

## 6. 関連する技術分野の調査

審査官又は特許調査官がクレームの要旨、内容に基づき出願を検討し、発明の要旨、特に特定の機能 (Specific function) の動作、特別な特徴を有する動作又は使用 (Use) に一致することで他の技術分野に関連していると判断した場合、発明の要旨について類似又は密接に関連するその他関連技術分野 (Technical Field) 又は当該技術分野の当業者としての特許審査官に関連する技術分野まで範囲を網羅し調査しなければならない。

審査官が予備審査の段階において分類を行う発明の分類について、審査官は通常、出願時の明細書に開示されている主要な機能又は主要な使用と一致するよう決定した密接に関連する技術 (関連する IPC グループ) 及び類似する技術の分野の範囲内で、当該出願の要旨に関連する技術分野の範囲を表す発明の種類を指定する。また、当該出願の要旨の名称だけではなく、特定の機能も記載する。例えば、

茶混合装置の発明及びコンクリート混合装置の発明はどちらも主要な動作機能は混合であるため類似情報の範囲に属し、又、れんが切断機及びビスケット切断機は類似の技術分野の範囲に属する。

正確な構造を有し、出願の独立クレームに記載のケーブル保持具の発明について、調査を行ったが関連する文献が当該技術分野において見つからない場合、審査官は、類似の特徴を有するパイプ把持具及びその他保持具の技術分野まで調査の範囲を広げなければならない。パイプ把持具又はその他保持具はケーブル保持具に類似の主要な動作機能を有するものと考えられる。したがって、上述した独立クレームに記載の構造的特徴を見出すことが可能である。更に、調査をその他技術分野まで広げることにより、全ての特徴に関連する可能性のある内容を含む特許文献、又は出願に記載の要旨の一部を含む可能性のある特許文献全てを網羅できる。

最も関連する先行技術を発見できる可能性が高い、発明が関連する技術分野の情報範囲を決定する場合、審査官又は特許調査官は文献を調査して技術分野の情報を網羅することにより、関連技術分野の同一な要旨に注目して適切に調査を行わなければならない。例えば、国際特許分類（IPC）の冒頭が長さ、幅、厚さの測定に対して付与される xxxx 5/02 である場合、審査官又は特許調査官は、サブグループ 5/02 以外の例えばサブグループ（Sub group）5/04 又は 5/06 を調査しなければならず、若しくは物体間の間隙の測定は IPC が xxxx 5/14 である距離の測定に関連することも考えられ、国際特許分類（IPC）等、類似の情報を検討しなければならない。

## 7. 調査におけるクレームの分析及び構成要素の特定

出願が予備審査の要件を満たしており、審査官又は特許調査官が特許出願を精読して発明内容を充分明確に理解し、調査しなければならない技術分野を検討して正しい国際特許分類（IPC）を決定した後、審査官又は特許調査官は、以下の調査で利用するため各クレームを分析し発明の構成要素（Elements）を分離しなければならない。

### 7.1 全クレームの分析

審査官又は特許調査官は、全独立クレームの内容を学習及び理解し、技術的課題を解決するクレームが含まれているか決定するためにそれらの独立クレームについて予備的に分析する。技術的課題の解決に無関係である場合、クレームが正しく補正されるまで調査する必要は無い。



クレームが技術的課題の解決に関連すると判断され、調査が可能な場合、審査官又は特許調査官は保護を求める独立クレームの範囲から、可能な限り最も広い観点で検討を行い、当該情報を分析する。基本的に初回調査は独立クレームから調査を行う。

## 7.2 調査のための構成要素 (Elements) の特定

審査官又は特許調査官は、可能な限り最も広い観点で保護の範囲を規定する独立クレームに記載の技術的解決法を分析しなければならない。又、その技術的解決法を反映し、先行技術の調査において基礎的な構成要素として使用される発明の構成要素を定義しなければならない。一般的に、調査に使用する基礎的な構成要素は、技術的課題又は技術的解決法又は得られる技術的成果等の技術的情報に基づき決定する。

調査のための基礎的な構成要素を特定した後、特許審査官又は特許調査官は、調査を完全なものとし調査により可能な限り多くの要素を表示するため、調査する技術的情報の範囲内の特徴 (Feature) を分析してキーワード (Keyword)、国際特許分類 (IPC)、化学構造式等のコンピュータシステム上で調査を行うための各構成要素の表示方法を決定しなければならない。種々の調査方法による結果を同時に得るため、キーワード (Keyword) 及び国際特許分類 (IPC) を組合せて用いる。

種々の調査キーワードを選択する場合、一般的に、文言は異なるが意味は同一又は類似の複数の類義語 (Synonyms)、例えば seed に対する : grain、cereal、rice、又は pipe に対する : tube、conduit、tubular structure conical、connector cylindrical member 等により調査を行う。審査官は mouse : Animal (A01K67/00) 又は computer input device : G06F3/00 等、他の意味 (Alternative Meaning) に基づく検討と共に IPC に基づく分析を行い、適切なキーワード (Keyword) の選択に役立てる。

### 例

技術的課題の解決に必要な重要な特徴全てを含む独立クレームを調査するための文言を見つける。

1. 排水処理用送風機であって、空気ポンプが接続される吸気管 (重要な特徴 A) と、内部インペラ (重要な特徴 B) と、空気分配パイプ (重要な特徴 C) と、駆動軸 (重要な特徴 D) と、スプロケット (重要な特徴 E) と、プーリ (重要な特徴 F) と、回転方向を変更する歯車 (重要な特徴 G) と、を備える排水処理用送風機。

従属クレームの調査は、独立クレームの意味をより具体的にする追加の説明が得られる場合がある。

2. クレーム1の排水処理用送風機であって、前記駆動軸が回転を開始することにより前記チェーン歯車が回転し、引張られたプーリが回転し、歯車伝動ベルトが回転方向を変更する（重要な特徴H）…等。

#### 手順1. キーワード選択

排水処理用送風機	synonym	synonym	synonym	synonym
送風機	Aerator			
排水	Waste water	sewage		
空気ポンプ	Pump			
吸気管	Tube	pipe	conduit	tubular
インペラ	propeller	blade	vane	
駆動軸	shaft	axle		
歯車	Gear			
チェーン	chain	manacle	shackle	
フロート	float	floating		

#### 手順2. IPC 選択

1. C02F1/40
2. C02F3/00
3. B01F9/10

技術的課題の解決を明らかにするため、調査において構成要素 (Elements) を検討する際、審査官又は特許調査官は、明示されている、解決された技術的特徴を検討するだけでなく、その技術的課題の解決に必要な技術的特徴と同等の特徴 (Equivalent features) も検討しなければならない。同等の重要な特徴とは、同一の方法 (the same way) における同一の機能 (the same function) を有し、同一の技術的結果 (the same effect) を生じさせることができる行為に対応する、重要なポイントとして説明がなされた重要な特徴と同等であることをいう。

#### 8. 先行技術

審査のための先行技術 (Prior Art) の検索調査は、

第6条、又は第19条に基づく展示会での発明の展示前に発生した権利に規定された先行技術、又は第19条の2に基づく権利の遡及日 (優先日、Priority date) (出願人が優先権主張している場合) より前の先行技術でなければならない。

第6条(2)に基づく先行技術とは、出願日前に国内又は外国問わず要旨又は詳細が文献又は刊行物に記載されている発明を意味する。

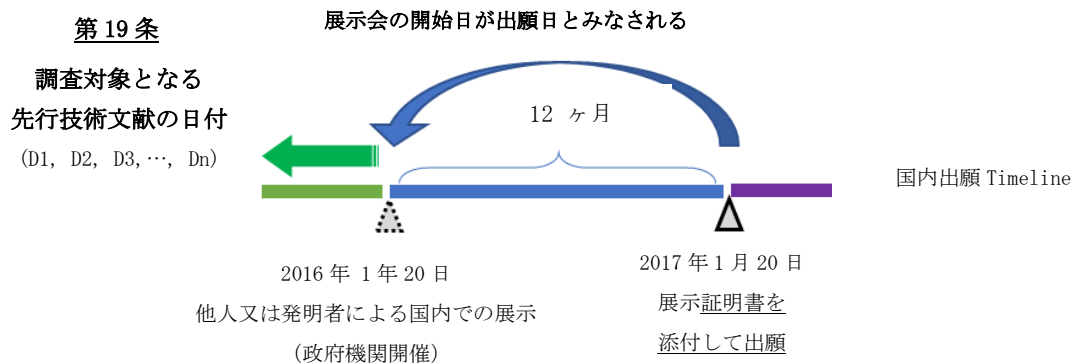
開示が文献、刊行物、展示によるものなのか又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。

また、例外的に、出願前12ヶ月以内に、発明者が、法律に基づかない行為により生じた結果としての要旨若しくは詳細の開示、又は国際商品展示会若しくは公的機関の展示会において発明者の成果発表を含めた発明者による要旨若しくは詳細の開示は、第6条(2)に基づく開示とは見なされない。

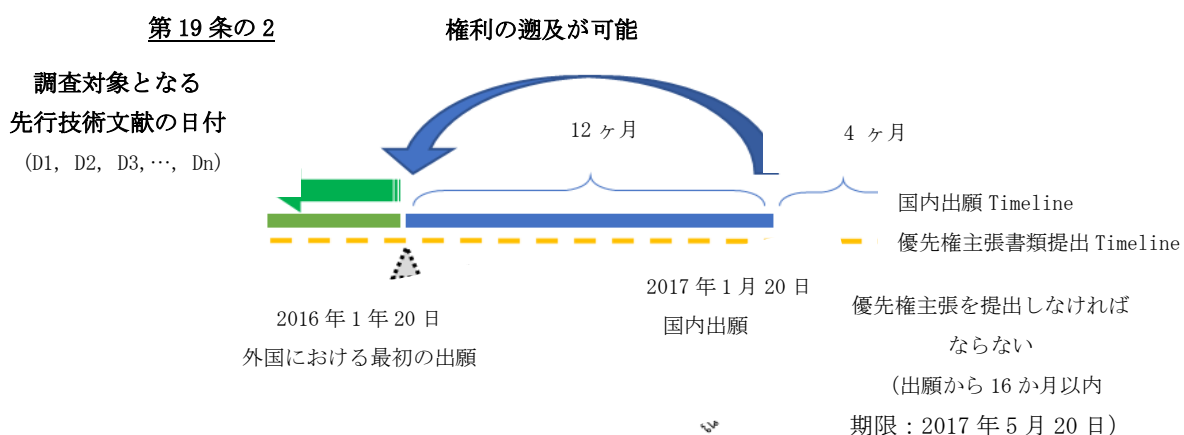
### 8.1 調査に関して日付を特定するための指針

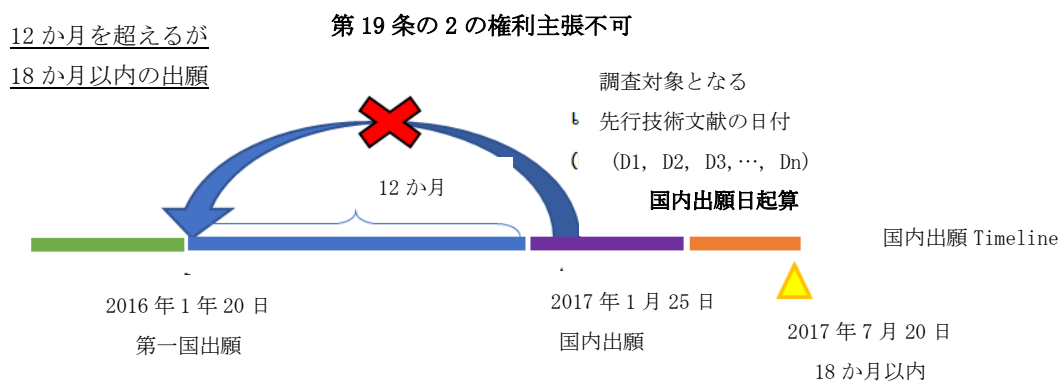
審査のための先行技術 (Prior art) 調査において、文献は国内外における出願の出願日前に開示されたものでなければならない。第19条に基づく遡及的権利の主張日又は第19条の2に基づく優先日 (優先日、Priority date) の場合、先行技術文献の調査期間を検討しなければならない。

#### 第19条 出願日が展示会の開始日とみなされる場合



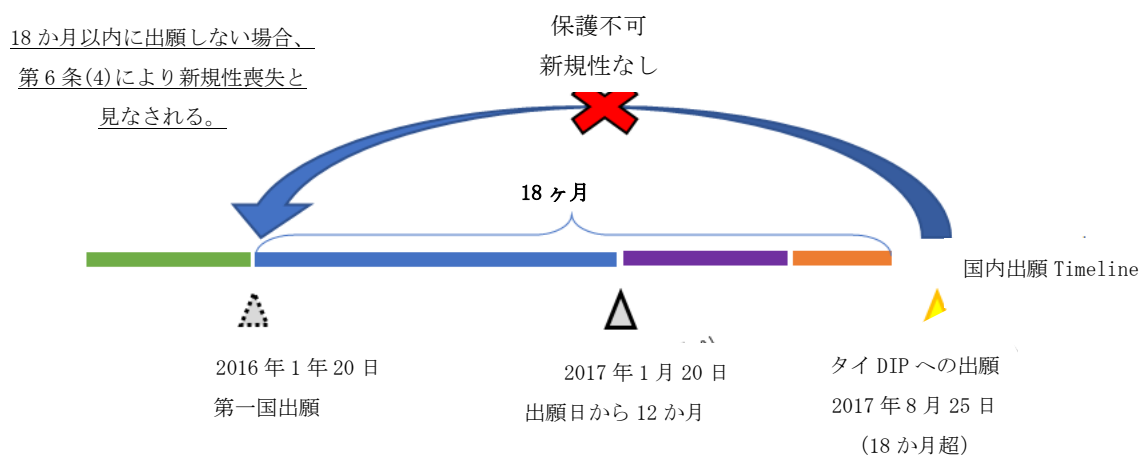
#### 第19条の2：優先権主張の場合





い

優先権が記載されていない場合又は省令 21 号（仏暦 2542 年）第 10 項を満たさないため優先権主張できない場合



特許法（仏暦 2522 年）第 6 条（4）に基づく先行技術と見なされる場合

### 8.1.1 一般に開示又は展示されている先行技術の調査

(1) 出願人が最初の出願を国内で出願する場合であって、先の権利又は遡及的権利等を主張する場合、審査官又は特許調査官は、新規性を検討する審査において、審査中の出願の国内の出願日（出願日）前に開示、刊行されている文献又は公開公報又は特許公報又は展示又はその他公衆への開示を検討して、同一の技術分野における先行技術又は類似の関連する技術的特徴を示す先行技術を検索しなければならない。

(2) 出願人が外国における最初の出願日から 12 か月以内に小特許出願を出願し、第 19 条の 2 に基づき優先権を主張している場合、

関連特許文献調査の手続きにおいて、審査官又は特許調査官は特許出願に記載の外国における最初の出願の出願日を調査する。審査官又は特許調査官は、更に外国特許庁又は国際事務局の特許データベース上で調査して書類の提出日を検討して、外国における最初の出願日から12か月以内の期間となる出願の出願日を算出して正確か検討してもよい。又、知的財産局告示「願書の規定」に基づく外国における最初の出願日をタイ出願日とする主張の記載（様式：ソーポー／ソーポー／オーソーポー／002ーコー）が正確か検討する。優先権主張を申請する場合、出願人は外国語の出願を併せて提出しなければならない。審査官は、当業者が実施できる程度に発明が開示されているか、そして、出願人が最初の出願日までに知り得た発明の最良の形態を示しているか（遡及的権利の主張の申請には少なくとも明細書、図面（あれば）等を添付しなければならない）検討しなければならない。書類の提出期限はタイにおける特許出願から12か月以内又は特許出願の公開前である。但し、省令21号（仏暦2542年）第10項に基づき外国における最初の出願から16か月を超えてはならない。

#### 8.1.2 小特許出願の先に生じた権利又は遡及的権利のための審査の指針

1. 出願人が優先権又は先の権利を主張し、(2)に基づき正しく手続きしている場合、審査官又は特許調査官は、新規性を検討するため、最初の特許出願前に公開されている文献又は公開公報又は特許公報又は展示又は公衆への開示に基づいて検討を行い、同一の技術分野に関連する先行技術又は同一の技術的特徴に類似の関連先行技術を検索しなければならない。但し、審査官は国内データベース（e-Patent）でも先行技術を調査しなければならない。

2. 出願人が優先権又は先に生じた権利を主張しているが、(2)に基づき正しく手続きしていない場合、審査官又は特許調査官は、新規性を検討するため、タイでの小特許出願日前に公開されている文献又は公開公報又は特許公報又は展示又は公衆への開示に基づいて検討を行い、

同一の技術分野に関連する先行技術又は同一の技術的特徴に類似の関連先行技術を検索しなければならない。但し、審査官は国内データベース（e-Patent）でも先行技術を調査しなければならない。

3. 審査官又は特許調査官が上述した項目1及び項目2の先行技術を検索調査し、特許の引用文献の調査中に優先権（Right of priority）又は遡及的権利の正確性に影響する特許文献を発見し、当該文献が開示、公開又は出願公開されている事実が判明した場合、以下の通りに手続きを進める。

3.1) 引用文献が、明細書中に出願の要旨と同様もしくは同一（identical）又は類似の重要な特徴の開示を有していると判断された場合であって、さらに、印刷文書の開示もしくは公開、引用文献である特許出願の公開、特許の公開の日が、最初の出願日（遡及的権利を主張している日）とタイにおける出願日との間の期間にあれば、特許審査官又は特許調査官はこのような文献を発見した場合に、文献種類を「PX」と記載する。

3.2) 開示されている発明の要旨が、第三者が出願した、同様若しくは同一（identical）の発明であるか、又は、出願の要旨と部分的に又は完全に同一の要旨であると判断された場合であって、さらに、先の小特許の出願日が外国における最初の出願日とタイでの出願日との間の期間に位置すると共に、先の小特許出願が、タイ出願日以降に公開されたと判断された場合、特許審査官又は特許調査官が第三者による当該文献を発見した場合は、文献種類を「EX」と記載する。または、

3.3) 開示されている発明の要旨が、第三者が出願した、同様若しくは同一（identical）の発明であるか、又は、出願の要旨と部分的に又は完全に同一の要旨であると判断された場合であって、さらに、先の小特許出願の優先日が外国における最初の出願日とタイ出願日との間の期間に位置し、先の出願が、タイ小特許出願日以降に公開されたと判断された場合、特許審査官又は特許調査官が第三者による当該文献を発見した場合も、文献種類を「EX」と記載する。

特許審査官又は特許調査官は、3.1) から3.3.) に記載の小特許出願の優先権主張（claim of right of priority）又は遡及的権利の主張の審査の重要性を特に重視しなければならない。

優先権主張又は先の権利の主張が前後について誤って主張されており、第三者による前の若しくは後の優先権主張、又は先の権利の主張に影響する場合、当該引用文献を後の実体審査において正確性を検討するために使用する場合があります。

先行技術文献の検索調査において、特許審査官又は特許調査官は新規性 (Novelty) に影響する先行技術を重視し、発明の新規性を分析するために最も関連性の高い先行技術 (Closest prior art) を選択する。更に、特許審査官又は特許調査官は、直接関連しない技術も検討して発明に対する重要な知識を向上させてもよい。

新規性を比較分析するためには、関連する先行技術に開示の要旨を全て検討する (明細書、クレーム、図面 (あれば) 及び要約の全体)。

## 8.2 調査の終了 (Termination of Search)

一般的な原則として、調査は正確及び完全に行わなければならない。但し、実務においては調査コストや調査期間に制約がある場合があり、特許審査官又は特許調査官は調査により得られる引用文献の量及び品質を検討して、条件 (得られる調査結果に対して調査にかかる時間、労働量及び調査コスト) が均衡の取れた状態であるかを考慮しながら、いつ調査を終了するか決定しなければならない。

調査終了の要件 (Several Circumstances of Termination of Search) として、

審査官又は特許調査官は、以下の条件のうち1つが満たされた場合は調査を終了する。

1. 審査官が小特許出願された発明の要旨に直接関連する引用文献を発見し、出願された発明の要旨全てにおける発明の特徴が当該文献に明確に開示されており、当業者が開示されている内容に基づき実施できると判断した場合、その文献を新規性の検討に関連する文献とし、その関連度を「X」とする。

2. 審査官が自身の技術、経験及び基本的知識を用いて検討を行った結果、発明に対する先行技術文献を発見しない又は発明に直接関連しない先行技術のみ発見した又は調査結果が調査にかかる時間、労働量及び調査コストに見合わないと考えられる場合、審査官は調査を継続する必要が無い。

3. 第1項に定める先の発明が存在し、外国の特許調査報告又は出願人による外国特許出願の調査報告が存在する場合。

4. 先の発明が第3項に記載の調査報告に記載されている場合、国内に存在する先行技術文献を引用し、後に行う発明の要旨の審査に含めるため、更にタイのデータベース (e-Patent) 上で先行技術調査を行わなければならない。

## 9. 特別な条件での調査 (Search under Special Circumstances)

### 9.1 要旨が複数の技術分野に亘っている小特許出願の調査 (Search on an application of which the subject matter covers more than one technical field)

小特許出願された発明の要旨が複数の技術分野に亘っている場合、元となる技術分野担当の審査官は、調査計画を作成するため小特許出願された発明のその他技術分野担当の審査官に相談する。

小特許出願された発明の調査において不明な点がある場合、特許調査官は直接の責任者である特許審査官に相談できる。又、特許調査官の調査結果において不明な点がある場合、審査官は作業を効率化し、出願の発明内容を網羅するため、特許調査官に直接連絡してもよい。

### 9.2 一出願に多数の発明が含まれている小特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity)

#### 9.2.1 一出願に多数の発明が含まれていることが明らかな小特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity Obviously)

審査官又は特許調査官が発明の要旨を検討する際、全ての独立クレーム及び従属クレーム、明細書、図面 (あれば) を検討した結果、当該小特許出願が同一の小特許出願中に複数の発明を含んでいると判断された場合、出願人が出願が単一の発明のみを含むよう補正を提出した後に調査を行わなければならない。

#### 9.2.2 一出願に多数の発明が含まれているか不明な小特許出願の調査 (Search on an Application Which Lacks Unity Nonobviously)

複数の発明を含み単一性が欠如しているか不明 (Lacks Unity Nonobviously) な小特許出願を調査する場合、調査後に一出願中に複数の発明が含まれていると判断された場合、審査官又は特許調査官は以下の通りに調査を行う。



(1) 最初の独立クレームについて調査を行い、調査の結果、当該クレームが新規性を有しないと判断された場合、特許審査官又は特許調査官は、省令 21 号第 5 項及び省令 22 号第 6 項を準用する第 18 条を準用する 65 条の 10 に基づく単一性のある発明に関する審査基準に基づき残りの独立クレームを検討し、残りのクレームが単一性のある発明であるか決定する。単一性の無い発明である場合、単一性のない発明に係るクレームについて調査する必要は無い。

(2) 非常に関連する技術的要旨を有する 2 つ以上の独立クレームの発明の独創的概念が相互に関連しており (Inter-parallel independent claims)、その他技術分野において調査が必要な独立クレームが存在しない場合、特許審査官は発明の技術的要旨全てを一度に調査するが、これは、相互に関連する独立クレームの性質として技術的要旨の多くが類似しているため、審査官の労働量を過度に増加させることが無いためである。

例 独立クレーム 1. 使い捨て不織用具であって、

(A) 第一及び第二の不織シート部材を備え、これらはその少なくとも一方の周縁に沿って相互に固定され、これにより前記不織シート部材による内部空間と使用者の手が挿入される開口部とを形成し、

(B) 前記第一及び第二の不織シート部材のうちの少なくとも一方に付着した混合物とを備える、使い捨て不織用具。

.....従属クレーム.....

独立クレーム 10. 使い捨て不織用具であって、

(A) 第一及び第二の不織シート部材を備え、これらはその少なくとも一方の周縁に沿って相互に固定され、これにより前記不織シート部材による内部空間と使用者の手が挿入される開口部とを形成し、

(B) 前記第一及び第二の不織シート部材のうちの少なくとも一方に付着した混合物とを備え、

前記用具が手袋である、使い捨て不織用具。

#### 10. 調査が不要な発明の要旨 (Subject Matters for Which search is Not required)

審査官は、以下の要旨について調査を行う必要はない。

1. 出願されたものが第3条に基づく発明ではない。
2. 理論的又は現実的に実施できない発明。
3. 要旨の概念が第9条に基づき保護をうけることができる発明ではない。
4. 明細書及びクレームが当業者が実現又は実施できないほど不完全、不明瞭である。

#### 11. 補足調査の条件 (Supplementary Search)

発明を審査する際、審査官は、従来からある発明文献を調査しなければならない場合があり、更なる検討を行うため、以下の条件下では追加で調査を実施しなければならない。

1. 小特許出願人がクレームを補正したが、最初の調査は補正後の新規クレームの要旨を網羅していない場合。
2. 最初の調査が行われた出願が不完全又は不正確と判断されたため、理解するために明瞭で十分な出願を出願人が出願した場合。
3. 小特許出願の不完全性又は不正確性又は不明瞭性の補正に関する通知が知的財産局特許部から通知されたため補足で調査が必要となった、又は出願の分割が通知され、発明の要旨を審査する際に調査する技術分野が変更になった場合。上述のいずれの場合においても、当該出願の担当審査官は追加で調査を行わなければならない。
4. 国内の調査報告又は国際調査報告又は外国の審査報告を検討したが、未だタイ小特許出願を検討できるほど十分な信頼性が無い、又は国内で権利を付与するには審査報告に問題があるように思われる場合、審査官又は特許調査官は、小特許出願に権利を付与するか検討するために発明の要旨を検討するため、まずは国内データベース (e-Patent) 又は外国のデータベース上で補足で先行発明を調査しなければならない。

## 12. 調査報告 (Search Report)

調査報告は調査結果の記録である。詳細には、引用文献又は従来発明に関連する調査結果の記録である。調査報告は、知的財産局特許部が指定する標準様式を用いて作成し、調査する技術分野、キーワード

(Keyword)、調査に使用したデータベースを記載しなければならない。又、調査した発明について、小特許出願された発明の要旨に対する従来発明の関連度を表す分類記号を明確に記載しなければならない。

調査報告において、発明の要旨との関連度を表すため以下の記号を使用する。

「X」：当該小特許出願に直接関連する文献、又はこの文献のみでクレームに係る発明に新規性又は進歩性が無いことを判断できる文献。

「A」：背景技術に直接関連するが、出願された発明に特に関連するとは見なされない文献。

「CR」：(Conflicting of Rights：権利の競合)異なる出願人による、特許出願と小特許出願の間で、または特許出願同士の間で、または小特許同士の間で、同一の発明または権利の重複があることが明らかになった文献をいう。

「P」：最初の出願と小特許出願との間に開示され、通常は参照記号の前に記号(例：XもしくはA)を追記した公開された文献、または出願日と優先日の間に印刷された書類である公開された文献、または、小特許出願の優先権主張について審査するため再調査が必要となる文献。

「E」：出願の出願日又は国際出願日以降に公開された文献。

「T」：発明の原理又は理論に関連する文献。

「O」：口頭で開示された文献。

「D」：小特許出願に記載されている文献。

「L」：その他理由で関連する文献。

「&」：複数の国で出願された同一発明の文献。

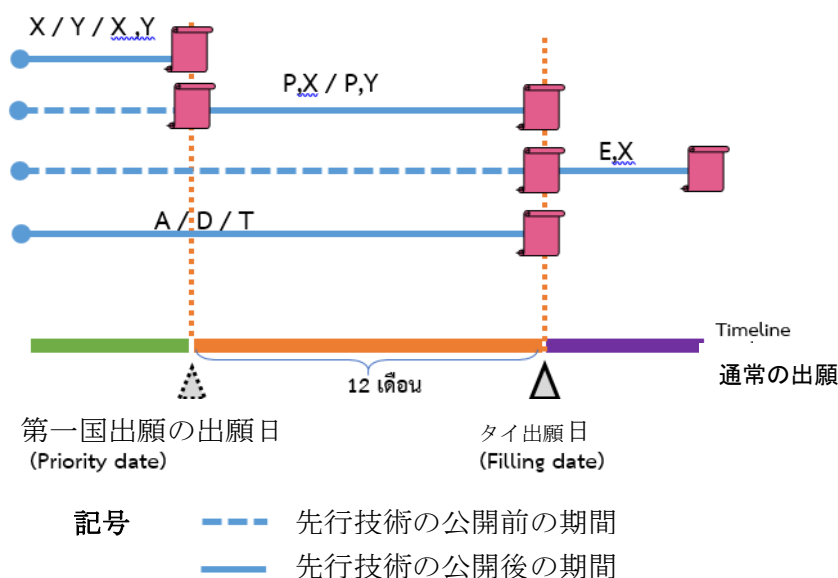
上述の文献の関連度について、記号「X」及び「A」は審査中の発明と引用文献又は従来発明(先行技術)との関連度を示すために用いる。

記号「CR」及び「E」は、引用文献と当該特許出願のクレームとの関連度を時間及び内容の観点から示す。記号「P」は、引用文献と当該特許出願の出願時クレームとの関連度を示す。記号「X」、「E」又は「A」は、内容の関連度を示す。記号「P」は、優先権主張の正確性が審査されていない場合に使用する。

クレームが異なる技術的課題の解決法を含み、引用文献と各技術的課題の解決法との関連度が異なる場合、審査官は、先行技術文献の分類記号の関連度を示す図に従い、高い方の関連度を示す記号を採用しなければならない。(Prior Art: D1 D2 D3...Dn)

#### 先行技術の分類

Prior Art (先行技術) : D1, D2, D3, …Dn



### 13. 発明審査の検討のための調査報告 (TH-DIP Search Report) の準備、及び調査に基づく見解書 (Written Opinion) の作成

小特許調査報告を準備し、調査に基づく見解書を作成する際、審査官又は特許調査官は、先行技術との比較によるクレームの評価及び審査で発見した関連文献 (先行技術) に基づき、特許調査報告及び調査に基づく見解書 (又は審査に基づく見解) の作成作業を行わなければならない。その際、発明が小特許出願の基準に従っているか見解を示さなければならない。添付書類 1 に示す様式のように特許文献の調査報告書及び見解書を作成する。

重要なことは、タイ語による適切な調査報告及び見解書を準備することである。当該調査報告及び見解書を英語に訳す又は英語で作成し、ASEAN 諸国 (ASPEC) 又は日本 (PPH) 又はその他国で審査結果として使用し、タイ国籍の出願人又は国内の出願人が当該調査報告を効果的に利用することも可能である。

#### 14. 国内小特許出願の特許文献の調査の3事例への分類

##### 14.1 国内小特許出願日より前に国外で出願された出願の場合

小特許出願人が既に国外で出願している場合、小特許出願人は当該同一発明に付与された特許及び関連先行技術を示す書類を含む書類又は審査結果を審査のために提出する。

小特許出願人が同一発明に対する出願を複数の国で出願している場合、小特許出願人は最初の特許出願国又は局長が指定する出願国の審査結果に関連する報告書又は書類を提出する。

##### 14.2 小特許出願人が他の機関に審査を委託する場合

この場合、出願人が早期に小特許調査報告を入手するための選択肢が複数存在する。出願人は、特許調査費用の支払いと共に、添付書類2に示すその他機関に発明の審査を請求する書類を提出することにより、外国又は国内のその他機関に発明の審査を請求できる。当該国外又は国内機関は特許調査に関する覚書を知的財産局に対して締結していなければならない。

14.2.1 国外機関に発明の審査を請求する場合、小特許出願人はクレーム及び要約及び図面（あれば）の英訳を提出しなければならない。

14.2.2 国内機関に発明の審査を請求する場合、小特許出願人は第14.2.1項に定める英訳を提出してもよく、提出しなくてもよい。

包袋ディレクトリ・証明書部門は以下の通りに手続きを進める。

1. 国外機関に発明の審査を請求する場合。

1.1 出願人が知的財産局に提出した英訳が出願のクレームと整合するか検討する。

1.2 調査のための送付を行うため、添付書類3に従い書式に記入し、1.1に基づく翻訳の写しを作成する。

2. 国内機関に発明の検討を請求する場合。

2.1 出願及び調査報告の写し各1部を提供する。

2.2 小特許出願された発明の分野に基づき国内機関を選択し、当該機関に送付する書簡を作成する。

審査官は、当該調査報告を受領すると、キーワード (Keyword)、発明分類 (IPC) 及びデータベース等から調査範囲が発明の要旨を網羅しているか、調査結果を検討する。

発明審査における検討のため、審査官は調査報告及び全ての先行技術文献を検討しなければならない。

調査報告においては、直接関連する文献の関連度及び出願のどのクレームに関連するかを記号で記載する。

-外国の調査報告の例は添付書類4の通りである。

-国内の調査報告の例は添付書類5の通りである。

#### 14.3 出願人がタイ国籍であり、第一国としてのタイ国で小特許出願した場合

この場合、特許審査官が上記の第2項から第13項に定める指針に基づき調査を行わなければならない。特許を出願する発明に近い先行技術文献を入手するため、知的財産局のデータベース、外国特許庁データベース、その他知的財産局のデータベース (google search patent や印刷媒体や学術誌等) ウェブサイト上で調査を行い、後に行う小特許の審査における検討のために特許調査報告を作成する。

### 15. 調査用データベース 及び情報

- タイ国内特許出願のデータイントラネットを使用する場合は URL <http://10.10.18.171> 経由又はウェブサイト <http://patentonline.ipthailand.go.th/> 経由で e-Patent version 2.0 にログインする。e-Patent 2.0 のデータベース上での調査方法の例を以下に示す。
  - ▶ 発明の名称=被膜 AND 発明の名称=非金属を使用すると文献が2件見つかる。

- ▶ 発明の名称=被膜 AND 要約=非金属を使用すると文献が 11 件見つかる。
- ▶ 発明の名称=被膜 AND 発明の名称=非金属 AND 発明名称=複数システムを使用すると文献が 1 件見つかる。
- ▶ 出願人氏名=スラサック・スリンポンを使用すると文献が 5 件見つかる。
- ▶ 発明の（特許分類の）記号=C23C 14/34 を使用すると文献が 3 件見つかる。
- ▶ 発明（特許分類の）記号=C23C 14/00 を使用すると文献が 7 件見つかる。
- ▶ 要約=被膜 AND 要約=非金属を使用すると文献が 39 件見つかる。

- インターネット経由（Internet）で利用可能な外国の特許情報の各種ウェブサイトは以下の通り。

1) 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO)

a. <https://www.wipo.int/patentscope/en/> 世界知的所有権機関の特許情報調査用データベース

b. <https://www.wipo.int/case/en/> 特許調査・審査 システム

2) <https://worldwide.espacenet.com/> 欧州特許庁データベース

3) 日本特許庁（Japan Patent Office-JPO）データベース

- a. <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopEnglishPage>  
日本特許の調査用データベース
- b. <https://aipn.j-platpat.inpit.go.jp/AI2/cgi-bin/AIPNINDEX> 調査・審査システム
- 4) <http://patft.uspto.gov/> 米国特許データベース
- 5) <http://engpat.kipris.or.kr/> 韓国特許データベース
- 6) <http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/> オーストラリア特許データベース
- 7) <http://ipsearch.aseanip.org/> ASEAN 域内データベース

欧州知的財産データベース上で調査を行う方法の例

<https://worldwide.espacenet.com/>

- 「Worldwide-full collection of published patent applications from 80+ countries」をクリックする。
- 以下の図に示す通り、モニタ上に、Enter Keywords (Title or abstract)、Enter numbers with or without country code (Publication/Application/Priority number)、Enter one or more dates or date ranges (Publication date) 、Enter name of one or more persons/organisations、及びEnter one or more classification symbols 等、検索に使用可能な複数の項目が表示される。



### Advanced search

Select the collection you want to search in

Worldwide - collection of published applications from 95+ countries

Enter your search terms - CTRL-ENTER expands the field you are in

Enter keywords

Title:  plastic and bicycle

Title or abstract:  hair

Enter numbers with or without country code

Publication number:  WO2008014520

Application number:  DE201310112935

Priority number:  WO1995US15925

Enter one or more dates or date ranges

Publication date:  2014-12-31 or 20141231

Enter name of one or more persons/organisations

Applicant(s):  Institut Pasteur

Inventor(s):  Smith

Enter one or more classification symbols

CPC  F03G7/10

IPC  H03M1/12

対応する文献を取得した後、審査官は各文献を検討しなければならない。文献が公開されておらず、出願人が出願を放棄していない又は出願人が特許法（仏暦 2522 年）の改正法（第 2 版）（仏暦 2535 年）第 21 条に基づき詳細の開示に同意していない場合、新規性に関する審査において引用できない。但し、未公開文献が、審査官が検討中の小特許出願の発明と同一の要旨を有し、当該未公開出願が、審査官が検討中の出願より前に出願されている場合、審査官は先に出願された出願についてタイ特許法（仏暦 2522 年）第 65 条の 10 で準用する第 16 条に基づき早急に手続きを進めなければならない。

第 65 条の 10 で  
準用する第 16  
条

複数の者が個別及び単独に同一発明を行い特許出願した場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同日付で出願したときは、出願人のうちいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意を形成しなければならない。局長が定める期間内に合意を形成できない場合、当事者は局長が定める期間の最後の日から 90 日以内に裁判所へ提訴しなければならない。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

したがって、先の出願人が特許を受ける権利を有する。先の特許出願の検討終了後、審査官は手続中の出願へと検討を進める。

したがって、審査官は調査報告の作成及び発明の審査に使用するため、使用可能な文献のうち最も発明に近い文献はどれであるか検討する。ここから、キーワードの選択が重要であることが分かる。正確及び適切なキーワードを選択することにより、発明に最も近い文献を見つけることができ、新規性を効果的に審査できる。

## 16. まとめ

小特許の書類の調査は、小特許の審査又は小特許出願の拒絶を検討するための重要な手順の一つである。審査官が先行技術文献の調査を不注意及び不完全に行った場合、調査対象の特許出願に関連する文献又は一致する文献を調査できない。その結果、新規性を検討する手続きが非効率になり、後に裁判所において小特許が取消となる場合もある。したがって、先行技術文献の調査は、正確な理解及び知識、異なるが同一又は類似の意味を有する文言による調査キーワード、又は上記項目で説明した調査指針に基づいて行うことにより、調査中の発明を網羅する文献を検索しなければならない。

## 添付書類

**รายงานการตรวจค้นสิทธิบัตรไทย**  
(Thailand Search Report)

ชื่อที่แสดงถึงการประดิษฐ์ (Title of Invention) :		
คำขอรับสิทธิบัตรเลขที่ (Application No.) : 0000000000	วันยื่นคำขอ (Filing Date) : วัน/เดือน/ปี พ.ศ.	วันยื่นขอให้ตรวจสอบ (Request for Examination Date) : วัน/เดือน/ปี พ.ศ.
คำขอยื่นไว้ครั้งแรกนอกราชอาณาจักร (Foreign Application Priority Data)		
เลขที่คำขอ (Priority No.) :	วันยื่นคำขอครั้งแรก (Priority Date) : วัน/เดือน/ปี พ.ศ.	ประเทศที่ยื่นไว้ครั้งแรก (Country) :
<input type="checkbox"/> ได้สิทธิวันยื่นครั้งแรกตามมาตรา 19ตรี (Claimed priority date under Article 19bis)		
ผู้ขอรับสิทธิบัตร (Applicant(s)) :		
ผู้ประดิษฐ์ (Inventor(s)) :		
สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ระหว่างประเทศ (International classification : IPC) :		
ขอบเขตการตรวจค้นในฐานข้อมูล (Scope of search)		
ฐานข้อมูล (Databases) :		
สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์ใช้ในการตรวจค้น (IPC) :		
คำสำคัญ (Keywords) :		
* อาจเลือกใช้สัญลักษณ์จำแนกการประดิษฐ์อื่นได้ เช่น U.S. CL., CPC, FI F-term เป็นต้น		
* คำสำคัญ (Keywords) รวมถึงคำที่มีความหมายทางเลือกอื่นๆ (Alternative meaning) หรือคำที่มีความหมายเดียวกัน (synonym)		

**ลักษณะที่เป็นสาระสำคัญของการตรวจค้น (Summary of Search) (ให้ระบุสาระสำคัญในการการค้นหา)**

เอกสารที่เกี่ยวข้องกับการประดิษฐ์หรืองานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Documents considered to be relevant)		
ประเภทเอกสาร* (Category)	งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (ระบุชนิดเอกสาร, สรุปสาระหรือส่วนที่เกี่ยวข้อง) (Citation of document, with indication, where appropriate of the relevant passages)	ข้อถือสิทธิที่เกี่ยวข้อง (Relevant to claim No.)
ประเภทเอกสารอ้างอิงของงานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Category of Documents considered to be relevant)		
<p>“X”: เอกสารที่เกี่ยวข้องโดยตรงกับการประดิษฐ์ที่ขอรับสิทธิบัตรหรือเป็นเอกสารที่แสดงให้เห็นว่าข้อถือสิทธิของการประดิษฐ์นั้นใหม่หรือไม่เป็นการประดิษฐ์ที่สูงขึ้น เมื่อพิจารณาเพียงเอกสารเดียว (particularly relevant if taken alone Objection: Lack of novelty or lack of inventive step with one document Objection: Lack of novelty or lack of inventive step with one document)</p> <p>“Y”: เอกสารที่เกี่ยวข้องโดยตรงเมื่อนำเอกสารมารวมกับเอกสารอื่นอย่างน้อยหนึ่งเอกสาร โดยแสดงให้เห็นว่าข้อถือสิทธิของการประดิษฐ์ไม่มีขั้นการประดิษฐ์ที่สูงขึ้น (particularly relevant if combined with another Y-document Objection: Lack of inventive step by combination of two or more documents)</p> <p>“A”: เอกสารที่เกี่ยวข้องกับภูมิหลังของศิลปะหรือวิทยาการซึ่งไม่ถูกนำมาพิจารณาว่าเกี่ยวข้องกับการประดิษฐ์เป็นพิเศษ (Technological background, no objection of lack of novelty or inventive step)</p> <p>“CR”: (Conflicting of Rights) หมายถึงเอกสารสิทธิบัตรหรืออนุสิทธิบัตรหรือคำขอรับสิทธิบัตรหรือคำขออนุสิทธิบัตรใดๆ ได้ปรากฏว่าเป็นการประดิษฐ์อย่างเดียวกันหรือเกิดความซ้ำซ้อนกันของสิทธิ โดยผู้ขอรับสิทธิบัตรต่างบุคคลกัน</p> <p>“P”: เอกสารที่ประกาศโฆษณาอยู่ระหว่างวันยื่นคำขอครั้งแรกและวันยื่นคำขอรับสิทธิบัตร มักจะใช้เติมหน้าสัญลักษณ์ที่อ้างอิงถึงอยู่ก่อน (เช่น X, Y หรือ A) หรือเอกสารที่ประกาศโฆษณา ซึ่งเป็นเอกสารที่ตีพิมพ์ระหว่างวันที่ยื่นคำขอ และวันที่มีการขอสิทธิอันหลังหรือเอกสารที่ทำให้ต้องมีการตรวจค้นซ้ำเพื่อพิจารณาการขอถือสิทธิย้อนหลังของคำขอรับสิทธิบัตรดังกล่าว (intermediate document, published after priority date but before filing date of the application; used in combination with X, Y, A (e.g. XP))</p> <p>“E”: เอกสารที่ได้ยื่นขอไว้ก่อน แต่ประกาศโฆษณาในวันเดียวกับหรือหลังวันยื่นขอรับสิทธิบัตร หรือยื่นคำขอระหว่างประเทศ (Earlier patent document, but published on, or after the filing date)</p> <p>“T”: เอกสารที่เกี่ยวข้องในส่วนของหลักการ หรือทฤษฎีของการประดิษฐ์ (Theory or principle underlying the invention Theory or principle underlying the invention)</p> <p>“D”: เอกสารที่เกี่ยวข้องซึ่งระบุอยู่ในคำขอรับสิทธิบัตร (cited in the application)</p> <p>“L”: เอกสารที่เกี่ยวข้องด้วยเหตุผลอื่น (cite for other reasons)</p> <p>“&amp;”: เอกสารที่เป็นการประดิษฐ์เดียวกันที่ยื่นไว้ในหลายประเทศ (Document member of the same patent family)</p>		
<p>ตรวจค้นโดย ชื่อหน่วยงานตรวจค้นภายในประเทศ/ที่อยู่/เบอร์โทร, โทรสาร, (Name and mailing address of Searching Authority),</p> <p>.....</p> <p>เบอร์โทร.....โทรสาร.....Email:.....</p>		
<p>ผู้ตรวจค้น (Authorized Officer):</p> <p>ลงชื่อ .....</p>	<p>วันที่ตรวจค้นเสร็จ (Date of completion of the search):</p> <p>วัน/เดือน/ปี พ.ศ.</p>	

เอกสารที่เกี่ยวข้องกับการประดิษฐ์หรืองานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Documents considered to be relevant) (Continuation)		
ประเภทเอกสาร* (Category)	งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (ระบุชนิดเอกสาร, สรุปสาระหรือส่วนที่เกี่ยวข้อง) (Citation of document, with indication, where appropriate of the relevant passages)	ข้อถ้อยสิทธิที่เกี่ยวข้อง (Relevant to claim No.)

**ความเห็นการตรวจค้น**  
**(Written Opinion of Searching Authority)**  
**คำขอรับสิทธิบัตรเลขที่**  
**(Application No.) : ..... 0000000000.....**

**รายละเอียดการประดิษฐ์ (Description), หน้า (Page)**  
**x-xx หน้า (Pages) ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร (as originally filed/furnished)**  
 เช่น 1-29 หน้า ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร เป็นต้น

**ข้อสิทธิ (Claims)**  
**ข้อ x-xx (Claim) ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร (as originally filed/furnished)**  
 เช่น ข้อ 1-11 ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร เป็นต้น

**รูปเขียน (Drawing)**  
**x-xx (Figures) ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร (as originally filed/furnished)**  
 เช่น รูปที่ 1-19 ตามที่ระบุไว้ในคำขอรับสิทธิบัตร เป็นต้น

**งานที่ปรากฏอยู่แล้ว (Citations)**  
**เอกสารอ้างอิง (Cited document, Dx) xx (ระบุเลขอ้างอิงเอกสาร) วันที่ปรากฏ (Publication date) dd/mm/yyyy (ระบุวันที่ปรากฏ)**  
 เช่น เอกสารอ้างอิง 1 (D1) WO 02/39840 A1 วันที่ปรากฏ 18/01/1999  
 เอกสารอ้างอิง 2 (D2) US 5,494,625 A วันที่ปรากฏ 7/06/2014  
 เอกสารอ้างอิง 3 (D3) JP 2010-264180 A วันที่ปรากฏ 28/02/2016 เป็นต้น

**ผลพิจารณา (statement)**

<b>การประดิษฐ์ขึ้นใหม่</b> (Novelty)	ข้อสิทธิ (Claims) ..... เป็น (Yes) ข้อสิทธิ (Claims) ..... ไม่เป็น (No)
<b>ขั้นการประดิษฐ์สูงขึ้น</b> (Inventive step)	ข้อสิทธิ (Claims) ..... มี (Yes) ข้อสิทธิ (Claims) ..... ไม่มี (No)
<b>การประยุกต์ใช้ได้ทางอุตสาหกรรม</b> (Industrial Applicability)	ข้อสิทธิ (Claims) ..... ได้ (Yes) ข้อสิทธิ (Claims) ..... ไม่ได้ (No)

**意見(Explanation)**

クレームの要旨第.....項に.....(文献と比較審査するクレームの要旨を記す)と記され、参考文献 (D. x)に.....(比較審査された要旨を記す).....が開示されている(明細書 xx.....頁、x 行目から x....頁、xx 行目まで、クレーム x-x、図面 x-x)。上記の発明の要旨は公知文献で開示されているため、仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法の第 6 条、第 7 条を準用する第 5 条に基づき新規の発明とは見なされず、当業者が容易に利用でき、かつ進歩性のある発明ではない。

## 例

「突起物に地面と接触させるために特別に設けたヘッド部分、中心点と共に表面のある土台、外側の周辺部、外面の中心点に設けたねじ棒、及び外面上に設けた複数のらせん状の溝からなり、他より深い特別ならせん状の溝を有し、当該らせん状の溝の深さがらせん状の模様と一致する、クレーム 1 に記載の突起物との連結部用の突起物を有する靴の組立セット。」

参考文献 1(D. 1)の(13 頁 5 行目から 16 頁 25 行目まで、クレーム 4-6、図面 11-14)で、連結部(connector)(120)から成るスパイクの組立セットが開示されている。スパイクの靴底には、中心点を有する表面(a surface with a center)と、内側の縁及び外側の縁(an inner periphery and an outer periphery)と、底面及び内部面の中心点に定める連結穴(hole)と、複数のねじの歯(multiple thread teeth)及び他のねじより幅広の寸法を持つ特殊ねじ(a specific thread)とが配置される(クレーム 1 の通り)。

上記のクレームの要旨は、仏暦 2545 年(西暦 2002 年)5 月 23 日付の特許出願開番号 WO 02/39840 A1(TRISPORT LIMITED; PAUL, ANDREW; SHUTTLEWORTH, LEE, PAUL)の公開公報コピーで開示されているため、仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 6 条、第 7 条を準用する第 5 条に基づく新規性のある発明とも進歩性のある発明とも見なさない。

(.....)

特許審査官/特許調査官

(Examiner / Authorized Officer)

...../...../

(Date of completion of this report)



## 添付書類 2

## 他機関への審査請求書式

記入場所

日付

件名 他機関への審査請求

宛名 特許部長殿

特許出願人/代理人である私は、以下の通り特許出願を知的財産局から、仏暦 2548 年（西暦 2005 年）2 月 25 日より施行されている知的財産局告示 件名「他機関への審査請求」の末尾添付リストに記載された審査業務を担う機関に送り、審査を委託することを希望します。

外国の機関                       国内の機関

なお、上記の特許出願の詳細は以下の通りです。

- (1) 特許出願番号
- (2) 出願日
- (3) クレーム数.....項

なお、私は審査費用として  
パーツ(.....)を支払うと共に、追加の費用が発生する場合、特許出願人/代理人はこの審査に関するいかなる追加費用についても進んで支払う所存です。

以上お知らせしますので、ご検討並びにお手続きをよろしく願いいたします。

敬具

(.....)

特許出願人/代理人

**備考** 審査費用は以下の通りである。

1. 外国の機関：クレーム 1 項目以上 60,000 パーツ
  2. 国内の機関：サービス料 1,000 パーツ  
及び調査料 クレーム 1 項目ごとに 1,500 パーツ
- ただし、合計した場合の上限を 20,000 パーツとする。

AUSTRALIAN INDUSTRIAL PROPERTY ORGANISATION

To: The Director - General, Department of Intellectual Property

Herewith Search and Examination Report on

Thai Patent Application Number.....

1. APPLICANT.....
2. FILLING DATE IN THAILAND.....
3. DATE OF RECEIPT BY AIPO.....
4. PRIORITY DATE OF APPLICATION.....
5. PRIORITY COUNTRY.....
6. TITLE OF INVENTION.....
7. INTERNATIONAL CLASSIFICATION (Int cl<sup>6</sup>).....
8. AREA OF SEARCH.....
9. SEARCH RESULT.....

Category of Section 6	Citation of document with indication, where appropriate, of the relevant passage	Relevant to Claim No.

**AUSTRALIAN PATENT OFFICE  
INTERNATIONAL-TYPE SEARCH REPORT**

ARTICLE 15(5)  
established by the ISA/AU

OVERSEAS OFFICE  
**THAILAND**

National Application No. <b>074079</b>	Country or Office of Filing <b>THAILAND</b>	Applicant's or agent's file reference <b>0706/1037</b>
Filing Date ( <i>day/month/year</i> ) <b>30 May 2002</b>	(Earliest) Priority Date ( <i>day/month/year</i> ) <b>27 May 2002</b>	Priority Country Code <b>CN</b>
Applicant <b>Sin Etke Technology Co. Ltd</b>		

Date of request for international-type search <b>4 May 2006</b>	International-type search request AU Job No.
--	--

This international-type search report consists of a total of **3** sheets

It is also accompanied by a copy of each prior art document cited in this report.

The search was based on the following search statement:

An active rescue-asking alarm system used in a motor vehicle, comprising a wireless communication apparatus, at least one sensor installed in a location in the vehicle to detect the condition of the vehicle and to provide an abnormal signal when an abnormal condition occurs while the vehicle is turned off, and an alarm electrically connected to said sensor(s) and adapted to receive the abnormal signal from said sensor(s) while the vehicle is turned off, said alarm having a connection line electrically connected to said wireless communication apparatus and adapted for providing a control signal to initiate said wireless communication apparatus when said alarm receives the abnormal signal from said sensor(s) and allowing said wireless communication apparatus to inform the motor vehicle owner of the occurrence of the abnormal vehicle condition of the vehicle.

Art15 (first sheet) (July 1992)

INTERNATIONAL - TYPE SEARCH REPORT

National Application No. **074079**

<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER.</b>				
Int. Cl. <i>H04Q 7/32</i> (2006.01) <i>G08B 13/00</i> (2006.01) <i>G08B 1/08</i> (2006.01) <i>G08B 25/10</i> (2006.01)				
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC				
<b>B. FIELDS SEARCHED</b>				
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC				
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched				
Electronic database consulted during the international search (name of database, and where practicable, search terms used) US PATENTS, US APPLICATIONS, DWPI, KEYWORDS: Vehicle, automobile, alarm, theft, warning, wireless, mobile, gps, location, position, satellite, call, phone and similar terms.				
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>				
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to Claim No.		
X	US 2002/0021242 A1 (FLICK) 21 February 2002 See the entire document	1-16		
X	US 6208247 B1 (AGRE et al) 27 March 2001 See the entire document	1-16		
X	WO 2000/050916 A1 (DANTRACK ApS et al) 31 August 2000 See the entire document	1-16		
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.				
<p>* Special categories of cited documents:</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&amp;" document member of the same patent family</p> </td> </tr> </table>			<p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&amp;" document member of the same patent family</p>
<p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&amp;" document member of the same patent family</p>			
Date of the actual completion of the international-type search <b>18 May 2006</b>		Date of mailing of the international-type search report <b>26 JUL 2006</b>		
Name and mailing address AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WODEN ACT 2606, AUSTRALIA E-mail address: pct@ipaustralia.gov.au Facsimile No. (02) 6285 3929		Authorized Officer  <b>ROBERT BARTRAM</b> Telephone No. (02) 6283 2215		

Art 15 (second sheet) (July 1992)

INTERNATIONAL - TYPE SEARCH REPORT

National Application No. 074079

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to Claim No.
X	WO 2000/025284 A2 (ROYAL THOUGHTS LLC et al) 4 May 2000 See Figure 2, page 2 line 23-page 3 line 17, page 5, page 15	1-16
X	US 5218367 A (SHEFFER et al) 8 June 1993 See whole document	1-2, 4-12, 14-16
X	WO 1992/010387 A1 (FORECOURT SECURITY SYSTEMS LIMITED et al) 25 June 1992 See Pages 1-6	1-16
<p>The invention you have defined in claims 1-16 is not novel and not inventive in light of the documents listed above because they all disclose all of the features defined in the claims listed in the right hand column. All citations have a wireless communication alarm system suitable for a vehicle that have an independent battery supply that does not require the vehicle to be turned on. The citations either explicitly disclose the equivalent sensors or they are obvious variations to the sensors disclosed.</p> <p>The term "respectively" is not required in the claims hence they are currently not succinct. Claims 12 - 16 do not define the feature of the system being powered independently from the vehicle being turned on.</p>		

## 添付書類 5

1/3 ページ

## 特許出願審査のための調査報告書

号	特許出願番号 (省略)	出願日 仏暦 2553 年 (西暦 2010 年) 10 月 22 日	審査請求日
優先権主張番号 <input type="checkbox"/> 出願日の権利 確保	優先日	優先権主張国	
特許出願人 (特許部により省略)			
発明の名称「大気中の二酸化窒素ガス量検出用受動型空気サンプル採取装置」			
国際特許分類 (Int. Cl.) G01N15/02, G01N1/22			
調査範囲  air sampling filter capsule, passive air collection sampling filter nitrogen oxide			
調査の要旨となる特徴			
クレーム第 1-2 項より			

## 発明の関連文献(先行技術)

文献のカテゴリ *	先行技術 (文献の種類、要旨又は関連部分の概要を明記する)	関連するクレーム
Y	<p><b>特許番号 US 6779411 号 “Adaptable filter sampling device”</b>  <b>2004年8月24日</b>  <b>概要：</b>一方の蓋に取込み孔を有する円筒形の箱から成る空気のサンプル採取装置で、円筒形の箱内には多層フィルター及び四角い断面のオリフィス板を有する。ピンはなく、冷蔵庫に入れる必要はない。  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-10, Figures 1-9</p>	1-2
Y	<p><b>特許番号 US 4827779 号 “Cartridge personal sampling impactor”</b>  <b>1989年5月9日</b>  <b>概要：</b>円筒形の箱から成る個人用空気サンプル採取装置で、一方の蓋に空気を取込み円筒形の箱内のフィルター層に通すための複数孔を有する。  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-8, Figures 1-4</p>	1-2
A	<p><b>特許番号 US 4796475 号 “Personal air sampling impactor”</b> 年月日  <b>概要：</b>ポンプで空気を吸い込みサンプル採取箱内に流し、孔を流れて流れる空気のトラップフィルターを内部に備えた空気サンプル採取装置  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-8, Figures 1-3</p>	1-2
A	<p><b>特許番号 US 7334453 号 “Modular particulate sampler”</b>  <b>2008年2月26日</b>  <b>概要：</b>ポンプで空気を吸い込みサンプル採取箱内に流し、一方の蓋にある孔を流れて流れる空気のトラップフィルターを内部に備えた円筒形の箱から成る空気サンプル採取装置  <b>関連部分：</b> Abstract, Claims 1-12, Figures 1-4</p>	1-2
<p>* X 特に新規性の審査に関する文献  Y 特に進歩性の審査に関する文献  A 直接関連する文献ではなく、発明の一般的な水準を示すもの  P 優先日後で、かつタイ国内での出願日の前に公開された文献  E 先に出願された文献だが、出願日以降に公開されたもの</p>		





## 第4章

### 国際出願（PCT 出願）の審査

## 第4章 国際出願（PCT出願）の審査

### 1. はじめに

特許協力条約下での国際出願、即ち PCT (Patent Cooperation Treaty: PCT) 出願審査における、タイ国内での発明保護を求める国際出願手続きについて、担当官は以下に詳細に述べる定められた実務指針に基づいて審査を行う。

### 2. 出願人による国際出願（PCT出願）

PCT 制度及び PCT 出願段階（添付書類 1）の図 (Overview) に示されるように、出願人が、外国において PCT 出願し、PCT 制度の国際段階 (International Phase) を経てタイ国内で発明の特許又は小発明保護を求める出願を希望する場合は、以下の通り実施しなければならない。

(1) 最初の出願日から数えて 30 ヶ月以内に様式ソーポー/オーソーポー/001-コー (PCT) に基づきタイ国内において発明保護を求める出願を行い、同時に PCT 出願書類及び PCT 出願書類のタイ語訳を提出し、又、仏暦 2547 年（西暦 2004 年）特許又は小特許についての手数料及び手数料免除に関する省令に定められた手数料を支払わなければならない。

尚、出願人は、国際段階 (International phase) における PCT 出願書類と一致した PCT 出願書類の翻訳文を提出しなければならない。

出願人が特許出願の補正を希望する場合は、タイ国における発明保護を求める出願を希望することを表明した（※国内段階）(National phase) 後に補正することが可能である。

(2) 出願人は以下の追加書類を提出する（ある場合）。

(2.1) 局長に対し登録を行っている代理人への委任状は、場合により、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づいて公布された省令第 21 号（仏暦 2542 年（西暦 1999 年））第 13 項から 15 項に定められた規定に基づき提出する。

(2.2) タイ国内における特許／小特許出願人について、PCT 出願書類における記載と異なる出願人名がある場合は、出願人は譲渡証書と共にそのタイ語訳を提出すること。担当官は、PCT/RO/101 の宣言書 (Declaration) に譲受人名が示されていない場合、出願人に対し、譲渡証書の提出を指示することができる。

(2.3) その他書類について、特許／小特許出願人は上記書類を (1) の書類と同時に提出すること。同時に書類を提出できない場合には、出願人は当該書類を PCT 出願日から数えて 90 日以内に提出すること。国際出願書類又は証拠書類に不備がある場合、特許／小特許出願人は、出願日から数えて 90 日以内に、補正を行い、又追加書類を提出すること。

出願人が上記の期間内に全て同時に追加書類を提出しない場合、担当官は、出願書類返却理由及び審判を請求する権利を通知すると共に出願書類を返却する。

## 第4章

(3) 出願人が、知的財産局に対し最初の出願日から数えて 30 ヶ月の期間を満了する前に PCT 出願の検査を行うことを希望する場合には、出願人は様式ソーポー/オーソーポー/103-コー (PCT) に従った、30 ヶ月の期間満了前の国際出願手続申請書を下記書類の添付と共に追加提出すること。

- 1) 国際出願書類写し
- 2) その他書類 (ある場合)

(4) 外国語で作成された各書類について、出願人は、タイ語訳を作成し、翻訳者の宣誓を同時に提出する。

### 3. 国内段階における国際出願 (PCT 出願) 受理審査

#### 3.1 PCT 出願受理審査

特許出願人が、国際出願 (PCT 出願) において発明保護を求めることを希望する場合、タイ国商務省知的財産局の国際特許登録受理官庁において出願、又はタイ国知的財産局ウェブサイト経由で出願する。

PCT 出願受理審査において、PCT 出願受理審査を行う担当官は以下の通り業務を行う。

(1) 出願人が特許協力条約に基づく仏暦 2552 年 (西暦 2009 年) 発明保護を求める出願に関する省令第 22 項に基づき、最初の出願日から数えて 30 ヶ月以内に様式ソーポー/オーソーポー/001-コー (PCT) に基づくタイ国における発明保護を求める出願をし、タイ国知的財産局に対し国際出願書類 (PCT/RO/101) のタイ語訳を提出し手数料の支払いを瑕疵なく行っているかを審査する。

(2) 場合により ((委任状が) ある場合)、局長に対し登録を行っている代理人への委任状が、仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法に基づき公布された省令第 21 号仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 第 13 項から 15 項に基づき正しく提出されているかを審査する。

(3) PCT 出願受理審査を行う担当官が、出願人が PCT 出願の不完全なタイ語訳を提出した等の不備を発見した場合には、担当官は、出願書類を提出した者に対し、担当官への出願日から数えて 90 日以内に補正又は追加書類提出を指示する。(仏暦 2558 年 (西暦 2015 年) 許認可促進法 8 条第 1 段落に基づく) 出願人が出願書類の補正又は追加書類を PCT 出願受理審査を行う担当官に対して提出しない場合、担当官は、当該出願書類を提出した者に対し出願書類返却理由を文書に明示すると共に出願書類を返却する。ここで、出願人は、出願書類返却命令の通知を受け取った日から数えて 15 日以内において返却命令に対する審判請求する権利を有する (仏暦 2558 年 (西暦 2015 年) 許認可促進法第 9 条に基づく)。

なお、出願人は、当該出願が最初の出願日から数えて 30 ヶ月の期間内であれば、再度出願することが可能となる。

## 第4章

(4) 出願人が知的財産局に対し最初の出願日から数えて30ヶ月が満了する前にPCT出願の移行手続きを申請したが、WIPOの国際事務局(International Bureau: IB)データベースにおける国際調査機関(International Search Authority: ISA)による先行技術に関する調査報告及び、国際予備審査機関(International Preliminary Examination Authority: IPEA)による国際出願における発明に関する予備見解(ある場合)を示さない場合には、PCT出願受理審査を行う担当官は出願人に対し検討のため迅速に上記書類を提出するよう通知する。

(5) 各情報及び書類は知的財産局のデータベースシステムに記録する。

(6) 出願人が、特許協力条約に基づく仏暦2552年(西暦2009年)発明保護を求める出願に関する省令第22項に基づいた、最初の出願日から数えて30ヶ月の期間を経過してタイ国内において発明保護を求める出願をする場合、出願人は、特許協力条約に基づく仏暦2552年(西暦2009年)発明保護を求める出願に関する省令における規則第23項に基づき、知的財産局に対し様式ソーポー/オーソーポー/101-コー(PCT)に従った国際出願をタイ国内においてまだ有効とするための権利回復申請書を提出する。

(7) 特許協力条約に基づく仏暦2552年(西暦2009年)発明保護を求める出願に関する省令第22項に基づきPCT出願がタイ国内で効力(権利)を失い、出願人が、PCT出願がタイ国内においてまだ有効とする権利回復申請書を提出した場合に関し、知的財産局は、権利回復申請書を検討し、出願人が十分な注意を払いながらも30ヶ月以内にタイ国内における発明保護を求める出願を行うことが不可能であったと判断した場合、PCT出願受理審査を行う担当官は出願人又は代理人に対し検討結果を引き続き通知する。

### 3.2 PCT出願を構成する証拠書類審査

出願人が、知的財産局6階PCT出願受理審査を行う担当官にPCT出願を提出した場合、PCT出願受理審査を行う担当官は、特許出願(願書、明細書、クレーム、図面(ある場合)、要約書)及び、出願における証拠書類一覧(添付書類2)に基づく出願書類を審査検討しなければならない。

(1) PCT出願又は証拠書類に不備がある場合、PCT出願受理審査を行う担当官は、追加提出が必要である書類又は証拠書類のチェックリスト(添付書類3(訳注:出願受理合意記録書のこと))に沿って不備記録報告書を作成し、出願人は、出願日から数えて90日の期間内に補正及び/又は追加書類の提出をしなければならない。出願人が当該定められた期間を経過し追加書類の提出をしない場合、PCT出願受理審査を行う担当官は、出願人に出願書類返却理由及び審判請求する権利を通知すると共に、出願書類を返却する。

## 第 4 章

上記の場合に、出願人が知的財産局に対し手数料の支払いを既に行っている場合、以下の場合を除き当該手数料の返還はできない。

1. 手数料返還についての法律が制定されている場合
2. 重複して手数料を支払った、又は手数料を支払い過ぎた場合、しかも手数料を支払った者の間違いではなく上記手数料の支払いについて担当者との間違いにより生じた手数料については知的財産局により案件ごとに考慮される。

(2) (1) の合意された記録に従って出願人が複数の書類又は証拠書類を提出しなければならない場合、追加書類又は証拠を瑕疵なく提出するために、出願人は書類又は証拠を全て同時に提出しなければならない。

(3) 証拠書類の写しを提出しなければならない場合、出願人は、当該証拠書類の写しであることを保証する。

(4) 外国語である書類を提出する必要がある場合、出願人は、当該書類をタイ語翻訳文と共に提出し、当該翻訳文が正しい翻訳文であることを記した翻訳者の宣誓が必要となる。

(5) 出願人又は委任を受けた代理人が自身で出願せず、他の個人に出願を委任している場合、当該個人が出願書類を提出し、出願人又は代理人に代わり出願受理合意記録書に署名する権限を与える臨時委任状又は個別委任状が必要である。なぜなら、当該出願に不備がある又は証拠書類に不備がある場合、出願を行う個人が当該記録に署名する権限がなければ、担当官が当該出願を受理することができない可能性があるからである。

### 4. 国際出願の予備審査

出願人が特許協力条約に基づく仏暦 2552 年（西暦 2009 年）発明保護を求める出願に関する省令第 22 項又は 23 項に基づいて手続きされた PCT 出願は、国内における特許又は小特許出願とみなす。担当官は下記の通り予備審査を実施する。

(1) 最初の出願日から数えて 30 ヶ月満了前の国際出願手続申請がなされた PCT 出願の取り扱い

出願人が知的財産局に対し最初の出願日から 30 ヶ月満了前に PCT 出願手続申請を提出し、知的財産局がこれを検討し国際出願の手続きを行うべきであると判断した場合には、担当官は PCT 出願について第 17 条に基づき必要事項を有しているか、また国際出願の発明が第 9 条に基づき特許付与の要件を満たさない発明であるかを審査し、下記の手続きのため、局長に審査報告書を提出する。

- PCT 出願が第 17 条に基づき正しく行われており、第 9 条に基づき保護を受けるべき発明である場合には、国際出願の公開手続きを行う。（第 28 条第 2 項）

## 第4章

- PCT出願について第17条に基づき必要事項が揃っていない場合には、担当官は出願人に対しPCT出願について補正命令を行うため、局長に報告書を提出する。(仏暦2522年(西暦1979年)特許法に基づき公布された仏暦2542年(西暦1999年)省令第22号第5項)
- PCT出願の発明が第9条に基づき特許を受けることができない発明であった場合、担当官は国際出願の拒絶命令を行うため、局長に報告書を提出する。但し、PCT出願の拒絶命令を行う前に、局長は出願人に対し出願されたPCT出願について意見書又は補正書の提出を命じることができる。(仏暦2522年(西暦1979年)特許法に基づき公布された仏暦2542年(西暦1999年)省令第22号第28条(1)及び第6項)

(2) 最初の出願日から数えて30ヶ月を満了したPCT出願手続き特許協力条約に基づく仏暦2552年(西暦2009年)発明保護を求める出願に関する省令第22項に基づき、タイ国内における発明保護を求めるPCT出願が最初の出願日から30ヶ月を満了した時、担当官は、PCT出願が仏暦2522年(西暦1979年)特許法第9条に基づく発明でないか、又、PCT出願について第17条に基づく必要事項を有しているかを審査し、仏暦2522年(西暦1979年)特許法に基づき下記手続きのため局長に審査報告書を提出する。

(3) タイ国内における効力を失った国際出願の手続き

知的財産局が権利回復申請書について検討を行った結果、出願人が必要十分な注意を払っていたと判断した場合、PCT出願受理審査を行う担当官は出願人又は代理人に対し知的財産局の検討結果を通知する。そして、権利回復を許可する場合、PCT出願受理審査を行う担当官はPCT出願が第17条に基づく必要事項を有しているか、又PCT出願の発明が第9条に基づく特許を受けることができない発明であるか否かを審査し、仏暦2522年(西暦1979年)特許法第28条(1)に従った手続きを進めるため、局長に対し審査報告書を提出する。

(4) 知的財産局が国際出願を公開した時には、担当官は仏暦2522年(西暦1979年)特許法及び改正法の規定に従いPCT出願の手続きを進める。

(5) 発明保護を求める出願を行うPCT出願が小特許である場合、知的財産局が検討の結果、仏暦2522年(西暦1979年)特許法第9条及び第17条を準用する第65条の10に違反していないと判断し、更に出願人が小特許発行手数料及び公開手数料を支払った場合には、発明を登録し小特許を付与する。

## 第4章

当該国の国内段階における PCT 出願の予備審査について（特許出願公開のための特許出願審査、又は小特許公開及び小特許付与のための小特許出願審査について、これらの PCT 出願は、特許協力条約に基づく仏暦 2552 年（西暦 2009 年）発明保護を求める出願に関する省令第 22 項又は第 23 項に従わなければならない）、審査官は本マニュアル特許出願予備審査指針第 1 条第 1 部、又は小特許出願予備審査指針第 3 条第 1 部の使用を検討することができる。

### 5. PCT 出願の実体審査

(1) 出願人が第 29 条に基づき実体審査請求を行った場合には、担当官は国際調査機関（International Searching Authority: ISA）又は国際予備審査機関（International Preliminary Examination Authority: IPEA）（ある場合）の情報をを用い実体審査を行う。これについて担当官は知的財産局又は外国特許庁の特許データベースからの追加情報を調査することができる。

(2) タイ国内において特許又は小特許付与を求めた PCT 出願の審査、異議申立、及び登録手続きは仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に定められた原則及び方法に基づいて遂行する。

PCT 出願の実体審査において、審査官は、本マニュアル第 1 条第 3 部における実体審査指針（Substantive examination）の使用を検討することができる。

### 6. 発明保護を求める出願を行う PCT 出願のタイ国内受付場所

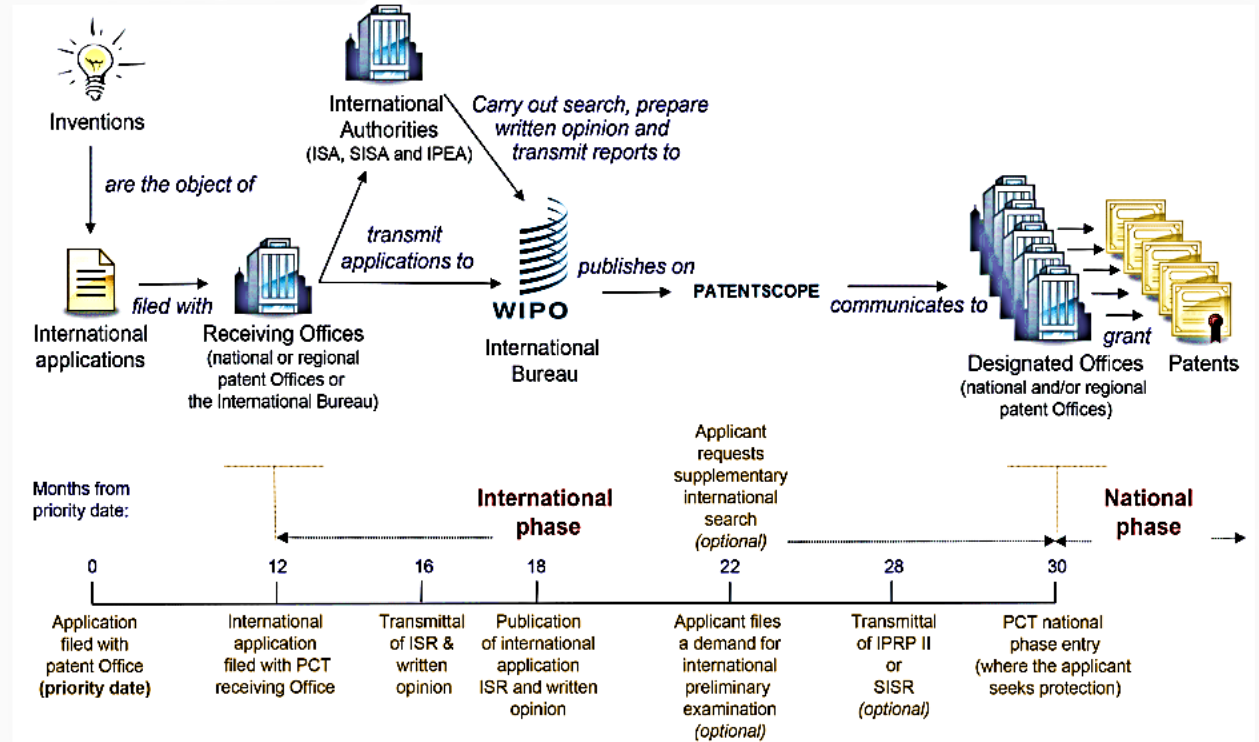
タイ国内における発明保護を求める出願は、商務省知的財産局 6 階の国際特許登録受理官庁の担当官に提出する。TEL：02-547-4304 FAX：02-547-4304 にて追加情報又は詳細の問い合わせが可能

添付書類

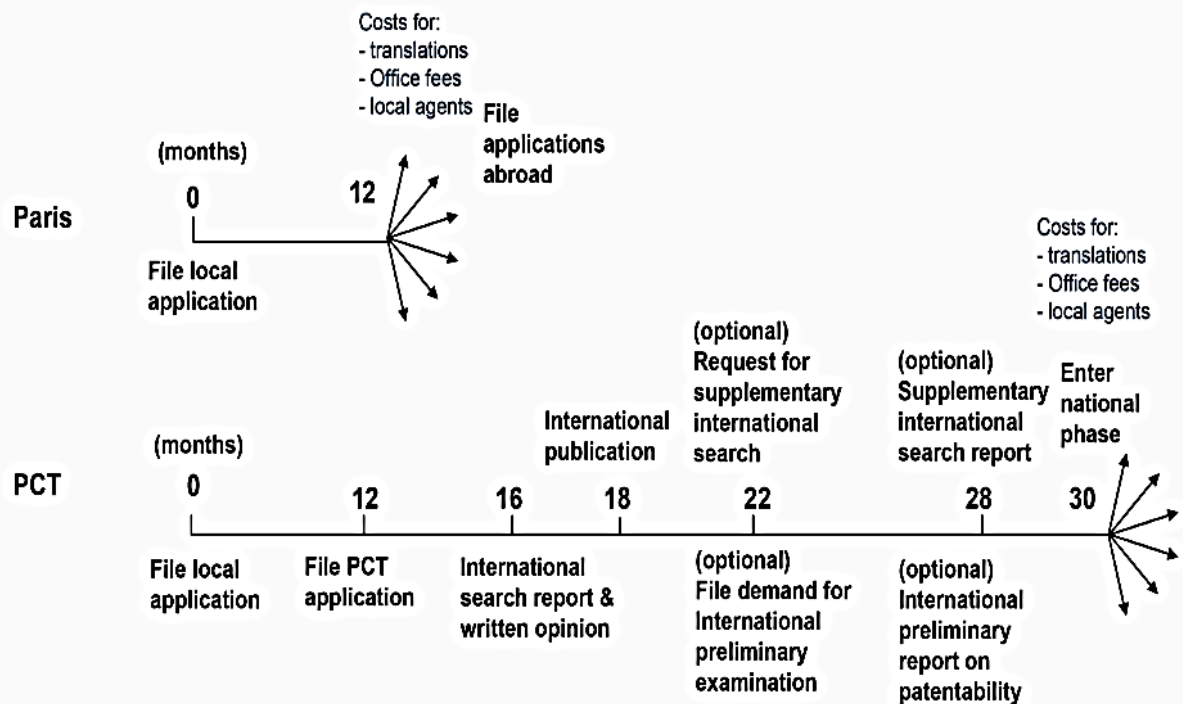


第 4 章

Overview of the PCT System



Comparison of Paris and PCT Route



(ガルーダ)

特許協力条約に基づく発明保護を求める出願に関する

省令

仏暦 2552 年 (西暦 2009 年)

---

タイ王国憲法第 41 条及び第 43 条を準用する第 29 条の個人の権利及び自由の制限に関する規定に基づく法律である、仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法 (第 3 版) により改正された、仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 4 条及び第 24 条、並びに仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法第 17 条及び第 65 条 10 の内容に依拠し、商務大臣は下記の通り省令を公布する。

**第 1 項**：本省令は仏暦 2552 年 (西暦 2009 年) 12 月 24 日より適用する。

**第 2 項**：本省令において、

「条約」とは、仏暦 2513 年 (西暦 1970 年) 6 月 19 日にワシントンにて締結された特許協力条約を意味する。

「規則」とは、条約に基づく規則を意味する。

「国際出願」とは、条約に基づいて出願された発明保護を求める出願を意味する。

「出願人」とは、国際出願を出願した者を意味する。

「最初の出願日」とは、

(1) 国際出願日、又は

(2) 第 16 項に基づく権利を主張する場合、国際出願よりも以前に出願人が初めて出願した発明保護を求める出願日を意味する。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。

「国際調査機関」とは、条約の総会において任命された締約国の特許庁又は国際機関を意味し、国際出願に基づく発明に関する先行技術のサーチ及び見解の報告を行う権限を有する。

「国際予備審査機関」とは、条約の総会において任命された締約国の特許庁又は国際機関を意味し、国際出願のクレームに示されている発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、検討し予備的見解を作成する権限を有する。

**第 3 項**：本省令は、タイ国が仏暦 2552 年 (西暦 2009 年) 9 月 24 日で加盟した当該条約に基づき発明保護を求める出願に対して適用される。

**第1章：**  
**条約締約国において発明保護を求める国際出願**

---

**第4項：**タイ国籍を有する又はタイ国に居住地を有する者は、知的財産局に国際出願することができる。

タイ国に居住地を有する者とは、タイ国で実際にかつ誠実に工業又は商業に従事している個人、及びタイ国に本社を有する法人も含む。

その他の条約締約国の国籍又は居住地を有する者が、知的財産局に対し国際出願を行った場合、出願人は、第10項に基づく国際出願送付手数料と同額の費用を支払い、知的財産局は、その国際出願を次の手続きのため国際事務局に送付しなければならない。

## 第4章

出願人が複数いる、国際出願の場合、当該出願人のうち少なくとも1名は、場合により第1段落又は第3段落に規定された者でなければならない。

**第5項：**出願人が他の者に手続きの委任を希望する場合、仏暦2522年（西暦1979年）特許法に準ずる仏暦2542年（西暦1999年）省令第21号に基づいて登録されている代理人に対し、その権限を委任しなければならない。

第1段落に基づく代理人への委任について、出願人は局長が指定する委任状を国際出願書類に添付し提出しなければならない。又は出願人が国際出願書類へ署名している場合、出願人は国際出願書類に委任の事実を明示することにより代理人を任命することができる。

**第6項：**国際出願には以下が含まれていなければならない。

- (1) 願書
- (2) 明細書
- (3) クレーム
- (4) 図面（ある場合）、及び
- (5) 要約書

第1段落の各書類については、条約に基づき局長によって指定した国際出願の様式に沿ってなければならない。

**第7項：**国際出願は、公序良俗に反する又は他人を侮辱するような内容又は図面を有してはならない。国際出願が前述のような内容又は図面を有していると知的財産局が判断した場合、知的財産局は出願人に対して当該内容又は図面を補正するよう通知し、又、国際事務局及び国際調査機関に通知しなければならない。

**第8項：**出願人は、タイ語又は英語で、国際出願書類並びに事柄及び内容が瑕疵なく記載された構成書類を揃えて、知的財産局に3部提出しなければならない。

知的財産局は、国際出願書類に出願番号を付与し、国際事務局用の国際出願書類、国際調査機、関用の国際出願書類又は受理官庁用の国際出願書類である旨各部に押印する。

## 第4章

**第9項：**出願人が国際出願書類及び構成書類をタイ語で提出した場合、出願人はその英訳を作成し、知的財産局が国際出願を受理した日から数えて1ヶ月以内に知的財産局に提出しなければならない。

知的財産局は第13項(1)に基づく通知がある前に翻訳を受理しなかった場合、知的財産局は、第1段落に基づく翻訳の提出期限を上記通知書と併せて警告しなければならない。

出願人が第1段落に基づく期間内に翻訳を提出しなかった場合、出願人は、知的財産局が第13項(1)に基づいて通知した日から数えて1ヶ月以内、又は知的財産局が国際出願を受理した日から数えて2ヶ月以内の、いずれか遅い期日までに翻訳を提出することができる。但し、国際出願手数料の25パーセント分を翻訳提出遅延手数料として支払わなければならない。

第3段落に基づく期限を過ぎた場合で、出願人が翻訳文を知的財産局に提出しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、知的財産局は、知的財産局にて当該出願の取り下げについて通知を行い、国際事務局及び出願人に対してその旨を通知しなければならない。但し、国際出願取り下げの通知よりも前に出願人が翻訳文を提出し翻訳提出遅延手数料を支払った場合で、かつ最初の出願日から数えて15ヶ月以内である場合を除く。

**第10項：**出願人は、知的財産局の国際出願受理日から数えて1ヶ月以内に局長が定めた料金表に従って、国際出願手数料、国際調査手数料、及び国際出願送付手数料を支払わなければならない。

出願人が、第1段落で定められた期間内に手数料の支払いを行わなかったか、又は支払いに不足があった場合、知的財産局は、通知書に記載された日から数えて1ヶ月以内に、支払遅延手数料と併せて、未払いの手数を瑕疵なく支払うよう出願人に対し通知しなければならない。その際、支払遅延手数料は、局長が定めた料金表に従わなければならないが、国際出願送付手数料を下回らず、かつ国際出願手数料の50パーセントを越えてはならない。

出願人が第2段落に定められた期間内に手数料を支払わなかったか、又は支払いに不足があった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、知的財産局は、知的財産局にて当該国際出願の取り下げについて通知を行い、かつ国際事務局及び出願人に対してその旨を通知しなければならない。

## 第4章

**第11項：**知的財産局は、国際出願受理日について、出願人が第4項第1段落及び第4段落に基づく資格を有していた場合で、かつ当該国際出願が以下の要件を満たしている場合、国際出願受理日を国際出願日として認める。

- (1) 国際出願書類において第8項に指定された言語を使用しており、かつ
- (2) 国際出願書類に以下の内容及び書類を有していること
  - (a) 出願人が国際出願としての出願を希望している旨記載した内容
  - (b) 出願人が条約締約国での発明保護を希望している旨記載した内容
  - (c) 出願人名
  - (d) 明細書及びクレーム

**第12項：**国際出願が第11項の要件を満たしていない場合、知的財産局は、通知書に記載された日から数えて2ヶ月以内に不備を補正するよう、出願人に通知しなければならない。

出願人が第1段落に定められた期間内に不備を瑕疵がないように補正した場合、知的財産局は補正後の国際出願受理日を国際出願日として規定しなければならない。

出願人が第1段落に定められた期間内に不備を補正しなかった場合、知的財産局は出願人に対して今後の手続を進められない旨をその理由を含めて通知し、国際出願書類を証拠として保管し、国際事務局に通知しなければならない。

**第13項：**知的財産局が第11項又は第12項に基づき国際出願日を規定したとき、知的財産局は受理官庁用の国際出願書類を知的財産局にて保管し、以下の手続を進めなければならない。

- (1) 国際出願番号及び国際出願日の通知書を出願人に速やかに通知する。
- (2) 最初の出願日から数えて13ヶ月以内に国際事務局用の国際出願書類及び(1)に基づく通知書の写しを国際事務局に送付する。
- (3) 出願人が国際調査手数料を瑕疵なく支払い、かつ第9項に基づいて翻訳を提出した場合、最初の出願日から数えて13ヶ月以内に国際調査機関用の国際出願書類を国際調査機関に送付する。
- (4) 第9項に基づく翻訳を国際事務局に速やかに送付する。
- (5) 国際出願手数料を国際事務局に、国際調査手数料を国際調査機関宛に送金する。

## 第4章

**第14項:** 知的財産局が第11項又は第12項に基づく出願日を明記したとき、国際出願書類に不備が見つかった場合、以下の通りに手続を進めなければならない。

(1) 国際出願書類に、出願人の署名、住所、国籍や出願人の居住地が記載されていない、発明の名称が記載されていない、要約書が記載されていない、又は局長が指定した書式に従っていないことが発見された場合、知的財産局は、知的財産局の通知書に記載された日から数えて2ヶ月以内に不備を補正するよう出願人に対し通知しなければならない。

(1)の第1段落に記した期間内に、出願人が不備を完全に補正した場合、知的財産局は国際事務局及び国際調査機関宛に当該補正書を送付しなければならない。

もし出願人が(1)の第1段落に基づく期間内に不備を完全に補正しなかった場合で、かつ知的財産局が前述の期日を延長するべきであると判断した場合、知的財産局は、出願人に対して不備の補正手続き期日延長について通知しなければならない。

不備の補正期日を過ぎ、出願人が不備を完全に補正しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなし、知的財産局は、知的財産局にて当該出願の取り下げについて通知を行い、国際事務局及び出願人に対してその旨を通知しなければならない。

(2) 国際出願書類が第11項で定められた項目を満たしていない場合、知的財産局は、国際出願日として記載した日から数えて4ヶ月以内に本出願の取り下げ手続きを行う旨を、理由とともに出願人に対し通知しなければならない。

出願人は、第1段落(2)に基づく通知書の受領日から数えて1ヶ月以内に知的財産局に対して答弁書を提出することができる。出願人が期日までに答弁書を提出しなかった場合、又は知的財産局がその答弁書に同意しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなされ、知的財産局は、知的財産局にてその国際出願の取り下げについて掲示しなければならない。

**第15項：**出願人が国際事務局から国際事務局用の国際出願書類を受理していない旨の通知を受けた場合、出願人は、知的財産局に対して国際出願書類写しの認証を無料で請求することが可能であり、出願人は前述の国際出願書類写しを国際事務局宛に送付しなければならない。

知的財産局は、下記の場合に国際出願書類写しの認証請求を拒否できる。

(1) 出願人が認証を請求する国際書類出願の写しが出願時の国際出願書類と異なっている場合

(2) 知的財産局が国際事務局用の国際出願書類を国際事務局に送付し、国際事務局が国際事務局用の国際出願書類を受理した旨を知的財産局に通知している場合

国際事務局が第1段落に基づく国際事務局用の国際出願書類を受理していない旨を出願人に通知した日から数えて3ヶ月以内に、国際事務局が国際出願書類又は第1段落に基づく国際出願書類写しを受理しなかった場合、出願人は国際出願を取り下げたものとみなす。

**第16項：**出願人は、最初に出願した日から数えて12ヶ月以内に同一の発明についての国際出願を行う場合、条約に基づく国際出願日より以前の、最初に出願した出願日から発明の保護を受ける権利を主張することができる。

第1段落に基づく権利の主張について、出願人は、最初の出願日から数えて16ヶ月以内に、国際出願書類に権利の主張について記載し、最初の出願の写し及び最初に出願を行った国の特許庁からの認証を知的財産局又は国際事務局に提出しなければならない。

出願人が最初の出願を知的財産局に出願した場合、出願人は、最初の出願日から数えて16ヶ月以内に、タイで最初に出願した出願の写し及び認証を出願人に代わり国際事務局に送付するよう知的財産局に対して申請できる。その際、出願人は当該書類の送付に係る費用を支払わなければならない。



## 第4章

**第17項：**出願人が最初の出願日から数えて12ヶ月以内に国際出願をしない場合で、第16項に基づく権利を主張する場合、出願人は、知的財産局に対して、第16項第1段落に基づく権利の主張期日から数えて2ヶ月以内に、最初に出願した出願日から発明の保護を受ける権利の回復を申請することができる。その際、出願人は、その理由、及び出願人が本件について必要十分な注意を払った旨の証拠を示さなければならない。

もし知的財産局が、出願人が本件について必要十分な注意を払ったが期間内に手続が出来なかったと判断した場合、知的財産局はその申請について手続きを遂行しなければならない。

**第18項：**出願人は、下記の機関に対して、最初の出願日から数えて30ヶ月以内にいつでも国際出願の取り下げをすることができる。

- (1) 知的財産局
- (2) 国際事務局、又は
- (3) 出願人が国際出願予備審査を希望していた場合は、国際予備審査機関

国際出願の取り下げは、条約に基づいて局長が通知し規定した様式に従って行われなければならない。又、知的財産局、国際事務局又は国際予備審査機関が出願取り下げについて受理した時、その取り下げの効力が発生する。

知的財産局が第1段落に基づいて出願取り下げについて受理した場合、その取り下げ申請を国際事務局に速やかに連絡しなければならない。更に、第13項に基づいて国際調査機関用の国際出願書類を国際調査機関に送付していた場合、国際調査機関にも取り下げ申請を通知する。

**第19項：**知的財産局は、以下の場合に、国際出願手数料又は国際出願調査手数料を出願人に対して返還しなければならない。

- (1) 第12項第3段落に基づいて国際出願手続を行わない場合
- (2) 第10項第3段落、第14項(1)第4段落、第14項(2)第2段落、及び第15項第3段落に基づいて出願取り下げを行った場合、又は出願人が第18項に基づき国際事務局用の国際出願書類を国際事務局に提出する前に出願を取り下げた場合、又は国際調査機関用の国際出願書類を国際調査機関に送付する前に出願を取り下げた場合

## 第4章

**第20項：**条約で認定された国際調査機関が複数ある場合、局長は、知的財産局が、出願人により出願された国際出願の調査を委託する、(管轄)国際調査機関のリストを知的財産局において公開し、かつ国際事務局にその旨通知しなければならない。

局長が国際調査機関の名前を1ヶ所以上通知した場合、出願人は、国際出願書類に国際出願の調査を希望する国際調査機関を記載しなければならない。

**第21項：**条約で認定された国際予備審査機関が複数ある場合、局長は、知的財産局が出願人による知的財産局に出願された国際出願に基づく発明の国際予備審査を委託する国際予備審査機関のリストを通知し、かつ国際事務局にその旨通知しなければならない。

出願人が、自身の国際出願に基づく発明について、局長が国際予備審査を行う機関として通知した国際予備審査機関のいずれかの機関による国際出願予備審査を希望する場合、出願人はその国際予備審査機関に直接請求書を提出するか、又は国際予備審査機関に転送するため知的財産局を通じて提出しなければならない。又、出願人は国際予備審査機関に直接国際予備審査手数料を支払わなければならない。

## 第2章

タイ国で発明保護を求める  
国際出願の手続について

**第22項：**条約締約国において国際出願をした出願人が、タイ国において発明保護を求める出願を希望する場合、最初の出願日から数えて30ヶ月以内に局長が通知し規定した様式に従ってタイ国知的財産局に発明の保護を希望する旨を通知し、同時にタイ語翻訳を送付すると共に本省令に規定された料金表に従って特許又は小特許の出願手数料を支払わなければならない。

## 第4章

出願人が第1段落の定めた期間内に手続を行わなかった場合は、当該国際出願はタイ国において効力を失ったものとみなす。

**第23項:** 出願人が第22項第1段落に基づき30ヶ月以内に手続を行わなかった場合、出願人は知的財産局に対して、定められた期間内に手続が行うことができなかった理由が消滅した日から数えて2ヶ月以内、又は第22項第1段落に定められた期間が満了した日から数えて12ヶ月以内のうち、先に満了する期間内に、第22項に定められた手続を行うと共に、理由と証拠を示して、国際出願がタイ国内でまだ有効である旨説明する権利回復申請書を提出することができる。

知的財産局が第1段落の申請書について検討し、出願人が本件について必要十分な注意を払いながらも定められた期間内に手続を行うことが不可能であったと判断した場合、知的財産局は本省令に規定された手順に従い当該国際出願についての手続を行い、出願人にその旨を連絡しなければならない。

**第24項:** 条約締約国において国際出願をした出願人で、タイ国において発明保護を求める出願を希望する場合、以下の場合において知的財産局に対し国際出願の検討結果を再考するよう上申することができる。

(1) 条約締約国の受理官庁が国際出願の出願日の記載を拒否した場合、又は

(2) 国際出願の取り下げがあったとみなす場合

第1段落に基づく上申について、出願人は、出願人が検討結果を受領した日から数えて2ヶ月以内に、国際事務局から知的財産局に当該国際出願を送付するよう国際事務局に申請書を提出しなければならない。

第1段落に基づく国際出願の検討結果が条約締約国の受理官庁又は国際事務局の不備又は無視により生じたものであると知的財産局が判断した場合、知的財産局は本省令に定められた手順に従ってその国際出願について手続を行い、又、前述の国際出願は知的財産局に対して出願された特許又は小特許出願であるとみなす。

## 第4章

備考：本省令の通知目的は、タイ国が特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）へ加盟したことに伴い、条約締約国に国籍又は居住地を有する発明保護を求める出願人が、条約締約国各国における発明保護を求める出願を行うために、発明保護を求める出願人の便宜を図り、国際出願を一括して行うことを可能にすることを規定するという要旨を有し、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 17 条を準用し、特許出願が省令により定められた規定、手法に適合するよう制定することである。よって、本省令をここに制定する。

(ガルーダ)

タイ国内における発明保護を求める出願の願書、  
国際出願がタイ国内において有効とする権利回復申請書、  
国際出願検討結果再考申請書、  
30ヶ月期限満了前の国際出願手続申請書の様式規定  
に関する知的財産局告示

---

特許協力条約に基づく発明保護における利益、更には国際出願に関する発明保護を求める出願に関わる審査手続きにおける担当官の公務を瑕疵なく、効率的かつ仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）及び仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に規定された特許出願における原則及び方式に従って遂行することを目的とし、

仏暦 2545 年（西暦 2002 年）国家行政法（第 5 版）により改正された仏暦 2534 年（西暦 1991 年）国家行政法第 32 条及び特許協力条約に基づく仏暦 2552 年（西暦 2009 年）発明保護を求める出願に関する省令第 22 項第 1 段落に依拠し、知的財産局長は以下の通り通知する。

第 1 項 タイ国内における発明保護を求める出願は、本通知の末尾に添付された様式ソーポー/オーソーポー/001-コー（PCT）を使用する。

第 2 項 国際出願がタイ国内において有効とする権利回復申請書は、本通知の末尾に添付された様式ソーポー/オーソーポー/101-コー（PCT）を使用する。

第 3 項 国際出願検討結果再考申請書は、本通知の末尾に添付された様式ソーポー/オーソーポー/102-コー（PCT）を使用する。

## 第4章

30ヶ月期限満了前の国際出願手続申請書は、本通知の末尾に添付された様式ソーポー/オーソーポー/103-コー（PCT）を使用する。

仏暦 2552 年（西暦 2009 年）12 月 24 日通知

Mrs. パッチマー タナサンティ  
(Mrs. パッチマー タナサンティ)  
知的財産局局長

## 書式ソーポー/オーソーポー/001-コー (PCT)

1/1 ページ

 <p>タイ国における発明保護を受ける出願</p> <p>私、本書の署名者は、国際特許出願された発明について、タイ国における仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づく保護を希望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 特許 <input type="checkbox"/> 小特許</p>	担当官記入欄		
	受理日	出願番号	
	出願日		
	国際特許分類		
	公開日	公開番号	
	特許/小特許付与日	特許/小特許番号	
担当官サイン欄			
1. 発明の名称			
2. 特許/小特許出願人			
<input type="checkbox"/> 自然人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 政府機関 <input type="checkbox"/> 財団法人 <input type="checkbox"/> その他			2.1 国籍
名称:			2.2 電話
住所:      町/地区                      郡/区                      県                      郵便番号			2.3 FAX
国                      Eメール			
<input type="checkbox"/> 国民身分証明証番号 <input type="checkbox"/> 法人登録番号 <input type="checkbox"/> 納税者番号 <input type="checkbox"/> 追加 (代理人)			
知的財産局が貴殿に連絡する場合、貴殿は <input type="checkbox"/> 出願人の Eメール <input type="checkbox"/> 代理人の Eメール が都合良い			
3. 代理人			
名称:			3.1 国籍
住所:      町/地区                      郡/区                      県                      郵便番号			3.2 電話
国                      Eメール                      国籍			
国民身分証明証番号 <input type="checkbox"/> 追加 (代理人)			3.3 FAX
4. 発明者/創作者 <input type="checkbox"/> 出願人と同じ			
名称:			4.1 国籍
住所:      町/地区                      郡/区                      県                      郵便番号			4.2 電話
国                      Eメール			4.3 FAX
国民身分証明証番号 <input type="checkbox"/> 追加 (代理人)			
5. 国際特許出願		6. 優先権の詳細 <input type="checkbox"/> 追加 (代理人)	
国際特許出願番号		優先権主張番号	優先日
国際特許出願日		優先国	
7. 特許出願/小特許出願の付属書類		8. 出願と共に提出された書類	
a. 願書                      ページ		<input type="checkbox"/> 特許/小特許出願の権利を示す書類	
b. 明細書                      ページ		<input type="checkbox"/> 委任状	
c. クレーム                      ページ		<input type="checkbox"/> 微生物に関する書類	
d. 図面                      図                      ページ		<input type="checkbox"/> 国際出願の翻訳	
e. 要約                      ページ		10. 署名	
9. 本特許/小特許出願は原出願からの分割または関連出願で、出願番号 _____ 号と同日に出願した		<input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 代理人 (                      )	
なぜなら本願は以下の理由で原出願から分割出願日 _____ した、または関連するためである。			
<input type="checkbox"/> 原出願には複数の発明が含まれる			
<input type="checkbox"/> 出願人には権利がないとして異議を申し立てられた			
担当官記入欄			
特許/小特許のカテゴリー			外国からの書類の提出
<input type="checkbox"/> 工学グループ	<input type="checkbox"/> 化学グループ	<input type="checkbox"/> 小特許	<input type="checkbox"/> 30 か月以内に提出
発明特許 (工学)	発明特許 (科学技術)	<input type="checkbox"/> (工学)	<input type="checkbox"/> 権利回復書類と共に 30 か月を超過して提出
発明特許 (電気)	発明特許 (石油化学)	<input type="checkbox"/> (化学)	
発明特許 (物理)	発明特許 (生命化学)		
	発明特許 (医薬)		



書式ソーポー/オーソーポー/101-コー (PCT)

 担当官用  
 申請書番号

### 国際出願をタイ国内で有効とする権利回復申請書

1. 私、特許/小特許の□出願人 □出願人の代理人……………は、タイ国における発明保護を希望しますが、優先日から 30 ヶ月の期間内に手続きを行うことができませんでした。私はこの件について必要十分な注意を払いましたが、所定の期限までに手続きを行うことができませんでした。ここに下記の通り特許協力条約に基づく発明保護申請に関する仏暦 2552 年（西暦 1979 年）省令第 23 項で規定する期限内に本申請書を提出します。

- 所定の期限内に手続きを行うことができなかった原因が消滅した日から 2 ヶ月以内  
 優先日から 42 ヶ月以内

ここに、私は本申請書に下記審理用書類を添付し、知的財産局に対し国際出願がタイ国で今後も有効であるとの判断を求めます。

- 陳述書 計 ページ  
 証拠書類 計 ページ

### 2. 国際出願の詳細

国際出願番号  
 国際出願日

日付 年 月 日  
 署名

- 備考：**1. 本申請書はタイ国における発明保護を受ける出願（様式ソーポー/オーソーポー/001-コー (PCT)）と共に提出すること。
2. 即ち、優先日から 30 ヶ月の期間内にタイ国で発明保護申請を行うことができなかった原因が消滅した日から 2 ヶ月以内、又は特許協力条約に基づく発明保護申請に関する省令第 22 項に基づく期限の満了日から 12 ヶ月以内のうち、先に到達した期限までに提出する。





書式ソーポー/オーソーポー/102-コー (PCT)

担当官用

申請書番号

受理日

### 国際出願の審査結果再考申請書

1. 私、特許/小特許の出願人 出願人の代理人……………は、タイ国における発明保護を希望し、ここに知的財産局に対し下記の通り該当案件の国際出願の審査結果再考を上申します。

私の国際出願は、( ) 国の受理官庁により、国際出願日の認定が拒否されました。

私の国際出願は、国際出願願書に不備がある又は当該受理官庁の定める国際出願に係る手数料の支払いが行われていないという理由で、( ) 国の受理官庁により、国際出願の取下げ命令が行われました。

私の国際出願は、所定の期限内に国際出願の国際事務局記録原本 (Record copy) を受領していないという理由で、受理官庁により、国際出願の取下げ命令が行われました。

上記事象は私の誤り又は不履行により生じたものではありません。ここに私は受理官庁又は国際事務局の命令及び審理用の書類を添付します。

<input type="checkbox"/> 出願受理官庁/国際事務局の命令控え	計	ページ
<input type="checkbox"/> 陳述書	計	ページ
<input type="checkbox"/> 証拠書類	計	ページ

2. 国際出願の詳細

国際出願番号

国際出願日

日付 仏暦 年 月 日

署名

備考: 本申請書はタイ国における発明保護を受ける出願 (様式ソーポー/オーソーポー/001-コー (PCT)) と共に提出すること。



書式ソーポー／オーソーポー／103-コー (PCT)

担当官用  
申請書番号  
受理日

30ヶ月満了前の国際出願の手続き逆行申請書

- 1. 私、特許/小特許の出願人 出願人の代理人……………は、知的財産局に対し、優先日 30ヶ月の期限が満了する前にタイ国における発明保護を受ける出願を既に提出した私の国際出願の手続きを逆行するよう希望します。理由は以下の通りです。

ここに、私は下記審理用の書類を添付します。

<input type="checkbox"/> 陳述書	計	ページ
<input type="checkbox"/> 証拠書類	計	ページ

- 2. 国際出願の詳細

国際出願番号  
 国際出願日  
 タイ特許/小特許出願番号  
 タイ発明保護を受ける出願提出日

日付 仏曆 年 月 日  
 署名

委任状様式、国際出願様式  
及び国際出願取下げ申請書の規定に関する  
知的財産局告示

---

仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法の下発行された特許協力条約に基づく仏暦 2552 年（西暦 2009 年）発明保護を求める出願に関する省令第 5 項第 2 段落、第 6 項第 2 段落及び第 18 項第 2 段落に依拠し、知的財産局局長は以下の通り告示する。

第 1 項 委任状は本通知末尾の様式 1 の「PCT/Model of power of attorney」又は様式 2 の「PCT/Model of general power of attorney」の様式を使用する。

第 2 項 申請書、明細書、クレーム、図面及び要約書から構成される国際出願書類は以下の形式を有する。

(1) 国際出願書類は白色で、平らで、罫線がなく、A4 サイズ（約 21×29.7 センチメートル）のポンド紙を使用する。片面を縦向きで使用し、各事項は新しいページから始めなければならない。

(2) 申請書は本通知末尾の様式 3 の PCT/RO/101 の様式を使用する。

(3) 明細書、クレーム、図面及び要約書は本通知末尾の様式 4 の通り、各ページの周囲を空けてページ数及び行数を記載する。

(4) 必要な場合に担当官の許可を受ける場合を除き、消し取り、修正、変更、追加、又は行間へ何らかの言葉や文章の記載をしない。許可を受けた場合も混同又は誤解が起きないようにしなければならない。

(5) 申請書、明細書、クレーム及び要約書はタイプライター又はコンピューターを使用し、アルファベットのフォントは Times New Roman の 12 サイズ、タイ文字のフォントは Cordia UPC の 16 サイズ、他の文字はこれに近いサイズで記載することとし、行間は 1 と 1/2 とする。

第 3 項 明細書では当業者が当該発明を実施できる程度に十分かつ明確に、発明を開示しなければならない。明細書には願書に表示されている発明の名称を記載しなければならない。かつ以下の詳細がなければならない。

(1) 発明に関連する学術分野

(2) 当該発明の理解を深め、審査に役立つ関連する技術又は学術の背景の説明。これについては関連文献を記載すること（ある場合）。

(3) 各図面の簡単な説明（ある場合）

## 第4章

(4) 発明者が知る最良の発明実施形態の記載。これについては例を挙げ、必要な場合には関連する技術又は学術の背景又は図面について言及しなければならない。

(5) 当該発明が産業、工芸、農業又は商業上の生産において利用可能であることが発明の特徴から理解できない場合には、これを示さなければならない。

以上について上記見出し及び詳細について、第一段落に記載された見出しの順番に従うものとし、当該発明の理解を高めることができる場合には、見出しの順番を変えることができる。但し、全ての場合において見出しを記載しなければならない。

第4項 発明保護を求める発明が微生物学的手法及び当該微生物の使用を含む新規の微生物に関する発明であって、明細書において、当業者が理解できるよう説明ができない場合には、出願人は微生物寄託及び微生物寄託機関に関する情報を本通知末尾の様式5 PCT/R0/134の様式に記載しなければならない。又、この微生物寄託に関する情報は第3項に基づく明細書とみなす。

第5項 クレームは出願人が発明保護を求める発明の特徴を明確かつ漏れなく記載しなければならない、明細書と整合性があるものでなければならない。

図面がある場合、図面に表れている発明の技術的特徴について言及するクレームには、その技術的特徴について言及する内容の末尾の括弧内に、図面内に記載し表示されている数字又は記号を記載することができる。

クレームの記載が1項のみで発明の技術的特徴の全てを網羅できない場合には、出願人は1つの特許出願の中で同種の発明の特徴について独立クレームを複数記載することもできる。

出願人が従属クレームの記載を希望する場合には、従属クレームは独立クレームに続いて記載し、発明の特徴を追加して引用しなければならない。以上において、当該従属クレームの引用では択一的な特徴として引用しなければならない。

第6項 本項において、独立クレームとは他のクレームにおいて発明の特徴を引用していないクレームを意味し、従属クレームとは独立クレーム又は他の従属クレームにおける発明の特徴を引用し、加えて追加の発明の特徴を有するクレームを意味する。発明の理解の向上のために図面が必要な場合は、出願人は国際出願書類に添えて図面を提出すること。

発明の理解の向上のために図面は必要ないが、発明の特徴を図面によって説明することができる場合、出願人はこの図面を国際出願書類と併せて提出してもよい。

## 第4章

第7項 図面は以下の特徴を使用又は有していなければならない。

(1) 如何なる説明又は内容も記載しない。但し図面を管理するために必要な語句又は内容を除く。当該語句又は内容を修正する場合には、図面の線に影響を与えてはならない。

(2) 耐久性のある濃い黒色のインクで、常に整った同じ太さの線で描画又は印刷し、他の色の使用は禁止する。

(3) 断面図の場合、斜めの平行線を使用する。この斜めの平行線は当該図面内部の要部各所を示す引用記号を不明瞭にするものであってはならない。

(4) 発明の特徴を明瞭に示し、図面の部分を3分の2に縮小しても、図面の写しから詳細を難なく判読できるサイズを有すること。

(5) 数字、文字及び引用線を明瞭かつ理解し易いように記載し、カッコ、丸囲み、引用符号を数字及び文字に使用しない。

(6) 製図器具を使用する。

(7) 正しい比率を用いる。但し特別に明瞭に詳細を示す必要がある場合には、異なる比率を用いてもよい。

(8) 数字及び文字の高さは0.32センチメートルを下回ってはならない。

(9) 数字及び形はアラビア数字で記載すること。

(10) 明細書に記載されている以外の如何なる参照符号も使用しない。参照符号を使用する場合、同一の物、事柄について説明する時には当該参照符号は同一でなければならない。また、参照符号を多数使用する場合には、使用する参照符号全てと参照符号符号により表わされる発明の特徴をリストにして図面に添付すること。

第8項 要約書は以下の特徴を有していなければならない。

(1) 明細書、クレーム及び図面で開示又は表示されている発明の要旨を要約する。発明に関する技術的特徴について簡潔に記載しなければならない。しかし技術的課題、発明による課題の解決、及び当該発明の使用について理解が深まるように記載しなければならない。

(2) 漏れなく、明瞭で、かつ英語で記載又は翻訳した際に50から150語程度になるようにする。

(3) 発明の良い結果又は利益、もしくは、明確ではない発明の使用方法については記載しない。

(4) 国際出願書類に添付した図面がある場合には、言及する技術的特徴の末尾に参照符号又は数字をカッコで囲んで記載しなければならない。

## 第4章

第9項 国際出願取下げ申請書は本通知末尾の様式6 PCT/IB/372の様式を使用する。

仏暦 2552 年（西暦 2009 年）12 月 24 日通知  
パッチマー タナサンティ  
知的財産局局長

# PCT

แบบที่ 1 แบบหนังสือมอบอำนาจ  
(ตามประกาศ ข้อ 1)

**POWER OF ATTORNEY**  
*(for an international application filed under the Patent Cooperation Treaty)*  
(PCT Rule 90.4)

The undersigned applicant(s) *(Names should be indicated as they appear in the Request Form (PCT/RO/101))*:

hereby appoints (appoint) the following person as:     agent                       common representative

**Name and address**

*(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)*

to represent the undersigned before     all the competent International Authorities  
 the International Searching Authority only  
 the Authority specified for supplementary search only: \_\_\_\_\_  
*(please indicate the Authority(ies) specified for supplementary search)*  
 the International Preliminary Examining Authority only

in connection with the international application identified below:

**Title of the invention:**

**Applicant's or agent's file reference:**

**International application number (if already available):**

filed with the following Office \_\_\_\_\_ as receiving Office  
and to make or receive payments on behalf of the undersigned.

**Signature of the applicant(s)** *(where there are several applicants, each of them must sign; next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs, if such capacity is not obvious from reading the request or this power):*

Date: \_\_\_\_\_

# PCT

แบบที่ 2 แบบหนังสือมอบอำนาจ  
(ตามประกาศ ข้อ 1)

## GENERAL POWER OF ATTORNEY

(for several international applications filed under the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 90.5)

The undersigned person(s):  
(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

hereby appoint(s) the following person as:  agent  common representative

**Name and address**  
(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

to represent the undersigned before  all the competent International Authorities  
 the International Searching Authority only  
 the Authority specified for supplementary search: \_\_\_\_\_  
 (please indicate the Authority(ies) specified for supplementary search)  
 the International Preliminary Examining Authority only

in connection with any and all international applications filed by the undersigned with the following Office:

\_\_\_\_\_ as receiving Office  
and to make or receive payments on behalf of the undersigned.

**Signature(s)** (where there are several persons, each of them must sign; next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs, if such capacity is not obvious from reading this power):

Date: \_\_\_\_\_



# PCT

## REQUEST

The undersigned requests that the present international application be processed according to the Patent Cooperation Treaty.

For receiving Office use only

International Application No.

International Filing Date

Name of receiving Office and "PCT International Application"

Applicant's or agent's file reference  
(if desired) (12 characters maximum) PF-00008

<b>Box No. I TITLE OF INVENTION</b>	
<b>Box No. II APPLICANT</b> <input type="checkbox"/> This person is also inventor	
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)	
Telephone No.	
Facsimile No.	
Applicant's registration No. with the Office	
<p><b>E-mail authorization:</b> Marking one of the check-boxes below authorizes the receiving Office, the International Searching Authority, the International Bureau and the International Preliminary Examining Authority to use the e-mail address indicated in this Box to send, notifications issued in respect of this international application to that e-mail address if those offices are willing to do so.</p> <input type="checkbox"/> as advance copies followed by paper notifications; or <input type="checkbox"/> exclusively in electronic form (no paper notifications will be sent).	
E-mail address:	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, country) of residence:
This person is applicant for the purposes of: <input type="checkbox"/> all designated States <input type="checkbox"/> the States indicated in the Supplemental Box	
<b>Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)</b>	
<input type="checkbox"/> Further applicants and/or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.	
<b>Box No. IV AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE</b>	
The person identified below is hereby/has been appointed to act on behalf of the applicant(s) before the competent International Authorities as: <input type="checkbox"/> agent <input type="checkbox"/> common representative	
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)	
Telephone No.	
Facsimile No.	
Agent's registration No. with the Office	
<p><b>E-mail authorization:</b> Marking one of the check-boxes below authorizes the receiving Office, the International Searching Authority, the International Bureau and the International Preliminary Examining Authority to use the e-mail address indicated in this Box to send, notifications issued in respect of this international application to that e-mail address if those offices are willing to do so.</p> <input type="checkbox"/> as advance copies followed by paper notifications; or <input type="checkbox"/> exclusively in electronic form (no paper notifications will be sent).	
E-mail address:	
<input type="checkbox"/> <b>Address for correspondence:</b> Mark this check-box where no agent or common representative is/has been appointed and the space above is used instead to indicate a special address to which correspondence should be sent.	

Sheet No. 

<b>Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)</b>	
<i>If none of the following sub-boxes is used, this sheet should not be included in the request.</i>	
Name and address: <i>(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)</i> <input style="width: 100%; height: 80px;" type="text"/>	This person is: <input type="checkbox"/> applicant only <input type="checkbox"/> applicant and inventor <input type="checkbox"/> inventor only <i>(If this check-box is marked, do not fill in below.)</i> Applicant's registration No. with the Office <input style="width: 100%;" type="text"/>
State <i>(that is, country)</i> of nationality: <input style="width: 100%;" type="text"/>	State <i>(that is, country)</i> of residence: <input style="width: 100%;" type="text"/>
This person is applicant for the purposes of: <input type="checkbox"/> all designated States <input type="checkbox"/> the States indicated in the Supplemental Box	
Name and address: <i>(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)</i> <input style="width: 100%; height: 80px;" type="text"/>	This person is: <input type="checkbox"/> applicant only <input type="checkbox"/> applicant and inventor <input type="checkbox"/> inventor only <i>(If this check-box is marked, do not fill in below.)</i> Applicant's registration No. with the Office <input style="width: 100%;" type="text"/>
State <i>(that is, country)</i> of nationality: <input style="width: 100%;" type="text"/>	State <i>(that is, country)</i> of residence: <input style="width: 100%;" type="text"/>
This person is applicant for the purposes of: <input type="checkbox"/> all designated States <input type="checkbox"/> the States indicated in the Supplemental Box	
Name and address: <i>(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)</i> <input style="width: 100%; height: 80px;" type="text"/>	This person is: <input type="checkbox"/> applicant only <input type="checkbox"/> applicant and inventor <input type="checkbox"/> inventor only <i>(If this check-box is marked, do not fill in below.)</i> Applicant's registration No. with the Office <input style="width: 100%;" type="text"/>
State <i>(that is, country)</i> of nationality: <input style="width: 100%;" type="text"/>	State <i>(that is, country)</i> of residence: <input style="width: 100%;" type="text"/>
This person is applicant for the purposes of: <input type="checkbox"/> all designated States <input type="checkbox"/> the States indicated in the Supplemental Box	
Name and address: <i>(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)</i> <input style="width: 100%; height: 80px;" type="text"/>	This person is: <input type="checkbox"/> applicant only <input type="checkbox"/> applicant and inventor <input type="checkbox"/> inventor only <i>(If this check-box is marked, do not fill in below.)</i> Applicant's registration No. with the Office <input style="width: 100%;" type="text"/>
State <i>(that is, country)</i> of nationality: <input style="width: 100%;" type="text"/>	State <i>(that is, country)</i> of residence: <input style="width: 100%;" type="text"/>
This person is applicant for the purposes of: <input type="checkbox"/> all designated States <input type="checkbox"/> the States indicated in the Supplemental Box	
<input type="checkbox"/> Further applicants and/or (further) inventors are indicated on another continuation sheet.	

Sheet No. **Supplemental Box***If the Supplemental Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

1. *If, in any of the Boxes, except Boxes Nos. VIII(i) to (v) for which a special continuation box is provided, **the space is insufficient** to furnish all the information: in such case, write "Continuation of Box No...." (indicate the number of the Box) and furnish the information in the same manner as required according to the captions of the Box in which the space was insufficient, in particular:
 
  - (i) **if more than one person is to be indicated as applicant and/or inventor** and no "continuation sheet" is available: in such case, write "Continuation of Box No. III" and indicate for each additional person the same type of information as required in Box No. III. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below;
  - (ii) if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, the indication **"the States indicated in the Supplemental Box"** is checked: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the applicant(s) involved and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is applicant;
  - (iii) if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, **the inventor or the inventor/applicant is not inventor for the purposes of all designated States**: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the inventor(s) and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is inventor;
  - (iv) if, in addition to the agent(s) indicated in Box No. IV, there are **further agents**: in such case, write "Continuation of Box No. IV" and indicate for each further agent the same type of information as required in Box No. IV;
  - (v) if, in Box No. VI, there are **more than three earlier applications whose priority is claimed**: in such case, write "Continuation of Box No. VI" and indicate for each additional earlier application the same type of information as required in Box No. VI.*
2. *If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in certain designated States, as an application for a patent of addition, certificate of addition, inventor's certificate of addition or utility certificate of addition: in such case, write the name or two-letter code of each designated State concerned and the indication **"patent of addition," "certificate of addition," "inventor's certificate of addition"** or **"utility certificate of addition,"** the number of the parent application or parent patent or other parent grant and the date of grant of the parent patent or other parent grant or the date of filing of the parent application (Rules 4.11(a)(i) and 49bis.1(a) or (b)).*
3. *If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in the United States of America, as a continuation or continuation-in-part of an earlier application: in such case, write "United States of America" or "US" and the indication **"continuation"** or **"continuation-in-part"** and the number and the filing date of the parent application (Rules 4.11(a)(ii) and 49bis.1(d)).*

Sheet No.

<b>Box No. V DESIGNATIONS</b>				
<p>The filing of this request <b>constitutes under Rule 4.9(a) the designation</b> of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents.</p> <p>However,</p> <p><input type="checkbox"/> DE Germany <b>is not designated</b> for any kind of national protection</p> <p><input type="checkbox"/> JP Japan <b>is not designated</b> for any kind of national protection</p> <p><input type="checkbox"/> KR Republic of Korea <b>is not designated</b> for any kind of national protection</p> <p><i>(The check-boxes above may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing or subsequently under Rule 26bis.1, the international application contains in Box No. VI a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application.)</i></p>				
<b>Box No. VI PRIORITY CLAIM AND DOCUMENT</b>				
<b>The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:</b>				
Filing date of earlier application <i>(day/month/year)</i>	Number of earlier application	Where earlier application is:		
		national application: country or Member of WTO	regional application: regional Office	international application: receiving Office
item (1)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
item (2)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
item (3)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> Further priority claims are indicated in the Supplemental Box.				
<b>Furnishing the priority document(s):</b>				
<p><input type="checkbox"/> The <b>receiving Office</b> is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application(s) <i>(only if the earlier application(s) was filed with the receiving Office which, for the purposes of this international application, is the receiving Office)</i> identified above as:</p> <p><input type="checkbox"/> all items    <input type="checkbox"/> item (1)    <input type="checkbox"/> item (2)    <input type="checkbox"/> item (3)    <input type="checkbox"/> other, see Supplemental Box</p> <p><input type="checkbox"/> The <b>International Bureau</b> is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above, using, where applicable, the access code(s) indicated below <i>(if the earlier application(s) is available to it from a digital library)</i>:</p> <p><input type="checkbox"/> item (1) access code <input type="text"/>    <input type="checkbox"/> item (2) access code <input type="text"/>    <input type="checkbox"/> item (3) access code <input type="text"/>    <input type="checkbox"/> other, see Supplemental Box</p>				
<p><b>Restore the right of priority:</b> the receiving Office is requested to restore the right of priority for the earlier application(s) identified above or in the Supplemental Box as item(s) (<input type="text"/>). <i>(See also the Notes to Box No. VI: further information <b>must</b> be provided to support a request to restore the right of priority.)</i></p>				
<p><b>Incorporation by reference:</b> where an element of the international application referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) or a part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5(a) is not otherwise contained in this international application but is completely contained in an earlier application whose priority is claimed on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, that element or part is, subject to confirmation under Rule 20.6, incorporated by reference in this international application for the purposes of Rule 20.6.</p>				
<b>Box No. VII INTERNATIONAL SEARCHING AUTHORITY</b>				
<p><b>Choice of International Searching Authority (ISA)</b> <i>(if more than one International Searching Authority is competent to carry out the international search, indicate the Authority chosen; the two-letter code may be used):</i></p> <p>ISA/ <input style="width: 80%;" type="text"/></p>				

Sheet No.

Continuation of Box No. VII USE OF EARLIER SEARCH AND CLASSIFICATION RESULTS	
<b>1. Request by the applicant under Rule 4.12</b>	
1.1 <input type="checkbox"/> The ISA indicated in Box No. VII is <b>requested to take into account the results of the earlier search(es)</b> indicated below (see also Notes to Continuation of Box No. VII, item 1; use of results of more than one earlier search)	
Filing date (day/month/year)	Application Number
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> <b>Statement (Rule 4.12(ii)):</b> this international application is the same, or substantially the same, as the application in respect of which the earlier search was carried out except, where applicable, that it is filed in a different language.	
1.2 <b>Submission of the earlier search results, where necessary*</b>	
<input type="checkbox"/> <b>Availability of documents (Rules 12bis.1(c) and (d) and 12bis.2(b)):</b> the following documents <b>are available to the ISA</b> in a form and a manner acceptable to it, and therefore <b>DO NOT need</b> to be submitted by the applicant to the receiving Office, or to the ISA.	
<input type="checkbox"/> a copy of the results of the earlier search,	
<input type="checkbox"/> a copy of the earlier application,	
<input type="checkbox"/> a translation of the earlier application into a language which is accepted by the ISA,	
<input type="checkbox"/> a translation of the results of the earlier search into a language which is accepted by the ISA,	
<input type="checkbox"/> a copy of any document cited in the earlier search results (if known, please indicate below the documents available to the ISA):	
<input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> <b>Request from the applicant to the receiving Office to transmit to the ISA a copy of the earlier search results (Rule 12bis.1(b) and (d)):</b> (where the earlier search was not carried out by the ISA indicated in Box No. VII but by the same Office as that which is acting as receiving Office; or where the earlier search results are otherwise available to the receiving Office): the applicant <b>requests</b> the receiving Office to <b>prepare and transmit</b> to the ISA a copy of the earlier search results.	
* The applicant <b>only</b> needs to furnish a copy of the earlier search results to the receiving Office, or the ISA, if none of the scenarios mentioned under item 1 applies. (See item 10 in the check-list and also Notes to Continuation of Box No. VII, item 1).	
<input type="checkbox"/> Further earlier searches are indicated on a continuation sheet.	
<b>2. Transmission of the earlier search and classification results to the ISA by the receiving Office where the applicant DID NOT make a request under Rule 4.12</b>	
2.1 Where the international application claims priority of an earlier application, subject to Article 30(2)(a) and (3), <b>the receiving Office:</b>	
– <b>shall transmit</b> a copy of the earlier search and classification results to the ISA (unless such copy is already available to the ISA), where the earlier application was filed with the <b>same Office</b> as that which is acting as <b>the receiving Office and that Office has carried out</b> the earlier search in respect of the earlier application (Rule 23bis.2(a));	
– <b>may transmit</b> such a copy if the earlier application was filed with a different Office, but where the results of that earlier search and classification are nevertheless available to the receiving Office (Rule 23bis.2(c)).	
However, where the applicant did not request the receiving Office to transmit to the ISA a copy of the earlier search results under Rule 4.12 (see above item 1), in respect of an earlier search carried out on the following earlier application, the priority of which is subsequently claimed in this international application, the applicant may consider (see also Notes to Continuation of Box No. VII, item 2; use of more than one earlier search):	
Filing date (day/month/year)	Application Number
<input type="text"/>	<input type="text"/>
Country (or regional Office)	
<input type="text"/>	
2.2 <b>Request not to transmit the earlier search results by the receiving Office to the ISA (Rule 23bis.2(b))</b>	
<input type="checkbox"/> to <b>request</b> that the receiving Office <b>DOES NOT transmit</b> the results of the earlier search to the ISA (Rule 23bis.2(b)) (may only be checked where the international application is filed with the following receiving Offices: DE, FI and SE)	
2.3 <b>Authorization to transmit the earlier search and classification results by the receiving Office to the ISA (Rule 23bis.2(a) and (e))</b>	
<input type="checkbox"/> to <b>authorize</b> the receiving Office to <b>transmit</b> the results of the earlier search and classification to the ISA (Rule 23bis.2(e)) (may only be checked where the international application is filed with the following receiving Offices: AU, CH, CZ, FI, HU, IL, JP, NO, SE, SG and US)	
<input type="checkbox"/> to <b>authorize</b> the receiving Office to <b>transmit</b> the results of the earlier international search and classification to the ISA (Rule 23bis.2(a) and Article 30(2)(a) and (3)) (may only be checked where the earlier search concerns an <b>international application</b> , the priority of which is subsequently claimed in this international application and where the earlier international search was carried out by a <b>different ISA</b> than the ISA chosen in Box No. VII)	
<input type="checkbox"/> Further earlier searches are indicated on a continuation sheet.	
<b>Box No. VIII DECLARATIONS</b>	
The following <b>declarations</b> are contained in Boxes Nos. VIII (i) to (v) (mark the applicable check-boxes below and indicate in the right column the number of each type of declaration):	
<input type="checkbox"/> Box No. VIII (i) Declaration as to the identity of the inventor	: <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> Box No. VIII (ii) Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent	: <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> Box No. VIII (iii) Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application	: <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> Box No. VIII (iv) Declaration of inventorship (only for the purposes of the designation of the United States of America)	: <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> Box No. VIII (v) Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty	: <input type="text"/>

Sheet No. **Box No. VIII (i) DECLARATION: IDENTITY OF THE INVENTOR**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 211; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (i). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to the identity of the inventor (Rules 4.17(i) and 51bis.1(a)(i)):

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (i)".

Sheet No. .**Box No. VIII (ii) DECLARATION: ENTITLEMENT TO APPLY FOR AND BE GRANTED A PATENT**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 212; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (ii). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent (Rules 4.17(ii) and 51bis.1(a)(ii)), in a case where the declaration under Rule 4.17(iv) is not appropriate:

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (ii)".

Sheet No. **Box No. VIII (iii) DECLARATION: ENTITLEMENT TO CLAIM PRIORITY**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 213; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (iii). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application specified below, where the applicant is not the applicant who filed the earlier application or where the applicant's name has changed since the filing of the earlier application (Rules 4.17(iii) and 5.1bis.1(a)(iii)):



This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (iii)".



Sheet No.

**Box No. VIII (iv) DECLARATION: INVENTORSHIP (only for the purposes of the designation of the United States of America)**  
*The declaration must conform to the following standardized wording provided for in Section 214; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (iv). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

**Declaration of inventorship (Rules 4.17(iv) and 51bis.1(a)(iv))  
 for the purposes of the designation of the United States of America:**

I hereby declare that I believe I am the original inventor or an original joint inventor of a claimed invention in the application.  
 This declaration is directed to the international application of which it forms a part (if filing declaration with application).  
 This declaration is directed to international application No. PCT/ (if furnishing declaration pursuant to Rule 26ter).

I hereby declare that the above-identified international application was made or authorized to be made by me.  
 I hereby acknowledge that any willful false statement made in this declaration is punishable under 18 U.S.C. 1001 by fine or imprisonment of not more than five (5) years, or both.

**Name:**

**Residence:**   
 (city and either US state, if applicable, or country)

**Mailing Address:**

**Inventor's Signature:**  **Date:**   
 (The signature must be that of the inventor, not that of the agent)

**Name:**

**Residence:**   
 (city and either US state, if applicable, or country)

**Mailing Address:**

**Inventor's Signature:**  **Date:**   
 (The signature must be that of the inventor, not that of the agent)

**Name:**

**Residence:**   
 (city and either US state, if applicable, or country)

**Mailing Address:**

**Inventor's Signature:**  **Date:**   
 (The signature must be that of the inventor, not that of the agent)

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (iv)".

Sheet No. **Box No. VIII (v) DECLARATION: NON-PREJUDICIAL DISCLOSURES OR EXCEPTIONS TO LACK OF NOVELTY**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 215; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (v). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty (Rules 4.17(v) and 51bis.1(a)(v)):

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (v)".

Sheet No. **Continuation of Box No. VIII (i) to (v) DECLARATION**

*If the space is insufficient in any of Boxes Nos. VIII (i) to (v) to furnish all the information, including in the case where **more than three inventors are to be named** in Box No. VIII (iv), in such case, write "Continuation of Box No. VIII ..." (indicate the item number of the Box) and furnish the information in the same manner as required for the purposes of the Box in which the space was insufficient. If additional space is needed in respect of two or more declarations, a separate continuation box must be used for each such declaration. If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Sheet No.

<b>Box No. IX CHECK LIST for EFS-Web filings</b> - this sheet is only to be used when filing an international application with RO/US via EFS-Web			
This international application contains the following:	Number of sheets	This international application is <b>accompanied by</b> the following item(s) ( <i>mark the applicable check-boxes below and indicate in right column the number of each item</i> ):	Number of items
(a) request form PCT/RO/101 (including any declarations and supplemental sheets) . . . . .	<input type="text"/>	1. <input type="checkbox"/> fee calculation sheet . . . . .	<input type="text"/>
(b) description (excluding any sequence listing part of the description, see (f), below) . . . . .	<input type="text"/>	2. <input type="checkbox"/> original separate power of attorney . . . . .	<input type="text"/>
(c) claims . . . . .	<input type="text"/>	3. <input type="checkbox"/> original general power of attorney . . . . .	<input type="text"/>
(d) abstract . . . . .	<input type="text"/>	4. <input type="checkbox"/> copy of <u>general power of attorney</u> : reference number: <input type="text"/>	<input type="text"/>
(e) drawings (if any) . . . . .	<input type="text"/>	5. <input type="checkbox"/> priority document(s) identified in Box No. VI as item(s) <input type="text"/>	<input type="text"/>
(f) sequence listing part of the description in the form of an <b>image file</b> (e.g. PDF) . . . . .	<input type="text"/>	6. <input type="checkbox"/> Translation of international application into (language) <input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>Total number of sheets</b> (including the sequence listing part of the description if filed as an <b>image file</b> ) . . . . .	0	7. <input type="checkbox"/> separate indications concerning deposited microorganism or other biological material . . . . .	<input type="text"/>
(g) sequence listing part of the description		8. <input type="checkbox"/> ( <i>only where item (f) is marked in the left column</i> ) copy of the sequence listing in electronic form (Annex C/ST.25 text file) not forming part of the international application but <b>furnished only for the purposes of international search</b> under Rule 13ter . . . . .	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> filed in the form of an <b>Annex C/ST.25 text file</b>		9. <input type="checkbox"/> ( <i>only where item (f) (in the left column) and item 8 (above) are marked</i> ) a statement confirming that “the information recorded in electronic form submitted under Rule 13ter is identical to the sequence listing as contained in the international application” as filed via EFS-Web: . . . . .	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> WILL BE filed separately on physical data carrier(s), on the same day and in the form of an <b>Annex C/ST.25 text file</b>		10. <input type="checkbox"/> copy of results of earlier search(es) (Rule 12bis.1(a)) . . . . .	<input type="text"/>
Indicate <u>type and number of physical data carrier(s)</u> <input type="text"/>		11. <input type="checkbox"/> other ( <i>specify</i> ) <input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>Figure of the drawings</b> which should accompany the abstract: <input type="text"/>		<b>Language of filing</b> of the international application: <input type="text"/>	

<b>Box No. X SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE</b>	
<i>Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the request).</i>	

For receiving Office use only	
1. Date of actual receipt of the purported international application:	2. Drawings: <input type="checkbox"/> received:  <input type="checkbox"/> not received:
3. Corrected date of actual receipt due to later but timely received papers or drawings completing the purported international application:	
4. Date of timely receipt of the required corrections under PCT Article 11(2):	
5. International Searching Authority (if two or more are competent): ISA /	6. <input type="checkbox"/> Transmittal of search copy delayed until search fee is paid

For International Bureau use only
Date of receipt of the record copy by the International Bureau: <input style="width: 100%;" type="text"/>

Sheet No.

<b>Box No. IX CHECK LIST for EFS-Web filings</b> - this sheet is only to be used when filing an international application with RO/US via EFS-Web			
This international application contains the following:	Number of sheets	This international application is <b>accompanied by</b> the following item(s) ( <i>mark the applicable check-boxes below and indicate in right column the number of each item</i> ):	Number of items
(a) request form PCT/RO/101 (including any declarations and supplemental sheets) . . . . .	<input type="text"/>	1. <input type="checkbox"/> fee calculation sheet . . . . .	<input type="text"/>
(b) description (excluding any sequence listing part of the description, see (f), below) . . . . .	<input type="text"/>	2. <input type="checkbox"/> original separate power of attorney . . . . .	<input type="text"/>
(c) claims . . . . .	<input type="text"/>	3. <input type="checkbox"/> original general power of attorney . . . . .	<input type="text"/>
(d) abstract . . . . .	<input type="text"/>	4. <input type="checkbox"/> copy of <u>general power of attorney</u> : reference number: <input type="text"/>	<input type="text"/>
(e) drawings (if any) . . . . .	<input type="text"/>	5. <input type="checkbox"/> priority document(s) identified in Box No. VI as item(s) <input type="text"/>	<input type="text"/>
(f) sequence listing part of the description in the form of an <b>image file</b> (e.g. PDF) . . . . .	<input type="text"/>	6. <input type="checkbox"/> Translation of international application into (language) <input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>Total number of sheets</b> (including the sequence listing part of the description if filed as an <b>image file</b> ) . . . . .	0	7. <input type="checkbox"/> separate indications concerning deposited microorganism or other biological material . . . . .	<input type="text"/>
(g) sequence listing part of the description		8. <input type="checkbox"/> ( <i>only where item (f) is marked in the left column</i> ) copy of the sequence listing in electronic form (Annex C/ST.25 text file) not forming part of the international application but <b>furnished only for the purposes of international search</b> under Rule 13ter . . . . .	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> filed in the form of an <b>Annex C/ST.25 text file</b>		9. <input type="checkbox"/> ( <i>only where item (f) (in the left column) and item 8 (above) are marked</i> ) a statement confirming that "the information recorded in electronic form submitted under Rule 13ter is identical to the sequence listing as contained in the international application" as filed via EFS-Web: . . . . .	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> WILL BE filed separately on physical data carrier(s), on the same day and in the form of an <b>Annex C/ST.25 text file</b>		10. <input type="checkbox"/> copy of results of earlier search(es) (Rule 12bis.1(a)) . . . . .	<input type="text"/>
Indicate <u>type and number of physical data carrier(s)</u> <input type="text"/>		11. <input type="checkbox"/> other ( <i>specify</i> ) <input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>Figure of the drawings</b> which should accompany the abstract: <input type="text"/>		<b>Language of filing</b> of the international application: <input type="text"/>	

<b>Box No. X SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE</b>	
<i>Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the request).</i>	

For receiving Office use only	
1. Date of actual receipt of the purported international application:	2. Drawings: <input type="checkbox"/> received:  <input type="checkbox"/> not received:
3. Corrected date of actual receipt due to later but timely received papers or drawings completing the purported international application:	
4. Date of timely receipt of the required corrections under PCT Article 11(2):	
5. International Searching Authority (if two or more are competent): ISA /	6. <input type="checkbox"/> Transmittal of search copy delayed until search fee is paid

For International Bureau use only
Date of receipt of the record copy by the International Bureau: <input style="width: 100%;" type="text"/>

### NOTES TO THE REQUEST FORM (PCT/RO/101)

These Notes are intended to facilitate the filling in of the request form. For more detailed information, see the *PCT Applicant's Guide*, a WIPO publication, which is available, together with other PCT related documents, at WIPO's website: <http://www.wipo.int/pct/en/>. The Notes are based on the requirements of the Patent Cooperation Treaty (PCT), the Regulations and the Administrative Instructions under the PCT. In case of any discrepancy between these Notes and those requirements, the latter are applicable.

In the request form and these Notes, "Article", "Rule" and "Section" refer to the provisions of the PCT, the PCT Regulations and the PCT Administrative Instructions, respectively.

The request form should be typed or printed; check-boxes may be marked by hand with black ink (Rule 11.9(a) and (b)).

The request form and these Notes may be downloaded from WIPO's website at the address given above.

#### WHERE TO FILE THE INTERNATIONAL APPLICATION

The international application (request, description, claims, abstract and drawings, if any) must be filed with a competent receiving Office (Article 11(1)(i)) – that is, subject to any applicable prescriptions concerning national security, at the choice of the applicant, either:

(i) the receiving Office of, or acting for, a PCT Contracting State of which the applicant or, if there are two or more applicants, at least one of them, is a resident or national (Rule 19.1(a)(i) or (ii) or (b)), or

(ii) the International Bureau of WIPO in Geneva, Switzerland, if the applicant or, if there are two or more applicants, at least one of the applicants is a resident or national of any PCT Contracting State (Rule 19.1(a)(iii)).

#### CONFIRMATION COPY OF THE REQUEST FORM

Where the international application was initially filed by facsimile with a receiving Office that accepts such filings (see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C) this should be indicated on the first sheet of the form by the annotation "CONFIRMATION COPY" followed by the date of the facsimile transmission.

#### APPLICANT'S OR AGENT'S FILE REFERENCE

A **File Reference** may be indicated, if desired. It should not exceed 12 characters. Characters in excess of 12 may be disregarded by the receiving Office or any International Authority (Rule 11.6(f) and Section 109).

#### BOX No. I

**Title of Invention** (Rules 4.3 and 5.1(a)): The title must be short (preferably two to seven words when in English or translated into English) and precise. It must be identical with the title heading the description.

#### BOXES Nos. II AND III

**General:** At least one of the applicants named must be a resident or national of a PCT Contracting State for which the receiving Office acts (Articles 9 and 11(1)(i) and Rules 18 and 19). If the international application is filed with the International Bureau under Rule 19.1(a)(iii), at least one of the applicants must be a resident or national of any PCT Contracting State.

**Indication Whether a Person is Applicant and/or Inventor** (Rules 4.5(a) and 4.6(a) and (b)):

*Check-box "This person is also inventor"* (Box No. II): Mark this check-box if the applicant named is also the inventor or one of the inventors; do not mark this check-box if the applicant is a legal entity.

*Check-box "applicant and inventor"* (Box No. III): Mark this check-box if the person named is both applicant and inventor; do not mark this check-box if the person is a legal entity.

*Check-box "applicant only"* (Box No. III): Mark this check-box if the person named is a legal entity or if the person named is not also inventor.

*Check-box "inventor only"* (Box No. III): Mark this check-box if the person named is inventor but not also applicant. This would be the case, for example, where the inventor is deceased or has assigned the invention and the assignee is the applicant for all designated States. Do not mark this check-box if the person is a legal entity.

In Box No. III, one of the three check-boxes must always be marked for each person named.

A person must not be named more than once in Boxes Nos. II and III, even where that person is both applicant and inventor.

**Different Applicants for Different Designated States** (Rules 4.5(d), 18.3 and 19.2): It is possible to indicate different applicants for the purposes of different designated States. At least one of all the applicants named must be a national or resident of a PCT Contracting State for which the receiving Office acts, irrespective of the designated State(s) for the purposes of which that applicant is named.

For the indication of the designated States for which a person is applicant, mark the applicable check-box (only one for each person). If the person is not an applicant for all designated States, the check-box "the States indicated in the Supplemental Box" must be marked, and the name of the person must be repeated in the Supplemental Box with an indication of the States for which that person is applicant (see item 1(ii) in that Box).

**Naming of Inventor** (Rule 4.1(a)(iv) and (c)(i)): It is strongly recommended to always name the inventor since such information is generally required in the national phase. For details, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex B.

**Different Inventors for Different Designated States** (Rule 4.6(c)): Different persons may be indicated as inventors for different designated States (for example, where, in this respect, the requirements of the national laws of the designated States are not the same); in such a case, the Supplemental Box must be used (see item 1(iii) in that Box). In the absence of any indication, it will be assumed that the inventor(s) named is (are) inventor(s) for all designated States.

**Names and Addresses** (Rule 4.4): The family name (preferably in capital letters) must be indicated before the given name(s). Titles and academic degrees must be omitted. Names of legal entities must be indicated by their full official designations.

The address must be indicated in such a way that it allows prompt postal delivery; it must consist of all the relevant administrative units (up to and including the indication of the house number, if any), the postal code (if any), and the name of the country.

Only one address may be indicated per person. For the indication of a special "address for correspondence", see the notes to Box No. IV.

**Telephone, Facsimile Numbers and/or E-mail Addresses** should be indicated for the persons named in Boxes Nos. II and IV in order to allow rapid communication with them (see Rule 4.4(c)). Any telephone or facsimile number should include the applicable country and area codes. A single e-mail address only should be indicated.

Unless one of the applicable check-boxes is marked, any e-mail address supplied will be used only for the types of communication which might be made by telephone. If one of the applicable check-boxes is marked, the receiving Office, the International Searching Authority, the International Bureau and the International Preliminary Examining Authority may send notifications in respect of the international application to the applicant, avoiding processing or postal delays. Note that not all Offices will send such notifications by e-mail, (for details about each Office's procedure see the *PCT Applicant's Guide*, Annex B). If the first check-box is marked, any such e-mail notification will always be followed by the official notification on paper. Only that paper copy of the notification is considered the legal copy of the notification and only the date of mailing of that paper copy will commence any time limit within the meaning of Rule 80. If the second check-box is marked, the applicant requests the discontinuation of the sending of paper copies of notifications and acknowledges that the date of mailing indicated on the electronic copy will commence any time limit within the meaning of Rule 80.

Note that it is the applicant's responsibility to keep any e-mail address details up-to-date and to ensure that incoming e-mails are not blocked for any reason on the recipient's side. Changes to the e-mail address indicated in the request should be requested to be recorded, preferably directly at the International Bureau, under Rule 92*bis*. Where the e-mail authorization is given both in respect of the applicant and in respect of an agent or common representative, the International Bureau will send e-mail communications only to the appointed agent or common representative.

**Applicant's Registration Number with the Office** (Rule 4.5(e)): Where the applicant is registered with the national or regional Office acting as receiving Office, the request may indicate the number or other indication under which the applicant is so registered.

**Nationality** (Rules 4.5(a) and (b) and 18.1): For each applicant, the nationality must be indicated by the name or two-letter code of the State (that is, country) of which the person is a national. A legal entity constituted according to the national law of a State is considered a national of that State. The indication of the nationality is not required where a person is inventor only.

**Residence** (Rules 4.5(a) and (c) and 18.1): For each applicant, the residence must be indicated by the name or two-letter code of the State (that is, country) of which the person is a resident. If the State of residence is not indicated, it will be assumed to be the same as the State indicated in the address. Possession of a real and effective industrial or commercial establishment in a State is considered residence in that State. The indication of the residence is not required where a person is inventor only.

**Names of States** (Section 115): For the indication of names of States, the two-letter codes appearing in WIPO Standard ST.3 and in the *PCT Applicant's Guide*, Annex K, may be used.

#### BOX No. IV

**Who Can Act as Agent?** (Article 49 and Rule 83.1*bis*): For each of the receiving Offices, information as to who can act as agent is given in the *PCT Applicant's Guide*, Annex C.

**Agent or Common Representative** (Rules 4.7, 4.8, 90.1 and 90.2 and Section 108): Mark the applicable check-box in order to indicate whether the person named is (or has been) appointed as "agent" or "common representative" (the "common representative" must be one of the applicants). For the manner in which name(s), address(es) (including names of

States), telephone, facsimile numbers and/or e-mail addresses must be indicated, see the notes to Boxes Nos. II and III. Where several agents are listed, the agent to whom correspondence should be addressed is to be listed first. If there are two or more applicants but no common agent is appointed to represent all of them, one of the applicants who is a national or resident of a PCT Contracting State may be appointed by the other applicants as their common representative. If this is not done, the applicant first named in the request who is entitled to file an international application with the receiving Office concerned will be considered to be the common representative.

**Manner of Appointment of Agent or Common Representative** (Rules 90.4 and 90.5 and Section 106): The appointment of an agent or a common representative may be effected by designating the agent or common representative in Box No. IV and by the applicant signing the request or a separate power of attorney. Where there are two or more applicants, the appointment of a common agent or common representative must be effected by each applicant signing, at his choice, the request or a separate power of attorney. If the separate power of attorney is not signed, or if the required separate power of attorney is missing, or if the indication of the name or address of the appointed person does not comply with Rule 4.4, the power of attorney will be considered non-existent unless the defect is corrected. However, the receiving Office may waive the requirement that a separate power of attorney be submitted to it (for details about each receiving Office, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C).

Where a general power of attorney has been filed and is referred to in the request, a copy thereof must be attached to the request. Any applicant who did not sign the general power of attorney must sign either the request or a separate power of attorney, unless the receiving Office has waived the requirement that a separate power of attorney be submitted to it (for details, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C).

**Agent's Registration Number with the Office** (Rule 4.7(b)): Where the agent is registered with the national or regional Office that is acting as receiving Office, the request may indicate the number or other indication under which the agent is so registered.

**Address for Correspondence** (Rule 4.4(d) and Section 108): Where an agent is appointed, any correspondence intended for the applicant will be sent to the address indicated for that agent (or for the first-mentioned agent, if more than one is appointed). Where one of two or more applicants is appointed as common representative, the address indicated for that applicant in Box No. IV will be used.

Where no agent or common representative is appointed, any correspondence will be sent to the address, indicated in Box No. II or III, of the applicant (if only one person is named as applicant) or of the applicant who is considered to be common representative (if there are two or more persons named as applicants). However, if the applicant wishes correspondence to be sent to a different address in such a case, that address must be indicated in Box No. IV instead of the designation of an agent or common representative. In this case, and only in this case, the last check-box of Box No. IV must be marked (that is, the last check-box must not be marked if either of the check-boxes "agent" or "common representative" has been marked).

**Telephone, Facsimile Numbers and/or E-mail Addresses**  
See Notes to Boxes Nos II and III.

#### BOX No. V

**Designations (Regional and national patents)** (Rule 4.9): Upon filing of the request, the applicant will obtain an automatic and all-inclusive coverage of all designations available under the PCT on the international filing date, in respect of every kind of protection available and, where applicable, in respect of both regional and national patents. If the applicant wishes the international application to be treated, in a certain designated or elected State, as an application not for a patent but for another kind of protection available under the national law

of the designated or elected State concerned, the applicant will have to indicate his choice directly to the designated or elected Office when performing the acts, referred to in Articles 22 or 39(1), for entry into the national phase. For details about various kinds of protection available in designated or elected States, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex B.

However, for the reasons explained below, it is possible to indicate, by marking the applicable check-box(es), that DE Germany, JP Japan and/or KR Republic of Korea are not designated for any kind of national protection. Each of those States has notified the International Bureau that Rule 4.9(b) applies to it since its national law provides that the filing of an international application which contains the designation of that State and claims the priority, **at the time of filing** or subsequently under Rule 26bis.1, of an earlier national application (for DE: for the same kind of protection) having effect in that State shall have the result that the earlier national application ceases, where applicable, after the expiration of certain time limits, to have effect with the same consequences as the withdrawal of the earlier national application. The designation of DE Germany for the purposes of a EP European patent is not affected by what is said above. For details see the *PCT Applicant's Guide*, in the relevant Annex B.

Only the three States mentioned above may be excluded from the all-inclusive coverage of all designations in Box No. V. For any other PCT Contracting State which the applicant wishes to exclude from the all-inclusive coverage of all designations, the applicant should submit a separate notice of withdrawal of the designation concerned under Rule 90bis.2. **Important: Should a notice of withdrawal be filed, that notice will have to be signed by the applicant or, if there are two or more applicants, by all of them (Rule 90bis.5), or by an agent or a common representative whose appointment has been effected by each applicant signing, at his choice, the request, the demand or a separate power of attorney (Rule 90.4(a)).**

#### BOX No. VI

**Priority Claim(s)** (Rule 4.10): If the priority of an earlier application is claimed, the declaration containing the priority claim must be made in the request.

The request must indicate the *date* on which the earlier application from which priority is claimed was filed and the *number* it was assigned. Note that that date must fall within the period of 12 months preceding the international filing date.

Where the earlier application is a national application, the *country* party to the Paris Convention for the Protection of Industrial Property, or the *Member* of the World Trade Organization that is not a party to that Convention, in which that earlier application was filed must be indicated. Where the earlier application is a regional application, the *regional Office* concerned must be indicated. Where the earlier application is an international application, the *receiving Office* with which that earlier application was filed must be indicated.

Where the earlier application is a regional application (see however below), or an international application, the priority claim may also, if the applicant so wishes, indicate one or more countries party to the Paris Convention for which that earlier application was filed (Rule 4.10(b)(i)); such an indication is not, however, mandatory. Where the earlier application is a regional application and at least one of the countries party to the regional patent treaty is neither party to the Paris Convention nor a Member of the World Trade Organization, at least one country party to the Paris Convention or one Member of the World Trade Organization for which that earlier application was filed must be indicated (Rule 4.10(b)(ii)) in the Supplemental Box.

As to the possibility of correcting or adding a priority claim, see Rule 26bis.1 and the *PCT Applicant's Guide*, International Phase.

**Restoration of the Right of Priority** (Rules 4.1(c)(v) and 26bis.3): The procedure for restoration of the right of priority is not applicable to a receiving Office which has

provided notice to the International Bureau under Rule 26bis.3(j) of the incompatibility of Rule 26bis.3(a) to (i) with the national law applied by that Office. Where the international application is filed on a date which is later than the date on which the priority period (see Rule 2.4) expired but within the period of two months from that date, the applicant may request the receiving Office to restore the right of priority (Rule 26bis.3). Such a request must be filed with the receiving Office within two months from the date on which the priority period expired; it may be included in the request (Rule 4.1(c)(v)) by identifying the priority claim(s) in Box No. VI. If, in Box No. VI, a priority claim is identified in respect of which a request to restore the right of priority is made, in such case, a separate document should be submitted entitled "Statement for Restoration of the Right of Priority". This separate document should indicate, for each earlier application concerned, the filing date, the earlier application number and the name or two-letter code of the country, Member of WTO, regional Office or receiving Office. Then, for each earlier application concerned, the applicant should state the reasons for the failure to file the international application within the priority period (Rules 26bis.3(a) and 26bis.3(b)(ii)). Note that such a request may be subjected by the receiving Office to the payment to it of a fee, payable within the time limit referred to above (Rule 26bis.3(e)). According to Rule 26bis.3(d), the time limit for payment of the fee may be extended, at the option of the receiving Office, for a period of up to two months from the expiration of the time limit applicable under Rule 26bis.3(e). Note further that the receiving Office may require the furnishing, within a reasonable time limit, of a declaration or other evidence in support of the statement of reasons; preferably, such declaration or other evidence should already be submitted to the receiving Office together with the request for restoration (Rule 26bis.3(b) and (f)). The receiving Office shall restore the right of priority if it finds that a criterion for restoration applied by the Office is satisfied (Rule 26bis.3(a)). For information on which criteria a receiving Office applies see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C.

**Incorporation by Reference** (Rules 4.18 and 20): The procedure for incorporation by reference is not applicable to a receiving Office which has provided notice to the International Bureau under Rule 20.8(a) of the incompatibility of Rules 20.3(a)(ii) and (b)(ii), 20.5(a)(ii) and (d), and 20.6 with the national law applied by that Office. Where the receiving Office finds that any of the requirements of Article 11(1)(iii)(d) and (e) are not or appear not to be fulfilled, it will invite the applicant to either furnish the required correction or confirm that the element concerned referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) is incorporated by reference under Rule 4.18. Where the applicant furnishes the required correction under Article 11(2), the international filing date will be the date on which the receiving Office receives the required correction (see Rule 20.3(a)(ii) and (b)(i)), provided that all other requirements of Article 11(1) are fulfilled. However, where the applicant confirms the incorporation by reference of an element referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) which is completely contained in an earlier application the priority of which is claimed in the international application, that element will be considered to have been contained in the purported international application on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, and the international filing date will be the date on which all Article 11(1) requirements are fulfilled (see Rule 20.3(a)(ii) and (b)(ii)).

Where the applicant furnishes a missing part to the receiving Office after the date on which all of the requirements of Article 11(1) were fulfilled but within the applicable time limit under Rule 20.7, that part will be included in the international application and the international filing date will be corrected to the date on which the receiving Office received that part (see Rule 20.5(c)). In such a case, the applicant will be given the opportunity to request the receiving Office to disregard the missing part concerned, in which case the missing part would be considered not to have been furnished and the correction of the international filing date not to have been made (see Rule 20.5(e)). However, where the applicant confirms the incorporation by reference of a part of the description, claims or drawings under Rule 4.18 and the receiving Office finds that all the requirements of Rules 4.18 and 20.6(a) are complied



with, that part will be considered to have been contained in the purported international application on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, and the international filing date will be the date on which all of the requirements of Article 11(1) are fulfilled (see Rule 20.5).

**Furnishing the priority document(s)** (Rule 17.1): A certified copy of each earlier application the priority of which is claimed (priority document) must be submitted by the applicant, irrespective of whether that earlier application is a national, regional or international application. The priority document must be submitted to the receiving Office or to the International Bureau before the expiration of 16 months from the (earliest) priority date or, where an early start of the national phase is requested, not later than at the time such request is made. Any priority document received by the International Bureau after the expiration of the 16-month time limit but before the date of international publication shall be considered to have been received on the last day of that time limit (Rule 17.1(a)).

Where the priority document was issued by the receiving Office, the applicant may, instead of submitting the priority document, request the receiving Office (not later than 16 months after the priority date) to prepare and transmit the priority document to the International Bureau (Rule 4.1(c)(ii)). Such requests may be made by marking the applicable check-boxes in Box No. VI. Note that where such a request is made, the applicant must, where applicable, pay to the receiving Office the *fee for priority document*, otherwise, the request will be considered not to have been made (see Rule 17.1(b)).

Where the priority document is available from an Office that participates in the WIPO Digital Access Service for Priority Documents (DAS) (<http://www.wipo.int/das/en>), the applicant may use DAS to provide the priority document to the International Bureau. Once the applicant requests the depositing Office to provide a copy of the priority document to DAS (see *PCT Applicant's Guide*, Annex B of the DAS depositing Office for further indications of the procedure to be followed), the applicant will receive an access code (unless the applicant has already automatically received the access code from the depositing Office in the priority application filing process). The applicant should then mark the applicable check-boxes in Box No. VI, and indicate the access code for each specific priority document.

Information concerning whether and which priority documents are available to the International Bureau from a digital library is published in the *Official Notices (PCT Gazette)* pursuant to Section 715(c) and the *PCT Applicant's Guide*, Annex B(IB).

**Dates** (Section 110): Dates must be indicated by the Arabic number of the day, the name of the month and the Arabic number of the year – in that order; after, below or above such indication, the date should be repeated in parentheses, using two-digit Arabic numerals each for the number of the day and for the number of the month followed by the number of the year in four digits, in that order and separated by periods, slants or hyphens, for example, “26 October 2012 (26.10.2012)”, “26 October 2012 (26/10/2012)” or “26 October 2012 (26-10-2012)”.

#### BOX No. VII

**Choice of International Searching Authority (ISA)** (Rules 4.1(b)(iv) and 4.14bis): If two or more International Searching Authorities are competent for carrying out the international search in relation to the international application – depending on the language in which that application is filed and the receiving Office with which it is filed – the name of the competent Authority chosen by the applicant must be indicated in the space provided, either by its full name or two-letter code.

#### Continuation of BOX No. VII, item 1

**Request to Use Results of Earlier Search; Submission of Earlier Search Results** (Rules 4.12, 12bis, 16.3 and 41.1). The applicant may request the ISA to take into account, in carrying out the international search, the results of an earlier search carried out either by that Authority, by another ISA or by a

*Notes to the request form (PCT/RO/101) (page 4) (July 2017)*

national or regional Office (Rule 4.12). Where the applicant has made such a request and complied with the requirements under Rule 12bis, and where the earlier search was carried out by the same ISA or by the same national or regional Office as that which is acting as the ISA, the ISA shall, to the extent possible, take into account the results of the earlier search. If, on the other hand, the earlier search was carried out by another ISA or by a national or regional Office other than that which is acting as the ISA, the ISA may, but is not obliged to, take the results of the earlier search into account (Rule 4.1). Where the ISA takes into account the results of an earlier search, it shall (partially) refund the search fee to the extent and under the conditions provided for in the agreement under Article 16(3)(b) (see, for each ISA, the *PCT Applicant's Guide*, Annex D).

Any request to take into account the results of an earlier search should identify: the filing date and number of the application in respect of which the earlier search was carried out and the Authority or Office which carried out the earlier search (Rules 4.1(b)(ii) and 4.12(i)).

The applicant shall submit to the receiving Office, together with the international application at the time of filing, a copy of the results of the earlier search (Rule 12bis.1(a)), except:

- where the earlier search was carried out by the same Office as that which is acting as the receiving Office or where the earlier search results are otherwise available to the receiving Office, the applicant may, instead of submitting a copy of the results of the earlier search, request the receiving Office to transmit a copy of those results to the ISA by marking the appropriate check-box (Rule 12bis.1(b) and (d));
- where the earlier search was carried out by the same Authority or Office as that which is acting as ISA, no copy of the results of the earlier search is required to be submitted to the receiving Office or to the ISA (Rules 12bis.1(c) and 12bis.2(b));
- where a copy of the results of the earlier search is available to the receiving Office or to the ISA in a form and manner acceptable to it, and if so indicated in the request form by the applicant by marking the appropriate check-box, no copy of the results is required to be submitted to the receiving Office or to the ISA (Rules 12bis.1(d) and 12bis.2(b));

Where the applicant has made a request under Rule 4.12, the earlier search results to be submitted by the receiving Office to the ISA shall include, where applicable, a copy of any earlier classification results (Rule 23bis.1(b)).

**Use of Results of more than one Earlier Search:** Where the ISA is requested to use the results of more than one earlier search, please mark the relevant check-box, and furnish duplicates of this page, marked “continuation sheet of item 1 of Continuation of Box No. VII”, attached to the request form.

#### Continuation of BOX NO. VII, item 2

**Transmission of the Earlier Search and Classification Results to the ISA by the Receiving Office where the applicant did not make a request under Rule 4.12** Where the international application claims priority of an earlier application, subject to Article 30(2) and (3), the receiving Office shall transmit to the ISA a copy of the results of the earlier search and classification (unless such copy is already available to the ISA) if the earlier application was filed with the same national or regional Office as that which is acting as the receiving Office, and that Office has carried out the earlier search in respect of the earlier application (Rule 23bis.2(a)); the receiving Office may transmit a copy of the results of the earlier search and classification if the earlier application was filed with a different Office but where the results of that earlier search and classification are nevertheless available to the receiving Office (Rule 23bis.2(c)).

**Request not to Transmit the Earlier Search Results by the receiving Office to the ISA:** Where the international application is filed with a receiving Office which has notified the International Bureau under Rule 23bis.2(b) that it may, on request of the applicant, **decide not to** transmit the results of an earlier search to the ISA, the applicant may check the check-box in item 2.2 of Continuation of Box No. VII. This only concerns

international applications filed with the following receiving Offices: DE, FI and SE (see [http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)).

**Authorization to Transmit the Earlier Search and Classification Results by the receiving Office to the ISA:** Where the international application is filed with a receiving Office which has notified the International Bureau under Rule 23*bis*.2(e) that the transmission of copies of earlier search and classification results without the authorization of the applicant is not compatible with the national law applied by the receiving Office, the applicant may check the first check-box in item 2.3 of Continuation of Box No. VII to nevertheless **authorize** the receiving Office to transmit the earlier search and classification results to the ISA. This only concerns international applications filed with the following receiving Offices: AU, CH, CZ, FI, HU, IL, JP, NO, SE, SG and US. (see [http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)).

In respect of all receiving Offices, the second check-box in item 2.3 of Continuation of Box No. VII may also be used to expressly authorize the receiving Office to transmit the earlier search and classification results where the earlier search was carried out in respect of an international application, the priority of which is subsequently claimed in this international application and where the earlier international search was carried out by a **different** ISA than the ISA chosen in Box No. VII.

**Use of Results of more than one Earlier Search:** Where the international application claims priority of more than one earlier application, and where the applicant is entitled and wishes to make an indication under item 2.2 or 2.3 (Rule 23*bis*.2(a)(b) and (e)) for each earlier application, please mark the relevant check-box, and furnish duplicates of this page that lists each priority claim concerned, marked “continuation sheet of item 2 of Continuation of Box No. VII”, attached to the request form.

#### BOX No. VIII

**Declarations Containing Standardized Wording** (Rules 4.1(c)(iii) and 4.17): At the option of the applicant, the request may, for the purposes of the national law applicable in one or more designated States, contain one or more of the following declarations:

- (i) declaration as to the identity of the inventor;
- (ii) declaration as to the applicant’s entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent;
- (iii) declaration as to the applicant’s entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application;
- (iv) declaration of inventorship (only for the purposes of the designation of the United States of America);
- (v) declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty;

which must conform to the standardized wording provided for in Sections 211 to 215, respectively, and which must be set forth in Boxes Nos. VIII (i) to (v), as detailed below. Where any such declarations are included, the appropriate check-boxes in Box No. VIII should be marked and the number of each type of declaration should be indicated in the right-hand column. As to the possibility of correcting or adding a declaration, see Rule 26*ter*, Section 216 and the *PCT Applicant’s Guide*, International Phase.

If the circumstances of a particular case are such that the standardized wordings are not applicable, the applicant should not attempt to make use of the declarations provided for in Rule 4.17 but rather will have to comply with the national requirements concerned upon entry into the national phase.

The fact that a declaration is made under Rule 4.17 does not of itself establish the matters declared; the effect of those matters in the designated States concerned will be determined by the designated Offices in accordance with the applicable national law.

Even if the wording of a declaration does not conform to the standardized wording provided for in the Administrative *Notes to the request form (PCT/RO/101) (page 5) (July 2017)*

Instructions pursuant to Rule 4.17, any designated Office may accept that declaration for the purposes of the applicable national law, but is not required to do so.

**Details as to National Law Requirements:** For information on the declarations required by each designated Office, see the *PCT Applicant’s Guide*, in the relevant National Chapter.

**Effect in Designated Offices** (Rule 51*bis*.2): Where the applicant submits any of the declarations provided for in Rule 4.17(i) to (iv) containing the required standardized wording (either with the international application, or to the International Bureau within the relevant time limit under Rule 26*ter*, or directly to the designated Office during the national phase), the designated Office may not, in the national phase, require further documents or evidence on the matter to which the declaration relates, unless that designated Office may reasonably doubt the veracity of the declaration concerned.

**Incompatibility of Certain Items of Rule 51*bis*.2(a) with National Laws** (Rule 51*bis*.2(c)): Certain designated Offices have informed the International Bureau that the applicable national law is not compatible in respect of certain declarations provided in Rule 4.17(i), (ii) and (iii). Those designated Offices are therefore entitled to require further documents or evidence on the matters to which those declarations relate. For regularly updated information on such Offices, see the WIPO website: [http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html).

#### BOXES Nos. VIII (i) TO (v) (IN GENERAL)

**Different Declaration Boxes:** There are six different declaration boxes in the pre-printed request form – one box for each of the five different types of declarations provided for in Rule 4.17 (Box No. VIII (i) to Box No. VIII (v)) and a continuation sheet (Continuation of Box No. VIII (i) to (v)) to be used in case any single declaration does not fit in the corresponding box. The title of each type of declaration which is found in the standardized wording provided for in the Administrative Instructions is pre-printed on the appropriate sheet of the request.

**Separate Sheet for Each Declaration:** Each declaration must start on a separate sheet of the request form in the appropriate Declaration Box.

**Titles, Items, Item Numbers, Dotted Lines, Words in Parentheses and Words in Brackets:** The prescribed standardized wording of the declarations includes titles, various items, item numbers, dotted lines, words in parentheses and words in brackets. Except for Box No. VIII (iv) which contains the pre-printed standardized wording, only those items which are applicable should be included in a declaration where necessary to support the statements in that declaration (that is, omit those items which do not apply) and item numbers need not be included. Dotted lines indicate where information is required to be inserted. Words in parentheses are instructions to applicants as to the information which may be included in the declaration depending upon the factual circumstances. Words in brackets are optional and should appear in the declaration without the brackets if they apply; if they do not apply, they should be omitted together with the corresponding brackets.

**Naming of Several Persons:** More than one person may be named in a single declaration. In the alternative, with one exception, a separate declaration may be made for each person. With respect to the declaration of inventorship set forth in Box No. VIII (iv), which is applicable only for the purposes of the designation of the United States of America, all inventors must be indicated in a single declaration (see Notes to Box No. VIII (iv), below). The wording of declarations to be set forth in Boxes Nos. VIII (i), (ii), (iii) and (v) may be adapted from the singular to the plural as necessary.

#### BOX No. VIII (i)

**Declaration as to the Identity of the Inventor** (Rule 4.17(i) and Section 211): The declaration must be worded as follows:

“Declaration as to the identity of the inventor (Rules 4.17(i) and 51bis.1(a)(i)):

in relation to [this] international application [No. PCT/...],

... (*name*) of ... (*address*) is the inventor of the subject matter for which protection is sought by way of [the] [this] international application”

Such a declaration is not necessary in respect of any inventor who is indicated as such (either as inventor only or applicant and inventor) in Box No. II or No. III in accordance with Rule 4.5 or 4.6. However, where the inventor is indicated as applicant in Box No. II or No. III in accordance with Rule 4.5, a declaration as to the applicant’s entitlement to apply for and be granted a patent (Rule 4.17(ii)) may be appropriate. Where indications regarding the inventor in accordance with Rule 4.5 or 4.6 are not included in Box No. II or No. III, this declaration may be combined with the prescribed wording of the declaration as to the applicant’s entitlement to apply for and be granted a patent (Rule 4.17(ii)). For details on such a combined declaration, see Notes to Box No. VIII (ii), below. For details as to the declaration of inventorship for the purposes of the designation of the United States of America, see Notes to Box No. VIII (iv), below.

#### BOX No. VIII (ii)

**Declaration as to the Applicant’s Entitlement to Apply for and Be Granted a Patent** (Rule 4.17(ii) and Section 212): The declaration must be worded as follows, with such inclusion, omission, repetition and re-ordering of the matters listed as items (i) to (viii) as is necessary to explain the applicant’s entitlement:

“Declaration as to the applicant’s entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent (Rules 4.17(ii) and 51bis.1(a)(ii)), in a case where the declaration under Rule 4.17(iv) is not appropriate:

in relation to [this] international application [No. PCT/...],

... (*name*) is entitled to apply for and be granted a patent by virtue of the following:

- (i) ... (*name*) of ... (*address*) is the inventor of the subject matter for which protection is sought by way of [the] [this] international application
- (ii) ... (*name*) [is] [was] entitled as employer of the inventor, ... (*inventor’s name*)
- (iii) an agreement between ... (*name*) and ... (*name*), dated ...
- (iv) an assignment from ... (*name*) to ... (*name*), dated ...
- (v) consent from ... (*name*) in favor of ... (*name*), dated ...
- (vi) a court order issued by ... (*name of court*), effecting a transfer from ... (*name*) to ... (*name*), dated ...
- (vii) transfer of entitlement from ... (*name*) to ... (*name*) by way of ... (*specify kind of transfer*), dated ...
- (viii) the applicant’s name changed from ... (*name*) to ... (*name*) on ... (*date*)”

Items (i) to (viii) may be incorporated as is necessary to explain the applicant’s entitlement. **This declaration is only applicable to those events which have occurred prior to the international filing date.** The possible kinds of transfer of entitlement in item (vii) include merger, acquisition, inheritance, donation, etc. Where there has been a succession of transfers from the inventor, the order in which transfers are listed should follow the actual succession of transfers, and items may be included more than once, as necessary to explain the applicant’s entitlement. Where the inventor is not indicated in Box No. II or No. III, this declaration may be presented as a combined declaration explaining the applicant’s entitlement to apply for and be granted a patent and identifying the inventor. In such a case, the introductory phrase of the declaration must be as follows:

“Combined declaration as to the applicant’s entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent (Rules 4.17(ii) and 51bis.1(a)(ii)) and as to the identity of the inventor (Rules 4.17(i) and 51bis.1(a)(i)), in a case where the declaration under Rule 4.17(iv) is not appropriate:”

The remainder of the combined declaration must be worded as indicated in the preceding paragraphs.

For details as to the declaration as to the identity of the inventor, see the Notes to Box No. VIII (i), above.

#### BOX No. VIII (iii)

**Declaration as to the Applicant’s Entitlement to Claim Priority of the Earlier Application** (Rule 4.17(iii) and Section 213): The declaration must be worded as follows, with such inclusion, omission, repetition and re-ordering of the matters listed as items (i) to (viii) as is necessary to explain the applicant’s entitlement:

“Declaration as to the applicant’s entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application specified below, where the applicant is not the applicant who filed the earlier application or where the applicant’s name has changed since the filing of the earlier application (Rules 4.17(iii) and 51bis.1(a)(iii)):

in relation to [this] international application [No. PCT/...],

... (*name*) is entitled to claim priority of earlier application No. ... by virtue of the following:

- (i) the applicant is the inventor of the subject matter for which protection was sought by way of the earlier application
- (ii) ... (*name*) [is] [was] entitled as employer of the inventor, ... (*inventor’s name*)
- (iii) an agreement between ... (*name*) and ... (*name*), dated ...
- (iv) an assignment from ... (*name*) to ... (*name*), dated ...
- (v) consent from ... (*name*) in favor of ... (*name*), dated ...
- (vi) a court order, issued by ... (*name of court*), effecting a transfer from ... (*name*) to ... (*name*), dated ...
- (vii) transfer of entitlement from ... (*name*) to ... (*name*) by way of ... (*specify kind of transfer*), dated ...
- (viii) the applicant’s name changed from ... (*name*) to ... (*name*) on ... (*date*)”

Items (i) to (viii) may be incorporated as is necessary to explain the applicant’s entitlement. **This declaration is only applicable to those events which have occurred prior to the international filing date.** In addition, this declaration is only applicable where the person or name of the applicant is different from that of the applicant who filed the earlier application from which priority is claimed. For example, this declaration may be applicable where only one applicant out of five is different from the applicants indicated in respect of an earlier application. The possible kinds of transfer of entitlement in item (vii) include merger, acquisition, inheritance, donation, etc. Where there has been a succession of transfers from the applicant in respect of the earlier application, the order in which transfers are listed should follow the actual succession of transfers, and items may be included more than once, as necessary to explain the applicant’s entitlement.

#### BOX No. VIII (iv)

**Declaration of Inventorship** (Rule 4.17(iv) and Section 214): The standardized wording for the declaration is pre-printed in Box No. VIII (iv).

The name, residence and address must be included for each inventor. If the name and address of an inventor is not written in the Latin alphabet, the name and address must be indicated in the Latin alphabet. All inventors must sign and date the

declaration even if they do not all sign the same copy of the declaration (Section 214(b)).

If there are more than three inventors, those other inventors must be indicated on the “Continuation of Box No. VIII (i) to (v)” sheet. The continuation sheet should be entitled “Continuation of Box No. VIII (iv),” must indicate the name, residence and address for those other inventors, and at least the name and address in the Latin alphabet. In such a case, the “complete declaration” includes Box No. VIII (iv) and the continuation sheet. All inventors must sign and date a complete declaration even if they do not all sign the same copy of the complete declaration, and a copy of each separately signed complete declaration must be submitted (Section 214(b)).

Where the declaration was not included in the request, but is furnished later, the PCT application number MUST be indicated within the text of Box No. VIII (iv).

#### BOX No. VIII (v)

**Declaration as to Non-prejudicial Disclosures or Exceptions to Lack of Novelty** (Rule 4.17(v) and Section 215): The declaration must be worded as follows, with such inclusion, omission, repetition and re-ordering of the matters listed as items (i) to (iv) as is necessary:

“Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty (Rules 4.17(v) and 51bis.1(a)(v)):

in relation to [this] international application [No. PCT/...],

... (*name*) declares that the subject matter claimed in [the] [this] international application was disclosed as follows:

- (i) kind of disclosure (*include as applicable*):
  - (a) international exhibition
  - (b) publication
  - (c) abuse
  - (d) other: ... (*specify*)
- (ii) date of disclosure: ...
- (iii) title of disclosure (*if applicable*): ...
- (iv) place of disclosure (*if applicable*): ...”

Either (a), (b), (c) or (d) of item (i) should always be included in the declaration. Item (ii) should also always be included in the declaration. Items (iii) and (iv) may be incorporated depending upon the circumstances.

#### BOX No. IX

**Sheets Constituting the International Application:** The number of sheets of the various parts of the international application must be indicated in the check list using Arabic numerals. Sheets containing any of the Boxes Nos. VIII(i) to (v) (declaration sheets) must be counted as part of the request. It is noted that any tables, including those related to a sequence listing, should be an integral part of the description and the pages containing such tables will be counted as sheets of the international application. There is no longer any provision for submission of those tables separately or a reduced fee for such a submission.

**Nucleotide and/or amino acid sequences: Paper Filings:** Where the international application is filed on paper (using the sheet “last sheet - paper”) and contains disclosure of one of more nucleotide and/or amino acid sequences, a sequence listing must be presented as a separate part of the description (“sequence listing part of description”) in accordance with the standard contained in Annex C of the Administrative Instructions, that is, in compliance with WIPO Standard ST.25. The number of pages of the sequence listing must be indicated under item (f) in Box No. IX and included in the total number of sheets. Furthermore, where the sequence listing is filed on paper, a copy of the sequence listing in the form of an Annex C/ST.25 text file saved on physical data carrier(s) (together with the required statement) should accompany the international application, if so required by the ISA but **only** for the purposes of international search under Rule 13ter. In such cases therefore,

check-boxes Nos. 8 and 9 must be marked in Box No. IX. In addition, the type and number of carriers such as diskettes, CD-ROMs, CD-Rs or other data carriers accepted by the ISA, should be indicated in item 8.

#### For EFS-Web filing with RO/US

**Nucleotide and/or amino acid sequences: Electronic Filings via EFS-Web with RO/US:** There exist two alternative last sheets of the request form which contain two distinct Boxes No. IX. The sheet “last sheet – paper”, described earlier, should be used if the applicant intends to file the international application on paper. The sheet “last sheet – EFS” should **only** be used if the request form is filed online with the receiving Office of the United States of America via EFS-Web.

(a) **EFS-Web and text file:** Where the international application is filed via EFS-Web (using the sheet “last sheet - EFS”) and contains disclosure of one or more nucleotide and/or amino acid sequences, a sequence listing must be presented as a separate part of the description (“sequence listing part of description”) in accordance with the standard contained in Annex C of the Administrative Instructions, that is, in compliance with WIPO Standard ST.25. The sequence listing should **preferably** be furnished as an Annex C/ST.25 text file; in such cases, the first check-box of check-box (g) in Box No. IX should be marked. When furnished in this manner, the number of sheets of the sequence listing is **not** included in the total number of sheets making up the international application. Whenever the sequence listing is furnished as an Annex C/ST.25 text file, there is no need to file another copy of the text file for search purposes under Rule 13ter since the text file submitted will be used for both disclosure of the international application and for search purposes.

(b) **EFS-Web and image file:** If the sequence listing is filed online via EFS-Web as an image file (e.g. PDF file) rather than the recommended text file, the corresponding boxes in check-box (f) in Box No. IX should be marked. The number of sheets of the sequence listing **must be** included in the total number of sheets making up the international application. Where the sequence listing is filed in image format, a copy of the sequence listing in the form of an Annex C/ST.25 text file (together with the required statement) should accompany the international application, if so required by the ISA but **only** for the purposes of international search under Rule 13ter. In such cases, check-boxes Nos. 8 and 9 must be marked in Box No. IX.

(c) **EFS-Web and physical data carriers:** The receiving Office of the United States of America has two distinct limitations on the size of the sequence listing file it can accept via EFS-Web. If the text file containing the sequence listing is larger than 100MB, or if the image file (e.g. PDF file) containing the sequence listing is larger than 25MB, the applicant must file the sequence listings as an Annex C/ST.25 text file on physical data carrier(s). The receiving Office does not accept the filing of image (e.g. PDF file) on physical data carrier(s). In such cases, the data carrier(s) must be furnished on the same day that the international application is filed online. This may be furnished via “Express Mail Post Office to Addressee” with a date-in by the United States Postal Service the same date as the online filing date, or via commercial delivery services or by hand, provided that it reaches the receiving Office on the same day as the international application filed online. In such cases, the corresponding check-boxes in check-box (g) in Box No. IX must be marked. The number and type of carrier(s) should be indicated in check-box (g). Whenever the sequence listing is furnished as an Annex C/ST.25 text file, there is no need to file another copy of the text file for search purposes under Rule 13ter since the text file submitted will be used for both disclosure of the international application and for search purposes.

**Items Accompanying the International Application:** Where the international application is accompanied by certain items, the applicable check-boxes must be marked, any applicable indication must be made on the dotted line after the applicable item, and the number of such items should be indicated at the end of the relevant line; detailed explanations

are provided below only in respect of those items which so require.

**Check-box No. 4:** Mark this check-box where a copy of a general power of attorney is filed with the international application; where the general power of attorney has been deposited with the receiving Office, and that Office has accorded to it a reference number, that number may be indicated.

**Check-box No. 6:** Mark this check-box where a translation of the international application for the purposes of international search (Rule 12.3) is filed together with the international application and indicate the language of that translation.

**Check-box No. 7:** Mark this check-box where a filled-in Form PCT/RO/134 or any separate sheet containing indications concerning deposited microorganisms and/or other biological material is filed with the international application. If Form PCT/RO/134 or any sheet containing the said indications is included as one of the sheets of the description (as required by certain designated States (see the *PCT Applicant's Guide*, Annex L)), do not mark this check-box (for further information, see Rule 13*bis* and Section 209).

**Check-boxes Nos. 8 and 9:** Where the sequence listing part of the description is submitted on paper, a copy of the sequence listing in the form of an Annex C/ST.25 text file (together with the required statement) should accompany the international application, if so required by the ISA, but **only** for the purposes of international search under Rule 13*ter*. In this case, check-boxes Nos. 8 and 9, must be marked in Box No. IX.

**Language of Filing of the International Application** (Rules 12.1(a) and 20.4(c) and (d)): With regard to the language in which the international application is filed, for the purposes of according an international filing date, it is, subject to the following sentence, sufficient that the description and the claims are in the language, or one of the languages, accepted by the receiving Office for the filing of international applications; that language should be indicated in that check-box (as regards the language of the abstract and any text matter in the drawings, see Rule 26.3*ter*(a) and (b); as regards the language of the request, see Rules 12.1(c) and 26.3*ter*(c) and (d)). Note that where the international application is filed with the United States Patent and Trademark Office as receiving Office, all elements of the international application (request, description, claims, abstract, text matter of drawings) must, for the purposes of according an international filing date, be in English except that the free text in any sequence listing part of the description, complying with the standard set out in Annex C of the Administrative Instructions, may be in a language other than English.

#### BOX No. X

**Signature** (Rules 4.1(d), 4.15, 26.2*bis*(a), 51*bis*.1(a)(vi) and 90): The signature must be that of the applicant; if there are several applicants, all must sign. However, if the signature of one or more of the applicants is missing, the receiving Office will not invite the applicant to furnish the missing signature(s) provided that at least one of the applicants signed the request.

**Important: Should a notice of withdrawal be filed at any time during the international phase, that notice will have to be signed by the applicant or, if there are two or more applicants by all of them (Rule 90*bis*.5), or by an agent or a common representative whose appointment has been effected by each applicant signing, at his choice, the request, the demand, a separate power of attorney (Rule 90.4(a)) or a general power of attorney (Rule 90.5(a)).**

Furthermore, for the purposes of the national phase processing, each designated Office will be entitled to require the applicant to furnish the confirmation of the international application by the signature of any applicant for the designated State concerned, who has not signed the request.

Where the signature on the request is not that of the applicant but that of the agent, or the common representative, a separate power of attorney appointing the agent or the common representative, respectively, or a copy of a general power of attorney already in the possession of the receiving Office, must be furnished. The power of attorney must be signed by the applicant, or if there is more than one applicant, by at least one of them. If the power is not filed with the request, the receiving Office will invite the applicant to furnish it, unless it has waived the requirement for a separate power of attorney (for details about each receiving Office, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C).

#### SUPPLEMENTAL BOX

The cases in which the Supplemental Box may be used and the manner of making indications in it are explained in the left column of that Box.

Items 2 and 3: Even if an indication is made in respect of items 2 and 3 under Rule 49*bis*.1(a), (b) or (d), the applicant will be required to make an indication to this effect upon entry into the national phase before the designated offices concerned.

If the applicant wishes to specify that the international application be treated in any designated State as an application for a utility model, see Notes to Box No. V.

#### GENERAL REMARKS

**Language of Correspondence** (Rule 92.2 and Section 104): Any letter from the applicant to the receiving Office must be in the language of filing of the international application provided that, where the international application is to be published in the language of a translation required under Rule 12.3, such letter should be in the language of that translation; however, the receiving Office may authorize the use of another language.

Any letter from the applicant to the International Bureau must be in the same language as the international application if that language is English or French; otherwise, it must be in English or French, at the choice of the applicant.

Any letter from the applicant to the ISA must be in the same language as the international application, provided that, where a translation of the international application for the purposes of international search has been transmitted under Rule 23.1(b), such letter is in the language of that translation. However, the ISA may authorize the use of another language.

**Arrangement of Elements and Numbering of Sheets of the International Application** (Rule 11.7 and Section 207): The elements of the international application must be placed in the following order: the request, the description (excluding the sequence listing part, if any), the claim(s), the abstract, the drawings (if any), the sequence listing part of the description (if any).

All sheets of the description (excluding the sequence listing part), claims and abstract must be numbered in consecutive Arabic numerals, which must be placed at the top or bottom of the sheet, in the middle, but not in the margin which must remain blank. The number of each sheet of the drawings must consist of two Arabic numerals separated by an oblique stroke, the first being the sheet number and the second being the total number of sheets of drawings (for example, 1/3, 2/3, 3/3). For numbering of the sheets of the sequence listing part of the description, see Section 207.

**Indication of the Applicant's or Agent's File Reference** on the sheets of the description (excluding the sequence listing part, if any), claim(s), abstract, drawings and sequence listing part of the description (Rule 11.6(f)): The file reference indicated on the request may also be indicated in the left-hand corner of the top margin, within 1.5 cm from the top of any sheet of the international application.

This sheet is not part of and does not count as a sheet of the international application.

# PCT

## FEE CALCULATION SHEET

### Annex to the Request

For receiving Office use only	
Applicant's or agent's file reference <b>PF-00008</b>	International Application No. _____ Date stamp of the receiving Office _____
Applicant <b>AAPICO AMATA COMPANY LIMITED</b>	
<b>CALCULATION OF PRESCRIBED FEES</b> (Applicants may be entitled to a reduction of certain fees as indicated in the PCT Fee Tables ( <a href="http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf">http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf</a> ))	
1. TRANSMITTAL FEE: .....	THB 3,000 <input type="text" value="T"/>
2. SEARCH FEE: .....	THB 76,500 <input type="text" value="S"/>
International search to be carried out by: <u>US</u>	
3. INTERNATIONAL FILING FEE Enter total number of sheets indicated in Box No IX: <u>23</u>	
<input type="text" value="i1"/> Fixed amount for the first 30 sheets .....	THB 53,000 <input type="text" value="i1"/>
<input type="text" value="i2"/> _____ x _____ = _____ <input type="text" value="i2"/> <small>number of sheets in excess of 30      fee per sheet</small>	
Add amounts entered at i1 and i2 and enter total at I: .....	THB 53,000 <input type="text" value="I"/>
(Applicants from certain States are entitled to a reduction of 90% of the international filing fee (see <a href="http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf">http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf</a> ). Where the applicant is (or all applicants are) so entitled, the total to be entered at I is 10% of the international filing fee.)	
4. FEE FOR PRIORITY DOCUMENT (if applicable): .....	<input type="text"/> <input type="text" value="P"/>
5. FEE FOR RESTORATION OF THE RIGHT OF PRIORITY (if applicable): .....	<input type="text"/> <input type="text" value="RP"/>
6. FEE FOR EARLIER SEARCH DOCUMENTS (if applicable): .....	<input type="text"/> <input type="text" value="ES"/>
7. TOTAL FEES PAYABLE .....	THB 132,000
Add amounts entered at T, S, I, P, RP and ES, and enter total in the TOTAL box	
TOTAL	
<b>MODE OF PAYMENT</b> (Not all modes of payment may be available at all receiving Offices)	
<input type="checkbox"/> credit card (details should not be included on this sheet) <input type="checkbox"/> authorization to charge deposit or current account (see below) <input type="checkbox"/> bank transfer <input type="checkbox"/> cash	
<input type="checkbox"/> postal money order <input checked="" type="checkbox"/> check <input type="checkbox"/> revenue stamps <input type="checkbox"/> other (specify): _____	
<b>AUTHORIZATION TO CHARGE (OR CREDIT) DEPOSIT OR CURRENT ACCOUNT</b> (This mode of payment may not be available at all receiving Offices)	
<input type="checkbox"/> Authorization to charge the total fees indicated above. <input type="checkbox"/> (This check-box may be marked only if the conditions for deposit or current accounts of the receiving Office so permit) Authorization to charge any deficiency or credit any overpayment in the total fees indicated above. <input type="checkbox"/> Authorization to charge the fee for priority document.	Receiving Office: RO/ _____ Deposit or Current Account No.: _____ Date: _____ Name: _____ Signature: _____

**NOTES TO THE FEE CALCULATION SHEET  
(ANNEX TO FORM PCT/RO/101)**

The purpose of the fee calculation sheet is to help the applicant to identify the prescribed fees and to calculate the amounts to be paid. It is strongly recommended that the applicant complete the sheet by entering the appropriate amounts in the boxes provided and submit the fee calculation sheet at the time of filing the international application. This will help the receiving Office to verify the calculations and to identify any error in them.

Information about the applicable fees payable can be obtained from the receiving Office and the International Bureau at <http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>. The amounts of the international filing and search fees may change due to currency fluctuations. Applicants are advised to check what are the latest applicable amounts. All fees, must be paid within one month from the date of receipt of the international application.

**CALCULATION OF PRESCRIBED FEES**

**Box T: Transmittal Fee** for the benefit of the receiving Office (Rule 14.1): The amount of the transmittal fee, if any, is fixed by the receiving Office. It must be paid within one month from the date of receipt of the international application by the receiving Office. Information about this fee is contained in the *PCT Applicant's Guide*, Annex C.

**Box S: Search Fee** for the benefit of the International Searching Authority (ISA) (Rule 16.1): The amount of the search fee is fixed by the ISA. It must be paid within one month from the date of receipt of the international application by the receiving Office. Information about this fee is contained in the *PCT Applicant's Guide*, Annex D.

Where two or more ISAs are competent, the applicant must indicate his choice in the space provided for this purpose and pay the amount of the international search fee fixed by the ISA chosen. Information on the competent ISA and whether the applicant has a choice between two or more ISAs is contained in the *PCT Applicant's Guide*, Annex C.

**Box I: International Filing Fee:** The amount of the international filing fee depends on the number of sheets of the international application indicated in Box No. IX of the request as explained below.

That number is the **Total number of sheets** indicated in Box No. IX of the request, which includes the actual number of sheets of the sequence listing part of the description, if the listing is filed on paper and not as an Annex C/ST.25 text file.

**For EFS-Web filing with RO/US**

**Nucleotide and/or amino acid sequences: via EFS-Web:** Where the international application is filed via EFS-Web and contains a sequence listing filed in an Annex C/ST.25 text file, even when, due to the size of the text file, the sequence listing has to be submitted on a data carrier, no fee is due for filing the sequence listing.

Where the sequences listing is an image file (e.g. PDF) the actual number of sheets that make up this part of the description must be included.

The international filing fee must be paid within one month from the date of receipt of the international application by the receiving Office.

**Reductions:** Applicants may be entitled to reductions to certain fees, which are indicated in the PCT Fee Tables (<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>) and the relevant Annex C of the *PCT Applicants Guide*. If reduced fees apply, the reduced amount should be indicated in the fee calculation sheet. These include reductions that apply where the international application is filed in electronic form and/or if the

applicant is a natural person from certain States. These two types of fees reduction are fully explained below.

**Reduction of the International Filing Fee Where the International Application Is Filed in Electronic Form:**

Where the international application is filed in electronic form, the total amount of the international filing fee is reduced depending on the electronic formats used. The international filing fee is reduced by: 100 Swiss francs (or the equivalent in the currency in which the international filing fee is paid to the receiving Office) in respect of international applications where the request is not in character coded format (see PCT Schedule of Fees, item 4(b)); 200 Swiss francs (or the equivalent in the currency in which the international filing fee is paid to the receiving Office) where the request is in character coded format (see PCT Schedule of Fees, item 4(c)); and 300 Swiss francs (or the equivalent in the currency in which the international filing fee is paid to the receiving Office) where the request, description, claims and abstract are all in character coded format (see PCT Schedule of Fees, item 4(d)). For further details, see the *PCT Applicant's Guide*, International Phase and Annex C, as well as information published in the *Official Notices (PCT Gazette)* and the *PCT Newsletter*. Since international applications filed in electronic form will contain the Request Form and Fee Calculation Sheet in such electronic form, no provision is made for this fee reduction in the Fee Calculation Sheet annexed to Form PCT/RO/101.

**Reduction of the International Filing Fee for Applicants from Certain States:**

An applicant who is a natural person and who is a national of and resides in a State that is listed as being a State whose per capita gross domestic product is below US\$ 25,000 (according to the most recent ten year average per capita gross domestic product figures at constant 2005 US\$ values published by the United Nations), and whose nationals and residents who are natural persons have filed less than 10 international applications per year (per million population) or less than 50 international applications per year (in absolute numbers) according to the most recent 5-year average yearly filing figures published by the International Bureau; or an applicant, whether a natural person or not, who is a national of and resides in a State that is listed as being classified by the United Nations as a least developed country, is entitled, in accordance with the Schedule of Fees, to a reduction of 90% of certain PCT fees including the international filing fee. If there are several applicants, each must satisfy the above-mentioned criteria. The reduction of the international filing fee will be automatically available to any applicant (or applicants) who is (or are) so entitled on the basis of the indications of name, nationality and residence given in Boxes Nos. II and III of the request.

The fee reduction is available even if one or more of the applicants are not from PCT Contracting States, provided that each of them is a national and resident of a State that meets the above-mentioned requirements and that at least one of the applicants is a national or resident of a PCT Contracting State and thus is entitled to file an international application.

Information about PCT Contracting States whose nationals and residents are entitled to a reduction of 90% of certain PCT fees, including the international filing fee, is contained in the *PCT Applicant's Guide*, Annex C and on the WIPO website (see <http://www.wipo.int/pct/en/>), and is also published and regularly updated in the *Official Notices (PCT Gazette)* and the *PCT Newsletter*.

**Calculation of the International Filing Fee in Case of Fee Reduction:** Where the applicant is (or all applicants are) entitled to a reduction of the international filing fee, the total to be entered in box I is 10% of the international filing fee (see below).

**Box P: Fee for Priority Document (Rule 17.1(b)):** Where the applicant has requested, by marking the applicable check-box in Box No. VI of the request, that the receiving Office prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application the priority of which is claimed, the amount of the fee prescribed by the receiving Office for such service may be entered (for information, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C).

If that fee is not paid at the latest before the expiration of 16 months from the priority date, the receiving Office may consider the request under Rule 17.1(b) as not having been made.

**Box RP: Fee for the restoration of the right of priority (Rule 26bis.3(d)):** Where the applicant has requested within the applicable time limit under Rule 26bis.3(e) that the receiving Office restore the right of priority in connection with any earlier application the priority of which is claimed in the international application, the amount of the fee prescribed by the receiving Office for such service may be entered (for information, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C).

**Box ES: Fee for earlier search documents (Rule 12bis.1(b) and (d)):** Where the applicant has requested, by marking the appropriate check-box in item 1.2 of Continuation of Box No. VII, of the request, that the receiving Office prepare and transmit to the ISA copies of the results of an earlier search, which are requested by the applicant to be taken into consideration by the ISA (such a request may only be filed if the earlier search was carried out by the same Office as that which is acting as the receiving Office (Rule 12bis.1(b)) or where the earlier search results are otherwise available to the receiving Office (Rule 12bis.1(d)), the amount of the fee prescribed by the receiving Office for such service may be entered (for information, see the *PCT Applicant's Guide*, Annex C).

**Total Box:** The total of the amounts entered in boxes T, S, I, P, RP and ES should be entered in this box. If the applicant so wishes, the currency, or currencies, in which the fees are paid may be indicated next to or in the total box.

#### MODE OF PAYMENT

In order to help the receiving Office identify the mode of payment of the prescribed fees, it is recommended that the applicable check-box(es) be marked. Credit card details should not be included on the fee calculation sheet. They should be furnished separately and by secure means acceptable to the receiving Office.

#### AUTHORIZATION TO CHARGE (OR CREDIT) DEPOSIT OR CURRENT ACCOUNT

The receiving Office will not charge (or credit) fees to deposit or current accounts unless the deposit or current account authorization is signed and indicates the deposit or current account number.



書式 4  
国際出願のページ書式  
(特示 2(3)項による)

明細書、クレーム及び発明の要約のページの様式



แบบที่ 5 แบบข้อมูลจุลชีพ (ตามประกาศ ข้อ 4)

Applicant's or agent's file reference	International application No.
--	-------------------------------

**INDICATIONS RELATING TO DEPOSITED MICROORGANISM  
OR OTHER BIOLOGICAL MATERIAL**

(PCT Rule 13bis)

A. The indications made below relate to the deposited microorganism or other biological material referred to in the description on page _____, line _____.	
<b>B. IDENTIFICATION OF DEPOSIT</b> Further deposits are identified on an additional sheet <input type="checkbox"/>	
Name of depositary institution	
Address of depositary institution (including postal code and country)	
Date of deposit	Accession Number
<b>C. ADDITIONAL INDICATIONS</b> (leave blank if not applicable) This information is continued on an additional sheet <input type="checkbox"/>	
<b>D. DESIGNATED STATES FOR WHICH INDICATIONS ARE MADE</b> (if the indications are not for all designated States)	
<b>E. SEPARATE FURNISHING OF INDICATIONS</b> (leave blank if not applicable)	
The indications listed below will be submitted to the International Bureau later (specify the general nature of the indications e.g., "Accession Number of Deposit")	

For receiving Office use only	For International Bureau use only
<input type="checkbox"/> This sheet was received with the international application	<input type="checkbox"/> This sheet was received by the International Bureau on:
Authorized officer	Authorized officer

แบบที่ 6 แบบคำขอถอน  
(ตามประกาศข้อ 9)

PATENT COOPERATION TREATY

PCT

NOTICE OF WITHDRAWAL  
(PCT Rules 90bis.1, 90bis.2,  
90bis.3, 90bis.3bis and 90bis.4)

To:

The International Bureau of WIPO  
34, chemin des Colombettes  
1211 Geneva 20  
Switzerland

Facsimile No: +41 22 338 82 70

Applicant's or agent's file reference	
International application No.	International filing date (day/month/year)
Applicant	Priority date (day/month/year)

The applicant hereby **withdraws**:

- the **international application** identified above (Rule 90bis.1) (where the international application is withdrawn, the international processing of the international application will be discontinued (Rule 90bis.6(b)):
- the withdrawal is made conditional on it being received by the International Bureau in time to prevent international publication
- the **designations** specified below (Rule 90bis.2) (withdrawal of all designated States will be treated as withdrawal of the international application under Rule 90bis.1. In such a case, the check-box "the international application" should preferably be marked instead):
- the following designation(s):
- all designations except:
- the **priority claim(s)** specified below (Rule 90bis.3) (if multiple priorities have been claimed, this notice relates to the following priority claim(s)) (withdrawal of the earliest priority claim will result in the re-calculation of time limits which have not already expired (Rule 90bis.3(d))):
- the withdrawal is made conditional on it being received by the International Bureau in time to prevent international publication
- the **demand** (Rule 90bis.4) (where the demand is withdrawn, the processing of the international application by the International Preliminary Examining Authority will be discontinued (Rule 90bis.6(c)))
- the **election(s)** specified below (Rule 90bis.4) (where all elections are withdrawn, the processing of the international application by the International Preliminary Examining Authority will be discontinued (Rule 90bis.6(c)). In such a case, the check-box "the demand" should preferably be marked instead):
- the **supplementary search request** (Rule 90bis.3bis) (where the supplementary search request is withdrawn, the processing of the international application by the Authority(ies) specified for supplementary search will be discontinued (Rule 90bis.6(b-bis)))  
\_\_\_\_\_ (indicate the Authority specified for supplementary search)

**ATTENTION** Under Rule 90bis.6(a), withdrawal of the international application, of any designation, of any priority claim, of the demand or of any election under Rule 90bis will have no effect in any designated or elected Office where the processing or examination of the international application has already started under Article 23(2) or 40(2).

**Signature of applicant(s), agent or common representative** (in order for the withdrawal to be effective, the notice of withdrawal must be signed by (all) the applicant(s), their appointed agent or appointed common representative. Where one of the applicants is considered to be the common representative under Rule 90.2(b), all applicants must sign (see Rule 90bis.5)).

Date:

(ガルーダ)

知的財産局告示

件名：国際出願手数料、国際調査手数料、  
国際出願送付手数料および支払遅延手数料の規定

国際調査手数料の改定は、国際調査機関の徴収率に従い、現在の為替レートに対応していなければならない。タイ知的財産局は、シンガポール知的財産庁を、知的財産局へ出願する国際出願のための国際調査機関として追加した。

仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）によって改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づき発行された、仏暦 2552 年（西暦 2009 年）特許協力条約に基づく発明保護を求める出願に係る省令第 10 項第 1 段落及び第 2 段落に基づき、知的財産局局长は以下の通り告示する。

第 1 項 仏暦 2558 年（西暦 2015 年）7 月 6 日告示、国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定に係る知的財産局告示、並びに仏暦 2559 年（西暦 2016 年）6 月 2 日告示国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定（第 2 版）に係る知的財産局告示を廃止する。

第 2 項 出願人は、本告示末尾に添付の一覧に従って国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料を支払う。

第 3 項 仏暦 2552 年（西暦 2009 年）特許協力条約に基づく発明保護を求める出願に係る省令第 10 項第 2 段落に従い出願人が支払遅延手数料を支払わなければならない場合、出願人は、担当官が通知書に記載した支払い残額の 50 パーセントを支払う。このとき、支払遅延手数料は、出願人が支払う国際出願手数料の 50 パーセント以下でなければならず、30 ページを超えた分の国際出願手数料を計算する必要はない。

第 4 項 本告示末尾 2 番目の一覧に規定した国際出願手数料減免対象国一覧にある国籍を有し定住する出願人は、本告示末尾 1 番目の一覧に従い国際出願手数料の減免を受ける。

複数の出願人の国際出願である場合、すべての出願人が本告示末尾 2 番目の一覧に従った国籍を有し定住していなければならない。

-2-

第5項 出願人が、米国合衆国特許商標庁が自身の国際出願調査を実施した旨国際出願に記載した場合、アメリカ合衆国連邦政府法令第37版特許、商標及び著作権第127項及び第129項に基づく小規模機関/企業（small entity）である出願人、又は極小規模機関/企業（micro entity）である出願人は、本告示末尾の一覧に従った国際調査手数料減免の権利を有する。

仏暦 2560（西暦 2017 年）5 月 5 日付告示

（署名）

（Mr. トッサポン タンスブット）

知的財産局局長

リスト1  
国際出願手数料、国際調査手数料、  
及び国際出願送付手数料

## 1. 国際出願手数料

No.	国際出願の形態	料金	
		減免なし	減免あり
1.	<b>書類による出願</b> 1.1. 国際出願書 30 ページまで 1.2. 国際出願書 30 ページ超過分 1 ページにつき	53,000 パーツ	5,300 パーツ
		750 パーツ	75 パーツ
2.	<b>電子システムによる出願</b> 2.1. 以下の書類により国際出願を電子システムで出願する。  (1) 願書 (PCT/RO/101) は XML 形式のファイルではなく、国際出願の その他書類は PDF, JPEG, TIFF 形式 のファイル、または  (2) 願書 (PCT/RO/101) は XML 形 式のファイルで、国際出願のその他 書類は PDF, JPEG, TIFF 形式のファ イル、または  (3) 願書 (PCT/RO/101) および国際 出願のその他書類が XML 形式のファ イル	49,000 パーツ	4,900 パーツ
		45,000 パーツ	4,500 パーツ
		41,000 パーツ	4,100 パーツ

-2-

## 2. 国際調査手数料

No.	国際調査機関	料金	
		減免なし	減免あり
1.	米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office) (1) 一般出願人 (2) 小規模団体/事業者の出願人 (3) 微小団体/事業者の出願人	一出願 76,500 パーツ	一出願 38,250 パーツ 一出願 19,125 パーツ
2.	欧州特許庁 (European Patent Office)	一出願 77,000 パーツ	-
3.	中国国家知識産権局 (State Intellectual Property Office of the People's Republic of China)	一出願 13,500 パーツ	-
4.	日本特許庁 (Japan Patent Office)	一出願 54,000 パーツ	-
5.	オーストラリア特許庁 (Australian Patent Office)	一出願 64,500 パーツ	-
6.	韓国特許庁 (Korean Intellectual Property Office)	一出願 42,000 パーツ	-
7.	シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore)	一出願 61,000 パーツ	-

## 3. 国際出願送付手数料

項目	料金
国際出願送付手数料	一出願 3,000 パーツ

## リスト2

## 国際出願手数料減免対象国一覧

<b>Applicability of 90% Reduction in Certain PCT Fees <sup>1</sup></b> <b>(applicable on or after 1 July 2015<sup>2</sup>)</b>			
1. Where the international application is filed by an applicant <sup>3</sup> who is a natural person and who is a national of and resides in one of the following States. <sup>4</sup>			
(a) States which are PCT Contracting States:			
Albania Algeria Angola Antigua and Barbuda Armenia Azerbaijan Bahrain Barbados Belarus Belize Benin Bosnia and Herzegovina Botswana Brazil Bulgaria Burkina Faso Cameroon Central African Republic Chad Chile China Colombia Comoros Congo Costa Rica Cote d'Ivoire Croatia Cuba Cyprus Czech Republic Democratic People's Republic of Korea	Dominica Dominican Republic Ecuador Egypt El Salvador Equatorial Guinea Estonia Gabon Gambia Georgia Ghana Greece Grenada Guatemala Guinea Guinea-Bissau Honduras Hungary India Indonesia Iran (Islamic Republic of) Kazakhstan Kenya Kyrgyzstan Lao People's Democratic Republic Latvia Lesotho Liberia Libya Lithuania	Madagascar Malawi Malaysia Mali Malta Mauritania Mexico Mongolia Montenegro Morocco Mozambique Namibia Nicaragua Niger Nigeria Oman Panama Papua New Guinea Peru Philippines Poland Portugal Republic of Moldova Romania Russian Federation Rwanda Saint Kitts and Nevis Saint Lucia Saint Vincent and the Grenadines Sao Tome and Principe	Saudi Arabia Senegal Serbia Seychelles Sierra Leone Slovakia Slovenia South Africa Sri Lanka Sudan Swaziland Syrian Arab Republic Tajikistan Thailand The former Yugoslav Republic of Macedonia Togo Trinidad and Tobago Tunisia Turkey Turkmenistan Uganda Ukraine United Republic of Tanzania Uzbekistan Viet Nam Zimbabwe
(b) States which are not PCT Contracting States: <sup>5</sup>			
Afghanistan Argentina Bahamas Bangladesh Bhutan Bolivia (Plurinational State of) Burundi Cabo Verde Cambodia Democratic Republic of the Congo	Djibouti Eritrea Ethiopia Fiji Guyana Haiti Iraq Jamaica Jordan Kiribati Lebanon Maldives	Marshall Islands Mauritius Micronesia (Federated States of) Myanmar Nauru Nepal Pakistan Palau Paraguay Samoa Solomon Islands	Somalia South Sudan Suriname Timor-Leste Tonga Tuvalu Uruguay Vanuatu Venezuela (Bolivarian Republic of) Yemen



リスト 2  
国際出願手数料減免対象国一覧

<b>Applicability of 90% Reduction in Certain PCT Fees<sup>1</sup></b> <b>(applicable on or after 1 July 2015<sup>2</sup>)</b>			
1. Where the international application is filed by an applicant <sup>3</sup> who is a natural person and who is a national of and resides in one of the following States. <sup>4</sup>			
(a) States which are PCT Contracting States:			
Albania	Dominica	Madagascar	Saudi Arabia
Algeria	Dominican Republic	Malawi	Senegal
Angola	Ecuador	Malaysia	Serbia
Antigua and Barbuda	Egypt	Mali	Seychelles
Amenia	El Salvador	Malta	Sierra Leone
Azerbaijan	Equatorial Guinea	Mauritania	Slovakia
Bahrain	Estonia	Mexico	Slovenia
Barbados	Gabon	Mongolia	South Africa
Belarus	Gambia	Montenegro	Sri Lanka
Belize	Georgia	Morocco	Sudan
Benin	Ghana	Mozambique	Swaziland
Bosnia and Herzegovina	Greece	Namibia	Syrian Arab Republic
Botswana	Grenada	Nicaragua	Tajikistan
Brazil	Guatemala	Niger	Thailand
Bulgaria	Guinea	Nigeria	The former Yugoslav Republic of Macedonia
Burkina Faso	Guinea-Bissau	Oman	Togo
Cameroon	Honduras	Panama	Trinidad and Tobago
Central African Republic	Hungary	Papua New Guinea	Tunisia
Chad	India	Peru	Turkey
Chile	Indonesia	Philippines	Turkmenistan
China	Iran (Islamic Republic of )	Poland	Uganda
Colombia	Kazakhstan	Portugal	Ukraine
Comoros	Kenya	Republic of Moldova	United Republic of Tanzania
Congo	Kyrgyzstan	Romania	Uzbekistan
Costa Rica	Lao People's Democratic Republic	Russian Federation	Viet Nam
Cote d'Ivoire	Latvia	Rwanda	Zimbabwe
Croatia	Lesotho	Saint Kitts and Nevis	
Cuba	Liberia	Saint Lucia	
Cyprus	Libya	Saint Vincent and the Grenadines	
Czech Republic	Lithuania	Sao Tome and Principe	
Democratic People's Republic of Korea			
(b) States which are not PCT Contracting States: <sup>5</sup>			
Afghanistan	Djibouti	Marshall Islands	Somalia
Argentina	Eritrea	Mauritius	South Sudan
Bahamas	Ethiopia	Micronesia(Federated States of)	Suriname
Bangladesh	Fiji	Myanmar	Timor-Leste
Bhutan	Guyana	Nauru	Tonga
Bolivia (Plurinational State of)	Haiti	Nepal	Tuvalu
Burundi	Iraq	Pakistan	Uruguay
Cabo Verde	Jamaica	Palau	Vanuatu
Cambodia	Jordan	Paraguay	Venezuela (Bolivarian Republic of)
Democratic Republic of the Congo	Kiribati	Samoa	Yemen
	Lebanon	Solomon Islands	
	Maldives		

- 6 -

<b>Applicability of 90% Reduction in Certain PCT Fees<sup>1</sup></b> (applicable on or after 1 July 2015 <sup>2</sup> )			
2. Where the international application is filed by an applicant, whether a natural person or not, who is a national of and resides in one of the following States that is listed as being classified by the United Nations as a least developed country:			
(a) States which are PCT Contracting States:			
Angola Benin Burkina Faso Central African Republic Chad Comoros Equatorial Guinea Gambia	Guinea Guinea-Bissau Lao People's Democratic Republic Lesotho Liberia Madagascar Malawi	Mali Mauritania Mozambique Niger Rwanda Sao Tome and Principe Senegal Sierra Leone	Sudan Togo Uganda United Republic of Tanzania Zambia
(b) States which are not PCT Contracting States: <sup>5</sup>			
Afghanistan Bangladesh Bhutan Burundi Cambodia Democratic Republic of the Congo	Djibouti Eritrea Ethiopia Haiti Kiribati Myanmar Nepal	Samoa <sup>6</sup> Solomon Islands Somalia South Sudan Timor-Leste Tuvalu Vanuatu	Yemen

- 1 The international filing fee (including the fee per sheet over 30), the supplementary search handling fee and the handling fee.
- 2 In the case of the reduction in the international filing fee, this list applies to international applications received by the receiving Office on or after 1 July 2015; in the case of reductions in the supplementary search handling fee and the handling fee, this list applies to international applications in respect of which the respective fee is paid on or after 1 July 2015.
- 3 If there are several applicants, each must satisfy the criteria set out in parts 1 or 2 of the list, and at least one of them must be a national of and/or reside in a PCT Contracting State.
- 4 That is, States whose per capita gross domestic product is below US\$ 25,000 (according to the most recent 10-year average per capita gross domestic product figures at constant 2005 US\$ values published by the United Nations), and whose nationals and residents who are natural persons have filed less than 10 international applications per year (per million population) or less than 50 international applications per year (in absolute numbers) according to the most recent five-year average yearly filing figures published by the International Bureau.
- 5 Applicants from these States must file the PCT application together with an applicant who is a national of and/or resides in a PCT Contracting State, and in order to benefit from the 90% reduction, the State concerned must be one of the States indicated under 1(a) (if the applicant concerned is a natural person) or 2(a) (whether the applicant is a natural person or not).
- 6 Despite noting in October 2014 that Samoa was no longer classified by the United Nations as a least developed country (see document PCT/A/46/3, paragraph 13(d)), the PCT Assembly nonetheless decided to retain Samoa on this list (see document PCT/A/46/6, paragraph 17(vi)).

## 第4章

(ガルーダ)

知的財産局告示

件名：国際調査機関及び  
国際予備審査機関一覧（第2版）

-----

仏暦 2552 年 12 月 24 日付国際調査機関及び国際予備審査機関一覧に係る知的財産局告示に従い、局長は、米国合衆国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局、日本特許庁、オーストラリア特許庁、韓国知的財産局を、タイ知的財産局へ申請する国際出願のための国際調査機関及び国際予備審査機関と定めた。

国際調査機関及び国際予備審査機関としてシンガポール知的財産庁を追加するため、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づき発行された仏暦 2552 年（西暦 2009 年）特許協力条約に基づく発明保護を求める出願に係る省令第 20 項第 1 段落及び第 21 項第 1 段落に基づき、知的財産局局長は、下記の通り仏暦 2552 年（西暦 2009 年）12 月 24 日付にて、国際調査機関及び国際予備審査機関一覧に係る知的財産局告示末尾に添付された国際調査機関及び国際予備審査機関の一覧に、第 7 番目の国際調査機関及び国際予備審査機関としてシンガポール知的財産局の名称を追加した。

番号	機関名	所在地
7	シンガポール知的財産庁 ( Intellectual Property Office of Singapore)	シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore) IP 101, 51 Bras Basah Road, #01-01, Manulife Centre, Singapore 189554

仏暦 2560 年（西暦 2017 年）5 月 5 日付告示

（署名）

（Mr. トッサポン タンスブット）

知的財産局局长

(ガルーダ)

知的財産局告示

件名：国際出願手数料、国際調査手数料、  
国際出願送付手数料および支払遅延手数料の規定

-----  
国際調査手数料の改定は、国際調査機関の徴収率に従い、現在の為替レートに対応していなければならない。タイ知的財産局は、シンガポール知的財産庁を、知的財産局へ出願する国際出願のための国際調査機関として追加した。

仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）によって改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づき発行された、仏暦 2552 年（西暦 2009 年）特許協力条約に基づく発明保護を求める出願に係る省令第 10 項第 1 段落及び第 2 段落に基づき、知的財産局局長は以下の通り告示する。

第 1 項 仏暦 2558 年（西暦 2015 年）7 月 6 日告示、国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定に係る知的財産局告示、並びに仏暦 2559 年（西暦 2016 年）6 月 2 日告示国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料及び支払遅延手数料の規定（第 2 版）に係る知的財産局告示を廃止する。

第 2 項 出願人は、本告示末尾に添付の一覧に従って国際出願手数料、国際調査手数料、国際出願送付手数料を支払う。

第 3 項 仏暦 2552 年（西暦 2009 年）特許協力条約に基づく発明保護を求める出願に係る省令第 10 項第 2 段落に従い出願人が支払遅延手数料を支払わなければならない場合、出願人は、担当官が通知書に記載した支払い残額の 50 パーセントを支払う。このとき、支払遅延手数料は、出願人が支払う国際出願手数料の 50 パーセント以下でなければならず、30 ページを超えた分の国際出願手数料を計算する必要はない。

第 4 項 本告示末尾 2 番目の一覧に規定した国際出願手数料減免対象国一覧にある国籍を有し定住する出願人は、本告示末尾 1 番目の一覧に従い国際出願手数料の減免を受ける。

複数の出願人の国際出願である場合、すべての出願人が本告示末尾 2 番目の一覧に従った国籍を有し定住していなければならない。

## 第4章

## 添付書類3

## 出願受理合意記録書

行政部署 知的財産局 PCT グループ

日付

<p>第1部：出願人記入欄</p> <p>私(名・姓).....住所</p> <p>番地.....小路/ソイ.....通り、.....町/ 地区</p> <p>.....郡/区、.....県、郵便番号.....、TEL.....</p> <p>E-mail.....、国民身分証明証番号.....</p> <p>は、右の出願を提出します。</p>
---

<p>第2部：担当官記入欄</p> <p>私(名・姓).....職位</p> <p>は、番号.....の PCT.....の出願の添付書類を審査した結果、添付の書類項目書式(Checklist)に従い出願人が提出した書類について以下のように判断する。</p> <p><input type="checkbox"/> 添付の書類項目書式(Checklist)に基づく詳細の通り書類に不備があるため、出願人に正確かつ完全に補正するよう通知し、出願人は.....日.....月、仏暦.....年までに補正又は追加書類を提出することに同意した。</p> <p>(補正又は完全な書類を送付する期間は、出願日から90日以内とする)</p>
---

本「出願受理合意記録書」は同一内容のものを2通作成し、両当事者は全体に目を通し理解したとし、これを証するために署名し、証拠とするために担当官は1通を出願人に渡す。

署名.....係官                      署名.....出願人  
(.....)                                      (.....)

署名.....係官  
(.....)

## 備考

1. 出願人が担当官の通知通りに、又は出願受理合意記録書に記された通りに出願を補正しない、又は追加の書類若しくは証拠を提出しない場合、担当官は出願を出願人に返却すると共に、出願の返却理由及び出願人の審判請求の権利について書面で通知する。なお、出願人が手数料を知的財産局に支払済みの場合、いかなる場合も当該手数料の返金請求はできない。ただし、(1) 法律で手数料の返金を規定している場合、又は(2) 支払した者の側の過失ではなく国の担当官の過失のために上記の手数料の支払が重複する又は過払いの場合は、知的財産局が個別に判断する。

2. 出願人又は代理人が自分で出願せず他人に出願の代行を委任する場合、復代理人用委任状又は個別委任状により、当該の人に代理人又は代理人に代わり出願し、出願受理合意記録書に署名する権限を付与することが望ましい。出願が不正確である又は証拠書類が不完全であり、かつ出願する人に上記の記録に署名する権限がない場合、担当官はその出願を受取することができないためである。

\* 上記の第4章の添付書類の情報は原則として知的財産局のウェブサイトでも参照すること。

## 第5章

# 化学と医薬品分野の特許出願 と小特許出願の審査

第5章  
化学と医薬品分野の特許出願  
と小特許出願の審査

第1部  
化学分野の特許出願  
と小特許出願の審査

1. はじめに

本第1部の化学分野における発明審査について、通常、化学分野の発明は、発明の形態上、結果の予想が困難なため、特許と小特許を審査するには、実験結果による証明、確認事項に頼らなければならない。又、他分野における発明とは異なる原則の基に、いくつかの要点において検討事項が存在する。よって、化学分野における発明審査が、共通の指針に基づく世界基準に見合ったものとなるよう、検討と理解が必要な重要事項を定め、仏暦2522年(西暦1979年)特許法及び改訂版の規定を基礎とし、指針を定めた。尚、本節で述べていないその他の審査規定は、共通の特許及び小特許審査マニュアルの別部における規定に沿って実施する。

## 2. 化学分野の発明形態

### 2.1 化合物(compounds)

化合物のクレームでは、化合物の名称、又は構造もしくは分子式を記載しなければならない。化合物の名称は慣用名を記載しなければならず、商品名又は独自に命名した名称であってはならない。化合物の構造は十分明確でなければならず、曖昧な意味を持つ不明瞭な言葉では出願できない。

### 2.2 組成物(composition)

独立クレームとしてよく目にするもう1つの形の発明に、クレームを組成物の形で記載することがある。組成物の出願では、組成物の特徴、例えば、成分又は成分と各成分量とを説明することで特定する。

- 組成物の出願のための成分と各成分量の説明

当該成分の使用に関し、先行技術の技術的課題を解決するために、重要な特徴としての当該成分の追加を行った発明である場合、然るべき成分量に関係なく、当該成分を独立クレームとして記載することがある。当該成分が、決まった量の当該成分から構成されなければならない場合、成分と成分量とを独立クレームに記載しなければならず、そうでなければ当該クレームは不完全で技術的に不十分であるとされる。

化学分野において、例えば、合金製造の場合、成分と共に各成分量を独立クレームに記載しなければならない。

その他、不明瞭な言葉、例えば、「約」、「あるいは同様の」、「およそ」等のクレームへの記載は許可されない。但し、量の記載は数値範囲で記載できるが、量を数値範囲で記載する場合は、限定的な数値範囲でなければならない。尚、各成分の合計は100%でなければならず、クレームに記載する量の範囲は次のように検討することができる。

(1つの成分の**最大値**+他方の成分の**最小値**は100以下)

(1つの成分の**最小値**+他方の成分の**最大値**は100以上)

特定の関係を記載することが困難である場合には、例えば、組成物の成分量による成分の機能として、特定の関係を表す式又は図で記載することができる。但し、図の特徴又は意味の説明が必要である。



例として、明確な意味を持ち、かつ関連する技術分野において既に公知である場合、量的な特徴の代わりに質的な特徴記載することができる。例えば、物質を十分に湿す量、反応を十分に起こす量等。

- 組成物出願のためのプレアンブル(preamble portion)の説明  
通常、組成物出願のプレアンブルの記載は以下の3通りである。

- 組成物の特性を記載しない。

ポリビニルアルコール、中和剤及び水からなるヒドロゲル組成物の出願を例示する。

上記のような出願は、クレームしている組成物について、明細書中で2種類又は2分野以上の使用可能な特性を記載していればよい。例えば、出願におけるヒドロゲル組成物は、フィルム材や粘着剤、塗装剤、微生物の餌等としてそのままクレームのプレアンブルに記載できる。

- 組成物の特性を記載する。

例として、A物質を10～60重量%とB物質を90～40重量%とで構成される磁石合金。

- 当該組成物の用途を記載する。

例として、ブテンの水素化に用いる、 $\text{Fe}_3\text{O}_4$ と $\text{K}_2\text{O}$ とを含有する触媒。

但し、前述の組成物が、ある1つの特定の使用を目的とする場合、当該組成物の特性又は用途について記載しなければならない。特に薬や医薬品として使用する組成物である場合は、当該組成物の用途について記載しなければならない。

### 2.3 化学的又は物理的パラメータ値で説明された、又は化学製品の製造工程で説明された最終的な化学製品

不明確な構造が存在する場合や、特性の記載が不可能で化学物質や化学製品の名称のみの記載をする場合、製造工程を記載しなければ、十分な特性を説明することはできない場合、前述のようなクレームの記載が可能である。

### 2.4 化学的工程

化学的工程(化学的プロセス)の出願は、物質の調製工程やその他当該物質に対して行う工程、例えば、物質の分離や、その物質を用いて官能基を改良する等を記載しなければならない。又、関連する工程の特徴として、工程において使用する手順、物質、装置、手順に関連した工程の特徴、例えば、追加反応の手順、手順における温度や時間、触媒、その他の物質等手順の状況を記載しなければならない。工程の特徴が物質にある時、それは、工程で使用する材料の化学成分、化学構造式、又は特別な物理的/化学的性質となり、又、結果として得られた製品となる。装置に関連する工程の特徴については、手順で使用する特別な装置、又、本発明の工程における装置の特性や機能を含む。

## 第5章 第1部

## 2.5 使用

具体的な成果に導く手順や方法を示す使用(uses)は、第三条における1つのプロセス(Process)とみなすことができる。クレームを審査する際は、第5条の規定、すなわち当該発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性、又、第9条違反かどうかを審査しなければならない。

第17条(3)  
省令第21号  
(仏暦2542年)  
第3項(4)

## 3. 化学分野の明細書の審査

明細書のあるべき状態については、仏暦2535年(西暦1992年)特許法(第2版)及び仏暦2542年(西暦1999年)特許法(第3版)により改定された仏暦2522年(西暦1979年)特許法、他関連省令に定められている。

完全で、漏れがなく、明確な明細書には、当業者が当該発明を実施できる程度に完全で、発明者が知り得る最良の発明実施形態が記載されていないなければならない。

完全で、漏れがなく、明確な発明の開示により、当業者は当該発明を実施することが可能である。

以上の通り、化学分野では、特許法で規定されている特徴を有する発明の開示を次のように検討することができる。

## 3.1 化学製品

化学製品には、化合物、組成物、又は構造や組成物で明確に説明ができない化学製品を含み、出願にかかる発明が化学製品の場合、明細書でそれらの化学製品の特定、調製、使用について説明しなければならない。

### ●化学製品の種類の特定

#### 化合物の場合

明細書には化学的名称と構造式(それには各官能基、分子の立体構造等を含む)又は当該化合物の分子式を記載しなければならない。化学構造の説明は、当業者が化合物の種類を特定できる程度に明確でなければならない。明確化のため、明細書では発明による技術的課題解決に関わる物理的、化学的特性値(それぞれの量的又は質的なデータ、又、スペクトラム等)を説明する。

さらに、高分子化合物の場合、上述のように、名称、分子式やその繰り返し単位の構造の説明の他に、明細書では分子量、そして一定の繰り返し単位の配列(例えば、ホモポリマー状、共重合状、ブロックポリマー状、グラフト重合状等の状態)を記載することができる。高分子化合物がその構造を完全に説明され得ない場合には、各特性値、例として、結晶化値、密度等で代わりに説明してもよい。

#### 組成物の場合

各種組成物の成分の他に、明細書では成分の化学的及び／又は物理的な状態を説明しなければならない。各成分の使用選択の範囲、各成分量の範囲、そして、組成物の特性に影響する成分の効果は第5章第1部2.2項における各事例に従う

#### 構造又は組成物そのもので明確な説明ができない化学製品の場合

クレームしている製品の明確化のために、明細書では確実な化学的及び／又は物理的パラメータ値、及び／又は前述の製造工程を追加説明しなければならない。

#### 化学製品の調製の場合

当業者が明細書に沿って化学製品を調製できるようにするため、化学製品の明細書においては、最低1つの調製方法を説明しなければならず、使用材料、手順、状態、特別に用いた装置を開示しなければならない。発明が化合物の場合、化合物の調製例が記載されていなければならない。

### 化学製品の使用そして/又は発生する技術効果の場合

この場合は十分な説明が必要であり、製品における化合物の構造が既に開示されていたとしても、少なくとも1種類の使用について説明しなければならない。

当業者が、先行技術に基づく発明から生み出される技術の使用又は技術的效果を予想できない場合、当業者が、当該発明により実際に技術的課題を解決でき、説明された予想通りの結果が得られると信じていることができるよう、明細書には量的な、又は質的な実験結果の十分なデータを開示しなければならない。

新規の薬学的化合物や薬学的組成物は、医学的特徴又は薬理学的役割を記載する他に、有効性のある用量と使用方法を記載しなければならない。もし当業者が、先行技術の基礎に基づく発明の明細書に記載されている使用又は前述の役割を予想できない場合、当業者が当該発明により技術的課題の解決が成功し、得られた技術的效果があらかじめ説明していた予想通りのものであることを信じていることができるように、明細書には、実験室又は動物実験、臨床試験 (Clinical test) での実験結果、あるいはその他の関連する量的又は質的なデータを十分に開示しなければならない。更に、明細書には当業者が実施できるよう、効果が得られる量、使用方法又は調合法を説明しなければならない。尚、当該発明の効果を示す特性に関するデータ、その効果の測定方法を、先行技術にある一般的な測定方法で実施されたものとは異なる結果を記載しなければならない。もし、特別な手法である場合、当業者が実施できるよう、明細書にてその手順を十分に説明しなければならない。

#### 3.2 発明が化学的工工程である場合の十分な開示とは

発明が化学的工工程である場合、物質の調製工工程、その他の化学的工工程いずれの場合であっても、当該工工程において、改良された、材料、手順、工工程の状態を説明しなければならない。又、必要であれば、当該発明の目的に沿った技術的課題を解決するための、明細書で説明されている発明の工工程を当業者が実施できるよう、当該調製される物質の特性に影響を与える工工程の効果を説明しなければならない。尚、当業者が実施できるよう、工工程で使用する材料、特性、製造工工程を説明しなければならない。

#### 3.3 発明が化学製品の使用である場合の十分な開示とは

化学製品の使用について、明細書には、当業者が実施できるよう、使用する化学製品、製品の使用方法、得られた効果を説明しなければならない。

## 第5章 第1部

化学は実験が欠かせない科学であり、又この分野における多くの発明は実験で証明しなければならない。よって、一般的な明細書は作製方法と製品の使用を示す実施形態を有する。

明細書に記載しなければならない実施形態の数は、クレームしている一般的技術的特徴の範囲に依存する。例えば、代替できる他の要素(Parallel alternative elements)の範囲及び選択した範囲における値のデータに依存する。その他に、発明の技術が属する分野の特徴及び特殊性にも依存する。よって、最良の実施形態の数は、当業者が発明の過程を解釈でき、又本発明の予期する結果を得ることを予想できるに十分でなければならない。

尚、他の明細書の審査は、第1章第1部18ページから20ページを準用する。

## 第17条(4)

## 4. クレームの明確さの審査

特許法は、出願する発明の明確さを必要とし、クレームでは、製品や手順において保護を要求しなければならない事柄を明確に説明しなければならないはず、いずれのクレームを読んでも何が保護されなければならない事項であるのかを明確に理解できるようにしなければならない。

特許法第17(4)条の規定により、出願人は、発明の特徴を明示するためにクレームにおいて様々な表現形式を使用できる。例えば、“製品の発明”の場合、様々な形式で特徴を説明できる。例えば、働き、機能、特性、特徴、方法、使用、そしてその他の形式としては、発明の形態やその他、例えば化学製品の複合物質や化学化合物の構造式を示す重要なものが使用できる。

他方、省令第21号第4項に準用する特許法第17(4)条の規定によると、クレームは保護を受けたいものを明確に記載しなければならない。出願人は、発明を明確に説明するため、クレームを多様な説明の形式で規定することが出来る。

**第8条を準用する  
第5条****5. 化学分野の産業上の利用可能性の審査**

登録を受けることができる特許又は小特許は、技術的課題を解決でき、又実際に実施できなければならない。つまり、特許又は小特許出願の要旨が、製品の場合、その製品は産業上利用可能でなければならない、かつ技術的課題を解決できなければならない。特許又は小特許（※の出願にかかる発明の）要旨が、工程の場合、その工程は、産業上利用可能なものでなければならない、かつ技術的課題が解決できなければならない。製品又は工程の特許又は小特許の出願は、上記の規定に当てはまる特性がある場合にのみ登録が可能となる。

担当官は、当該発明がどの産業に利用できるか、又、産業での工程の使用について評価しなければならない。一般的に発明の開示部分における産業上の利用可能性の説明は、それ自身で特徴的かつ明確に説明がされなければならない。通常、産業上の利用可能性は、説明そのもので明確に確認できるものであるが、もし産業上の利用可能性に関する説明が特徴的かつ明確ではなく、産業上利用が可能であるという言葉のみであれば、不十分となる。特定の利用については、発明を開示する際、それを特定の裏づけられたデータの中で明示しなければならない。例えば、不特定の異常の治療に使用可能な化合物、生物学的特性を持つ化合物という説明では、特定の利用であると断定するには不十分である。

尚、他節についての審査は、第1章第3部88ページの4.3項（訳注：原文ママ）を準用する。

**産業上利用不可能な事例****1) 繰り返すことができない**

特許又は小特許の要旨は、繰り返しても同様の結果を得ることができるというところにある。特許又は小特許の要旨を繰り返すことができないものは利用もできない。

技術的明細書の開示の通りに繰り返し行うことができることは、技術的課題の解決のための当該出願において選択された技術的解決手段が、当業者個人により繰り返し行うことが可能でなければならない。繰り返すということは、どんな無作為な要因にも因らず同じ結果が得なければならないという意味である。

いずれにせよ、担当官は、製品に関連する特許又は小特許の出願において、最終製品率が低く、繰り返すことができないことは重要な相違点であるということに注目しなければならない。ある発明において、製品を繰り返し製造することはできるが、製造ラインにおける技術的環境の整備（例えば、衛生的な環境、温度等の維持）の失敗により、最終製品率が低い可否かという点が、担当官が第一に留意すべき点である。同じ発明において、当該特許又は小特許に必要な全ての技術的環境が満たされても、当業者が依然として、目的の技術的解決の成果を得るため繰り返し行うことができない可否かという点が次に留意すべき点である。

## 第5章 第1部

## 2) 自然法則に反している

実施可能な特許又は小特許の出願は、自然法則に沿っていなければならない。自然法則に反している特許又は小特許の出願は、実施や実行が不可能である。

## 3) 料理方法、レシピに従った料理方法

料理方法、レシピに従った料理方法は、産業上利用不可能な形態であり、繰り返すことが不可能である。そのような料理や料理方法は、不確定な要因に左右される。例えば、料理人個人の技能や創造は、同様に繰り返すことは不可能である。

## 4) 医師の処方

医師の処方は、各々の患者のしっかりとした状況把握の下に行われる。医師による処方と医薬品を与える工程は、医師の指示に従わなければならない、実施することはできないので、保護を受けることはできない。

第6条に準用する  
第5条

## 6. 化学分野の新規性審査

## 6.1 化合物の新規性審査

クレームしようとする化合物が、既に先行技術で参照されていた場合、新規性がないと予想することができる。又、もし出願人が、出願日以前に前述の化合物がなかったと証明できる証拠を示すことができなければ、その化合物は新規性がないと予想できる。

ここで、前述の「参照」とは、明確な化合物の定義や、化学物質名、分子式、構造式を用いた化合物の説明、物理的・化学的パラメータ値、又は使用する材料を含め製造方法での説明も含んでいる。

例えば、もし、当該参照があった文献において開示された化合物の化学的名称、分子式、構造式が、説明が難しい又は不明瞭であるが、パラメータ値を持つ化合物の説明をするために、クレームしている化合物のパラメータ値と同様の物理的・化学的パラメータ値やその他の値が追加で開示されている場合、出願人が、出願日以前において、出願にかかる化合物がなかったと証明できる証拠を示すことができなければ、出願にかかる化合物は新規性がないと言うことができる。

当該参照文献で開示された化学的名称、構造式又は分子式、物理的・化学的なパラメータが不明確であるが、当該出願の化合物の調製方法と同じ化合物の調製方法の開示がある場合、出願する化合物は新規性がないと言うことができる。

広い範囲を記載する一般式は、一般式より狭い式を持つ化合物の新規性を消滅させることができない。一方、より狭い式の化合物の開示は、一般式の新規性を消滅させることができる。その他、特定の化合物の集合は、一定の範囲で開示されている化合物の集合の中で一致する化合物の新規性を消滅させることができる。例として、化合物C1-4は、その範囲内にある特定の化合物の新規性を消滅させることができる(例えば、C1とC4)。しかしながら、化合物C4が、多数の形式の異性体の場合、化合物C1-4は、各異性体の新規性を消滅させることはできない。

通常、天然物質の存在が、合成した同種の物質の新規性を消滅させることはできないが、当該天然物質が当該参照文献に開示され、又、それが、合成した同種の物質と、構造的に又形態学的、類似しているか重要な類似性を持つ又は同値である場合、合成物質が既に先行技術(Prior art)に存在する場合、新規ではないとみなされ、当該合成物質は新規性がないとされる。

## 6.2 組成物の新規性審査

### 6.2.1 組成物の成分のみを説明する組成物の新規性の決定

例えば、当該参照文献において、組成物Xが、成分A+B+Cから構成されていると開示されている場合、出願内容が、成分A+Bを持つ組成物Yに関する発明を説明する場合、組成物Yの保護をクローズクレームでクレームされた場合(つまり、A+Bのみをクレームした場合)、組成物Xと同様の技術的問題を解決したとしても、そのクレームは新規性があるとされる。

クレームが、組成物Yの保護をオープンクレームでクレームされた場合(つまり、A+Bを含む成分としてクレームした場合)、組成物Xと同様に技術的な問題を解決しても、そのクレームには新規性がない。(より狭い式は、より広い式の新規性を消滅させる)

当該発明で使用している方法に、組成物Yに関与する成分Cがない場合、そのクレームは新規性があるとされる。



## 6.2.2 組成物の成分と成分の量を記載する組成物の新規性の決定

組成物の成分と成分量を記載した組成物の新規性の決定について、以下の通り、成分の量について審査する。

●参照文献の開示する量の値が既に狭く、出願が参照文献の範囲を含む広い範囲の場合。

例えば、銅を主構成とし、その他亜鉛を10～35重量%、アルミを2～8重量%含む合金をクレームする場合、参照文献において、銅を主構成とし、亜鉛を20重量%、アルミを5重量%含んでいる合金が記載されている場合、当該出願物には新規性がない(とされる)。

●参照文献に開示されている量の範囲が、出願の範囲の一部又は少なくとも範囲の終点と重複している場合。

例えば、窒化ケイ素タイプのセラミックの製造工程をクレームし、焼成時間は1～10時間である。参照文献における窒化ケイ素タイプのセラミックの製造工程は、4～12時間である。つまり、4～10時間の間が重複しているので、クレームされたものには新規性がない(とされる)。

●参照文献において、量の範囲が開示されているが、当該出願は単一の量を開示する場合。

例えば、乾燥させる温度が40、58、75又は100℃の光触媒の製造方をクレームする。参照文献には乾燥させる40-100℃の温度の記載がある。この場合、乾燥させる40℃と100℃の温度に新規性はないが、58℃と75℃の温度の新規性は認められる。

●出願における開示の範囲は狭く、かつ、終点は参照文献のより広い範囲と一致しない。

例えば、重合度が100-200のエチレン-ポチレンタイプの重合体をクレームし、参照文献参照文献では重合度が50-400の同種の重合体を開示する。この場合は新規性がある。

### 6.3 化学的又は物理的パラメータ値又は、製造工程を説明した化学製品の新規性審査

#### 6.3.1 化学的又は物理的パラメータ値を説明した化学製品の出願

既に説明したパラメータ値について、出願する製品と参照文献参照文献に開示された製品のパラメータ値を説明することが不可能で、又、双方の製品の違いを見つけることができない場合、出願する製品は新規性がないと結論づけることができる。

製造工程の特徴を説明した化学製品をクレームとした場合、新規性の審査では、製造工程を比較することよりも得られた製品から審査を行う。工程が異なっても、必ず違う製品が得られるとは限らない。担当官は、説明された製造工程が、製品の明確に特別な新規の構造又は組成物を生み出すかどうかを検討しなければならない。当業者が、前述の工程が参照文献に開示された製品と異なる構造そして/又は組成物を生み出すと結論づけることができる場合、当該クレームは新規性があるとみなされる。一方、出願人が、当該製品の構造及び/又は組成物が変化したことを示す、当該工程における従来製品とは異なる構造及び/又は組成物を有する製品を生み出す、又は異なる能力を持つ製品を生み出すことを証明できない場合、製造工程が異なる場合であっても、出願する製品が参照文献で開示された製品と比較して、構造的に又組成において相違がなければ、当該製品は新規性を有するとはみなされない。

この他、参照文献に開示されている製品とクレームしようとする製品を比較した時、工程の違いのみで、違いを証明するに足りる他のパラメータ値がなく、異なる工程から生まれた結果としてのどのような機能的及び/又は自然状態の変化も示されていない場合、クレームしようとする製品には新規性がないと結論づけることができる。

例として、「工程Xから製造したガラス」という発明のクレームと、開示された参照文献における「工程Yから製造したガラス」があり、2つの工程から製造したガラスが、その構造、形態、構成材料に相違点がなければ、このクレームは新規性がない。一方、方法Yと比較して、工程Xに参照文献に開示されていない特定の温度溶解させる工程があり、ガラスが割れにくい耐久性を明確に付加する場合、又、マイクロレベルの構造で相違点が示され、異なる工程により結果的に異なる内部構造が得られた場合、当該クレームは新規性を有するとみなされる。

第7条を準用する  
第5条

## 7. 化学分野における発明の進歩性審査

化学分野において、これから述べることは、様々な発明のための進歩性の決定を示すための事例である。

## 7.1 化合物の発明の進歩性

(1) 化合物に新規性があり、既存の化合物と類似する構造がなく、又、生み出す効果又は使用が確実である場合、担当官は、容易に明らか（※以下、単に「自明」とする）ではない使用又は効果<sup>1</sup>を説明した証拠を示す必要なく、当該化合物は進歩性を有するとみなされる。

(2) 既存の化合物と類似した構造を持つ化合物においては、本発明の化合物が、従来化合物から生み出される、明確な効果の進歩又は発展により得られる、自明でない使用又は効果を有していなければならない、又は、従来技術の、一般的知識において明確ではない、もしくは一般的な知識からは分からない、自明でない使用又は効果を有していなければならない。これを有する場合、発明は進歩性を有するとみなされる。

(3) 当該発明の進歩性は、構造の類似性の検討以外に、技術的課題解決の効果が自明であるのか否かを検討しなければならない。又は、当業者が、当該化合物について先行技術を基礎とし限られた論理的な分析、論理的な推測、実験により製造又は使用できるのか否かを考慮しなければならない。

(4) 技術的課題解決の効果が既に公知のいくつかの原因に因るものである場合や回避できないもの（つまり、先行技術で得られた結果である）である場合、当該技術的課題解決には進歩性がない。

例として、

先行技術である、殺虫物質A-Rについて、RはC<sub>13</sub>-アルキルであり、アルキルを変更すると殺虫物質の効率が良くなるという記載があるとする。

先行技術と比較した時、出願しようとする殺虫物質であるA-C<sub>4</sub>H<sub>9</sub>は、明確に効率が良くなるが、当該出願は進歩性がない。当業者が、先行技術における殺虫物質の効率改善の指摘から論理的に分析し、当該化合物を製造又は使用することが可能だからである。

---

<sup>1</sup>自明ではない結果又は自明ではない技術的な結果には、予想できない結果 (Surprising effect) が含まれる。

## 7.2 化学物質又は化学的工程の組合せによる進歩性

化学物質又は化学的工程の組合せによる発明が、技術的課題解決のため、先行技術の化学物質の組合せや化学的工程を用いて行われる。進歩性を検討する際、通常は、関連する要因を検討する。例えば、組み合わせた技術的形態が、化学物質や化学的工程の働きに作用しているか否か、化学物質の組合せや化学的工程の難易度、先行技術の化学物質の組合せや化学的工程を実施する技術的動機、化学物質の組合せや化学的工程の技術的効果等。

### (1) 自明である組合せ

クレームしている発明が、単なる先行技術の化学物質や化学的工程の組合せや列挙であって、各々の成分や工程そのものがその役割を果たす場合、技術的効果としては、技術的な相乗効果がなく、各々の成分や工程の効果の組み合わせにすぎないものの場合、組合せによる前述のような発明は進歩性がないとみなされる。

例：

連続的な構造の中でイオン交換型クロマトグラフィーと分子サイズ選別コラムを接続することによる、2つの手順で化学物質を明確に分離する工程に関する発明。両工程は、既に先行技術で公知であり、各々の工程を順番に使用する場合と比較しても、課題解決においてどのような効率性向上もなく、イオン交換型クロマトグラフィーに導入する前の分子サイズの縮小のみが行われる。よって、本発明には進歩性がないとされる。

この他、組合せが既存の化学物質から分岐した式のみを変更したものに過ぎない場合や、日常の作業から得た技術に過ぎない場合、そしてそれが自明でない結果ではない場合、当該発明は、同様に進歩性がないとされる。

### (2) 自明性のない組合せ

組み合わせられた技術的特徴が、化学物質や化学的工程の相互作用を支えるかどうか、又、新しい技術的効果を生み出すかどうかによる。又、組合せ後の技術的効果が、各々の特徴の技術的効果の合計を超える場合、組合せは明確な特徴を有し、明確な進歩を表すはずであり、発明は進歩性があるとされる。又、当該発明のいずれかの技術的特徴の全て又は一部が公知であっても、前述の発明の進歩性の評価には影響しない。

例：

本発明は、先行技術の工程である「焼き入れ」と「めっき」の組合せを利用し、長期間で焼入れ硬度を高め化学剤Ni-P-レアアースでめっきする工程である。

先行技術の発明は、部品を焼き入れ後、圧力を除去し、構造と性質を安定させるため、焼きもどし(Tempering)をしなければならないと開示している。しかしながら、本発明は焼き入れ後、部品の焼きもどしをしたり、エージング(Ageing)したりする必要がない。代わりに、部品を $80\text{oC}\pm 10\text{oC}$ のめっき液に浸し化学めっきする。よって、熱で硬度を高めたり、エージングしたりする工程を省くことができるだけでなく、部品が安定した構造を持ち、更に、めっき部分は、傷付きにくく、侵食強度が良く、そしてマトリックスとの結合性も良い。組み合わせによる本発明の技術的効果は当業者にとって自明ではない。よって、この発明には進歩性がある。

### 7.3 選択発明(selection)

選択発明とは、広い範囲で記載されている、開示された先行技術からその先行技術を特に引用をすることなく、より狭い発明の範囲を選別することにより生み出された発明のことを言う。

前述のような特徴の発明の進歩性を検討する際、その要点としては、前述の発明から自明ではない技術的効果が生み出されたかどうかということであり、以下の通り検討が可能である。

(1) 発明が、既存の多数の発明から代替可能な、単なる自明の発明を選択する場合、類似する特徴を有した単なる選択的発明である場合、選択した発明が自明ではない結果を生み出さない場合、当該発明には進歩性がないと検討できる。

例として、様々な熱処理工程は、先行技術において公知であるが、本発明は、公知の化学反応において、既に公知である電気による熱処理工程を選択している。反応を生み出すには熱を必要とし、又、前述の選択は、自明ではない技術的効果を生み出すどのような製品を生み出すこともない。よって、本発明には進歩性がない。

(2) 発明が、温度の範囲又はその他の特徴を限定した選択肢を有し、その限定された中から選択する発明の場合には、当業者が通常的设计、実験(Routine lab)を経て容易に実施することが可能であり、又、自明ではないどのような技術的効果を生み出さない場合、当該発明に進歩性はない可能性がある。

例として、発明では、公知の反応を起こすための工程が説明され、特別な特徴、つまり不活性ガスの特定の流量を記載しているが、当業者が、一般的に行われている従来の方法で計算し、流量を決定することができる場合には、当該発明は進歩性がない。

(3) 発明が、当業者が容易に率直な原理で予想できるものである場合には、当該発明に進歩性はないとされる。

例として、組成物Yの熱に対する安定性を改善する方法の発明を挙げる。当該発明は、組成物Yの中の成分Xの最低量を記載し使用することを特徴とする。実際は、特定の成分Xにおける最低量は、成分Xの量と組成物Yの熱に対する安定性の曲線の関係性から求めることができる。よって、前述の発明は進歩性がないとされる。

(4) 選択した発明が、自明ではない技術的効果を生み出し、そして顕著で重要な性質を持ち、又顕著な進歩性を示す場合、当該発明は進歩性があるとされる。

例：

先行技術発明：カルボン酸アミドの触媒、及び/又は尿素の割合がメルカプタン材1モルに対し、0以上100モル%以下のチオクロロギ酸の製造について開示している。ここでは、触媒の量は2～13モル%、そして触媒の量は2モル%から歩留りが上がると例示されている。その他、専門家が歩留りを向上させるために触媒の量を増やすことが可能である旨を追加で開示した。

選択発明：より少量の触媒0.02～0.2%(モル)を使用したチオクロロギ酸の製造工程に関してであるが、歩留りは逆に11.6～35.7%と予想以上に大幅に高くなり、又、反応の工程もより容易となった。以上から、本発明による技術的課題解決は自明でない効果から得られたものであることを示している。よって、この発明は進歩性がある。

#### 7.4 学術分野の転用 (Diversion) による発明

学術分野の転用による発明とは、ある学術分野における公知の先行技術をもう一つの学術分野に転用する発明のことを意味する。

学術分野の転用による発明の進歩性を検討する際、以下のように必要な要素を検討しなければならない。転用された学術分野と先行学術分野との類似性、技術的特徴との類似性が見られた場合には、すべての技術的課題や障害を除去する技術分野の転用の困難さや当該技術分野の転用による技術的効果等を考慮して以下のように検討できる。一貫性のある技術形態の有無、課題や障害を除去する技術を置換することの困難さ、そして前述の技術の転換による技術的効果、等を考慮して以下のように審査できる。

(1) 学術分野間で生じた変化が同じか、類似性がある場合、又、自明でない技術的効果を生み出さない場合、このような形態の発明は進歩性がないとされる。

例として、棚を支える構造を、テーブルを支えることに利用する場合、進歩性がないとされる。

(2) 学術分野の転用が、自明でない技術的効果を生み出し、又は学術分野において長時間解決されなかったどのような技術的課題又は障害を解決した場合、そして顕著に重要な特徴を持ち、又顕著な進歩を示す場合、当該発明は進歩性があるとされる。

#### 7.5 構成要素の変更による発明

構成要素間における関係性の変更による発明を含む構成要素の変更による発明、構成要素を代替することによる発明、又、構成要素のいくつかを使用しないことによる発明がある。

構成要素の変更による発明の進歩性を検討する際、通常以下の要素を審査する。つまり、関係性を変えたか、代替するか、又は構成要素の一部が削除されているか否かの技術的要因があるか否か、そして技術的効果は自明であるか否か等である。

##### 7.5.1 構成要素間における関係性を変えることによる発明

先行技術の発明と比較し、構成要素間における関係性を変えることによる発明は、形状、大きさ、比率、位置、作業の関係や類似する事柄が変化したものである。

(1) 構成要素間における関係性の変更が、当該発明の結果、役割、又は使用の変化を生み出さない場合や、当該発明の結果、役割、又は使用の変化を予想できる場合、当該発明には進歩性がないとされる。

## 例

先行技術の発明で、固定計器盤と回転ハンドルを持つ測定器がある。

本発明は、類似する測定器であるが、固定ハンドルと回転計器盤を持つ。本発明と先行技術の発明の間における相違点は、構成要素間における関係を変えただけである。つまり、この場合、稼働部分と固定されている部分が逆になっただけであり、自明でない技術的效果を生み出さない。よって、この発明には進歩性がないとされる。

(2)成分間における関係の変更が自明でない技術的效果を生み出す場合、又、明らかに重要な特徴を持ち、又、明らかに進歩がある場合、当該発明には進歩性があるとされる。

例：刃部分の角度が刃部分を自動で研ぐことを可能とする特徴を有する草刈機に関する発明がある。先行技術における刃部分の角度には、そのような効果がない。このように構成要素間の変更をすることで、自明ではない効果を生み出す発明は進歩性があるとされる。

## 7.5.2 構成要素の変更による発明

構成要素の変更による発明とは、先行技術の製品の構成要素の一部又は工程の一部を先行技術の他の構成要素に交換することによって作られる発明のことである。

(1)もし当該発明が、ただ先行技術の2種類の同機能の構成要素を同量(相当)に交換したもの、又は先行技術の製品内の関連性のある物質と同じ機能を有する新しく開発された先行技術の物質と交換することにより技術的課題を解決する、あるいは先行技術の物質と先行技術と関連性のある物質を代用した類似性を持つ先行技術の物質を使用し、自明ではない技術的效果を生み出さない場合、当該発明は進歩性がない。

例：先行技術と相違するポンプに関する発明で、発明に使用する駆動力は電気モーターの代わりに油圧モーターを使用する。この発明は同様の物で代用していることから進歩性がない。

(2)構成要素の代用が発明に対し自明でない技術的效果を生み出し、そして顕著で重要な特徴を持ち、又顕著な進歩性を示す場合、当該発明には進歩性がある。



## 7.5.3 構成要素の一部を除去することによる発明

構成要素の一部を除去することによる発明とは、先行技術の製品又は工程の1つ以上の構成要素を使用しない発明を意味する。

(1) 構成要素の1つ以上を除去した後、除去した構成要素の機能と関連性がある、製品の元の機能も失う場合は、先行技術に公知となり当該発明は進歩性がない。

例：先行技術と異なる凍結防止剤(antifreezing agent)から構成されないような顔料の組成物の発明。当該凍結防止剤が無い場合、顔料の組成物の凍結防止の性質を失う。

(2) 先行技術の発明と比較し、構成要素の一部を除去した発明である本発明の場合(例えば、化学製品内に1つ以上の化学成分を使用しない又は化学的手法において1つ以上の反応手順を使用しない)、双方の発明の形態は、関連する機能を全て残し、又は自明でない技術的效果を生み出し、更に、当該発明に明らかに重要な特徴及び進歩を示す場合、当該発明には進歩性があると言うことができる。

**第5章**  
**化学と医薬品分野の特許出願**  
**と小特許出願の審査**

**第2部**  
**医薬品分野の特許出願**  
**と小特許出願の審査**

**1. はじめに**

本節は、医薬品分野の発明の審査についてである。現在、医薬品に関する発明は、世界の知的財産業界で非常に注目されている。なぜなら、前述の発明は、人の健康に関係があるからである。よって、医薬品に関する特許の審査は、創造の振興と民衆への利用、そして、タイ国が加盟している国際間条約・協定との均衡が考慮されなければならない。特に、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、即ちトリップス協定(TRIPS Agreement)がある。よって、医薬品分野の特許審査が、一貫性をもった、最新のものとなるよう、審査すべき重要な規定を収集し、解釈し、仏暦2522年(西暦1979年)特許法及びその改訂版に基づく検討基準を定めた。尚、本節で記載していない他の審査規定は、対応する特許及び小特許の審査マニュアル規定に沿って実施する。

## 2. 定義

この章において、

「医薬品」<sup>2</sup> とは、

- 大臣が告示した調合法で保証された物質
- 人間又は動物の病気又は疾病を診断、治療、緩和、回復、予防するための物質
- 化学医薬品又は半完成化学医薬品である物質
- 人間又は動物の健康、構造又は何らかの機能の遂行に効果をもたらすことを目的とした物質

又、以下のようなものを含まない。

- 大臣の告示に従った農業又は工業に使用するための物質
- 人間のための食品、スポーツ用品、健康増進のための道具、用品、化粧品、医療又は医療分野において使用する道具、道具の構成として使用するための物質
- 人間の身体に直接使用するものではなく、実験室において使用する物質、病気の分析や調査に使用するための物質

「化学医薬品」<sup>3</sup> とは、医薬品を処方、調製、又は調合するための単独の物質である有機化学物質や無機化学物質を意味する。

「半完成化学医薬品」<sup>4</sup> とは完成医薬品を製造するのに使用する単独の物質又は混合物である有機化学物質や無機化学物質を意味する。

「有効成分」<sup>5</sup> とは、人間や動物の病気や痛みの除去、緩和、治療、予防に有効な医薬品の重要な成分である物質を意味する。

「容易に明らか（※以下、単に「自明」とする）でない効果」とは、予想できない効果、及び／又は相乗効果を意味する。

「予想できない効果(Surprising effect)」とは、改善、進歩した当該発明が、当該分野における当業者の予想以上に、物理的、化学的、生物化学的効果を示すことを意味する。

「相乗効果(Synergistic effect)」とは、改善、進歩した当該発明が、当該分野における当業者の予想以上に、薬学的効能において効果を示すことを意味する。

---

<sup>2</sup> 仏暦2542年(西暦1999年)薬事法第4条

<sup>3</sup> 仏暦2542年(西暦1999年)薬事法第4条

<sup>4</sup> 仏暦2542年(西暦1999年)薬事法第4条

<sup>5</sup> 仏暦2542年(西暦1999年)薬事法第4条

## 3. 医薬品分野で保護を受けられない発明

## 第9条(1)

3.1 自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、動植物の抽出物

検討方針は以下の通りである。

(1) 要旨において人間が関与していない発明や、発見 (DISCOVERY) である発明は保護を受けられない、及び／又は、

(2) 政府が保護しない政策方針である発明

従って、第9条 (1) は、以下の通り分類できる。

- 1) 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見
  - －自然に存在する微生物及びそれらの成分
  - －自然に存在する高等な動物や植物、そして
  - －要旨における人工的加工工程を経ない動植物からの抽出物

2) 食品又はその他への利用を目的とした場合を除く、新規の高等な動物や植物を保護しない政策方針がある場合には、一般的には、それらの動物、植物から増殖したものを含む。但し、新種の植物である場合、農業協同組合省へその保護を求めることができる。

以上について、第1章第1部の28～29ページの内容を準用する。

よって、担当官は、前述の発明の由来が、自然に存在する微生物及びそれらの成分、動物、植物、または動物若しくは植物からの抽出物のような形態を持っているのか、それが純粋なのか、人工的なものか、単なる科学的な発見であるのか、そしてそれが保護を受けられるのか否かを検討しなければならない。以上については、工程は含まない。

## 第9条(4)

## 3.2 人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法

人間又は動物の病気の診断、治療、回復方法に対する不特許事由については、世界貿易機関（WTO）下の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）に従い、仏暦2535年（西暦1992年）特許法（第2版）に定められている。人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法は、個人特有（医師）の能力によるもので、かつ特定の人間又は動物に適用されるに過ぎない。

この人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法」は、人間又は動物の疾病、異常状態、又は疾病からもたらされる苦痛、病気の診断、治療、鎮静、抑制、緩和、回復効果をもたらすどのような行動も含んでいる。以上の理由により、直接的、間接的を問わず、前述のような行動のみを記述したクレームは、第9条（4）に基づき保護を受けることはできない。出願人が、権利保護を間接的に要求している場合、担当官は、当該クレームに、前述の原則に従った内容が含まれているか否かを発明明細書の開示から検討しなければならない。

いずれにせよ、「人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法」には、当該方法に使用される製品や道具を含まない。例えば、細菌検査液、レントゲン撮影機などは、特許を受けることができる可能性がある。又、新種の物質使用である場合、美容目的での物質の使用や化粧品を含む化学物質又は機械による病気の予防方法についても、特許を受けることができる可能性がある。

人間及び動物の疾病の診断、処置または治療の方法であるとみなされるクレームの審査例について

事例第9条（4）の解釈に従い保護を受けることができない特許クレーム

- (1) 「（・・・・・・という手段で）体内に、・・・・・・という物質を投与することによる、・・・・・・という病気の診断」
- (2) 「患者に、・・・・・・という方法による理学療法を行うことによる、・・・・・・という病気の治療（鎮静、抑制、緩和、回復）方法」
- (3) 「患者に、・・・・・・という物質を有効量で投与することによる、・・・・・・という病気の治療（鎮静、抑制、緩和、回復）方法」
- (4) 「患者に、一回当たり、・・・・・・ミリグラム（1日当たり、・・・・・・ミリグラム）の、・・・・・・という物質を投与することによる、・・・・・・という病気の治療（鎮静、抑制、緩和、回復）方法」
- (5) 「・・・・・・という物質を必要とする患者に、・・・・・・という物質を投与することによる酵素（・・・ホルモン）を調節する方法（調節が病気の治療、抑制、緩和、回復の効果をもたらす場合）」
- (6) 「（経皮薬を用いて）患者への有効成分を投与する方法」
- (7) 「哺乳類へ、・・・・・・という物質を投与することによる、当該哺乳類の免疫力の反応促進を含む、・・・・・・という病気の抑制方法」

- (8) 「以下の、・・・・・(診察結果) から検討した病気 (症状) の診断方法」
- (9) 「(・・・・・という病気に対する) (治療効果をもたらす) ための免疫力 (構築、刺激、向上、上昇、減少) 方法」
- (10) 「(患者の (細胞又は・・・・・) からの免疫力構築物質の製造及び患者の体に再帰させることを含む各工程の記載) による、自身からのワクチン (免疫力) 構築方法)」
- (11) 「・・・・・という病気には効果がある医薬品の製造のための、・・・・・という物質の使用であり、当該病気には効果がある投与量は、約・・・・・から・・・・・である」
- (12) 「(数量を記載) の量のXという物質を用いた、・・・・・という病気の治療のための、医薬品製造におけるX物質の使用」
- (13) 「(血中における)・・・・・値が、(1日/1時間/1回あたり) 約・・・・・という値になるよう効果をもたらすための、・・・・・という物質の使用」
- (14) 「血液中の有効成分が (1日/1時間/1回あたり)、・・・・・という量になるように、・・・・・という物質を投与することによる、・・・・・という病気の治療のための、・・・・・という物質の使用」
- (15) 「・・・・・という病気の治療/予防における、・・・・・という物質の使用」
- (16) 「1日あたり (1回あたり)、・・・・・という量を用いた、・・・・・という病気の予防 (回復、治療、抑制等) のための医薬品製造における、・・・・・という物質の使用」
- (17) 「X物質の医薬品としての使用」
- (18) 「X物質を、・・・・・という治療への使用」

#### 事例 医学的な特定の能力を必要とする方法

「レーザーを使用し、角膜上に移植する合成角膜片を調整する方法」は、医学的な専門家による専門的な能力が必要であり、治療方法であるとみなされる。

#### 事例 化粧品に関する方法

「皮膚及び髪に作用する化粧品の方法」、例えば、ストレートパーマや日焼けから唇を保護するための組成物の使用。通常、紫外線から皮膚を保護する方法は、治療ではない。但し、病理学的な効果がある場合は、治療とみなされる。特に、前述のような化粧品が、不可避の治療効果を生み出す場合は、皮膚を保護する方法は、治療とみなされる。

#### 事例 寄生虫の駆除

体内への寄生虫の侵入に対する駆除、予防方法は、人間や動物の皮膚における寄生虫の治療方法、例えば、人間や動物の頭皮にあるシラミ、ダニ、ノミの駆除と同様であり、治療とみなされる。

#### 事例 口内の健康

虫歯の治療又は予防に効果がある口内の微生物の滓の除去、微生物の滓の発生防止方法は、治療とみなされる。

**事例** 痛み、疲労、中毒症状

原因を問わず、痛みの緩和のための適切な物質の投与による痛みの緩和は、全て治療とみなされる。

一方、疲労を軽減させることは痛みを緩和することではない、よって治療方法ではない。

中毒症状を絶つ方法、例えば、たばこを辞める方法は、人間又は動物の異常症状の治療、除去形態であるとみなされる。

**事例** 肥満

肥満の治療法は、異常症状の治療であるとみなされる。

**事例** 身体の外において実施する方法

特許を受けられない治療方法とは、通常生きている人間や動物の身体に対して行うものである。治療された組織や液体を再び身体に戻さない限り、人間や動物の身体から取り出した組織や液体の治療については特許を受けることができる。

一方、濾過して、再び体内に戻す透析のような血液の治療は、特許を受けることができない。

**事例** 家畜飼育動物の治療

第9条(4)の規定によると、人間又は動物の病気の治療方法は、特許を受けることができないが、人や動物に対する行為、例えば、肉や乳の結果の改善、成長促進、羊肉の品質改善、羊毛の生産向上や動物の身体特徴の測定記入方法等、その他の方法は、特許を受ける可能性がある。例えば、牛乳の生産向上における医薬品の使用について、得られた効果が、当該動物の健康状態の変化により得られた結果ではないことを示すことができれば、例えば、病気が治った、感染症からの回復等ではないことを示すことができれば、特許を受ける可能性がある。

**事例** 外科手術による病気の治療方法

外科手術は、手術や手術以外の身体の制御の実施方法と定義されており、手術のみを指すわけではない。例えば、骨折した部分を接合することや脱臼を元通りに復元すること等があり、これらは非観血的手術である。つまり、外科手術には、内視鏡検査、穴を空けること、投薬、生体組織検査、そしてカテーテル挿管、例えば、硬膜に物質を通すための脊椎穿刺が含まれる。

美容外科手術、不妊手術も外科手術とみなされ、保護を受けることはできない。身体の断面図の作成する出願は、主に生命と健康のために行われ、又、身体に対して主に物理的に行う手順であり、そして専門的管理を必要とし、健康の面でリスクを伴うものである。これは外科手術による治療方法であるため、保護を受けることはできない。

### 事例 病気、医学的状態の診断方法

保護を受けることが出来ない診断方法の定義に基づく方法は、「人間や動物の身体に行うか」どうかを、診断者が誰であるかに関係なく検討しなければならない。前述の方法は、医学的専門家が行っても行わなくても良い、又は患者自身が行うか、自動的システムで行っても良い。

「病気の診断」とは、自然に医学的状態を検査することである。通常、病歴を調べ、病気と異常症状の原因を探し、患者を診察することで行われる。これには、陽性または陰性の結果に関わらず、患者が示す、特定の状態における異常なものを探すことを含む。

病気の診断方法は、以下の手順から構成される。

- 検査とデータ収集
- 得られたデータと基準値との比較
- 正常な人と比較し異常なもの記録
- 異常な形態について何が特に原因となるかの記載

クレームする方法には、上記手順が全て含まれ、これは医学的状態の証明に用いられる。このような方法は、疾病の診断方法の下にあると見なされる。審査において、担当官はこれを詳細に検討しなければならない。もし類似した形態の手順が記載されていた場合、更に、通常の保護を受けられない診断方法は、人間や動物の身体に対して行わなければならない。前述の方法は、すべて人間や動物の身体に対して行われるものである。よって、人間や動物の身体の外で行う血液又は他のサンプル試験である試験管で行う診断のための試験方法は、特許を受ける可能性がある。多くの場合において、人間や動物の試験や得られるデータ収集は、唯一、特許を受ける可能性がある「身体に対して行う」特徴を持ち合わせている。

特定の手順において、「人間や動物の身体に対して行うかどうか」を検討する際、重要な要素はその手順に患者が含まれているかどうかである。又、その方法は患者を傷つけたり危険を侵してはならない。

病気の診断であるか否かの検討の例として、医学的な状態を知るための方法であるのか否かを検討しなければならない。例えば、

- 患者からサンプルを採取する方法
- 状態の特定なしに患者の体内の体温やpHを測定する方法



前述の2つの方法は、身体に対して行うが、医学的な状態を知るための方法でないため、病気の診断ではないと検討できる。

● 患者がいなければできない息を吐く間の酸化窒素量の測定方法基準値と比較する手順があり、異常を探し、そしてその異常の原因は何であるかを記載する、人間の身体に対して行う特徴を持つ前述の方法は、病気の診断方法とみなされる。

#### 事例 身体能力を知るための個人の体力試験

前述の方法は、診断方法ではない。但し、病理学的状態を検査するための試験や、人間や動物の身体に対して行うことを意味しない道具で行う方法は除く。例えば、特殊なソフトウェアの使用は、身体に対して行っていないと検討される可能性がある。なぜなら、人間や動物がいる必要がないからである。

### 3.3 医学的な新しい使用における出願

第3条により、具体的な成果に導く手順又は方法を示す使用(uses)は、1つの工程(Process)である。クレームを検討する際、第9条(4)に基づきその使用が出願できないような人間や動物の病気の治療方法の特徴を持つかどうかを検討しなければならない。該当しなければ、第5条の一般的な原理に基づき、当該発明に、新規性、進歩性、又産業上の利用可能性があるか否かを検討する。

以上により、第9条(4)を検討する際、出願の明細書とクレームに記載された内容に基づき検討することが重要である。内容を検討し、人間や動物の病気の診断、治療、回復方法の点のみであると判断した場合、担当官は、その出願の登録を拒否しなければならない。

## 4. 医薬品分野の明細書の審査

医薬品分野の発明は、当該物質の構造及び名称のみに基づいて物質の製造及び使用方法を説明することが困難な技術分野である。当業者が実施できるように、通常、1つ以上の代表的な発明、もしくは1つ以上の使用例の詳細が、明細書に必要である(完全に発明を開示されていること)。但し、当業者が、当該化合物や組成物等を、出願日時点において既に公知である一般的な技術的知識で製造又は使用できる場合を除く。医学的な使用の裏付けとなる前述の実施例は、通常、薬理学的試験の結果であり、治験レベル(clinical trial)でも、実験動物の試験レベルでも、試験管内での生物化学的試験レベルでも良い。

以上、出願しようとする発明が、治療の効果を上げる目的でない場合、例えば、調合法や組成物の溶解度を上げる、又は有効成分の保管の安定性を上げるための場合は、前述の目的に沿った試験結果を開示することもできる。

以下の事例は、薬理学的結果の裏付けとなるための、十分な薬理学的試験結果の記載に関する審査の事例である。

薬理学的試験結果は、出願する化合物や組成物等の薬理学的結果の確認であるので、十分に、原理に基づき明確に、発明開示を行うよう、以下のものが必ず明細書に記載されていないなければならない。

- 化合物等は何であることを記載する
- 薬理学的試験としてどのような試験システムを採用するか
- 結果の種類、そして
- クレームする医学的発明の医学的使用と試験システムの関係

忘れてならないのは、前述の結果が、当業者が、自明でない技術的課題の解決であると納得できる実験室での試験や実験動物における実験、治療(Clinical trial)、又は、他の関連するデータの量的又は質的なデータとして説明できなければならないことである。

出願する化合物等の薬理学的試験結果の存在が確認できない場合、医学的発明の薬理学的結果を示すことができないケースが多くあることを、担当官は考慮しなければならない。例えば、明細書で説明した薬理学的試験システムに使用する化合物等について、どのような種類の化合物を使用しているかを明確に記載せずに任意の化合物等の組み合わせのみ記載されている場合、実験結果の開示は不明確である。

しかしいずれにせよ、明細書の目的をメインに審査しなければならない。いくつかの発明は薬理学的試験結果と関係なく、ただ、いくつかの性質を改良しただけである(例えば、溶解度や安定性)。よって、前述のような試験結果がないこともある。但し、当業者には自明でないことが明細書では十分に明確であると検討できる場合がある。そして、必要ならば、場合により、担当官は出願人に裏付けの証拠としての薬理学的試験結果やその他の実験結果を要求することができる。

以上、その他の明細書の審査は、第1章第1部の18～20ページ及び第5章第1部第4項の内容を準用する。

## 第5章 第2部

省令第21号  
(仏暦2542年)  
第4項

クレーム及び明細書間における整合性の審査

仏暦2522年(西暦1979年)特許法及びその改訂版に基づく省令21号第4項によると、クレームで明らかにされる事柄は、明細書で説明される範囲を越えてはならない。又、明細書において明らかにされていなければならない。クレームで述べられる事柄は、明細書で説明されている事柄と比較され、検討されなければならない。

第5条及び  
第8条

## 5. 医薬品発明の産業上の利用可能性の検討規定

産業上の利用可能性の検討は、第1章第3部の88ページ及び、第5章第1部第5項の10ページの内容を準用する。以下に、産業上の利用可能性がないという理由で、特許を受けることができない医薬品発明事例を示す。

## 1) 治療が目的ではない人間や動物の身体に対して行う外科手術方法

治療が目的である外科手術方法と治療が目的ではない外科手術方法について、治療が目的である外科手術方法は、特許を受けることができない要旨の1つであり、治療が目的ではない外科手術方法は、人間や動物の身体に対して行う方法であるため、又、産業上の利用可能性がないため、実施できない。治療が目的ではない外科手術方法の事例は、美容外科手術方法、生きている牛の体内の胆石を外科手術で除去する方法、そして診断のための外科手術方法、例えば、心臓へ供給する動脈の大動脈造影法の前に行われる外科手術方法。

## 2) 異常な状態の人間や動物の体内の物理的パラメータの測定方法

異常な状態の人間や動物の体内の物理的パラメータの測定は、人間や動物の命を脅かす状況下で規定しなければならない事柄が必要である。その他、それぞれ違う人間や動物の異常な状態も異なる。そして、それぞれの異常な状態の特定は、状況により経験のある専門家によって定められなければならない。前述の方法は、産業上利用不可能であり、実施することはできない。以下の方法の事例は、実施不可能であると検討することができる。

(1) 続けて人間や動物の体温を下げることによる人間や動物の冷温に対する忍耐力の測定方法

(2) 段階的に心臓へ供給する動脈への負荷を増加させ、動脈内の血圧の動的変化に沿って、心臓へ供給する動脈の補償反応を観察するために、吸気の一部の酸素圧を減らすことで心臓へ供給する動脈の新陳代謝の機能を測定する無痛検査方法

## 3) 避妊法、中絶法、妊娠停止、人工受精法

避妊法についての特許出願は、個人用の使用であり、人間の私生活に関わり、産業への利用不可能なものであるため、特許を受けることができないものとみなされる。又、同様に、中絶法、妊娠停止や人工受精法についても同様で、どのような目的であろうとも、特許を受けることができないものとみなされる。

## 4) 有効性のある結果がない

実施できる特許又は小特許の技術的な解決手段は、効果を予想できなければならない。無用、又は、社会における必要性から偏向していることが明らかである特許又は小特許の技術的解決手段は、実施できない。

**6. 医薬品関連の発明の新規性検討の基本**

医薬品関連の発明とは、化合物、組成物等の未知の化学的、物理的、薬理的性質、又は医薬品に関連するその他の性質に基づく、その性質の存在により医学的な使用に適した製品の発明を意味する。新規性の審査は以下のように実施する。

## 6.1 医薬品特有の性質がある新医薬品発明、又、その製品の特性を持つ薬を製造するための手順、工程又は使用について

出願しようとする製品に、参照文献や先行技術とは異なる特有の性質がある場合、新医薬品発明とみなされ、又、出願しようとする医薬品の製造のための使用は、新規性があるとみなされる。

## 6.2 機能やパラメータ値を記載するクレームの場合は、以下のように審査される

前述のクレームの場合、担当官は、クレーム内の機能やパラメータ値を検討し、当該製品が、明らかに特別な構造及び／又は組成物を持つかどうかを解釈する。出願しようとする製品が、参照文献で開示された製品と異なる構造又は組成物を持つと解釈した場合、当該クレームは、新規性があるとみなされる。

一方、当業者が、出願しようとする製品と参照文献において既に開示されている製品を区別できず、出願しようとする製品が、参照文献に開示されている製品と類似性を持つと推測できる場合、当該クレームは、新規性がないことを意味している。出願人が、出願しようとする製品が、先行技術に基づき、構造及び／又は組成物において、優れた機能やパラメータ値を持つ場合や、既に開示されている製品とは異なるそれらを持つことを証明できなければ、当該クレームには新規性がない。

## 7. 医薬品発明の進歩性検討の基本

科学の各分野における技術の進歩によって、必要不可欠なものである科学の基礎に基づいた比較を、明細書同士を比較することで示すことができる。特に、既存の化学物質の、既に公知の治療における機能の効率性が向上した、公知の化学物質の新規の形態、既存の化学物質とは効率性の面で明らかに異なる性質を持つ化学物質の誘導体の新規の形態を含む医薬品の発明がある。

医薬品の発明において、担当官は、個々の事例において、出願された発明が、化学物質の効率性において、従来の化合物と明らかに異なる塩化物、エステル、エーテル、ポリモーフィ多形体、代謝物質、精製された形、特定の粒子径の形、異性体、異性体の混合物、錯化合物、複合物質、そしてその他誘導体であるか否かを注視し、試験を観察しなければならない。発明の完全な開示では、明確に、又発明の明細書においての、当該物質の出願時点の先行技術と比較し明確に表れる効率性の違いにおける事実を記載する。

先行技術(Prior art)に対する効率性向上は、医薬品の発明の進歩性を検討する1つの重要な基準である。それには、効率性の向上を示す実験結果が必要であり、発明の進歩性が示されることがある。

尚、記載した「効率性」とは、「自明でない治療の有効性」や「自明ではない結果を向上させる任意の性質」を意味する。進歩性の検討は、当業者の視点が必要である。故に、先行技術の物質から変化があった化合物の性質を検討する場合、明確で、効率性の向上において重要な意味を持つ実験結果が考慮されなければならない。

性質や効率性の向上の比較において、出願日時点における知識、又は、関連する、諸外国における最初の出願時点における知識でなければならない。もし、出願が、以前の当該出願の海外における出願を主張し、その海外の最初の出願からの継続又は関連する出願ではない場合、海外の最初の出願の明細書で開示された発明の内容を基礎として特許が交付されるためである。

更に、担当官が、医薬品の進歩性を検討する際、更なる意見が必要な場合、専門知識を有する専門家に、重要な意味を持つ、治療の効率性の向上について、追加で意見を求めることができる。しかしながら、代理人や前述の専門知識を有する専門家の意見は、担当官を束縛するものではなく、医薬品又は治療薬の効率性についての進歩性を決定する指針にすぎない。

尚、医薬品の新規化合物における進歩性の審査は、5章第1部7.1項の内容を準用する。

### 医薬品の新規性と進歩性の審査の事例

#### 1) 先行技術の有効成分における薬学的な組成物と調合法 (Pharmaceutical compositions and formulations)

薬学的な組成物とは、有効成分や治療効果のない化学的性質を改善する為に使用されるその他の物質、例えば、溶解度を増加させる物質、安定性を増加させる物質、添加剤等から構成される医薬品の発明である。

薬学的な調合法は、様々な投与の形状、例えば錠剤、カプセル、溶液等の有効成分、そして治療効果のないその他の物質を有する医薬品の発明である。

薬学的な組成物と調合法の新規性と進歩性の検討においては、当該新規組成物が、技術的解決において、先行技術 (prior art) と比較し、自明でない効果を生み出すかどうかを検討する。当該発明の目的によっては、治療の効果である必要はない。しかしながら、前述の医薬品の発明が、より良い治療効果を生み出す目的でなくても、既にある書類から進歩性を検討できない場合、担当官は、出願人に、追加の関連する薬理学的な実験結果を要請できる。

尚、その他の薬学的な組成物と調合法の新規性と進歩性の審査は、第5章第1部の6.2項と7.5項を準用する。

#### 2) 薬学的複合物質 (Pharmaceutical combinations)

薬学的複合物質とは、治療のために複合された2種類以上の有効成分を持つ医薬品の発明を意味する。

## 第5章 第2部

薬学的複合物質の新規性と進歩性の検討について、新規性の検討は、第5章第1部6.2項を準用する。但し、進歩性の検討は、2つの有効成分の相乗効果だけでは、当該複合物質が進歩性を有するかどうかの判断に十分でない可能性があるため、2つの有効成分の相乗効果(Synergistic effect)が自明であるかを観察する。

相乗効果とは、特性や複数の特性間の関係性が、1つの機能的な関係性、又はある種の複合物質が組み合わせられることによる個々の効果の合計よりもよい効果を発揮することを意味している。特性は、複合物質の発明の特徴である相互に関連付けられる機能的な性質でなければならない。進歩性の説明として規定されている相乗効果については、明細書で適切に証明されなければならない。(例として、生物学的試験、生物学的利用能(bioavailability)、安定性試験、副作用低減等)

本発明の2つ以上の薬学的成分の組合せによる複合物質が、当業者によって、先行技術の課題を解決する場合、例えば、薬学的効果の増加、副作用低減、2つ以上の薬学的成分の組み合わせにおける適切な改善等、当業者にとって自明である場合、特に、2つのグループの有効成分の組合せが可能であることが公知である場合、(例として、鎮痛剤、抗鼻閉薬)、当該発明は、進歩性がない。

当該複合物質が、従来の複合物質に使用する化合物の種類を変更する場合、又、変更した化合物が、従来の化合物と同様に有効であることが知られているが、まだ組合せたことがない場合、もし新複合物質が、先行技術の複合物質以上の有効性を示さなければ、新複合物質には、進歩性がないとされる。

出願人が、本発明の複合物質について、従来は作製が不可能で、決まった特性のある複合物質の取得が非常に困難であり、又前述の理由で以前の複合物質とは異なる基礎を持つ新複合物質を生み出すと反論しても、担当官は、取得することが非常に困難であることは両有効成分の相乗効果と無関係であるとの理由で拒絶することがある。

## 事例

事例1： 公知である同じ主有効成分を示す2つの成分の複合物質

本発明： 食物繊維1～30gとYY細菌 $1 \times 10^6$  から $1 \times 10^8$  細胞から構成される胃の中のガス発生防止液状薬について、本発明、整腸の相乗効果がある胃の中のガス発生防止薬は、食物繊維とYY細菌による組合せで調合される。両者とも腸の働きに効果がある。又、明細書に前述の食物繊維とYY細菌細胞を組み合わせた胃内のガス発生防止薬の医薬品の試験結果が記載されているが、食物繊維とYY細菌を使用した場合のそれぞれの薬学的試験結果は説明されていない。

先行技術： 食物繊維1～30g、YY細菌 $1 \times 10^6$  ～ $1 \times 10^8$  細胞は、整腸機能があることで一般的に知られており、又、細菌及び食物繊維は、組み合わせることで、腸内細菌の働きを維持し、共に整腸作用を促進することが公知である。

当該整腸機能について、身体が食物繊維1～30g、YY細菌 $1 \times 10^6$  ～ $1 \times 10^8$  細胞を摂取した際に効果があることが公知の為、更に、細菌と食物繊維は組合せることで腸内細菌の働きを維持し、共に整腸作用を促進することが公知の為、当該発明は、当業者が、整腸機能があるYY細菌 $1 \times 10^6$  ～ $1 \times 10^8$  細胞と整腸機能がある食物繊維1～30gの組合せで腸の異常防止薬を調合することは、自明である。よって、前述の発明には進歩性がない。

事例2： 公知の副作用がある主成分と副作用を減らす副成分の複合物質

本発明： パクリタキセルと化合物Xの組合せで調合され、パクリタキセル薬の使用による吐き気症状の緩和に有効な量のパクリタキセル (paclitaxel) に反応する腫瘍を治療する物質である。本発明は、パクリタキセルに反応する腫瘍が治療され、パクリタキセルと化合物Xの同時使用により、パクリタキセル薬の使用による副作用である吐き気が軽減される。

先行技術： パクリタキセルは、優れた腫瘍治療物質であるが、パクリタキセルの投与による吐き気は副作用であることも、既に公知である。一方、パクリタキセルと吐き気症状緩和の副成分を組合せることによる使用について、この化合物Xは、一般的に吐き気緩和物質であることから公知であり、出願日以前における先行技術の明細書において開示されている。



パクリタキセルは、パクリタキセル投与による副作用である吐き気症状緩和のための副成分と同時に組合せられることが、既に公知である。更に、化合物Xは、吐き気症状緩和のための化合物であることも公知である。パクリタキセルと化合物Xの複合物質は、パクリタキセル薬使用による副作用である吐き気症状緩和のために、当業者によって容易に作成することが可能である。更に、説明された通りの組み合わせによる両有効成分使用による予想不可能な、自明でない更なる効果は見られない。よって、本発明には進歩性がない。

事例3： 公知である主成分の効率性における課題を除去できる公知である副成分の複合物質

本発明： 合計100重量部とし、1から100重量部の化合物Xと0.2から20重量部の化合物Yとが調合された抗炎症薬である複合物質である。その残りが、ジクロフェナク、その塩及びアセトアミノフェンである。本発明では、疼痛閾値(pain threshold value)は上昇し、又痛みを抑える効果の持続時間は長くなることが示されている。ジクロフェナクとそれらの塩及びアセトアミノフェンが調合された抗炎症薬に化合物Xと化合物Yを添加することによる鎮痛能力試験では、前述の効果は、化合物Xと化合物Yの特定の比率での添加及び、ジクロフェナク(diclofenac)やその塩及びアセトアミノフェン(acetaminophen)の組み合わせによるものであると示す薬理学的試験結果の説明があった。

先行技術： ジクロフェナクやその塩及びアセトアミノフェンの組み合わせによる抗炎症のための複合物質は、公知である。又、抗炎症効果と鎮痛効果は増加しないが、副作用が増加する天井効果(ceiling effect) (それ以上増やせない最大量での投薬における効果)があることも、公知である。前述の投薬量を、特定の薬量以上に増加させたとしても、通常、ステロイドではない抗炎症薬は、非ステロイド性抗炎症薬に化合物Xと化合物Yを添加すれば、鎮痛試験において疼痛閾値は、本発明と同レベルに上昇し、又効果のある時間は本発明と同レベルに延長できることは公知である。非ステロイド性抗炎症薬はジクロフェナクとその塩及びアセトアミノフェンの複合物質で調合されることは公知である。又、非ステロイド性抗炎症薬に化合物Xと化合物Yを添加することにより鎮痛試験における疼痛閾値は増加し、有効時間は延長できることは公知である。その他、化合物Xと化合物Y及びステロイドでないタイプ抗炎症薬の使用割合を調整することは当業者が容易に発明できない証拠を有していない。

よって、疼痛閾値を増加させ、又有効期間を延長させるためジクロフェナクとその塩及びアセトアミノフェンの組合せにより調合される非ステロイド性抗炎症薬に化合物Xと化合物Yを添加する本発明は、当業者が容易に発明することができる。又、成分の構成割合の範囲は当業者による実験で調整できると検討することができる。これらの結果は予想不可能である事柄がなく、本発明は進歩性がない。

事例4： 同質の病気が原因の様々な症状に対して各々の効率がよいことが公知である成分の複合物質

本発明： 抗HIV薬アジドチミジン (azidothymidine ; AZT) と化合物Zの組み合わせで調合されるエイズ治療物質である。本発明では、抗HIV薬であるAZT薬と患者のHIVウィルス感染後に現れるエイズ症状である肺炎治療において効率性のある化合物Zとの複合物質が、HIVウィルスの蔓延を鎮静化し、肺炎を治療することが示されている。

先行技術： アジドチミジン (AZT) は、エイズ治療に有効な物質であり、エイズ患者の1つの症状である肺炎治療に使用される物質として大衆に公知である。更に、HIVウィルスの蔓延を鎮静化させ、肺炎の治療効果があることが、出願日以前において明細書に開示されている。

アジドチミジン (AZT) は、エイズ治療において効率がよいことが公知であり、又エイズの1つの症状である肺炎を治療することは容易に知ることが可能である。又、化合物Zを使用し、肺炎を治療することは、既に普及している。よって、エイズの原因であるHIVウィルスの蔓延を鎮静するため、又エイズの症状である肺炎を治療する際、エイズ患者治療の為に、又、エイズ（感染）の原因となるHIVウィルス蔓延を鎮静化させ、エイズの症状である肺炎の治療の目的で、抗HIVウィルスにおいて化合物Zと共にAZT薬の複合物質を使用することは、当業者は容易に想到することが可能である。又、自明でない効果は、本複合物質の使用で示されていない。よって、本発明には進歩性がない。

### 3) 既存の化合物の多形体 (Polymorphs)

多形体は、内部結晶構造内の分子配置において、安定型とは異なる形状を持つ化合物を意味し、結晶を形成するタイプと非結晶性 (Amorphous) のものがある。よって、異なる配置の形状は、異なる化学的又は物理的性質を生み出す。通常、特定の結晶のX線の屈折データや適切なデータを記載しなければならない。この多形体を生み出す性質 (polymorphism) は、通常本質的 (Intrinsic property) なものである。

人間の努力(human attempt)による発明や開発から生まれる多形体の製造工程、例えば、状態及び条件の規定は、特許を受ける可能性がある発明である。

出願日時点において、既に存在しているという証拠のない多形体は、特許を受ける可能性がある発明である。

前述の多形体が特許を受けられる発明であるか否かの検討は、前述の多形体が、第9条に従い保護を受けられない発明であってはならず、又第5条に従い特許を受けられる特徴を持つ発明でなければならないことが検討されなければならない。

前述の多形体が、第5条に従い新規性のある発明であるか否かの検討は、前述の多形体が先行技術の化合物の原型と異なる十分なデータ又は証拠を示すかどうかを、先行技術と比較し検討されなければならない。十分なデータや証拠がなければ、前述の多形体は新規性がないとみなされる。

前述の多形体が、第5条に従った進歩性のある発明かどうかの検討は、従来物質と比較し、重要な意味を持つ治療効率が上がっているか、又は前述の多形体について重要な意味を持つ技術的課題解決ができているかどうか、更に、当業者にとって自明であるか否かを検討しなければならない。自明であれば、その多形体は、進歩性がないとみなされる。例として、特許を受けようとする新規の多形体が、既知の有効性以上の増加を生み出さない場合は、進歩性がない。よって、検討においては、先行技術と重要な意味を持つ違いがあるか否かを比較しなければならない。

以上、各々の多形体は同じ分子式を持つが、分子配置が異なるため、異なる物理化学的、物理学的性質を持つことがある(例えば、溶解度、硬度、可圧縮性、密度、融点等)。よって、明細書の明確さは、検討の上で重要な点となる。当該当業者が、通常レベルの知識で実施出来るよう、前述の明細書が十分明確であることを考慮しなければならない。例えば、明確な製造工程を開示し、上述の多形体と先行技術で開示した形式が識別できる十分なデータ又は証拠及び明確な用途を開示しなければならない。そして、クレームは、前述の多形体を識別できるよう十分に明確でなければならない。

事例：

本発明は、X線の屈折データのパラメータ値の形態式で説明される結晶状態の化合物Aを記載する。尚、参照文献は結晶状態の化合物Aを記載する。参照文献を基に、両化合物Aの結晶状態について、違いを識別できないと検討した場合、出願人は、出願しようとする結晶状態と開示された製品との違いを証明できなければ、両化合物Aは同一であると推測し、本発明には新規性がないとされる。

事例

本発明： 化合物Cの半水和物

先行技術： 自然に前述の化合物Cの半水和物を多少生成する効果がある化合物Cの無水物の生成方法

発明は、化合物Cの半水和物を記載する。先行技術では、前述の化合物Cの無水物の生成に関連して開示されている。無水物は自ら半水和物へと多少の量変化することができる。本クレームは、当該先行技術が、当該化合物について追加説明又は記載してあるか否かに関わらず、先行技術の自然の結果である化合物及び工程間に発生する化合物を含むため、当該クレームは開示されたものとみなされる。

この時点で、化合物Cの半水和物は、先行技術であるとみなされる。先行技術に記載されている無水物の生成において、微量の量の半水和物を最初に生成することになるからである。

4) 塩(Salts)、エーテル(Ethers)、エステル(Esters)群における既存化合物の誘導体

塩とは、酸性物質とアルカリ性物質の反応により生じる化合物のイオン性誘導体を意味し、カチオン性基とアニオン性基から構成される(構造式はR-X)。

エーテルとは、(訳注：アルコールの)水酸基の水素が他の炭化水素基と置換された化合物の誘導体(構造式はR-O-R')を意味する。

エステルとは主に、オキソ酸(例えば、カルボン酸)及び水酸基を持つ化合物(例えば、アルコール、フェノール)の反応により生成され、オキソ酸のカルボキシル基末端(例えば、OH又は-OC1基等)が水酸基を持つ化合物のR-O基と置換された化合物の誘導体(構造式はR-COOR')を意味する。

前述の基における誘導体は、通常、水素の置換により調製し易い誘導体である。よって、新規性の検討では、先行技術の発明と比較し、選択発明 (Selection) の形態があるかどうかを検討しなければならない。前述の形態があれば、前述の基の誘導体が技術的な課題解決において自明でない効果を示すか否かの進歩性を同時に審査しても良い。又、それは各々の発明の目的により、治療効果である必要はない。しかしながら、前述の誘導体がより良い治療効果を目的としていなくても、手元の書類から進歩性を審査できない場合、担当官は、出願人に対し、追加の薬理的な実験結果を要請することができる。

#### 事例1

本発明： 粘りを生み出していた水溶性と安定性の改善により湿気を吸収しない、産業レベルで錠剤を製造するのに適切な、物理化学的性質の改良を行った公知の化合物Aのベジル酸塩

先行技術の発明：

- (1) 医薬的に承認されている化合物Aの塩
- (2) 医薬的に承認されている塩生成に使用するベンゼンスルホネート系陰イオン
- (3) 医薬品の溶解度を効率よく増加させるためのベンゼンスルホン酸
- (4) 医薬的な化合物である医薬的に承認されているベジル酸塩
- (5) ベンゼンスルホン酸を添加した塩の形におけるジヒドロピリジン中間体
- (6) 優れた医薬品動態学的性質を持った医薬的組成物の酸を添加し、溶解性質と安定性を改良したベジル酸塩
- (7) 技術、学術分野的知識として：ベジル酸塩とは、ベンゼンスルホン酸の添加により得られた塩である。

化合物Aのベジル酸生成は予想可能であり、本発明は進歩性がないとされる。全ての先行技術と比較し検討する際、当該ベンゼンスルホネート系はいくつかの種類 of 化学物質の性質の増加や改善を可能にしており、当業者によって既知の技術的課題解決であることが分かる。更に、ベンゼンスルホン酸そのものによる溶解度と酸強度の増加は、常に承認されている医薬的有効成分の錠剤製造の改良試験に使用されている。

## 事例2

本発明： 鎮痛の有効性を19倍増加させた、鎮痛剤として使用する  
ピペリジノールのエステル

先行技術の発明： 鎮痛の有効性が4～8倍に増加とのみ記載された、  
ピペリジンカルボン酸から得たリバースエステル型化合物

この場合、前述の鎮痛の有効性の改善が適切な試験方法であるか否か、  
又前述の改良が量的や質的に合理性があるか否かを審査すること。

## 5) 異性体 (Isomers)

異性体は同じ分子式を持つ化合物だが、物質の構造が異なり、以下の  
ように2つのグループに分けることができる。

5.1) 構造異性体 (Structural Isomers 又は constitutional isomers) は、2次元、3次元共に異なる構造式を持つ異性体である。例えば、  
ブテン ( $\text{CH}_3\text{-CH}_2\text{-CH}_2\text{-CH}_3$ ) とイソブテン ( $\text{CH}_3\text{-CH}(\text{CH}_3)\text{-CH}_3$ )

この種の異なる異性体の新規性と進歩性を審査する際、構造式について担当官は、  
化学的化合物の新規性と進歩性の審査の視野で審査し、又第5章第1部7.1項及び8.1項  
における審査手法をそのまま準用する。

5.2) 立体異性体 (Stereoisomers) は、3次元構造のみ異なる異性体であり、  
以下のグループに分けることができる。

5.2.1) エナンチオマー (Enantiomers) は、鏡像関係のような左右反対称にあり、  
よって、重ねたとしても重なり合わず、物理的及び化学的性質が同一で、  
偏光特性だけが異なる異性体である。

この種の異性体の新規性と進歩性を審査する際、どのような形態であれ  
上述の化合物を開示した先行技術に注意しなければならない。

- 治療に有効性を示す「ラセミ (racemate)」又は「ラセミ混合物 (racemic mixture)」  
という混合型エナンチオマー化合物が開示されており、本発明が既存の病気を  
治療するための1つのエナンチオマーを抽出する反応にすぎない場合、  
本発明は新規性がないとみなされる。

- 先行技術において、いずれかのエナンチオマーのみが開示され、又本発明が先行技術と異なる別のエナンチオマーを記載する場合、本発明には新規性があるとみなされ、自明でない効果を持った進歩性の有無が審査される。

#### 事例1

本発明： 重要な意味を持つ精製化合物AのR-エナンチオマーと薬学的に承認されたその塩は、鬱病の治療のための選択的セロトニン再取り込み阻害薬(SSRI)に使用される。

先行技術の発明： 鬱病の治療のために使用されるSSRIとしての化合物Aのラセミ混合物について、1つのエナンチオマーをラセミから抽出する技術が開示されている。

先行技術では、本発明で抽出したエナンチオマーと同様のメカニズムで鬱病が治療できる化合物Aのラセミ混合物が既に開示されているため、又、当業者が予想可能であるため、本発明は新規性がないとみなされる。又、特定のエナンチオマーを抽出できることも既に公知である。

#### 事例2

本発明： 冠状動脈血栓症を治療するための化合物Aの合成S-エナンチオマーと血液凝固を阻害する作用がある重硫酸塩

先行技術の発明： 発明例として化合物Aのラセミ混合物の形態で開示されたチエノピリジングループの化合物がある。エナンチオマーを抽出できない可能性があり、又、前述のラセミ混合物の治療能力は開示されていない。

本発明は、先行技術の発明にはなかった特定のエナンチオマーの合成が可能で、治療能力があるという点で異なっている。はっきりと自明でない結果を示す比較実験結果(この場合、血液凝固の阻害効果)があれば、本発明は新規性と進歩性があると結論づけることができる。

5.2.2) ジアステレオマー(Diastereomers)は、相互に鏡像対象とはならない異性体のことをいう。平面偏光回転不可能で、配列と物理学的化学的性質が異なる当該ジアステレオマーの例には幾何異性体(Geometric Isomers Cis-Trans Isomers E-Z Isomers)又はConfiguration Isomers)と配座異性体を含む。

この種の異性体の新規性と進歩性の審査は、前述の化合物が、先行技術においてどのような形態で開示されているかに注意しなければならない。本発明と異なるジアステレオマーが開示されていれば、新規性があり、先行技術に開示された化合物より優れた有効性を生み出す能力があれば、進歩性があるとみなされる。

#### 6. 活性代謝物(Active metabolites)とプロドラッグ(Prodrugs)

活性代謝物とは、生体内で起こる薬学的活性物が代謝工程を通過した後の活性形の化合物を意味する。そして、活性物の誘導体の形態を持つ。

プロドラッグとは、不活性形(inactive form)医薬品であり、通常の代謝工程(又は生体活性)を通じて、薬学的活性形に変化する医薬品を意味し、薬の目的である特性を引出し、薬の副作用や不要な効果を減少させ、使用に適したより製薬的な形状の薬にする目的を持った医薬品の発明である。

先行技術と比較する活性代謝物の新規性と進歩性の審査においては、先ず初めに前述の発明が既に存在する活性物の活性代謝物である明らかな証拠があるか否かを審査すること。その後、もし前述の活性物が代謝物の場合、以下の2通りで審査を行う。

6.1) 当該代謝物が、自然に代謝物が精製、抽出され得られた代謝物である場合、本発明は第9条(1)に基づき、又第1章第1部10.1項の内容を準用し特許を受けられない可能性がある。

6.2) 当該代謝物が合成により得られた場合、当該代謝物が、先行技術における活性物の活性代謝物と類似性を持つ構造形態を持ち、又は活性が先行技術における活性物の活性代謝物と類似性を持つか否かを審査する。類似性がある場合、当該代謝物は新規性及び進歩性がない。

事例：

本発明： 眠気を起こさない抗ヒスタミン薬に使用するための化合物Aの代謝物である化合物B



先行技術の発明： 化合物Aを含む抗ヒスタミン薬のグループと化合物Aの代謝物及び患者の体内に投与する化合物A

当該代謝物は、人間の体内で生成できるものであるため、たとえ先行技術に活性代謝物B自体の記載がなくても、代謝物Bは「化合物Aの患者への投与」の開示により生成される。

この場合、当業者にとっては、代謝物Bが、(※それ自体が) 性質そのものであることに想到できる。代謝物Bは意図せずに人間の体内で生成するわけではなく、異常時に生成するわけでもない。代謝物Bは必ず人間の正常な代謝工程下で生成する。よって、活性代謝物Bは新規性がないとみなされる。

しかしながら、当該発明は新規性を有するように、薬学的組成物の形式でクレームすることは可能である。但し、次に進歩性審査が行われる。

先行技術と比較するプロドラッグの新規性と進歩性の審査について、従来の、又は先行技術において活性プロドラッグが製造されていないか、プロドラッグを記載したが、本発明のプロドラッグと同種の旨記載していない場合、本発明は新規性がある。但し、進歩性は案件ごとに審査する。

#### 事例

本発明： 水溶性輸送体として機能するモノサッカライド基、と酵素で分解されうる結合を有しその輸送体と結合するヒドロキシエチル、ヒドロキシ、ヒドロキシアセトアミド及びアミノから選択することができるモノサッカライド基と2-ベンゾチアゾールスルホンアミド間を結合する基がある炭酸脱水酵素 (carbonic anhydrase) 阻害剤である2-ベンゾチアゾールスルホンアミド (2-benzothiazole sulfonamide) のプロドラッグである。

先行技術の発明：

- i) 炭酸脱水酵素阻害剤である2-ベンゾチアゾールスルホンアミドと前述の化合物のアミノ誘導体及び前述の化合物の塩
- ii) 抗ヒスタミンに活性を示す化合物の溶解を補助するためのモノサッカライド化合物の使用

本発明は薬をより良く吸収させるためにモノサッカライドを使用し、プロドラッグを製造することが主な目的である。先行技術と比較すると、直接モノサッカライドと2-ベンゾチアゾールスルホンアミドの使用を記載した先行技術はないため、本発明は新規性がある。しかしながら、先行技術の発明と比較すると、当業者は炭酸脱水酵素を阻害することにおいてこの種のプロドラッグの製造を予想できるため、進歩性はない。

## 7) マーカッシュ構造 (Markush structure)

マーカッシュ構造<sup>6</sup>は、主構造である構造と、当業者が発明を実施できるように、関連の実験結果が明細書に記載された選択可能な置換基とによって「機能等価体」を有する化合物のような多種の一部の置換官能基を持つことができる化合物の構造の記載形態である

このような形態を持つ発明の新規性と進歩性の審査について、第5章第1部6.1項10ページと第5章第1部7.1項14ページの内容を準用する。尚、その際、構造形態と活性形態に注意し比較することが必要である。

## 8) 医薬品の選択出願 (Selection)

この形式の出願は、以前の出願における発明例において特定して開示した、又は未だ特定して開示していないマーカッシュ構造 (Markush structure) グループの選択出願であることが多い。

前述の形態における発明の新規性と進歩性の審査について、第5章第1部6.1項12ページ及び第5章第1部7.3項18ページの内容を準用する。

---

<sup>6</sup> Patent Law for the Nonlawyer, Burton A. Americk; 2<sup>nd</sup> Edition, 1991

## 第6章

コンピュータあるいはコンピュータプログラム  
関連発明に関する特許および小特許の審査

## 第6章

### コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許 および小特許の審査

#### はじめに

発明特許出願の審査は、ある種の特質を有するコンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許および小特許の審査を含んでいる。発明に係る要旨は、コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明を含む、発明の実体を考慮するために用いられるコンピュータの基礎的知識を特に示す部分である。このことは、コンピュータサイエンスに直接関連する。

この章の記述は、発明特許出願を審査するためのみの指針として公開される。この指針は、コンピュータオペレーション及びコンピュータプログラムの情報システムを含んでいる。これらの指針は、コンピュータオペレーション及びコンピュータプログラムの情報システムに関連する発明を定めるために用いられる。本指針は、特許出願が仏暦 2522 年特許法第 9 条(3)項に違反しているかどうかをチェックするための規則を含む。本指針は、特許審査官がその業務を正確に、かつ同じ基準に従って遂行するためのガイドとして作成された。

### この章で使用される用語の定義

**コンピュータ関連発明**とは、コンピュータの使用とコンピュータプログラムを含む発明を意味する。

**コンピュータオペレーションのための情報システム**とは、コンピュータあるいは特別なタスクを実行させるための電子デバイスに対する明確な命令あるいは特定されたコンピュータプログラムを伴うコンピュータの動作手順を意味する。

**情報処理**とは使用目的を達成するための数学的プロセスあるいは情報処理（訳注：情報処理を意味する別のタイ語が記載されている）を意味する。

**ソフトウェア**とはコンピュータを動作するために用いられるプログラムを意味する。

**プログラムリスティング**とは紙に印刷されたリストあるいはスクリーン上に示された、などの形式の“コード”のリストを意味する

**プログラム**とは、コンピュータに特別なタスクを実行させる命令、あるいは、例えば、コード、コンピュータプログラムそれ自身、同様にソースプログラム、あるいは、オブジェクトプログラムに自動変換され、ある特別な結果、シンボリック命令あるいはシンボリックテキストを受けるためのコンピュータのような、数値を求めるデバイスによって動作されることのできるシーケンスコードを意味するコンピュータプログラムそれ自身である。（コンピュータプログラムとは、コンピュータを動作させるためにコンピュータとともに用いることのできる命令、あるいは、インストラクションセット、あるいは他のもの、または全てのコンピュータ言語を意味する。定義の根拠：仏暦 2537 年特許法）

**プログラムが記録されたコンピュータ読み取り可能な記録媒体**とは、命令（プロセス）をインストールするためあるいはプログラムを頒布するために記録されるプログラムとともにコンピュータを用いることによつて、読み取り及び書き込み可能な媒体を意味する。

**手続**とは所要の目的を達成するための時間順の命令に関連づけられた一連のデータ処理あるいはアクションを示す。

**データ構造**とは情報の異なる要素間の関連と情報ヒエラルキーのロジック構造を意味する。

**ハードウェア資源**とは機能の実現あるいは動作のためのコンピュータの物理的な部品あるいは電子部品を意味する。例えば CPU を用いた素子を有するコンピュータハードウェア、メモリ、入力装置、出力装置、あるいは、システムあるいはコンピュータなどに接続される他の物理的部品である。

## 1. 仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法の規則の下でのコンピュータ関連発明の審査

**第3条** 発明は、新規の製品やプロセスを創造する全てのイノベーションあるいは発明、あるいは、全ての既知の製品やプロセスの改善を意味する。

**プロセス**は全ての方法、生産、維持あるいは製品の質の改善の技法あるいはプロセスを意味し、このようなプロセスの適用を含む。

**第9条(3)**以下の発明はこの法律の下で保護されない。

“コンピュータオペレーションのための情報システム”

特許を受けることのできないコンピュータ関連発明は、例えばコンピュータプログラムそれ自身や、媒体に記録された形式のコンピュータプログラムである。しかしながら、技術的な意味においてのコンピュータプログラムの適用は、特許を受けることができる場合もある。例えば、コンピュータのいくつかの特別な技術的ツールとの統合、あるいは、コンピュータプログラムによって制御される製品のためのプロセスである。よって、コンピュータプログラムあるいはソフトウェアに関連する発明を審査するために、審査官は、基礎知識として下記の点を考慮すべきである。

特に情報処理とともに全ての種類の機器で基本を用いた処理を含め、これらの技術を広く学び理解しなければならない。

独立形式クレームの全ての内容の処理、言い換えると特別な技術的特徴または特質を総合的に評価するため、(発明の要旨を審査する際に)独立クレーム中の全て、特に、発明の要旨の審査と先行技術との比較を行う。

“コンピュータオペレーションの情報システム”の項について、規定に従った厳格な解釈により、「ソースコード」(Source code)は出願人に様々な法律に基づく保護を求める選択肢をもたらす。例えばソースコードは著作権法の下で保護される。そして、コンピュータプログラムの機能(Function)および技術的効果(Effects)は、特許法に基づいて保護を求めることができる場合がある。

コンピュータプログラムに関連する発明の検討では、特許法の下で保護されるには、発明は9条(3)を完全に遵守すること以上に、さらに特別な特徴を備えた発明でなければならない。

いずれにせよデータ処理は、コンピュータプログラムによる方法又は特殊な電気回路の方法のいずれによっても実施可能である。どのような実施となるかは、発明の考え方とは関係なく、経済的要素又は実施の可能性により選択されるものである。

よって、この分野の発明の審査は、それ単独で特許出願を行う必要のある、後述のコンピュータプログラム、あるいは、すべてのコンテンツの媒体上への記録は、保護されないことを考慮すべきである。もし、プログラムがすでにコンピュータに記録されている場合、それは保護を受けることができない。

それにもかかわらず、独立クレームで示される要旨は、既存の技術的開発であることを意味するならば。これらの発明は、コンピュータプログラムがものに適用されていても保護され得る。

**例：**

プログラムによって制御される機械、プログラムによって制御される製造、及び、制御プロセスは、通常は、同様に保護さを受けることのできる要旨であると考えられる。本発明の要旨が、一般的に使用されるコンピュータの内部動作を制御するプログラムのみに関係する場合、当該プログラムが技術的有効性を提供するのであれば、前記発明の要旨は保護することができる。

**例：**

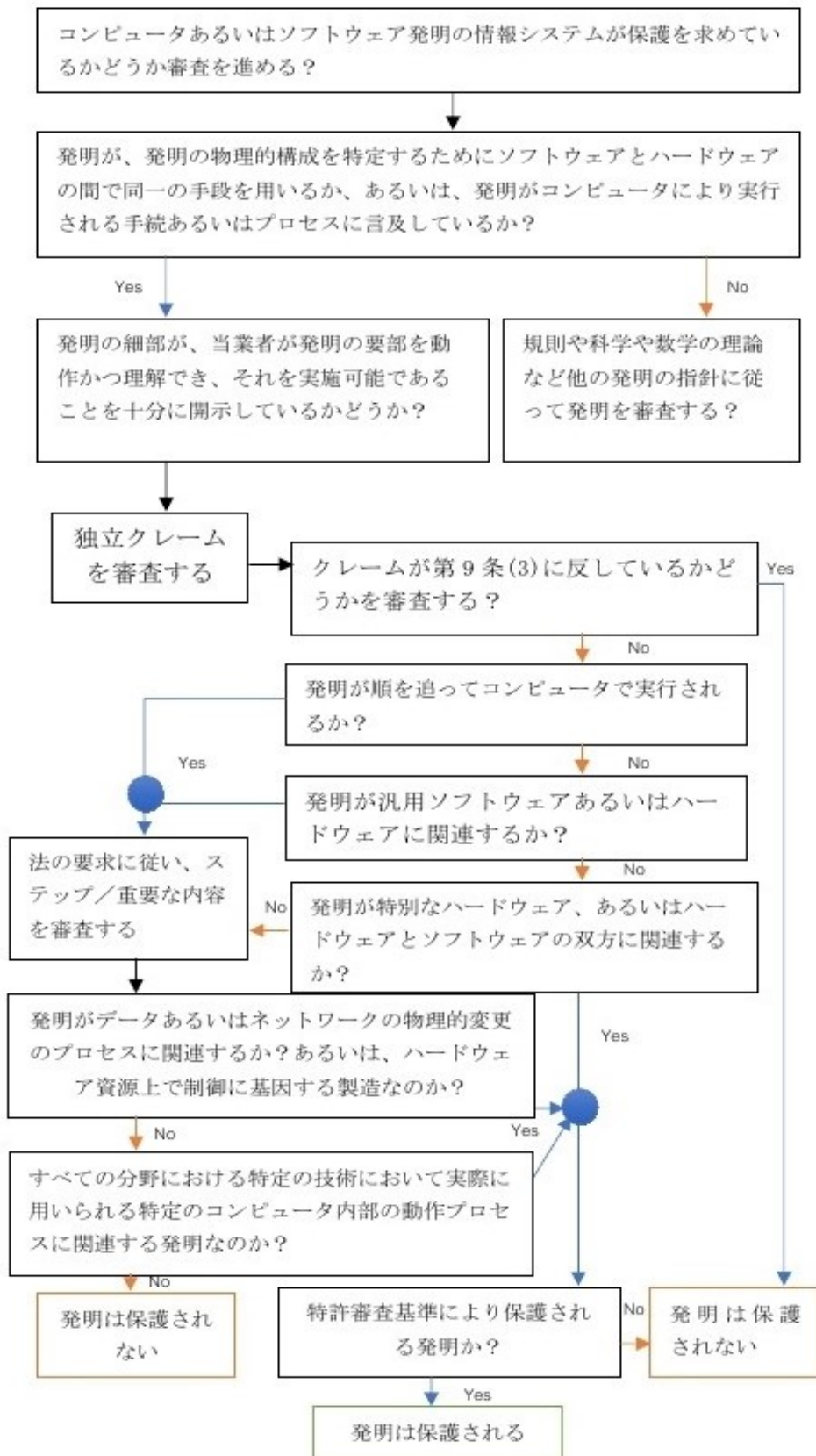
容量は小さいが動作が速いメモリと、容量はそれより大きい動作がそれより遅い別のメモリとを有するデータ処理システムがあり、すべての処理データが容量は小さいが動作が速いメモリに入力された場合、容量は小さいが動作が速い前述のメモリは、容量が大きいメモリと同速度でデータ処理を行い、結果、容量は小さいが動作が速い前述のメモリの容量を増やしたのと同様のプログラムの効果を生じさせることとなる。これは**技術的な特徴** (Technical characteristics) となる。したがって、特許で保護を受けることができる可能性がある。

コンピュータプログラムに関連する発明の検討と一緒に検討されるべき他の要旨は以下のようなものがある。

“**特許／小特許**を受けることができない可能性のある概念”に関連するものは、

- (1) データを処理するためにのみにコンピュータを使用すること。コンピュータのハードウェアリソースを使用してその処理を行う方法について、直接的にもまたは間接的にも詳細を記載していない。
- (2) 技術的な概念や特徴をまったく考慮していない、コンピュータプログラムや、記憶媒体にまたはデータを記録しただけのもの。
- (3) 記録媒体にコンピュータプログラムまたはデータを処理または記録するためにのみ、コンピュータを使用すること。
- (4) ビジネスの実施方法、または製品を生み出さないその他の方法

コンピュータオペレーションのための情報システムに関する審査の段階を示す図





コンピュータ、コンピュータプログラム、ソフトウェア関連発明に関係するプロセス、手段、方法、あるいはアクションを引き起こすか創出する発見に由来するコンピュータ関連発明に関して、これらは明らかに、ソフトウェアあるいは機能した発明(invention functioned)により運用されるシステム、デバイス、機械あるいは方法を示している。この発明は、技術的解決策、結果あるいは発明の技術的結果を明確に示さなければならない。

発明のどの部分が第9条(3)により保護を受けることのできないものであるかどうか決定する際に、審査官は発明のプロセスあるいは具体的な結果が達成されるまでの行為に注目すべきである。これらの発明は、コンピュータ、コンピュータプログラム、あるいはこれらの発明が完全に成功するまでのビジネス実施方法に関し、発明者による“介入のレベル”あるいは“思考過程における関与”を示さなければならない。

仏暦2522年特許法第9条(3)の下では、“コンピュータ運用のための情報システム”は保護を求めることはできない。実務上、コンピュータそれ自身に関連するビジネス実施方法を含むコンピュータプログラムあるいはソフトウェアの発明は、この条文の下で同様に保護を得ることができない。しかしながら、もし、自然の創造性から生まれた発明が事実なら、その際に人間は、特別な、あるいは、新規の技術的特性を伴った機能的に関係して現出する、新規の製品、プロセス(システム、方法、プロセス、手段その他)の改善を引き起こす結果となり、知的な思考過程でそれらの知識を活用するため、出願人が特許あるいは小特許の保護を得ようとする場合、これらの事象により、出願の審査が困難となる。

結果として、審査官のための指針は、コンピュータ、コンピュータ運用のための情報システム、コンピュータプログラムあるいはビジネス実施の方法と関連する発明の要求(request)をチェックすることとなる。審査は発明のクレームを審査するものである。審査官は、クレームが、コンピュータプログラムに関連するかどうか、あるいは、クレームがビジネス方法についての内容を有しているかどうかを考慮しなければならない。それから、重要なクレームは、それが技術的事項か非技術的事項かを選別する。

## 第6章

審査官が、例えば、金融取引、物品取引などの、事業内容を伴ったソフトウェアコードまたはプログラムそれ自身に関連する独立クレームにおいて言及された要旨を発見した場合、これらの要旨は、仏暦 2522 年特許法第 9 条(3)の下での重要な技術的発明ではないと考えることができる。

審査官が、言及された要旨が、保護を適用することのできない、関連はするが技術的発明(technical invention)ではないことを発見した場合でも、しかしながら、手続のシステム、手段、方法あるいはコンピュータに関連する全てのアクションなどの他の部分の技術的事項を伴った独立クレームに関連するいくつかの要旨が存在する。これらの技術的事項は、コンピュータプログラム、ソフトウェア関連発明、プロセス、ビジネス実施を伴う使用と関連しており、技術的特徴をもたらす非技術的事項(コンピュータプログラム、ソフトウェアオペレーション、処理あるいはこれらのビジネス実施)を伴った技術的要旨(システム、手続、手段、方法)の間でともに動作する特徴として記述されるものであり、上記特徴は明らかな技術的結果の中に存在し、いくつかの特別な課題解決を示すものである。言い換えると、コンピュータプログラムあるいはソフトウェアの使用、あるいはこれらの発明を伴うビジネス実施は、物理的環境(physical nature)において改善や変化を結果として残すか、あるいは、完成された発明であることを示す。これらの発明は特許出願可能な技術的要旨となっている。この場合において、審査官は、技術的特徴を伴った発明の内容が第 5 条の規定(進歩性を伴った新規の発明で産業上利用できるかどうか)に適合しているかどうか検討しなければならない。

### 2. コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムに対する情報システムについての発明の審査の基準

この章で言及されるコンピュータ関連発明、コンピュータプログラムあるいはビジネス方法は、それぞれの発明が発明の技術的課題の解決策を提供しなければならない。いくつかの、あるいは全ての部分の内容は、コンピュータオペレーション、コンピュータプログラムの処理及び制御、コンピュータ内外のデータの処理の情報システムに基づいており、コンピュータは、外部オペレーションあるいは外部デバイスに至るまで、上記活動を実行するプログラムを用い、処理プロセス(processing process)あるいは内外のデータ移転などは、コンピュータシステムの内部パフォーマンスの改善やコンピュータシステムの内部資源の管理により同様に制御される。よって、コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムのための情報システムのソリューションは、コンピュータ関連ハードウェアの変更だけを表しているとは限らない。

審査官は保護を求める発明の課題を解決する手段に焦点を合わせるべきである。それぞれの解決策はそれぞれの独立クレームにおいて特定されている。例えば、

(1) アルゴリズム、数学的規則、あらゆる媒体（テープ、ディスク、光ディスク、ROM、P-ROM、VCD、DVD あるいは、コンピュータにより可読な他の媒体など）に記録されたコンピュータプログラム、それ自身数学的規則の内容のみに依存する他の規則やゲーム手段などについて独立クレームに記載される場合、それは第9条(2)の“科学及び数学の規則及び理論”による、特許不可能な抽象的思考方法(abstract way of thinking)を意味する。さらに、第9条(3)の“コンピュータ関連発明”あるいはコンピュータプログラムに該当し、保護を求めることができない。

(2) 独立クレームが第9条(2)に関連し、その目的が科学の規則及び理論に従う発明のみを保護するためであるか、数式として用いるのみでいかなる技術的効果や実施の可能性のない場合の結果を出願するものではない場合、科学や数式の規則や理論は発明ではなく、抽象的思考にすぎないものであって、保護を受けることのできない自然法則であるため、真であるにすぎない。アルゴリズムの特徴や数学的計算を含んでいる場合、それは、順を追ったワーキングプロセスの解析及びコンピュータを用いた命令配列による正確な数学的数値(mathematic number)を使った解決に導くアルゴリズム手順の使用である。アルゴリズム、数学計算のためのみの規則、コンピュータプログラムそれ自体、あるいはゲームプレイのための規則に関連する独立クレームの内容である場合、これらの独立クレームは保護を求めることのできない抽象的思考及び規則についての詳述にすぎない。例えば、読み出し可能なコンピュータ媒体、コンピュータプログラム製品は、記録されたプログラムあるいはゲームコンピュータのためのデバイスなどにより特定される。例えば、ゲームルールに依拠するコンピュータプログラムである。そのコンピュータプログラムは、技術的方法について他の要旨をなんら有さず、有形の対象も有さない。言葉を換えると、これらの要旨は、ルールと抽象的手段に関連があるだけであるため特許を出願することができない。それにもかかわらず、独立クレームで言及されるコンピュータにおいて記録された可読媒体が、媒体や更新されたトラックデータの構造的な内容、媒体記録のための列、改善されたあるいはアップデートされた媒体素材などのような、物理的発明において変更や改善を引き起こす実際の関連を有する場合、これらは特許可能な発明の要旨となる。

(3) コンピュータプログラム関連発明、及び、技術的課題解決のためのコンピュータオペレーションに関する発明による解決策を考慮し発見した場合、さらに、その発見が技術的手段を反映してかつ明確に内外のオブジェクトを処理しコントロールするためのプログラムによって作動されるコンピュータに存在する場合、それは具体的な技術的結果と解決策を示すものである。これは、保護可能な発明の要旨において特定される問題を解決するための技術的手段である。

(4) コンピュータプログラムを適用することによりコンピュータプログラム関連発明による解決策が考慮されて見出された場合であって、具体的な手段でのいかなる技術も反映しないか、あるいは、技術的解決策が得られずに実際の実務には（適用）不可能である場合、その手段は問題を解決していないことを意味しているから、特許を登録することはできない。

**例：**

工業制御プロセスに対し完全に創造する工業プロセス、測定あるいは試験を制御するための、コンピュータオペレーションに関連するコンピュータプログラムに関連する発明であって、また、コンピュータにより制御される工業プログラムの実行を通じて技術的に可能である場合、そのような課題を解決するための手段は特許出願可能である。

コンピュータプログラムに関して、外部由来の技術的結果を処理して実際に可能な有形の結果が認められる場合には、発明の課題解決のための手段は、特許出願可能である。よって、いわゆる「問題を解決するための手段」としての、コンピュータによる技術情報の、技術的結果が得られる処理は、特許出願可能である。

コンピュータプログラムに関し、発明の課題を解決するための方法に関連して、コンピュータ内部のシステムの効率に何らかの改善がある場合には、発明は特許出願可能である。結果として、コンピュータシステムのオペレーションを通じて自然法則に従った、コンピュータシステムの完成品あるいは部分品に創意が存在する。この発明は、コンピュータの内部システムの効率が改善できた場合には、特許出願可能である。

### 3. コンピュータオペレーションのための情報システムに関連する発明を検討するための指針例

#### 3.1 コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムのための情報システム関連発明であって、特許出願不可能な、ビジネス実施の手段

上述した、特許を出願できないと思われるコンピュータプログラム及びビジネス実施の手段に関連する発明についての審査例

##### 例1 出願番号 0201000231

発明 “購入注文処理における入出力用システム”

##### 発明の概要

“購入注文処理における入出力用システム”に関連する発明は、注文をどのように受け取るか、どのように注文するか、生産計画の取得、製造からの物品受領、一時保管、および輸送、を含む。注文処理は、受取人が購入注文を受け取ってから開始し、生産計画に移行する。購入注文、事業計画、コンピュータ処理システムを用いることによる全ての在庫情報とその情報を比較した後で、在庫が注文に対し十分かどうかを決定し、その後、輸送の要素比較により輸送時間を概算する。輸送期間は、国際通信ネットワークを通じて買い手に送られる。その後、製造は生産計画に基づいて製品を生産し、その後注文の受取人に対して送られる。製品が到着した際、注文の受取人は、出荷予定時刻に適合するように製品を買い手に輸送する。よって、買い手は、システムとともに注文処理することにより製品を期日通り受け取り、配送予定日を概算し、期日に配送できるよう処理することができる。

##### 独立クレーム

1. 購入注文処理における入出力のためのシステムであって、

同一の注文情報とともに注文受取人によって使用される注文受け取り手段を有し、注文受取人による注文フォームは注文を扱う者に送付され、関連した者からの事業計画の情報取得のため、注文受取人によって用いられた事業計画の情報取得を行い、発送時間を概算するため、注文情報、事業計画情報、及び上記方法によりこの情報を用いて輸送方法に基づき発送時間を計算するシステム。

7. 買い手からの注文を受け取るため、注文受取人により用いられる注文受け取りプロセスを含む、購入注文処理における入出力用システムであって、この注文は買い手の注文に対し用意できない部分を注文するため、関連する者、関連する者から輸送される当該製品を受け取るための手段と、準備のできた買い手による逐次処理のための固有なユニット中の製品まで一時的に用意できていない製品以外から製品を保管するために注文受取人によって用いられる一時的在庫製品用手段と、買い手に向けたすべての固有なユニットを輸送するための輸送手段とを含む。

#### 12. 以下からなる、“購入注文処理用入出力システム”

- (1) データベース：供給量の情報を集積したデータベースであって、この供給量は、注文受け手に対し送られる部分である、関連する者の供給量である。
- (2) 前記送られる部分のそれぞれのリストについての購入注文手段、
- (3) 注文受け手による買い手からの購入注文を受領するための購入注文を受領する手段、
- (4) 特別な判断の手段であってこの判断は、前記データベースにより検討し、購入注文品が、指定期日までに配送可能かどうかを判断する手段
- (5) 特別な部品(部分)に対する購入注文の手段であって、この部品(部分)は、特別な方法による、特別な部品(部分)であるかどうかを判断し、その後、当該判断はこの特別な部品(部分)の特別な製造者に送付する手段。

#### 分析の概要

このような発明は、仏暦 2522 年特許法第 3 条に拠り新規の製品のための発明あるいは創作ではないと決定されてきた。そしてそれは、データベース内に存在するデータと比較され検索されることにより処理を行うため(to process)データを送る情報処理プログラムである。それは、技術的特徴がなく、プログラムそれ自身により運用され、データベース内に存在するデータを検索し比較するための方式にすぎないことを示す。したがって、独立クレームにおいて言及される購入注文入出力のためのシステムは、システムやデバイスから離れた、いかなるデバイスにも隠れない(hide)、そして、それらの仕事を支援するためのデバイスを有さない、自動的なコンピュータプログラムである。このように、それはコンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムのための情報システムとして考えることができる。それは、保護を申請不可能な発明である(出願番号 020100231 添付書類 1)

### 3.2 特許出願不可能な、コンピュータ運用あるいはコンピュータプログラム及びビジネス方法の情報システムに関連する発明

例2：出願番号 0001002586

発明（の名称）：カード払いに用いられる通貨換算方式

#### 発明の概要

カード払いに用いられる通貨換算は、より特別な性質を持つカード番号を受け取る方式、カード所持者からカード番号を受け取る取引に対応した選定された通貨を決定する方式、カード番号からコード(code)を特定する方式、テーブル中の受領取引のコード確認者と照合することによるコード確認者とのオペレーションで、用いられる通貨を決定するための方式であり、顧客とデビットカード所持者の間でデビットカードあるいはクレジットカードを用いることにより当該処理を実行するための処理システムである。テーブル中のそれぞれの取引はカード発行者コードあるいはカード発行者コードの範囲を有し、通貨を一致させる必要がある。カード取引と対応するための通貨設定方式は実行中に行わなければならない、コード確認者向けに決定されねばならない。

#### 独立クレーム

顧客とカード所持者の間でデビットカードあるいはクレジットカードの取引に用いられる情報処理システムであって、

トレーダーと、デビットカード所持者あるいはクレジットカード所持者の間のデビットカードあるいはクレジットカードの取引を用い、特別な情報(special feature)とともにカード所持者からカード番号を受け取る手段、

カード所持者からカード番号を受け取るためのそのような方法を含むカード取引に対応して選定された通貨を決定する手段、

そのようなカード番号からコードを特定する手段、

テーブル中の受け取る取引のコード確認者を照合することによるコード確認者の実行中に、用いる通貨を決定する手段、を備え

テーブル中で受け取るそれぞれの取引はカード発行者コードあるいは発行者コードの範囲及び対応通貨コードを有し、カード取引に準拠した通貨を決定する方式は、コード確認者により決定されて実行中に用いられる通貨であることを特徴とする情報処理システム。

#### 分析の概要（特許委員会決定番号 24/2555）

カード支払システムにおいて用いられる通貨換算は、コンピュータシステムにおいて処理される(processed)コンピュータプログラムの特徴を示している。カード支払いのターミナルマシンで用いられるか、あるいは、セントラルペイメントのルート(マシン)で用いられるか、あるいは、アクセスを許可されたホストマシンで用いられるかは、いずれでも構わない。しかしながら、このようなコンピュータプログラムは、発明の一部あるいはコンピュータ関連発明の一部として使用されている。プログラムが単独で動作しないが、カード情報の監視システム、あるいはホストからの通貨換算の情報と接続するように、他の要素とともに動作する。これらのコンピュータプログラムは発明の一部である。さらに、いろいろな通貨状況におけるカード支払利用についての詳細が記載されている。販売に用いられるターミナルお

よびホストサーバのデータ処理デバイスによりカード支払システムを用いるそれぞれの取引に対する通貨両替の交換を示すシステムおよび方法が記載されている。

それは、トレーダーおよびカード所持者の間でのデビットカードあるいはクレジットカード支払の取引のためのネットワークを通じて互いに通信される。カード所持者に至る通貨交換の換算についての優位点は、デビットカードあるいはクレジットカードの改善であり、カード所持者が持つ通貨あるいは支払前にスクリーン上に示される他の通貨のいずれを選ぶかどうかを考慮する及び／又は決定することである。スクリーン上に示される通貨は発明ではなく、技術手段とともに発明として考慮されることができ、保護を求めることのできる、仏暦 2522 年特許法第 9 条(3)による“コンピュータオペレーションのための情報システム”あるいは“コンピュータプログラム”である。この件の場合、審査官は技術手段を伴う発明の要旨が仏暦 2522 年特許法第 5 条の規定（新規性、進歩性、産業上の利用性）に従っているかどうかを検討すべきである（特許委員会 No. 38/2559 添付書類 2 の判断）。

### 3.3 保護されないコンピュータプログラムに関連する発明

**例 3:** “コンピュータプログラムを用いることによる円周及び直径の比率の解法(the ratio solution of……)”

#### 発明の概要

この発明の解法は、コンピュータを用いて円周と円の直径の間の比率を解決するための方法である。同一サイズのドットで埋められた四角の絵から始まり、適度な分割、等分布、そしてその後四角内に円を描く。円周と直径の割り当ては、コンピュータプログラムにより決定されることができる。コンピュータプログラムは、四角を通じて等分布の“ドット”を数えることを開始し、次の式の円周と直径の比を計算する。



$$\Phi = \frac{\Sigma \text{ value counted in circle}}{\Sigma \text{ value counted in square}} \times 4$$

特に、“value”の位置計算。位置のより近いものは、円の円周比率がより正確に直径 $\Phi$ に等しい。

#### 独立クレーム

コンピュータプログラムあるいはコンピュータオペレーションの情報システムを用いることにより円の円周と直径を計算するための方法であって、下記のステップを含む。

- 四角内のドットの量を計算するステップ；
- 四角内の円内のドットの量を計算するステップ；
- 等式を用いて円周と直径の比を計算するステップ；

$$\Phi = \frac{\Sigma \text{ value counted in circle}}{\Sigma \text{ value counted in square}} \times 4$$

#### 分析の概要

このプログラムの解法は、純粹な数学計算方法、あるいは、人間の抽象思考である(which is human abstract concept)コンピュータプログラムによって演算される規則を含む。それゆえに、この発明は抽象的規則であり、保護を求めることのできないコンピュータプログラムのコンセプトである。

#### **例4:発明 “運動摩擦係数 $\mu$ の自動計算方法”**

##### **発明の要旨**

この発明の解法はコンピュータプログラムを用いることによる運動摩擦係数の計算方法を含む。運動摩擦係数の計算のための伝統的方法は、デバイスを用いて摩擦板を等速で押し、変動する $S_1$ と $S_2$ を別々に測定する。そして、次の式とともに金属板の運動摩擦係数を計算する。

$$\mu = (\log S_2 - \log S_1) / e$$

#### 独立クレーム

コンピュータプログラムを用いた運動摩擦の係数自動計算方法であって、次のステップを含む

- 摩擦板の $S_1$ と $S_2$ の間の変動比を計算するステップ；
- 比 $S_2/S_1$ の対数 $\log S_2/S_1$ を計算するステップ；
- $e$ と $\log S_2/S_1$ の比を計算するステップ；

### 分析の概要

解法は測定方法を改善しない。それは数値計算方法をコンピュータプログラムで実行するのみである。解法が物理量に関係していても、解法の過程は数値計算であり全ての解法は数値計算のみである。それゆえに、この発明は保護を求めることのできない、人の考えに基づく指針である。

### 例5:発明“一般的国際文字のための翻訳方法”

#### 発明の概要

既存の自動翻訳システムは、1対1、1対多数、あるいは多数対多数の処理システムである。言語処理システムは、プログラムが混乱、矛盾、複雑についての問題を有しており、言語の組み立てにおいてさまざまなシンボルを用いている。(原文ママ) このコンピュータプログラムの本発明は、これを解決するために、“国際文字入力方法”を用いることによりさまざまな言語の文法の組み合わせを創り出し、世界中の全ての言語の完全な翻訳法を使う示唆がある。それは、シンボルのエスペラントを作るようなものである。エスペラントは、翻訳同士の間、機械同士の間での中間言語として用いられる。

#### 独立クレーム

単語の子音記号を用いて入力された言語の対応補助言語をつくり、その後、中間言語と入力言語の補助言語との間の対応する関係を用いて単語が完全に翻訳された後に、均一に文章の子音記号をつくる工程を有し、中間言語とはエスペラントおよびエスペラント補助語である、コンピュータによる国際言語の翻訳方法であって、

エスペラント補助語の作製と同様に入力した言語の単語記号および文章記号を作製し、単語記号の作製は、-mが名詞、-xが形容詞、-yが複数、-sが量を示す記号、-fが修飾語を意味し、単語記号の作製は-zが主語、-wが動詞、-dが特徴、-nが行為、-bがpredicativeを含む文章を完結とする補語、-kが修飾語の拡大語を意味することを特徴とする翻訳方法。

### 分析の概要

この解決策の要旨が前述するコンピュータの全ての内容を含むとしても、(それは) 中間言語を翻訳し、人工的な形式での国際言語の文字の入力規則を規定することにより世界の国際言語を完全に翻訳するだけである。

解決方法は機械による改良ではなく、また各言語の特徴の本来の目的と機械翻訳のコンピュータ技術との組み合わせの改良を含まず、発明者の理解に左右される言語文字における新たな翻訳の規則の決定と規定の改訂に関し、入力言語の補助言語、単語記号の中間言語、およびエスペラント補助語の文章記号の規則間の一致する関係の単なる組み合わせである。従ってコンピュータの作動における情報システム上の抽象的な規則および方法であり、保護を求めるとはできない。

### 3.4 保護を求めるとのことができる要旨である技術効果における結果としての技術的課題を解決するために適用されるコンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムの情報システム関連発明

#### 例6：発明“ゴム成形製造プロセスにおける制御方法”

##### 発明の概要

この発明特許出願は、製造プロセスの間のすべての時間においてコンピュータプログラムによりゴムの凝固を正確に制御するために用いられるものである、コンピュータプログラムを用いることによるゴム成形製造プロセス制御方法に関するものである。これにより、従来の製造プロセスにおいて通常発生する、過大または過小な凝固という欠陥を調整することができる。これらにより、ゴム製品の品質がコンピュータ制御プログラムにより改善できたことを明確な結果として示した。

##### 独立クレーム

ゴム成形製造プロセスにおける制御方法であって、以下のステップを含む；

- ゴム凝固温度のサンプルを温度センサを通じて集めるステップ；
- 凝固温度に応じたゴム製品の凝固処理における許容可能な(positive)凝固範囲を計算するステップ；
- 完全に凝固するために必要な時間の長さを決定するステップ；
- 所望の正確な凝固時間に到達するまで、凝固時間が正確である場合、凝固を停止させるための信号の送出手を中断するステップ。

##### 分析の概要

この解決策は、発明の技術的課題である、過大または過小な凝固を回避するために、コンピュータプログラムを用いることによりゴム成形プロセスを制御する方式である。この問題を解決するための方法は、コンピュータプログラムのオペレーションを通じてモニターすることによりゴム成形プロセスを制御するためのものである。

よって、それは、コンピュータプログラムに適用される、ゴム凝固の原理および技術的方法を用いることによる、ゴム凝固の精密なタイミング制御を反映する。精密なタイミング制御によって、ゴム製品の品質は大きく改善された。この方法から得られたものは、コンピュータプログラムによって運用された産業上の制御プロセスを解決するための方式であり、技術結果と発明の出願である。これは、特許出願することができ、保護のための要旨を有する技術的解決策である。

### 例7：発明 “コンピュータ能力拡張のための方法”

#### 発明の概要

モバイルコンピュータ、モバイルフォンなどのような一般的なモバイルコンピュータは、サイズ及び携帯性の制限のために、通常、小さなフラッシュメモリカードを情報格納のための媒体として用いている。よって、モバイルコンピュータは、格納スペースの制限とモバイルコンピューティングデバイス上で使用することのできない、マルチメディア技術の制限により大きな格納スペースを必要とするマルチメディア情報を演算することができない。

この発明の特許出願は、モバイルコンピューティングデバイスが多くのエリアにおけるアプリケーションを用いるためのサーバ上の大きな格納スペースを使用することができるようにするための、仮想マシンファイルシステムを用いることによりモバイルコンピュータ及びモバイルフォンの格納能力のポテンシャルを最大化する。

#### 独立クレーム

仮想マシンファイルシステムを用いることによるモバイルコンピューティングデバイスのデータ格納能力を拡張する方法であって、次のステップを含む：

モバイルコンピューティングデバイスにおける仮想マシンファイルシステムモジュールを作成しモバイルデバイス上にオペレーティングシステムを置くステップ；

仮想マシンファイルシステムを通じてモバイルコンピューティングデバイス上のアプリケーションとともに、仮想格納スペースを提供し、ネットワークを介してサーバをリモートにするための仮装格納スペースへのリード/ライトのためのリクエストを送出するステップ；

リモートサーバ上のローカルデータ格納デバイスにおけるリード/ライトリクエストのための、モバイルコンピューティングデバイスからのリード/ライトのためのリクエストを変換するステップ；

そして、ネットワークを通じモバイルコンピューティングデバイスにリード/ライトの結果を返送するステップ。

#### 分析の概要

この問題を解決するための方式は、モバイルコンピューティングデバイスのデータ格納能力を改善するためのものである。解決策はモバイルコンピュータのようなモバイルコンピューティングデバイスの効率的にデータを格納するための能力を増強することについての技術課題である。解決策は、コンピュータオペレーションプログラムを通じてモバイルコンピュータの内部パフォーマンスを改善するというものである。つまり、それは仮想マシンファイルシステムを通じてローカルコンピュータ上の仮想データ格納

スペースが作成されたことにより、サーバ上のデータ格納デバイスへアクセスするためにローカルデータ格納デバイスへアクセスするための権限を委譲する。これらは明確で実用的な、完全な技術的方法である。モバイルコンピューティングデバイスが常にデータを格納するための能力によって制限されることのない、データ格納の技術的結果を受領するものである。このように、この発明は、特許保護可能な発明の指針と要旨に従いコンピュータプログラムを用いることにより内部コンピュータシステムを改善するための指針である。

### 例8：発明 “イメージ中のノイズを除去する方法”

#### 発明の概要

従来一般的な発明は、イメージノイズ除去のために、ノイズ周りの平均ピクセル値を伴ったピクセル値のノイズに代えて平均フィルタ法 (average filter method) を用いている。しかしながら、この方法は、グレーと、類似レベルにとどまりイメージがにじんでいるピクセルの間の差異を減衰させる。この発明の出願は、30の基本およびグレー値を平均のプラス3倍超あるいはマイナス3倍より小さい値を有するピクセルの静的確率論 (statistic probability theory) イメージノイズを除去する方式を創造し、変化はノイズとして判断され、グレー値が平均のプラス3倍以内あるいはマイナス3倍以内の変化である場合、訂正されない。これゆえに、この発明は粗悪なイメージを効果的に除去するだけでなくイメージノイズの除去から発生するにじみの現象をも軽減する。

#### 独立クレーム

イメージノイズを除去するための方法であって次のステップを含む：

コンピュータ上で演算された全てのイメージのピクセルデータを受信するステップ；

全てのイメージピクセルのグレー値からイメージの平均と変化を計算するステップ；全てのイメージピクセルのグレー値を読み込み、全てのピクセルのグレー値が平均のプラス3倍超あるいはマイナス3倍より小さい値かどうかを判断する；

その結果が yes であればグレーピクセル値の調整を行わず、そうでなければピクセルノイズのグレー値を調整することにより除去するステップ。

#### 分析の概要

この課題に対する解決策はイメージノイズの技術的課題を効果的に捉え、それにより、イメージノイズ演算からのにじみの現象を削減する。この解決策はコンピュータプログラムのオペレーションからのイメージノイズを除去するためのものである。それゆえに、それは、グレーが平均の3倍超あるいは3倍未満であればノイズとし、ピクセルシューティング法を反映し、グレー値が平均の3倍超あるいは3倍未満以内であればグレー値とともにピクセルを削除し、グレー値を調整しない。これらは先んずる作業における平均とともにピクセルを置き換える不利を避けることができる。この発明の結果、イメージノイズの除去とイメージノイズの除去によるイメージにじみの削減が効果となる。同時に、置き換えられたピクセルの削減数によりシステムの計算が減少し、速度とイメージ処理の質が向上する。この発明の

効果(outcome)は技術的結果である；このことから、発明の保護対象は、コンピュータプログラムのオペレーションを通じて内部データを運用するための技術情報を用いた出口である、技術的解決策である。この発明の要旨は特許保護請求可能である。

### 例9：発明“コンピュータを用いた液体粘性の計測”

#### 発明の概要

液体粘性は普通に用いられる技術パラメータである。これは、製造における重要な技術パラメータであり、液体粘性計測方法の液体への適用は、一般的なロータメータ（回転流量計）を使用することにより一般的にマニュアルで行われる。最初に、エンジンは液体中でロータを回転させるために動かされ、ロータブレードの角度はスクリーン上のポインタの回転角を反映する。その後、スクリーン上の回転角度を読み取り、それにより液体粘性値を取得する。

マニュアルによる計測プロセスから発生する問題は、遅延、不安定、不正確、おびただしいエラーである。よって、これはリアルタイムの測定には適していない。このコンピュータに関連する発明は、データ収集プロセス、データ処理を通じて、コンピュータプログラムにより制御される、液体粘性を測定する方法を提供し、液体粘性測定のデータの提示は自動的にコンピュータプログラムのオペレーションにより制御される。これにより、この方法は常時（リアルタイムに）動作できる液体粘性測定に使用できる。

#### 独立クレーム

コンピュータプログラムを用いることによる液体粘性測定のための方法であって次のステップを含む；

液体の形状中の“パラメータ信号の値を処理結果の値”を特定した後でロータセンサに適した回転速度を決定するステップ；

ロータセンサをスタートし、ロータセンサ制御プログラムを用いてそのようなロータ速度での剪断応力を発生させ、液体粘性を信号回路に関連するロータセンサ中で観測される抵抗値に変換するステップ；

ロータ信号処理プログラムを用いることによる信号回路に基づく液体粘性値の計算、及び、計算された粘性値をLCDスクリーンに表示するための転送あるいはコミュニケーションポートを通じての生産コントロールセンターへ送出するステップ；

### 分析の概要

これは、速度改善と液体粘性値測定の正確性についての解決策が技術的課題となっている液体粘性値を測定する方法である。コンピュータプログラムにより制御される液体粘性を測定するための手順は、ロータセンサの回転速度検知の選定、動作ステータスの開始などを含む自動ロータオペレーションの制御プロセスからなる。技術情報処理のステップは集められて測定結果として表示される。技術方法の性質と取得するものは、液体粘性測定の速さ及び正確性の改善であり、液体粘性の瞬間の測定結果が取得される。これゆえに、この発明の適用は、測定において発生する課題解決のための方式であり、コンピュータプログラムを用いることによる試験オペレーションのための手順の制御である。これら技術的解決策は保護可能な発明の要旨である。

### 3.5 技術的課題を解決することができないか、あるいは、技術的解決策とは認められず、かつ、保護を求めることのできる要旨ではない、技術的優位性を引き起こさないコンピュータプログラム関連発明

#### 例10：発明 “コンピュータゲームのための方法”

#### 発明の概要

既存タイプのゲームの課題は質問及び回答を通じ、遊び(playing)による学習によりもたらされることである。他の形式のゲームは、ゲームにおける役割と成長に応じて、ゲームの中の役割から発展し、ゲーム環境を変更することを実現する、成長タイプのゲームである。この発明の出願は、ゲーム中の質問及び回答の目的を用いることによって環境変化及び役割の変化の理解を通じて、2つの形式のゲームの長所を一つのコンピュータゲーム中に組み合わせることである。このゲームのプレーのやり方は、一つのユーザインターフェースを用いて、ゲームの進展に従い対応する質問を出す。ゲームレベルの変更を決定するために、それが正解かどうかの、特定の回答をユーザが入力する度に、ゲームの役割のツールあるいは環境はユーザにより進められる。(原文ママ)

#### 独立クレーム

成長タイプと質問及び回答タイプの両方を有するコンピュータゲームのプレイ方法であって、回答は、ユーザがコンピュータゲームの装備を通じてゲーム環境に入ったときとユーザにコンテンツの質問を示したときの、ゲームの進行内容と質問への回答である集められたコンテンツが、コンテンツの質問からのゲーム内の進行程度を含み、言及された特性とともにユーザへの回答となるものであり、

スコアリング手順はユーザにより入力された回答から考慮して、それが集められた回答に一致あるいは類似するかどうか、データコンテンツは、前記質問に整合し、表現された質問のコンテンツ上にある基本的なベースに基づいて、それがイエスであれば、次の質問に進み、それがノーであれば、ゲーム変更ステータスの段階である質問ステージへ戻ることで、結果に基づくユーザによるマネジメントを行い、装備レベルやロールプレイングゲームの環境を決定し、スコア決定ステージでは、質問及び回答内容で記録されたスコアが、もし、正解の量が所定レベルであれば、装備レベルあるいは環境がそれに伴いアップグレードされるか増強され、もし正解の数が規則、レベル、装備あるいは環境と整合しなければ、なんらの変化もしない方法。

#### 分析の概要

解決策は、質問及び回答ゲームタイプの制御処理のためのよく知られたコンピュータプログラムを用いることにより一つのコンピュータゲームに質問と回答及び成長タイプゲームと一緒に組み合わせたものである。この方法は、質問と回答とゲームの役割のゲームステータスを変更することにより、質問と回答のプロセスにおいて、首尾一貫してゲームの役割と環境を変更する。この方法がユーザにゲームの装備を通じてコンピュータゲーム環境でのプレイに到達することを許諾するとはいえ、ゲームプロセスはコンピュータプログラムを通じてコントロールされる。言及されたゲームの装備は、ゲームの処理 (game processing) をコントロールするよく知られたゲーム装備である。それは、データ送信、内部リソースマネジメントなどといった内部のゲームパフォーマンスを改善するだけでなく、ゲームの基本やデバイスの機能に対し、いかなる技術的変更をも創造しない。この解決策の目的は、人間を適合させる必要があるために、これら二つのゲーム形式の特性を組み合わせることにある。それゆえに、これらの理由は技術的課題ではない。使用されるものは単に技術的課題ではなく、人間が起こす行動に依存する成長ゲームタイプと質問と回答の組み合わせることである。得られたものは技術的成果ではなく、それは稀にはマネジメントの結果と手続のコントロールの結果の組み合わせの結果である。それゆえに、この発明に対する特許の請求は、保護可能な技術的特性と要旨ではない。

#### 例 11 : 発明 “国際言語学習システムおよび学習内容選択”

##### 発明の概要

現在、ティーチングツールとして用いられるコンピュータシステムを伴う国際言語学習の既存システムは、この発明の出願で請求されているように、学習者の言語能力に従ってコンテンツを決定することに代えて、そのコンテンツが先に設定され、ユーザがそれらの設定されたコンテンツを学習しなければならない。この発明は、ユーザのニーズに従って学習コンテンツを選択することでユーザを支援する。最初のステップでユーザはシステムにそれらの情報を入力する。2番目に、システムはプログラムオペレーションを通じて複数文章ユニットにコンテンツの文章を分離する。3番目に、ユーザは分割された文章を新規の文章に再配置しそれをコンピュータに入力する。最後に、システムは、プログラムを通じて再配置された文章を古い文章と比較し、スコアは事前に決定されたスコアリングの基準を用いてユーザに表示する。



### 独立クレーム

学習コンテンツの選択を伴った国際言語学習システムであって、ユーザが選択されたコンテンツの情報を入力する学習ツールと、ファイル受領モジュールと、ユーザにより入力された言語ファイルとを含み、

ファイルから分離されたモジュールは、少なくとも一つの自由な文章に、それを言語ファイルを分割し、この文章分割モジュールは、これらの文章を多数のユニットに分割し、また、

学習モジュールの文章構築は、ユーザに対し、分割された文章ユニットを出力し、その後再配列された正しい文章を作り上げ、その後、ユーザにより再配置された文章と自然文 (free sentence) を比較する。スコアは、あらかじめ決定されるスコアリング基準に用いられ、ユーザに提示されることを特徴とする国際言語学習システム。

### 分析の概要

この解決策は、言語ファイルを受け取ることができ、かつ、ユーザによる情報を入力することができ、コンピュータプログラムのファンクションモジュールによるラーニングシステムの創造である。それは、自身の文章と、ユーザの文章を比較し、ユーザに比較結果を送出する。ラーニングシステムは、コンピュータプログラムを用いることにより、ラーニングデバイスのラーニングコントロールプロセス (learning controlling process) の目的を実現する。このようなラーニングデバイスは、よく知られた電子デバイスである。文章の分割、ソート、比較、および、スコアリングは、内部ラーニングデバイスのパフォーマンスを改善するものではなく、また、ラーニングデバイスの要素や機能にいかなる技術的変更を起こすものでもない。何かの中に入っているシステムは、ユーザのゴールに対応したラーニングコンテンツを決定する目的である。これゆえに、これは技術的課題ではない。この利点は、人工学習することができ、制限なしにこれらの規則をフォローすること、であり、それは技術的方法ではない。このシステムは、必要とされるラーニングコンテンツを選択するためにユーザを支援し、技術的な結果ではないが、ラーニングパフォーマンスを改善することができる。これゆえに、この発明の特許出願は、保護可能な要旨ではないため、技術的解決策ではない。

#### 4. コンピュータオペレーションあるいはコンピュータプログラムのための情報システムに関連する発明出願(invention application)について発明の詳細な説明及び独立クレームの記述

“コンピュータオペレーションのための情報システム”あるいは“コンピュータプログラム”に関連する発明特許あるいは小特許を出願するための発明の詳細な説明及び独立クレームを記述するための規則や規定(rules or regulations)の部分においても、他の技術分野の発明の保護のために出願する発明の詳細な説明及び独立クレームの記述と同様な特性を有する。これは、仏暦 2522 年特許法第 17 条及び関連省令が適用される。

##### 4.1 明細書の記述

“コンピュータオペレーションのための情報システム”あるいは“コンピュータプログラム”についての発明特許や小特許を出願するための明細書の記述に関連して、一般的な技術解決策のための概要の記載を別として、記述は、コンピュータプログラムの技術的特徴のデザインあるいは創造のためのアイデアを説明しなければならない。明確で完全な技術的結果を得るための利用及び使用（に関して）、記述は、この分野における一般的レベルの専門知識を有する者が理解でき、同様に再現することが可能となるまで説明する必要がある。記述は、コンピュータプログラムの重要な技術的手段を完全に記載するために明確に説明する必要がある。コンピュータプログラムのレイアウトの記載の原則に関して、レイアウトは、図面を示すべきである。図面は発明の詳細と対応していなければならない。説明はコンピュータプログラムのすべての手順について記載する必要がある。さらに、説明には、これら特殊な技術言語を使用することによりコンピュータプログラムのすべてのステップを記載しなければならない、時間順の命令配列とコンピュータプログラムの技術的特徴に依るものでなければならない。この技術的特徴は、一般的レベルの専門知識を有する者が理解できる程度に明細書で説明する必要がある。専門知識を有する者はまた、明細書に示された配列とコンピュータプログラム製品の記述を用いて技術的成果が導きだされたことを説明できなければならない。出願人は、通常、情報を表現するために用いられる、マークアップ言語プログラム(marked up language program)におけるコンピュータのマニュスクリプトプログラムからの重要な詳細のいくつかの部分を結論づけなければならないが、全てのマニュスクリプトプログラムを準備する必要はない。

コンピュータデバイスのハードウェア構造の変更の内容とともにコンピュータプログラムに関連する特許あるいは小特許の出願の場合、当該コンピュータデバイスのハードウェアを特定するための構造図があり、この構造図が明細書とコンピュータハードウェア部品を特定されなければならない。さらに、類似機能の関連性は、明細書で説明する必要がある。明細書は、一般的レベルの専門知識を有する者が発明を完全に理解することができるためにハードウェアを特定する図を有する必要がある。

#### 4.2 独立クレームの記載

コンピュータプログラムに関連する発明特許あるいは小特許出願のための独立クレーム（について）、独立クレームは、実施プロセスのための装備としての独立クレーム製品として、あるいは、プロセスとして記載されなければならない。いかなるタイプの独立請求項がどのように記載されようとも、それは発明の詳細に表される（ことと）としなければならない。これらは、発明の技術的課題を完全に解決するための方式を示す。要旨の抜粋は、技術的課題を解決するための重要な技術的手段を表す。大雑把に、または不明確にコンピュータプログラムの機能を説明してはならない。これらの機能の結果は、実際に構築することができるものでなければならない。プロセスの実施として記載された独立クレームがある場合は、それぞれの機能はコンピュータプログラムを用いることによるオペレーション方法を示さねばならず、機能はそれぞれのプロセスにおいて発明の詳細のそれぞれのステップで説明する必要がある。独立クレームがデバイスコンポーネントとして記載されている場合には、それを発明の詳細な説明中で特定しあるいは明確にしなければならず、また、接続の間、動作機能(work function)を明確に示し、これらの機能が互いにどのように結びついているかを示す、コンピュータプログラムのそれぞれの機能のコンポーネントを表すべきである。

デバイスの独立クレームの記載を受け取った場合、記述は、基本のコンピュータプログラムがシーケンスに入る動作とともに開始されなければならない。さらに、記述は、そのようなコンピュータプログラムを示すクレームのプロセスと対応し、同じこの指針に完全に従うか、コンピュータプログラムの各ステップに対応して同じこの指針に完全に従わなければならない。例えば、デバイスタイプについてのクレームの各構成要素(component)は、独立クレームのプロセスにおける各ステップあるいはコンピュータプログラムにおける各ステップに、完全に対応する必要がある。次いで、クレームのデバイスの各構成要素は、コンピュータプログラムの各ステップのシーケンス、あるいは、独立クレームのデバイスにより言及された各ステップを知るために記載する必要がある、そして機能モジュールについて言及する必要がある。機能モジュールのグループにより特定されたデバイスのクレームについては、ハードウェアを通じて結果を表示するための有形のデバイスがあることの代わりとして、発明の詳細の中で説明し、コンピュータプログラムの原則であるソリューション方法を示す機能モジュールのアーキテクチャとして検討する必要がある。

独立クレームの方法、手順、および、プロセス、および、それぞれのデバイスタイプの独立クレームを記載する、“コンピュータオペレーションのための情報システム”あるいは“コンピュータプログラム”に関連する発明の例は以下

#### 例 1

“CRT スクリーン上の文字のカーソル制御” 発明特許のための主要独立クレームの、独立クレームは以下のように記載することができる。

1. CRT スクリーン上の文字のカーソル制御であって、  
カーソルによる CRT スクリーン上の文字を制御するための方法は、以下のステップを含む。

情報を入力するステップ

カーソルの水平あるいは垂直位置の移動開始位置を内部 H/V メモリに格納するステップ

H/V メモリにカーソルの水平あるいは垂直の位置を格納するステップ

次の特性を有する、カーソルメモリポジション(cursor memory position)に、カーソルの現在の水平あるいは垂直位置を格納するステップ

それぞれ H/V メモリに格納された水平あるいは垂直の定義されたアドレスであるカーソル位置のメモリに格納された水平あるいは垂直のカーソルの現在の位置を比較するステップ

キーボードからの出力信号およびキャリブレータの出力信号によりコントロールされるカーソル位置を変更するステップであって、以下を表示する

カーソルメモリに格納された水平あるいは垂直アドレスを単一の文字位置として加算する

カーソルメモリに格納された水平あるいは垂直の単一の文字位置として減算する

デフォルト位置 H/V メモリに格納された水平あるいは垂直のデフォルト位置をカーソル位置メモリとして設定し、カーソルメモリ位置のメモリステータスを示すスクリーン上に現在の位置を表示するカーソルのステップ

#### 例 2

例 1 で特定された発明特許出願の独立クレームはコンピュータプログラムに関連する。もし、それがデバイス形式で独立クレームとして記載されている場合、次のようになる。

1. CRT スクリーンのためのカーソル制御であって、以下のものを含む。

情報の意味を入力する方式

カーソルの水平および垂直の当初移動位置を格納する方式である

H/V 初期メモリポイント

水平および垂直のカーソル移動のアドレス設定を格納する方式である、H/V 決定メモリポイント

文字とともに水平および垂直のカーソルの現在位置を格納する方式である、カーソル位置メモリ

カーソル位置メモリに格納された水平および垂直の連続したカーソルの現在位置と H/V メモリポイントに格納される頃による水平および垂直の特定されたアドレスを比較するためのコンパレータ

前記キーボードからの出力信号およびコンパレータからの出力信号を制御することによってカーソルの位置を変換し、変換された位置は以下を含む

カーソルメモリ中に格納された水平および垂直のアドレスに単一の文字位置を加える方式

あるいはカーソルメモリ中に格納された水平および垂直の単一文字位置を減じる方式

あるいはカーソル位置メモリに H/V の開始位置メモリに格納された水平および垂直の開始位置を設定する方法

カーソル位置メモリのメモリステータスによりスクリーン上にカーソルの現在位置を表示する方式である、カーソル表示

### 例 3

“シーケンシャルコントロールおよびサーボコントロールに適したコンピュータシステム”に関連する発明。それは、オン/オフおよび休止の命令に従うことによりシーケンシャルおよびサーボコントロールの並行処理を用いる。それは、プログラム 1 およびプログラム 2 の間の並行処理命令である。この独立クレームはこの発明の独立製造プロセスに記載されているであろう、下記のものである。

オン/オフおよび休止の命令に従うシーケンシャルおよびサーボコントロールプロセスは、以下のステップに採用される並行処理命令である：

コンピュータシステムメモリプログラムを処理する、シーケンシャルコントロールプログラムあるいはサーボコントロールプログラムを格納する

命令に従い、カウンティングユニットアップデートプログラムおよびカウンティングユニットフォロープログラムにより進められる、CPU 情報を回復するためのコマンドおよびコンピュータシステムで開始する

オペレーション命令がプログラムの命令である場合、プログラムのアップデートは一般的コンピュータインフォメーションに類似している

オペレーション命令がプログラムカウンティングユニットをオープンする命令である場合、それは、例えば、第2の制御プロセスのオペレーションを開始するためにオープンされる、並行処理プログラムの最初のアドレスである、このオープンすることにより命令をアップデートするものである

オペレーション命令がプログラムカウンティングユニットをクローズする命令である場合、それは、アドレスからアップデートされる。アドレスはクローキング命令のアドレス命令のリストから選択される。よってプログラムはクローキング命令プロセスや他の並行プログラムがプロセスを停止するまで継続可能である。その間、他のプログラムが動作開始する。

オペレーション命令が休止命令である場合、プログラムカウンティングユニットは、この休止命令により従った命令のアドレスによって、アップデートされる。それゆえに、プログラムは命令に従い、一定時間休止して他の並行プログラムが同時に開始する。

## 添付書類

添付書類1  
第 0201000231 号の拒絶

副本



特許出願拒絶命令公開

知的財産局長は特許出願拒絶命令を行った。

仏暦 2551 年(西暦 2008 年)年 10 月 28 日

第 0201000231(071366)号 出願日:仏暦 2545 年(西暦 2002 年)1 月 24 日

特許出願人名

発明者/創作者名 1. Mr.カズオ ウツキ Mr. ナオキ マサキ Mr. ワタル カロウ

発明/意匠の名称 購入注文プロセス入出力のためのシステム

拒絶理由 前述の特許出願の発明は処理システムの発明であり、第 3 条に基づく発明ではなく、業務用データを取得するためのデータ処理プログラムであり、仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条(3)に基づき保護を受けることができない発明であるため。

特許部

**署名**

(Mr.セークサン ブンスワン)

特許部長

F-ソーロー001 Rev.00 15/11/2550



添付書類1  
拒絶第 0201000231 号

写し

第ポーノー 0706/08-013736



特許部  
知的財産局

郵便番号 11000 ノンタブリー県ムアンノンタブリー郡  
バーンクラソー町ノンタブリー1 通り 44/100

仏暦 2551 年（西暦 2008 年）10 月 30 日

件名： 特許出願審査結果（拒絶）

宛先： \_\_\_\_\_

郵便番号 10500 バンコク都

参照：特許出願番号第 0201000231（旧 071366）号、出願日 仏暦 2545 年  
（西暦 2002 年）1 月 24 日

添付文書：審査結果報告書コピー

参照文献に基づき上述の特許出願は、処理システムであり、上述の特許出願に基づく発明は、第 3 条に基づく発明ではなく、業務用データを取得するためのデータ処理プログラムであり、かつ添付の審査結果に示すとおり、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）及び仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 9 条（3）に基づき保護を受けることができない発明である。知的財産局長は、仏暦 2551 年（西暦 2008 年）10 月 28 日付けで上述の特許出願の拒絶を命じる。

よって、貴殿が上述の命令に不服がある場合は、特許委員会に本書受理後 60 日以内に**審判請求**する権利を有する。期限内に**審判請求**を行わない場合、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 72 条に従い、上述の命令を最終決定とみなす。

敬具

署名

（シリゴン コートノン）

8Wor. 特許審査官

担当官

電気・物理グループ

電話 0-2547-4716-7

FAX 0-2547-4718

命令番号第 200810300852220

## 項目記録書

行政部署 特許部電気・物理グループ TEL 1913

第ポ一ノー 0706/ \_\_\_\_\_ 日付 仏暦 2551 年（西暦 2008 年）10 月 28 日

件名 発明特許出願番号第 0201000231 号審査報告書

## 所見

電気・物理グループは、仏暦 2545 年（西暦 2002 年）1 月 24 日に出願されたイン/アウト発注処理システムに関する特許出願番号第 0201000231 号を審査し、上述の発明特許出願に基づく処理システムが、第 3 条に基づく発明ではなく、業務用データを取得するためのデータ処理プログラムであり、かつ仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）及び仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 9 条(3)に基づき保護を受けることができない発明であることが判明した。

上述の特許出願を拒絶すべきと判断する。

本書に添付の審査報告書に示す。

.....署名..... 審査官

.....署名..... グループ長

## 命令

拒絶

署名 \_\_\_\_\_

特許部長

知的財産局長代理

**発明特許出願審査報告書様式**

発明特許出願審査報告書

2 頁

特許出願番号第 0201000231 号

**3. 審査事項**

上述の特許出願の事実事項 1.3 項及び 1.4 項に基づく審査から、イン/アウト発注処理システムが新しい製品を生み出すシステムであること、システムの品質を改良した製品であることが一切述べられていない。更に、上述の特許出願のクレームを検討すると、業務用データを取得するためのデータ処理プログラムであり、新しい製品の創造ではない。上述のシステムが、どのように新しい製品を生み出すか記載されていないことに加えて、上述のシステムはデータベース内の既存データを検索及び比較する方法でデータを送信し、処理するデータ処理プログラムである。従って、上述のイン/アウト発注処理システムは独立した、装置若しくは機器の範囲に属さない、又は業務に対応する装置のないコンピュータデータプログラムとみなすことができる。よって、特許法第 9 条(3)に基づく保護を受けることができない発明である。

**4. 所見**

3. 審査事項より、上述の特許出願に基づく発明は、仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法(第 2 版)及び仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条(3)に基づき保護を受けることができない発明である。よって、出願を拒絶すべきと判断する。

出願人は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 72 条に基づき、通知書を受理した日から 60 日以内に特許委員会に審判請求する権利を有する。

.....署名.....審査官

(シリゴン コートノン)

8Wor.特許審査官

.....署名.....グループ長

(シリゴン コートノン)

8Wor.特許審査官

## 発明特許出願審査報告書様式

発明特許出願審査報告書

1 頁

特許出願番号第 0201000231 号

**1. 事実事項**

1.1 イン/アウト発注処理システムに関する特許出願番号第 0201000231 号は、仏暦 2545 年(西暦 2002 年)1 月 24 日に出願された。出願人は、本田技研工業株式会社、日本国籍である。

特許出願代理人は、

1.2 審査官は、上述の特許出願を審査した結果、前述の発明特許出願が、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 3 条に基づく新しい製品の創造ではなく、業務用データを取得するためのデータ処理プログラムである、イン/アウト発注処理システムに関わることが判明した。よって、仏暦 2547 年(西暦 2004 年)5 月 28 日付けで審査の理由通知書を発行した。

1.3 出願人は、審査のための仏暦 2547 年(西暦 2004 年)8 月 25 日に日本及び欧州特許庁への PC 出願提出について記載するとともに審査報告書を添付した補正書を提出し、本特許出願に基づく発明は計画、法則又は方法ではなく、新しい製品(システム製品又は既製品)を得るためのシステムであることを説明して、検討の上、本特許出願人に対する特許付与を要請した。

1.4 審査官が 1.3 項に基づく補正書を審査した結果、上述の発明特許出願が特許法第 3 条に従わず、データベース内の既存データを検索及び比較する方法でデータを送信し、処理するデータ処理プログラムであることが判明した。従って、上述のイン/アウト発注処理システムは独立した装置若しくは機器の範囲に属さない、又は業務に対応する装置のないコンピュータデータプログラムとみなすことができる。よって、特許法第 9 条(3)に基づく保護を受けることができない発明である。

**2. 法律条項**

2.1 第 3 条で次の通り規定されている。

「発明」とは、新規の製品若しくは方法を革新若しくは創造すること、又は既知の製品若しくは方法の改

良をいう。

「方法」とは、製造若しくは製品の状態維持、若しくは品質向上の管理、若しくは製品の状態の改良における手段、工程、又は方法をいい、その方法を適用することも含む。

2.2 第 9 条(3)には、コンピュータの操作のための情報システムは、法律に基づく保護を受けることができない発明であると規定されている。

添付書類 2  
 審決 コーコーコー. 24/2555

第ポ一ノ一 0702/24 <span style="float: right;">様式ト一コー.9 知的財産局</span>	
郵便番号 11000 ノンタブリー県ムアンノンタブリー郡 バークラソー町ノンタブリー1 通り 44/100	
件名:特許出願番号第 0001002586 号 宛先:	
日付:仏暦 2555 年(西暦 2012 年)11 月 14 日	
担当官のみ 10	次の通り通知する。 1. 特許委員会は、特許法第 72 条に基づく局長命令の審判請求における審決第 24/2555 号を発行した。詳細は添付の審決に示す。 2. 委員会の審決に不服がある場合、貴殿は審決を受理した日から 60 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。期限内に行わない場合、第 74 条に従い、委員会の審決を最終決定とみなす。
署名	スキャン済  日付
連絡の際は、毎回本書を持参ください。 電話 0-2547-4763-4	
敬具  特別専門法務官	



特許委員会審決

第 24/2555 号

カード決済システム用のダイナミックな通貨換算に関する発明特許について

出願番号第 0001002586 号

---

アイルランド共和国法人である Mainline Corporate Holdings Limited は、カード決済システム用のダイナミックな通貨換算に関する発明特許出願を出願番号第 0001002586 号に基づき仏暦 2543 年(西暦 2000 年)7 月 12 日に出願し、同出願は仏暦 2544 年(西暦 2001 年)5 月 31 日に公報された。

知的財産局長は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条(3)に基づく保護を受けることができない発明であるとして、仏暦 2554 年(西暦 2011 年)2 月 10 日付けで特許出願の拒絶を命じた。

その後、仏暦 2554 年(西暦 2011 年)4 月 29 日、特許出願人は審判請求した。要旨は次の通りである。当該特許を出願した発明は、直接的なコンピュータプログラムではなく、コンピュータプログラムに関する発明又はコンピュータ関連発明(Computer-related invention)であり、上述の発明は仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条(3)に該当しない。

しかしながら、本出願のクレーム 1 は、「コミュニケーションネットワークを介して相互コミュニケーションに使用できる決済及びホストとして使用する端末機器のあるデータ処理機器」としており、本クレームに基づき特許を発行した場合、カードの通貨決定において、コンピュータプログラム製造者又は販売者は、特許権の侵害者とならない。

更に、欧州特許庁は、特許第 EP0052757 号に関して、コンピュータの動作のためのコンピュータプログラム又は情報システムであるため、本発明は特許出願を禁止されていないと審決しており、本出願は、50 か国以上で特許登録されており、更に 38 か国で特許付与の手続き中である。

/特許委員会は

特許委員会は検討の結果、図 5-6 及び図 8-9 に基づくフローチャートに、システム内のコンピュータで処理されたコンピュータプログラムの動作形態が示されているが、カード決済の端末機器、中央決済ルート指定装置又は使用を許可されたホストで使用されるかに関わらず、上述のコンピュータプログラムは発明の一部又は Computer-related invention として使用されるものとみなす。上述のプログラムが独立して動作せず、カード情報審査システム又はホストからの為替レート情報との接続等の他の要素と共に動作する必要があるためである。よって、上述のコンピュータプログラムは、発明の一部の役割を担う。

更に、特許出願には、様々な通貨の環境で使用されるカード決済システムに関する内容が含まれる。決済及びホストの手法として使用する端末機器のデータ処理装置として、カード決済システムを使用する各取引において、ダイナミックな通貨換算用のシステム及び方法を提供するもので、開発、改良された販売者及びクレジット、デビット、支払用カード所持者の間のクレジット、デビット、支払用カード決済に使用するコミュニケーションネットワークを介し相互コミュニケーションに使用することができる。ダイナミックな通貨換算における実用性が増し、カード所持者が、販売者に料金を支払う前に、カード所持者の通貨又は表示画面に表示された他の為替レートを確認する、及び/又は選択することを可能にする。端末機器のダイナミックな通貨換算は、消費者にとっての利益を生み出し、効率を向上させるものである。

上述の理由により、本特許出願に基づく発明は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 9 条(3)に基づき保護を受けることができない発明ではなく、同法第 5 条に基づき特許を受けることができる発明である。

仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 70 条(2)の規定により、特許委員会は仏暦 2555 年(西暦 2012 年)8 月 28 日付け第 3/2555 回会議において知的財産局長命令の却下を決議し、担当官は引き続き手続きを行うものとする。

当事者が特許委員会の審決に不服がある場合、当事者は審決書を受理した日から 60 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。期限内に行わない場合、委員会の審決を最終決定とみなす。

添付書類 2

審決 コーコーコー, 24/2555

-3-

(署名) 署名 委員長

(ブンナリット スワントゥーン)

マネジメント副事務次官

商務省事務次官代理

(署名) 署名 委員

(ブンサノーン ラタナスタラーケン)

(署名) 署名 委員

(ボンパン アナンウォラニット)

(署名) 署名 委員

(サムルン ジャックジャイ)

(署名) 署名 委員

(ウドムキアット ノンタゲオ)

(署名) 署名 委員

(ウィチャー ティティバースト)

(署名) 署名 委員

(モンコン ラックサーバチャラウオン)

(署名) 署名 委員

(ティラヨット ヴィヤントーン)

(署名) 署名 委員

(チャムナーン パタラパーニット)

(署名) 署名 委員


(ボンサック ウィブーンジャン)

知的財産局

仏暦 2555 年(西暦 2012 年)9 月 25 日



添付書類 2  
 副本 審決 コーコーコー.38/2559

第 一 一 一 様式ローコー.9	0702/16133-38   知的財産局 郵便番号 11000 ノンタブリー県 ムアンノンタブリー郡 バーンクラソー町ノンタブリー通り 563  件名:特許出願番号第 0001002586(058959)号 宛先:  日付:仏暦 2559 年(西暦 2016 年)12 月 23 日
担当官のみ	<u>次の通り通知する</u> 1. 特許委員会は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 72 条に基づく局長決定の審判請求に対する審決第 38/2559 号を発行した。詳細は添付の審決に示す。 2. 委員会の審決に不服がある場合、貴殿は審決を受理した日から 60 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。期限内に行わない場合、同法第 74 条に従い、委員会の審決を最終決定とみなす。  備考:特許委員会審決のコピーを添付した。
連絡の際は、毎回本書を持参ください。 電話 0-2547-5191	敬具  (署名)  専門法務官 担当官

副本

添付書類 2  
審決 コーコーコー.38/2559

第 一 一 一 一 一 様式ト一コー.9	0702/16133-38  知的財産局 郵便番号 11000 ノンタブリー県ムアンノンタブリー郡 バーンクラソー町ノンタブリー通り 563  件名:特許出願番号第 0001002586(058959)号 宛先:  日付:仏暦 2559 年(西暦 2016 年)12 月 23 日
担当官のみ	<u>次の通り通知する</u> 1. 特許委員会は、仏暦 2542 年(西暦 1999 年)特許法(第 3 版)により改正された仏暦 2522 年(西暦 1979 年)特許法第 72 条に基づく局長決定の審判請求に対する審決第 38/2559 号を発行した。詳細は添付の審決に示す。 2. 委員会の審決に不服がある場合、貴殿は審決書を受理した日から 60 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。期限内に行わない場合、同法第 74 条に従い、委員会の審決を最終決定とみなす。  備考:特許委員会審決のコピーを添付した。
連絡の際は、毎回本書を持参ください。 電話 0-2547-5191  <div style="text-align: right;">           敬具             (署名)             専門法務官            担当官         </div>	



特許委員会審決  
第 38/2559 号  
カード決済システム用のダイナミックな通貨換算に関する発明特許について  
出願番号第 0001002586 号

アイルランド共和国法人である Mainline Corporate Holdings Limited は、カード決済システム用のダイナミックな通貨換算に関する発明特許出願を出願番号第 0001002586 号に基づき、仏暦 2543 年（西暦 2000 年）7 月 12 日に出願し、同出願は仏暦 2544 年（西暦 2001 年）5 月 31 日に公報された。

知的財産局長は、仏暦 2559 年（西暦 2016 年）2 月 15 日付けで次の通り特許出願の拒絶を命じた。本出願に基づく発明には新規性、進歩性はなく、発明の要旨の拡大である。出願人は、出願人が保護を希望する発明の特徴には様々な方法があるために、簡潔かつ明確に発明の特徴を記載できないと説明したことにより、出願人のクレームの補正は、クレームが不明確で簡潔でなく、先行技術と同様の発明の要旨の補正となっている。従って、仏暦 2535 年（西暦 1992 年）特許法（第 2 版）及び仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 5 条に基づき新規性はなく、第 20 条に基づき発明の要旨の補正であると審査した。

その後、仏暦 2559 年（西暦 2016 年）5 月 30 日に出願人は審判請求書を行った。要旨は次のとおり。

1. 特許出願に基づく発明は、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 3、5 条及び 20 条に基づき禁じられていない。

1.1 特許出願に基づく発明は、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 3 条の規定に基づく発明である。

特許出願に基づく発明は、カード決済システム用のダイナミックな通貨換算であり、新規の製品若しくは方法を革新若しくは創造すること、又は既知の製品若しくは方法の改良であるため、上述の法律第 3 条の規定に基づく発明である。

/1.2 特許出願に基づく

-2-

1.2 特許出願に基づく発明は、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 5 条の規定に基づく新規の発明である。

特許請求する装置は、提示したカード情報に依存するのみで、カード所持者がカード所持者の通貨で表示された金額を確かめるためのハードウェア本体（決済及びホストの手法として使用する端末機器のあるデータ処理装置）となる新規の製品である。更に、本発明は、提示したカード情報に依存するのみで、カード所持者がカード所持者自身の通貨でカード取引を処理できる。従って、この形態で使用できる装置はこれまでに存在しないため、本発明は新規の発明である。さらに、出願人は複数の国で特許を取得しており、上述の発明の特許出願を拒絶した国はない。

1.3 特許出願の補正は、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 20 条に基づく発明の要旨の補正ではない。

担当官が出願人に幾度も出願の補正を通知し、出願人は毎回それに従い、法律に基づき保護を求めることができる発明であると説明した。また、上述の説明の内容は、同法第 20 条に基づく発明の要旨の補正ではなく、クレームを完全かつ明確に簡潔にし、明細書と一致させるための補正である。加えて、第 3/2555 回会議において特許委員会も、出願人の発明を法律に基づき保護を受けることができる発明であると同意している。

## 2. 明細書の内容の争点

2.1 審判請求人は、カード番号を受け取るよう設計されたモジュールは、キーボード又は磁気カードリーダーである可能性があり、上述のモジュールはカード番号用端末機器の一部であり、実際にはキーボード又はカードリーダーではないとする局長の意見に同意できない。審判請求人は、上述の場合、自動車の方向転換用モジュール、自動車の速度を上げるモジュール及び自動車の速度を落とすモジュールを搭載した自動車と比較することができると考えられる。つまり、モジュールは自動車の全ての部分である。従って、同様に特許出願に基づく明細書に示すモジュールも関連する芸術又は科学分野の専門家に進歩性のある技術の特徴を見せ、理解させることができるとともに、当該発明に基づき作成、実施することができる。よって、出願人がクレームのモジュールの詳細についてのみ記載した場合、発明の外観だけを示す記述となり、本発明を利用する方法が多数あることから本クレームの保護範囲を制限することになり得る。

2.2 審判請求人は、出願した特許出願にモジュールについての記述又は記載がないとする局長の意見に同意できない。

／審判請求人は、

審判請求人は、本発明はカード番号を受け取るモジュールではなく、出願に基づく発明はクレジットカード決済に使用する通貨を決定できる装置である。そのため、決済端末機器のある装置であり、上述の端末機器には特定の役割を行う多様なモジュールが存在し得る。1つのモジュールはカード番号を受取り、もう1つのモジュールは当該カードから暗号を特定する。従って、明細書12ページに示すカード番号を受取るモジュールは、磁気カードリーダー又はキーボードである。出願人は正確に、漏れなく、完全かつ明確、簡潔に、十分に一貫するよう明細書に記述した。磁気カードリーダー及びキーボードは、保護申請した日以前からよく知られていることから、詳細の補足は不要である。

2.3 審判請求人は、特許出願に基づく発明のデータ処理装置は、明細書の背景技術欄1ページ16行目から6ページ20行目に記述されており、特許出願人の発明に進歩性があるとはみなさないとする局長の意見に同意できない。

審判請求人は、審査官が本発明のデータ処理装置が既存の技術である W09912136、US5678010、US55671285、US5661517、US5448047、US5416306、US5287268、US3723655、US4961142、US4962531、US05386458、US5826245、US5842185 に記述されているとする争点は、的確ではないとの見解を示す。特許出願と同様にモジュールで構成されることが知られる決済端末機器は存在しないからである。既存の技術は、販売者の現地通貨以外の通貨で利用者が支払うことができるクレジットカードを受ける端末機器に関する情報を示すのみであり、上述の技術には、販売者が決済通貨を自身で選択しなければならない問題がある。従って、特許出願に基づく発明は、販売者及びカード所持者間のクレジット、デビット又は支払用カード決済の適切な通貨決定の問題解決を目指している。加えて、特許出願日以前には、当該カード番号からカードの通貨を特定することにより、決済通貨の選択肢を顧客に提示できる既知の端末機器はなかった。つまり、次で構成される決済端末機器はまだ存在しない。(1)カード番号から暗号を特定するモジュール、(2)表で受け取る項目と特定された暗号を比較することにより、カード決済に使用される通貨を決定するよう設計されたモジュール決済端末機器、(3)決済に使用するカードの通貨又は販売者の通貨に決定するモジュール。また、担当官は本発明に新規性、進歩性がないとする理由に関する詳細を提示することができない。

更に、この分野の技術文献は多数あり、PCT 出願書でも参照している。同様の特徴を有する出願におけるその他の文献は全て、特許出願に基づく発明がこれまでにない新規の発明であり、かつ、進歩性があることを確かに行っている。

例

-文献 WO97/04411 : 貸方の元帳への記入若しくは顧客口座への金融機関間の振込又は電子振込に関して

-文献 WO95/12169 : 電子トラベラーズチェック(ETC) に関して

-文献 EP0251619：スマートカードのタイプのカードに関して

-ニュースレターNaBanco：読者がアプリケーションソフトの詳細に関して質問するニュースレターである。選択した2つのアプリケーションソフト、つまり国内で発行されたVisaカードの現地通貨及びアメリカドルの対比について述べている。

上述の理由により、参照した全ての文献は、特許出願に基づく発明に進歩性のないことを示す先行技術ということでは一切ない。更に、局長が審判請求人の出願の拒絶を命じたことは、特許委員会が以前審決した同じ理由を用いており、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 74 条に基づく手続きに準拠していないものである。

従って、特許出願人のクレームに基づく発明は、新規性及び進歩性を有し、産業上利用することができる発明で、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 20 条に反しておらず、第 3、5 条に基づき特許の登録を受けることが相応しい。

特許委員会は、知的財産局長命令、審判請求書及び各種証拠に加えて明細書、クレームを審理した結果、本特許出願が仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 20 条及び仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づき公布された省令第 21 号（仏暦 2542 年（西暦 1999 年））第 4 項に基づく発明の要旨の補正が行われたか、更に、同法第 5 条に基づく新規の発明ではないとみなすことができるかという争点を検討する必要がある。

1. 仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 20 条、及び仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づき公布された省令第 21 号（仏暦 2542 年（西暦 1999 年））第 4 項に基づく発明の要旨の補正の争点

特許委員会は検討した結果、次の通り判断する。審判請求人は、不明確な箇所が多数あったため、複数回にわたり詳細を補正した。最新の補正で、審判請求人は、クレーム第 1 項を「データ処理システム…」から「カード番号を受け取るよう設計されたモジュール、特定するよう設計されたモジュール、決定するよう設計されたモジュール及び通貨を決定するよう設計されたモジュールで構成された通貨を決定する特徴を有するデータ処理装置」に修正した。上述のクレームの補正は、審判請求人が保護を希望する特徴に関する詳細の補正の性質を持ち、明細書と一致していなければならない。従って、審判請求人がモジュールは様々な手法で設計され得るため、上述のモジュールに関してのみに焦点を絞り追加詳細を提供できないと説明したことは、出願日から明細書にはそのような特徴が述べられていなかったこととなり、従って仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 20 条及び仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法に基づき公布された省令第 21 号（仏暦 2542 年（西暦 1999 年））第 4 項に基づき禁じられた発明の要旨の拡大となるクレームの補正である。

一方、審査官が補正を命じたために上述の補正が生じたとする審判請求人の主張については、審査官がクレームの補正を命じたことは、審判請求人に詳細を明確にし、明細書の記述範囲と一貫するよう説明させるためであり、上述の補正は、発明の要旨の補正であってはならない。よって、審判請求人のクレームの補正が既述のとおり禁じられた発明の要旨の拡大となる場合、審判請求人の主張は認められない。

2. 仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 5 条に基づく新規の発明ではない争点  
特許委員会は検討した結果、次の通り判断する。設計されたモジュールが審判請求人が保護を希望する特徴である場合、明確かつ簡潔に説明しなければならない。従って、審判請求人が上述のモジュールに関してどのように設計又は創造されたか追加説明でき得ないことは、保護を希望するクレーム内の創造された特徴であるモジュールのクレームに非常に広い範囲の意味をもたせることとなり、不明確かつ簡潔でない。明細書の背景技術欄 1 ページ 16 行目から 6 ページ 20 行目に記載の先行技術（W09912136、US5678010、US55671285、US5661517、US5448047、US5416306、US5287268、US3723655、US4961142、US4962531、US5386458、US5826245、US5842185）と比較した場合も、上述のモジュールは先行技術と同様の詳細であるため、先行技術が、保護を希望するクレームに記載に基づく要旨に関する開示又は提案の特徴を持つものとなっている。よって、特許出願に基づく発明は、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 5 条(1)に基づく新規の発明ではない。

審判請求人が、特許委員会が審決済みの内容と同じ理由で、局長が特許出願を拒絶したことは、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法及び改正法第 74 条に基づく手続きに準拠しない行為であると主張する争点については、上述の 2 回の特許出願に基づく審理は、異なる争点の審理である。仏暦 2555 年（西暦 2012 年）8 月 28 日付け第 3/2555 回特許委員会会議では、特許出願が第 9 条(3)に基づき保護を受けることができない発明であるか否かの争点を審理した。今回の審理では、本特許出願が第 20 条に基づく発明の要旨の補正を行ったか、及び同法第 5 条に基づき新規の発明ではないか否かの審理である。よって、局長が特許出願の拒絶を命じたことは、審判請求人の主張するように特許委員会が審決済みの内容を理由としていないため、同法第 74 条に基づく禁止ではない。

仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法（第 3 版）により改正された仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法第 70 条（2）の規定により、特許委員会は仏暦 2559 年（西暦 2016 年）10 月 26 日付け第 10/2559 回会議において知的財産局長の命令の支持を決議し、審判請求を却下する。

当事者が特許委員会の審決に不服がある場合、当事者は審決を受理した日から 60 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。期限内に行わない場合、第 74 条に従い、委員会の審決を最終決定とみなす。

添付書類 2

審決 コーコーコー.38/2559

-6-

(署名) 署名 委員長

(グラニー イサディサイ)

商務省審査長

商務省事務次官代理

(署名) 署名 委員

(ブンサノーン ラタナスンタラークン)

委員

(署名) 署名

(チャムナーン バタラパーニット)

(署名) 署名 委員

(ボンバン アナンウォラニット)

委員

(署名) 署名

(ナタナン シンチャイパーニット)

(署名) 署名 委員

(ウィチャー ティティバースト)

委員

(署名) 署名

(モンコン ラックサーバチャラウオン)

(署名) 署名 委員

(ナムチャイ エークパタナパーニット)

委員

(署名) 署名

(チャッチャワーン スマナセッタクン)

知的財産局

仏暦 2559 年(西暦 2016 年)11 月 23 日